第１１８回社会保障審議会医療保険部会
議事次第

令和元年６月１２日（水）
１６時００分～１８時００分
場 所 ： ベ ル サ ー ル 九 段

（ 議　題 ）

１．医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律について
（１）医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の成立について（報告）
（２）マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針について（報告）
（３）被扶養者認定要件の改正省令について
（４）審査支払機関における審査の効率化・高度化等に向けた取組について（報告）
２．「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」、「経済財政運営と改革の基本方針 2019（仮称）（原案）」、「成長戦略実行計画案」について（報告）
３．「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」議論の取りまとめについて（報告）
４．第３期全国医療費適正化計画について（報告）

（ 配布資料 ）

資料１－１　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の成立について
資料１－２　マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針について
資料１－３　被扶養者認定要件の改正省令について
資料１－４　審査支払機関における審査の効率化・高度化等に向けた取組について
資料２－１　「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」について
資料２－２　経済財政運営と改革の基本方針 2019（仮称）（原案）
資料２－３　成長戦略実行計画案
資料３－１　「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」議論の取りまとめについて（概要）
資料３－２　議論の取りまとめ（妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会）
資　料　４　第３期全国医療費適正化計画について（報告）

参考資料１　　在留外国人の国保適用・給付に関する実態調査等について
参考資料２－１　第３期全国医療費適正化計画
参考資料２－２　第２期医療費適正化計画の実績に関する評価（実績評価）
参考資料３　　高額医薬品の保険収載等に係る最近の動向

第118回　社会保障審議会医療保険部会

令和元年６月12日(水) 16：00～18：00

ベルサール九段　ホール

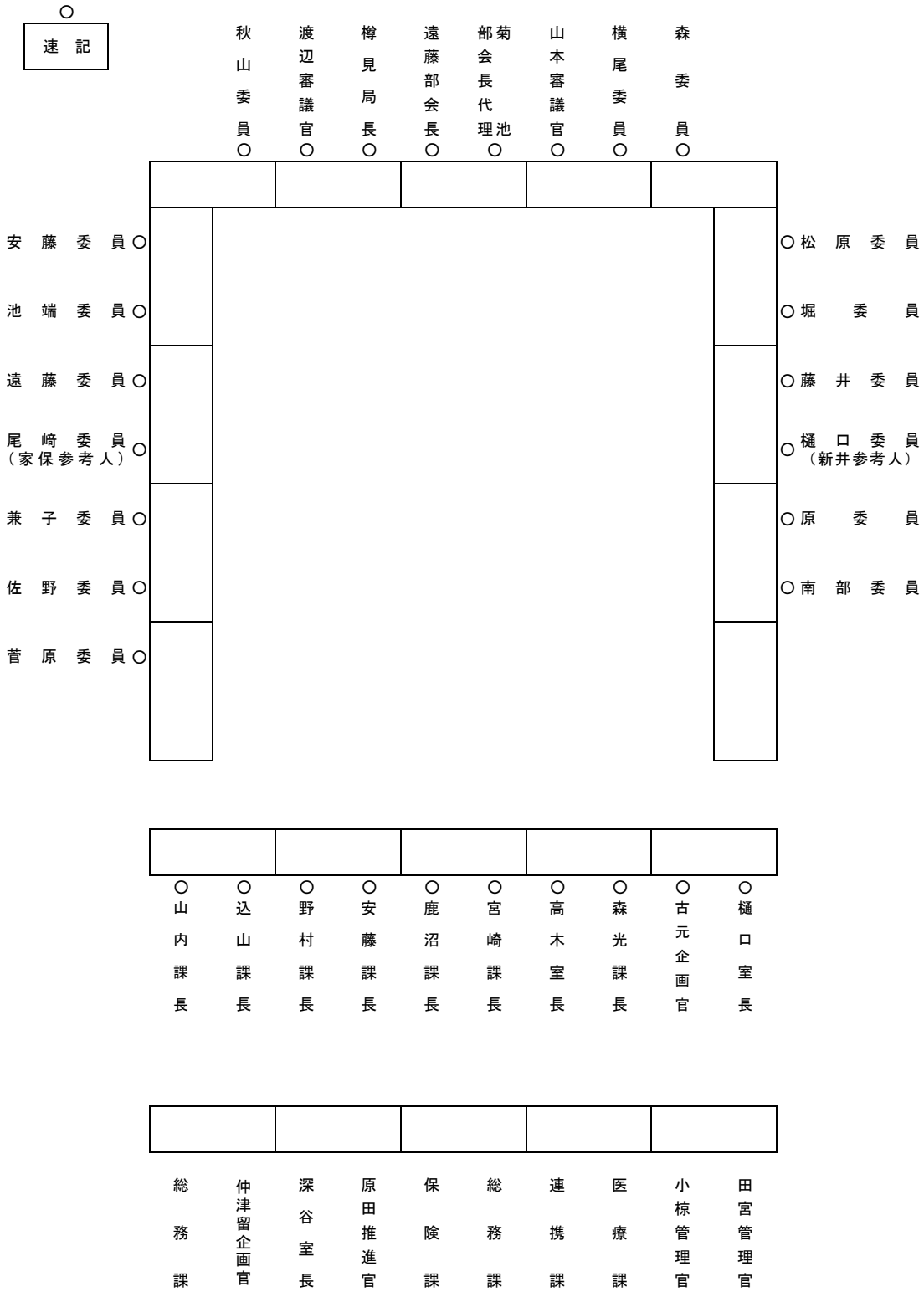

社会保障審議会医療保険部会　委員名簿

令和元年6月12日

あきやま　ともや 秋山　智弥	日本看護協会副会長
あんどう　のぶき 安藤　伸樹	全国健康保険協会理事長
いけばた　ゆきひこ 池端　幸彦	日本慢性期医療協会副会長
えんどう　ひさお ◎ 遠藤　久夫	国立社会保障・人口問題研究所所長
えんどう　ひでき 遠藤　秀樹	日本歯科医師会常務理事
おかざき　せいや 岡﨑　誠也	全国市長会国民健康保険対策特別委員長／高知市長
おざき　まさなお 尾﨑　正直	全国知事会社会保障常任委員会委員長／高知県知事
かねこ　ひさし 兼子　久	全国老人クラブ連合会理事
きくち　よしみ 〇 菊池　馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
さの　まさひろ 佐野　雅宏	健康保険組合連合会副会長
すがはら　たくま 菅原　琢磨	法政大学経済学部教授
なんぶ　みちよ 南部　美智代	日本労働組合総連合会副事務局長
はら　かつのり 原　勝則	国民健康保険中央会理事長
ひぐち　けいこ 樋口　恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
ふじい　りゅうた 藤井　隆太	日本商工会議所社会保障専門委員会委員
ふじわら　ひろゆき 藤原　弘之	日本経済団体連合会社会保障委員会医療・介護改革部会長
ほり　まなみ 堀　真奈美	東海大学健康学部長
まつばら　けんじ 松原　謙二	日本医師会副会長
むらかみ　ひでと 村上　英人	宮城県蔵王町長
もり　まさひら 森　昌平	日本薬剤師会副会長
よこお　としひこ 横尾　俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長／多久市長

◎印は部会長、〇印は部会長代理である。　　（五十音順）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の成立について

厚生労働省保険局

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法 】
- オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。**（公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）**

2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

（令和元年10月１日）

3. NDB、介護DB等の連結解析等 【高確法、介護保険法、健康保険法】
- 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）**（令和2年10月１日（一部の規定は令和4年4月１日））**

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
- 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。**（令和2年4月１日）**

5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化 【健康保険法、船員保険法 、国民年金法、国民健康保険法】
⑴ 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。**（令和2年4月１日）**
⑵ 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。**（公布日）**

6. 審査支払機関の機能の強化 【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
⑴ 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。**（令和3年4月１日）**
⑵ 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。**（令和2年10月１日）**
⑶ 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。

（令和2年10月１日）

7. その他
- 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消する。【国民健康保険法】**（公布日）**

1．オンライン資格確認の導入

（1）オンライン資格確認の導入

①保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。

②国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。

③オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する（次頁参照）。

（2）被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設

①被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位（被保険者又は被扶養者ごと）に定めることとする。
これにより、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となる。

※ 75才以上の方の被保険者番号は現在も個人単位なので変わらない。

②プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。

※ 告知要求制限の内容（基礎年金番号、個人番号にも同様の措置あり）
①健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
②健康保険事業とこれに関連する事務以外で、業として、被保険者記号・番号の告知を要求する、又はデータベースを構成することを制限する。
これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則を設ける。

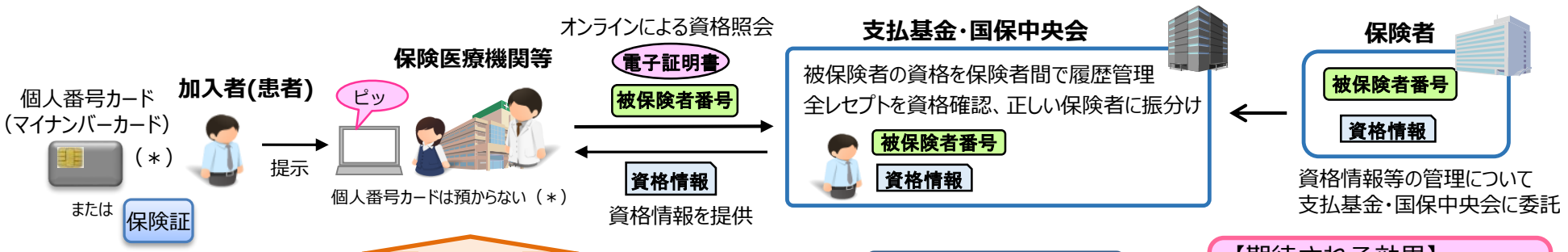

「医療情報化支援基金」（次頁）により、システム整備等を行う医療機関等を支援

資格情報を履歴管理
資格確認の導入

【期待される効果】
資格の過誤請求等の削減
事務コストの削減　等

プライバシー保護の観点から、健康保険事業・関連事務以外に被保険者番号の告知の要求を制限する措置を創設

＊マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を読み取る。マイナンバーは使わない。医療機関等でマイナンバーと診療情報が紐付くことはない。

2．オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設

平成31年度予算　300億円

○　技術革新が進む中で、医療分野においてもＩＣＴを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、平成31年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるＩＣＴ化を支援する。
（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の改正。平成31年10月1日施行）

医療情報化支援基金（平成31年度）の対象事業

１　オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援

オンライン資格確認を円滑に導入するため、保険医療機関・薬局での初期導入経費（システム整備・改修等）を補助

２　電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能な電子カルテシステム等を導入する医療機関での初期導入経費を補助

〔支援スキーム〕

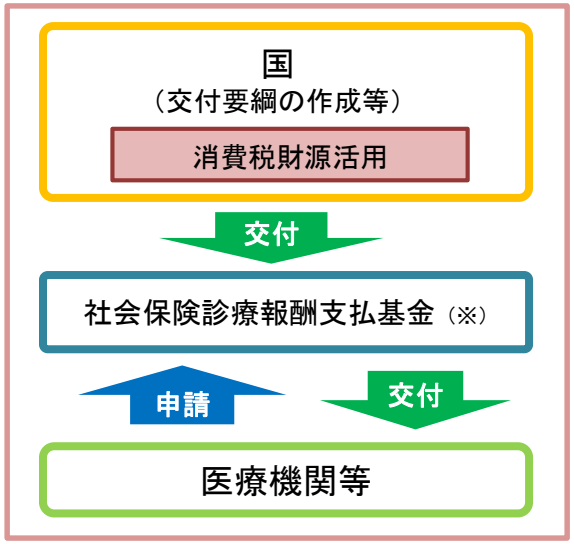

※レセプトオンライン化設備整備事業の実績有り
（平成21～22年度）

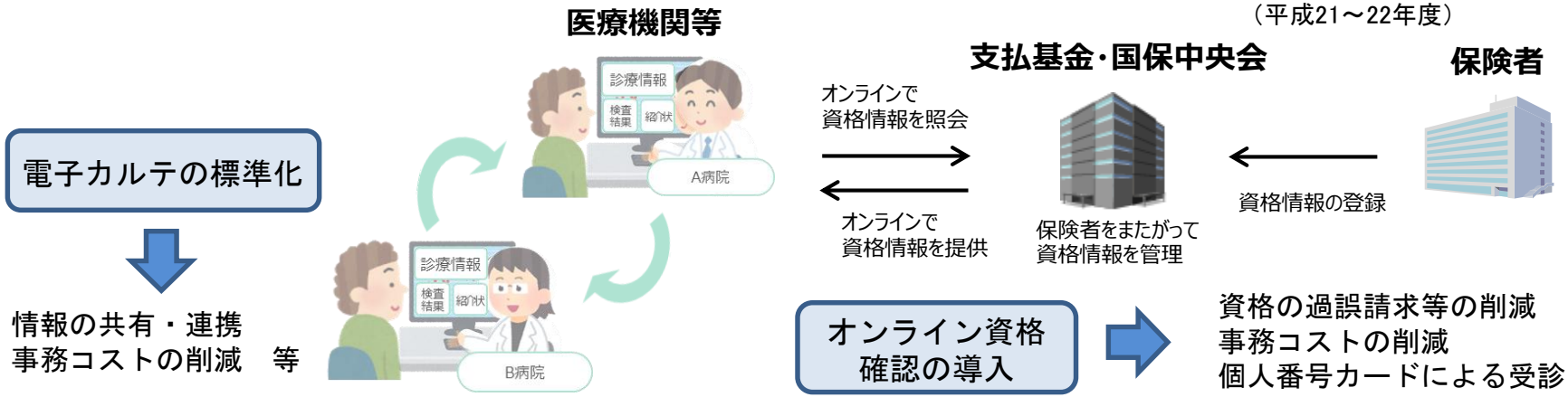

3．NDB、介護DBの連結解析等

国が保有する医療・介護分野のビッグデータについて、安全性の確保に配慮しつつ、幅広い主体による利活用を進め、学術研究、研究開発の発展等につなげていくため、研究者等へのデータ提供、データの連結解析に関する規定を整備。
《対象のデータベース》NDB、介護DB、DPCデータベース（いずれもレセプト等から収集した匿名のデータベース）

１．ＮＤＢと介護ＤＢ【高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法】

NDB　：National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan
（レセプト情報・特定健診等情報データベース）
介護DB：介護保険総合データベース

（１）両データベースの情報の提供（第三者提供）、連結解析

・相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対して両データベースの情報を提供することができることを法律上明確化する。

※相当の公益性を有する研究等の例：国や自治体による施策の企画・立案のための調査、民間事業者による医療分野の研究開発のための分析 等（詳細については関係者の議論を踏まえて決定）
特定の商品又は役務の広告、宣伝のための利用等は対象外

※提供する情報は、特定個人を識別できないものであることを法律上明記。その他、具体的な提供手続等については別途検討。

・NDBと介護DBの情報を連結して利用又は提供することができることとする。

・情報の提供に際しては、現行と同様に、申請内容の適否を審議会で個別に審査する。

（２）情報の適切な利用の確保

・情報の提供を受けた者に対し、安全管理等の義務を課すとともに、特定の個人を識別する目的で他の情報との照合を行うことを禁止する。

・情報の提供を受けた者の義務違反等に対し厚生労働大臣は検査・是正命令等を行うこととする。また、義務違反に対しては罰則を科すこととする。

（３）手数料、事務委託

・情報の提供を受ける者から実費相当の手数料を徴収する。ただし、国民保健の向上のため重要な研究等には手数料を減免できることとする。

※具体的な手数料の額、減額の基準については別途検討。

・NDB関連事務の委託規定に、情報の提供と連結解析の事務も追加する。（介護DB関連事務も同様）

２．ＤＰＣデータベース【健康保険法】

・NDBや介護DBと同様に、情報の収集、利用及び情報の提供の根拠規定等を創設するとともに、NDBや介護DBの情報と連結して利用又は提供することができるとする規定を整備。

3．NDB、介護DB等の連結解析等（データベースの概要）

ＮＤＢ

<収納情報（H29年度末時点）>
医療レセプト（約**153**億件）、特定健診データ（約**2.6**億件）

<主な情報項目>
（レセプト）傷病名、投薬、診療開始日、診療実日数、検査 等
（特定健診）健診結果、保健指導レベル

<収集根拠> 高齢者医療確保法第16条

<保有主体> 国（厚労大臣）

<主な用途>
医療費適正化計画の作成等、医療計画、地域医療構想の作成等

<第三者提供>
有識者会議の審査を経て実施（H23年度～）
提供対象者：国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、
医療の質向上を目的とする公益法人等の研究者に提供

<匿名性>
匿名（国への提出前に匿名化、個人特定可能な情報を削除）

介護ＤＢ

<収納情報（H29年度末時点）>
介護レセプト（約**9.2**億件）、要介護認定情報（約**0.5**億件）

<主な情報項目>
（レセプト）サービスの種類、単位数、要介護認定区分　等
（要介護認定情報）要介護認定一次、二次判定情報

<収集根拠> 介護保険法第118条の2

<保有主体> 国（厚労大臣）

<主な用途>
介護保険事業（支援）計画の作成等

<第三者提供>
有識者会議の審査を経て実施（H30年度～）
提供対象者：国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、
国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持
向上等を目的とする公益法人等の研究者に提供

<匿名性>
匿名（国への提出前に匿名化、個人特定可能な情報を削除）

NDB、介護DBの連結解析の例
① 地域毎・疾患毎のリハビリ・退院支援等の利用状況と在宅復帰率の関係の比較・分析
② 特定保健指導等による適正化効果を、医療費への影響に加え、将来の介護費への影響も含めて分析

DPCデータベース（特定の医療機関への入院患者に係る入院期間のレセプト情報や病態等に係る情報のデータベース）

<収納情報> DPCデータ（約1400万件/年）

<主な情報項目>
傷病名、病態（一部疾患のみ）、投薬、入退院年月日、検査、
手術情報　等

<収集根拠> 平成20年厚生労働省告示第93号第５項

<保有主体> 国（厚労大臣）

<主な用途> 診療報酬改定、DPC/PDPS（※）導入の影響評価　等
※急性期入院医療の包括支払い方式
Diagnosis Procedure Combination（診断群分類）/Per-Diem Payment System（一日当たり支払い方式）

<第三者提供> 有識者会議の審査を経て実施（H29年度～）

<匿名性> 匿名（個人特定可能な情報は収集していない）

４．高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
③地域の健康課題を整理・分析

医療レセ / 特定健診 / 介護レセ / 要介護認定 / フレイル状態のチェック

①事業全体のコーディネートやデータ分析・通いの場への積極的関与等を行うため、市町村が、地域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職を配置

経費は広域連合が交付
(保険料財源＋特別調整交付金)

保健事業

⑤国民健康保険の保健事業と75才以降の保健事業を接続

介護予防の事業等

高齢者

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

疾病予防・重症化予防

⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

かかりつけ医 等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、

- 通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
- ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
- フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

4．高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**高齢者の保健事業**について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施**。

国（厚生労働省）

- ○**保健事業の指針**において、一体的実施の方向性を明示。（法）
- ○**具体的な支援メニュー**をガイドライン等で提示。
- ○特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

広域連合

- ○**広域計画**に、広域連合と市町村の連携内容を規定。（法）
- ○**データヘルス計画**に、事業の方向性を整理。
- ○**専門職の人件費等**の費用を交付。

委託（法）

市町村

- ○一体的実施に係る**事業の基本的な方針**を作成。（法）
- ○**市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組**を実施。（法）
  （例）データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善　等
- ○**広域連合**に**被保険者の医療情報等の提供**を求めることができる。（法）
- ○地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への報告・相談

都道府県（保健所含む）	○事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価　等
国保中央会 国保連合会	○データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価　等（法）
三師会等の医療関係団体	○取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化　等

事業の一部を民間機関に委託できる。（法）
（市町村は事業の実施状況を把握、検証）

※（法）は法改正事項

５．被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化（法改正事項）

課題

グローバル化が進展する中、医療保険に関して、
・生活の拠点が日本にない親族までが健康保険の給付を受けることができるという在外被扶養者に関する課題
・本来加入資格を有しない外国人が、不正な在留資格により、国保に加入し給付を受けている可能性があるという課題
が指摘されている。

対応

①被扶養認定における国内居住要件

〇健康保険の被扶養者の認定において原則として国内に居住しているという要件を導入

・被扶養者の要件に日本に住所を有する者であることを追加する

・留学生その他の日本に住所を有しないもののうち、日本に生活の基礎があると認められるものについても、例外的に要件を満たすこととする

※例外となる者の詳細は省令で規定するが、留学生や海外赴任に同行する家族など、日本から海外への渡航理由に照らし、これまで日本で生活しており、今後再び日本で生活する蓋然性の高い者等を例示する予定

・いわゆる「医療滞在ビザ」等で来日して国内に居住する者を被扶養者の対象から除外する

※除外対象の詳細は省令で規定

②市町村における調査対象の明確化

・日本人を含む国保被保険者の資格管理等の観点から、市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象として明確化する

※関係者としては、例えば、外国人については、留学先である日本語学校等や経営管理を行う企業の取引先等、日本人については、勤務先である企業の雇用主等を想定。

参考：その他の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（医療保険関連）

①社会保険への加入促進

・市町村において年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する

・新たな在留資格による外国人については、①法務省から厚労省等に提供される情報を活用しながら加入促進に取り組むとともに、②法務省において、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請等を不許可とする等の対策を講じる

②厚労省と法務省の連携枠組みの強化

・在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が地方入国管理局に通知する枠組みについて、高額療養費の現物支給化に必要な限度額認定証の申請時に加え、海外療養費や出産育児一時金の支給申請時など、通知対象を拡大する

③出産育児一時金等対策

・出産育児一時金の請求に必要となる書類の統一化を図り、審査を厳格化する

・海外療養費における不正受給対策についても、引き続き周知・実施促進を図る

④なりすまし対策

・医療機関が必要と判断する場合に、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う

6．審査支払機関の機能の強化（社会保険診療報酬支払基金法の改正①）

※　規制改革実施計画（平成30年６月15日閣議決定）においては、「支部の最大限の集約化・統合化の実現」を前提に集約化の在り方を検証し、それを踏まえた法案提出を行う（平成31年措置）こととされている。

①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化［法改正事項：2021年４月１日施行］
- 現行法上の支部の**都道府県必置規定を廃止**［法改正事項］
  ※本部の事務執行機関（権限は理事長から委任）としての**審査事務局（仮称）を設置**［基金内部規程事項］

②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター（仮称）に順次集約
［基金内部規程事項：2022年4月以降～］

⇒ 審査結果の不合理な差異の解消に向けた取組を加速

③審査委員会は、本部のもとに設置（現行は支部のもとに設置）［法改正事項］
- 地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、**47都道府県**［基金内部規程事項］
- 審査委員の審査補助業務は47の審査事務局で実施

【現行】

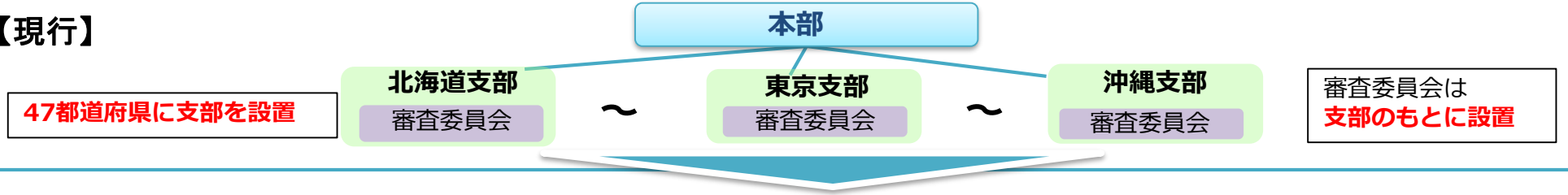

【見直し後】

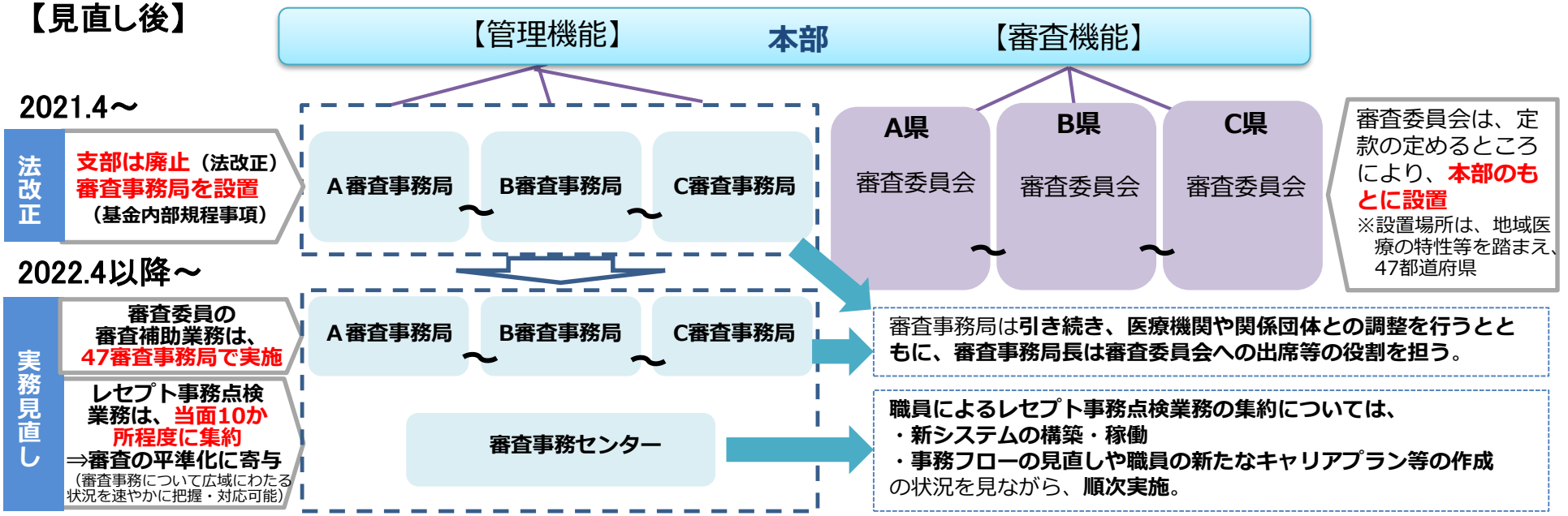

６．審査支払機関の機能の強化（社会保険診療報酬支払基金法の改正②）

①　基金の業務運営に関する理念規定の創設

○　**支払基金の業務運営に関する基本理念として、以下を規定**

- **公正・中立な審査の実施やデータ分析等を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進**
- **情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による業務運営の効率化**
- **業務運営の透明性の確保**
- **適正なレセプトの提出に向けた医療機関等への支援**
- **国保連との有機的な連携の推進　　等**

②　データ分析等に関する業務の追加等

○　支払基金が実施できる新たな業務として、**「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」を追加。目的規定についても所要の見直し。**

○　データ分析等に関する業務の実施に当たり、**情報通信技術やデータ分析等の専門家**の意見を聴く仕組みを新設

③　手数料の階層化

現　行：保険者が支払基金に支払う手数料は「**レセプトの枚数」を基準**に設定

改正後：**レセプトの枚数や審査の内容等を勘案し設定**

※新システムの稼働に伴い、コンピュータチェックのみで審査が完結するレセプトが増加すること等を考慮し、例えば審査の内容に応じて単価を変えることなどを今後検討

④　審査委員の委嘱に関する事項

現　行：審査委員は、三者（診療担当者代表、保険者代表、学識経験者代表）から同数を委嘱

改正後：**診療担当者代表と保険者代表のみ同数**とするよう、見直し

⇒機動的な審査委員の確保が可能となる。

６．審査支払機関の機能の強化（国民健康保険法の改正）

①　国保連合会の業務運営に関する理念規定の創設

○　**国保連合会の業務運営に関する基本理念として、以下を規定**

- **公正・中立な審査の実施やデータ分析等を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進**
- **情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による業務運営の効率化**
- **業務運営の透明性の確保**
- **適正なレセプトの提出に向けた医療機関等への支援**
- **支払基金との有機的な連携の推進　　等**

②　国保連合会の業務規定の創設

○　国保連合会の業務規定を創設し、**「診療報酬の審査支払業務」**や**「出産育児一時金等の支払業務」**、**「第三者行為損害賠償求償事務」**などを規定

③　データ分析等に関する業務の追加等

○　国保連合会の業務として、**「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」**を明確化

○　市町村が行う**保健事業等の実施状況の分析及び評価を行うよう努める**こととする（国保データベースシステムを念頭に置いた規定の創設）

※国保データベース（KDB）システム：国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報（「健診」、「医療」、「介護」）等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」等を作成し、提供するシステム。

④　審査委員の委嘱に関する事項

現　行：審査委員は、三者（診療担当者代表、保険者代表、学識経験者代表）から同数を委嘱
改正後：**診療担当者代表と保険者代表のみ同数**とするよう、見直し
⇒機動的な審査委員の確保が可能となる。

参考：診療報酬の請求から審査支払までの流れ

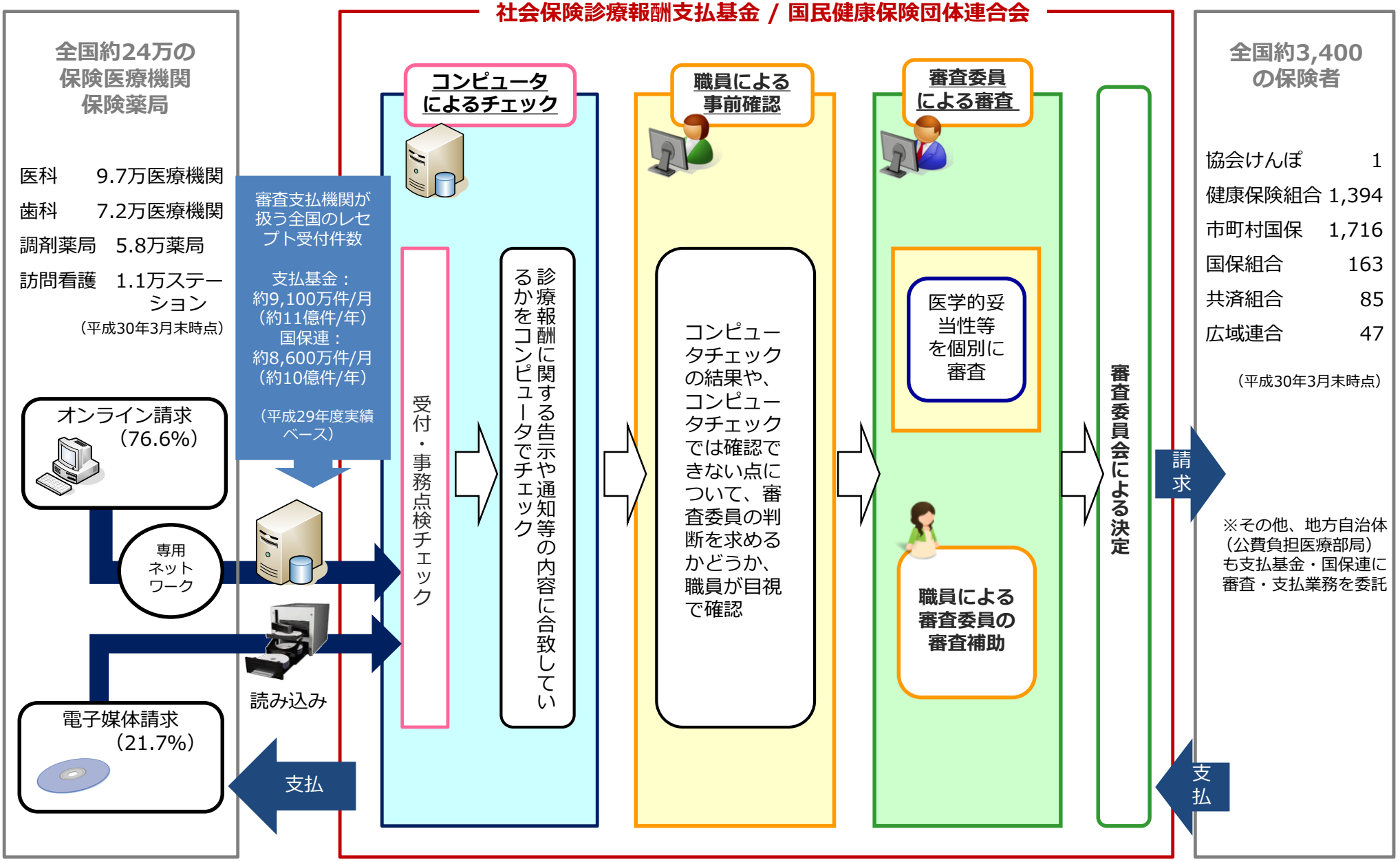

※平成30年3月診療分に係る支払基金への請求状況（件数ベース）である。

参考：審査支払機関の概要

	社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会
概要	【設立根拠】 社会保険診療報酬支払基金法により設立される民間法人 【法人の性格】 役員は、四者構成（保険者、被保険者、診療担当者、公益）であり、保険者から独立した中立的性格。 （支払基金法第10条第2項） 【組織】 本部（東京都）、47都道府県に支部 【職員数】 約4，300人（平成30年度） （本部：約300人、47支部：約4，000人） ＜沿革＞ 〇支払基金創設以前 ・審査は、医師会又は歯科医師会への委託 →保険医指導委員会、支払は、都道府県保険課 →社会保険協会（政管）、各組合 →健保連（健保組合） 〇昭和23年9月 ・基金法に基づく特殊法人として設立 ・審査委員会における審査開始（翌24年から診療担当者、保険者及び学識経験者の3者構成） 〇平成15年10月 ・基金法改正により民間法人化	【設立根拠】 国民健康保険法により設立される公法人 【法人の性格】 保険者（市町村等）が共同して設立した保険者団体という位置付け。（国保法第83条第1項） 【組織】 都道府県ごとに設立された47団体 【職員数】 約5，100人（平成30年度） ※ 審査・支払事業以外（保健事業等）の人員を含む ＜沿革＞ 〇昭和13年～17年 ・国保組合連合会が全国で順次設立 ・当時の審査は、都道府県医師会等におかれた審査委員会で実施。 〇昭和23年 ・国保が市町村の運営とされたことに伴い、現行名称に改称 〇昭和26年4月 ・審査委員会の設置が法定化

7．その他（国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いの解消）

現状

○ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合、遡及して健康保険の資格を取得し、国民健康保険の資格は喪失。

○ 健康保険料については、徴収権の消滅時効の規定により、2年遡及して月単位で徴収。

○ 一方、既に納付されていた国保保険料については、遡及して年度単位で賦課決定（減額）を行った上で還付。

○ 当該賦課決定については、期間制限の規定により、各年度の最初の保険料の納期の翌日から2年経過後においてはすることできない(※1)ことから、還付しきれない部分が残り、結果的に保険料の二重払いが生じることがあり得る(※2) 。

※1 国保保険料に係る賦課決定の期間制限は、権利義務関係の早期確定を趣旨として規定されたものであり、徴収権の消滅時効が2年であることを踏まえ、保険料賦課における増額と減額に係る期間との公平性に鑑み2年としている。

※2 平成30年7月、総務省から、国民健康保険から健康保険に遡及して加入した被保険者について、国民健康保険料の還付が受けられない期間が生じないよう、関係法令の改正について早急に検討を行うこと等を内容とするあっせんが行われた。

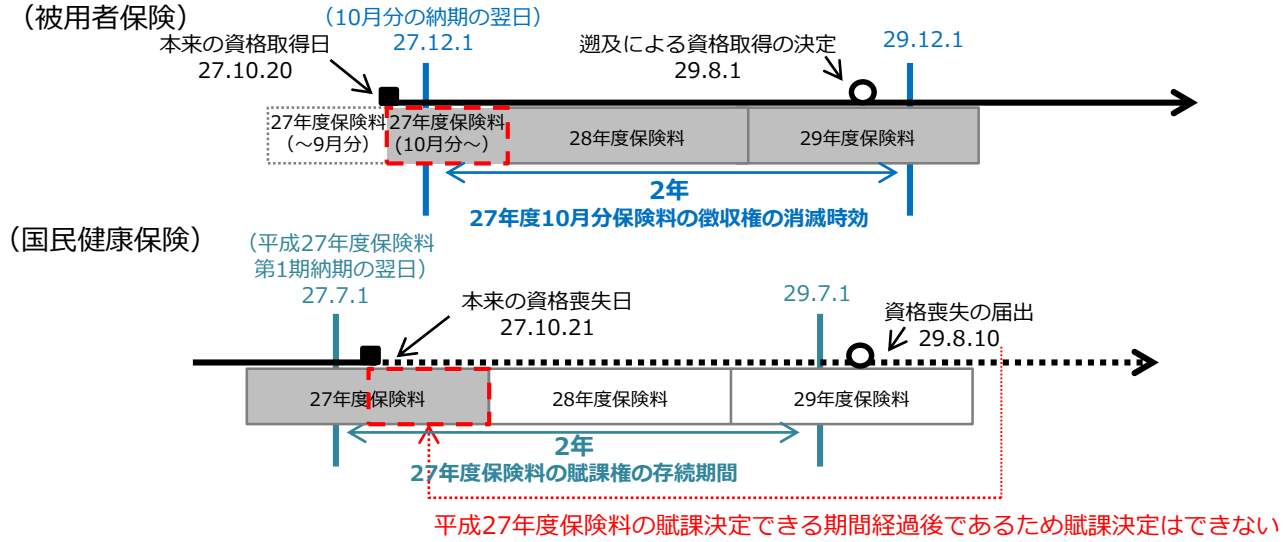

対応

○ 被保険者の責めに帰することのできない事由によって健康保険法等との適用関係の調整を要することが後に判明した場合、保険料の二重払いが生じないよう、当該年度の最初の保険料の納期の翌日から2年経過した後であっても、国保保険料を減額する賦課決定をすることができることとする。

附帯決議について①（衆議院厚生労働委員会）

一　今回の医療保険制度の運営に関する改正に続き、二〇二五年には団塊の世代が後期高齢者に移行することなどから、少子高齢社会の進展を見据えた取組を早期に開始し、医療保険制度の健全な運営に努めること。
二　個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号カードの更なる普及拡大に向けて、セキュリティ対策の充実など、効果的な施策を検討するとともに、関係府省が連携して取り組むこと。
三　介護分野において、医療分野と比べて進んでいないデータ集積・分析の一層の推進を図ることにより、科学的根拠に裏付けられた介護サービスの提供に係る方法論を確立するとともに、その普及を図ること。
四　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、市町村が配置する保健師等の医療専門職については、適切な人数及び処遇が確保されるよう、必要な支援を行うこと。
五　我が国の医療保険制度は内外無差別の原則を採っているとともに、外国人による医療保険の不適正利用の実態が十分に把握されていないことを踏まえ、健康保険の被扶養者等の国内居住要件の例外要件の設定等に当たっては、国籍による差別的な取扱いとならないようにすること。
六　被扶養者の国内居住要件の例外規定については、保険者が円滑に認定事務を行えるよう、具体的かつ明確に定めること。また、保険者が被扶養認定を行うに当たり、被扶養者の身分関係、生計維持要件を適切に確認するよう指導すること。
七　治療目的で来日する外国人が在留資格を留学等と偽って高額な保険給付を受けることのないよう、高額療養費等の申請があった際には、必要な調査等を徹底すること。
八　外国人のなりすまし受診対策を実施するに当たっては、被保険者証とともに在留カード等の本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしない旨を医療機関に周知徹底すること。
九　年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること。
十　社会保険診療報酬支払基金の組織見直しに当たっては、審査結果の不合理な差異の解消に向けて、適切に指導すること。また、社会保険診療報酬支払基金がレセプト事務点検作業の集約化を進めるに当たっては、職員の家庭の実情等に十分配慮すること。
十一　社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び審査事務局については、地域医療の特性を踏まえ、引き続き四十七都道府県に設置されるよう、必要な措置を講ずること。
十二　近年の後期高齢者支援金や介護納付金の総報酬割の導入等に伴い、健康保険組合等の財政負担が増加していることを踏まえ、財政状況が厳しい健康保険組合等に対する必要な支援を検討すること。

附帯決議について②（参議院厚生労働委員会）

一　今回の医療保険制度の運営に関する改正に続き、二〇二五年には団塊の世代が後期高齢者に移行することなどから、少子高齢社会の進展を見据えた取組を早期に開始し、医療保険制度の健全な運営に努めること。

二　保険医療機関等における個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号カードの更なる普及拡大に向けて、国民にとって利便性の高い利用機会の創出やセキュリティ対策の充実など、効果的な施策を検討するとともに、その広報・周知も含め、関係府省が連携して取り組むこと。

三　個人番号カードによるオンライン資格確認の導入に当たっては、過度な事務的、金銭的負担とならないよう保険医療機関等に対する支援を丁寧に行うとともに、保険者や保険医療機関等に対する負担軽減の観点から、システムの維持・運営に係る経費の縮減に向けた不断の見直しを行うこと。

四　レセプト情報・特定健診等情報データベース、介護保険総合データベース等の情報を民間企業等の第三者に提供するに当たっては、医療情報等の機微性に鑑み、国民の不安を招くことのないよう、透明性の高いルールの下で提供の可否を判断すること。また、提供された情報が適切に管理されるよう、十分な監督指導体制を整備するとともに、その利活用によって得られるメリットが広く国民に還元・享受されるシステムを確保すること。

五　介護分野において、医療分野と比べて進んでいないデータ集積・分析の一層の推進を図ることにより、科学的根拠に裏付けられた介護サービスの提供に係る方法論を確立するとともに、その普及を図ること。

六　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、市町村が配置する保健師等の医療専門職については、適切な人数及び処遇が確保されるよう、必要な支援を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合に交付される特別調整交付金を活用する際には、市町村において煩雑な事務手続を必要とせず、創意工夫を活かせる制度となるよう、関係者の意見を十分に踏まえた制度設計を行うこと。

七　我が国の医療保険制度は内外無差別の原則を採っていることを踏まえ、健康保険の被扶養者等の認定等に当たっては、国籍による差別的な取扱いとならないよう取扱いを明確にすること。

八　被扶養者の国内居住要件の例外規定については、国籍や在留資格等による差別的な取扱いとならないようにすること。また、保険者が被扶養認定を行うに当たり、被扶養者の身分関係、生計維持要件を適切に確認するよう指導すること。

九　年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること。

十　社会保険診療報酬支払基金の組織見直しに当たっては、審査結果の不合理な差異の解消に向けて、適切に指導すること。また、社会保険診療報酬支払基金がレセプト事務点検作業の集約化を進めるに当たっては、職員の家庭の実情等に十分配慮すること。

十一　社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び審査事務局については、地域医療の特性を踏まえ、引き続き四十七都道府県に設置されるよう、必要な措置を講ずること。

十二　介護納付金算定に係る事務誤り事案を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金及び厚生労働省においては、関係者間における情報共有及びリスク管理を徹底するとともに、必要な専門性を確保する観点から人員及び人材育成の強化を行い、保険者等の関係団体とも緊密に連携しながら、再発防止に向けた取組を進めること。

十三　近年の後期高齢者支援金や介護納付金の総報酬割の導入等に伴い、健康保険組合等の財政負担が増加していることを踏まえ、財政状況が厳しい健康保険組合等に対する必要な支援を検討すること。

十四　高齢社会化が今後ますます進行し、医療保険制度の運営が更に重要性を増す一方、身体能力や健康状態は個人によって様々であることを踏まえ、高齢者を対象とする健診（検診）の対象や結果の基準範囲の考え方について、老年医学の見識も参考にしつつ、検討を加えること。

十五　市町村におけるデータ分析を実効的に機能させるため、あらかじめ厚生労働省や保険者の全国団体等による基礎的な分析を行ったり、実用性の高い分析ツールやフォーマットを整備したりすることにより、簡便で信頼性の高い分析や得られた知見の活用を市町村が無理なく行えるよう必要な支援を行うこと。

令和元年6月12日	第118回社会保障審議会医療保険部会	資　料　1－2

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針について

厚生労働省保険局

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議（第4回）資料

■ **国民が<u>マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため</u>、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。**

■ **関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、<u>マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する</u>。**

１．自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として**<u>令和２年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用</u>**。
- マイキープラットフォームの改修や**<u>制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等</u>**を着実に進める。

２．マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを**<u>令和3年3月から本格運用</u>**。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、**<u>令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し</u>**、具体的な工程表を８月を目途に公表。医療機関等の**<u>読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施</u>**。
- 令和４年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、**<u>保険者毎の被保険者のカード取得促進策</u>**を本年８月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による**<u>本年度中のマイナンバーカードの取得を推進</u>**。

３．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和４年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を８月を目途に公表。市町村ごとの**<u>マイナンバーカード交付円滑化計画</u>**の策定の推進と**<u>定期的なフォローアップ</u>**を行うとともに**<u>必要な支援を実施</u>**。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

Ⅰ　基本的考え方

- **国民にマイナンバー制度のメリットをより実感**していただける**デジタル社会を早期に実現**するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

Ⅱ　マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

１．自治体ポイントの活用

（１）制度設計等（**基本的な制度設計について、検討を加速**し、**結論を得次第、順次広報を実施**。）

（２）環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

２．マイナンバーカードの健康保険証利用

（１）医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用　等）

（２）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を**令和3年3月から本格運用**。**令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指す**こととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。**令和4年度末までの具体的な移行スケジュール**を含め、**保険者毎の被保険者のカード取得促進策**についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、**本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進**。）

（３）企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化　等）

３．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（１）全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等(安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、**令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定**し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）

（２）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）

（３）マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））

（４）住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備　（新生児、外国人等の住民票作成）

（５）取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）

（６）電子証明書等の更新への対応

４．マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

５．マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

６．マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

Ⅲ　フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

被扶養者認定要件の改正省令について

厚生労働省保険局

被扶養者認定要件の改正と施行に向けた準備について

○　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号）により、健康保険法第３条第７項等が改正され、被扶養者等の要件に国内居住要件が追加された。

○　本改正の施行（令和２年４月１日施行）に向けて、**①国内居住要件の例外となる者**及び**②例外的に法律の適用を除外すべき者**を厚生労働省令で定めることとなっている。

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（定義）

第三条　（略）

２～６　（略）

７　この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（①）をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者（②）は、この限りでない。

一～四　（略）

８～10　（略）

【施行に向けたスケジュール（予定）】

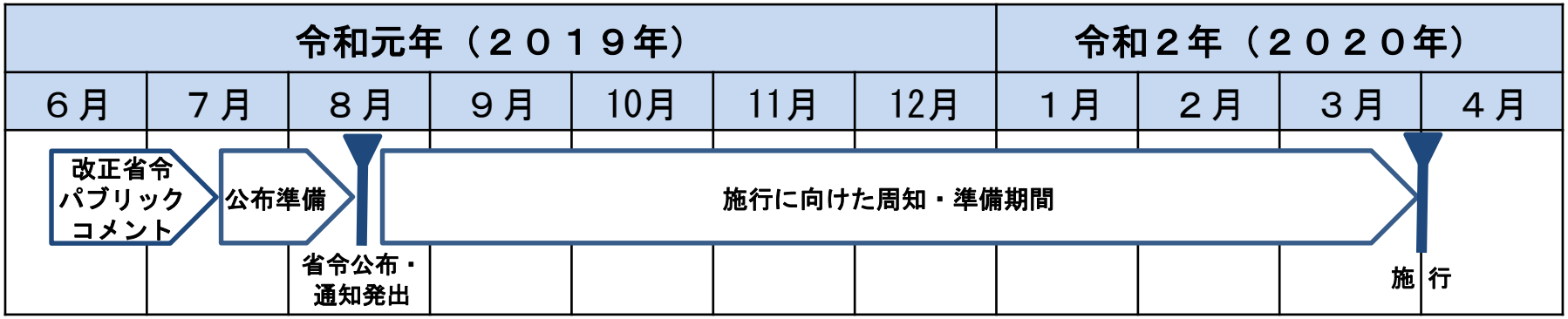

被扶養者認定要件の改正省令について

原則として認定

日本国内に住所を有するもの

※住民票で確認

①例外的に認定

日本国内に住所を有しないが
渡航目的その他の事情を考慮して
日本国内に生活の基礎があると認められるものとして
厚生労働省令で定めるもの

日本国内に生活の基礎があるものとして①及び②を満たすものを省令に規定

①これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者（一時的な海外渡航である者）

※海外赴任中に生まれた子など、これまで日本で生活しているという過去が観念できない者も、身分関係の変更という事情を考慮して①に含める

②渡航目的が就労ではない者

（省令の規定） ※より具体的な内容については通知において規定。

規定する内容	確認方法（通知において具体的に規定）
(1) 外国において留学をする学生	ビザによる確認を基本
(2) 日本からの海外赴任に同行する家族	ビザによる確認を基本
(3) 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者（海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など）	出生や婚姻等を証明する書類による確認を基本
(4) 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者（ワーキングホリデー、青年海外協力隊など）	ビザによる確認を基本
(5) その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者	―

②例外的に適用除外

その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者

国民健康保険と同様、下記の者は日本国内に住所を有しても被扶養認定しない

- 「医療滞在ビザ」で来日した者
- 「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者（富裕層を対象とした最長１年のビザ）

※　国内居住要件の導入により被扶養者でなくなる者であって、施行日（令和２年４月１日）時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者の資格について、入院期間中は継続させる経過措置を設ける。

令和元年6月12日	第118回社会保障審議会医療保険部会	資　料　1－4

審査支払機関における審査の効率化・高度化等に向けた取組について

厚生労働省保険局

支払基金改革におけるこれまでの主な取組状況

１．審査支払新システムの構築

◆新システムに係る調達の状況

○業務単位（「受付」・「審査」・「支払」）にモジュール化し、内閣官房ＩＴ総合戦略室と連携の上、調達を実施。新システムの稼働は、令和３年９月を予定。

※平成30年4月に「受付システム（受付領域）」、平成31年2月に「基盤設計・運用設計」、平成31年3月に「工程管理支援（後期）」の開発事業者が決定

○過去の審査結果に基づき最新のICT技術やAI等を活用することにより、人による審査を必要とするレセプトと必要としないレセプトへの振分け等を検討することを目的に調査研究を実施。

２．審査業務の効率化

◆コンピュータチェックルールの公開

○平成30年3月に公開した約8万6千のコンピュータチェックルールのうち、平成30年度診療報酬改定に伴い約2万3千について平成31年１月に見直しを実施。現在、約9万のコンピュータチェックルールをホームページに公開。

◆高額医薬品等の注意付せんの廃止

○平成29年12月と平成30年１月に高額医薬品等の注意付せんを試行的に中止、再審査を含む審査結果の状況を検証し、平成30年４月から廃止。

３．支部間差異の解消

◆支部独自に設定されたチェックルールの見直し

○支部設定コンピュータチェックルールの見直し作業を実施（平成29年10月時点で約14万件→平成31年２月時点で約５万１千件）。

○令和元年9月までに約2万件まで減少させ、令和3年9月の審査支払新システム稼働時までに既存支部点検条件の集約を完了予定。

◆本部審査の拡大

○平成30年10月診療分（11月審査）から、本部特別審査委員会対象レセプトについて、以下のとおり拡大。

・医科の合計点数「40万点以上」から「38万点以上」に変更

・肺移植、心移植、肝移植に係る手術を含む診療に係るものを対象に追加

◆審査基準の統一化

○全国の審査の取扱いが一定程度収れんされた事例について、「審査充実全体会議」において審査基準を統一し、「審査の取扱いに関する一定の見解」として作成・周知。

４．組織の在り方の見直し

◆審査支払機関の機能強化のための社会保険診療報酬支払基金法の改正等

○支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化［令和３年４月１日施行］

・支部の都道府県必置規定を廃止

・本部の事務執行機関としての審査事務局を設置し、審査補助業務等を実施

○職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センターに順次集約［令和４年４月以降］

・職員によるレセプト事務点検業務の集約については、新システムの構築・稼働、事務フローの見直しや職員の新たなキャリアプラン等の作成の状況を見ながら、順次実施

国保中央会・国保連合会における主な取組状況

1．審査支払新システムの開発

◆国保総合システムの次期刷新時における支払基金システムとの整合的かつ効率的な機能の実現

○国保総合システムの次期開発・機器更改（令和６年度）について、支払基金と国保中央会等の双方の審査支払業務が整合的かつ効率的に機能するよう、支払基金と連携を図りながら検討。

◆国保連合会保有サーバの国保中央会への一拠点集約化

○オンライン請求システムについては、令和３年1月機器更改において、支払基金との共同開発（共有化）による一拠点集約化（クラウド化）を予定。

2．審査業務の効率化の推進に係る取組の強化

◆ コンピュータチェックルールの公開

○平成30年3月に公開した約8万6千のコンピュータチェックルールのうち、平成30年度診療報酬改定に伴い、約2万3千について平成31年2月に見直しを実施し、現在、約9万のコンピュータチェックルールを国保中央会ホームページに公開。

3．審査基準の差異解消に向けた取組の強化

◆統一的なコンピュータチェックルールの設定

○事務共助段階で審査が完結する項目（事務付託項目）として、約4千項目について全国国保審査委員会会長連絡協議会で承認。

○事務付託項目に係るコンピュータチェックルールについて、平成31年4月から、全国保連合会の統一的なコンピュータチェック項目として共通設定。

◆審査基準の統一化

○全国保連合会のうち８割（38連合会）以上が採用している審査基準について、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会で承認を得た上で、全国保連合会共通の審査基準として採用。

4．審査委員会の在り方等の見直し

◆中央での審査の拡大

○令和元年7月審査分（6月診療分）から、国保中央会特別審査委員会対象レセプトについて、以下のとおり拡大。

・医科の合計点数「40万点以上」から「38万点以上」に変更

・肺移植、心移植、肝移植に係る手術を含む診療に係るものを対象に追加

審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議（仮称）の開催について

【趣旨・目的】

○　「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組」(H30.3厚生労働省・支払基金)において、より公平な審査の実現に向けた審査基準の統一化のため、**「厚生労働省においては、国民健康保険連合会も含む審査基準の統一のための検討の場を設けることにより、審査基準の統一化を進める」**とされている。

　また、今国会で成立した健保法等の一部改正法においても、審査支払機関の機能の強化が盛り込まれており、**審査における不合理な差異をなくし、平準化を図るための改革が進められている**。

○　こうした状況の中、**社会保険診療報酬支払基金(支払基金)及び国民健康保険団体連合会(国保連合会)それぞれにおいて審査基準の統一化に向けた取組が行われている**ことも踏まえ、
支払基金及び国保連合会における診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化を図るため、支払基金及び国保連合会それぞれにおいて統一化が図られた事例等のうち、**審査の運用の際に全国統一的な判断基準が必要と思われるものについて検討の上、統一的な判断基準を提供**する。

【構成等】

○　**連絡会議と、その下に設置する作業部会**で構成。

【連絡会議】

構成員			特別構成員 ※必要に応じて参加要請
厚生労働省保険局(３名)	支払基金(４名程度)	国保中央会(４名程度)	学識経験者
◎医療課長 保険課長 国民健康保険課長	理事 審査委員会委員 ※全国各支部から３名程度選出	理事 審査委員会委員 ※全国各ブロックから３名程度選出	大学教授、学会関係者等

（◎は座長。下線は医療資格者を想定）

【作業部会】

具体の事例を医学的見地から詳細に検討する必要があるため、厚生労働省・支払基金・国保中央会それぞれから構成員候補者を事前に登録してもらい、議題（診療科目）に応じてその都度適切な構成員の下で開催。

【スケジュール】

令和元年７月頃　　設置要綱の発出、具体的な構成員の選出等
８月以降　　第１回連絡会議（今後の進め方等について議論）

※　連絡会議は年２回程度開催予定（案件の内容や数によって変更の可能性あり）

「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」について

厚生労働省保険局

令和元年５月29日2040年を展望した
社会保障・働き方改革本部資料１

２０４０年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 2040年を展望すると、**高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。**
  →**「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。**
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
  ①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
  ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、**農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく**。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

«現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題»

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革等】
- ○ 70歳までの就業機会の確保
- ○ 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
  （**厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン**）
- ○ 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- ○ 地域共生・地域の支え合い
- ○人生１００年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】
⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに３年以上延伸し、**75歳以上**に

○ ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
- ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
- ・疾病予防・重症化予防
- ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】
⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を**５％（医師は７％）以上改善**

○ 以下の４つのアプローチにより、取組を推進
- ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
- ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
- ・組織マネジメント改革
- ・経営の大規模化・協働化

«引き続き取り組む政策課題»

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

多様な就労・社会参加

- 現役世代人口の急減など人口減少が進む一方、高齢者の「若返り」が見られる中、より多くの人が意欲や能力に応じ社会の担い手としてより長く活躍できるよう、
  ①「一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた**多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会**」
  ②「**地域に生きる一人一人が尊重され、多様な就労・社会参加の機会を得ながら、**「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく**地域共生社会**」
  の実現に向けた環境整備を進める。
- あわせて、エイジフリー社会への変化を踏まえて、**人生100年時代に向けた年金制度改革**に取り組む。

«政策課題毎の主な取組»

70歳までの就業機会の確保

◆様々な就業や社会参加の形態も含め、70歳までの就業機会を確保する制度の創設
◆高齢者の活躍を促進する環境整備（労働市場の整備、企業、労働者、地域の取組への支援）

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援

◆地域ごとの支援のためのプラットフォームの形成・活用
◆就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
◆対象者（不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けて支援を必要とする方）の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開

副業・兼業の促進

◆ガイドライン等による、原則として労働者は副業・兼業を行うことが可能である旨の周知
◆健康確保の充実と労働時間管理の在り方について検討
◆労災保険給付の在り方、雇用保険及び社会保険上の取扱いの在り方について引き続き検討

中途採用の拡大

◆個々の大企業における中途採用比率の情報公開
◆「中途採用・経験者採用協議会」の知見を活用した企業への働きかけ強化
◆ハローワークにおける求職者の状況に応じたマッチング支援の充実
◆職業情報提供サイト（日本版O-NET）（仮称）の2020年中の運用開始
◆中途採用等支援助成金の見直し

地域共生・地域の支え合い

◆世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討
◆地域住民をはじめ多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進
◆高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

人生１００年時代に向けた年金制度改革

◆多様な就労を年金制度に取り込む被用者保険の適用拡大
◆就労期の長期化による年金水準の充実
（就労・制度加入と年金受給の時期や組合せの選択肢の拡大、就労に中立的かつ公平性にも留意した在職老齢年金制度等の見直し、私的年金の加入可能年齢等の見直し）

健康寿命延伸プランの概要

● **①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、以下３分野を中心に取組を推進。**
→2040年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し（2016年比）、**75歳以上**とすることを目指す。
2040年の具体的な目標（男性：75.14歳以上　女性：77.79歳以上）

①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進　　**②地域・保険者間の格差の解消**

自然に健康になれる環境づくり
- 健康な食事や運動ができる環境
- 居場所づくりや社会参加

行動変容を促す仕掛け
- 行動経済学の活用
- インセンティブ

Ⅰ 次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等

- ◆ 栄養サミット2020 を契機とした食環境づくり(産学官連携プロジェクト本部の設置、食塩摂取量の減少(8g以下))
- ◆ ナッジ等を活用した自然に健康になれる環境づくり(2022年度までに健康づくりに取り組む企業・団体を7,000に)
- ◆ 子育て世代包括支援センター設置促進(2020年度末までに全国展開)
- ◆ 妊娠前・妊産婦の健康づくり（長期的に増加・横ばい傾向の全出生数中の低出生体重児の割合の減少）
- ◆ PHRの活用促進(検討会を設置し、2020年度早期に本人に提供する情報の範囲や形式について方向性を整理)
- ◆ 女性の健康づくり支援の包括的実施(今年度中に健康支援教育プログラムを策定)　等

Ⅱ 疾病予防・重症化予防

- ◆ ナッジ等を活用した健診・検診受診勧奨(がんの年齢調整死亡率低下、2023年度までに特定健診実施率70%以上等を目指す)
- ◆ リキッドバイオプシー等のがん検査の研究・開発(がんの早期発見による年齢調整死亡率低下を目指す)
- ◆ 慢性腎臓病診療連携体制の全国展開(2028年度までに年間新規透析患者3.5万人以下)
- ◆ 保険者インセンティブの強化(本年夏を目途に保険者努力支援制度の見直し案のとりまとめ)
- ◆ 医学的管理と運動プログラム等の一体的提供(今年度中に運動施設での標準的プログラム策定)
- ◆ 生活保護受給者への健康管理支援事業(2021年1月までに全自治体において実施)
- ◆ 歯周病等の対策の強化（60歳代における咀嚼良好者の割合を2022年度までに80%以上）　等

Ⅲ 介護予防・フレイル対策、認知症予防

- ◆「通いの場」の更なる拡充（2020年度末までに介護予防に資する通いの場への参加率を6%に）
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(2024年度までに全市区町村で展開)
- ◆ 介護報酬上のインセンティブ措置の強化(2020年度中に介護給付費分科会で結論を得る)
- ◆ 健康支援型配食サービスの推進等(2022年度までに25%の市区町村で展開等)
- ◆「共生」・「予防」を柱とした認知症施策(本年6月目途に認知症施策の新たな方向性をとりまとめ予定)
- ◆ 認知症対策のための官民連携実証事業(認知機能低下抑制のための技術等の評価指標の確立)　等

医療・福祉サービス改革プランの概要

● **以下４つの改革を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図る**

→2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間サービス提供量（※）について**５％（医師については７％）以上の改善**を目指す

※（各分野の）サービス提供量÷従事者の総労働時間で算出される指標（テクノロジーの活用や業務の適切な分担により、医療・福祉の現場全体で必要なサービスがより効率的に提供されると改善）

Ⅰ ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革

- 2040年に向けたロボット・AI等の研究開発、実用化
  （未来イノベーションWGの提言を踏まえ、経済産業省、文部科学省等と連携し推進）
- データヘルス改革（2020年度までの事業の着実な実施と改革の更なる推進）
- 介護分野で①業務仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善を行うパイロット事業を実施
  （2020年度から全国に普及・展開）
- オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実
  （本通常国会に薬機法改正法案を提出、指針の定期的な見直し）　等

Ⅱ タスクシフティング、シニア人材の活用推進

- チーム医療を促進するための人材育成（2023年度までに外科等の領域で活躍する特定行為研修を修了した看護師を1万人育成　等）
- 介護助手等としてシニア層を活かす方策（2021年度までに入門的研修を通じて介護施設等とマッチングした者の数を2018年度から15%増加）

等

Ⅲ 組織マネジメント改革

- 意識改革、業務効率化等による医療機関における労働時間短縮・福祉分野の生産性向上ガイドラインの作成・普及・改善　（優良事例の全国展開）
- 現場の効率化に向けた工夫を促す報酬制度への見直し
  （実績評価の拡充など）（次期報酬改定に向けて検討）
- 文書量削減に向けた取組（2020年代初頭までに介護の文書量半減）、報酬改定対応コストの削減（次期報酬改定に向けて検討）　等

Ⅳ 経営の大規模化・協働化

- 医療法人・社会福祉法人それぞれの合併等の好事例の普及（今年度に好事例の収集・分析、2020年度に全国に展開）
- 医療法人の経営統合等に向けたインセンティブの付与（今年度に優遇融資制度を創設、2020年度から実施）
- 社会福祉法人の事業の協働化等の促進方策等の検討会の設置
  （今年度に検討会を実施し、検討結果をとりまとめ）

等

社会保障制度の新たな展開を図る政策対話の成果について

- 2040年の高齢化社会を見据えた社会保障改革を進めるに当たっては、これまでの厚生労働行政の枠組みにとらわれず、様々な分野の展開の視点を取り込むことが重要。
- このため、厚生労働大臣が各業界関係者と直に意見交換する「社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」を開催。
- 医療、介護、福祉、年金、雇用保険といった社会保障の枠内で考えるだけでなく、**農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく**。

«各分野の主な施策»

農福連携

◆ 全国的な機運の醸成
- 2020ｵﾘﾊﾟﾗ東京大会に合わせた、農福連携ﾏﾙｼｪなど開催の検討

◆ 「農」「福」の広がりへの支援
- 高齢者や困窮者、ひきこもり等に対する農作業を通じた就労・社会参加支援の展開に向けた取組の検討
- 林業や水産業、畜産業といった地域に根差した１次産業分野での、地域課題解決型の障害者就労のﾓﾃﾞﾙ事業の創設等の検討

◆ 地域づくりへの展開
- 自治体や民間団体と連携した、ﾉｳﾌｸＪＡＳ商品のＰＲの取組の実施

住宅政策

◆ 住まいの確保の支援
- 居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方策を検討

◆ 早めの住まいの改修等の促進
- 早めに住まいを改修することのメリット等をまとめたガイドラインの周知・普及

◆ 住み慣れた住まいでの生活継続への取組の推進
- 住宅団地の高齢者の居住支援の取組等の好事例を収集し、周知・普及

◆ 高齢者向け住まいにおける看取りの推進

金融政策

◆ 資産形成の促進
- 確定拠出年金（DC）の加入可能年齢の引上げ
- 中小企業への確定拠出年金（DC）の普及拡大
- 金融庁とも連携した個人型確定拠出年金（iDeCo）とNISAを組み合わせた資産形成や私的年金のリターンの向上に向けた取組の推進

◆ 資産を有効活用できる環境の整備
- 任意後見制度等の成年後見制度の利用を促進

健康な食事

◆ 自然に健康になれる食環境づくり推進
- 産学官連携による推進体制を令和2年度末までに整備し、取組を展開

◆ 健康無（低）関心層への啓発
- 東京での栄養サミット2020に向け我が国の栄養・食生活改善の政策を強化

◆ 高齢者等に向けた健康な食事の普及
- 咀嚼機能等が低下した人向けの食品の製造・流通拡大を支援

◆ 健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化

創薬

◆ 我が国で革新的な医薬品が生み出される環境整備
- データ・テクノロジーを活用した創薬支援
- オープンイノベーションの更なる推進

◆ 日本発医薬品の国際展開の推進
- アジア医薬品・医療機器規制調和の推進
- 医薬品等の国際展開に向けた環境整備のための人材育成

◆ 攻めの医薬品産業への支援

令和元年５月29日2040年を展望した
社会保障・働き方改革本部資料２

２０４０年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて
【参考資料】

目次

Ⅰ　総論 ……2

Ⅱ　多様な就労・社会参加 ……10

　１　７０歳までの就業機会の確保 ……11

　２　就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために ……17

　３　中途採用の拡大、副業・兼業の促進 ……29

　４　地域共生・地域の支え合いの実現に向けて ……31

　５「人生100年時代」への公的・私的年金制度の対応 ……37

Ⅲ　健康寿命の更なる延伸（健康寿命延伸プラン） ……43

　１　主な取組 ……44

　２　健康寿命の定義（指標）、延伸目標及び延伸の効果 ……64

Ⅳ　医療・福祉サービス改革（医療・福祉サービス改革プラン） ……70

　１　主な取組 ……71

　２　医療・福祉分野の時間当たりのサービス提供の改善における目標 ……86

Ⅴ　給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保 ……91

Ⅵ「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に基づくマンパワーのシミュレーション（平成30年５月21日）の改定 ……96

Ⅰ　総論

2040年を見据えた社会保障制度改革

■ 2014年4月：消費税率引上げ（5%→8%）

＜増収分を活用した社会保障の充実＞

○ 子ども・子育て新制度の創設、保育の受け皿拡大、育児休業中の経済的支援の強化など、消費税収を子ども・子育て分野に充当

○ 医療・介護・年金の充実

＜持続可能性の確保のための制度改革＞

○ 社会保障制度改革プログラム法や改革工程表に沿って、社会保障の給付に係る重点化・効率化を推進

○ 社会保障関係費の伸びについて、経済・財政再生計画の「目安」を達成

■ 消費税率引上げ（8%→10%）＜2019年10月予定＞

⇒ 一体改革に関わる社会保障の制度改革が一区切り

■ 一体改革後の社会保障改革に向けて

○ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）（抜粋）

基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと及び一般会計における社会保障関係費の伸びを、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みに沿ったものとすることである。

こうした取組に向け、2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有し、国民的議論を喚起することが重要であり、受療率や生産性の動向、支え手の減少や医療技術の高度化の進展等を踏まえた具体的な将来見通しを関係府省が連携して示す。あわせて、予防・健康づくり等による受療率の低下や生産性向上の実現に向けて、具体的な目標とそれにつながる各施策のＫＰＩを掲げ推進する。

2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日
経済財政諮問会議
加藤勝信臨時議員提出資料

人口構造の推移を見ると、2025年以降、
「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という
新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》

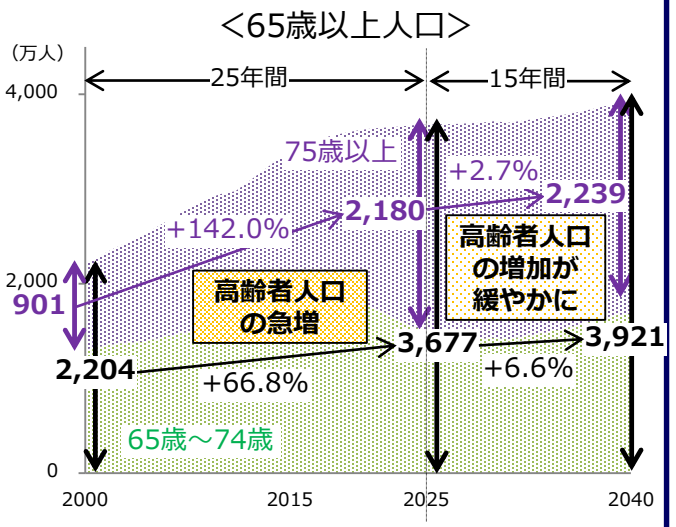

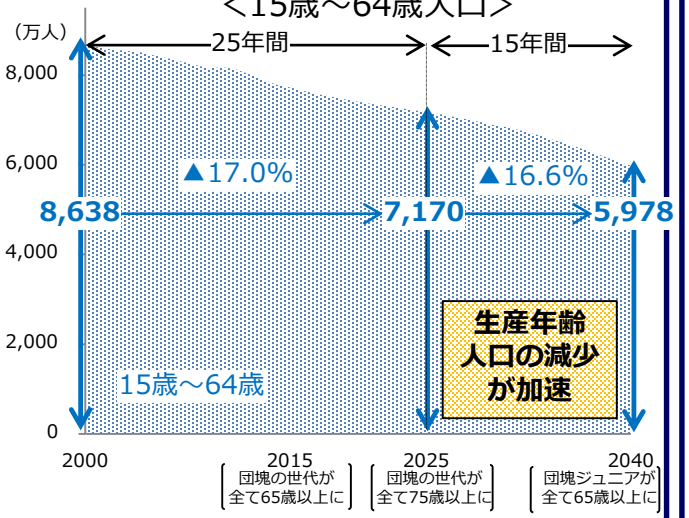

(資料) 総務省「国勢調査」「人口推計」（2015年まで）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」（出生中位・死亡中位推計）（2016年以降）

《就業者数の推移》

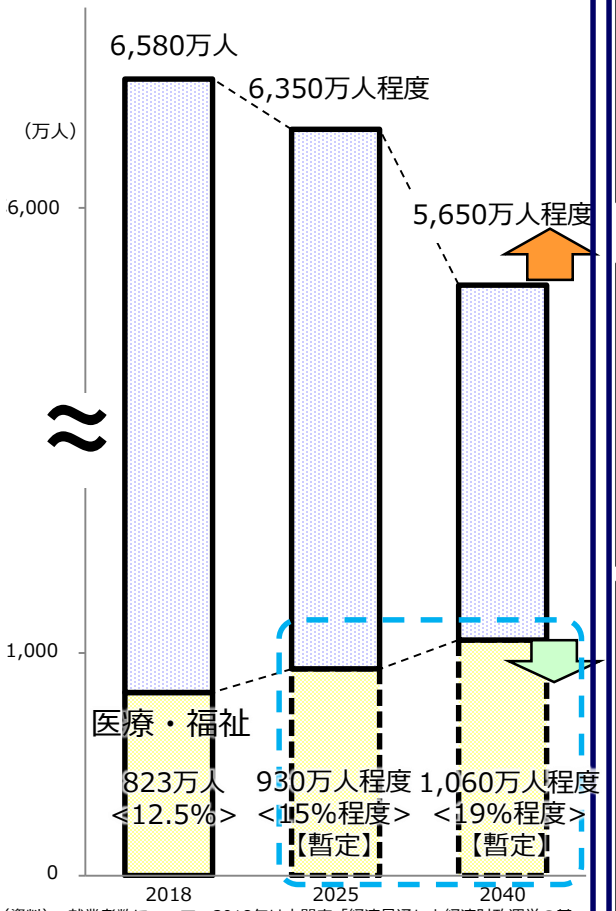

(資料) 就業者数について、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」（出生中位・死亡中位推計）を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況（2025年）をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計（暫定値）。

国民的な議論の下、

- **これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、**
- **以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。**

《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上

⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに３年以上健康寿命を延伸することを目指す。

2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性※の向上を目指す。

※ サービス産出に要するマンパワー投入量。

※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度（「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出）

※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

社会保障給付費の見通し

2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）－概要－　（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省　平成30年５月21日）　**より**

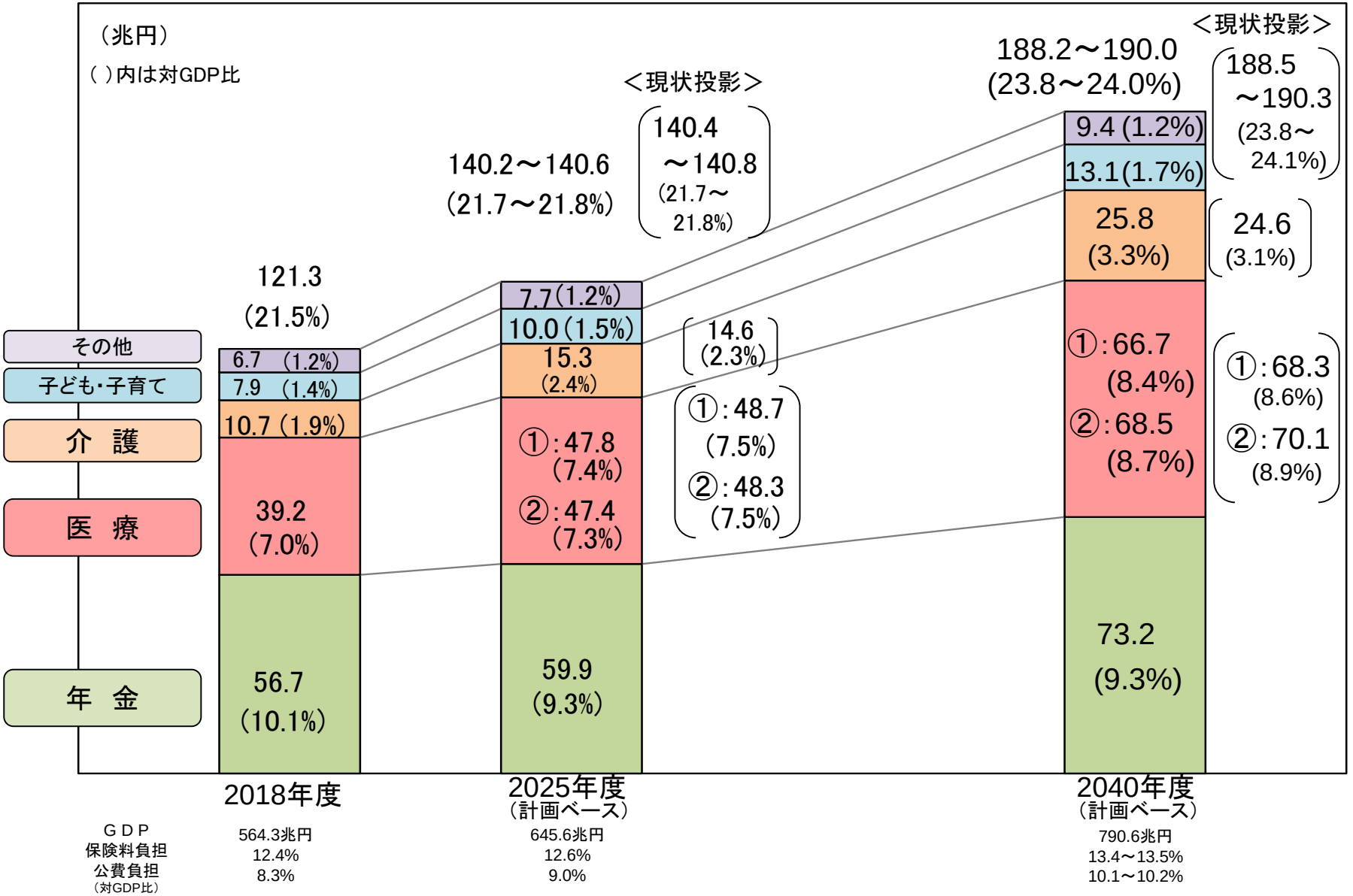

（注1）医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り（①と②）示している。

（注2）「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月）」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。

2040年に向けた社会保障給付費対GDP比等の推移（実績と将来見通し）

■ 高齢者の増加のペースが変わること等から、2000年度から2015年度の15年間では6.8%ポイント程度上昇したのに対し、2025年度から2040年度の15年間では2.1～2.2%ポイント程度の上昇と見込まれている。

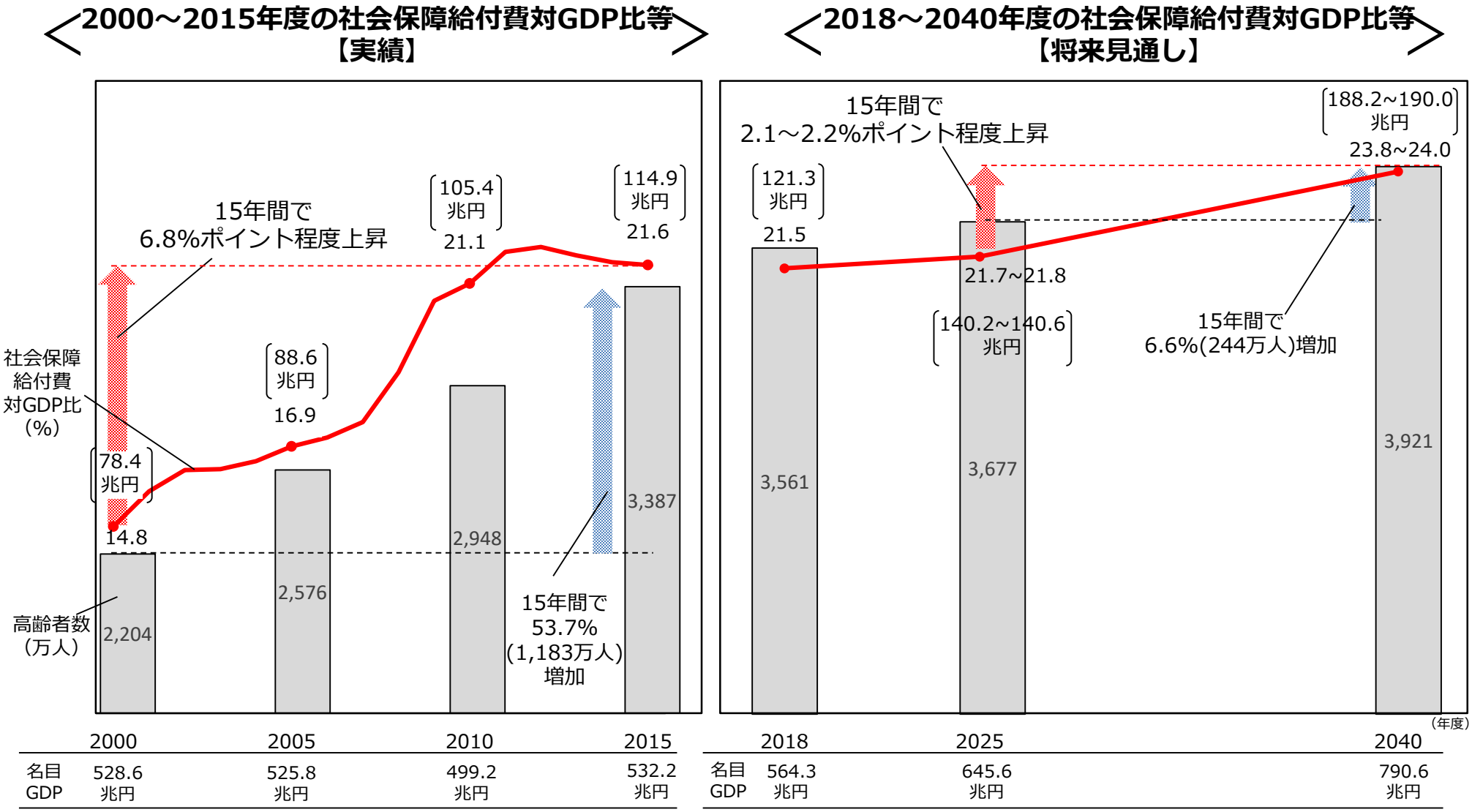

（出典）2000～2015年度は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」による実績値。2018年度以降は内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年度を見据えた社会保障のシミュレーション（議論の素材）」による推計値。

医療・介護の１人当たり保険料・保険料率の見通し

【経済：ベースラインケース】

	計画ベース		
	2018年度	2025年度	2040年度
医療保険			
協会けんぽ	10.0%	①10.6% ②10.5%	①11.5% ②11.8%
健保組合	9.2%	① 9.8% ② 9.7%	①10.9% ②11.2%
市町村国保 （2018年度賃金換算）	7,400円	①8,100円 ②8,000円	①8,200円 ②8,400円
後期高齢者 （2018年度賃金換算）	5,800円	①6,400円 ②6,300円	①8,000円 ②8,200円
介護保険			
１号保険料 （2018年度賃金換算）	約5,900円	約7,200円	約9,200円
２号保険料 協会けんぽ・健保組合	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	2.0%	2.6%
２号保険料 市町村国保 （2018年度賃金換算）	約2,800円	約3,500円	約4,400円

※　医療保険の2018年度における保険料は2018年度実績見込み（協会けんぽは実際の保険料率、健保組合は健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」より、市町村国保は予算ベースの所要保険料、後期高齢者は広域連合による見込みを基にした推計値）である。また、2025年度及び2040年度の保険料は2018年度の保険料と各制度の所要保険料の伸びから算出している。

※　介護保険の2018年度における2号保険料の健保組合の値は、健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」による。また、市町村国保の保険料額は、一人当たり介護納付金額の月額について、公費を除いた額である。2018年度におけるそのほかの保険料は、実際の基準保険料額・保険料率である。

2040年に向けたマンパワーのシミュレーション（平成30年5月21日）の改定

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移

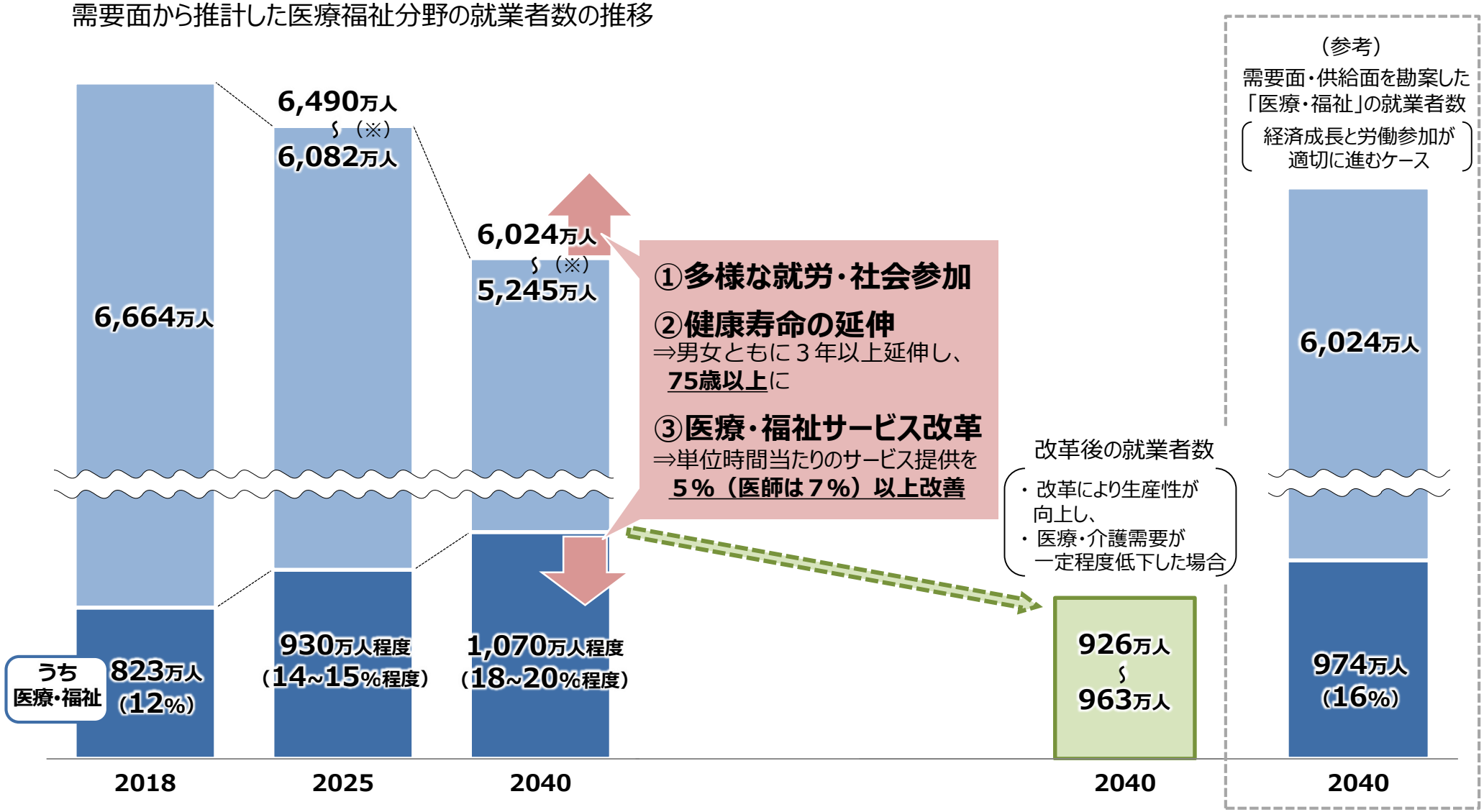

※総就業者数は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2019年３月）による。
総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。

2040年を展望した社会保障・働き方改革の検討について

趣旨

○　2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業も増加。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、①多様な就労・社会参加の環境整備や②健康寿命の延伸を進めるとともに、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めることが必要。

○　このため、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を設置するとともに、部局横断的な政策課題について、従来の所掌にとらわれることなく取り組むためプロジェクトチームを設けて検討する。

2040年を展望した社会保障・働き方改革本部

本部長　：厚生労働大臣

本部長代理　：厚生労働副大臣
厚生労働大臣政務官

本部員　：
厚生労働事務次官、厚生労働審議官、
医務技監、その他部局長

※プロジェクトチームにおける検討を基に改革案を審議

横断的課題に関するプロジェクトチーム

リーダー　　：政策統括官（総合政策担当）
サブリーダー：大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当）
政策立案総括審議官（政策評価、総合政策（労働）担当）

①健康寿命延伸TF（疾病予防・介護予防に関する施策等）
主査：吉永審議官（健康局）
副主査：山本審議官（保険局）、佐原審議官、江崎統括調整官

②医療・福祉サービス改革TF（ロボット、AI、ICTの実用化等）
主査：諏訪園審議官（老健局）
副主査：迫井審議官（医政局）、江崎統括調整官

③高齢者雇用TF（高齢者の雇用就業機会の確保等）
主査：北條高齢・障害者雇用開発審議官（職業安定局）
副主査：田畑審議官（職業安定局）、山田審議官（人材開発統括官）

④地域共生TF（縦割りを超えた地域における包括的な支援体制の整備等）
主査：伊原審議官（政策統括官（総合政策担当））
副主査：八神審議官（社会・援護局）、藤原審議官（子ども家庭局）、
橋本部長（障害保健福祉部）、諏訪園審議官（老健局）

Ⅱ　多様な就労・社会参加

１　７０歳までの就業機会の確保

２　就職氷河期世代が社会の担い手として活躍するために

３　中途採用の拡大、副業・兼業の促進

４　地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

５　「人生100年時代」への公的・私的年金制度の対応

１　７０歳までの就業機会の確保

70歳までの就業機会の確保

● 高齢化の一層の進展、現役世代の急減という2040年の人口構造に対応し、我が国の成長力を確保するためにも、より多くの人が意欲や能力に応じて社会の担い手としてより長く活躍できる環境整備が必要。

→個々の高齢者の多様性を踏まえ、**従来の65歳までの雇用確保措置に加え、様々な就業や社会参加の形態も含めて、70歳までの就業機会の確保を図り**、その活躍を促進する。

Ⅰ 70歳までの就業機会を確保する制度

◆ 個々の高齢者の能力・事情に応じた活躍を図るため、70歳までの制度は、従来の雇用確保措置に加えて、**企業が採りうる選択肢を拡大**

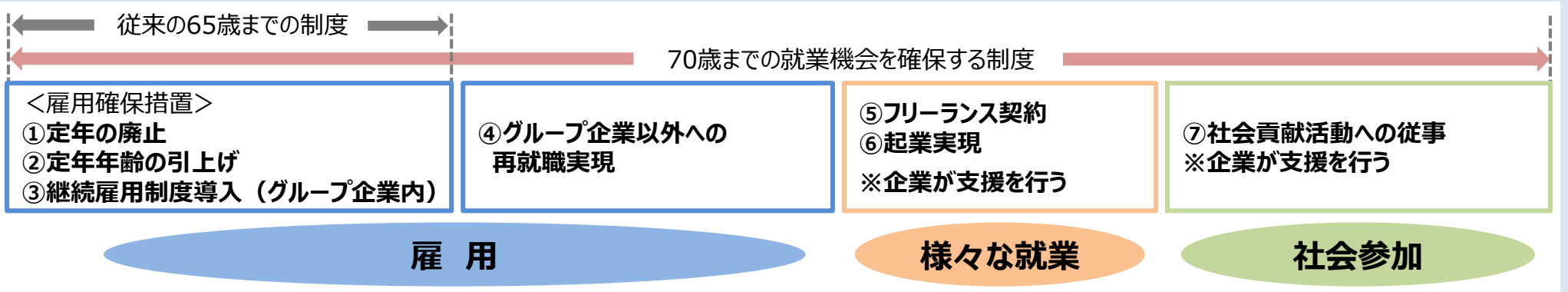

◆ 労使での十分な話し合いの上で企業は**多様な選択肢の中から採用する措置を提示**し、個々の高齢者との相談を経て適用（努力義務）

Ⅱ 高齢者の活躍を促進する環境整備（Iの推進を支える施策）

◆ **企業への支援** ～高齢者の活用促進、安全・安心で能力発揮できる環境整備

- 70歳までの就業機会を確保する措置を実施する企業への支援
- 高齢者に対する能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築支援
- 高年齢労働者の労働災害リスク要因に対応する職場環境整備の推進

◆ **労働市場の整備** ～高齢者と企業双方のニーズに応じた再就職の促進

- ハローワークの生涯現役支援窓口の増設
- キャリア人材バンク（高年齢退職予定者のマッチング機能）の強化

◆ **労働者本人への支援** ～高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進

- 労働者のキャリアプラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等を支援する拠点を整備（全国でサービスを提供）
- 企業の実情に応じた中高年齢層向けの訓練、リカレント教育の推進

◆ **地域の取組への支援** ～多様な雇用・就業機会の確保

- 地方自治体を中心とした協議会による取組の展開・企業連携の強化
- シルバー人材センターの職域拡大・女性会員拡充の強化

高齢者の活躍を促進する環境整備①　～企業への支援～

○　70歳までの就業機会を確保する措置を実施する企業への支援、高齢者に対する能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築支援、高年齢労働者の労働災害リスク要因に対応する職場環境整備の推進に取り組む。

高齢者が能力を発揮して活躍できる環境整備

現在の取組

・　65歳を超える継続雇用や65歳以上の定年引上げ等に対する助成措置のほか、高齢者に係る成果を重視した賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対して65歳超雇用推進助成金を支給。

【66歳以上働ける制度がある企業】

全企業	27.6%
大企業(301人以上)	21.8%
中小企業(31～300人)	28.2%

資料出所：厚生労働省「高年齢者の雇用状況」（2018）

今後の課題・取組予定

・　定年年齢の引上げや継続雇用制度の導入、定年の廃止を行う企業を支援。
・　新たに拡大する選択肢を実施する企業やその取組に関わる企業等を支援。
・　65歳超雇用推進助成金について、実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

高齢者が安全で安心して働ける環境整備

現在の取組

・　高年齢労働者の災害リスク分析の実施、高年齢労働者の安全と健康確保のための職場環境改善ツール（エイジアクション100）の普及。
・　「高年齢労働者安全衛生ガイドライン」の取りまとめ、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）の改正。
・　企業における治療と仕事の両立支援の普及啓発や両立支援コーディネーターの養成を推進。

今後の課題、取組予定

・　高年齢労働者等に対する雇入れ時等教育、特別教育について、心身の条件に応じた教育が実施される仕組みを検討。
・　高年齢労働者の労働災害防止対策に係る支援制度の創設に向けた検討。
・　THP指針の改正を踏まえて、事業場にて労働者の健康づくりが促進されるよう、周知広報等を推進。
・　引き続き、企業における治療と仕事の両立支援の普及啓発や両立支援コーディネーターの養成を推進。

高齢者の活躍を促進する環境整備②　～労働市場の整備～

○　ハローワークの生涯現役支援窓口の増設、キャリア人材バンクによる高年齢退職予定者のマッチング機能の強化を図り、高齢者と企業双方のニーズに応じた再就職を促進する。

現在の取組

- ハローワークの生涯現役支援窓口において、職業生活の再設計に係る支援やチームによる就労支援を総合的に実施。特に65歳以上の者を重点的に支援。
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業（（公財）産業雇用安定センター）により、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対して紹介。

今後の課題、取組予定

- 生涯現役支援窓口について、2020年までに300か所の設置を目指す。（働き方改革実行計画）
  （2019年度時点で240か所）
- 職場体験、職場見学等の実施により生涯現役支援窓口の支援メニューを強化。
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業における登録者情報・受入情報の収集及びマッチング機能を強化。

生涯現役支援窓口の支援体制

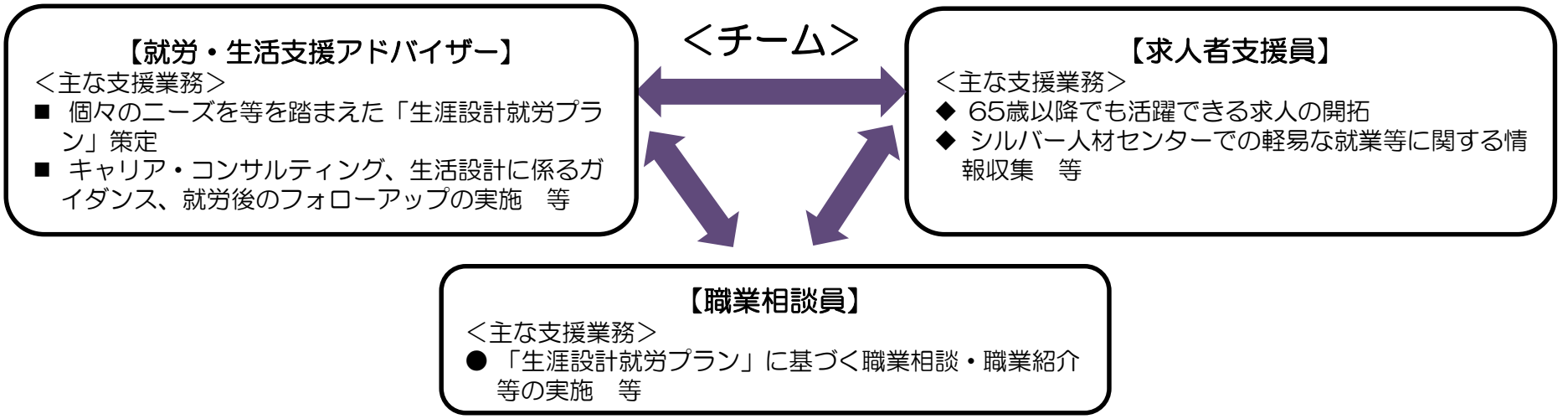

高齢者の活躍を促進する環境整備③　～労働者本人への支援～

○　高齢期も見据えたキャリア形成を支援するため、支援拠点の整備や企業の実情に応じた中高年齢者向け訓練、リカレント教育の推進に取り組む。

現在の取組

- 大都市部５カ所に拠点を設置し、企業に対するセルフ・キャリアドック（労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受けられる仕組み）の導入勧奨及び導入する際の支援等を実施。
- ①職業能力評価基準（※）、②職業能力評価基準を基にキャリア形成の過程をモデル化したキャリアマップ、③簡易に能力をチェックできる職業能力評価シートを作成し、能力評価制度等を整備する企業を支援。
- 中高年及びシニア層向けのジョブ・カード（職務経歴、学習・訓練の履歴、保有資格等を記載した書類）の開発。
- 職業能力評価基準を活用したホワイトカラー職種の職業能力診断ツールの開発に向けた調査・研究事業を実施。

※　職業能力評価基準

仕事をこなすために必要な知識・技術・技能に加えて、どのように行動すべきかといった「職務遂行能力」を能力のレベル毎に整理・体系化したもの。

今後の課題、取組予定

- 企業が行うキャリア形成の支援に加え、企業に雇用されていない者や転職を視野に入れる者も含むすべての労働者等のキャリア形成を支援する拠点を整備し、全国でサービスを提供。
- 特に40歳以上の中高年及びシニア層を対象にキャリアの棚卸しを行い、継続雇用・転職それぞれを目指す場合における能力開発を促すなど、高齢期を見据えたキャリアプランの再設計に重点を置いて支援。
- 個々の企業の実情に応じ、キャリアマップや職業能力評価シートの導入をコンサルティングするとともに、導入セミナーを開催。
- 65歳を超えて働き続けることを希望する中高年やシニア層を支援するための訓練を提供。
- 高齢者を含め、誰もが、いくつになっても学び直しの機会を確保できるよう、「人づくり革命基本構想」でとりまとめたリカレント教育拡充策を着実に推進。

（キャリアコンサルティングの実施風景）

（在職者向け訓練の実施風景）

高齢者の活躍を促進する環境整備④　～地域の取組への支援～

○　高齢者の地域における多様な雇用・就業機会を確保するため、地方自治体を中心とした協議会による取組の展開・企業連携の強化、シルバー人材センターの職域拡大や女性会員拡充の強化に取り組む。

地方自治体を中心とした協議会による取組の強化

現在の取組

・　生涯現役促進地域連携事業により、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。

＜支援メニュー例＞

（１）高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
（２）高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
（３）企業に対する生涯現役促進セミナー開催
（４）高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
（５）高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及
　　（相談機関一覧の掲載等）
（６）高齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
（７）高齢者向けの雇用・就業の場の創出

今後の課題・取組予定

・　2020年までに100か所の実施を目指す。（働き方改革実行計画）（2019年５月時点で58か所）
・　地元の企業と連携した取組を促進（地域における業界団体、高齢者の雇用に積極的な企業等の参画を推進など）。
・　各地域におけるこれまでの成果を活かした取組（地域に密着した相談窓口、人材バンクの運営など）を推進するための方策を検討。

シルバー人材センターによる取組の強化

現在の取組

・　定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会を確保提供し、高年齢者の生きがいの充実、社会参加を促進。
・　サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での仕事の開拓及びマッチング体制の強化。
・　女性への戦略的広報等による女性の入会促進。

今後の課題、取組予定

・　各地域のシルバー連合を中心に、業界団体、地方自治体、労働局等が一体となったシルバー事業の推進に係る取組の実施。
・　職域拡大、女性の入会が進んでいるシルバー人材センターの先進的取組や好事例の共有・展開を促進。
・　活躍している女性に焦点を当てた広報の推進。

２　就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

● 就職氷河期世代（※）の方々への支援として、今後**政府でとりまとめる３年間の集中プログラムに沿って**、厚生労働省においては、**「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開**していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

⇒ **就職・正社員化の実現**
多様な社会参加の実現

※ 概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至る。

Ⅰ 主な支援対象

◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度（35～44歳））

◆ 長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）

◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

Ⅱ 主な取組の方向性

➢ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

→ 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進

→ 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進

➢ 就職氷河期世代、一人ひとりにつがなる積極的な広報

➢ 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開**（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）**

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
  - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
  - ② 地域レベルでの潜在的要支援者把握のためのアウトリーチ展開
  - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）

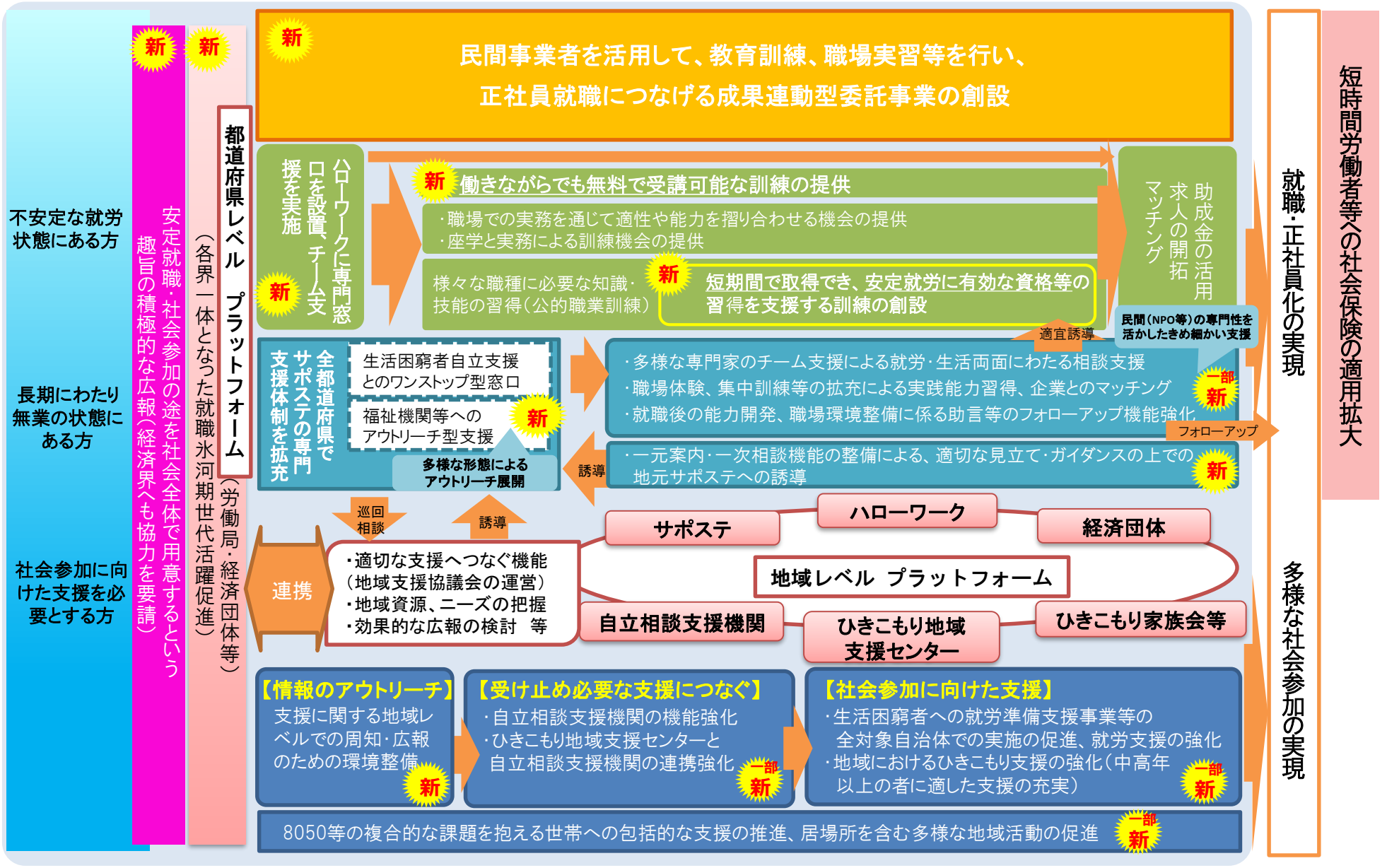

都道府県レベルのプラットフォームを活用した社会機運の醸成

都道府県レベルのプラットフォーム（各界一体となった就職氷河期世代の活躍促進）

【構成メンバー】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテク、経済団体、（人手不足）業界団体、金融機関　等

【取組内容】

○　都道府県ごとの事業実施計画・KPIを設定して進捗管理

○　就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成

○　行政支援策等の周知

○　行政側は職場体験・実習機会のニーズ（希望者数、希望する体験等の内容）を取りまとめて経済団体に協力依頼、経済団体は傘下企業と連携して、職場体験・実習機会先・数を確保・取りまとめて提供する。

○　経済団体は、労働局や関係府省、サポステと連携して、傘下企業に対して以下の取組を要請

- ✔　就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等の積極的参加
- ✔　経済団体等が実施する事業主向けイベントで就職氷河期世代の積極採用、正社員化、行政支援策等の周知
- ✔　地域レベルのプラットフォームへの積極的協力　等

○　各自治体、各府省は、地域資源や地元の経済団体を活かした各種取組の周知啓発を推進

- ✔　地域の様々な関係機関との連携によるポスター掲示
- ✔　市町村・地域レベルプラットフォームと連携し、地域における介護事業者、民生委員、自治会での回覧板を通じたリーフレット配付などを推進　⇔　広報事業との連携

○　労働局、各府省、（人手不足）業界団体が連携して、「〇〇の資格を持っている（〇〇の訓練を受けている）方なら、年齢や職務経験を問わず、正社員の途があります」等のメッセージの発信

福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォームの整備による就職・社会参加の実現

社会的機運の醸成、就職氷河期世代にメッセージと支援情報を届けるアウトリーチ型広報

都道府県プラットフォーム
（都道府県労働局、各省の地方機関、経済団体、都道府県、市町村、人手不足業界団体、金融機関等）

＊個別の支援対象者や産業界に働きかけ、各種支援を通じて就職や社会参加まで結びつける役割を担う

機運醸成

（潜在）支援対象者

地元企業

職場実習先の開拓

会員企業等への氷河期世代の職場実習受入れや雇入れ勧奨

アウトリーチによる個別アプローチ

職場体験のあっ旋

求人開拓、就職のあっせん

サポステ
・アウトリーチ要員の配置・巡回相談
・電話・メールによる一元的相談＜サポステ・プラス・ナビ＞

自立相談支援機関
・アウトリーチ要員の配置
・ひきこもり支援に特化した人材養成
・就労準備支援事業の全対象自治体での実施

ひきこもり地域支援センター
・ひきこもりに関する相談窓口等の周知
・市町村へのバックアップ機能の強化
・中高年に適した社会参加支援、家族支援

ハローワーク
・チーム支援

経済団体

その他関係機関（ひきこもり家族会等）

就職準備を整える支援後リファー

福祉と就労をつなぐ地域レベルプラットフォーム＜市レベル＞

◆地域支援協議会の運営
◆関係機関の相互リファーにより、対象者を適切な支援につなぐ
◆地域資源（民生委員など）・地域ニーズの把握
◆地域の経済界との連携による、個別求人開拓、職業訓練、職場実習等を通じた就職支援

民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援

○　就職氷河期世代の多種多様な課題に対応するとともに、今後３年程度で集中的に支援し、安定就職の流れを加速化させるためには、国だけではなく、民間事業者による創意工夫を活かした支援も併せて活用することが重要である。
○　このため、特に不安定就労者の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定就労者の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職（正社員就職）につなげる事業の創設を検討する。

実施形式：就職氷河期世代の不安定就労者の多い全国10か所程度（P）の都道府県労働局を選定して、委託事業（成果連動型）にて実施。
取組内容：①不安定就労者に対して、創意工夫を活かして、最大６ヶ月程度（P）の教育訓練、職場実習等を実施する場合に、その訓練等にかかる費用を支給
②訓練等を経て安定就職し、一定期間定着した場合は、成果に連動した委託費を支給

（委託事業のイメージ）

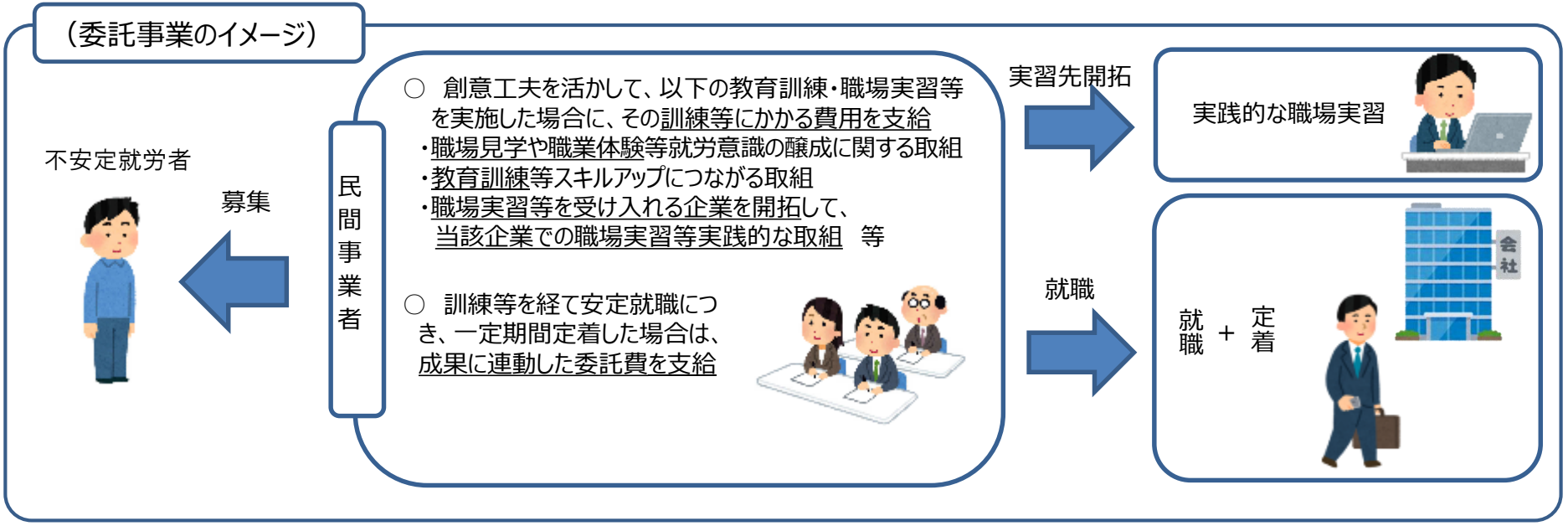

※　実施箇所数、訓練期間、委託費の額（成果に連動した委託費を含む。）については、今後、要精査

ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施

○ 就職氷河期世代の不安定就労者については、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者が多い。

○ こうした不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

広報によりハローワークに誘導 → ハローワークにおけるチーム支援 → 就職 → 定着支援

就職氷河期世代の不安定就労者

・企業に評価される職務経歴が乏しい
・正社員就職のためのスキルが足りない
・スキルを高めるための時間がない
・今後の生活プランが立てられない
・自分に自信がない
・自分にできる求人がない　等

専門窓口

専門担当者による就職支援チームを結成

就職への意欲喚起

キャリアコンサルティング

自分の強みの再発見

職業訓練あっせん

個別支援計画の作成

職務経歴書作成指導
面接訓練

就職可能性の高い求人開拓

チーム構成員が連携して伴走型支援を実施

就職

定着に向けた雇入れ企業支援

業界団体等と連携し、短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース（仮称）」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等（例．運輸・建設関係）の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。

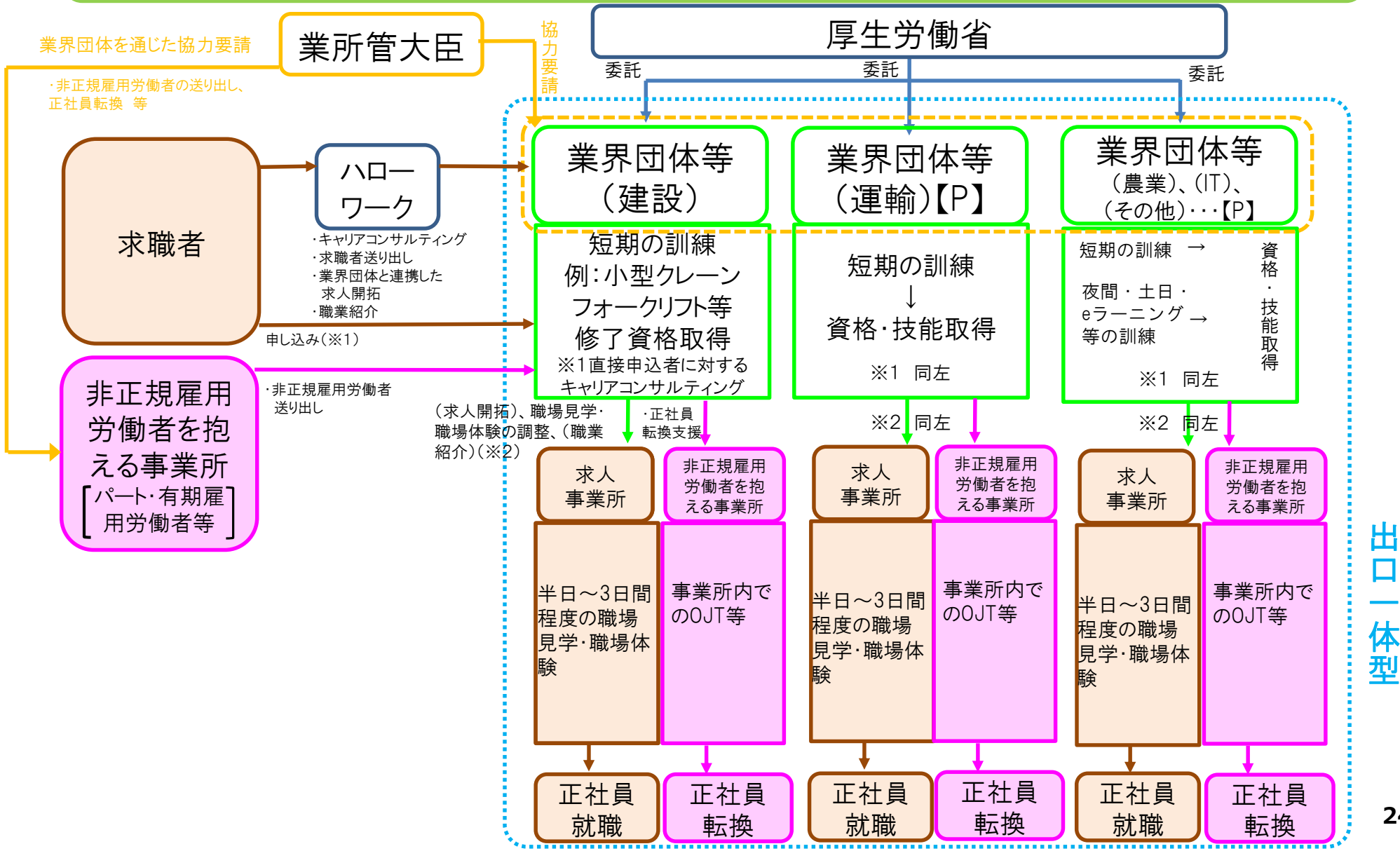

地域若者サポートステーションの取組強化

就職氷河期世代の無業者が直面する、就職、職業的自立の実現に向けた困難、複合的な課題に鑑み、これまで概ね40歳未満の若年無業者等の自立支援拠点として実績を上げてきた地域若者サポートステーション（サポステ）の専門知見を積極活用し、「入口」での福祉施策とのワンストップ型・アウトリーチ型の組合せ等による支援対象者を把握し、働きかけ、支援する体制を全国的に整備する。

また「出口」でのハローワークの就職支援・訓練プログラム、企業との連携強化を図り、就職・正社員化等の職業的自立につながる働き方実現を強力に推進する。（サポステ・プラス（愛称））

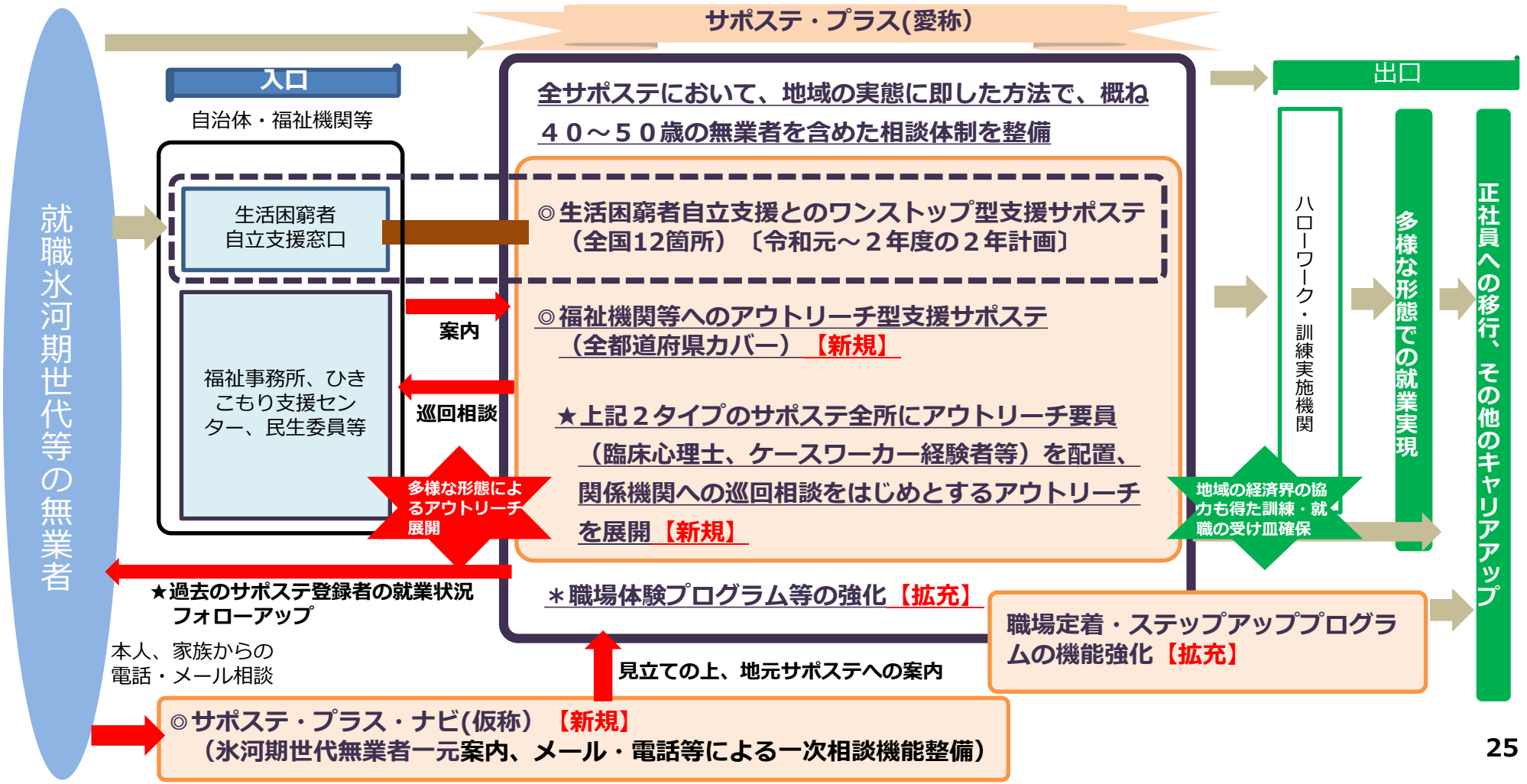

支援が必要なすべての人に支援を届ける体制の強化

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けた取組

8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進
・「断らない」相談支援体制の整備
・地域における伴走体制の確保　など

「就職氷河期世代」の背景・課題

- 「就職氷河期世代」であって生活支援等を必要とする人がどこにどれだけ存在するかも見えづらく、市町村等において課題として顕在化しにくい
  → 支援の必要な人に関する情報やその支援に関するノウハウ・地域の資源に関する情報共有の不足
- 行政の側から、ひきこもりの認定をすることはできず、あくまで、ひきこもり状態にある本人やその家族などからの支援の要請があって、初めて支援が開始
  → 支援に関する情報が本人やその家族に確実に届いてない

重点的な強化

情報の“アウトリーチ”

- 支援に関する地域レベルでの周知・広報の推進のための環境整備
- 必要な支援の情報が本人や家族の手元に

受け止め必要な支援につなぐ

- 生活困窮者自立相談支援機関のアウトリーチの機能強化
- ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

社会参加に向けた支援

- 生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進、就労支援の強化
- 地域におけるひきこもり支援の強化（中高年以上の者に適した支援の充実）

一方向ではなく、本人・家族の状況に合わせた継続的な伴走支援

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

① （2016年10月～）**501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。

② （2017年４月～）、**500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、**短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）

③ 法律に基づき（※）、**（2019年９月末までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。**

※ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年８月10日法律第62号）附則（抜粋）

（検討等）

第２条第２項 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

これまで

週30時間以上

①2016年10月～

(1)週労働時間20時間以上

(2)月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）

（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）

(3)勤務期間１年以上見込み

(4)学生は適用除外

(5)従業員　501人以上の企業等

（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

②2017年４月～

左記(1)～(4)の条件の下、**500人以下の企業等**について、

- **民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- **国・地方公共団体は、適用**

③2019年９月末まで

更なる適用拡大について検討

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞

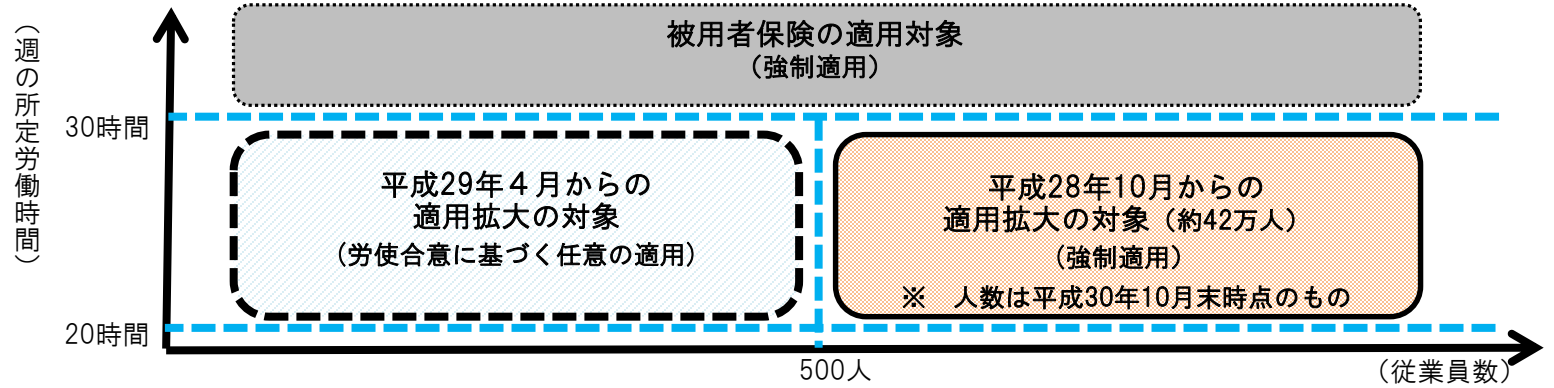

被用者保険の適用状況の見取り図

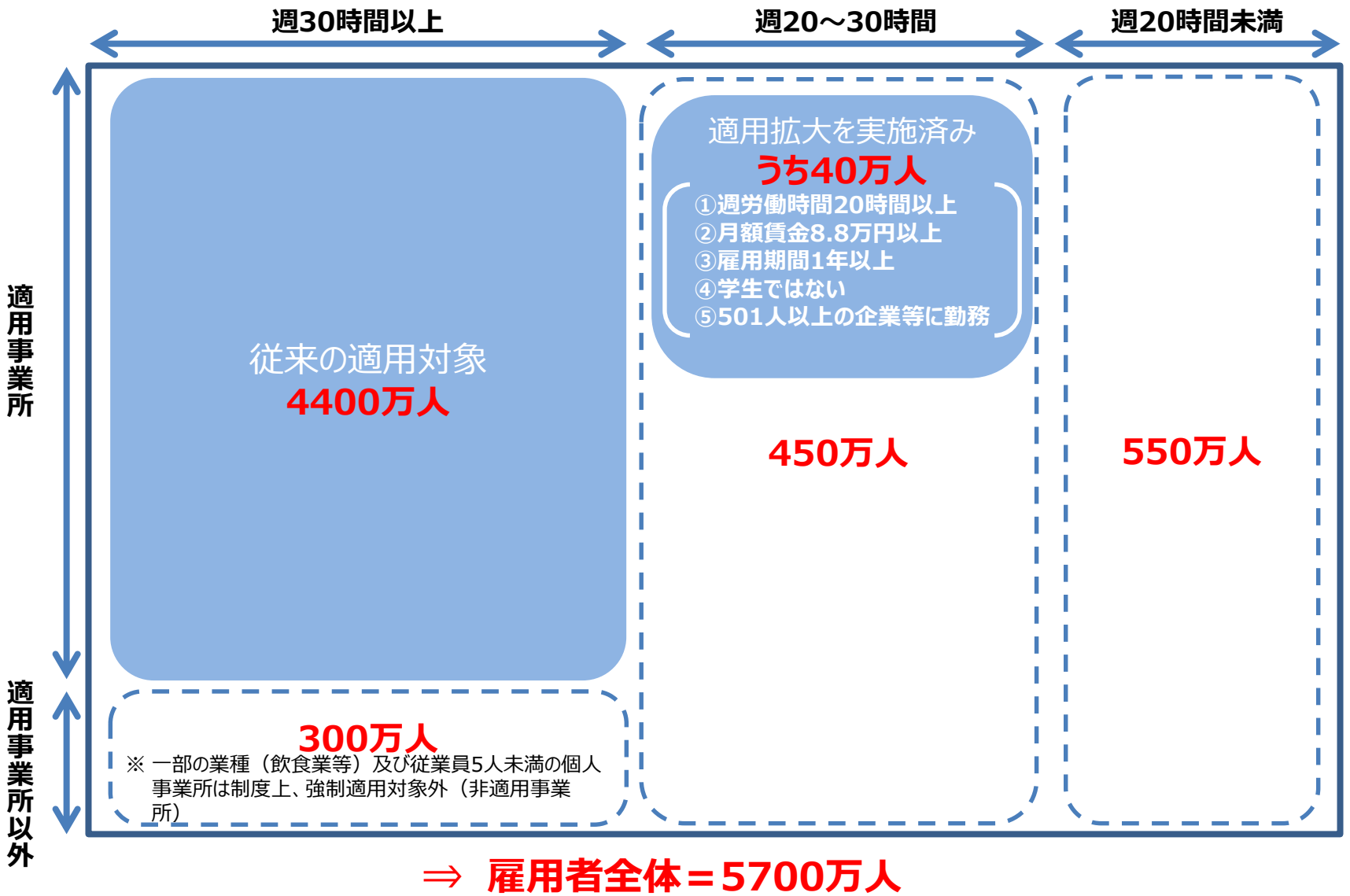

⇒ **雇用者全体＝5700万人**

（注）「労働力調査2018年4～8月平均」の特別集計を用いて推計したもの。なお、厚生年金の被保険者年齢の上限である70歳以上の雇用者は除いている。

３　中途採用の拡大、副業・兼業の促進

多様な働き方の実現に向けて～中途採用の拡大、副業・兼業の促進～

- **AIなどの技術革新や産業構造の変化とともに、職業キャリアの長期化や、働き方のニーズの多様化が進む中、企業・労働者の双方で中途採用・転職・再就職のニーズが高まっている。**
- **人生100年時代に向けて、高齢者、女性、不安定就労者なども含めた様々な立場の方が、個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、中途採用の拡大や、副業・兼業の促進に向けた環境整備を進めていく。**

Ⅰ 中途採用の拡大

- ◆再チャレンジの機会を拡大するため、個々の大企業に対し、中途採用比率の情報公開を求める
- ◆「中途採用・経験者採用協議会」での知見を活用し、中途採用拡大に向けた企業への働きかけを強化
- ◆ハローワークにおける求職者の状況に応じたマッチング支援の充実
- ◆職業情報提供サイト（日本版O-NET）（仮称）の2020年中の運用開始
- ◆中途採用等支援助成金の見直し

Ⅱ 副業・兼業の促進

- ◆副業・兼業の促進に関するガイドラインや改定版モデル就業規則により、原則として労働者は副業・兼業を行うことが可能である旨を周知
- ◆複数の事業主の下で働く場合の労働時間管理について、長時間労働を防ぎ、労働者の健康を確保することに十分留意しつつ、副業・兼業の促進に資するよう、健康確保の充実と労働時間管理の在り方について検討
- ◆複数の事業所で働く方の保護等の観点から、労災保険給付の在り方、雇用保険及び社会保険の公平な制度の在り方について引き続き検討

企業の中途採用拡大の好事例

女性社員の割合が高い製造業で、次のような多様な取組を実施

・ウェルカムバック制度
育児・介護等、家庭の事情で退職した従業員を再雇用。短時間勤務制度の活用等、できる限り本人が希望する勤務体系を実現

・働きやすい環境の整備
働き方の選択肢を増やす、中途採用者への公平な処遇等

・十分な知識と経験がある人材を**即戦力として活用可能**に
・ワークライフバランスに取り組んでいることが**採用に有利に寄与**
・誰もが長く働き続けられる環境の実現

副業・兼業の取組事例

A社（銀行業）

- **働き方の多様化**・魅力的な職場作り、**自社人材の外部での活用（例：シニア人材を中小零細企業で活用）**等の観点から促進
- 認められる副業・兼業の要件は、
  ① 副業・兼業は、週20H未満かつ月平均30H以内とすること
  ② 他社に雇用されるときは、副業・兼業を行う週は自社で所定外勤務をしないこと　等

B社（医薬品製造・販売）

- **キャリアアップ、セカンドキャリア等のための多様な働き方**の促進の一環
- 認められる副業・兼業の要件は、自社での業務に支障を及ぼしたり、健康を害したりする可能性が低いこと　等

４　地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進**、③**高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

Ⅰ 丸ごと相談（断らない相談）の実現

◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

・「断らない」相談支援
・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
・地域におけるひきこもり支援の強化

Ⅱ 地域共生に資する取組の促進

◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
・民間からの資金調達の促進
・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

Ⅲ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

丸ごと相談（断らない相談）の実現
～包括的な支援のための新たな仕組みの検討～

○8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村において断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築する。
○また、多様な経路で社会とつながり参加する機会を確保する観点から、断らない相談支援と併せ、個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援などの“出口支援”や、地域における伴走体制の確保のための取組を実施する。
○各自治体における包括的な支援体制は、地域ごとの資源の状況などの多様性を踏まえる必要があり、各自治体が、創意工夫を活かしながら柔軟に、その構築を進められるような制度設計とする。

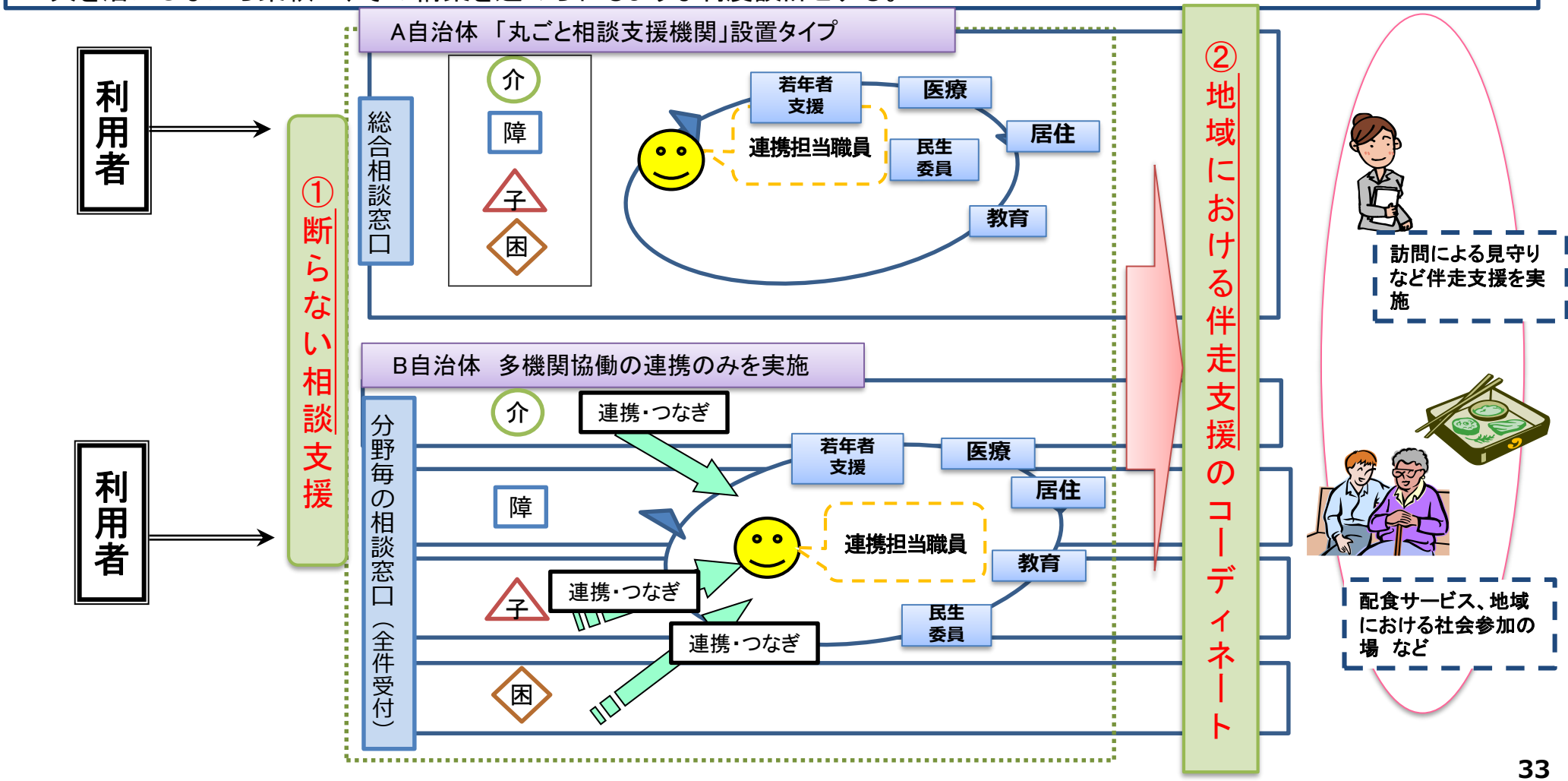

地域共生に資する取組の促進
～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1．概要

〇地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
〇地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2．考えられる取組

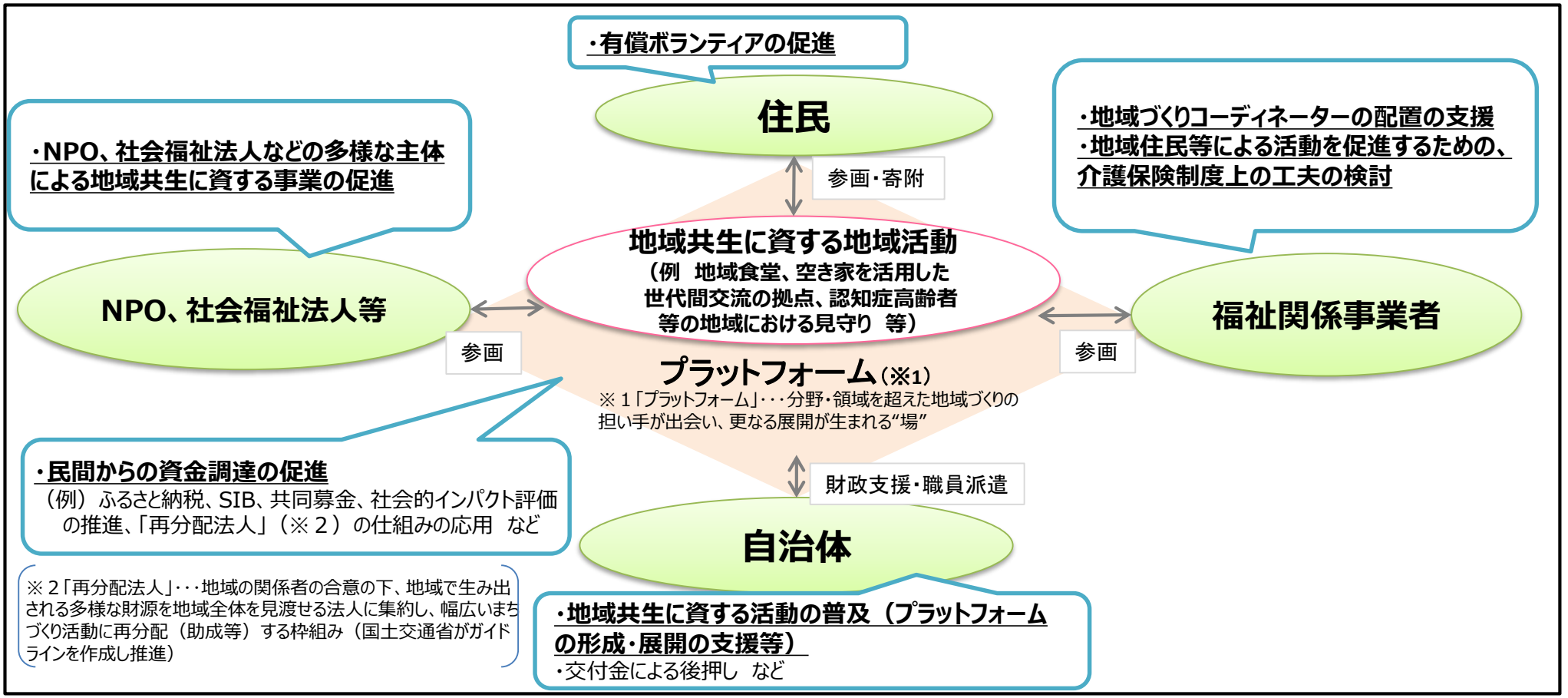

高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

社会参加活動・就労的活動の推進

○　介護分野においては、社会参加や就労的活動などを取り入れる事業所が現れてきており、その推進を求める声がある。

○　障害福祉サービスにおいては、利用者の状態像（年齢や支援度合い等）が多様であり、65歳以上で障害者として就労継続支援B型を利用する者が増加している。

○　介護分野においては、今年度、新たに認知症予防などの介護予防に資するよう社会参加活動のための体制整備を支援する事業を実施。併せて、調査研究事業を行い、要支援者等に対する総合事業や要介護者に対するデイサービス等における社会参加や就労的活動などの事例を把握する。

○　障害福祉サービスにおいては、今年度、調査研究事業を行い、就労継続支援B型における高齢利用者の実態等（利用者の状態像、支援の方向性、支援内容等）を把握する。

⇒これらを踏まえ、障害者や高齢者等の社会参加や就労的活動を含むサービスを推進する方策について検討。

グループホームの一体的運用の推進

○　障害者グループホームと認知症高齢者グループホームについては、一体的な運営を行うことが可能（居室以外の設備（居間、食堂、台所、浴室等）は共用可能）であるが、十分に周知がされていないことから、一体的実施に関する運用について周知する。

地域共生社会の実現に向けた他分野との連携
～大臣政策対話関連～

○大臣政策対話等を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた農福連携の一層の推進や住宅セーフティネット制度との更なる連携など、他省庁との連携施策についても検討・調整。

農福連携

◆全国的な機運の醸成
- 職員食堂でのノウフクＪＡＳ商品を使ったメニューの提供など、厚労省自らが先頭に立った農福連携のＰＲ活動の実施
- 2020オリパラ東京大会に合わせた、農福連携マルシェなど開催の検討
- 障害者が気軽に農福連携に携われる機会創出の推進
- 国・地方が一体となって、官民挙げたネットワークを強化していくための推進体制の構築に向けた取組の実施
- 販路確保に向けた企業とのマッチングを念頭にした商談会型農福連携マルシェの開催やノウフクＪＡＳ商品のＰＲ活動の実施
- 雇用分野での農福連携を進めるため、障害者が安定的に通年雇用されるような環境整備を推進
- 農業分野におけるハロートレーニング（公的職業訓練）の推進

◆「農」「福」の広がりへの支援
- 高齢者や困窮者、ひきこもり等働きづらさや生きづらさを感じている者に対する農作業を通じた就労・社会参加支援の展開に向けた取組の検討
- 林業や水産業、畜産業といった地域に根差した１次産業分野での、地域課題解決型の障害者就労のモデル事業の創設等の検討

◆地域づくりへの展開
- 地域に埋もれている人材を発掘し、就労継続支援事業等の職業指導員等にマッチングさせる仕組みの構築に向けた取組の実施
- 自治体や民間団体と連携した、ノウフクＪＡＳ商品のＰＲの取組の実施

住宅政策

◆住まいの確保の支援
- 生活困窮者への居住支援を推進するため、関係機関間の連携による支援を行う先進事例の収集及び課題分析等を行い、連携手法等を周知・普及
- 居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における居住支援に係る事業での活用（事業参加の促進、関係者の協議の場づくり等）等、効果的な連携方策について検討
- 住宅確保要配慮者向けの住宅等が円滑に確保されるよう、社会福祉法人による居住支援の取組の円滑化について本年度中に検討

◆住み慣れた住まいでの生活継続への取組の推進
- 住宅団地の高齢者の居住を支援する取組や、高齢者向け住宅において高齢者が健康で生き生きと暮らせる取組の好事例を収集し、自治体等へ周知・普及

住宅団地の高齢者の居住支援の取組等の好事例を収集し、周知・普及

◆高齢者向け住まいにおける看取りの推進
- 高齢者向け住まいにおけるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及のための方策について本年度中に検討

金融政策

◆資産を有効活用できる環境の整備
- 高齢社会における金融サービスの在り方等を検討している金融庁と積極的に連携しながら、資産の有効活用に関する考え方の普及を図るとともに、任意後見制度（あらかじめ自らの希望する人に財産管理等を柔軟に依頼できる制度）に関する広報・相談を強化するなど、任意後見制度等の成年後見制度の利用を促進する。
- 金融機関従業員を対象とした認知症サポータ養成の推進や、日本認知症官民協議会を通じた「認知症バリアフリー社会」の実現に関する取組の推進。

※この他、地域共生社会の実現に関し、地方創生施策、まちづくり施策などの連携施策についても検討。

５　「人生100年時代」への公的・私的年金制度の対応

「人生100年時代」への公的・私的年金制度の対応

●「人生100年時代」を展望すると、「より多くの人が、これまでより長く多様な形で働く社会」、「高齢期が長期化する社会」へと変化。

●このような変化を踏まえて、**人生100年時代に向けた年金制度改革に取り組む**。

・基本的な考え方　「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に取り込み、長期化する高齢期の経済基盤を充実」

・改革の２つの柱　「多様な就労を年金制度に取り込む被用者保険の適用拡大」、「就労期の長期化による年金水準の充実」

＜「人生100年時代」に生じる社会経済の変化＞

○ **より多くの人が、これまでよりも長く多様な形で働く社会**

＜労働力需給の推計＞ ※労働参加進展シナリオの就業率（2017年→2040年の変化）

- 男性　65～69歳　：　54.8% → 70.1%
  - 70～74歳　：　34.2% → 48.1%
  - 75歳以上　：　14.1% → 17.5%
- 女性　20～64歳　：　71.7% → 83.7%
- 短時間雇用者比率　：　27.9% → 42.7%

○ **高齢期が長期化する社会**

＜日本の将来推計人口＞ ※人口中位推計

- 65歳平均余命　（2017年→2065年の変化）
  - 男性：19.6歳 → 22.6歳　女性：24.4歳 → 27.9歳
- 65歳を迎えた人が　（1950年生まれ→1990年生まれ）
  - 90歳に達する確率　男性：35% → 44%　女性：60% → 69%
  - 100歳に達する確率　男性：4% → 6%　女性：14% → 20%

出典：(独)労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の人口推計(平成29年推計)」等より計算

＜対応の基本的な考え方＞

より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に取り込み、長期化する高齢期の経済基盤を充実

＜改革の2つの大きな柱＞

○ **多様な就労を年金制度に取り込む被用者保険の適用拡大**

- 各種要件の見直し
  【現行：週20時間以上就労、月額賃金8.8万円以上、従業員501人以上等】

○ **就労期の長期化による年金水準の充実**

- 就労・制度加入と年金受給の時期や組合せの選択肢の拡大
- 就労に中立的かつ公平性にも留意した在職老齢年金制度等の見直し
- 私的年金の加入可能年齢等の見直し

就職氷河期世代対策　　**高齢者雇用の促進**

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

① （2016年10月～）**501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。

② （2017年４月～）、**500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、**短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）

③ 法律に基づき（※）、**（2019年９月末までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。**

※ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年８月10日法律第62号）附則（抜粋）

（検討等）

第２条第２項 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

これまで

週30時間以上

①2016年10月～

(1)週労働時間20時間以上
(2)月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
(3)勤務期間１年以上見込み
(4)学生は適用除外
(5)従業員　501人以上の企業等
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

②2017年４月～

左記(1)～(4)の条件の下、**500人以下の企業等**について、
- **民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- **国・地方公共団体は、適用**

③2019年９月末まで

更なる適用拡大について検討

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞

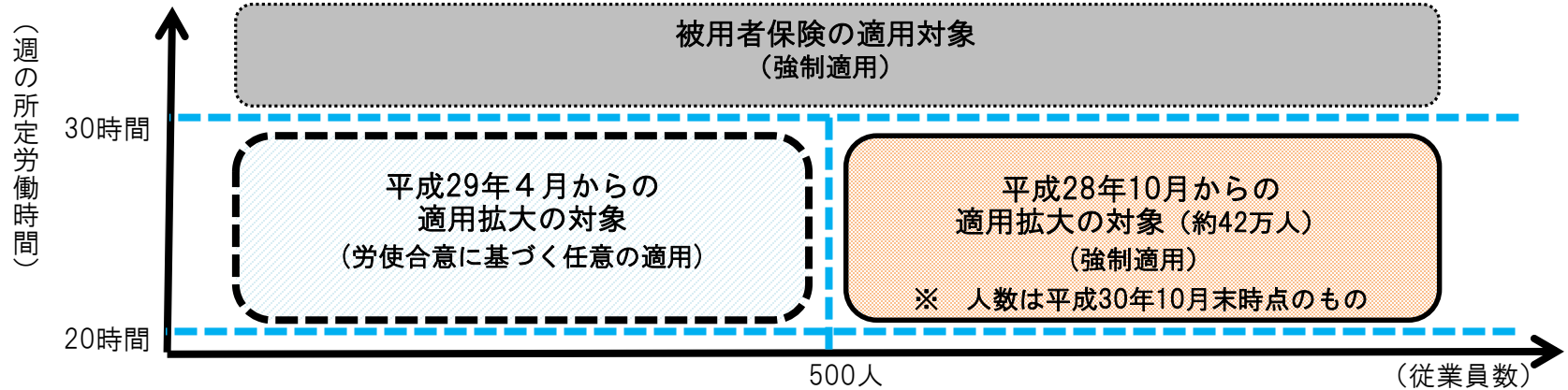

受給開始時期（繰上げ･繰下げ受給制度）について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。

  ※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。

- 65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額は減額（最大30%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大42%増額）となる。
- 繰上げによる減額率･繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。

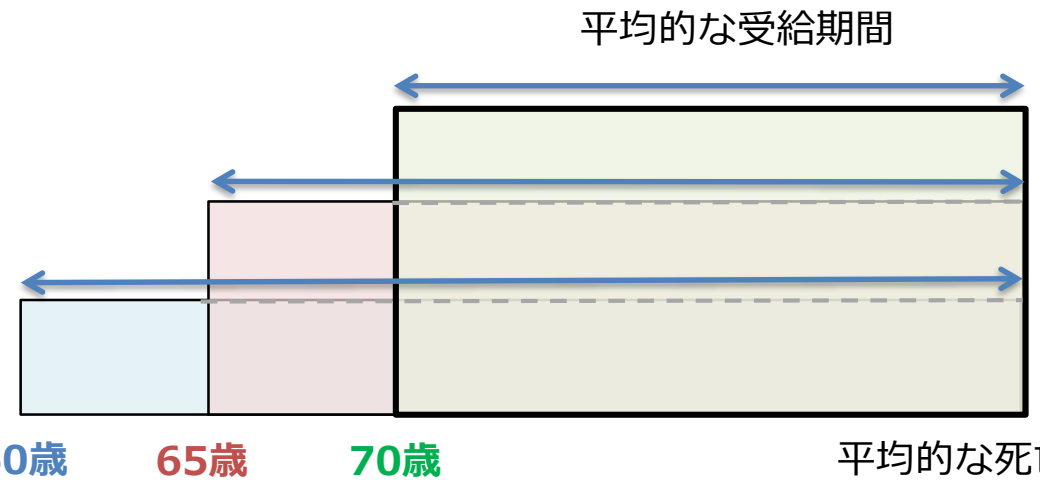

※　世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

（参考）繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。

・繰上げ減額率＝0.5%×繰上げた月数（60歳～64歳）

・繰下げ増額率＝0.7%×繰下げた月数（66歳～70歳）

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	–	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

在職老齢年金制度の概要

- 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。（保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される）
- 60歳台前半については、基本的には就労期間であるところ、低賃金の在職者の生活を保障するために年金を支給する仕組み。
- 65歳以降については、下記の2つの要請のバランスの中で、高賃金の在職者の年金を支給停止する仕組み。
  ①働いても不利にならないようにすべき
  ②現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図 （※）年金額は10万円と仮定
60～64歳	・ 賃金＋年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が**28万円**を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 ・ 賃金が47万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。 ・ 厚生年金の**支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年**（女性は2030年）**以降、対象はいなくなる。**	約88万人 約7,000億円 （参考） 受給者総数　約452万人 （※）平成28年度末 対象者数、受給者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	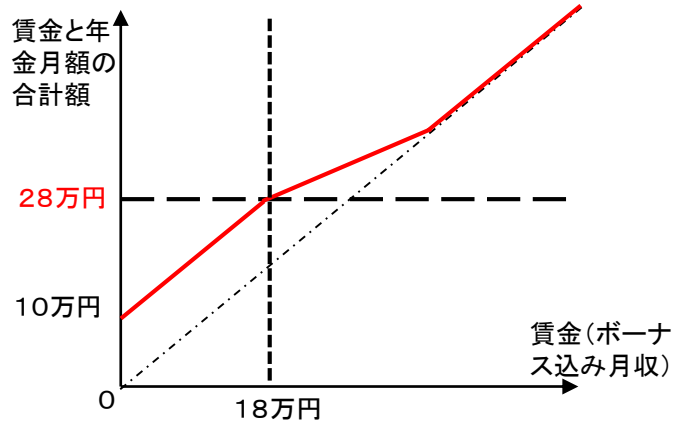
65歳以上	＜65～70歳＞ ・ 賃金＋年金**（基礎年金は対象外）**の合計額が**現役世代の平均月収相当（47万円）**を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 ＜70歳以上＞ ・ 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。	約36万人 約4,000億円 （参考） 受給者総数　約2,537万人 （※）平成28年度末 対象者数、受給者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	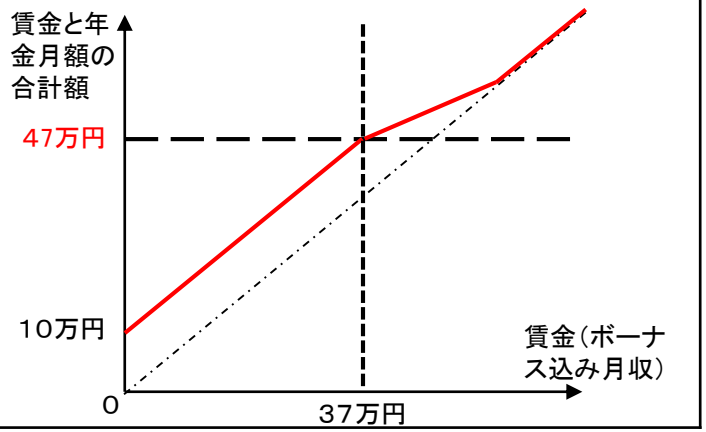

＊ 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を報酬月額とする現役被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。
＊ 「47万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。なお、対象者数・受給者総数の時点である平成28年度の基準額は「47万円」。

就業年齢と年金の適用（加入）・受給との関係

	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口 就業者数 雇用者数	6，200万人 5，100万人 4，700万人	800万人 500万人 450万人	1000万人 450万人 300万人	750万人 200万人 100万人	1700万人 150万人 50万人
厚生年金被保険者数 〈雇用者に占める割合〉	3，800万人 〈81%〉	300万人 〈69%〉	150万人 〈47%〉	50万人 〈40%〉 （注1）	20万人 〈37%〉 （注1）
公的年金 ①国民年金の被保険者	→				
②厚生年金の被保険者	（注2）→	→	→		
③受給開始時期の選択		←繰り上げ	繰り下げ→		
私的年金 ①確定給付企業年金の加入者	（注2）→	→	→		
②確定給付企業年金の支給開始要件（年齢）		60～65歳の規約で定める年齢	※繰り下げ可能		
③企業型確定拠出年金の加入者	（注2）→	（注3）→	→		
④iDeCoの加入者	（注2）→	→	→		
⑤確定拠出年金の受給開始時期の選択		任意の時点で受給可能（加入者期間に応じて制限あり）→	→		
⑥国民年金基金の加入員	→	（注4）→	→		

※人口、就業者数、雇用者数は2016年労働力調査、厚生年金被保険者数は2016年度末の数値

注1　69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数（年金機構が支給するもので全額停止者数も含む）

注2　20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる。20歳未満の厚生年金被保険者は私的年金に加入可能。

注3　企業型確定拠出年金については、規約で60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに資格喪失することを定めており、60歳前と同一の実施事業所で引き続き使用される加入者は、60歳以降当該規約で定める年齢に達するまで加入可能。

注4　国民年金基金については、60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入可能。給付については、1口目は原則65歳から支給開始、2口目以降は給付のタイプによる。

Ⅲ　健康寿命の更なる延伸（健康寿命延伸プラン）

１　主な取組

２　健康寿命の定義（指標）、延伸目標及び延伸の効果

Ⅲ　健康寿命の更なる延伸（健康寿命延伸プラン）

１　主な取組

栄養サミット2020 を契機とした食環境づくり
＜新たな手法＞：自然に健康になれる環境づくり

○東京での栄養サミット2020を契機に、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進。

【目標】

・2020年度末までに産学官連携プロジェクト本部の設置。

・2022年度までに野菜摂取量の増加（350g以上／日）、食塩摂取量の減少（8g以下／日）。

自然に健康になれる食環境づくりの推進

- 東京での栄養サミット2020（各国首脳級・閣僚級等）を契機に、関係省庁や民間の様々な主体と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進。

具体的な取組（例）

① エビデンスの構築・強化・活用

- 新たな食事摂取基準の普及（食塩減少、フレイル予防等）
- 栄養素等摂取量の動向把握　等

② 健康な食事への接点拡大

- 民間主導の健康な食事・食環境の認証制度の普及支援
- 健康な食事に資する商品の製造・流通拡大　等

③ 健康無（低）関心層への啓発

- 適切な栄養・食生活情報の提供方法の開発（例：SNS・ゲームアプリ）　等

健康な食事・食環境（スマートミール）認証制度

- 日本栄養改善学会が中心となり、生活習慣病関連の学会※や関連企業等の協力の下、民間主体で認証制度を、平成30年4月に創設。

※「健康な食事・食環境」コンソーシアムは、平成31年４月現在、12学会等で構成。

日本栄養改善学会	日本給食経営管理学会
日本高血圧学会	日本糖尿病学会
日本肥満学会	日本公衆衛生学会
健康経営研究会	日本健康教育学会
日本腎臓学会	日本動脈硬化学会
日本補綴歯科学会	日本産業衛生学会

- 外食、中食（持ち帰り弁当）、事業所給食で、「スマートミール」を継続的に健康的な空間（栄養情報の提供や受動喫煙防止等に取り組んでいる環境）で提供している店舗や事業所を認証する制度。
- 認証は全国に拡大中。

認証件数は、188事業者。うち、２社は外食、中食の両方で認証を取得。

外食部門：56事業者　中食部門：27事業者

給食部門：107事業所

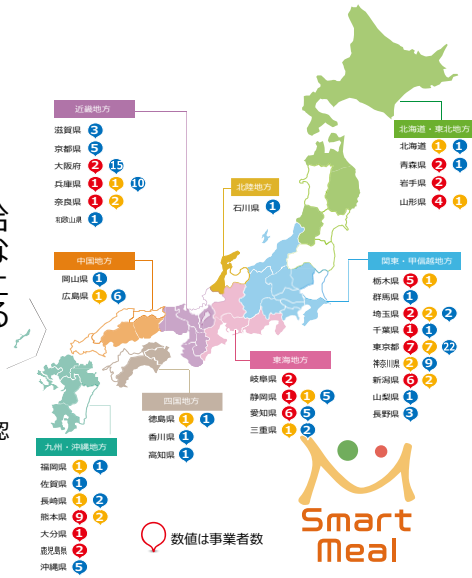

厚生労働大臣と各業界関係者による政策対話【健康な食事の推進】を踏まえ、以下の取組を実施。

●官民対話を継続的に実施するとともに、自然に健康になれる食環境づくりのため、令和２年度末までに産学官連携プロジェクト本部を設置し、産学官で目標を共有した上で、それぞれの取組を展開。

●栄養サミット2020に向けて我が国の栄養・食生活改善の政策を強化するとともに、サミットにおいて我が国の栄養政策を国際発信。

ナッジ等を活用した自然に健康になれる環境づくり

＜新たな手法＞：自然に健康になれる環境づくり、行動変容を促す仕掛け

○健康無関心層に対して、本人が楽しく無理なく健康な行動をとれるような環境・仕掛けづくりを推進。

○スマート・ライフ・プロジェクト（※）等の取組を推進し、ナッジ理論やボランティア等の地域資源の活用の視点も踏まえた事例集の作成や健康寿命延伸に資する優れた取組の表彰等を通じ、好事例の横展開を図る。

（※）「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する取組

【目標】

・2022年度までにスマート・ライフ・プロジェクト参画団体数を7,000団体とする。

【健康寿命延伸に資する優れた取組の表彰事例】

住んでいるだけで自ずと健康に！「あだちベジタベライフ～そうだ、野菜を食べよう～」（東京都足立区）

○糖尿病対策に重点を絞り、区民の生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指す

- 平成29年11月の第6回アワード（「健康寿命をのばそう！アワード」）において、「厚生労働省健康局長 優良賞」の自治体部門として、野菜摂取量増加に取り組む足立区を選出。
- 足立区では、区民の野菜摂取量が国の目標より100ｇ以上少ないというデータに注目。
- 特に区の調査で推定野菜摂取量が少ない世代として判明した20代、30代の男性は外食や中食が多い。
- 区内の飲食店に協力を求め、ラーメンや焼肉を注文しても自ずと食前ミニサラダが出てくるような「ベジファーストメニュー」や、一食で野菜が120ｇ以上摂れる「野菜たっぷりメニュー」などが提供される「あだちベジタベライフ協力店」を置いた。

※ この他、「子どもの頃からの良い生活習慣の定着」を目指し、学校給食での啓蒙活動なども実施。

ロゴマーク

チラシ

（参考）ナッジ理論：実践行動経済学

- ノーベル経済学賞のリチャード・セイラー氏が提唱。「背中を押したり、肘で軽くつつく」といった意味。
- **選択肢をうまく設計・配置**することによって、人の背中を押すように、人々に**適切な選択をさせる**ことやその手法を指す。
- イギリスやアメリカでは、政府において「ナッジ・ユニット」が設置され、研究が進んでいる。

（活用事例）

- 男性トイレの小便器に的となる絵を描いて飛散を防ぐ
- 電車で座席に近い色の濃い部分に足を置くように促す
- 駅構内でのスクワットの実施で地下鉄乗車券の配布

次世代の健やかな生活習慣形成の推進
～子育て世代包括支援センター設置促進、妊娠前・妊産婦の健康づくり～

○子育て世代包括支援センターの全国展開により健やかに育まれる環境や生活習慣確立のための支援体制を構築。

○また、生涯を通じて健やかに生活するためには、妊娠中や子どもの頃からの健康が重要であることから、生涯を通じた健康づくりの推進に向けて、妊産婦の食生活指針の改定や授乳・離乳支援ガイドの普及啓発等を通じて、妊娠前・妊産婦の健康づくりの支援を行う。

【目標】

○子育て世代包括支援センターを2020年度末までに全国展開

○長期的に増加・横ばい傾向の全出生数中の低出生体重児の割合の減少

子育て世代包括支援センター設置促進

子育て世代包括支援センターの主な機能

①妊産婦、乳幼児等の実情の把握
②妊娠・出産・育児に関する相談対応・必要な情報提供・助言
③支援プランの策定（保健指導）
④保健、医療、福祉、教育の関係機関との連絡調整

2020年度末までに全国展開

地域全体における
妊娠期から子育て期にわたる
切れ目のない包括的な支援
体制を全国的に構築

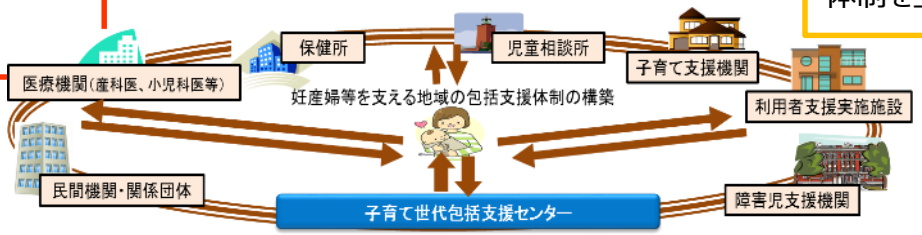

妊娠前・妊産婦の健康づくり

妊産婦の食生活指針の改定

- 妊産婦の食生活支援について、妊娠前からの食生活の重要性も踏まえ2006年に本指針を作成し、啓発を図っている。
- 一方で、低出生体重児や若年女性のやせが減少しないといった課題、科学的知見の集積や社会環境等の変化等を踏まえ、本指針の改定を行う。

授乳・離乳支援ガイドの普及啓発

- 本ガイドは、授乳・離乳の望ましい支援の在り方について、保健医療従事者を対象に基本的事項を共有し、一貫した支援を進めるために作成されたもの。
- 科学的知見の集積や社会環境等の変化を踏まえ、約10年ぶりに改定し、2019年３月に公表。改定内容を踏まえ、一般の方にもわかりやすく示す。

PHRの活用促進
＜新たな手法＞：行動変容を促す仕掛け

○特定健診、薬剤、乳幼児健診等のデータは2020年度（薬剤は2021年度）からマイナポータルを活用して提供開始を目指している。
(予防接種歴は2017年度より提供開始)

【目標】
・PHRの更なる推進に向けた基本的な方向性の整理。（2020年度早期に一定の結論を得る。）
・現在検討中の健診情報の他、さらに必要な健康等情報を電子記録として本人に提供する仕組みを構築する。

PHRとは

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、電子記録として、本人や家族が正確に把握するための仕組み

※日本においては厳密な定義はされていない

本人の健康等情報

各健診・検診情報	個人の健康情報	健康に関連する医療等情報
・特定健診 ・乳幼児健診 ・妊婦健診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ・がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・学校健診 ・事業主健診 等	・身長、体重 ・血圧、脈拍 ・運動習慣（歩数等） ・食習慣/飲酒 ・喫煙 ・睡眠時間 等	・予防接種履歴 ・薬剤情報 ・医療等情報 等

ＰＨＲとして活用する健康等情報の種別や、その電子化・管理・保存の方向性の整理

情報を活用して、自身の健康状況を正確に把握

PHRになじまない情報等

想定される効果
①本人の日常生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながる
②健診結果等のデータを簡単に医療従事者に提供できることにより、医療従事者との円滑なコミュニケーションが可能となる

PHR推進によるメリット

過去の健診結果等も含め、データを簡単に確認できることで自分自身の健康管理、健康づくりに役立てることができる

災害等により、母子健康手帳や紙による健診結果等を紛失した際にも情報へのアクセスが可能になる

過去の予防接種歴を簡単に確認できるとともに、接種時期を知ることができる

健診結果等の情報を簡単に医療従事者に提供できることにより、医療従事者との円滑なコミュニケーションが可能となる

重複投薬の削減等が期待できる

今後の方向性

○PHRの更なる推進に向け、各情報 (健診・検診情報、医療等情報)ごとにPHRとして情報提供するための課題(①提供する情報　②データの円滑な提供　③データの適切な管理　④データの効果的な利活用) を整理するため、検討会を立ち上げ議論。基本的な方向性を整理する。

女性の健康づくり支援の包括的実施①
～女性の健康支援のためのウェブサイトの充実・教育プログラム等の作成～

○ 厚生労働科学研究により、女性の健康に関する情報を得るためのウェブサイトの充実や、女性のライフステージを考慮した健康教育指導テキスト及び教育プログラムの作成を通し、女性の健康を包括的に支援する。

【目標】
・「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の閲覧数（※）の向上
・2019年度中に女性の健康支援教育プログラムを策定

（※）2018年実績：9,564,450ページビュー

【女性の健康に関する情報発信のためのウェブサイトの充実】

○女性の健康課題に関する情報を手軽に得るための情報基盤として、「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」のサイトを2016年3月に開設（※）
研究成果を踏まえ、更なるコンテンツの充実を図る。

（※）厚生労働科学研究により開設

女性の健康推進室
ヘルスケアラボ
HealthCareLab

コンテンツ説明

◇女性の健康ガイド
ライフステージ別の健康に関する悩みや疑問を詳しく解説。
◇病気を調べる
キーワードや症状で簡単に気になる病気を調べることができる検索機能。
◇セルフチェック
簡単な質問に答えるだけですぐにセルフチェックが可能。
◇病気Q&A
女性の病気と悩みをQ&A形式で詳しく解説。
◇BMI測定
身長と体重を入力し、簡単にBMIを測定できる機能。等

【女性のライフステージを考慮した健康教育指導テキスト及び教育プログラム作成】

○世界標準となるInternational technical guidance on sexuality education2018の内容を踏まえ、女性のライフステージを考慮した健康教育指導テキスト及び教育プログラムを作成（※）
○作成したテキスト及びプログラムを活用し、女性の健康を支援する立場にある専門職等に対する効果的な研修等を実施

（※）厚生労働科学研究により作成

女性の健康づくり支援の包括的実施②
～各ライフステージにおける女性の健康に関する主な施策等について～

○　女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を実施する。
○　女性の就業等の増加、未婚化・晩婚化といった婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策を実施する。

【目標】
・女性の健康寿命の延伸

女性の健康に関する施策の全体像

思春期　性成熟期　出産期　更年期　高齢期

女性健康支援センター
○全国73ヵ所（2018年７月１日時点）※自治体単独１３か所
○各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施

性感染症対策
○性感染症検査（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の５疾患）・相談等の実施

摂食障害
○摂食障害全国基幹センターを1カ所（東京）、摂食障害治療支援センターを4カ所（宮城、千葉、静岡、福岡）に設置
○全国摂食障害対策連絡協議会を年2回開催

がん検診（子宮頸がん・乳がん等）・骨粗鬆症検診等
○子宮頸がん検診（２０歳以上）、乳がん検診（４０歳以上）等
○骨粗鬆症検診（４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳、６５歳及び７０歳）

安心して妊娠、出産するための支援及び体制整備
○子育て世代包括支援センター
・実施市町村数：761市区町村（1,436か所）（2018年4月1日現在）
・「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
○産前・産後サポート事業、産後ケア事業
○妊産婦健診
○周産期医療体制の充実　等

働く女性の母性保護、母性健康管理
○産前産後休業等、妊産婦のための健康診査の時間確保等

仕事と育児の両立支援
○育児休業等両立支援制度の整備、育児休業中の経済支援、両立支援に取り組む事業主への支援等

介護予防
（認知症予防含む）

女性の健康の包括的支援に向けた研究

ナッジ等を活用した健診・検診受診勧奨
＜新たな手法＞：行動変容を促す仕掛け

○ 今年度とりまとめを行ったナッジ理論等を活用した取組事例のハンドブックも活用して、以下の取り組みを行う。
- 特定健診・保健指導について、先進・優良事例の横展開等、実施率の向上につながる効果的な方策等を検討する。
- がん検診について、国立がん研究センターが開発した乳がん検診受診勧奨はがきなどの効果的な受診勧奨を支援するとともに、がん検診受診率向上に効果をあげた自治体の優良事例の横展開を行う。

【目標】
○ 2023年度までに、特定健診実施率70%以上・特定保健指導実施率45%以上等を目指す。
○ 第3期がん対策推進基本計画に基づき、2022年度までにがん検診受診率50%の達成を実現し、がんの年齢調整死亡率の低下を目指す。

特定健診とがん検診の同時受診（ナッジの活用）（福井県高浜町）

- Opt-outフォームで特定健診とがん検診のセット受診率アップ。セット受診により受診時間を短縮（平均約40分）
- 受診者の負担と経費を軽減。

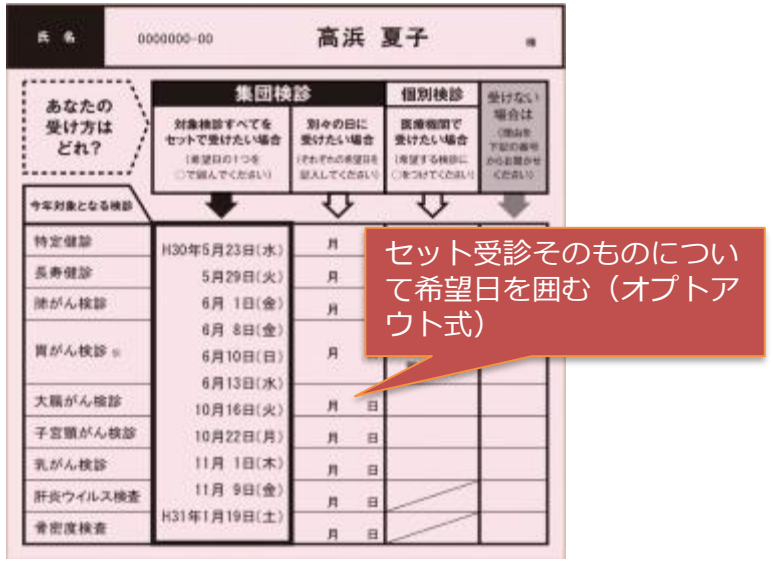

（出典：受診率向上施策ハンドブック（第2版））

ソーシャルマーケティングを活用したがん検診の受診勧奨

（活用事例）
- 国立がん研究センターで開発したソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨用の資材（無料配布）。未受診者の特性にあわせたメッセージによる個別勧奨・再勧奨を行う。
- 全国43都道府県194市町村で受診勧奨を実施。その結果、一部の自治体では、2~4倍程度のがん検診の受診率向上を達成

（乳がんの圧着はがき）

（出典：国立がん研究センター保健社会科学研究部）

リキッドバイオプシー等のがん検査の研究・開発

○ 膵がんなどの難治性がんは、胃がんなどに比べて、早期発見が困難なことが生存率に影響する要因の１つ。
○ がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、「がん研究10カ年戦略」中間評価（平成31年4月）に基づき、より精度の高い検査方法に関する研究や低侵襲かつ早期発見の診断技術として、リキッドバイオプシー（血液等の体液サンプルに含まれているがん細胞などを使って診断する技術）等のがん検査の研究開発を推進する

【目標】
・第3期がん対策推進基本計画に基づき、がんの早期発見を通じて年齢調整死亡率の低下を目指す。

がんのステージ別割合及び５年生存率

診断時のステージ別の割合　　５年生存率

胃がん

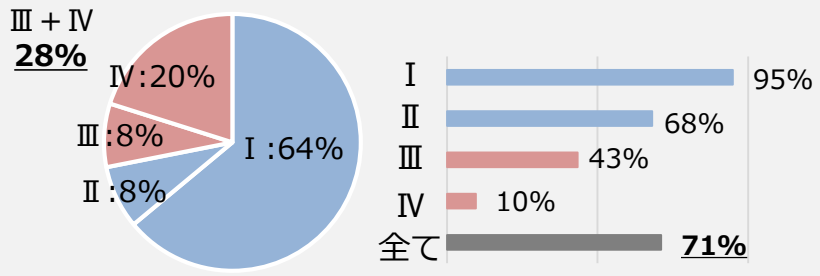

膵がん

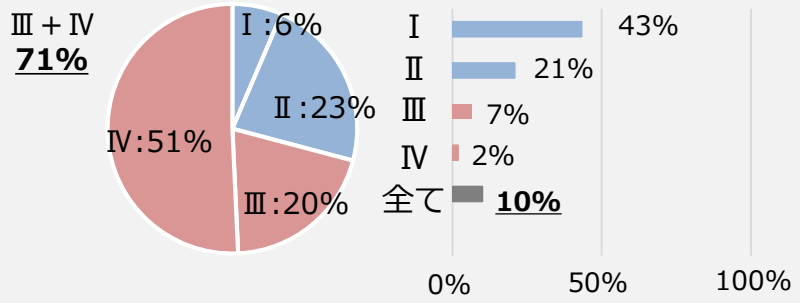

がん診療連携拠点病院院内がん登録　2008-2009年５年生存率集計報告書

リキッドバイオプシーとは

・「リキッドバイオプシー」とは、主にがんの領域で、針等を使って腫瘍組織の一部を直接採取する従来の生検（バイオプシー）に代えて、血液等の体液サンプルに含まれているがん細胞やがん細胞由来のDNA等を使って診断する技術のこと

主な研究事業(AMED)

- 膵がんの早期発見のため、診断バイオマーカーを開発し、血液検査をキット化した。この新しい血液バイオマーカーを用いた試験的膵がん検診の検証を行う臨床研究を行う
- 血液検査でスクリーニングしたリスク集団に、画像検査等によるがん検診を行うことで、早期膵臓がん診断の実現を目指す
- 膵がんによる死亡率減少への貢献が期待

実施機関：国立がん研究センター

今後の展望（イメージ）

慢性腎臓病診療連携体制の全国展開

○予防・健康づくりを推進するため、かかりつけ医・腎臓専門医療機関等が連携し、慢性腎臓病（CKD)患者を早期に適切な診療につなげる慢性腎臓病（ＣＫＤ）診療連携体制の構築や、先進事例の横展開などを通じて疾病予防・重症化予防に取り組む。

【目標】
・2028年までに新規透析導入患者を35,000人以下に減少させる（2017年　40,959人）。
・慢性腎臓病（ＣＫＤ）診療連携体制の構築した都道府県数を増加させる。

■ＣＫＤ診療連携体制のイメージ

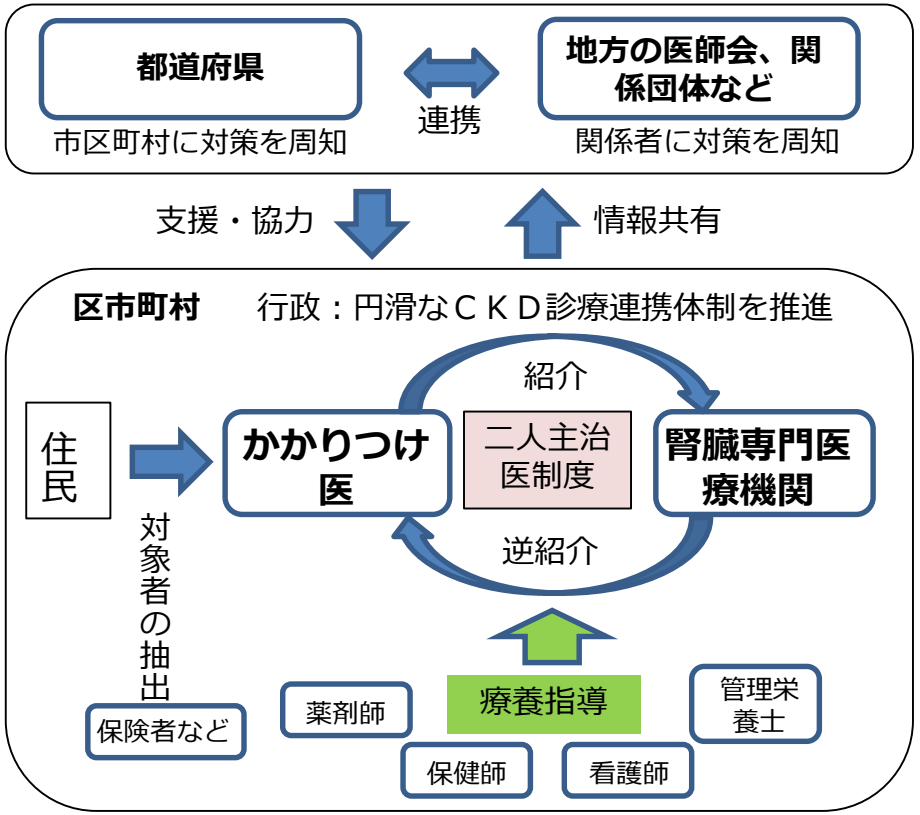

■年間新規透析導入患者数の推移

2028年までに35,000人以下に減少
（2016年に比べ、約10%減少）

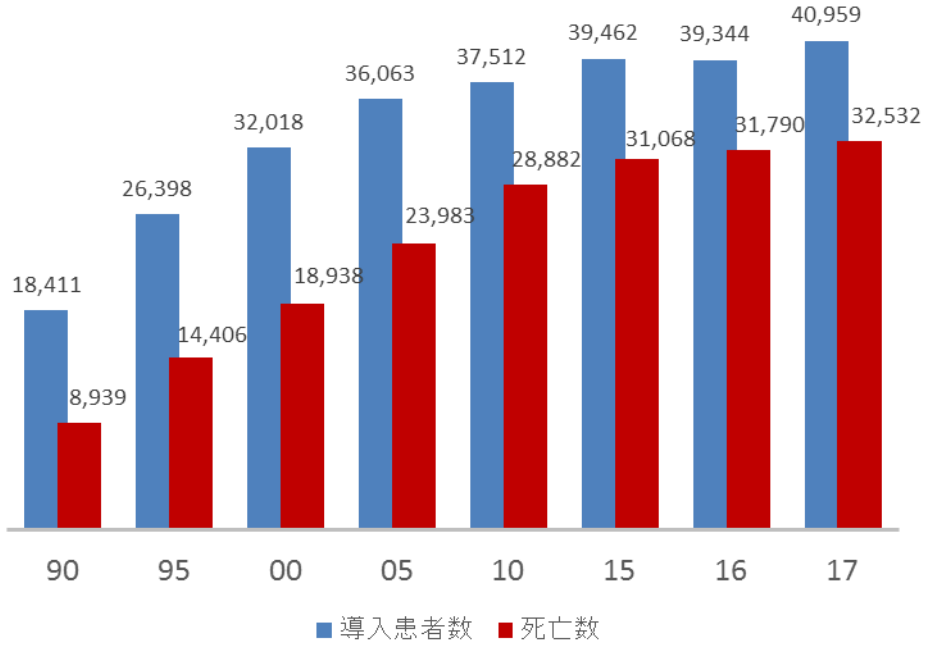

（出典）『一般社団法人日本透析医学会 我が国の慢性透析療法の現況（2017年12月31日現在）』をもとに作成

保険者インセンティブの強化

○ 保険者努力支援制度について、生活習慣病の重症化予防につながる指標の配点割合を高める等、配点基準のメリハリ強化や成果指標の導入拡大等、指標の見直しを検討。
○ 後期高齢者支援金の加減算制度については、順次の好事例の横展開、評価指標の重点項目の見直しなどに取り組む。

【目標】
・ 保険者努力支援制度の評価指標において、2019年夏を目途にメリハリの強化を検討。
・ 加減算制度については、2021年度からの中間見直し（指標や配点の本格的な見直し）に向けて、2019・2020年度の２年間で、新たな制度の適用状況の分析・事例の収集や、保険者による保健事業への影響分析などに重点的に取り組む。

保険者努力支援制度（全体像）

市町村分（500億円程度）

保険者共通の指標	保険者共通の指標
指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	指標① 収納率向上に関する取組の実施状況
指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況	指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況	指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況
指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況	指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況
指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況	指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

都道府県分（500億円程度）

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価	指標② 医療費適正化のアウトカム評価	指標③ 都道府県の取組状況
○主な市町村指標の都道府県単位評価 ・特定健診・特定保健指導の実施率　等	○都道府県の医療費水準に関する評価	○都道府県の取組状況 ・医療提供体制適正化の推進 ・法定外繰入の削減　等

後期高齢者支援金の加減算制度（全体像）

1．支援金の**加算（ペナルティ）**
・ 特定健診57.5%（総合は50%）未満、保健指導10%（総合は5%）未満に**対象範囲を段階的に拡大。加算率を段階的に引上げ。**
※加算率＝2018年度から段階的に引上げ　2020年度に**最大10%（法定上限）**

2．支援金の**減算（インセンティブ）**　※減算の規模＝加算の規模
・ **特定健診・保健指導の実施率**に加え、**特定保健指導の対象者割合の減少幅（＝成果指標）**、がん検診・歯科健診、**事業主との連携**等の**複数の指標で総合評価**
※減算率＝**最大10%**～1%　３区分で設定

（項目）
・特定健診・保健指導の実施率、前年度からの上昇幅（＝成果指標）
・特定保健指導の対象者割合の減少幅（＝成果指標）
・後発品の使用割合、前年度からの上昇幅（＝成果指標）
・糖尿病等の重症化予防、がん検診、歯科健診・保健指導等
・健診の結果の分かりやすい情報提供、対象者への受診勧奨
・事業主との連携（受動喫煙防止、就業時間中の配慮 等）
・予防・健康づくりの個人へのインセンティブの取組　等

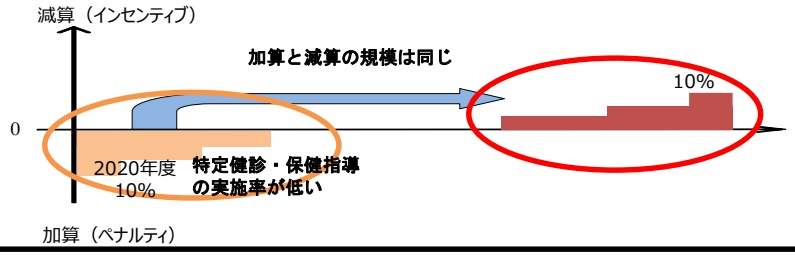

配点基準のメリハリ強化、成果指標の導入拡大の検討

好事例の横展開、評価指標の見直し等に取り組む

医学的管理と運動プログラム等の一体的提供
＜新たな手法＞：行動変容を促す仕掛け

○生活習慣病の発症や重症化のリスクのある者に対しては、医療のほか、適切な運動プログラム等を組み合わせて提供することが重要。

【目標】

・本年度中に運動施設での標準的プログラムの策定。（年齢、性に着目した効果的な運動プログラムの策定）

・医療機関と保険者・民間事業者等の連携を進め、インセンティブ措置も最大限に活用しつつ、患者等を運動等のプログラムにつなげていく。

各主体の連携イメージ

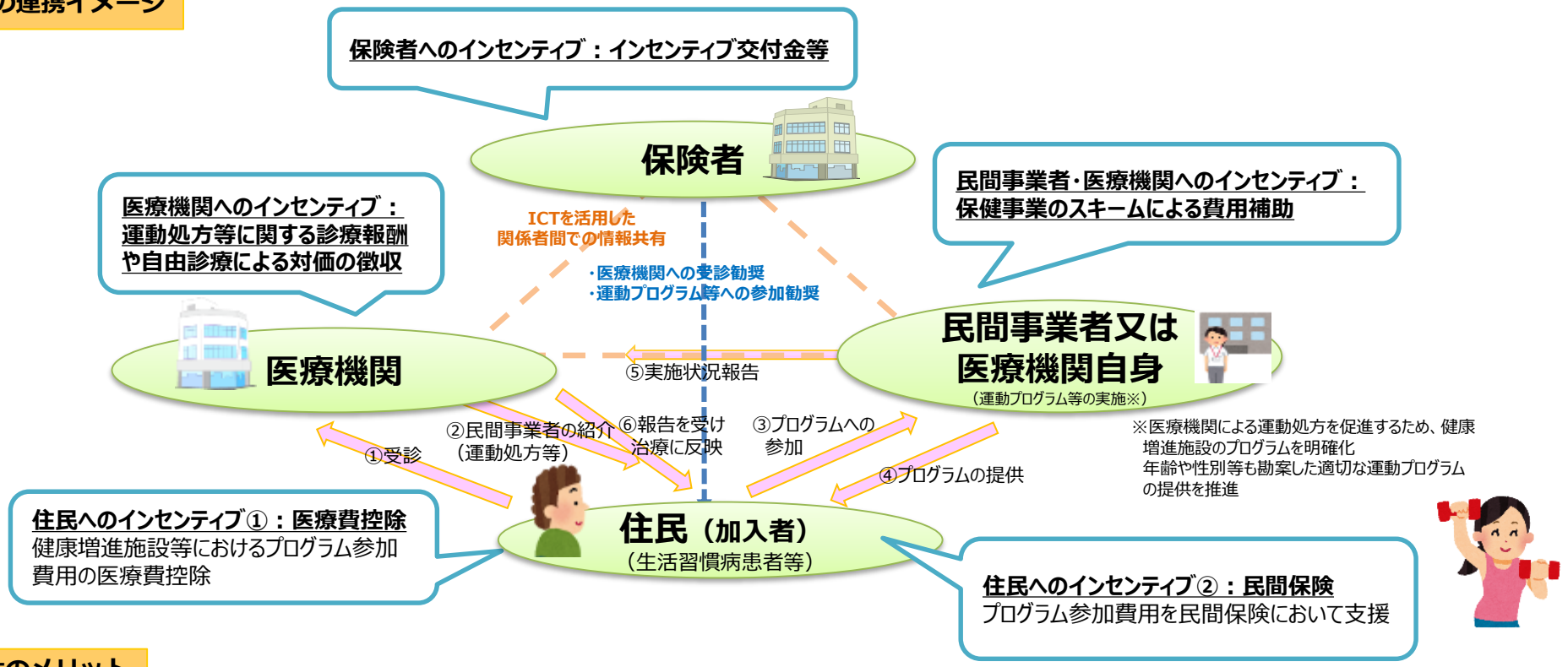

各主体のメリット

○**患者**：医学的根拠に基づいた運動プログラム等を受けることができる。
○**医療機関**：治療効果アップが期待できるほか、事業範囲を運動サービス等に拡大できる。
○**民間事業者**：これまでリスクのために敬遠しがちであった患者を対象にサービスを提供できる。

生活保護受給者への健康管理支援事業
＜新たな手法＞：行動変容を促す仕掛け

○生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。

○一方で、被保護者の多くは、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多種多様な健康上の課題を抱えている場合もあることから、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。

【目標】
・2021年1月までに全自治体で「被保護者健康管理支援事業」を実施する。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

■ 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）

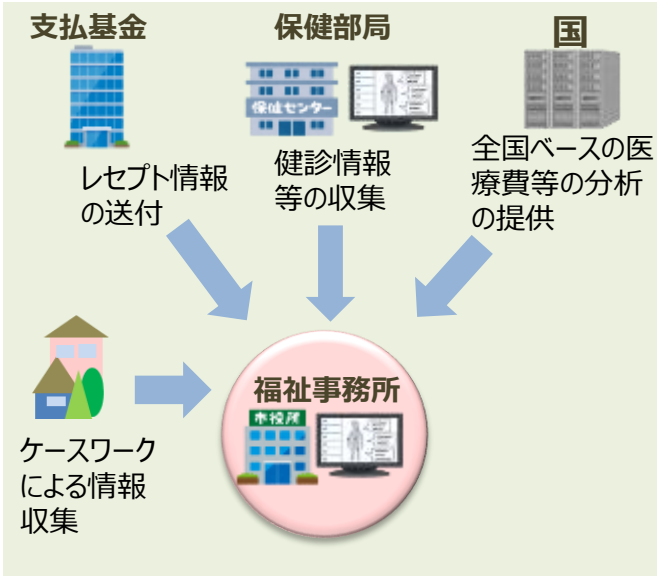

② 事業企画

■ 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のオに加え、ア～エから選択

ア 健診受診勧奨
イ 医療機関受診勧奨
ウ 生活習慣病に関する指導・生活支援
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
オ 頻回受診指導

※ 試行事業用の手引き（平成30年10月）より。このほか、自治体の試行事業の状況等を踏まえ、手引き改定時に必要な事業方針の追加を検討

③ 事業実施

■ 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施

※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

■ 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

歯周病等の対策の強化
＜新たな手法＞：行動変容を促す仕掛け

○口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、ライフステージごとの特性を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策を展開していくことが重要。
○近年、口腔の健康と全身の健康の関係が明らかとなってきていることから、生涯を通じた歯科健診の充実、保健指導の充実、歯科受診が必要な者の歯科医療機関へ受診を促すなどの方策が重要。

【目標】60歳代における咀嚼良好者の割合を2022年度までに80%以上とする。

口腔の健康と全身の健康との関係の例

要介護者に対する口腔ケアの効果として、口腔ケア群では対照群に比べて２年間の肺炎発症率が有意に低かった。

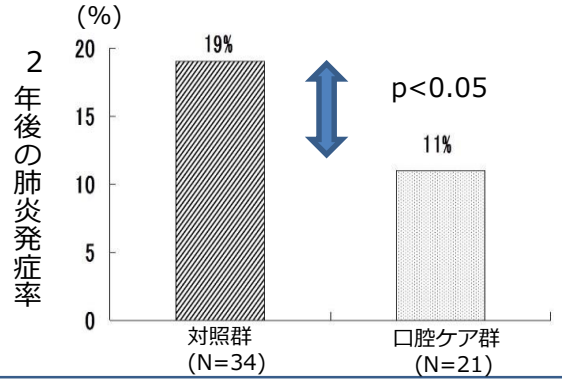

Yoneyama T, Yoshida Y, Matsui T, Sasaki H: Lancet354(9177), 515, 1999.

歯周病と糖尿病の関係について、関係学会のガイドラインにおいて見解が示されている。

○「糖尿病診療ガイドライン2016」
日本糖尿病学会
・歯周病は、慢性炎症として血糖コントロールに悪影響を及ぼす。
・歯周炎の重症度が高いほど血糖コントロールが困難になる。

○「糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン
日本歯周病学会(2014年)
・重症の歯周病を放置すると糖尿病が発症する、あるいは耐糖能異常を生じる可能性がある。

現行の歯周病等の対策の例

（例）歯周病対策

・歯周病等の重症化予防のための歯石除去等は保険適用の対象となっているが（成人の約７割が歯周病にり患）、必ずしも歯科医療機関への受診に結びついていないとの指摘がある。
・現行、歯科健診については、学校保健法での健診や後期高齢者の健診は行われており、成人に対しては、歯周疾患検診が40～70歳までの間の10歳刻みで行われている。

歯科健診や保健指導の充実を図り、歯科医療機関への受診を促すなど、全身の健康にもつながる歯周病等の対策の強化

○歯科健康診査推進等事業（平成30年度から実施）等を活用し、歯科健診の好事例の収集及び文献レビュー、歯科健診・保健指導のパイロット調査の結果等を踏まえ、効果的・効率的な歯科健診・保健指導の標準的なモデルの提案等を行っていく。
○う蝕、歯周病等の対策に関するワーキンググループを順次設置し、それぞれの対策を検討していく。
○研究結果や歯周病等の対策に関する検討状況等を踏まえ、全身の健康にもつながる歯科健診等の歯周病等の予防を推進し、併せて国民への情報提供等について検討していく。

Ⅲ 介護予防・フレイル対策、認知症予防

「通いの場」の更なる拡充
＜新たな手法＞：行動変容を促す仕掛け

○ 介護予防は、要介護状態等の予防や軽減、悪化の防止を目的として行うもの。
○ 高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチが重要との考えに基づき、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場の拡大を推進する。
○ 通いの場では、体操や茶話会、趣味活動等の取組が行われている。通いの場の推進は、個人の介護予防に資するとともに、地域づくりの推進にもつながる。

【目標】
・2020年度末までに通いの場への参加率を6%にする。

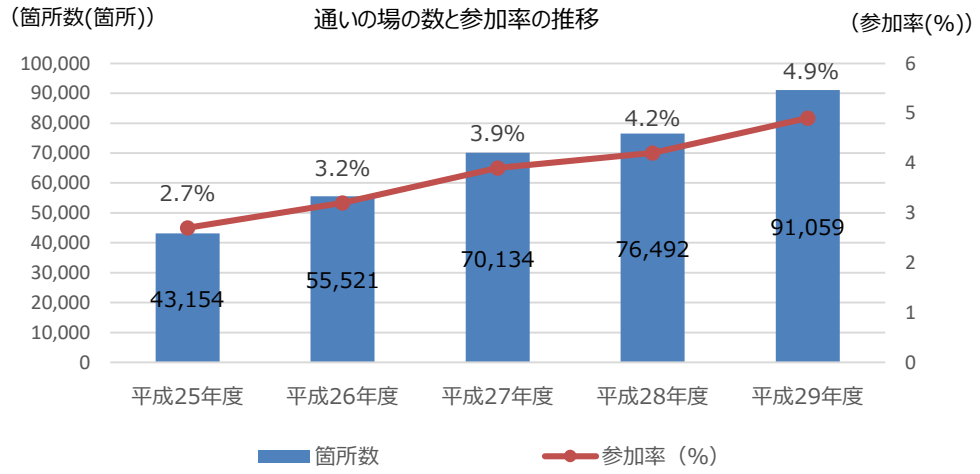

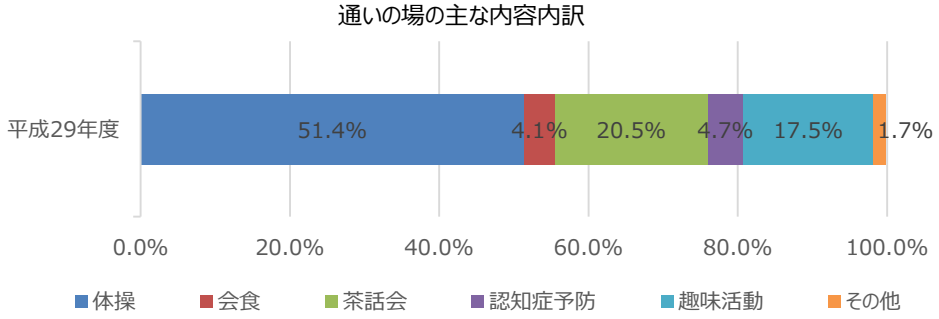

出典：平成25年度～29年度　介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査

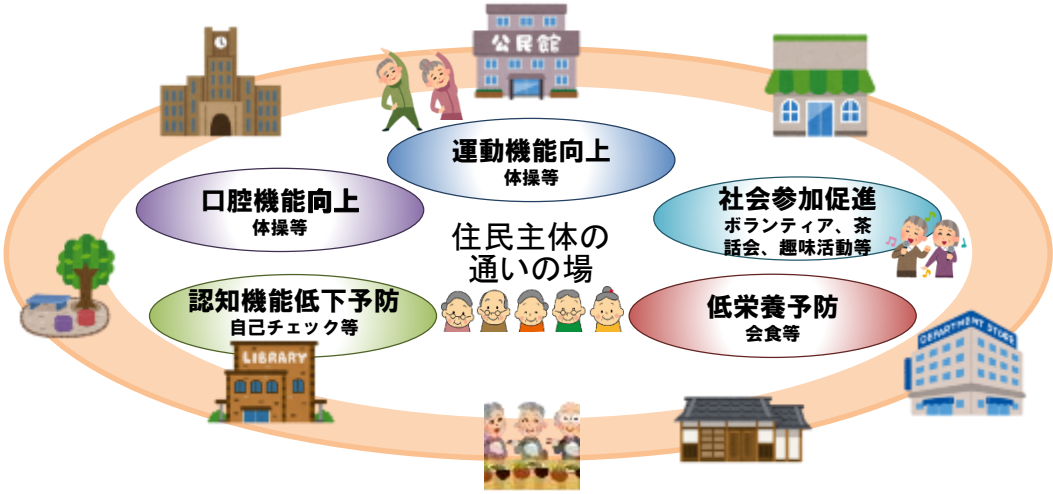

【介護予防に関するインセンティブ措置】

- 介護予防として、「通いの場」等を更に拡充していくことが重要。更なる推進に向けて、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を活用。
- 具体的には、配分基準のメリハリを強化しつつ、「通いの場」の拡充、介護施設における高齢者の就労・ボランティアを後押しする取組、これらを推進等するためのポイントの活用などを重点的に評価。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

○　高齢者一人ひとりに対して、心身の多様な課題（フレイル等）に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進。

【目標】
・2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開

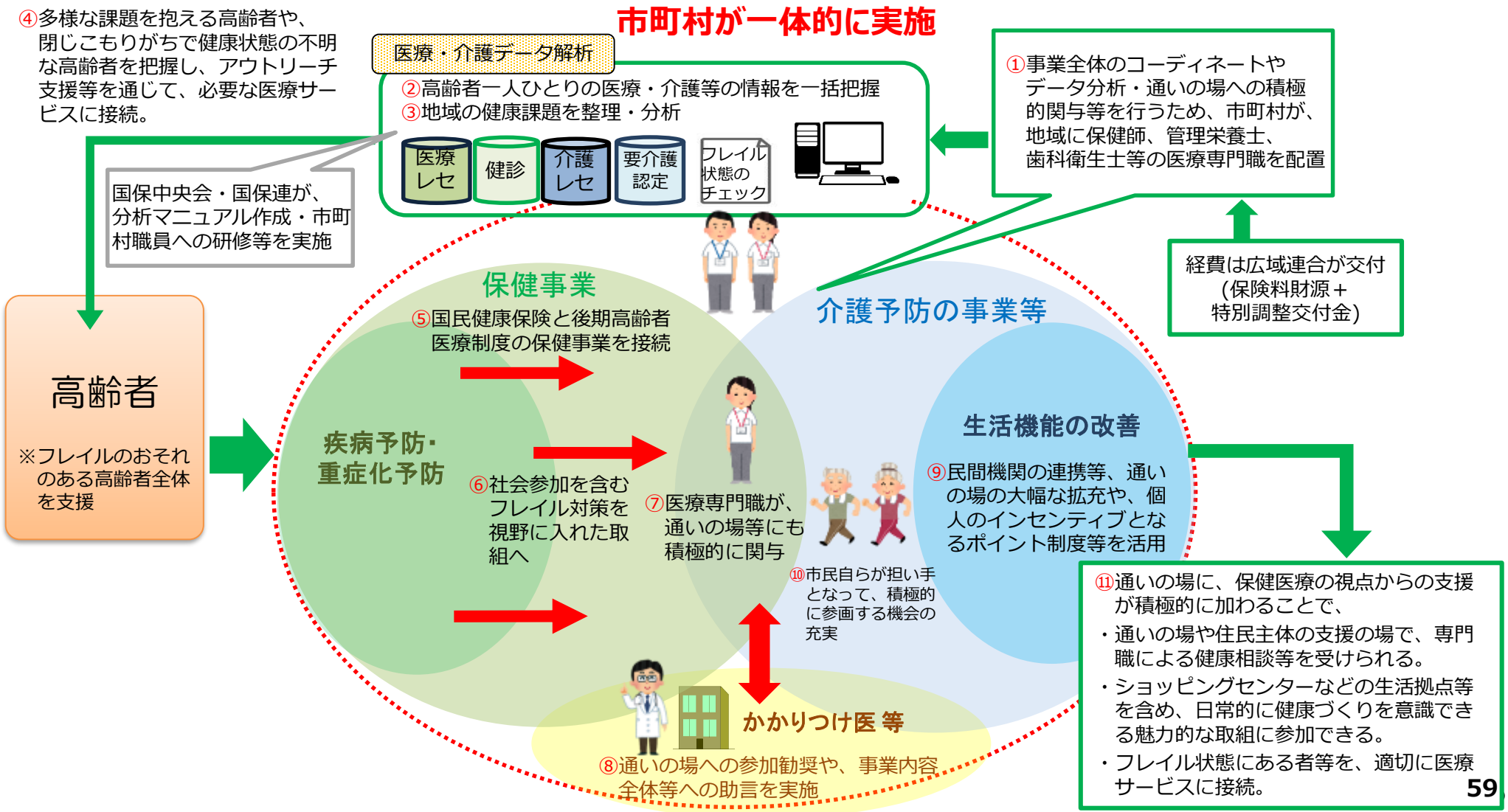

介護報酬上のインセンティブ措置の強化
＜新たな手法＞：行動変容を促す仕掛け

○通所介護への心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入（ＡＤＬ維持等加算）

・通所介護事業所について、自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ＡＤＬ（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を評価する加算を平成30年度介護報酬改定で新設。

【目標】

・通所介護における利用者の心身の機能の維持を促進する。
・次期報酬改定に向けて検討を行い、2020年度中に介護給付費分科会で結論を得る。

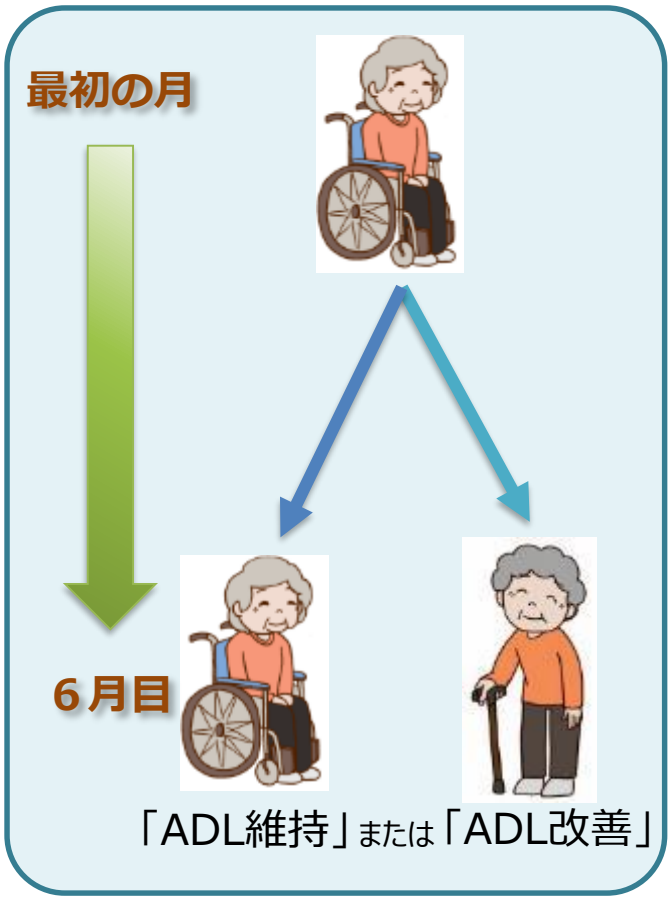

○　加算要件を満たす通所介護事業所の利用者全員に１年間加算の算定を認める。

＜加算要件の概要＞

①　連続して６月以上利用した期間のある要介護者(※1)の総数が20名以上
②　①について、以下の要件を満たすこと
- a　要介護度が３、４または５である利用者が15%以上
- b　初回の要介護・要支援認定月から起算して12月以内であった者が15%以下
- c　最初の月と６月目にBarthel Index（BI）(※2)を測定し、報告されている者が90%以上
- d　BIが報告されている者のうち、ADL利得の上位85%の合計が０以上(※3)

※1　評価対象利用期間中、５時間以上の通所介護費の算定回数が５時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。
※2　ADLの評価にあたり、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計１０項目を５点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するもの。
※3　６月目のBIから最初の月のBIを控除したものを「ADL利得」とし、ADL利得が０より大きければ１、０より小さければ－１、０ならば０とする。

健康支援型配食サービスの推進等
＜新たな手法＞：自然に健康になれる環境づくり

○地域の共食の場やボランティア等も活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する、効果的・効率的な健康支援につなげる。
○咀嚼機能等が低下した高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る。
【目標】
・2020年度までに専門職と事業者が連携した配食サービスの活用について、25%の市町村、70拠点の栄養ケア・ステーションでの展開を目指す。

〈地域高齢者の共食の場における「健康支援型配食サービス」の活用イメージ〉

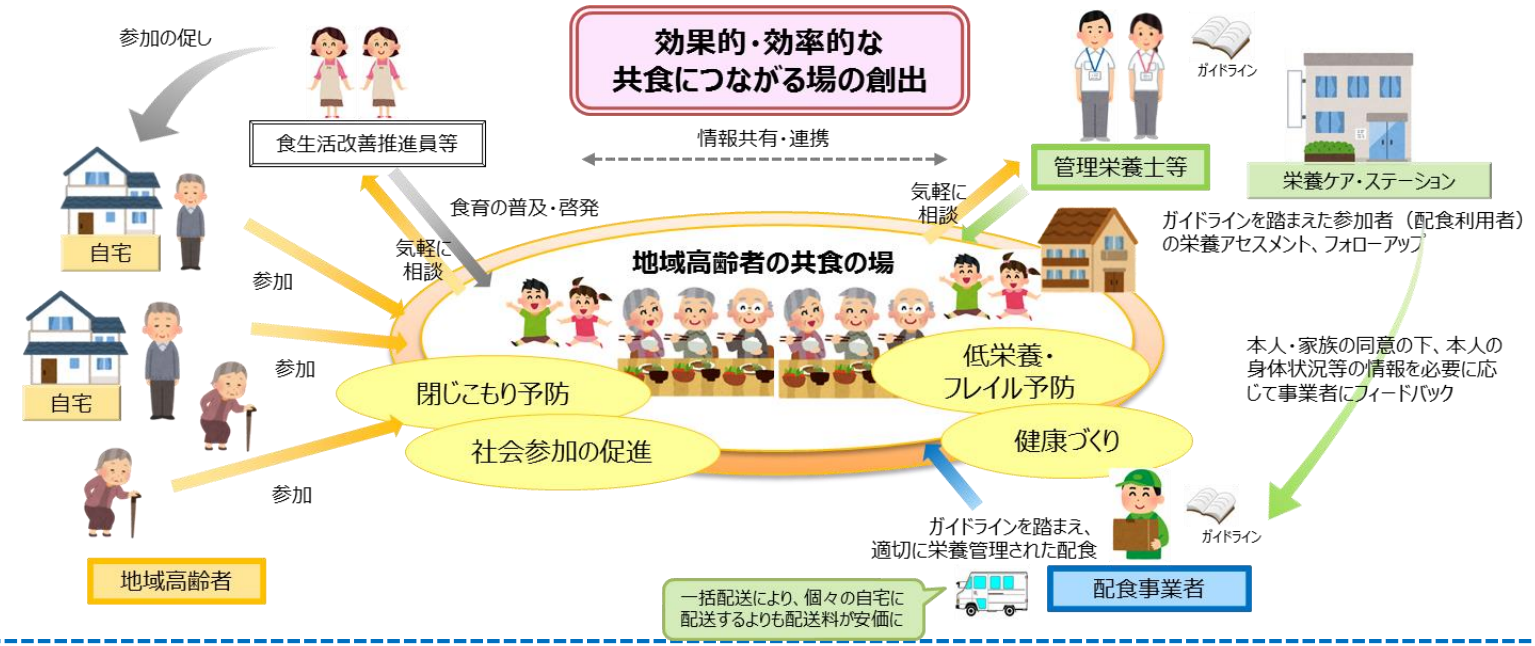

【配食事業者向けガイドライン※の概要】　※「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年３月厚生労働省健康局策定）

○　日々の配食には教材的役割が期待され、適切に栄養管理された食事が提供される必要があることから、献立作成の対応体制、基本手順、栄養価のばらつきの管理等の在り方について、我が国として初めて整理。
○　利用者の適切な食種の選択を支援する観点から、
- 配食事業者は利用者の身体状況等について、注文時のアセスメントや継続時のフォローアップを行うとともに、
- 利用者側は自身の身体状況等を正しく把握した上で、配食事業者に適切に伝えること

が重要であり、その基本的在り方を整理。
→　献立作成や、配食利用者に対する注文時のアセスメントと継続時のフォローアップについては、管理栄養士又は栄養士（栄養ケア・ステーション等、外部の管理栄養士を含む。）が担当することを推奨。

「共生」・「予防」を柱とした認知症施策の推進

○認知症施策については、2015年に策定した新オレンジプランに基づき「共生」を重視し、推進している。

【目標】
・本年６月目途に認知症施策の新たな方向性をとりまとめ予定

「身体を動かす場等の拡充」

社会参加による社会的孤立の解消や運動不足などの改善が認知症予防となる可能性が示唆されていることから、高齢者が身近に通える通いの場等の充実に向けた取組を推進する。

【身近に通える場の提供】
① 身近な場所で高齢者が定期的に集う通いの場等の一層の充実。

「認知症予防に資するエビデンスの研究」

認知症予防に関するエビデンスが不十分であることから、予防法の確立に向けたデータの蓄積のため、今後も研究事業を推進していく。

【研究・開発の支援】
② 研究者による認知症の予防法等につながる研究開発（住民1万人規模の大規模追跡調査、患者登録システムの構築等）を厚労省としても支援。

（参考） 熊本県では、身体を動かす場の拡充により要介護認定率の伸びが抑えられている。

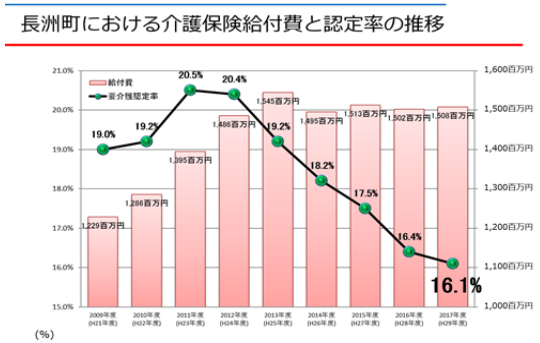

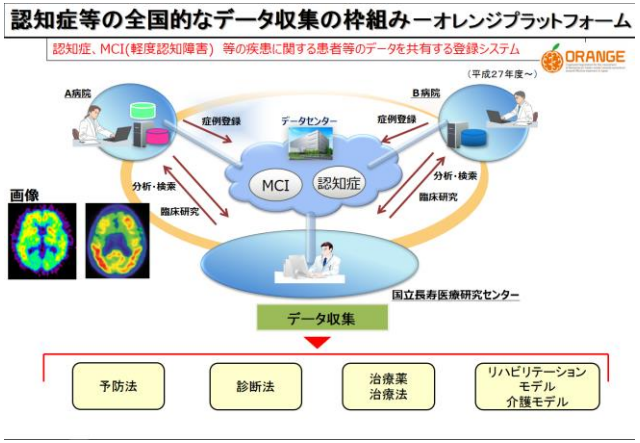

認知症対策のための官民連携実証事業

○認知症の早期発見・予防から認知症との共生を実現に向け、これまでの医療・介護関係者が中心となった取組に加え、幅広い生活産業との連携した新たな機器・サービスの開発・普及が必要。
○そのため、国際的な動向や有識者との議論を踏まえながら、企業・自治体・介護事業者等と連携した実証事業を行い、企業等も活用可能で、科学的に確からしい評価指標・手法の策定を推進する。
○具体的には、実証フィールドと研究機関や民間企業等をマッチングするプラットフォームを構築・運営するとともに、当該プラットフォームから組成された案件等の実証を支援。また、実証事業以外の研究（民間企業等によるサブスタディ）等との連携など、オールジャパンでの推進体制を整備。

【目標】
・認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立を目指す。

【官民連携プラットフォームと実証のイメージ】

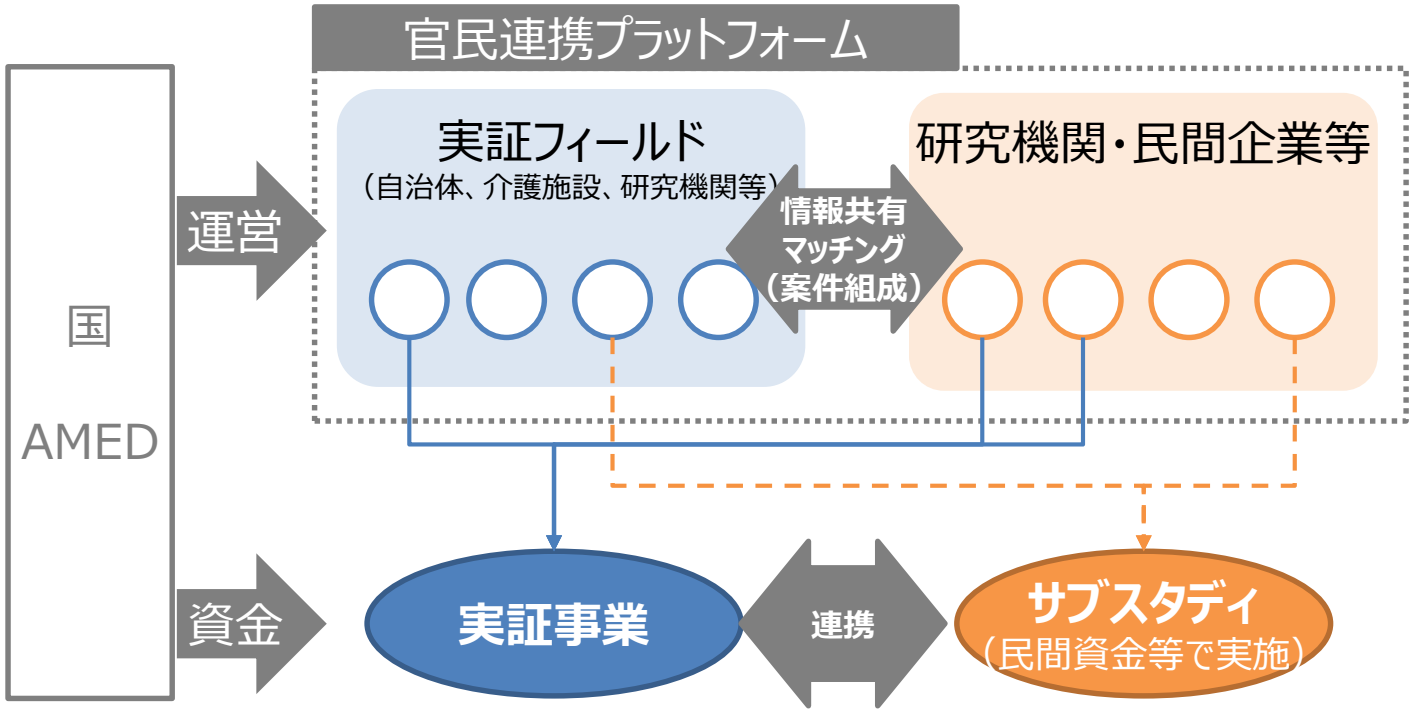

【2019年度の実証テーマ】

	「認知症対策官民イノベーション実証基盤整備事業」公募研究開発課題
1	認知症発症の早期発見・検知に資する技術・製品の最適化・検証
2	加齢性変化等に伴う認知機能低下の抑制を目指した介入法の研究
3	認知症を有する人を対象としたケア技術の検証等

２　健康寿命の定義（指標）、延伸目標及び延伸の効果

健康寿命の定義（指標）や延伸の効果について

○ 国民誰もが、より長く、元気に活躍できるような基盤の１つとして健康寿命の延伸が重要である。
そのため、健康寿命の定義（指標）と延伸の目標等について、有識者研究会において検討を行い、一定の結論を得た。
○ また、健康寿命の延伸が医療費、介護費、経済等に与える効果については有識者による議論を整理した。

健康寿命の定義・目標

健康寿命の定義

○　３年に１度の国民生活基礎調査において調査している、
「日常生活に制限のない期間の平均」を引き続き「健康寿命」とする

目標

○　2016年を起点として、 2040年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し、**75歳以上**とする。

※　2016年の健康寿命（男性：72.14歳　女性：74.79歳）
※　2040年までの具体的な目標（男性：75.14歳以上　女性：77.79歳以上）

目標を達成するための取組

○　**補完的指標**
- 健康増進施策を進めるにあたっては、要介護度を活用した「日常生活動作が自立している期間の平均」を補完的に利用する。

※ なお、小規模な自治体等ではサンプル数の観点から、数字の信頼性等に留意が必要。研究会報告書の中で、見方・使い方をまとめた上で、Q＆A集を付記して、適切な利活用を促していく。

○　**健康寿命に影響をもたらす要因分析**
- 健康寿命について、身体的要因、精神的要因、社会的要因がどの程度影響するのか、平成31年度以降研究を行う。

目標達成の効果

○　**平均寿命と健康寿命の差の短縮**
- 2040年に目標が達成されれば、**平均寿命と健康寿命の差の短縮**も図られる。

健康寿命延伸の効果

【有識者（経済学や公衆衛生学等）研究班の議論の整理】

ポイント

■　予防・健康づくりなどの取組は、個々人のQOLの向上という極めて大きな価値をもたらすものであり、今後も積極的に推進すべき。

■　全体としてみると、健康寿命の延伸は、社会・経済全体にとって、望ましい、目指すべき方向。

※ 現時点で効果の定量的な評価を行うことは容易でなく、当面、データに基づく検証を重ねることが重要。また、医療や介護を必要とする場合でも社会の環境を整えるなかでその生活の質が高まっていくことの大切さ等に留意が必要。

各論

○ **医療費**への影響については、短期的な増加抑制の可能性が指摘される一方で、生涯の医療費については、「あまり変わらない又は増加する」とする考え方と「仮に健康寿命の伸びが寿命の伸びを上回れば抑制され得る」との考え方が示された。

○ **介護費**への影響については、社会的アプローチの有効性を示す研究が報告され、医療と介護の性質の違い等もあり、医療費に比べると、より効果が期待できるのではないか。

○ **地域社会・経済等**への影響については、生きがいの向上など個人にとってのプラスの効果、高齢者の社会参加等の促進によるGDPを増やす効果や税・社会保険料への良い影響などがあるのではないか。

○ ただし、（優良事例の）横展開の進め方、関連する環境整備（雇用環境を整えるなど）が重要であることなどに留意が必要。

「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」と「健康寿命の延伸の効果に係る研究班」

「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」

構成員（五十音順）

尾島　俊之	浜松医科大学健康社会医学講座教授
佐藤　敏彦	青山学院大学特任教授
田宮　菜奈子	筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野教授
辻　一郎	東北大学大学院医学系研究科教授［座長］
西村　周三	医療経済研究機構所長［座長代理］
橋本　修二	藤田医科大学医学部衛生学講座教授
横山　徹爾	国立保健医療科学院生涯健康研究部部長

開催経緯

第１回　平成30年12月25日
第２回　平成31年１月16日
第３回　平成31年１月28日
第４回　平成31年２月14日
第５回　平成31年２月22日

「健康寿命の延伸の効果に係る研究班」

構成員（五十音順）

伊藤　由希子	津田塾大学総合政策学部教授
印南　一路	慶應義塾大学総合政策学部教授
近藤　克則	千葉大学予防医学センター教授 国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター部長（併任）
辻　一郎	東北大学大学院医学系研究科教授　［座長代理］
西村　周三	医療経済研究機構所長　［座長］
橋本　英樹	東京大学大学院医学系研究科教授
堀田　聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
康永　秀生	東京大学大学院医学系研究科教授
山田　久	日本総合研究所理事

開催経緯

第１回　平成30年11月19日
第２回　平成30年12月10日
第３回　平成30年12月25日
第４回　平成31年２月６日
第５回　平成31年２月19日
第６回　平成31年３月６日

健康寿命の延伸目標について

2040年までの目標

●2016年を起点として、 2040年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し、**75歳以上**とすることを目指す。

※2040年の具体的な目標は、以下のとおり。
男性：75.14歳以上
女性：77.79歳以上

参考

● 「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」において、2001年から2016年までの健康寿命の推移を元に将来推計（参考）を実施。同研究会で議論いただき、上記目標を設定。

（参考）有識者による将来推計

- 2001年から2016年までの健康寿命の推移を踏まえ、「日常生活に制限がある」と回答した人の割合が一定程度減少すると仮定し、2040年までの推計を行ったところ、
  男性：74.37年（72.14年（2016年）より ＋2.23年）
  女性：77.14年（74.79年（2016年）より ＋2.35年） となった。

（参考データ）健康寿命の実績値と推計値の推移

	実績値						推計値		
	2001年	2004年	2007年	2010年	2013年	**2016年**		2025年	**2040年**
男性	69.40	69.47	70.33	70.42	71.19	**72.14**	⇒	72.89	**74.37**
女性	72.65	72.69	73.36	73.62	74.21	**74.79**		75.72	**77.14**

2001年～2016年の15年間で、
男性： ＋2.74年
女性： ＋2.14年

2016年～2040年の24年間で、
男性： ＋2.23年
女性： ＋2.35年

健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）の算出方法

- 日本人人口と死亡数を用いて、生命表を算出した上で、国民生活基礎調査より「日常生活に制限がある」と回答した人の割合から算出される「日常生活に制限のある期間」を削り、健康寿命を算出する。

○**日本人人口**：
国勢調査、推計人口または住民基本台帳人口。

○**死　亡　数**：
人口動態統計を基礎資料として、5年に1度作成される完全生命表、毎年作成される簡易生命表を用いる。

○**日常生活に制限があると回答した人の割合**：
国民生活基礎調査における質問「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。」に対する「ある」の回答者の割合を性・年齢階級別に算出。

昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施している。中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査を実施している。

※回答対象に0-5歳が含まれないため、0-4歳と5-9歳の不健康割合を6-9歳のそれで代用する。

国民生活基礎調査・健康票における質問項目

表2-1.　「日常生活に制限のない期間の平均」の質問

問1　あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。
（1）ある
（2）ない

問2　それはどのようなことに影響がありますか。
あてはまるすべての番号に○をつけてください。
（1）日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など）
（2）外出（時間や作業量などが制限される）
（3）仕事、家事、学業（時間や作業量が制限される）
（4）運動（スポーツを含む）
（5）その他

健康寿命と補完的指標が表す範囲

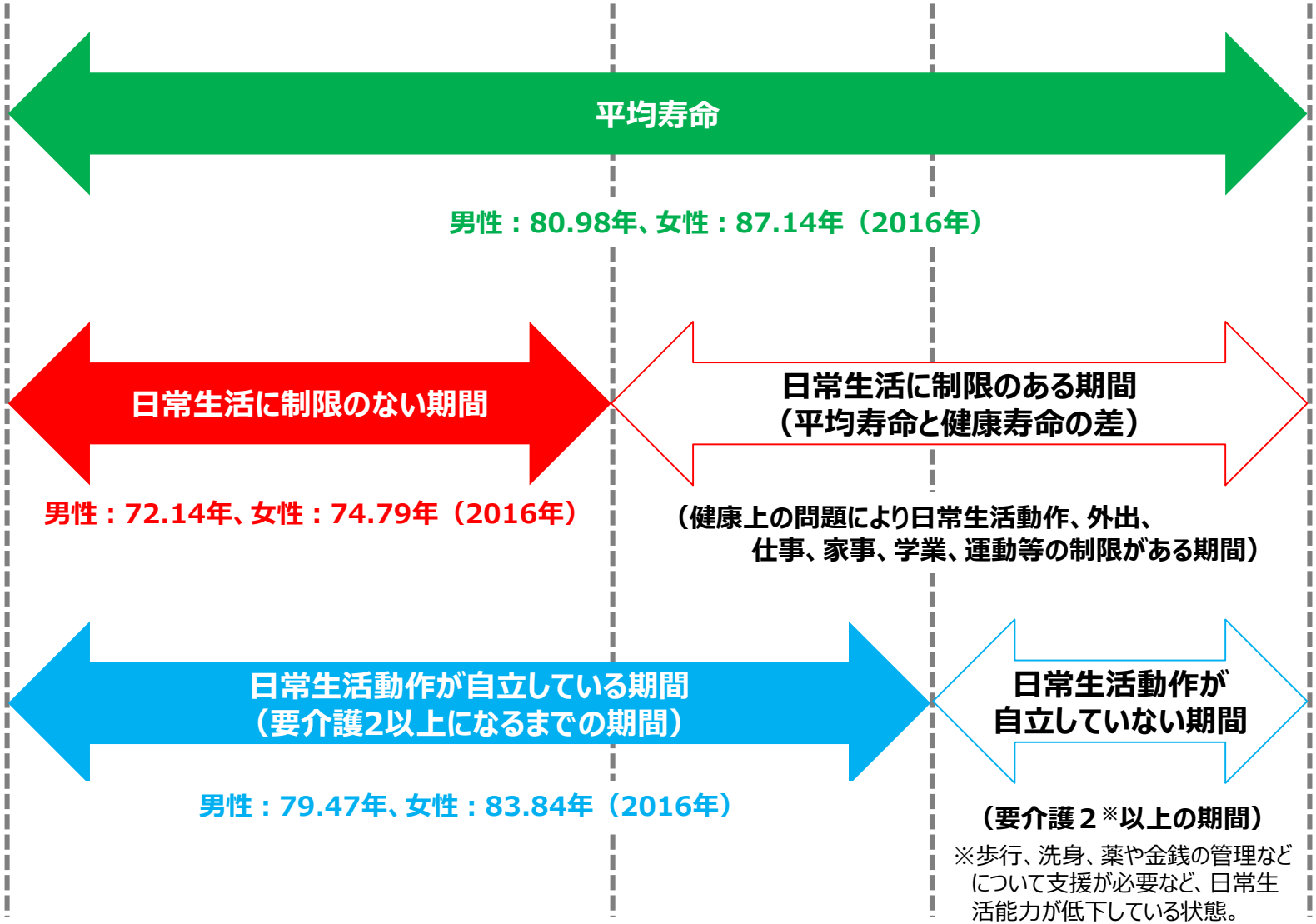

Ⅳ　医療・福祉サービス改革（医療・福祉サービス改革プラン）

１　主な取組

２　医療・福祉分野の時間当たりのサービス提供の改善における目標

Ⅳ　医療・福祉サービス改革（医療・福祉サービス改革プラン）

１　主な取組

医療・福祉サービス改革　主な取組①　～人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケアの実現～

目指す将来像と対応の方向性の全体像

（平成31年3月19日未来イノベーションWG報告書より）

1.　現状のまま2040年を迎えた場合に、健康・医療・介護が抱え得るリスク

担い手不足

- ◆ 医療・介護に優先的に労働投入しても、担い手不足が解消しない可能性
  - 2040年には全労働人口の約1/5が医療・介護に従事している必要。

地域間格差

- ◆ 都市部では医療・介護需要が爆発する一方、地方では病院等の撤退が生じる可能性。
  - 2030年頃までに、大都市圏地域では高齢化率が4pt増加、地方では総人口が約15%減少する見通し

需要の拡大・多様化

- ◆ 100歳以上の人口が30万人以上に
- ◆ 人々の価値観や選択肢、医療・福祉サービスへの期待も多様化。コミュニティも喪失。

これまでの供給側と需要側の関係

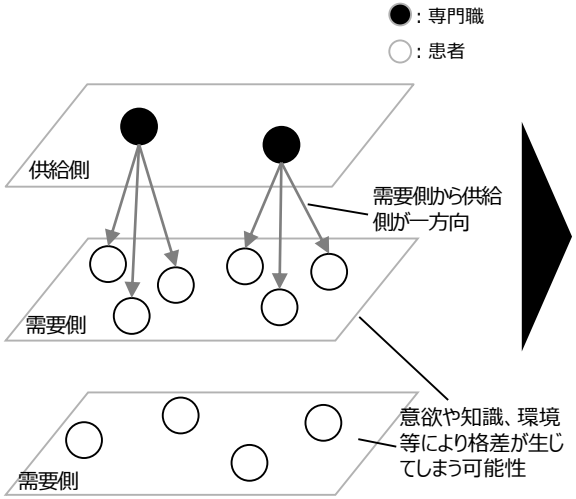

2．　2040年の理想的な健康・医療・介護の姿

人と技術が共生し、その人なりの価値を届けることができる

- ◆ 専門職がコア業務に集中できる（例：間接介助ゼロ）
- ◆ 現状の供給力でも、現場を楽に回せる（より柔軟なリソース配分）
- ◆ スキルの多寡にかかわらず、不安なく質の高い医療・介護を提供できる

誰もが幸せの実現に向けて、自分に合った生き方を選択できる

- ◆ 国民全員が自分の健康状態を把握できている/自分が自分の主治医になる
- ◆ 住む場所やライフスタイルにかかわらず不安のない暮らしを送ることができる
- ◆ 無意識のうちに健康になれている

誰もがどんな状態であっても、「これでいい」と自然に思える

- ◆ 誰もが社会参画できる
- ◆ 各種障害による活動障害ゼロ
- ◆ テクノロジーによるインクルージョン/ダイバーシティ

今後は、誰もが支え手になり、共に助け合う「ネットワーク型」へ

供給側はテクノロジーや生活インフラ等の支え手が増えるとともに、これらの技術・インフラや多様な専門職が互いにつながりあって価値を提供

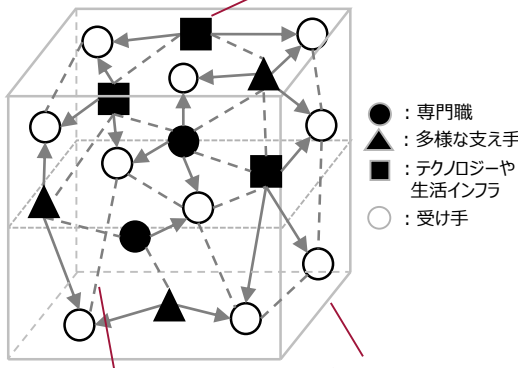

需要側は、コミュニティの形成等により互助が進み、互いに支え合う構図に。

全体は強固なネットワークを形成。意欲や知識、環境等に関わらず、より多くの国民を受容できるインフラに。

3．　対応の方向性（3つのアプローチと3層の基盤づくり）

（1）インフラのスマート化

✓時間・空間の制約を超える　✓専門職が人と向き合う仕事に集中できる（ノンコア業務のスリム化）　✓一人ひとりの状態に合ったスマートなアクセスができる　✓日常生活の中に健康づくりの仕掛けが埋め込まれている

（2）個人の主体化を支える

✓一人ひとりのリスクや「心」の見える化により、行動変容のレバーを特定し、多様な介入ができる　✓心身機能の維持・拡張ができる

（3）共に支える新たな関係の形成

✓多様性を受け入れ合い、認め合うことで、自分も社会も不調に気づき、支え合うことができる　✓誰もが支え手になれる（ツールと訓練）

基盤技術の進展（例）

AI等により、シミュレーション、最適化が進み、需給のコントロールが容易に

個々のニーズへのマッチングが進み、新たな製品・サービスの創出が加速

ロボット等の技術が進化し、自動化・省力化が進み、コストダウンも可能に

…

技術インテリジェンス機能の強化

✓ 有望な技術領域を先駆けて特定し、官のリソースを重点的に配分（ムーンショット型研究開発等）

✓ テクノロジーの進展等の予見可能性を高め、民間の投資・イノベーションを誘発。グローバルにも発信。

社会システム

✓ 技術の進展や、地域・コミュニティ・個人特性に応じた健康・医療・介護の在り方、その時々の様々な選択を可能にする仕組み

✓ 先端技術を適切かつ効率的に実装するための評価モデルの開発/その活用を通じた社会実装の加速誘導策

✓ 健康や技術に関するリテラシー等、様々な人が変化に対応できるようにする教育、「燃え尽き」や「行き過ぎ」、過剰介護を生まない環境づくり

✓ 個々人の多様な生き方を支えるファイナンスの仕組み

✓ 信頼ある自由なデータ流通の仕組み

長期ビジョンに基づく先駆的な研究開発投資、成果を社会が受容する環境整備（ヘルスケアエコシステムの創出）
→日本は、海外から多くの投資・人が集まるイノベーションハブに

先端技術が溶け込んだ2040年の社会における健康・医療・介護のイメージ

住む場所やライフスタイルに関わらず、必要十分な医療・介護にアクセスできる。誰もが役割を担うことができる。

医療・介護者のスキルの多寡に関わらず、誰もが不安無く質の高い医療・介護を提供できる。

医療・介護リソースの多寡に関わらず、専門職が人と向き合う仕事に集中し、価値を届ける事に専念できる。

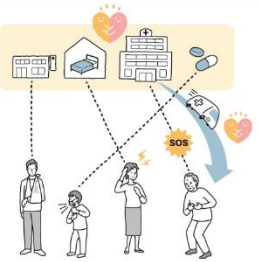

自分の状態に合った、最適な医療・介護にアクセスできる。

人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケア

働き方や働く場所に関わらず、一人ひとりの将来の健康状態が予測でき、納得したうえで、自分の意志で選択できる。

日々の生活のあらゆる導線に、無意識に健康に導くような仕掛けが埋め込まれている。

ライフステージにおける様々な変化に直面しても、「う――ん」とならなくてすむ。

心身機能が衰えても、技術やコミュニティによりエンパワーされ、一人ひとりの「できる」が引き出される。

未来イノベーションWGの検討内容の今後の進め方について

〇次世代ヘルスケア産業協議会・次世代医療機器開発推進協議会・次世代医療ICT協議会の下に未来イノベーションワーキング・グループ（WG）を設置し、平成31年1～3月に3回の有識者によるWGを開催。
〇2040年を見据え、将来見込まれる社会・地域の変化や技術革新を見据え、バックキャストで中長期的な戦略を議論。

基本コンセプト

■ 健康医療戦略等の各種閣議決定文書の改訂やAMED次期中期計画へ反映

研究開発・実証プロジェクト

■ 必要に応じてテーマ毎に研究班を立ち上げ、具体的な技術・サービスの抽出等を実施

■ AMED等での研究開発の推進。CSTI・内閣府におけるムーンショット型研究開発の検討との連携も視野に入れる。

■ 地域に拠点を置いた技術開発や、社会実装を進めるための実証について、政府内の他プロジェクトとの連携も視野に入れつつ、今後必要な検討を行う

技術インテリジェンス機能

■ 必要な体制強化も含めて、健康・医療戦略推進本部の下、議論を開始

➢ 本WGのフォローアップは健康・医療戦略推進本部の下、引き続き議論

※医療・介護分野は、多様な価値観によるものであることとともに関係者間の信頼が重要であることに留意。
また、必要に応じて、柔軟な見直しを実施。

≪未来イノベーションWG　委員名簿≫

	安宅　和人	慶應義塾大学 環境情報学部教授／ヤフー株式会社CSO
	飯田　大輔	社会福祉法人福祉楽団　理事長
	石山　洸	株式会社エクサウィザーズ　代表取締役社長
	市橋　亮一	医療法人かがやき　総合在宅医療クリニック　理事長
	落合　陽一	メディアアーティスト
	香取　幹	株式会社やさしい手　代表取締役社長
	熊谷　直大	日吉歯科診療所汐留　所長
	後藤　良平	A.T.カーニー株式会社　パートナー
	坂田　一郎	東京大学工学系研究科　教授・総長特任補佐
座長	佐久間　一郎	東京大学大学院工学系研究科　教授
	桜田　一洋	国立研究開発法人理化学研究所　医科学イノベーションハブ推進プログラム　副プログラムディレクター
	真田　弘美	東京大学大学院医学系研究科グローバルナーシングリサーチセンター　センター長
副座長	渋谷　健司	東京大学医学部医学系研究科　教授
	下河原　忠道	株式会社シルバーウッド　代表取締役
	鈴木　利衣奈	エイトローズベンチャーズジャパン　ヴァイスプレジデント
	田宮　菜奈子	筑波大学医学医療系　教授・ヘルスサービス開発研究センター　センター長
	津川　友介	カリフォルニア大学ロサンゼルス校内科学　助教授
	辻井　潤一	国立研究開発法人産業技術総合研究所　フェロー・人工知能研究センター　研究センター長
	中野　壮陛	公益財団法人医療機器センター　専務理事
	比留川　博久	国立研究開発法人産業技術総合研究所　ロボットイノベーション研究センター　研究センター長
	堀田　聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科　教授
	本田　幸夫	大阪工業大学R&D工学部ロボット工学科　教授
	松尾　豊	東京大学大学院工学系研究科　特任准教授
	山本　晴子	国立循環器病研究センター理事長特任補佐・臨床試験推進センター長
	山本　雄士	株式会社ミナケア　代表取締役

３つのアプローチを実現するアクションのイメージ（例：最適な健康・医療・介護の提供）

概要

理想的な姿

- 2040年頃には都市部では医療・介護需要が爆発する一方、地方では病院や介護事業所の撤退が生じる可能性がある。2040年を見据え、労働力に制約が出てくる中で、どのように国民にとって必要な医療・介護システムを持続的に提供していくかが課題となる。
- 課題解決には、**時間・空間制約を超える新たな医療・介護インフラを実現**しつつ、地域やコミュニティ、個人の特性に応じた医療・介護を提供し、その時々の最適な選択を可能にすることで、**本人提供者双方が納得できる医療・介護を実現**することが重要。
- 住む場所など個人のあらゆる選択が尊重されつつも社会と必要なときに繋がり、最適なサービスを享受できる「いつでも、どこでも、だれでも、自分らしい生き方を追求できる社会システム」の実装を目指す。

実現のための方向性

- 短期的には、セルフヘルスマネジメント等による**個人の生活サポート**、コア業務の生産性向上、ノンコア業務からの解放を通じた**専門職の業務のスリム化**、ＸＲ、デジタルファントム等によるマッチングコミュニティの形成や互助のための教育の社会実装を目指し、**専門職の能力の拡張・コミュニティの醸成**を進めていく。
- その上で、緊急時でも、誰もが助け合えるインフラ・機器開発を行い、いつでも誰でも担い手になれるような、**時間・空間制約を超える新たな医療・介護インフラ**や自宅で暮らし続けられるよう、介護機能も有する生活支援ロボット等を創出する。
- さらに、地域の医療・介護資源（人・モノ・情報）の見える化とネットワーク化、対象者の細やかな層別化と最適な需給マッチング（スマートアクセス）と専門職・非専門職双方の多能工化などを通じ、**本人にとって納得できる医療・介護の実現**を目指す。

先進事例

アラスカ州における遠隔医療

ヒューマン支援ロボット
Aeolus Robotics

最適な需給マッチング
（スマートアクセス）
ET City Brain　アリババ

今後の取組の進め方のイメージ

短期	中期	長期
緊急時でも、誰もが助け合えるインフラ・機器開発	実証研究	市場への導入・必要な環境整備
自宅での生活支援・診療・介護等を可能とするロボット、インフラ等の基盤研究開発	介護が可能な生活支援ロボット、医療機器、スマートハウス・コミュニティの一体開発	
専門職の生産性向上に関する技術開発	日常生活データを組み合わせてパッケージで提供する医薬品・医療機器の研究開発	
医療・介護資源におけるスマートアクセス技術・症状予測による急変低減技術		
仮想空間におけるモデル系構築・教育技術	市場への導入・必要な環境整備	
技術を社会実装するためのシステム開発	ガイドライン等必要な環境整備	

３つのアプローチを実現するアクションのイメージ（例：予防）

概要

理想的な姿

■ 疾病構造の変化が進み、特に生活習慣病への対応が重要となる中で、個人の予防・健康づくりの重要性も高まっている。他方で、IoT機器等により様々な生体データの取得も可能になるなど、それを可能にするテクノロジーも急速に進展。

■ このような中、**個人がそれぞれの幸せの実現に向けて**、健康管理はもちろんのこと、**自分に合った生活を選択できるようになる**ことをテクノロジーや社会システムの面からサポートする必要があるのではないか。

■ 具体的には、**テクノロジーと人の双方から個人を支える環境づくり**を行い、**個人が自分に合った生活の実現のための選択肢を持つことができる**ようになること、その上で、**個人がその選択肢を理解した上で、健康へ投資をできる**ようになることを実現していく

実現のための方向性

■ **一人ひとりの健康リスクを特定**した上で、行動変容を促すにあたって、**各人に存在するレバーを特定**する**（1）**。

（
- 個々人のリスクを、より精緻かつ多層的に可視化する（①）
- 健康状態をより自然と無理なくモニタリングすることを可能にする（②）
）

■ その上で、**健康インフラを構築**するとともに、身体機能や運動効果のメカニズムも踏まえた、**一人ひとりに合った多様な介入方法を開発**し、それを**迅速に社会実装するための環境整備**を行う**（2）**。

■ さらに、①②を実現するためには、**人間の心への働きかけを可能にするための基盤研究が必要（3）**であるとともに、その他、**教育や啓発**、**データ基盤整備**など、必要な対応を実施していく。

先進事例

ミツフジ社のスマートウェア

Healthverity社
データ流通プラットフォーム

音声から心理状況を判定するプログラム
Empath社

今後の取組の進め方のイメージ

	短期	中期	長期
(1) ①	基礎研究	個人のバックグラウンドごとのリスクの予測エビデンスの蓄積	
(1) ②	モニタリングツール・評価手法の開発	実証研究	導入・環境整備
(2)	多様な介入方法開発	実証研究	導入・環境整備
(2)	迅速な社会実装を可能にするための環境整備		
(3)	基礎研究・非言語データの見える化（心・行動データ等）の見える化	行動変容を促すアバターデジタルツイン	
その他	データ基盤の整備		
その他	教育・啓発		

３つのアプローチを実現するアクションのイメージ（例：テクノロジーを活用したインクルージョン）

概要

理想的な姿

- 2040年頃には100歳以上の高齢者が30万人を超える見通しであり、単身世帯は2040年に39.3%まで拡大し最大の世帯類型になると予想されている。
- 2040年には**個人の多様な価値観を受容し、自然と「気づく」ことができる社会**となり、**皆が安心し容易にかつ積極的に社会参画できる環境**を実現する必要がある。
- **誰もが受け入れ合い、認め合う、コミュニティまで含めた「協働関係」**を構築し、**心身機能を維持・拡張し、個人やコミュニティをエンパワーする、共に支える新たな関係の形成**を目指す。

実現のための方向性

- 多様性を受容するために、経験など過去の生き方・コンテクストを共有し合えるテクノロジーの開発や、**個人や社会全体で「気付き」（発見）が自然と行える**ようなサポート技術の開発を行う。
- 日々変化する個々人の状況や希望等に合わせて、**一人ひとりに最適な社会活動や仕事を分析**し、活躍の余地を提案するマッチングクラウド、チャットボット等により、**本人あるいは周囲の人が適切なタイミングでの気付きを促す**システムの社会実装を目指す。
- ＸＲやサイバネティックデバイスなどによるコミュニティ等のエンパワメントにより、**より安心して社会参画ができる環境整備**を行うとともに、感覚器機能・運動効果のメカニズムの研究・脳機能の向上・補助に役立つ装着機器・周辺技術の研究開発、めがねのような新しい感覚器補助から、車いすの革新による移動補助による**心身機能の維持・拡張を**実現する。

先進事例

ElliQ Intuition Robotics社
能動的対話型コンパニオンロボット

痛みを感じることができる義手
Johns Hopkins大学

OriHime-D　オリィ研究所
外出困難な人のテレワークを可能にするロボット

今後の取組の進め方のイメージ

	短期	中期	長期
	心身機能の維持・拡張技術	神経接続技術やBMIによる感覚器機能・運動機能・脳機能の向上・補助	実装研究
	各種障害アシスト技術の研究開発		実装研究
	社会への機能埋込みに関する基盤技術開発		実装研究
	運動効果メカニズムに関する研究	ロコモロボ等の活用効果の検証	実装研究
	技術を社会実装するためのシステム開発		ガイドライン等必要な環境整備
	多様な価値観を受容できる環境の醸成		

医療・福祉サービス改革　主な取組②　～データヘルス改革～

○　健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を実現するため、**2020年度に向けた「データヘルス改革」**（データ利活用基盤の構築等）に取り組んでいる。
○　取組を加速化し、**国民や現場にメリット**を感じていただけるような改革を推進。

今後の主な取組事項（例）

がんゲノム医療・AI利活用の推進
- 遺伝子パネル検査によるがんゲノム医療の実装とゲノム情報等の収集
- 全ゲノム解析等のエビデンス集積
- 画像診断支援などAI先行事例に加え、更に取り組む事例の検討
（例：患者の利便性向上・医療従事者支援）

自分のデータを閲覧できる仕組み（PHR）
- 特定健診、薬剤、乳幼児健診等情報のマイナポータルでの提供
- PHRの更なる推進に向けた基本的な方向性の整理と必要な情報を本人に電子的に提供する仕組みの構築

医療・介護現場での情報連携の促進推進
- 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進
- 介護分野のICT導入や情報連携の推進
- ICTを活用した医療・介護連携の推進（情報内容や仕様の検討）

データベースの効果的な利活用の推進
- NDB・介護DB等の連結解析の実現、幅広い主体による利活用推進
- 介護関連DBの相互連携による科学的介護の実現
- 他の公的データベースの連結可能性検討
- 創薬等の推進に向けた疾患別のデータベース（CIN）の運用改善と利活用の推進
- 被保険者番号を活用した医療等情報の連結の仕組みの構築

実現するメリット（例）

国民・患者
- ゲノム情報活用による**個人に最適化された治療（個別化医療）**
- AI活用による**自立支援等の効果が裏付けられた介護サービス**
- **新たな診断・治療方法の開発**(ゲノム情報やAI技術等の利活用)
- 画像診断支援AIの実現により、**病気の早期発見**
- スマホ等で健康等の情報を閲覧したり、予防接種等のお知らせが届くなど**予防・健康づくり**

保健医療従事者
- 過去のデータを確認することにより一人ひとりに**最適で質の高いサービス**
- AIで解析した膨大な医学論文が現場で利用可能となるなど、**従事者が患者の治療等に専念**

産業界・研究者
- 個人情報に配慮しつつ、**健康・医療・介護分野のデータがより幅広く利用可能**に。
- **新たな研究成果やイノベーションの創出**への期待。

医療･福祉サービス改革　主な取組③　～介護現場の革新～

本年５月以降、以下の取組を行うパイロット事業を実施し、効果検証後、2020年度から全国に普及・展開。

①業務フローの分析・仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善と人材確保・定着促進

介護現場革新プラン　|　関係団体等と一体となって人手不足に対する対応策、介護業界のイメージ改善策を検討

2018年度

2019年度

介護現場革新会議の開催

以下の取組を進め、介護分野における業務効率化を進めるため、介護現場革新会議を開催し、2019年３月に大まかな方向性を取りまとめた。

守り

- 介護施設における**業務フローの分析・仕分け**
- 地域の**元気高齢者の活躍の場を創出**
  （介護施設等で就労や有償ボランティアとして活躍）
- **ロボット・センサー・ICTの活用**
  （夜勤業務・記録入力の効率化等）

攻め

- 介護業界の**イメージ改善**
  （職場体験等の実施、やりがいの発信等）

地域に新たな活躍の場を創出

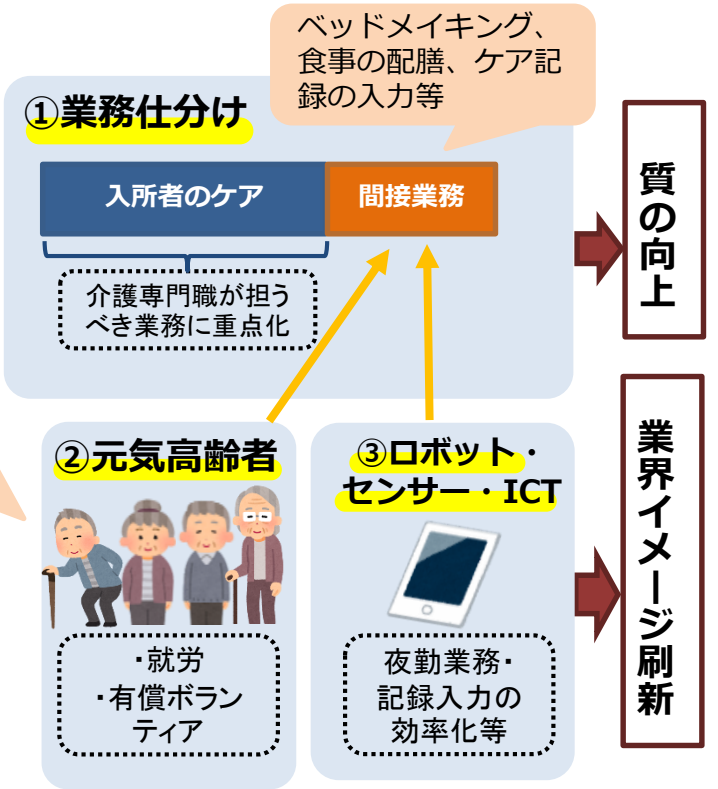

全国数ヵ所でパイロット事業を実施

各地域の実情や地域資源を考慮しながら、当該地域内や他地域での好事例の展開や業界のイメージ改善に取組み、各地域における成果を国で取りまとめる。

医療・福祉サービス改革　主な取組④　～オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実～

○　患者の利便性の向上、医療職の働き方改革につながり、効率的・効果的な医療の提供に資するよう、服薬指導、モニタリング等を含めた**オンラインでの医療全体の充実に向けて取組を進める。**

オンライン診療

現在の取組

・　平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出。
・　平成30年度診療報酬改定において「オンライン診療料」等を創設。

今後の課題、取組予定

・　オンライン診療の活用に係る安全性・有効性に係るデータ等の収集結果などを踏まえ、**概ね年１回、指針及びQ&Aの見直しを検討。**
・　指針の見直しの状況や、調査結果等を踏まえ、**診療報酬における対応について引き続き検討。**

オンライン服薬指導

現在の取組

・　オンラインによる服薬指導を一定のルールの下で可能とする内容を盛り込んだ、医薬品医療機器等法等の改正法案を、今国会に提出。

今後の課題、取組予定

・　オンラインによる服薬指導を実施する際の適切なルールについて、専門家等による検討を行う。
・　医薬品医療機器等法の改正状況等を踏まえ、次期以降の診療報酬改定における対応について検討。

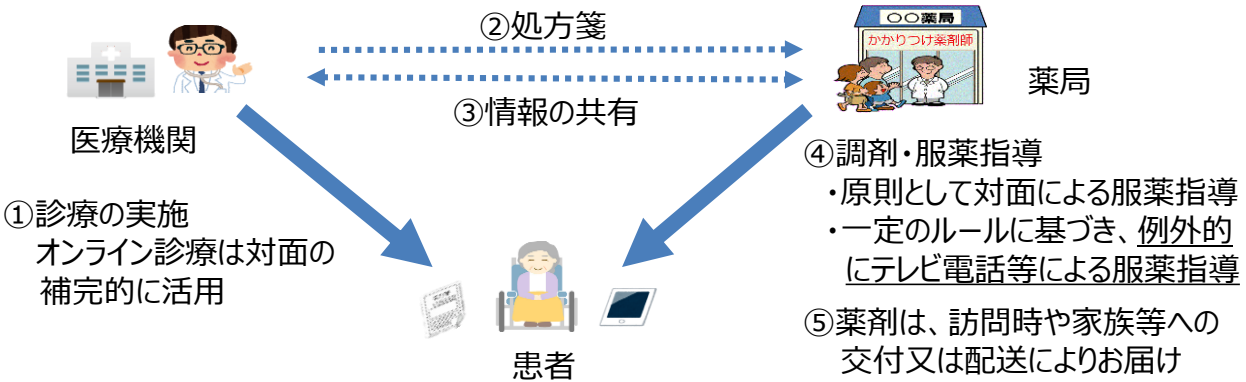

医療・福祉サービス改革　主な取組⑤　～チーム医療を促進するための人材育成～

医師の働き方改革に関する検討会のとりまとめを踏まえ、チーム医療を促進するため、
○　2023年度までに特定行為研修パッケージの研修修了者を1万人程度養成
○　医師事務作業補助者等の医療専門職支援人材のスキルアップ方策や養成カリキュラムの体系化等について調査・検討の上、体系化等の実施。
　さらに、多くの医療専門職種それぞれが自らの能力を活かし、より能動的に対応できる仕組みを整えることは重要であり、そのための議論を引き続き確実に深めていく。

○　特定行為研修パッケージの研修修了者の1万人程度養成

外科術後管理領域

手術

- 呼吸管理（気道管理含む）
- 循環動態・疼痛・栄養・代謝管理
- 疼痛管理
- 感染管理
- ドレーン管理・抜去
- CV抜去・PICC挿入
- 創部管理（洗浄・抜糸・抜鉤）

外科の術後管理、頻繁に行われる一連の医行為を、いわゆる包括的指示により担うことが可能な看護師を特定行為研修のパッケージを活用して養成することで、看護の質向上及びチーム医療を推進。

患者に対するきめ細やかなケアによる医療の質の向上及び医療従事者の長時間労働の削減等の効果が見込まれる。

※他に術中麻酔管理及び在宅・慢性期の領域も設定。

■ パッケージ研修に係る指定研修機関数及び研修修了者数見込み

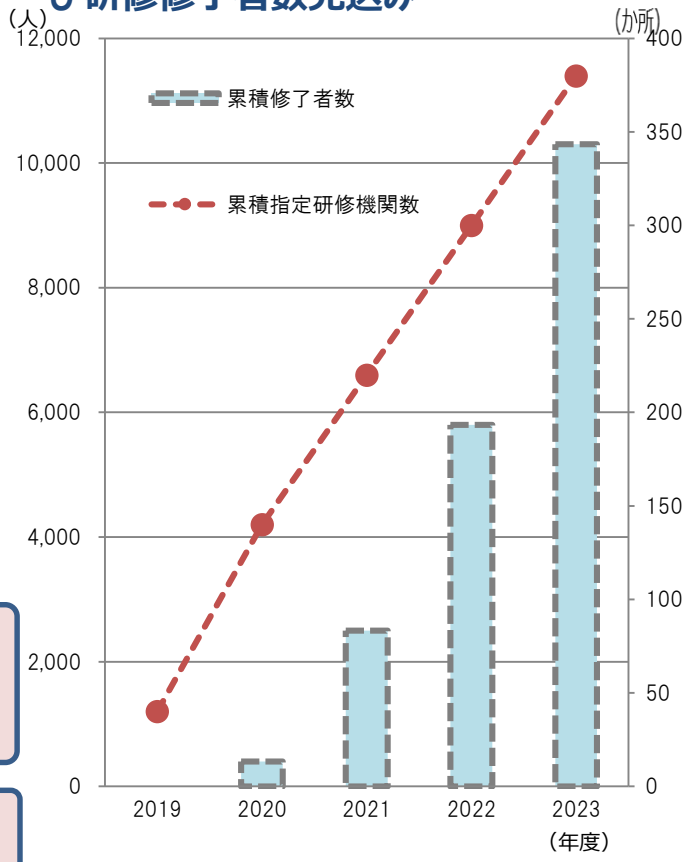

特定行為研修修了者総数：1,205人（平成30年9月末）

○　医療専門職支援人材の活用推進

2019年度～
医師事務作業補助者等の医療専門職支援人材のスキルアップ方策や養成カリキュラムの体系化等について、調査・検討。

2021年度～
医療機関内の医療専門職支援人材のスキルアップ方策や養成カリキュラムの体系化等の実施。

医療専門職支援人材の活用の一層の推進。

医療・福祉サービス改革　主な取組⑥ ～シニア人材の活用推進～

○　福祉・医療分野における人材を確保するとともに、働くことによる生きがい・介護予防・自立支援へつなげ、高齢者の就労を支援するため、介護助手等としてシニア層の参入を促進する。

【目標】

・2021年度までに入門的研修を通じて介護施設等とマッチングした者を2018年度から15%増加

現在の取組

- 地域医療介護総合確保基金において都道府県が行う「介護に関する入門的研修」の活用を推進
- 入門的研修の受講者等を対象に、職場体験やインターンシップ等を推進する「介護入門者ステップアップ育成支援」を実施
- 地域の元気高齢者の活用について、全国数カ所でパイロット事業を実施
- 地域の多様な人材について、保育支援者として活用を推進する「保育体制強化事業」を実施

今後の課題・取組予定

- 入門的研修の実績等をとりまとめ、好事例の横展開
- 福祉・医療分野未経験者のシニア層が福祉・医療分野に参画するきっかけとなるような研修の内容や、地域の事業所とのマッチング方法について検討
- 保育支援者の活用について、定量的な効果測定（タイムスタディ）を行い、その結果を踏まえてガイドラインを作成・普及

医療・福祉サービス改革　主な取組⑦　～組織マネジメント改革～

○　医療分野では、**医師をはじめとした医療従事者の労働時間短縮に向けて、意識改革やタスクシフティング等の推進、業務効率化に資するＩＣＴの活用方策等の検討・普及を図る**。

○　福祉分野では、ロボット・ＩＣＴの活用、作成文書の見直し、業務プロセスの構築など**業務効率化・生産性向上に資する取組を普及し、現場の実践につなげる**。

医療

極めて長時間労働の医師の労働時間短縮のイメージ

- 時間外労働の上限規制の導入等の上限規制の導入等を踏まえ、労働時間管理の適正化や、タスクシフト等を行うことにより、医師の労働時間の短縮を目指す。

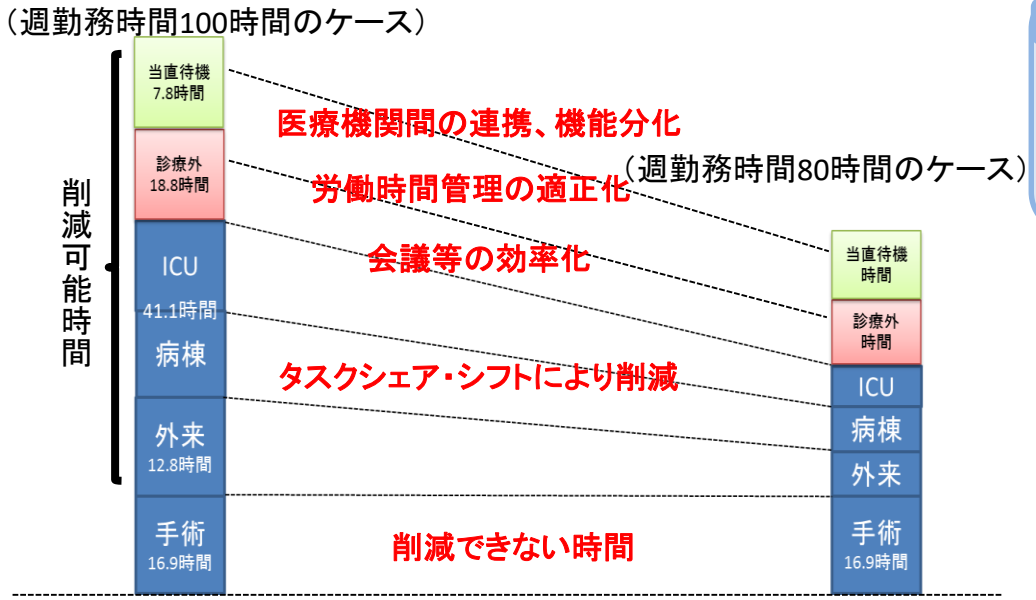

福祉

生産性向上ガイドラインの作成・普及・改善

＜介護分野＞

「生産性向上ガイドライン」を作成し、協議会開催など**事業者団体による横展開を推進**。今後も**見直し・普及**を進める。

＜障害福祉・保育分野＞

業務の実態把握等の上、今後**ガイドラインの作成・普及**を行う。

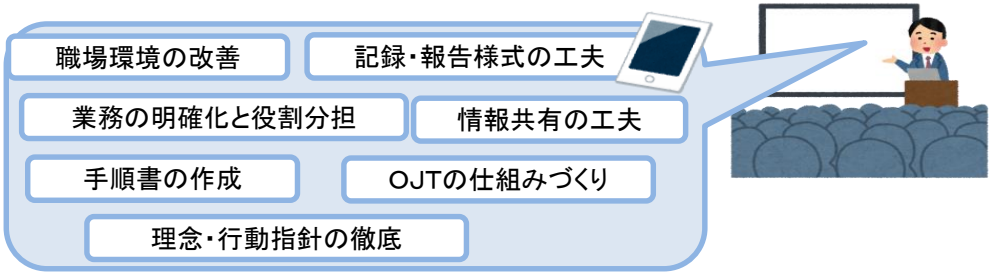

文書量削減等に向けた取組

＜介護・障害福祉分野＞

国及び自治体が求める文書や事業所が独自に作成する文書の見直しを進め、**文書量の削減**に取り組む。また、報酬改定対応コストについて実態把握を行い、その結果等も踏まえ、**介護報酬に係る事務の簡素化も含め削減に向けた検討**を行う。

＜保育分野＞

保育所の給付事務に係る請求書様式の標準化など、文書の見直しに取り組む。

医療・福祉サービス改革　主な取組⑧　～現場の効率化に向けた工夫を促す報酬制度への見直し～

○通所介護への心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入（ＡＤＬ維持等加算）
・通所介護事業所について、自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ＡＤＬ（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を評価する加算を平成30年度介護報酬改定で新設。

【目標】
・通所介護における利用者の心身の機能の維持を促進する。
・次期報酬改定に向けて検討を行い、2020年度中に介護給付費分科会で結論を得る。

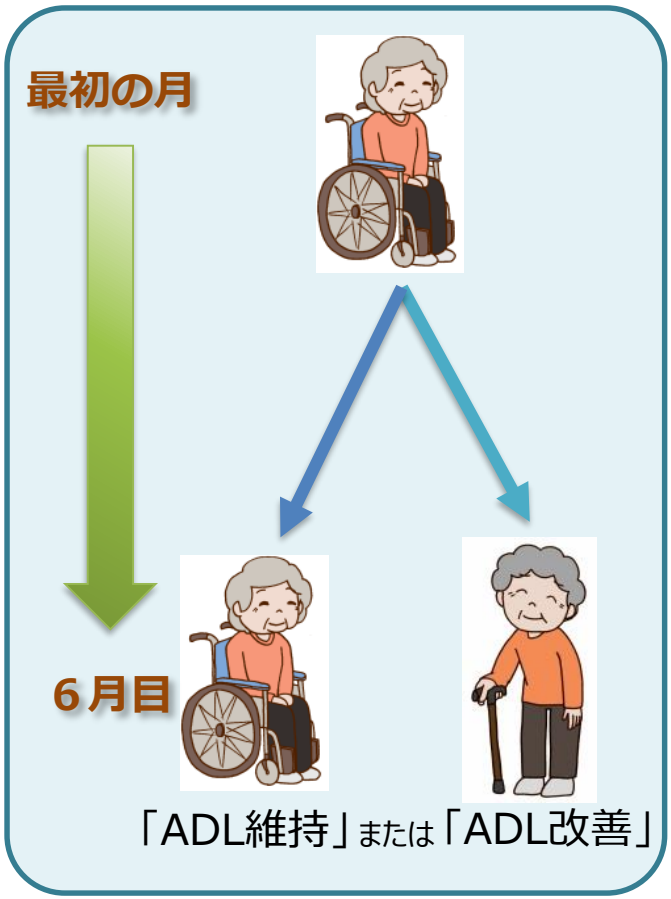

○　加算要件を満たす通所介護事業所の利用者全員に１年間加算の算定を認める。

＜加算要件の概要＞

①　連続して６月以上利用した期間のある要介護者(※1)の総数が20名以上
②　①について、以下の要件を満たすこと
　a　要介護度が３、４または５である利用者が15%以上
　b　初回の要介護・要支援認定月から起算して12月以内であった者が15%以下
　c　最初の月と６月目にBarthel Index（BI）(※2)を測定し、報告されている者が90%以上
　d　BIが報告されている者のうち、ADL利得の上位85%の合計が０以上(※3)

※1　評価対象利用期間中、５時間以上の通所介護費の算定回数が５時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。
※2　ADLの評価にあたり、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計１０項目を５点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するもの。
※3　６月目のBIから最初の月のBIを控除したものを「ADL利得」とし、ADL利得が０より大きければ１、０より小さければ－１、０ならば０とする。

医療・福祉サービス改革　主な取組⑨　～経営大規模化・協働化～

○　経営の安定化に向けて、**医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。**

医療法人の取組

現在の取組

- 全ての地域医療連携推進法人の関係者が一堂に会し、取組の実態等について共有。
- 平成26年の医療法改正により、社団医療法人と財団医療法人との間での合併（クロス合併）も創設。
- 合併及び分割手続きの迅速化の観点から、必要に応じ、医療法人部会の開催を随時行う等、適切な対応を行うよう、都道府県に周知。

今後の課題・取組予定

- 地域医療連携推進法人制度の**運営上の課題を把握し、法人制度の進化に活用。**
- 医療法人の合併・事業承継の**好事例等を収集し、周知**。
- 医療法人の**合併等の際に必要な経営資金の優遇融資制度の創設を検討。**

社会福祉法人の取組

現在の取組

- 平成30年度から複数法人が参画するネットワークを構築し、法人間の連携により、合同研修や人事交流等効率的な人材の確保・定着のための取組を支援・推進

今後の課題、取組予定

- 社会福祉法人の**事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催**し、夏頃を目途として、一定の方向性を得る
- 合併等の際の会計処理の明確化等を目的に、**会計専門家による検討会を開催**
- 希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、**手引き作成等による環境整備**

２　医療・福祉分野の時間当たりのサービス提供の改善における目標

医療分野の時間当たりのサービス提供の改善における目標について（医療分野全体）

- 医療サービスは、多くの医療関係職種が関わり合い提供がされているが、今回の指標の設定は、医療提供体制のうち**最も大きい役割を担う医師を医療分野の代表として、医師に着目した指標等の検討を進めることとした。**
- 医療は技術革新の影響を強く受けやすい領域であり、疾病の新しい治療法などの開発・進展を精緻に予測することは困難であるため、医療記録、医療事務等の基幹業務について着実に移管、効率化できると見込まれるものを念頭に目標を設定。
- 医療分野においては、ＩＣＴ、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが５％程度あると見込まれることから、それらの業務がすべてＩＣＴ等に移管することを目指し、**５％以上の業務効率化を目指す。**

５％の考え方

【医師】

○　医師の業務のうち、ICT等で代替が可能であると考えられる、**医療記録、医療事務、院内の物品の運搬等**の業務時間は、医師の平均労働時間の**4.8%**を占める、と考えられる。

※　なお、患者の説明・合意形成や血圧や血圧などの基本的なバイタル測定・データ取得に係る業務時間については、他職種への移管を想定しているものであるため、計上しないこととする。

医師の業務のうち、他職種に分担できると考えられる時間（分）

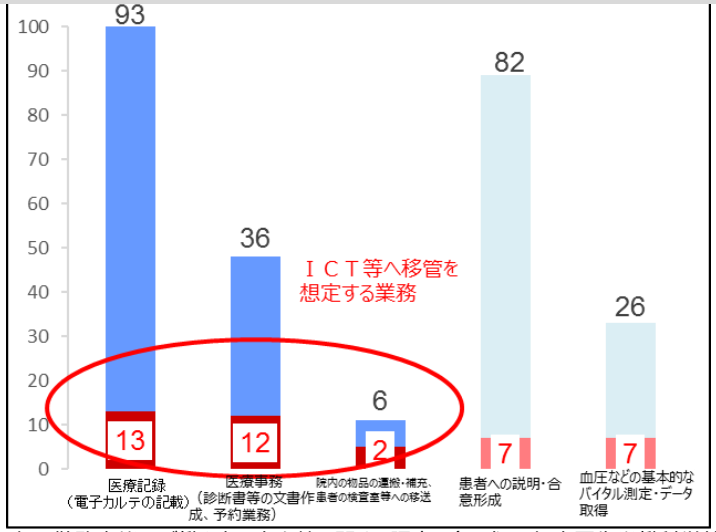

出典：医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査　（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

【看護師等その他医療従事者】

○　医政局看護課の調査において、ICT等の活用可能性が高いとされた業務について、それぞれ一定の割合でICTに移管されると想定。
　移管されるとした業務の総和が、総業務時間に占める割合は**5.7%であると試算。**

○　その他職員については、それぞれの業務が看護師と同程度にICT等に移管されるものとして仮定。

医療全体で５％以上の業務効率化を目指す

医療分野の時間当たりのサービス提供の改善における目標について（医師）

- 医療サービスは、多くの医療関係職種が関わり合い提供がされているが、今回の指標の設定は、医療提供体制のうち**最も大きい役割を担う医師を医療分野の代表として、医師に着目した指標等の検討を進めることとした。**
- 医療は技術革新の影響を強く受けやすい領域であり、疾病の新しい治療法などの開発・進展を精緻に予測することは困難であるため、医療記録、医療事務等の基幹業務について着実に移管、効率化できると見込まれるものを念頭に目標を設定。
- 他職種と比較して長時間労働にある医師については、労働時間短縮のため、他職種への業務移管のあり方等も含めて検討を進めているところ。**医師については、上記 ＩＣＴ等による業務代替とともに、医師以外の職種への業務移管も含めた業務効率化を推進することから、７％以上の業務効率化を目標とする。**

７％の考え方

○　ＩＣＴ等による代替とともに、他職種への移管が想定される、**「患者への説明・合意形成」及び「血圧などの基本的なバイタル測定・データ取得」**等を考慮した業務時間は、医師の平均労働時間の**７.２%**を占める、と考えられる。

医師の業務のうち、他職種に分担できると考えられる時間（分）

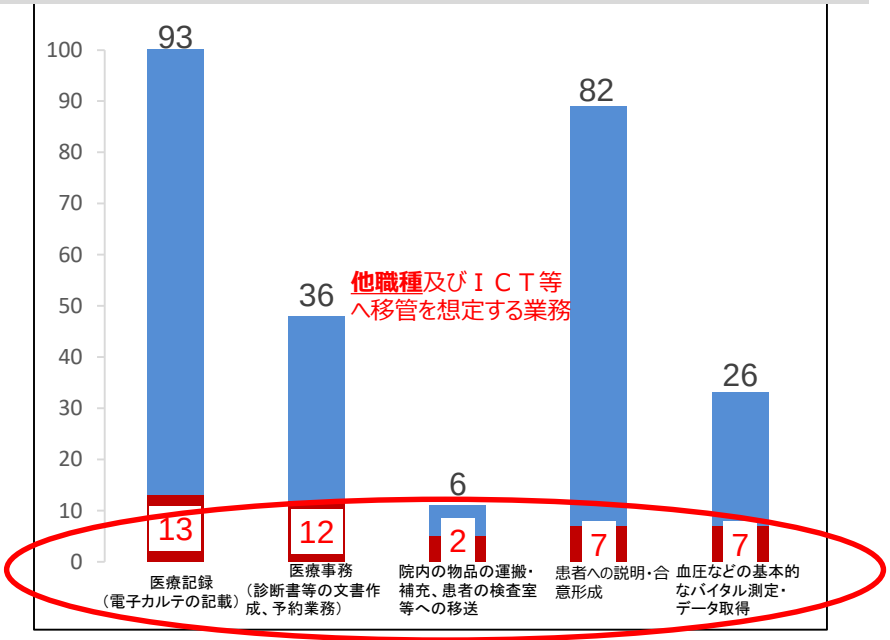

出典：医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査　（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

医師については７％以上の業務効率化を目指す

医療分野の時間当たりのサービス提供の改善におけるKPI指標について

- 指標については、機能を大きく入院と外来の２つに分けて検討を行う。
- 医療サービスは、多くの医療関係職種が関わり合い提供がされているが、今回の指標の設定は、医療提供体制のうち**最も大きい役割を担う医師を医療分野の代表として、医師に着目した指標等の検討を進めることとした。**

入院医療

全病院に１日に新規入院する患者数　評価項目

$$\text{KPI指標} = \frac{\text{１日平均新規入院患者数（人／日）}}{\text{病院の医師数（人）×労働時間（時間／日）}}$$

１日あたりの病院勤務医全体の労働力

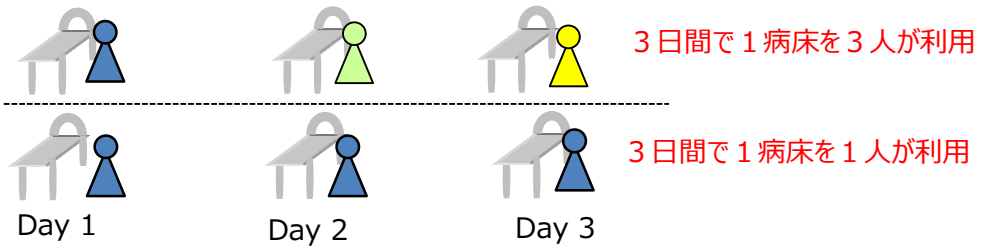

考え方

- ◆入院医療については、病院に着目
- ◆分子としては、入院医療の機能分化により入院日数が短くなってきているため、入院日数ではなく入院件数に着目した方がサービス提供を適切に評価できる。このため、入院件数を評価する指標である一日平均新規入院患者数を用いる。
- ◆分母としては、医療提供体制における最も大きい役割を担う医師を代表として、そのマンパワー（医師数・労働時間）を設定

外来医療（在宅医療を含む）

１日あたりに全診療所を受診する患者数　評価項目

$$\text{KPI指標} = \frac{\text{診療所の外来患者数（人／日）}}{\text{診療所の医師数（人）×労働時間（時間／日）}}$$

１日あたりの診療所勤務医全体の労働力

考え方

- ◆外来医療については、診療所に着目
- ◆高齢化等により、外来患者数は微増する、と考えられる。
- ◆分母としては、医療提供体制における最も大きい役割を担う医師を代表として、そのマンパワー（医師数・労働時間）を設定

介護分野の時間当たりのサービス提供の改善における目標について

➢ 介護分野においては、以下の考え方から、**５％以上の業務効率化を目指す。**

※単位時間当たりのサービス提供

サービス受給者数（介護保険事業状況報告）÷常勤換算従事者数（介護サービス施設･事業所調査）

（補足指標：残業時間数（介護労働実態調査））

【考え方】

共通部分（全類型における生産性向上）

○ 「居宅サービス事業所における業務効率（ペーパーレス）化促進モデル事業」（平成28年度）において、ICT導入により、記録時間や介護報酬請求にかかる時間が効率化されたという結果を踏まえ、総労働時間に対し、全体では3.3%の生産性向上を達成可能として試算。

上乗せ部分（施設・居住系サービスにおける特性に応じた生産性向上）

○ 上記に加え、特養、老健といった施設・居住系サービスについて、既に、ロボット・ICTの活用等により、効率的に介護サービスを提供している特養があることから、この水準に基づく介護サービス提供を可能とすることで、さらに1.9%の生産性向上を達成可能として試算。

➡ 全体で5.1%の効率化が可能

Ⅴ　給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

年齢階層別の人口の増加率

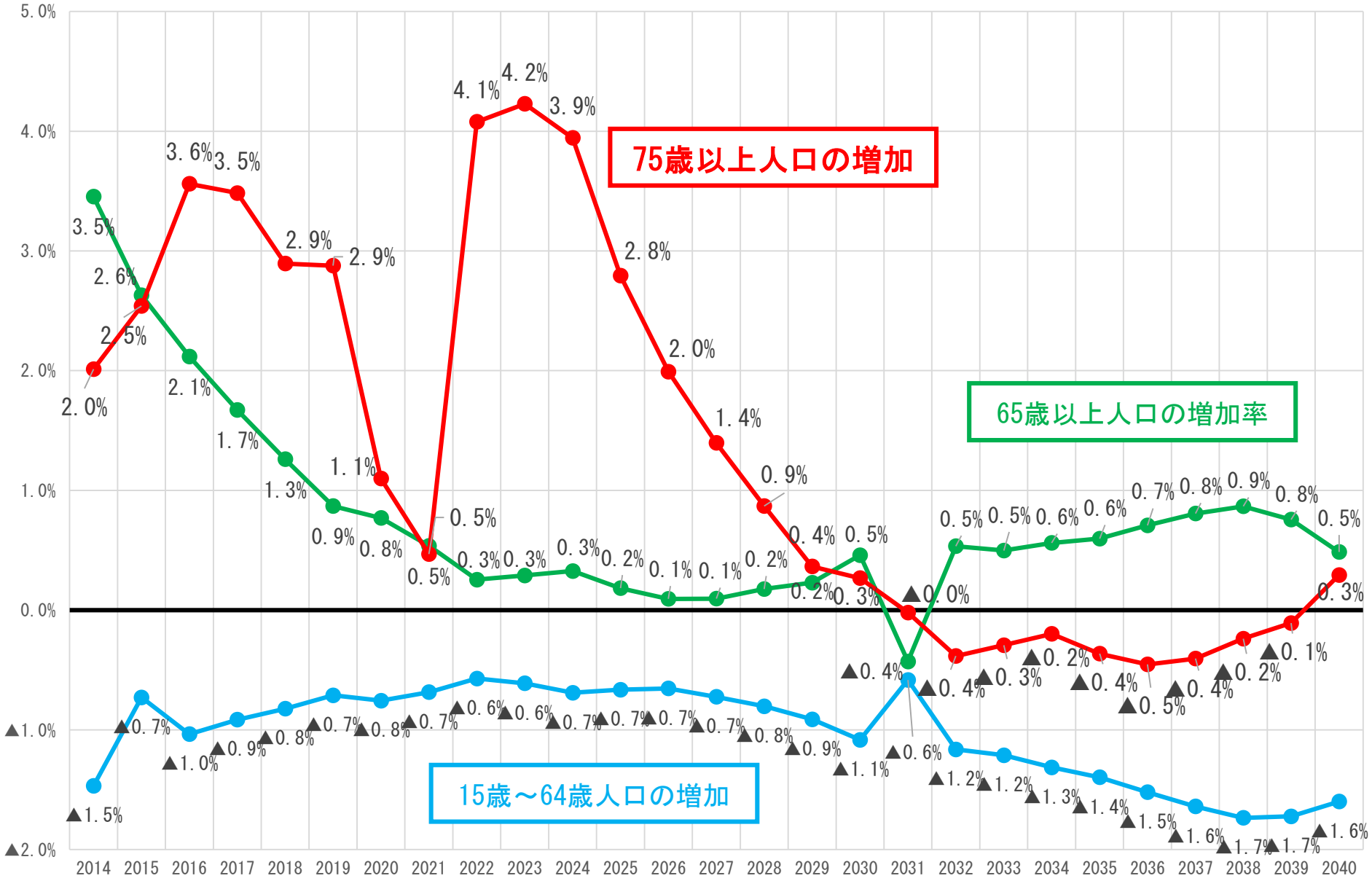

（出所） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」

最近の社会保障関係費の伸びについて

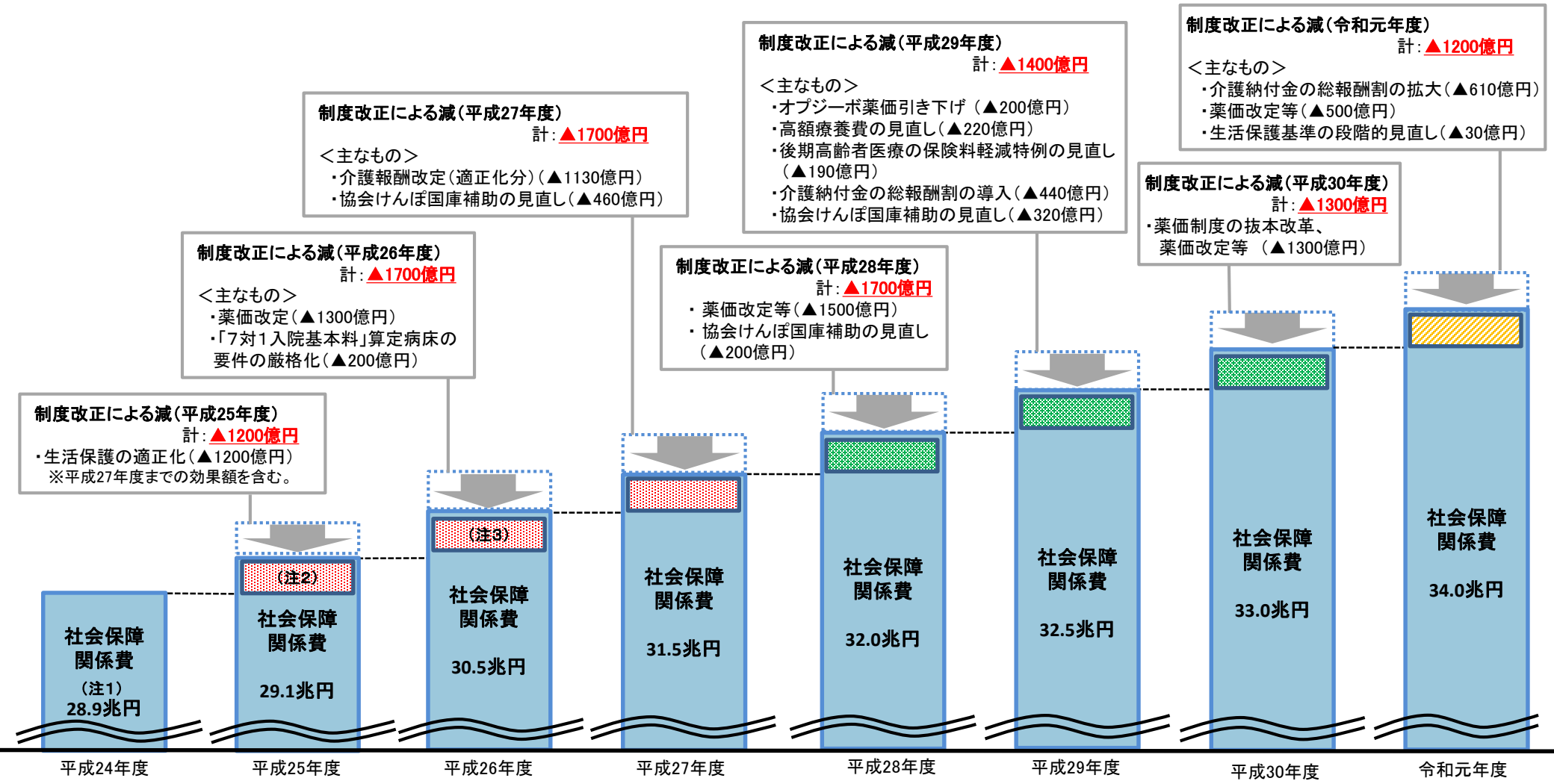

部分が、社会保障の充実等を除く25～27年度の実質的な伸びであり、年平均＋0.5兆円程度

部分が、28～30年度の実質的な伸びであり、年＋0.5兆円程度

部分が、令和元年度の実質的な伸びであり、年＋0.48兆円程度

（注1）年金国庫負担2分の1ベースの予算額。
（注2）基礎年金国庫負担の受入超過による精算（▲0.3兆円）の影響を含めない。
（注3）高齢者の医療費自己負担軽減措置等に係る経費の当初予算化（＋0.4兆円）の影響を含めない。
（注4）社会保障関係費の計数には、社会保障の充実等を含む。
（注5）令和元年度の社会保障関係費の計数は、臨時・特別の措置を除く。

～社会保障・税一体改革等における充実と効率化（主なもの）～

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
社会保障の充実	・子ども・子育て支援の充実 ・社会的養育の充実 ・育児休業給付の強化 ・地域医療介護総合確保基金(医療分)の創設 ・地域支援事業(認知症施策等)の充実 ・高額療養費の見直し ・難病・小児慢性特定疾病の医療費助成 ・遺族年金の父子家庭への拡大 ・診療報酬本体改定	・子ども・子育て支援新制度の創設 ・社会的養育の充実 ・地域医療介護総合確保基金(介護分)の創設 ・地域支援事業の充実 ・国保の財政支援の拡充 ・被用者保険の支援拡充 ・介護保険料の軽減強化 ・介護報酬改定	・子ども・子育て支援新制度の充実 ・社会的養育の充実 ・地域支援事業の充実 ・国保の財政支援の拡充 ・被用者保険の支援拡充	・子ども・子育て支援新制度の充実 ・社会的養育の充実 ・地域支援事業の充実 ・国保の財政支援の拡充 ・被用者保険の支援拡充 ・年金受給資格期間の短縮	・地域医療介護総合確保基金(医療分)の増額	・社会的養育の充実 ・地域医療介護総合確保基金(医療分)の増額 ・医療情報化支援基金の創設 ・地域医療介護総合確保基金(介護分)の増額 ・地域支援事業の充実 ・介護保険料の更なる軽減強化 ・年金生活者支援給付金の支給
自然増の圧縮(目安対応)	・薬価改定 ・7対1入院基本料の見直し	・介護報酬改定(適正化分) ・協会けんぽ国庫補助特例減額	・薬価改定等 ・協会けんぽ国庫補助特例減額	・オプジーボ薬価引下げ ・高額療養費の見直し ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し ・介護納付金の総報酬割の導入 ・協会けんぽ国庫補助特例減額	・薬価制度の抜本改革 薬価改定等	・薬価改定等 ・介護納付金の総報酬割の拡大 ・生活保護基準の見直し
	▲1,700億円	▲1,700億円	▲1,700億円	▲1,400億円	▲1,300億円	▲1,200億円

新経済・財政再生計画 改革工程表（平成30年12月20日）【社会保障分野】

【基本的考え方】 ※経済財政運営と改革の基本方針2018抜粋

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、基盤強化期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

改革工程表（61項目）

【予防・健康づくりの推進】〔18項目〕

（主な取組）

- ○ 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備
- ○ 糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防の推進（先進事例の横展開やインセンティブの積極活用）
- ○ 介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討
- ○ 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発
- ○ 予防・健康づくりの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進

【医療・福祉サービス改革】〔31項目〕

（主な取組）

- ○ 医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進
- ○ 高額医療機器の効率的な配置等を促進
- ○ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及
- ○ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討
- ○ 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）
- ○ 介護の経営の大規模化・協働化
- ○ 地域医療構想に示された病床の機能分化・連携の推進
- ○ AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルス改革の推進など、テクノロジーの徹底活用
- ○ 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国展開

【多様な就労・社会参加】〔2項目〕

（主な取組）

- ○ 働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大
- ○ 勤労者皆保険制度（被用者保険の更なる適用拡大）の実現を目指した検討

【給付と負担の見直し】〔10項目〕

（主な取組）

- ○ 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討
- ○ 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討
- ○ 医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討
- ○ 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討
- ○ 介護のケアプラン作成、介護の多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について検討
- ○ 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討
- ○ 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる
- ○ 外来受診時等の定額負担の導入を検討

【旧改革工程表の全44項目の着実な推進】

Ⅵ 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に基づくマンパワーのシミュレーション（平成30年5月21日）の改定

シミュレーションの位置付け

○ 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に基づき、今後の様々な議論に資するため、以下のケースを仮定した場合の、将来の就業者数のシミュレーションを厚生労働省において行い、昨年５月に行った推計を改定したもの。

（１）仮に、当該シミュレーションにおける計画ベースに加え、高齢期における医療や介護を必要とする者の割合（受療率等の医療・介護需要）が低下した場合

（２）仮に、当該シミュレーションにおける計画ベースに加え、労働投入量当たりの生産性の向上が図られ、医療福祉分野における就業者数全体でも効率化が達成された場合

シミュレーション結果（ポイント）

（１）医療・介護等における生産性の向上について

・ 仮に、医療や介護の生産性が5%程度向上するなど、医療福祉分野における就業者数全体でも5%程度の効率化が達成された場合、医療福祉分野における就業者数は△54万人程度（就業者数に占める割合△0.9%程度）。

（２）医療・介護需要の低下について

① 上記（１）に加え、仮に、介護の要介護（支援）認定率が1歳分程度低下した場合、2040年度の医療福祉分野における就業者数は△107万人程度（就業者数に占める割合△1.8%程度）。

② 上記（１）に加え、仮に、介護の要介護（支援）認定率が1.5歳分程度低下した場合、2040年度の医療福祉分野における就業者数は△120万人程度（就業者数に占める割合△2.0%程度）。

③ 上記（１）に加え、仮に、高齢者の入院や外来の受療率が2.5歳分程度低下、介護の要介護（支援）認定率が1.5歳分程度低下した場合、2040年度の医療福祉分野における就業者数は△144万人程度（就業者数に占める割合△2.4%程度）。

シミュレーションの手法・前提

○ シミュレーションの方法については、基本的に「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に準じている。その上で、それぞれのケースにおける前提は以下のとおり。

（1）仮に、計画ベースに加え、労働投入量当たりの生産性の向上が図られ、医療福祉分野における就業者数全体でも効率化が達成された場合

- 医療分野については、ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度あること（「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出）等から、5%以上の単位時間当たりサービス提供量の向上を目標としたこと、介護分野については、平成28年に実施したモデル事業において、ICT導入によって介護の記録時間や介護報酬の請求事務にかかる時間が効率化されたという結果を踏まえ、介護サービス全体として3.3%の生産性向上を達成可能として試算し、加えて、ロボット・ICTの活用によって効率的に介護サービスを提供している特養があることから、この水準に基づく介護サービスの提供を可能とすることで、さらに1.9%の生産性向上を達成可能として、合わせて5%以上の向上を目標としたことなどを踏まえ、医療・介護サービス全体的に5%程度業務の効率化が図られるものと仮定。
- 医療・介護分野以外を含む医療福祉分野全体については、医療・介護分野全体と同程度の効率化が図られるものと機械的に仮定。

（2）仮に、計画ベースに加え、高齢期における医療や介護を必要とする者の割合（受療率等の医療・介護需要）が低下した場合

- 介護については、医療ほど顕著ではないものの、2015年度以降年齢階級別にみた認定率の低下がみられること、また、地域によって介護予防や自立支援で認定率低下の実績がみられること等を踏まえて、65歳以降の各年齢階級における認定率が1歳分程度高齢にシフトする場合と、2040年までの平均寿命の伸び2歳程度に対して、健康寿命の伸びを3歳以上と目標設定がされたことを踏まえ、平均寿命の伸びに対する健康寿命の伸びの比率（≒3歳÷2歳）を考慮して、1.5歳程度高齢にシフトする場合を仮定。
- 医療については、平均寿命が2018年から2040年にかけて男性、女性ともに2.2年程度上昇することや、過去10年程度の年齢階級別受療率の低下傾向等を踏まえて、入院や外来の受療率のカーブが2.5歳分程度高齢にシフトする場合を仮定。他方、健康寿命延伸と医療費（特に生涯医療費）との関係については、有識者の研究班において様々な意見があったこと、医療費は健康なときもかかり得ることや健康を回復するためにかかる場合もあるといった意見もあったことなどを踏まえて、今回のシミュレーションでは、昨年仮定した2.5歳だけでなく、より慎重に考えた年齢階級別受療率が変化しない場合も仮定。

シミュレーション結果①（医療・介護の患者数・利用者数および就業者数）

（1）生産性向上の場合の就業者数

			2018年度	2040年度
就業者数（万人）	医療福祉分野における就業者数		826 [12.4%]	1,016 [16.9%]
		医療	309	312
		介護	334	479

（2）需要低下の場合の患者数および利用者数

				2018年度	2040年度
患者数・利用者数等（万人）	医療		入院	132	131
			外来	783	731
	介護	1歳分程度認定率後ろ倒し	施設	104	148
			居住系	46	70
			在宅	353	464
		1.5歳分程度認定率後ろ倒し	施設	104	144
			居住系	46	68
			在宅	353	454

※ 患者数はある日に医療機関に入院中又は外来受診した患者数。利用者数は、ある月における介護サービスの利用者数であり、総合事業等における利用者数を含まない。
※ 就業者数欄の「医療福祉分野における就業者数」は、医療・介護分に、その他の福祉分野の就業者数等を合わせた推計値。医療分、介護分ともに、直接に医療に従事する者や介護に従事する者以外に、間接業務に従事する者も含めた数値である。[ ]内は、就業者数全体に対する割合。

シミュレーション結果②（医療・介護の患者数・利用者数および就業者数）

（3）需要低下の場合の就業者数

①介護の認定率1歳分程度後ろ倒し

		2018年度	2040年度
就業者数（万人）	医療福祉分野における就業者数	826 [12.4%]	1,014 [16.8%]
	医療	309	328
	介護	334	461

②介護の認定率1．5歳分程度後ろ倒し

		2018年度	2040年度
就業者数（万人）	医療福祉分野における就業者数	826 [12.4%]	1,000 [16.6%]
	医療	309	328
	介護	334	450

③介護の認定率1．5歳分程度後ろ倒しに加え、医療の受療率2．5歳分程度低下

		2018年度	2040年度
就業者数（万人）	医療福祉分野における就業者数	826 [12.4%]	975 [16.2%]
	医療	309	309
	介護	334	450

※ 就業者数欄の「医療福祉分野における就業者数」は、医療・介護分に、その他の福祉分野の就業者数等を合わせた推計値。医療分、介護分ともに、直接に医療に従事する者や介護に従事する者以外に、間接業務に従事する者も含めた数値である。[ ]内は、就業者数全体に対する割合。

【留意事項】

○　受療率等の需要の低下については、近年、年齢階級別の入院や外来の受療率が低下していること等を踏まえて仮定しものであるが、近年の受療率低下は、様々な政策等の取組みを背景としたものと考えられ、今後も追加的な政策等が講じられない限り、自然にこの傾向が続くとは限らないことに留意が必要。今後の政策を考える上での議論の素材として、将来さらに受療率が低下した場合のシミュレーションを行ったもの。

○　生産性の向上については、近年の技術進歩の速度を考えると、2040年度までにどのような技術が登場するかを確実に見通すことは容易ではないが、今般、単位時間当たりサービス提供の向上の目標を設定したこと、マンパワーの確保という社会保障の給付・サービスを成り立たせるための本質的な問題についての議論の素材とするために、一定の仮定の下でシミュレーションを行ったもの。

新たな労働力の需給推計等を踏まえたマンパワーのシミュレーション（平成30年5月21日）の改定

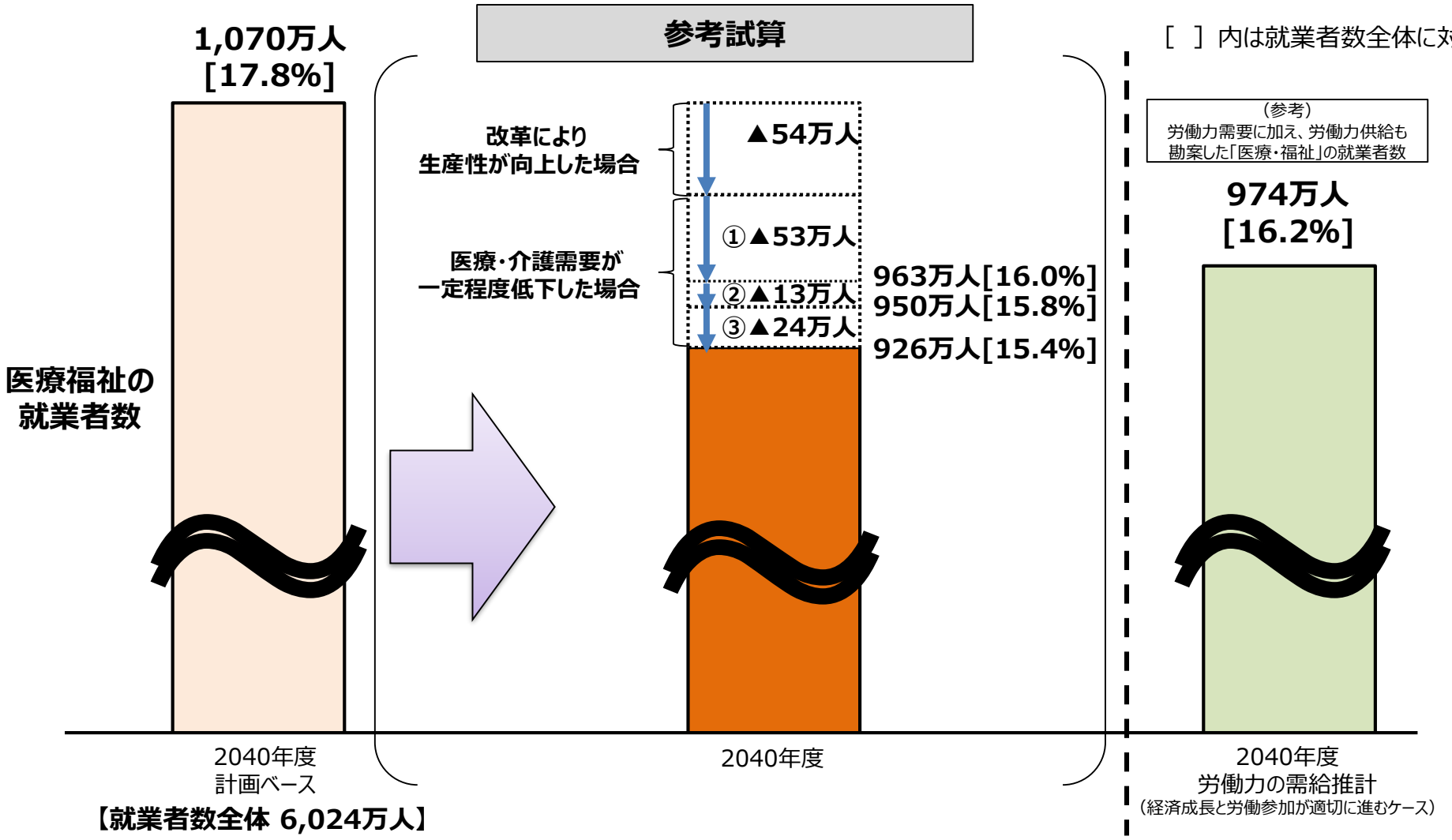

※本シミュレーションは、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）において新たな労働力の需給推計を行ったこと等を踏まえ、2018年５月に行った『「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に基づくマンパワーのシミュレーション』について改定を行ったもの。

（注１） 就業者数全体及び「医療・福祉」の就業者数の推計については、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）が行ったものであり、労働力需要に加え、労働力供給も勘案した就業者の見通し（経済成長と労働参加が適切に進むケース。）

（注２） 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数について、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。

（注３） 改革により生産性が向上した場合については、ICT等の活用に関する調査研究や先進事例等を踏まえ、医療・介護の生産性が各５％程度向上するなど、医療福祉分野における就業者数全体で５％程度の効率化が達成された場合。

（注４） 医療・介護需要が一定程度低下した場合については、以下のとおり。

①介護の認定率が、1歳分程度（2040年までの65歳以降の平均余命の伸びの平均と同程度）後ろ倒しとなったと機械的に仮定した場合

②介護の認定率が、1.5歳分程度（①に加え、2016年から2040年までの健康寿命の延びの目標分(3年)／2016年から2040年までの平均寿命の延び分(男性2.3年、女性2.5年)を乗じた分）後ろ倒しするものと機械的に仮定した場合

③医療の受療率について、平均寿命が2018年から2040年にかけて男性、女性ともに2.2年程度上昇することや、過去10年程度の年齢階級別受療率の低下傾向等を踏まえて、受療率のカーブが2.5歳分程度高齢にシフトすると機械的に仮定した場合

参考資料

高齢者層における年齢階級別１人当たり受診日数等の推移

○　高齢者層における年齢階級別１人当たり受診日数（受療率に対応）の推移をみると、入院、外来ともにどの年齢層でも低下。
○　介護については、ここ数年では、年齢階級別要介護（支援）認定率の低下がみられるものの、医療ほど顕著ではない。

【入院】

（１人当たり受診日数、日）

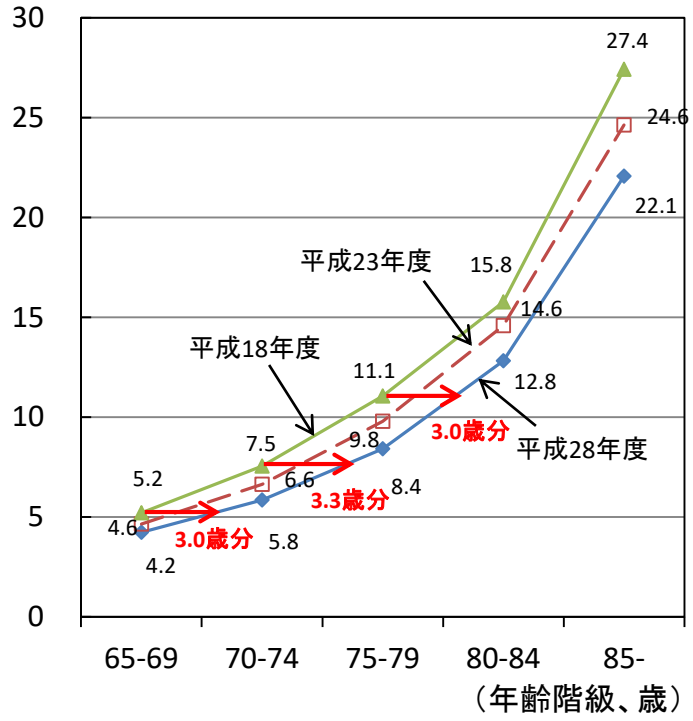

【外来】

（１人当たり受診日数、日）

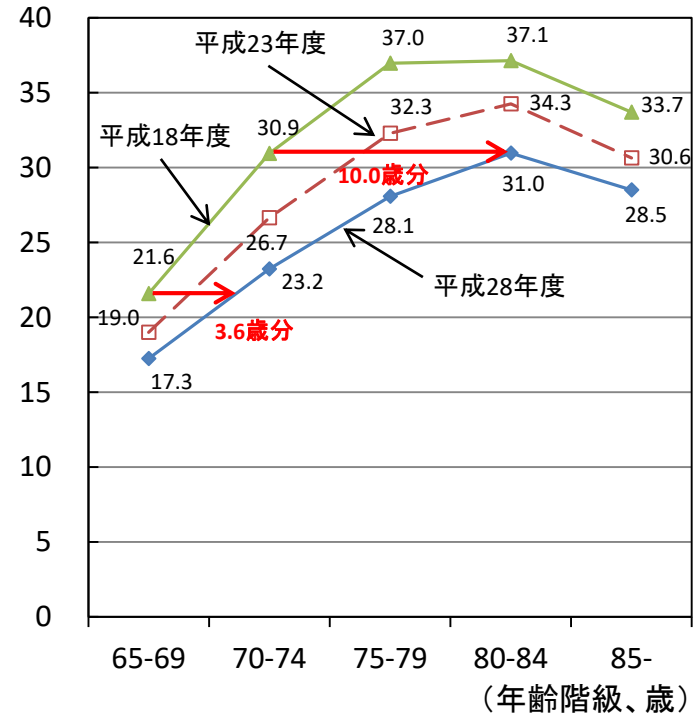

【介護】

（認定率）

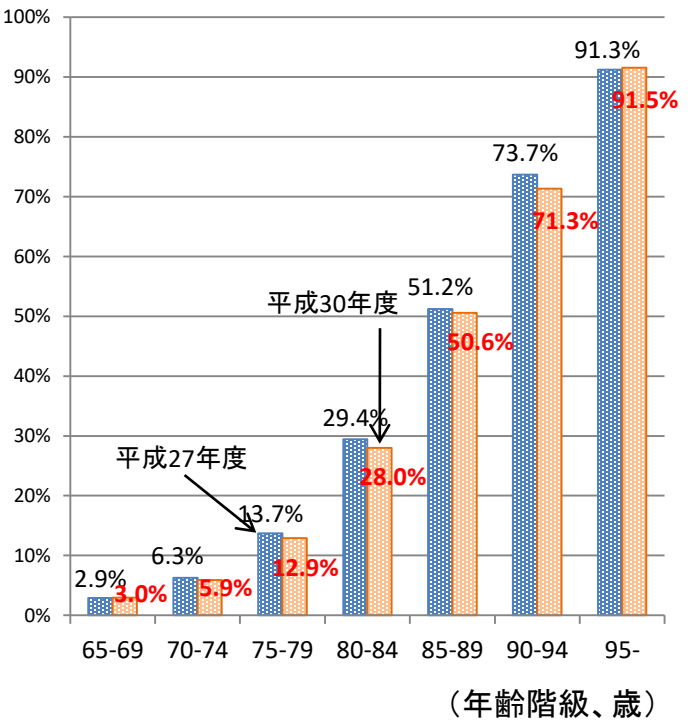

（出典）厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」、「介護給付費等実態調査」
外来は医科。認定率は、要支援認定者数＋要介護認定者数の人口に対する割合。
平均寿命は、平成18年は男性79.00年、女性85.81年、平成23年は男性79.44年、女性85.90年、平成28年は男性80.98年、女性87.14年。

令和元年6月12日	第118回社会保障審議会医療保険部会	資料2－2

令和元年6月 11 日経済財政諮問会議
（令和元年第３回）資料２－１

経済財政運営と改革の基本方針 2019（仮称）
（原案）

令和元年６月

経済財政運営と改革の基本方針 2019
（目次）

第１章　現下の日本経済 ―――――――――――――――――――――――― *1*

１．内外の経済動向と今後の課題
（１）日本経済の現状と課題
（２）国際経済環境の変化と課題

２．今後の経済財政運営
（１）基本認識
（２）新たな時代への挑戦　：「Society 5.0」実現の加速
　① Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり
　② 経済再生と財政健全化の好循環
（３）当面の経済財政運営等

３．東日本大震災等からの復興
（１）東日本大震災からの復興・再生
　① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生
　② 原子力災害からの福島の復興・再生
（２）近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靱化の加速

第２章　Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり ―――――――――――――――――――――――― *8*

１．成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化
（１）Society 5.0 の実現
　① デジタル市場のルール整備
　② フィンテック／金融分野
　③ モビリティ
　④ コーポレート・ガバナンス
　⑤ スマート公共サービス
（２）全世代型社会保障への改革
　① 70 歳までの就業機会確保
　② 中途採用・経験者採用の促進
　③ 疾病・介護の予防
（３）人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応

① 地域のインフラ維持と競争政策
② 地方への人材供給

２．人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

（１）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進
① 幼児教育・保育の無償化等
② 初等中等教育改革等
③ 私立高等学校の授業料の実質無償化
④ 高等教育無償化
⑤ 大学改革等
⑥ リカレント教育
⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援
⑧ 女性活躍の推進
⑨ 介護人材等の処遇改善
（２）働き方改革の推進
（３）所得向上策の推進
① 就職氷河期世代支援プログラム
② 最低賃金の引上げ

３．地方創生の推進

（１）東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出
（２）地域産業の活性化
① 観光の活性化
② 農林水産業の活性化
③ 海外活力の取込みを通じた地域活性化
（３）中堅・中小企業・小規模事業者への支援
（４）地方分権改革の推進等
（５）対流促進型国土の形成
（６）沖縄の振興

４．グローバル経済社会との連携

（１）G20 における持続的成長へのコミットメント
（２）経済連携の推進、ＴＰＰ等の 21 世紀型ルールの国際標準化
（３）国際的なデータ駆動型経済拡大に向けたデータの越境流通等のルール・枠組み
（４）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を中心とした環境・地球規模課題への貢献
① 質の高いインフラ投資
② パリ協定に基づく長期戦略の策定を含む環境・エネルギー問題への対応
③ 海洋プラスチックごみ対策

④ 国際保健への対応
５．重要課題への取組
（１）規制改革の推進
（２）科学技術・イノベーションと投資の推進
① 科学技術・イノベーションの推進
② 成長力を強化し支える公的投資の推進
（３）新たな外国人材の受入れ
① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進
② 共生社会実現のための受入れ環境整備
③ 在留管理体制の構築
④ 留学生の国内就職促進
（４）大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現
① 大規模国際大会等の成功
② スポーツ立国の実現
③ 文化芸術立国の実現
（５）資源・エネルギー、環境対策
① 資源・エネルギー
② 環境対策
（６）暮らしの安全・安心
① 外交
② 安全保障
③ 防災・減災と国土強靱化
④ 治安・司法
⑤ 危機管理
⑥ 消費者の安全・安心
⑦ 共助・共生社会づくり
⑧ 住宅セーフティネットの充実等

第３章　経済再生と財政健全化の好循環 ―――――――――――――― *48*

１．新経済・財政再生計画の着実な推進

２．経済・財政一体改革の推進等
（１）次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革
① デジタル・ガバメントによる行政効率化
② 効率的・効果的な予算執行の推進
③ ＥＢＰＭをはじめとする行政改革の推進
（２）主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障
② 社会資本整備
③ 地方行財政改革
④ 文教・科学技術
⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等
（３）歳出改革等に向けた取組の加速・拡大
① 「見える化」の徹底・拡大
② 先進・優良事例の全国展開等
③ インセンティブ改革

第４章　当面の経済財政運営と令和２年度予算編成に向けた考え方── 71

１．当面の経済財政運営について
（１）消費税率引上げへの対応
① 駆け込み・反動減の平準化
② 軽減税率制度の実施
（２）当面の経済財政運営

２．令和２年度予算編成等について

第１章　現下の日本経済

１．内外の経済動向と今後の課題

（１）日本経済の現状と課題

第２次安倍内閣が発足した 2012 年当時、我が国は、経済の低迷やデフレに苦しみ、成長力の低下やグローバル競争の激化をはじめ、その取り巻く経済環境の厳しさが増す中で、国民の間では、閉塞感や先行きの不透明感が強まる状況に陥っていた。このため、まずは経済再生を最優先の政策課題に据え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、こうした局面を打開することに成功した。

現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、ＧＤＰは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も、大きく改善している。雇用面では、生産年齢人口がこの６年間で約 500 万人減少する中にあっても、女性・高齢者の労働参加により就業者が約 380 万人増加した。また、過去最高水準の企業収益が続く中、最低賃金は 2016 年度以降３年連続で３％程度の引上げを実現したほか、春季労使交渉では中小企業を含め２％程度の高い賃金上昇が続くなど、着実かつ継続的な賃上げが実現している。

アベノミクスの成果は地域にも波及し、統計を取り始めて以来初めて有効求人倍率は全都道府県で１倍を超える状態が続くとともに、2000 年代半ばの景気回復期と比べて、全国的に景況感が改善する中で地域間のばらつきも小さくなっている。さらに、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

一方で、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。

財政面では、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、国・地方の基礎的財政収支（以下「ＰＢ」という。）の対ＧＤＰ比は、2012 年度の▲5.5%から 2018 年度には▲2.8%に縮小する見込みである。また、新経済・財政再生計画（2019～25 年度）を定め、団塊の世代が 75 歳に入り始める 2022 年までの３年間を「基盤強化期間」（2019～21 年度）と位置付け、令和元年度予算から目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととされた。

2019 年 10 月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の８％から 10%への引上げを予定している。今回は、前回 2014 年４月の引上げ後に景気の回復力が弱まったという経験を十分にいかし、需要変動の平準化に万全を期すこととしている。すなわち、教育無償化や社会保障の充実、軽減税率制度の実施により、今回の引上げによる経済への影響を２兆円程度に抑制する。加えて、予算面では、

臨時・特別の措置として、令和元年度当初予算において、２兆円程度、税制面では 0.3 兆円程度、合わせて2.3兆円程度という十二分な規模の措置を盛り込んだところであり、これらの適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。

中長期の課題に目を転ずれば、平成から令和の時代に引き継がれた課題が多いことは、否めない。人口減少・少子高齢化の進行、第４次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は、枚挙に暇がない。特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっている。

（２）国際経済環境の変化と課題

日本経済を取り巻く国際経済環境もまた、激動ともいうべき大きな変化の渦中にある。

足元では、中国経済の減速や欧州経済の一部の弱さなど、景気回復のペースに鈍化がみられる。また、持続可能で包摂的な経済社会を実現するべく、世界が一体となってＳＤＧｓの達成に取り組む機運が高まる一方で、新たな技術や知的財産をめぐる国際的な軋轢（あつれき）や大国間の貿易摩擦が発生しており、世界経済の不安定要因となりかねない。また、グローバル化の進展に対して、格差の拡大等を背景に懐疑的な見方が広がり、保護主義に代表される内向きで自国中心主義的な動きが台頭している。特にエネルギー等で対外依存度が高い日本は、こうした国際政治動向や経済情勢の不安定化に十分な注意が必要である。

このような国際経済環境の大きな変化の中で、いち早く戦略を構築し、日本経済の再生とプレゼンスの維持・強化にいかしていくことが重要な課題となっている。すなわち、我が国が主導して、経済政策における国際協調の重要性を確認していく。また、我が国が初めて主催するG20大阪サミットにおいて、世界経済の持続的で包摂的な成長に向け、G20 が結束して強いコミットメントを行うとともに、議長国として、我が国がそのコミットメントの実行においても世界をリードしていくことが重要である。

国際的な経済摩擦を技術的、中立的視点で解決するルールと仕組みは、その有効な歯止めとなる。我が国は自由貿易の旗手として、経済連携の更なる推進に加え、ＴＰＰ11 や日ＥＵ・ＥＰＡで設けられた「21 世紀型ルール」の国際標準化等に向けて、議論を主導する。また、国際的なデータ駆動型経済拡大の時代にふさわしい、安心と信頼性の高いルールづくりを進め、グローバルな経済活動の促進に貢献することが求められる。

２．今後の経済財政運営

（１）基本認識

アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環を更に持続・拡大させていくこと、そ

して、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済が目指すべき最重要目標である。「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020 年頃の名目ＧＤＰ600 兆円経済と 2025 年度の財政健全化目標[1]の達成を目指す。

この達成のため、以下の３つの視点を重視して取組を推進する。

第１に、潜在成長率の引上げによる成長力の強化である。労働力人口の伸びが中長期的に鈍化する懸念がある中では、Society 5.0 時代に向けた人的・物的投資を一層喚起し、生産性を飛躍的に向上させることにより、潜在成長率を引き上げていく必要がある。デジタル化など先端技術を社会実装することにあわせて、これを可能とする経済社会構造の変革、国際的なルールづくりなどグローバルな課題解決への積極的な貢献が急務となる。

第２に、成長と分配の好循環の拡大である。この好循環の拡大に向け、成長力の強化という供給サイドの強化のみならず、内需の持続的な拡大と外需の継続的な取り込みを図る必要がある。内需の面では、企業収益を拡大しつつ、賃金・雇用者所得の増加を通じて、消費の継続的な拡大を図るとともに、外需の面では、我が国の持つソフトパワーもいかし、経済連携やインバウンド等を通じて、アジアをはじめ海外の活力を更に取り込んでいくことが重要である。

第３に、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりである。人生 100 年時代の到来を見据え、高齢者から若者まで、誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築するために、一人一人の人材としての質を高める「人づくり革命」とともに、年齢が働くことの制約とならないよう、これまでの考え方や諸制度を見直し、働き方を自由に選べる中で社会保障の支え手を拡大しながら、全世代型社会保障を実現していくことが不可欠である。

（２）新たな時代への挑戦 ：「Society 5.0」実現の加速

我が国は今、「令和」という新たな時代の幕開けを迎えている。

この新しい時代に、人口減少や少子高齢化が進行する中にあっても、直面する様々な課題を克服し、さらにはピンチをチャンスに変えていく。その大きなパラダイムシフトの鍵となるのが、デジタル化を原動力とした「Society 5.0」の実現である。Society 5.0 の実現は、経済社会の構造改革そのものであり、第４次産業革命の先端技術を社会実装し、より高度な経済、より便利で豊かな生活を体現する一方、課題先進国として課題解決のモデルを提供し、世界をリードしていく。その中で、人生 100 年時代の到来を見据え、一人一人が能力を高め、誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築していく。

デジタル分野における国際競争が既に激しさを増す中、我が国が世界に後れを取るこ

[1] 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す。同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。

とがないよう、切迫した危機感を持って、国を挙げてSociety 5.0実現を加速しなければならない。

我が国が国際的なデータ流通等のルールや枠組みの構築や国際連携を主導するなど、世界のパラダイム変化のリード役となるチャンスでもあり、「今こそ絶好機」との認識の下、本基本方針においては、以下の方向で取り組む。

① Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

成長力の強化に向け、「成長戦略実行計画[2]」を強力に推進する。第４次産業革命の先端技術を社会実装し、生産性の飛躍的な向上を図るとともに、70歳までの就業機会の確保をはじめ生涯現役社会の実現に向けた全世代型社会保障改革を推進し、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める。

Society 5.0時代のニーズに合った教育内容の提供、教育システムの複線型への転換を含めた、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、内需の喚起に資する所得の向上を図り、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、経済成長率の引上げや生産性の底上げを図りつつ、就職氷河期世代の人々への支援を行うとともに最低賃金の上昇を実現する。

地方創生に向けて、Society 5.0を日本全国で促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現していく。二地域居住・就業の促進や都市部に住む経験豊富な人材が地方で活躍できる環境の整備など、東京一極集中を是正し地方への新たな人の流れを創出する。また、「スマートシティ」を新たな基本コンセプトとしたまちづくりを推進するとともに、地域金融機関を強化しつつ、観光、農林水産業をはじめとした地域産業の活性化や中小企業等の支援に取り組む。

② 経済再生と財政健全化の好循環

経済再生が財政健全化に貢献し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するよう、その好循環を拡大する。

このため、可処分所得の増大と全世代型社会保障の構築を通じた消費の拡大、Society 5.0時代に向けた民間投資の喚起、公的サービスへの民間参入・官民連携の促進による継続的な需要拡大と財政の効率化等を併せて実現する。

デジタル化の推進に当たっては、国・地方の行政分野が自ら率先して範となるべく取り組み、デジタル・ガバメントを構築していく。徹底したデジタル化をはじめ次世代型行政サービスの実現を通じて、行政コストの引下げ、住民生活の安定の確保、ビジネス機会拡大・生産性向上等を実現する。

また、新経済・財政再生計画に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移し、経済成長と財政を持続可能とするための基盤固めにつなげる。特に、団塊世代が75歳に入り始める2022年までに、持続可能な社会保障制度に向けた環境整備を進めるため、改

[2] 「成長戦略実行計画」（令和元年〇月〇日閣議決定）。

革を着実に推進する。

厳しい財政状況の下で、限られた財政資源をより有効に活用するためにも、人的投資・先端技術への投資促進や次世代型行政サービスへの改革に思い切って資源を投入し、民間のポテンシャルを最大限にいかしつつ生産性と成長力の引上げを加速する。

また、Society 5.0の実現に向けた大胆な取組を、時間軸としても戦略的に推進することにより、臨時・特別の措置や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の終了後の需要の剥落を克服していく。さらに、2025年に開催される、いわゆる大阪・関西万博は、継続的に日本の魅力を世界に発信し続ける絶好の機会である。開催地のみならず全国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済を活性化する「起爆剤」とすべく、オールジャパンの体制で取り組む。

（３）当面の経済財政運営等

足元の経済動向をみると、我が国経済は、緩やかな回復を続けているものの、輸出や生産に弱さがみられており、通商問題を含め、海外経済の動向等に十分注視していく必要がある。もし、海外発の下方リスクが顕在化すれば、日本経済の回復は腰折れしかねず、経済再生と財政健全化への道筋も危ぶまれる。デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の基本方針を堅持し、経済の回復基調を持続させ、国民一人一人に景気回復の波が広がっていくよう、あらゆる政策を総動員し、経済運営に万全を期す。

令和２年度当初予算においても、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、適切な規模の臨時・特別の措置を講ずる。加えて、海外発の下方リスクに十分目配りし、経済・金融への影響を迅速に把握するとともに、リスクが顕在化する場合には、機動的なマクロ経済政策を躊躇（ちゅうちょ）なく実行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２％の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

これらの政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層の理解を得るよう、内外広報を積極的かつ効果的に展開する。

３．東日本大震災等からの復興

（１）東日本大震災からの復興・再生

東北の復興なくして、日本の再生なし。東日本大震災からの復興・再生は、内閣の最重要課題である。

震災から８年以上が経過し、これまでの取組の結果、地震・津波被災地域では、住まいの再建がおおむね完了し、原発事故によって大きな被害を受けた福島の被災地域では、

今年４月に大熊町の一部地域において避難指示が解除され、帰還困難区域でも６町村[3]の特定復興再生拠点区域[4]整備が進むなど、本格的な復興・再生に向けた動きが着実に進んでいる。引き続き復興の加速化に取り組む。

復興・創生期間後の適切な対応を図るため、年内にその基本方針を定めるとともに、復興庁の後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置くこととする。

ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界中から寄せられた支援に対する感謝を伝え、復興しつつある被災地の姿や魅力を国内外に積極的に発信する。

① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生

復興期間の総仕上げに向け、復興の進展に応じて生じる課題に的確に対応していく。被災者の心身のケアやコミュニティ形成支援などの「心の復興」に重点的に取り組むなど、生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を行う。岩手県及び宮城県において、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指す。交通・物流網の整備を着実に進め、水産加工業の販路開拓、企業の新規立地等への支援を通じて産業・生業の再生を進める。観光については、東北６県の外国人宿泊者数を 2020 年に 150 万人泊とすることを目指した取組を進めるとともに、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

復興期間 10 年間の復興事業費を合計で 32 兆円程度と見込んで[5]いるが、引き続き、各年度の事業規模の適切な管理、効率的かつ適正な執行を通じ、この復興事業費により確実に復興を進める。

② 原子力災害からの福島の復興・再生

原子力災害被災地域の復興・再生に向けて、福島復興再生特別措置法等[6]に基づき、着実に取組を進める。

その大前提である廃炉・汚染水対策及び中長期的な廃炉に向け、国も前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智（えいち）を結集し、研究開発や人材育成を着実に進めるとともに、必要な対応に安全かつ着実に取り組む。中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壌等の減容・再生利用に向けて、政府一体となって取り組む。

福島の復興・再生を加速させるため、教育、医療・介護、買い物などの生活環境の整備を一層推進し、住民の帰還や移住の促進を図る。浜通り地域等において、「福島イノ

---

[3] 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村。
[4] 帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域。
[5] 「平成 28 年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年６月 30 日閣議決定）。
[6] 福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）及び「福島復興再生基本方針」（平成 29 年６月 30 日閣議決定）。

ベーション・コースト構想」の更なる具体化に関係府省庁が連携して取り組み、地域の自立的・持続的な産業発展を目指す。福島県で製造する再エネ水素を 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に活用する。福島相双復興官民合同チームを通じた被災事業者等の事業・なりわい再建等への支援や、農林漁業者の経営再建への支援、農林水産物の生産から流通・販売に至るまでの風評の払拭の総合的な支援など、産業・生業の再生を進める。科学的根拠に基づかない風評被害やいじめなどいわれのない偏見・差別の問題に対して、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、放射線に関する正確な情報等を国内外に効果的に発信する。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、まずは特定復興再生拠点区域について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、除染やインフラ整備等を進める。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。

（２）近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靱化の加速

平成 28 年熊本地震[7]の被災地では、インフラの復旧や地域産業の再建等が着実に進展しているが、仮設住宅等で暮らす被災者の早期の生活再建のため、住まいの確保等に取り組むとともに、まちづくりや道路、鉄道、熊本城の復旧を進めるなど、引き続き、被災者に寄り添ったきめ細かな支援等を実施する。

平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震など、昨年相次ぎ発生した災害については、住宅再建や孤立防止等のための見守り支援などの被災者の生活再建、河川、道路等の復旧工事、農林水産業や観光業などの地域産業の再建等に引き続き取り組む。今後も被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす。

これら近年の自然災害を教訓とし、災害に強くてしなやかな国づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」[8]を実施し、防災・減災対策、国土強靱化の取組を加速させる。

---

[7] 2016 年４月 14 日・16 日に発生した地震をはじめ、熊本県を中心とする一連の地震活動。

[8] 「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）。

第２章　Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

１．成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

（１）Society 5.0の実現

① デジタル市場のルール整備

（ⅰ）内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置

国際的データ流通の枠組み構築にあたっては、その前提として、国内におけるデータの収集・保管・管理・流通等について、強固かつ明確な枠組みを構築していく必要がある。具体的には、データセキュリティに資する研究開発、データ・フォーマットの共通化・汎用化、データクレンジングの推進、データ流通の際のプライバシーやセキュリティの確保、Society 5.0におけるサイバーセキュリティ・フレームワークの推進、産業競争力強化の観点から機微技術から一般技術情報までデータの種類や構造に応じた戦略的管理、データポータビリティやＡＰＩ開放などの方針作成、など課題は省庁横断的に多岐にわたる。

このため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル市場競争本部」（仮称））を早期に創設する。同組織には、データポータビリティやＡＰＩ開放を始めとする上述のデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル･プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰･評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独占禁止法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。

デジタル市場競争本部（仮称）は、ＩＴ総合戦略本部・サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。

（ⅱ）デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整備

（企業結合）

デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。このため、データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。

（取引慣行等の透明性・公正性）

デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（ギグ・エコノミー）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。他方、デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルー

ルの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。

このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制及びガイドラインの整備を図る。このため、2020年の通常国会に法案（「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法」（仮称））の提出を図る。

一方で、ルール整備が第４次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain（従うか、または、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討する。

具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング（商品検索結果の表示順）の明示、デジタル・プラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等）を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

（ⅲ）５Ｇ整備やＧ空間社会実現に向けて

Society 5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で５Ｇサービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による５Ｇ基地局や光ファイバーなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの５Ｇ整備計画を加速する。

また、地理空間情報高度活用社会（Ｇ空間社会）の実現に向け、地理空間情報を使った高度な技術の社会実装を進める。

② フィンテック／金融分野

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。

（決済分野）

現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、（ⅰ）プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い[9]や、（ⅱ）銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金[10]を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性

[9] プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

[10] 銀行送金以外の幅広い金額の送金：100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動

の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する。その際、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020 年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（横断的な法制）

「決済」、「資金供与」、「資産運用」、「リスク移転」といった各機能に対応するサービスについて横断的に提供することを可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。これにより、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とし、利用者が自らニーズにあった金融サービスの選択をより容易とするとともに、金融サービスの質をめぐる競争の促進を図る。これについては、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

③ モビリティ

（ｉ）自家用有償旅客運送

（交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設）

市町村が交通事業者（タクシー事業者等）に運行管理を委託するなどの連携を図ることは、地域の暮らしの足の確保のために意義がある。

地方公共団体にとっても、交通事業者のノウハウの活用により負担の軽減となり、利用客にとっても安全・安心な交通サービスが受けられるため、双方にとってメリットがある。

このため、交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、2020 年の通常国会に提出を図る。

（観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化）

インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことが出来ない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけでなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。

業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での 100 万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

（交通空白地の明確化）

現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。

（広域的な取組の促進）

地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成）に自家用有償旅客運送の導入を位置づけた場合は、手続きを簡素化する。

（ⅱ）タクシーの相乗り導入

過疎化が進む地域において、大型バスの運行に対して補助金を支払うことは非効率であり、交通需要にフィットした移動サービスの最適化が必要である。

また、IT化が進展した時代において、アプリをつかった乗客のマッチングやリアルタイムの配車依頼に応じた最適なルート選定、キャッシュレスといったサービスの導入を進め、ビジネスモデルのデジタルトランスフォーメーションを図るべきである。

タクシーの相乗りの導入は、利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を本年度中に図る[11]。

（ⅲ）ドローンの有人地帯での目視外飛行

飛行禁止区域を除き、飛行ルートの安全性確保を前提として、有人地帯での目視外飛行の目標時期を 2022 年度目途とし、それに向けて、本年度中に制度設計の基本方針を決定するなど、具体的な工程を示す。

④ コーポレート・ガバナンス

上場子会社のガバナンスについてのルール整備を図り、親会社は事業ポートフォリオの再編のための上場子会社の意義について説明責任を果たすとともに、上場子会社側については、適切なガバナンスの在り方を特段に明確にし、実務への浸透を図る。

（ⅰ）実務指針

上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・

[11] アプリによりマッチング、乗車距離（オンデマンドなルート選定）に応じた割り勘料金（事前確定）とキャッシュレスにより、利用しやすい環境を整備する。

システムに関する実務指針」を新たに策定する。

（ⅱ）東京証券取引所の対応等

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講じる。

⑤ スマート公共サービス

（ⅰ）マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0 社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者 ID を格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

併せて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金等各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げる等、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021 年３月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022 年度中に概ね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者毎に被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022 年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村毎のマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あ

わせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る[12]。

（ⅱ）個人・法人による手続の自動化

予防接種や児童手当等、妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023 年度からの全国展開を目指す。併せて、年末調整手続に関して、来年度から、マイナポータルを活用したデータ連携により、必要書類の一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化を開始する。

（２）全世代型社会保障への改革

① 70歳までの就業機会確保

（多様な選択肢）

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要がある。

このため、65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上整え、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

法制度上整える選択肢のイメージは、

(a) 定年廃止
(b) 70歳までの定年延長
(c) 継続雇用制度導入（現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む）
(d) 他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現
(e) 個人とのフリーランス契約への資金提供
(f) 個人の起業支援
(g) 個人の社会貢献活動参加への資金提供

が想定しうる。

企業は（a）から（g）の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢の具体的な検討に当たっては、各選択肢における企業が負う責務の程度など、

[12] 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年６月４日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づく。

企業の関与の具体的な在り方について、今後慎重に検討する。

（第一段階の法制整備）

70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。

第一段階の法制については、法制度上、上記の（a）～（g）といった選択肢を明示した上で、70歳までの就業機会確保の努力規定とする。また、必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

（第二段階の法制整備）

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

（提出時期及び留意点）

混乱が生じないよう、65 歳（現在 63 歳。2025 年に施行完了予定）までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。

手続き的には、労働政策審議会における審議を経て、2020年の通常国会において、第一段階の法案提出を図る。

（年金制度との関係）

70 歳までの就業機会の確保に伴い、現在 65 歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない。他方、現在 60 歳から 70 歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70 歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

② 中途採用・経験者採用の促進

人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率

の情報公開を求めるといった対応を図る。

③ 疾病・介護の予防

人生100年時代の安心の基盤は「健康」である。医療・介護については、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくことが必要である。

予防・健康づくりには、①個人の健康を改善することで、個人のQOLを向上し、将来不安を解消する、②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす、③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する、といった多面的な意義が存在している。これらに加え、生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要への効果が得られることも期待される。こうしたことにより、社会保障制度の持続可能性にもつながり得るという側面もある。

（ⅰ）疾病予防の促進について

疾病予防は、地域や職域の保険者の役割が重要であり、保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（保険者努力支援制度[13]（国民健康保険））

先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置づけを高めるため、保険者努力支援制度（国民健康保険）の抜本的な強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、（a）生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、（b）予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。

（後期高齢者支援金の加減算制度[14]（企業健保組合））

後期高齢者支援金の加減算の幅を2017年度の0.23%から2020年度に両側に最大10%まで引き上げることで、保険者（企業健保組合）の予防・健康インセンティブを強化する。

（ⅱ）介護予防の促進について

介護予防も、保険者（市町村）や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

---

[13] 保険者（都道府県と市町村）の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する仕組み。

[14] 企業健保組合など現役世代の医療保険が後期高齢者医療制度に対して負担・拠出する後期高齢者支援金について、当該企業健保組合の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、加算（ペナルティ）又は減算（インセンティブ）を行う仕組み。

（介護インセンティブ交付金[15]（保険者機能強化推進交付金））

先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、(a) 介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、(b) 高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。

（iii）エビデンスに基づく政策の促進

上記（ⅰ）や（ⅱ）の改革を進めるため、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。

（3）人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応

① 地域のインフラ維持と競争政策

（ⅰ）乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関の間で、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、運賃プールなどにより収入の調整を行い、低需要地区の路線を維持することが出来れば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある[16]。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

---

[15] 保険者や都道府県の介護予防等への取組状況について評価を加え、保険者や都道府県に交付金を交付する仕組み。

[16] 具体的には、(a) 中心市街地を運行するバス事業者等の路線、運行間隔、運賃等について共同経営等を認めることにより、その収入をプールすることで低需要の山間部等の路線を維持すること、(b) このため、低需要地区の路線のサービス維持を共同経営等認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、(c) 関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定する。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとする。

（ⅱ）地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする[17]。

（ⅲ）特例法の対象範囲の限定

特例法の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記２分野に限定する。本施策については、10年間の時限措置とする。

また、2020 年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

---

[17] (a) 経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。

(b) 申請案件が以下のⅰ）～ⅳ）について主に金融庁、ⅴ）について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。

ⅰ）人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。

ⅱ）申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等をまかなえないこと。

ⅲ）経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。

ⅳ）上記ⅲ）の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。

ⅴ）経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

(c) 金融庁は、ⅰ）～ⅳ）の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、ⅴ）の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。

(d) 認可後に、上記ⅰ）～ⅴ）の要件に適合するものでなくなったと認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

② 地方への人材供給

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生100年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後さらに活発化していく。これら２つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の１つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、（ⅰ）受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、（ⅱ）大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、（ⅲ）大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

２．人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

一人一人の人材の質を高めるとともに、人生 100 年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、Society 5.0 時代のニーズに合わせて、従来の型にはまった教育システムを複線型に転換するなど、多様性を追求できる仕組みに改革する。あわせて、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。

（１）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

① 幼児教育・保育の無償化等

2019 年 10 月から、３歳から５歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する[18]。０歳から

[18] 認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、５年間の猶予期間を設けることとした。なお、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、市町村が、保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを設けている。

２歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率 80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を検証し見直すなど、円滑な実施を図る。

② 初等中等教育改革等

教育システムを複線型に転換し、多様性を追求できる仕組みづくりを進める。初等中等教育においては、児童・生徒に個別最適化された教育を効果的・効率的に実現するため、希望する全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、ＳＩＮＥＴ[19]の活用モデルの提示をはじめとした教育の情報化を推進する。学校ＩＣＴ環境の整備状況に地方自治体間でばらつきが見られる中、個人情報の取扱いに適切に配慮した上で、教育データのデジタル化・標準化を進める。また、高等学校教育においては、特色ある教育を推進するための多様化・類型化[20]などの普通科改革、高大連携、地域人材やグローバル人材の育成などの多様な高等学校教育の構築を進める。さらに、中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。

改革を加速するため、「第３期教育振興基本計画」[21]や教育再生実行会議の提言[22]に基づき、教育課程、教員養成・免許・採用・研修制度等について総合的な検討を行い、2020 年度中に結論を得る。

学校における働き方改革を実現するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの施策を推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や、チーム学校の実現、教員の勤務時間の１年単位の変形労働時間制の導入に向けた取組を推進する[23]。

新学習指導要領が目指す教育の着実な実現、安全・安心な学校施設の効率的な整備、在外教育施設における教育機能の強化を図る。学校・家庭・地域の連携・協働を進めるとともに、学校安全[24]、ＳＮＳ等を活用したいじめ・自殺等への相談体制整備、不登校

---

[19] 国立情報学研究所が運用する、日本全国の国公私立大学や公的研究機関等を結ぶ、世界最高速級の通信インフラ。

[20] 専門学科は、農業学科・工業学科・商業学科等に類型化され、それぞれの教育目標等に照らした特色ある教育を行っていることを踏まえ、高等学校の生徒数の約７割を占める普通科においても、制度改正も含めた類型化を図るなど、特色ある教育づくりを推進する。

[21] 「第３期教育振興基本計画」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）。

[22] 「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第十一次提言）」（令和元年５月 17 日教育再生実行会議）。

[23] 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年１月 25 日中央教育審議会）に基づく。

[24] 学校と関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むセーフティープロモーションの考え方を参考に推進。

児童生徒や外国人児童生徒等の教育機会確保、夜間中学の設置促進、一人一社制[25]の在り方の検討、障害者の生涯を通じた学習活動を推進する。

③ 私立高等学校の授業料の実質無償化

2020 年４月から、安定的な財源を確保しつつ[26]、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

④ 高等教育無償化

2020 年４月からの高等教育無償化を円滑に実施する[27]ため、新制度の周知や予約採用[28]を着実に実施し、支援対象学生の自立活躍に向けた状況を中心に、新制度の成果や実施状況の把握・検討を行う。独立行政法人日本学生支援機構について、そのために必要な業務の見直し[29]など機能強化を図る。こうした新制度の実施と併せて、大学改革や教育研究の質の向上、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について注視する。

⑤ 大学改革等

大学教育において、産学連携を推進しつつ、課題発見・解決力、未来社会の構想・設計力、論理的思考力と規範的判断力など、Society 5.0 時代に求められる能力の育成に向けた取組を強化する。このため、実務家教員の活用による社会の現実のニーズに対応した教育プログラムの実現、教学面に係る指針の作成・活用による各大学の取組の促進など、大学教育の質の向上を図る。

科学技術・イノベーション人材を育成するため、「ＡＩ戦略 2019」[30]に基づき、数理・データサイエンス・ＡＩ教育の抜本的充実などＳＴＥＡＭ[31]教育の充実等を図る。若手研究者の支援への重点化をはじめとした人材育成支援を行う。

大学・大学院において、文理を横断したリベラルアーツ教育や社会のニーズに応える博士などの高度人材の育成を推進する。専門職大学、高等専門学校、専門学校等における企業等と連携した実践的な職業教育を進める。学部・研究科などの組織の枠を超えた学位プログラムの制度化により、広さと深さを両立した新たな教育プログラムを推進する。大学等の国際化を進める。

国立大学における一法人の下で複数の大学を運営できる制度の活用推進、私立大学に

---

[25] １人の生徒が応募できる企業を１社として、当該企業の内定が得られなかった場合のみに他の企業に応募できるという高校卒業者の就職に関する慣行。

[26] 「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月８日閣議決定）に基づく。

[27] 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の学生を対象とした、授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充。

[28] 入学前の段階で、奨学金の対象になるかを、奨学金給付希望者からの申請を受けて、独立行政法人日本学生支援機構が通知する取組。

[29] 将来にわたる財務の健全性の観点からの、延滞債権の縮減や未収財源への対応、保証制度の在り方等についての検討を含む。

[30] 「ＡＩ戦略 2019」（令和元年６月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）

[31] Science, Technology, Engineering, Art and Mathematics。

おける学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進、国公私立の枠を超えた大学等の連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」の創設など、大学の連携・統合等を進める。

⑥ リカレント教育

社会人・女性・高齢者等の多様なニーズに対応して大学や専修学校等のリカレント教育を拡大する。このため、大学・大学院等において、産業界との連携・接続を強化し、人文社会科学系も含めた幅広い分野の教育プログラムを構築し、社会人が学び直す機会を拡充するとともに、2019 年 10 月から拡充される教育訓練給付の活用を進める。特定の職業分野への就職など幅広い社会人や地域のニーズを踏まえた産学官連携による実践的な出口一体型のリカレント教育[32]を推進し、地方の労働力不足解消や都市から地方への新しい人の流れにつなげる。ＩＣＴ人材など社会が求める人材の育成を推進するため、ｅ-ラーニング等を活用したリカレント教育を進める。その際、関係府省庁の連携を強化するとともに、民間企業等の知見・ノウハウを最大限活用する。

リカレント教育の中核を担う実務家教員を育成する。プログラムのコーディネートから受講の成果を就業につなげるまでのキャリア支援を総合的に行うことができる専門人材の育成を進める。

社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度[33]の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

社会全体で子育てを支えるため、通勤時間の短縮やテレワークの推進、地域や家庭における子育ての担い手の多様化等の取組による、総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化する。これにより「希望出生率 1.8」の実現を目指す。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の更なる受け皿整備等を進める。なお、共働き世帯の増加や児童期の多様な学びの必要性の高まりを踏まえ、2019 年中に、放課後児童クラブに期待される様々な役割を把握するための実態調査を行う。

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、新たな子供の貧困対策に関する大綱を作成し、ひとり親家庭の支援や子供の学習支援、スクールカウンセラー等による教育相談の充実、地域ネットワークの形成等を通じ、子供の貧困の解消に向けて社会全体で取り組

[32] 学習者の就職・転職・キャリアアップ等を目的として行われる実践的なリカレント教育。
[33] 複数の高等教育機関で随意修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。

む。

児童福祉司等の確実な増員・専門性の強化や処遇改善、医師・弁護士の配置支援の拡充など児童相談所の体制強化や市町村の子ども家庭支援体制の強化、スクールソーシャルワーカー等による学校・教育委員会の体制強化、一時保護の受け皿確保並びに一時保護所の環境整備及び職員体制の強化、中核市等への児童相談所設置促進、ＡＩを活用したツールの開発、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など社会的養育の充実・強化など、児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策[34]を迅速かつ強力に推進する。

不妊治療への支援、予期せぬ妊娠等により不安を抱えた若年妊婦等への支援、産後ケアの充実などの支援強化に取り組むとともに、妊産婦の診療に積極的な医療機関を増やし、妊産婦の負担に配慮しつつ、診療の質の向上を図る。また、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育基本法[35]に基づく取組を進める。

⑧ 女性活躍の推進

「女性活躍加速のための重点方針 2019」[36]を着実に実施しながら、女性活躍情報の「見える化」の深化や地域の多様な主体による女性活躍等の取組支援、女性リーダーの育成、女性に対するあらゆる暴力根絶、女性活躍を支える制度や基盤の整備等を進める。

様々なハラスメントの防止など女性の就業・登用のための更なる環境整備を推進及び仕事と時間的制約との両立を支援するため時間休制度の拡大などの休暇制度改革を検討するとともに、民間シェルターなどの先進的取組の促進やワンストップ支援センターの運営支援及び質の向上、婦人保護事業の見直しの検討など、生きづらさを抱える女性に対する支援等を政府一体となって進めること等により、女性の活躍を推進する。

⑨ 介護人材等の処遇改善

介護離職ゼロに向けた介護人材確保のため、2019 年 10 月から介護職員の更なる処遇改善を行う。また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（２）働き方改革の推進

育児や介護など一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革を推進する。

働き方改革関連法[37]については、36 協定でも超えてはならない罰則付きの時間外労働の上限規制等による長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入など雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、円滑な施行

---

[34] 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づく。

[35] 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）。

[36] 「女性活躍加速のための重点方針 2019」（令和元年〇月〇日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）。

[37] 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）。

を進める。

このため、ワンストップの相談窓口である「働き方改革推進支援センター」[38]において、引き続き、中小企業支援機関とも連携しつつ、企業への相談支援を行うとともに、中小企業・小規模事業者の労働法制に対する理解を深めるため、今般の労働制度改革の内容をはじめ、労働法制の周知徹底を図る 。

一方で、引き続き、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務 [39]については、その業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境整備を着実に進める。

働き方改革の実現及び定着に向けて、中小企業支援機関の相談体制の強化や、生産性向上に資する一層の設備投資・ＩＴ導入など生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に取り組む。大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、適正なコストを負担しない短納期発注の抑制などの取引上の配慮について産業界に対して、改善に向けた要請や指導を行うとともに、取引関係の実態把握に努めるほか、取引条件の改善に向け、下請取引対策の強化に積極的に取り組む。

地域の実情に即した働き方改革を進めるため、「地方版政労使会議」等を活用し、地方自治体、労使その他の関係者間の連携体制を整備する。

（３）所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

（基本認識）

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30 代半ばから 40 代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

今回、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとした。就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、社会との距離感、実社会での経験不足、年齢の上昇等）を踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて３年間で集中的に取り組む。

---

[38] 全国 47 都道府県に設置。働き方改革推進支援センターでは、営利企業以外の社会福祉法人等の相談にも対応する。

[39] ①自動車運送事業については、生産性の向上や働きやすい労働環境の実現を目指した「ホワイト物流」推進運動の展開など、働き方改革の実現に向けた政府行動計画を着実に実施する。②建設業については、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第〇号）に基づき、工期の適正化による長時間労働の是正や社会保険加入の要件化などの処遇改善を図る。③医師については、医師の働き方改革に関する検討会の報告書（平成 31 年３月 28 日）を踏まえつつ、医療機関に対する勤務環境改善支援などの総合的な対策を実施する。④鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、人材確保、省力化等に対する支援を実施する。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも 50 万人[40]）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100 万人程度と見込む。この３年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30 万人増やすことを目指す。

また、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

（施策の方向性）

（ｉ）相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

〇きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

ＳＮＳ、政府広報、民間ノウハウ等も活用し、本プログラムによる新たな支援策の周知徹底を図り、できるだけ多くの支援対象者が相談窓口を利用する流れをつくる。

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

〇受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

〇採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進する。

各種助成金の見直し等により企業のインセンティブを強化する。

採用企業や活躍する個人の好事例を横展開する。

〇民間ノウハウの活用

最近では、転職、再就職を求める人材の民間事業者への登録、民間事業者による就

[40] 中心層の 35～44 歳で、現職の雇用形態（非正規雇用）についた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者（総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（平成 30 年（2018 年）平均）。このほか、潜在的な正規雇用希望者も想定され、本プログラムの支援対象者に含まれる。

職相談や仕事の斡旋の事例が増加している。就職相談、教育訓練・職場実習、採用の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果に連動する業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、本プログラムの取組を加速させる。

（ⅱ）個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

〇アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

〇支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やＮＰＯの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

以上の施策に併せて、地方経済圏での人材ニーズと新たな活躍の場を求める人材プールのマッチングなどの仕組みづくりやテレワーク、副業・兼業の拡大、柔軟で多様な働き方の推進により、地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用を進める。

就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用するとともに、本プログラムに基づく取組について、様々なルートを通じ、一人一人につながる戦略的な広報を展開する。

短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていく。

② 最低賃金の引上げ

経済成長率の引上げや生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この３年、年率３%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較

で低い水準に留まる理由の分析[41]をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する。

３．地方創生の推進

全都道府県で有効求人倍率が１倍を超え、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の端緒が見られる中、都市部だけではなく日本全国で Society 5.0 の実現を促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現していく。このため、東京一極集中を是正し、地方への新たな人の流れを創出するとともに、地域外から人・カネ・サービスを自律的に引き寄せるための取組を官民一体となって加速する。また、「スマートシティ」を Society 5.0 時代のまちづくりの基本コンセプトとする新たなまちづくりを推進し、地域住民の生活の質を向上させる。

（１）東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

地方に新しいひとの流れをつくり、地方を活性化するためには、ＡＩ・ＩｏＴなどの Society 5.0 の実現に向けた技術等も活用して地域の課題解決に主体的に取り組むという地方自治体の前向き、具体的な行動と民間ノウハウの活用が鍵であり、こうした進取の気性に満ちた先駆的な地方自治体を情報・人材・財政の面から支援する。

過度な東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れをつくるため、地域における若者等の修学・就業の促進に向け、民間人材事業者との連携による取組を含むＵＩＪターンによる起業・就業者創出や「キラリと光る地方大学づくり」の推進、地域おこし協力隊の拡充に取り組む。地方への企業の本社機能移転等の加速化に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する。「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築し、地方大学改革を推進する。地域に求められる人材育成機関としての高等学校・高等専門学校・大学の機能を強化する。

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を増加させていくための取組を進める。二地域居住・就業を推進する。農泊や子供の農山漁村体験を体系的に促進する。地域金融機関の関与の促進など、プロフェッショナル人材事業が担っている人材マッチング機能の抜本的な拡充等をはじめ、民間企業で働く人材の地方企業・地域への人材還流等を推進する。

新技術をフル活用する「スマートシティ」を Society 5.0 時代のまちづくりの基本コンセプトと位置付け、インフラデータ等の活用による物流の高度化、次世代モビリティの導入等を推進し、得られた知見等を海外展開する。

ユニバーサル社会の実現を推進し、高齢者や子育て世帯が安心して暮らせるよう、地域の生活機能を集約したコンパクトなまちづくりを健康づくりと合わせて進める。中枢

[41] 業種業態別、地域別の実態分析を含む。

中核都市等に民間投資を呼び込むため、都市再生を力強く進める[42]とともに、産学金官の連携による地域密着型企業の立ち上げの促進など、地域における産業振興への取組を支援する。公共施設等の整備・運営などのあらゆる公共サービスにＰＰＰ/ＰＦＩを積極的に活用し、地域の企業等の参入を促す。

企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、更に寄附しやすくなるよう検討する。

（２）地域産業の活性化

① 観光の活性化

訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4000 万人、2030 年に 6000 万人とする目標等[43]を達成し、観光立国を実現するため、各省庁、民間、各地域が一体となって施策を実行する[44]。

まずは、外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境を整備するため、多言語対応、Wi-Fi、キャッシュレス対応等に早急に取り組む。ＭａａＳ[45]の推進、宿泊施設の生産性向上や外国人人材の活用、宿泊施設等のバリアフリー化の促進とともに、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保[46]を確実に実現する。

こうした整備と並行して、地域の新しい観光コンテンツの開発に取り組む。「日本博」[47]を全国で開催し国宝・重要文化財の展示・活用等を実施する。ＶＲ[48]の活用や Living History の取組[49]等を推進する。国立公園の滞在環境の向上、自然体験コンテンツの充実、公的施設の更なる活用[50]等を図る。農泊らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を行う。城泊・寺泊、グランピングなどの体験型宿泊コンテンツの開発やスノーリゾートの活性化、旅館・ホテルの再生とともに、健全な民泊サービスの普及・拡大を図る。クルーズ旅客等の満足度向上とともに、自転車利用環境の創出、観光列車・サイクルトレインの導入、ダムなどのインフラや医療をいかした観光等を推進する。

外国人観光客の誘致に関して、日本政府観光局と地域（地方自治体・観光地域づくり法人[51]）の適切な役割分担と連携強化に向けて、地域の役割は着地整備が主であることを明確化し、その周知を図るとともに、日本政府観光局が各地域の情報・魅力を海外に

---

[42] 都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」の活用やスーパー・メガリージョン関連プロジェクトの組成・推進等。

[43] 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光立国推進基本計画」（平成 29 年３月 28 日閣議決定）による。このほか、訪日外国人旅行消費額を 2020 年に８兆円とする目標等も位置付けられている。

[44] 観光先進国を実現し、インバウンド需要を喚起するため、訪日リピーター数の増加や長期滞在化を図る

[45] Mobility as a Service の略称：鉄道・バス等を一体的に検索・予約・決済できるシステム。

[46] 「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成 30 年９月 28 日観光戦略実行推進会議決定）に基づく。

[47] 2020 年を中心に日本全国で日本の美を発信する大型プロジェクト。

[48] Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）の略称：コンピューターを用いた仮想現実。

[49] 文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発する取組。

[50] 皇居東御苑の開園時間の延長、新宿御苑の民間カフェの導入、三の丸尚蔵館の展示スペースの抜本拡大等。

[51] DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称。

一元的に発信することとし、そのための体制強化を図る。デジタルマーケティング技術[52]を活用した各地域へのコンサルティングを強化するとともに、グローバルキャンペーンを欧米豪だけでなく東アジア等にも強化し、中東・中南米などの新市場の開拓を推進する。

ビザの戦略的緩和や免税店の拡大を図る。顔認証システムの導入やＣＩＱ[53]の計画的な体制整備等による出入国の迅速化、空港の機能強化[54]、地方空港への直行便就航等を推進し、相互交流の拡大を図る。

持続可能な観光地づくりに向けた観光地の混雑対策等に取り組むとともに、広域周遊観光の推進、ナイトタイムの活性化等により、国内観光の一層の促進も図る。

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するＩＲ[55]の整備を推進するため、特定複合観光施設区域整備法[56]に基づき、基本方針の策定等に着実に取り組む。カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講ずるため、カジノ管理委員会を設立し、世界最高水準のカジノ規制を実施する。ギャンブル等依存症対策を徹底的かつ包括的に実施する[57]。

② 農林水産業の活性化

農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承し、食料安全保障の確立を図る。

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と自らの努力では解決できない構造的な問題を解決していく[58]。「農業新技術の現場実装推進プログラム」に基づき、制度的課題への対応も含めた技術実装の推進によるスマート農業の実現等により競争力強化を更に加速させる。農地中間管理機構中心の集積体制を確立しつつ、人・農地プランの実質化等により、農地の集積・集約化を推進する。土地改良事業により農地の大区画化や汎用化・畑地化を進める。中山間地域の収益力を強化する。農協改革を着実に実施するとともに、農業経営体が自らの判断で作物を選択できるよう米政策改革の定着も進める。土づくりに役立つ肥料生産等が進むよう、肥料に関する法制度の見直しを早期に行う。国際水準の有機農業を推進する。

林業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムによる経営管理の集積・集約化、国有林の樹木採取権制度による地域の林業経営の育成、路網整備や高性能林業機械の導入等を推進する。セルロースナノファイバーの研究開発、高精度な資源情報を活用した森林管理、自動化機械の開発、ＩＣＴによる木材の生産管理などスマート林業等の林業

---

[52] ウェブサイトの閲覧履歴等を分析して各国や分野別の関心や傾向を把握する技術。
[53] 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称。
[54] 羽田空港約４万回・成田空港約４万回の首都圏空港の発着容量拡大、那覇空港第二滑走路新設など。
[55] Integrated Resort の略称：特定複合観光施設。
[56] 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）。
[57] 「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（平成31年４月19日閣議決定）に基づく。
[58] 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年11月27日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年３月31日閣議決定）、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づく。

イノベーションを推進する。ＣＬＴ[59]を含めた木材の中高層建築物や非住宅等への利用拡大、生産流通構造改革を進め、効率的なサプライチェーンを構築する[60]。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革[61]を着実に実施する。新たな資源管理システムの実施に向け、資源調査を拡充し、資源管理目標の導入に伴う減船・休漁等の円滑な実施を推進する。資源評価機関の独立性を確保し、最新の科学的知見に基づいた資源管理政策を推進する。養殖等について新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。漁業収入安定対策の機能強化を図る法制化、高性能漁船の導入等による収益性向上、養殖業振興のための総合戦略に基づく取組、漁村の活性化、国境監視機能等の発揮、人材確保・育成の強化等を推進する。「水産業データ連携基盤(仮称)」の構築・稼働、水産バリューチェーンの生産性改善などのスマート水産業を推進する。漁獲証明に係る法制度の整備を行う。漁業取締体制を増強する。

農林水産業の輸出力強化に向け、輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組むための「輸出促進本部（仮称）」を農林水産省に創設する。本部では、輸出先国との協議等を戦略的に進めるための基本的な方針を定めるとともに、工程表[62]の進行管理を行う。また、輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続を進める。事業者等が輸出の支援等を希望する場合の相談窓口を本部に一元化し、関係府省庁が支援や審査等を一体的に行う。国、地方自治体、民間事業者が連携するとともに、民間登録検査機関の仕組みを導入し、証明書発行の迅速化等に対応する体制を整備する。これらの内容を実現するための体制を整備し、新たな法制度について検討し早期に国会に提出する。これらの取組のほか、生産者等への必要な情報の提供、グローバル産地の形成、最適な包材等の規格化・普及、マッチングできる環境の整備、ＪＦＯＯＤＯによる戦略的マーケティング、インバウンドの取組と連携したプロモーション、知的財産の戦略的活用等に取り組む[63]。特に、米の輸出については、中国向けに追加された精米工場及びくん蒸施設も最大限活用し、効果的な輸出拡大を支援する。ＪＡＳ、ＨＡＣＣＰ、ＧＡＰなど規格・認証の活用や国際規格化を推進する。効果的・効率的な輸出拠点整備を進める[64]。

優良品種の海外流出防止や植物新品種の育成促進のため、品種登録制度の充実に向け検討する。和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護を進めるため、法制上の措置も含め方策を検討する。

農山漁村における高齢者等のスキルを活用する取組等を支援する。農福連携を推進し、

---

[59] Cross Laminated Timber の略称：直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。
[60] 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年11月27日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）に基づく。
[61] 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年11月27日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）に基づく。
[62] 令和元年６月４日「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」取りまとめ。
[63] 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年５月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づく。
[64] 「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づく。

障害者等の就農・就労を促進する。有害鳥獣の対策を強化するとともに、安全・安心なジビエの利活用を進める。棚田の保全と棚田地域の振興を図るため総合的な支援策を講ずる。

③ 海外活力の取込みを通じた地域活性化

欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要をより一層地方へ取り込むため、地元産品の輸出を通じた海外販路開拓と、訪日外国人の拡大・地方への誘客によるインバウンド需要獲得の好循環を創出し、「海外から稼ぐ」地域の取組について、地域への対日直接投資の促進も踏まえ、関係府省庁が連携して推進していく。このため、訪日観光・農林水産品輸出・対日直接投資の３分野の一体的な推進[65]に前向きかつ具体的に取り組む地方自治体等への支援を強化するとともに、優良な取組事例の横展開を図る。

具体的には、地方創生担当部局を中心とする関係省庁支援チームによる地方自治体等からの相談窓口を設置し、地方創生推進交付金、地域未来投資促進法[66]に基づく税制措置・補助金、ＪＥＴＲＯや日本政府観光局による情報提供、リスクマネーの提供などの関連施策を総動員して伴走支援を行う。また、地方自治体等による地方創生の取組における外国人材の知見・ノウハウの活用について検討する。

地域への対日直接投資を、先導的な地方自治体への人的体制の強化、観光・農林水産品輸出等との連携強化といった重点支援や、誘致成功事例の周知等を通じて集中的に促進し、2020 年までに対日直接投資残高 35 兆円の達成を目指す[67]。

（３）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

即戦力となる中核人材の確保を地域金融機関・商工会議所をはじめとする経営支援機関等を通じて支援する。若者・女性・高齢者などの潜在的労働力の活用を促進する。既存人材の育成にも取り組む。

Society 5.0 を実現し、サプライチェーン全体の最適化を含めて生産性向上を図るため、「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」[68]等の活用によるＩＴツール導入支援、中小企業の実態に合ったＡＩツール開発とＡＩ人材育成の一体的推進、中堅・中小企業に対するＩｏＴ・ロボットの導入・利用促進支援等を行う。また、地域未来牽引企業等による地域経済を牽引（けんいん）する事業に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援を重点投入する。

事業承継については、事業承継税制の活用促進を図りつつ、10 年程度の集中実施期間で予算、税制などの総合的な支援を強力に進める。特に、第三者承継や経営資源引継ぎ型の創業を後押しするため、Ｍ＆Ａを通じた事業再編やマッチングへの支援を促進する。

---

[65] 例えば、訪日中の多様な旅行体験と「食」を組み合わせ、新たな価値を創出して輸出に繋げる取組や、外国資本を活用し訪日客ニーズや視点を元にしたモノ・サービスの創出をインバウンドに繋げる取組等。

[66] 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）。

[67] 「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（平成 31 年４月 16 日対日直接投資推進会議決定）に基づく。

[68] 中小サービス等事業者のＩＴ化等を通じた生産性向上を３年間の政策集中期間において100 万社規模で推進するための関連政策及び民間活動の連携推進体制。

第二創業・ベンチャー型事業承継への支援を拡充・重点化する。経営者保証の取扱いについて「経営者保証に関するガイドライン」の特則策定、後継者の保証を不要とする信用保証制度の創設と保証料負担の最大ゼロまでの軽減を行う。地方創生のための銀行の出資規制見直しを通じ、円滑な事業承継や地域活性化事業の効果的な支援に資する地域金融機関の強化を進める。

経営発達支援計画[69]について、市町村が新たに共同作成するスキームに見直し、地域課題への支援内容の充実化を図る。中小企業の防災・減災対策のため、金融・税制による支援に加え、事業継続力強化計画の策定支援や人材育成を行う。「中小企業支援プラットフォーム」[70]を構築し、施策の利便性向上とデータに基づく中小企業行政の実現を目指す。

（4）地方分権改革の推進等

地方自治体の創意工夫を喚起するためにも、地方分権改革を着実かつ強力に進める。地方からの提案をいかに実現するかという姿勢で提案募集を行う。改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化に努める。道州制について、基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

一定の人口を有する圏域を形成し、医療・交通・教育・産業などの分野における近隣市町村の連携を促進する。地方自治体等によるモデル的取組の創出・横展開を通じ、共助による地域課題の解決やイノベーションを促す仕組みとして、消費者等の安全を守りつつ、シェアリングエコノミーの活用を進める。

（5）対流促進型国土の形成

地域の個性と連携を重視する対流促進型国土の形成により、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を図る[71]。海事クラスター[72]の活性化や産業を支える港湾等により、地域経済を押し上げる。広域的な高速交通ネットワーク[73]の早期整備・活用を通じ、人流や物流の拡大を図る。

人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携[74]を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地

---

[69] 経営発達支援計画は、商工会・商工会議所が作成し、国の認定を受けることとされている。

[70] 中小企業施策の情報提供から申請手続までをワンストップで提供するとともに、中小企業・小規模事業者に関連するデータを蓄積するプラットフォーム。

[71] 「第二次国土形成計画（全国計画）」（平成27年8月14日閣議決定）及び「広域地方計画」（平成28年3月29日国土交通大臣決定）に基づく。

[72] 海運業・造船業を中心とした、船員、舶用工業、船舶貸渡業、港湾関連業などの海事産業、金融保険、教育機関・研究機関などの海事産業の関連産業・関連機関の地理的な集積。

[73] 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。リニア中央新幹線については、財政投融資の活用により、全線開業の最大８年間前倒しを図ることとなった。建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るため、民間プロジェクトの組成など事業スキームを検討し、新幹線ネットワークの充実を図る。

[74] 世界遺産登録を見据えたものを含む。

域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。「スマートアイランド」の推進により離島地域の課題解決を図る。

北海道の開発については、食と観光を担う生産空間の維持・発展や北方領土隣接地域の振興等を図る[75]。アイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進を図るため、また、国際観光・親善にも寄与するため、2020年４月に国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等からなる民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）を開業し、年間100万人の来場者を目指す。アイヌ施策推進法[76]に基づくアイヌ政策推進本部を立ち上げ、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域・産業・観光振興等を含むアイヌ施策を政府一体となって総合的かつ効果的に推進する。

（６）沖縄の振興

沖縄は、成長が続くアジアに近く出生率も高いなどの優位性と潜在力を有しており、日本経済再生の牽引役となるよう国家戦略として総合的･積極的な沖縄振興策を進める。

国家戦略特区の活用による観光客の利便性向上や、クルーズ船の受入環境を改善する港湾整備、那覇空港の第二滑走路供用開始を踏まえた発着回数拡大、沖縄都市モノレールの３両編成化など、観光産業の戦略展開や国際物流拠点の形成を進める。深刻な子供の貧困への対策、子育て環境の充実、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充による科学技術・イノベーションの国際的拠点の形成、ＩＴ・ものづくりの中核人材の育成、米国の協力を得た英語教育の充実などにより、沖縄の成長力を強化する。農業では生産基盤整備等により、生産性を向上させ競争力を確保する。琉球泡盛輸出量倍増[77]に取り組むなど、沖縄県産酒類の振興を促進する。

定住条件の改善等による北部・離島地域の振興を進めるとともに、現行沖縄振興特別措置法[78]に基づく一括交付金など沖縄振興策全般について成果等の検証を多角的に行う。

米軍基地の迅速な跡地利用を進める。西普天間住宅地区跡地では、関係府省庁の連携の下､琉球大学の医学部と附属病院の移設を核とする沖縄健康医療拠点の整備を進める。

４．グローバル経済社会との連携

貿易摩擦の激化など、保護主義に代表される内向きで自国中心主義的な動きが台頭している中、世界経済の持続的で包摂的な成長に向け、G20の議長国として我が国が世界をリードしていくとともに、「21世紀型ルール」の国際標準化等に向けた議論を主導するなど、課題先進国として世界に課題解決のモデルを提供し、世界をリードしていく。

---

[75] 「北海道総合開発計画」（平成28年３月29日閣議決定）に基づく。

[76] アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）。

[77] 「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」及び「琉球泡盛テロワールプロジェクト」などに取り組み、2017年の29キロリットルであった輸出量を2020年に70キロリットルまで増加させることを目指す。

[78] 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）。2022年３月末が現行法の期限となっている。

（1）G20 における持続的成長へのコミットメント

G20 の議長国として、世界経済の成長と市場の安定のため、国際協調の強化に更なるリーダーシップを発揮していく。

世界経済に様々な下方リスクがみられる中、G20 においては、世界金融危機の渦中に創設されたG20 サミットの趣旨を踏まえ、世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のため、世界経済の持続的成長への力強いコミットメントとして、各国の適切な政策運営と国際協調の重要性を確認する。

G20 の最重要の責務として、世界経済のサーベイランスを通じて、世界経済の主なリスクをモニターし、経済危機の芽を事前に摘む。

我が国においても、下方リスクの動向にしっかり目を配り、経済の回復基調が持続するように経済運営に万全を期す。

経常収支については、過度な経常収支不均衡は二国間の貿易上の措置ではなく、マクロ経済に関する国際協力を通じた貯蓄・投資バランスの適正化によって対処すべきものであることを踏まえ、G20 において、持続可能でバランスのとれた経済成長に向けて、過度な経常収支不均衡の原因や対応の方向性に関する議論を続けていく。

（2）経済連携の推進、ＴＰＰ等の 21 世紀型ルールの国際標準化

自由貿易体制の維持が国際社会の最重要課題であるとの認識の下、自由貿易の旗手として、経済連携の更なる推進に加え、ＴＰＰ11 や日ＥＵ・ＥＰＡで設けられた自由で公正な 21 世紀型ルールの国際標準化を進める。そのスタンダードとして今後の経済連携の礎となるＴＰＰ11 について、新たな国・地域の加入により、保護主義に対抗するＴＰＰ11 の新しいルールを世界に拡大していく。

公平な競争条件の確保に向け、市場歪曲的措置の是正や電子商取引などの新たな分野でのルール形成に取り組んでいく。ＷＴＯを中核としたルールに基づく多角的貿易体制が世界経済の成長と発展の基盤であることの再確認を様々な枠組みを使って各国に働きかけるとともに、ＷＴＯ改革を推進する。

米国とは、公正なルールに基づく、自由で、開かれた、インド太平洋地域における経済発展を実現するため、日米貿易交渉の早期の成果実現など、日米双方の利益となるように、貿易や投資を更に拡大させる。

ＥＵとは、日ＥＵ・ＥＰＡの実施等を通じ、更なる経済関係強化を推進する。英国については、ＥＵ離脱に関する新政権の方針を見極めた上で、いわゆる「合意なき離脱」の回避及び予見可能性と法的安定性の確保等を通じた世界経済及び日系企業への影響の最小化を英・ＥＵ双方に要請するとともに、情報提供など日系企業の支援に引き続き取り組むなど、必要な対応に万全を期す。ＥＵ離脱後も、新たな経済的パートナーシップの構築等を通じて、更に強固な貿易・投資関係の構築を目指す。

ＴＰＰ11 や日ＥＵ・ＥＰＡの発効を踏まえ、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」[79]に基

[79] 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日ＴＰＰ等総合対策本部決定）。

づいて、きめ細やかな施策を実施する。

包括的で、市場アクセス及びルール分野のバランスが取れた、質の高いＲＣＥＰの年内妥結に向け、交渉をリードしていく。

投資関連協定について、2020 年までに 100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指して締結を推進し、企業の海外展開を促進する。自由で公正な経済圏の拡大による効果を享受できるようにするため、ＯＤＡも活用するとともに、中堅・中小企業の海外展開の総合的な支援として、海外展開先における現地人材の育成支援、開発・販路開拓における海外ニーズの活用などの支援等を実施する。

（３）国際的なデータ駆動型経済拡大に向けたデータの越境流通等のルール・枠組み

ＤＦＦＴ[80]を実現するため、G20 大阪サミットの機会に「大阪トラック」を立ち上げ、データ流通及び利活用、ＷＴＯでの電子商取引の取組に焦点を当て、デジタル貿易のルールメイキングを主導する。「人間中心のＡＩ」実現に向け、G20 において取りまとめられた国際的なＡＩ原則の周知を行う。

（４）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

日本で開催されるG20 大阪サミットや第７回アフリカ開発会議[81]を通じ、人間の安全保障の理念に基づき、ＳＤＧｓの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。特に、質の高いインフラ、気候変動・エネルギー、海洋プラスチックごみ対策、保健等の取組をリードする。この他、女性、防災、教育といった分野でも、ＳＤＧｓの取組を進める。

① 質の高いインフラ投資

質の高いインフラ投資に関するG20 原則等に基づき、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるようにインフラの整備を推進し、世界経済の成長力強化を図る。

2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円という目標に向けて「インフラシステム輸出戦略」の下、第三国連携による市場アクセス強化や経営参画など官民一体となった競争力強化、我が国の技術・知見を活用した成長分野の海外展開の促進、ソフトインフラ分野への取組といった施策を推進し、我が国の経済成長の実現に寄与する。

② パリ協定に基づく長期戦略の策定を含む環境・エネルギー問題への対応

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」[82]に基づき、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050 年までの温室効果ガス 80%削減に大胆に取り組み、世界全体の

[80] Data Free Flow with Trust の略称：信頼性のある自由なデータ流通のこと。
[81] ＴＩＣＡＤ７（the Seventh Tokyo International Conference on African Development）。
[82] 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年６月 11 日閣議決定）。

取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していく。

具体的には、野心的な目標を掲げ、官民を挙げてエネルギー・環境分野の革新的なイノベーションを加速化するべく、2019 年中に、革新的環境イノベーション戦略を策定する。2019 年秋には 20 か国のトップ研究機関のリーダーを日本に招いた国際会合[83]を行う。世界で膨らむＥＳＧ資金をイノベーションに繋げるべく、「ＴＣＦＤ[84]コンソーシアム」、「ＴＣＦＤサミット」の開催を通じて、従来型の規制でなく情報開示・見える化を進めることでグリーンファイナンスを活性化する。ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、日本が主導して、ＡＳＥＡＮにおいて各国が官民で協働していく枠組の立ち上げを目指す。

③ 海洋プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみ対策についてG20 大阪サミットにおいて議論を行い、共通の認識について合意することを目指す。

「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」及び「海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針」[85]を踏まえてプラスチックごみの回収・適正処理の徹底や３Ｒ、レジ袋の有料化義務化、代替素材のイノベーションを講ずるとともに、途上国の能力構築支援などの国際貢献にも取り組み、これらの内容を世界に発信していく。

④ 国際保健への対応

ＵＨＣ（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の達成、高齢化への対応、健康危機への対応などの課題について、Ｇ７伊勢志摩サミットの成果にも立脚し、G20 自身の課題解決と途上国への支援の両面から主導力を発揮し、G20 各国としての共通理解を取りまとめる。アジア健康構想、アフリカ健康構想の下、我が国のヘルスケア産業の海外展開等を推進する。アジアにおける規制調和等[86]を推進する。2020 年に栄養サミットを開催し、栄養課題に向けた今後の国際的取組を促進する。

５．重要課題への取組

（１）規制改革の推進

革新的ビジネスを促す規制・制度の構築、行政手続コストの削減、女性活躍や地方創生のための規制・制度改革を一層推進する「規制改革実施計画」[87]において決定した事項を着実に実施する。現在の規制改革推進会議の設置期限（2019 年７月末）以降も、会

[83] ＲD20（Research and Development 20 for Clean Energy Technologies）。
[84] Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略称。
[85] 「海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針」（令和元年５月 31 日閣議決定）。
[86] 「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年〇月〇日健康・医療戦略推進本部決定）。
[87] 「規制改革実施計画」（令和元年〇月〇日閣議決定）

議の常設化を検討するなど不断の規制・制度改革を推進する。

国家戦略特区制度においては、地域限定型サンドボックス[88]を創設し、高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験を進めつつ、「スーパーシティ」[89]構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図る。

（２）科学技術・イノベーションと投資の推進

① 科学技術・イノベーションの推進

Society 5.0の世界に先駆けた実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「世界で最もイノベーションに適した国」へと我が国を変革する。このため、科学技術・イノベーション関連の司令塔の機能強化・相互連携を図るとともに、官民を挙げて研究開発を推進する[90]。特に、研究環境の整備[91]など、研究の人材・資金・環境の改革を大学改革と一体的に展開することで、研究力の更なる強化を目指すとともに、挑戦的な研究開発を推進する。大型研究の集中的マネジメント体制の構築や共同研究機能の外部化など産学共同研究を活性化する新たな仕組みの必要性の検討や、産学連携を通じた人材の多面的な活用、スタートアップ・エコシステムの構築、当事者の意識の改革等により、オープン・イノベーションを推進する。また、産業投資を活用し、成長段階ごとのボトルネックを踏まえた日本政策投資銀行の投資業務等の活用について検討する。

社会課題解決に資する研究開発プロジェクトを優先順位を付けつつ明確化し、世界中から研究者の英知を結集するムーンショット型研究開発を早期に開始し、多年度にわたる取組を進める。特に、全ての科学技術イノベーションに影響する最先端の基盤的技術であるＡＩ、バイオテクノロジー、量子技術の研究開発を戦略的に進める。また、内外の動向に鑑み、国及び国民の安全・安心に関する重要な技術分野への予算や人材等に重点化を図り、効果的な研究開発を推進する。政府研究開発投資について、新経済・財政再生計画との整合性を確保しつつ、対ＧＤＰ比１%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努める[92]。民間資金獲得状況に応じた財政支援のインセンティブ付けの本格実施等により、2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増とすることを目指し、これらにより、官民合わせた研究開発投資を対ＧＤＰ比４%以上とすることを目標とする。

知的財産戦略の推進[93]、先端技術の国際標準化等に官民挙げて取り組む。

---

[88] 特区において近未来技術実証に関する事前規制・手続を見直すことで迅速・円滑に実証実験を実現する仕組み。英国等で始められた「規制の砂場（Regulatory Sandbox）」を参考としている。

[89] ＡＩやビッグデータ等を活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指すもの。

[90] 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成30年法律第94号）、「第５期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）　及び「統合イノベーション戦略2019」（令和元年〇月〇日閣議決定）に基づく。

[91] 研究機器等の環境整備と研究支援体制の強化を一体的に行うこと、また、研究を下支えする情報基盤整備を行うことで研究を効率的に実施できる魅力ある研究環境への改革。

[92] 計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は、第５期科学技術基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年7月22日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づく名目ＧＤＰ成長率を前提とすれば、約26兆円となる。

[93] 「知的財産推進計画2019」（令和元年〇月〇日知的財産戦略本部決定）に基づく。

（宇宙開発利用の推進）

準天頂衛星[94]システムにおける７機体制の確立及び機能・性能の向上と、これに対応した地上設備の開発・整備等について、効率化を図りつつ着実に行うとともに、G空間プロジェクト[95]とも連携し、国内外での利用拡大を図る。また、情報収集衛星の機数増を着実に実施する。宇宙産業の更なる拡大を目指し、農水産、防災分野等での衛星データの利活用を促進するとともに、次期基幹ロケット H３の開発、宇宙デブリ低減に向けた研究開発、Gateway[96]への参画に関する方針の年内決定、宇宙探査プロジェクト等を効率的にメリハリを付けながら実施しつつ、我が国の一層の宇宙利用を促す環境整備を進める。

（新たな海洋立国への挑戦）

海洋の安全保障、海洋産業利用の促進、海洋環境の維持・保全、科学的知見の充実など総合的な海洋政策を省庁横断的に推進し、ＡＩ・自動化技術等を活用した海洋監視体制の強化に取り組む。北極域研究船に関する取組等を推進し、北極海航路の利活用にも役立てる[97]。

② 成長力を強化し支える公的投資の推進

成長力を強化し支える社会資本整備を戦略的に重点化し、安定的・持続的な公共投資を推進する[98]。国際競争力強化等の基盤となる、大都市圏環状道路、国際戦略港湾、国際拠点空港[99]等を整備する。その際、現下の低金利状況も活用する。産業のサプライチェーンが途切れることのないよう災害に強い強靱なインフラの整備を行う。ＡＩ・ＩｏＴの活用によるコンテナターミナルの機能強化などの物流の効率性・安全性の向上や効率的な渋滞対策を進める。データ、自動運転などの新技術を活用し、生産性向上等の取組を進める。

（３）新たな外国人材の受入れ

① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進

新たな在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」による外国人材（以下「特定技能外国人材」という。）の受入れが、より円滑かつ適正に行われるよう、悪質な仲介

---

[94] 我が国のほぼ真上を通る軌道を持つ人工衛星。複数機を運用することで安定した高精度測位が可能となる。

[95] 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）に基づき、地理空間情報（空間上の特定の位置を示す情報とこれに関連付けられた情報。「G空間情報」と呼ぶ。）についての世界最先端の技術を高度に活用できる社会を実現することで、国民生活の安全・安心の確保と経済成長の実現を図る取組。

[96] 米国が構想する月近傍の有人拠点。

[97] 「第３期海洋基本計画」（平成30年５月15日閣議決定）に基づく。

[98] 「社会資本整備重点計画」（平成27年９月18日閣議決定）などのインフラの整備計画に基づく。

[99] 現下の低金利状況も活用し、これに加え、空港アクセス等の都市鉄道、物流施設等の早期整備を図る。

事業者の排除等を目的とした二国間の協力覚書の作成を推進するとともに、その実効性を確保する。あわせて海外における日本語教育基盤の充実を図る

特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、分野ごとの特性等を踏まえた地方での就労を促進するための対策を充実させるとともに、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進など、地方の受入れ環境整備を進める。

地域における継続的な外国人材の受入れ促進のため、一定の要件を満たす所属機関等を対象に、本人に代わりオンラインで在留関係諸申請手続を行えるようにする。

② 共生社会実現のための受入れ環境整備

今後我が国に在留する外国人の増加を見据え、国民及び外国人の声を聴きつつ、外国人を適正に受け入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するための施策を充実・強化する[100]。

具体的には、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進、同相談窓口への法務省等の職員派遣などによる支援の強化等を行う。関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方自治体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備し（外国人共生センター（仮称）の設置[101]）、2020 年度中に運用を開始する。司法分野や行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。

③ 在留管理体制の構築

（在留状況・就労状況の把握）

外国人の適正な受入れ等のため、在留状況や就労状況等について、より正確な情報に基づく審査を図る。このため、在留外国人を受入れ機関別に把握するためのＩＣＴ活用システムの整備等を行うとともに、届出のオンライン化や出入国在留管理庁と厚生労働省とのオンラインでの情報連携を検討・推進する。偽造在留カードを簡便に発見するための効果的な方策を検討・推進するなどして、不法滞在者対策を強化する。これらの業務を適切に遂行するため、職員等への研修や研究の充実など体制の強化を図る。

（留学生・技能実習生の在留管理）

留学生の在籍管理の適正化のため、日本語教育機関の告示基準を見直すとともに、不適正な留学生の受入れや在籍管理が懸念される大学等に対し厳正な措置を講ずることができるよう制度を見直し、留学生の在留資格審査等を強化する。

技能実習生への報酬の支払いを適正化し、法務省・厚生労働省及び外国人技能実習機構の実地調査能力の強化を通じて、技能実習制度を適正化する。悪質な送出機関の排除

---

[100] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）に基づく。

[101] 外国人共生センター（仮称）は、相互交流事業を行う国際交流基金や、国際観光振興機構とも連携の上、運用される。

等のため、中国・インドネシアとの二国間の協力覚書の早急な作成に取り組むとともに、協力覚書に基づく相手国政府との連携強化のための定期協議の開催等により、協力覚書を確実に実施する。

④ 留学生の国内就職促進

地域や企業が求める外国人留学生の国内就職支援を推進する[102]。このため、オフィスワーク以外の幅広い就職先を認めるための在留資格「特定活動」について、大学等に対し制度の普及を図る。また、留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するため、産官学連携によりベストプラクティスを構築し横展開する。これらの取組により、希望する留学生の大多数が国内で就職できる状況の実現を目指す。

（4）大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現

① 大規模国際大会等の成功

ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪・関西万博の開催に向け、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策に取り組むなど大規模国際大会等[103]の円滑な準備を着実に進め[104]、その成功を通じてインバウンド需要を喚起する。復興オリンピック・パラリンピック[105]の実現、ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、beyond2020 プログラム[106]等を通じた日本文化の魅力の発信、beyond2020マイベストプログラム[107]の推進、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進[108]、深層学習[109]による同時通訳を含む自動翻訳システムの開発・普及など、新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進め、レガシーを創出し、将来の開催国等に示していく。2025年大阪・関西万博の開催準備及び運営を担う博覧会協会を指定し、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置等を講ずる[110]。加えて、2020年ドバイ万博や国際会議などの機会を活用して、参加招請活動を行い、大阪・関西万博の魅力・情報を世界に発信する。

② スポーツ立国の実現

---

[102] 外国人留学生の日本国内での就職率が32.4%にとどまっている。（独立行政法人日本学生支援機構「平成29年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」）

[103] 閣議了解に基づき、政府一丸となって招致や準備に取り組む大会等。

[104] 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）等に基づく。

[105] 東日本大震災からの復興を後押しするとともに、復興に向かいつつある被災地の姿を世界に発信する機会として位置付けられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会。

[106] 2020年以降を見据え、多様な団体が実施する共生社会・国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、そうした取組を広く支援する取組。

[107] 健康面等での自己ベストを目指す個々人の取組を支援する事業・活動を認証する取組。

[108] 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づく。

[109] 多層構造の人工神経回路を用いたコンピューターによる学習。

[110] 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年第18号）。

スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、大学スポーツ協会[111]の活動充実等による大学スポーツの振興、スポーツツーリズム等による地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進し、スポーツ市場規模を拡大する。スペシャルオリンピックスやデフリンピックの社会的認知度向上を含めた総合的な障害者スポーツの振興、スポーツ実施率[112]の向上等によるスポーツを通じた健康増進、国際競技力の強化、スポーツによる国際貢献を進める。スポーツ・インテグリティ[113]を確保するため、スポーツ団体のガバナンス強化[114]を推進する。ワールドマスターズゲームズ2021関西の円滑な開催に向け、組織委員会等と協力する。

③ 文化芸術立国の実現

文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化産業の経済規模の拡大、民間資金・先端技術の活用[115]を推進する[116]。「日本博」をはじめとする文化プログラムを展開し、日本文化の魅力を国内外に発信する[117]。我が国の誇るマンガ・アニメ・ゲームなどのメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。国等の地方ゆかりの文化資産等[118]の公開促進やアート市場の活性化など、文化施設を拠点とした文化資源の好循環創出に民間や地方と連携して取り組む。子供や障害者等の文化芸術活動の推進、文化財を防衛する観点での適正周期の修理や緊急調査に基づく防火対策などの防災対策、文化財活用モデル構築や日本遺産認定等により、地域活性化を進める。京都移転に向け文化庁の機能強化を着実に進める。新たなクールジャパン戦略を2019年中に策定し、それに基づく施策[119]を推進する。海賊版対策を総合的に推進する。国立公文書館の新たな施設建設や機能充実を進める。

（５）資源・エネルギー、環境対策

① 資源・エネルギー

エネルギー制約の克服・2050年に向けたエネルギー転換・脱炭素化に挑戦する。このため、省エネを、規制と支援の両面で、あらゆる分野で徹底する。再生可能エネルギーについて、主力電源化を目指し、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討等を進めるとともに、電力ネットワークの強靱化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力

---

111 大学横断・競技横断的統括組織として、平成31年３月に一般社団法人として設立。

112 運動・スポーツを行う者の割合のことであり、第２期スポーツ基本計画（平成29年３月24日文部科学大臣決定）では、2021年度までに、成人の週１回以上のスポーツ実施率を、現状の約42%から65%程度になることを目指すとされている。

113 ドーピング・暴力・ハラスメントなどの不正がない状態、スポーツに携わる者の誠実性・健全性・高潔性と国際的に通念されている。

114 スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体ガバナンスコードの策定等。

115 文化財の高精細レプリカやＶＲの作成等。

116 「文化芸術推進基本計画」（平成30年３月６日閣議決定）及び「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁決定）に基づく。

117 国際博物館会議（ＩＣOM）京都大会2019等の成果の活用を含む。

118 国立博物館の文化財や三の丸尚蔵館の美術品等。

119 ｅスポーツ（コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称）等を含む。

投資の確保に向けた仕組みの整備に取り組む。新たなエネルギーシステムを構築するため、電力・ガス市場の競争活性化や、自由化の下での環境適合や安定供給等への対応、水素社会の実現に向けた取組の抜本的強化、次世代調整力の活用、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消の推進、カーボンリサイクルの推進等に取り組む。

原子力については、安全性確保を全てに優先させ、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体などの関係者の理解と協力が得られるよう取り組む。さらに、自主的安全性向上や防災対策の強化など不断の安全性向上に向けた取組を進める。また、使用済燃料の再処理・放射性廃棄物の最終処分に関する取組、技術開発、人材育成、国際協力等を行う。また、新たな検査制度の円滑な施行に向けた準備など、実効ある原子力規制を着実に推進する。

リスクマネー供給等による資源権益の獲得を引き続き進めつつ、資源開発産業の競争力強化に向け、物理探査船更新によるデータ集積能力やＡＩ・ＩｏＴ等を応用した革新的技術の獲得等を促進する。アジアでのＬＮＧ需要開拓や、ＬＮＧバンカリング拠点形成等を推進する。国内外での鉱物資源の安定供給確保に関する取組を強化する。海外からの供給危機への対応として、ホルムズ海峡封鎖等の具体的な緊急時を想定した対応訓練の強化、産油国やアジア消費国との協力強化等を進める。国内でも、石油・天然ガス開発の促進や、海洋エネルギー・鉱物資源[120]の開発・商業化に向け官民で取り組む。国内の石油・ＬＰガスの安定供給確保に向けたサプライチェーンの効率的維持・強化、燃料供給拠点の地域コミュニティインフラとしての機能強化等に取り組む。

② 環境対策

人口減少・少子高齢化の中、脱炭素化やＳＤＧｓの取組を牽引（けんいん）し、環境と成長の好循環を実現するため、自立・分散型で、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造やＥＳＧ投資の推進等により、イノベーションの創出を後押しする。SATOYAMA イニシアティブの推進など、国際的な連携・ルールづくりに貢献する。健全な水循環の維持・回復、汚水処理リノベーション、廃棄物処理・浄化槽などの環境インフラの国際展開、石綿の飛散防止対策やフロン対策などの大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策、農業や防災等に関する気候変動適応策等を推進する。

（６）暮らしの安全・安心

① 外交

自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携し、世界の平和と繁栄をリードするとともに、世界で保護主義や内向き傾向が強まる中で、これらの基本的価値と自由で公正な高い水準の貿易・投資ルールを世界に広めていくため、

[120] メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥など。

政治基盤が安定した我が国こそが、国際社会で主導的な役割を果たしていかなければならない。日米同盟を基軸としながら、積極的平和主義を実践し、地球儀を俯瞰（ふかん）する外交に取り組む。即位の礼の際に訪日する各国元首等の接遇に万全を期す。

北朝鮮との関係については、日朝平壌宣言に基づき、拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す。日本の安全保障の観点も考慮しつつ、自律型致死兵器システム[121]などの新分野について、国際的なルールづくりに積極的に関わる。外交の一環として、国際裁判を含む紛争処理制度の効果的活用を図る。

米豪や太平洋島嶼国（とうしょこく）等と連携しながら「自由で開かれたインド太平洋」[122]の実現に向け取り組む。第７回アフリカ開発会議の成果を踏まえ、経済構造転換とビジネス環境・制度改善等のため、官民一体となって取り組む。

在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収集・分析機能の強化に取り組む。

国際機関及びＮＧＯを含む多様な実施主体と連携し、ＯＤＡを通じた開発協力の適正・効率的かつ戦略的活用や、国連ＰＫＯや平和構築への協力を通じて、国際貢献を強化する。国際社会の理解と支持を得るべく、戦略的対外発信[123]の更なる強化を行い、親日派・知日派の育成等に積極的に取り組む。

これらの取組の基盤となる外交実施体制の整備[124]を推進する。

② 安全保障

国際社会のパワーバランスが大きく変化しつつあるなど、我が国の安全保障環境が厳しさと不確実性を増している中、国家安全保障戦略[125]に基づき、国家安全保障会議の司令塔機能の下、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施する。

日米の緊密な連携の下、あらゆる事態に備え、高度の警戒態勢を維持する。いかなる事態にあっても、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、情報収集・分析機能や危機管理機能[126]を含め、我が国の防衛力を大幅に強化する。これを支える防衛産業についても、民生分野の知見の活用、競争環境の確保、徹底した原価の低減などの施策に取り組み、その結果生じ得る企業の再編や統合も視野に効率化・強靱化を図る。

新たな防衛計画の大綱[127]や中期防衛力整備計画[128]に基づき、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の活用が死活的に重要になっていることを踏まえ、これらの領域に

---

[121] ＬＡＷＳ（Lethal Autonomous Weapons Systemsの略称）。人間の関与が及ばない完全自律型の致死性兵器システム。
[122] 自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連結性を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する考え方として、平成28年８月27日に安倍内閣総理大臣が発表。
[123] 歴史認識や領土保全における日本の立場の発信、草の根レベルからの日米関係強化、「ＪＩＣＡ開発大学院連携」の活用を含む。
[124] 人的体制や、施設の国有化推進を含む在外公館の整備、領事業務に係る体制整備、効率的・機動的な外交を目指す取組の強化、質の高い公邸料理人の確保、国際機関邦人職員の増強を含む。
[125] 「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日閣議決定）。
[126] 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達等。
[127] 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成30年12月18日閣議決定）。
[128] 「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（平成30年12月18日閣議決定）。

おける能力の強化も含め、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築する。在日米軍再編及び基地対策の推進等を図る。

海上保安体制強化に関する方針[129]等に基づく領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・強化、海洋状況把握の能力向上等による総合的な海洋の安全保障の実現、国境離島の保全や地域社会の維持及び事態対処能力の向上に取り組む。

③ 防災・減災と国土強靱化

国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める。

被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ＩＳＵＴ[130]などのＩＣＴを活用した情報共有、域外からの緊急援助体制や広域化をはじめとした消防体制の強化を行う[131]。国及び地方自治体の災害救助体制や消防団を中核とした地域防災力の充実強化、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成、自主防災組織等の育成・教育訓練、防災拠点等となる学校等公共施設等の耐震化などの防災・避難所機能強化、新技術を活用した河川管理の高度化・避難の迅速化等により、地域の災害対応力の向上を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、緊急災害対策派遣隊[132]の体制・機能の拡充・強化、地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む。被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。南海トラフ地震に備えた計画的避難体制を確立するとともに、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。

強くてしなやかな国をつくるため、既に顕在化している気候変動による豪雨の頻発・激甚化に対する事前防災としての堤防整備・ダム再生などの水害対策・土砂災害対策、災害時の避難道路や高速道路の４車線化を含めた道路などのネットワークの代替性確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策・国土強靱化の取組を推進する[133]。特に、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、緊急に実施すべき対策を３年間で集中的に実施する[134]とともに、その実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る。地域計画の策定・実施支援、国土強靱化に資する事業継

---

[129] 「海上保安体制強化に関する方針」（平成28年12月21日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）。

[130] 大規模災害時に災害情報を集約・地図化、提供し、地方自治体等の災害対応を支援する現地派遣チーム。

[131] 緊急消防援助隊（大規模災害や特殊な災害が発生し被災地の消防機関だけでは対処できない場合に、被災地の要請を受けて地域外から駆け付ける消防の応援部隊）及び被災市区町村応援職員確保システム（大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み）を含む。近年の事故を踏まえ、消防防災ヘリコプターの安全運航を確保しつつ、航空消防防災体制の強化を図る。

[132] 大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために派遣される各地方整備局等の職員部隊。ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（Technical Emergency Control Force）とも呼ぶ。

[133] 「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）及び「国土強靱化年次計画2019」（令和元年６月11日国土強靱化推進本部決定）に基づく。

[134] 「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づく。

続及び社会貢献に取り組む企業等認証制度の周知・普及、企業の生産力の強靱化など、地方自治体や民間の取組の促進を図る。安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュール[135]の実証を推進する。「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。

原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。

④ 治安・司法

性犯罪や児童虐待、サイバー犯罪、薬物犯罪、特殊詐欺、組織犯罪など深刻化する犯罪に対し、多機関連携を強化して対策を充実させ「世界一安全な日本」を実現する。治安・司法分野における人的・物的基盤を整備する。

地域の安全対策を推進する。高齢者の安全運転対策や移動を支える施策を強化し、子供が日常的に集団で移動する経路などの交通安全対策を推進するとともに、登下校時における子供の安全確保に取り組む。鉄道事業者等と連携して痴漢撲滅の対策を強化する。

再犯者[136]を減少させるため、対象者の特性に応じた指導、就労・修学支援、福祉等の利用促進、協力雇用主への継続的支援、保護司の安定的確保・活動支援、自治体との連携、矯正施設の環境整備等を強化する[137]とともに、持続可能で質の高い更生保護を推進する。

犯罪被害者等支援のための施策を推進し、第四次基本計画[138]を検討する。子供の死因究明[139]・情報共有や違法薬物中毒死等の検査・解剖の推進など死因究明体制を強化する。

国際紛争に強い日本を作るため、国際法等の知見を持つ国際法務人材を育成し、国際紛争解決機関派遣等により国際的ネットワークを充実させる。国内外の法的紛争に係る予防司法機能を充実させ、国際紛争解決ルールの形成に積極的に関与し、国際裁判への対応能力を強化する。日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係各国等と連携しながら、京都コングレス2020[140]を成功させ、成果を展開すべく、司法分野の国内外の取組「司法外交」を外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。この中で、国際協力としての法制度整備支援や人材育成支援を強化し、外国法事務弁護士制度の充実強化などの国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。

---

135 コンテナ等の中に医療資機材を搭載することにより、医療機能を運搬可能にするもの。

136 2017年の刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は48.7%。統計を取り始めた1972年以降、最も高くなっている。

137 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）に基づく。

138 「第四次犯罪被害者等基本計画」は、2020年度末が計画期限となっている「第三次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）の次期計画。

139 ＣＤＲ（Child Death Review）：予防可能な死亡の再発防止を目的に、子供の死因を分析する仕組み。

140 「第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議」（2020年4月20日から27日まで京都市にて開催予定）。

総合法律支援[141]など利用しやすく頼りがいのある司法や法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める[142]。利用者の利便性と業務の質・効率性を高めるため治安・司法分野のＩＣＴ・ＡＩ利活用を進めつつ、法令外国語訳の一層推進に向けた方策を検討するほか、ヘイトスピーチ・ウェブ上の人権侵害情報の適切な削除に向けた相談対応等を推進する。ＳＮＳを多用する若年層の問題など実態を踏まえた人権擁護活動を行う。

⑤ 危機管理

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的行事[143]の開催などを控え、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、産学官と国際社会の連携の下、先端技術を利活用して、テロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を充実させる。空港・港湾・海上等での水際対策・入国管理や新幹線をはじめ鉄道等における警戒・警備を強化する。テロ等の緊急事態に備え、人的基盤や装備資機材を強化し、これをフルに活用して対処能力を向上させる。感染症対策や薬剤耐性対策について、研究・検査・治療体制の充実などの国内対策や国際枠組みを推進する。

⑥ 消費者の安全・安心

地方消費者行政強化のため、消費生活センターの全県的配置[144]や相談員の対応力向上・処遇改善、消費者安全確保地域協議会の設置などを進める。成年年齢引下げに向け、高等学校等での実践的な教材を活用した授業の実施など消費者教育を強化する。消費者志向経営[145]を推進するとともに、内部通報制度の認証制度等を通じて公益通報者保護制度の実効性を強化するほか、食品ロス削減に向けて多様な主体が連携した国民運動を推進するなど、国際的潮流を踏まえ消費者の持続可能なライフスタイルへの理解を促進する。

⑦ 共助・共生社会づくり

（ＳＤＧｓ実現に向けた社会的ファイナンスの促進等による共助社会づくり）

ＳＤＧｓ実現を含む社会的課題の解決に寄与する公益活動に民間の資金、人材を広く呼び込むよう、社会的ファイナンスの活用を促進する。

このため、休眠預金等活用制度に基づき民間公益活動を支援する取組が 2019 年度中に始まることに伴い、その着実な進展を図る。情報発信を強化し、同制度への幅広い理解を促す。また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進を図るとともに、地域の社会的課題に民間の立場から取り組む社会的事業の創出環境の整備を進める。

---

141 日本司法支援センター（法テラス）による業務。

142 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえ、司法制度改革推進法（平成 13 年法律第 119 号）の理念に基づく改革を進める。

143 2020 年以前の行事として 2019 年では、G20 大阪サミット（６月）、第７回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ７）（８月）、ラグビーワールドカップ 2019（９月～11 月）、即位礼正殿の儀（10 月）などが挙げられる。

144 全ての都道府県において、人口５万人以上の全ての市区町で設置するとともに、その他については 50%以上の市町村で設置することを目指す。

145 「サステナブル経営」とも呼ぶ。事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として、消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと。

特定非営利活動促進法[146]が施行され20年を経たことに伴う課題を踏まえ、ＮＰＯ法人の活動の活性化に向けた環境整備を図るとともに、寄附の促進に向けた取組を進めるほか、ボランティア参加者の拡大や官民連携による協働（コレクティブインパクト）の促進等による多様な担い手の参画を促進し、これらを通じ、共助社会の実現を図る。

（共生社会づくり）

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。ＥＢＰＭを実現する観点から、障害者と障害がない者との比較を可能とするため、障害者統計の充実を図る[147]。障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図る。公務部門における障害者雇用について2018年に判明した不適切計上の再発防止を図る。また、障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する[148]。

高齢者・障害者虐待の早期発見・未然防止やセルフネグレクトの実態把握等の観点から、関係機関の専門性の向上や連携の強化・体制の整備を図る。生活困窮者への包括的な支援体制の整備を推進する。「認知症施策推進大綱」[149]に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的･計画的に推進する。

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。デジタル格差のないインクルーシブ（包摂的）な社会を実現するため、高齢者、障害者等に対するＩＣＴ利活用支援に取り組む。

若者向けの相談・支援や地域レベルの取組への支援を強化するなど、自殺総合対策を推進する。ガイドラインの作成や診療体制の充実などの慢性疼痛（とうつう）対策に取り組む。旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律[150]に基づき、着実な一時金の支給等に取り組む。無戸籍を生じさせないための施策を推進する。

2022年４月に予定されている成年年齢18歳への引下げを見据え、関係府省庁連絡会議を活用しつつ、必要な環境整備を推進する。

在留外国人について、情報提供等の更なる多言語化・「やさしい日本語」の活用、運転免許学科試験や外国の運転免許からの切替えの際の知識確認の多言語対応、入居中のマナーに関するチェックシートの活用・充実など、生活環境の整備を進める。銀行口座を円滑に開設できるよう多言語対応の充実や手続の明確化等を進めるとともに、マネーロンダリング対策を徹底する。日本語教育環境強化のため、地域日本語教育の総合的体制づくりや日本語を自習できるＩＣＴ教材の開発・提供を進める。医療費の未収金発生

---

146 特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）。
147 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年３月６日閣議決定）に基づく。
148 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく。
149 「認知症施策推進大綱」（令和元年〇月〇日認知症施策推進関係閣僚会議決定）。
150 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）

の抑制を図り、医療機関が安心して外国人に医療サービスを提供できる環境整備を着実に進める。

⑧ 住宅セーフティネットの充実等

多様なライフステージに対応した住まいの確保を目指すため、賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの充実を図りつつ、誰もが安心して暮らせる良質な住環境の整備、住み替えへの支援、マンションの管理適正化・再生円滑化等を一体的に進める。空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化等により、既存住宅市場を活性化させる。

第３章　経済再生と財政健全化の好循環

１．新経済・財政再生計画の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、新経済・財政再生計画を着実に推進する。海外発の下方リスクがみられる中、デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の経済政策の基本方針を堅持し、成長と分配の好循環を持続・拡大させることが不可欠である。

このためには、新経済・財政再生計画の着実な推進を通じて、デフレ脱却・経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要である。具体的には、①社会保障改革による保険料負担の伸びの抑制・労働参加の促進、②人的投資をはじめとする民間投資の喚起、③規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を併せて実現していく。特に、パラダイムシフトの鍵となるSociety 5.0実現の加速に向けて、徹底したデジタル化をはじめ次世代型行政サービスの構築に早期に取り組むことにより、新たな民間投資やサービスの呼び水とするとともに、中長期的な成長基盤を強化する。

①については、引き続き、企業の生産性の向上や賃上げに向けた財政的なインセンティブ等を通じて賃上げの流れが確実に継続するよう促すとともに、引き続き、経済成長率の引上げや中小企業・小規模事業者を中心とする生産性の底上げを支援しつつ、最低賃金の力強い上昇を実現していく。新経済・財政再生計画に基づき、医療・介護改革を着実に推進し社会保険料負担の伸びを抑制するほか、年金改革等を通じてより多くの国民の労働参加を促すこと等により、可処分所得の継続的な拡大を実現する。これらの取組により、可処分所得の増大と将来の安心の確保を通じて消費を拡大する。マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキープラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

②については、財政の利活用や制度改革等により、Society 5.0時代に向けた人的投資を一層喚起する。このため、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態[151]への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、フェーズⅡの働き方改革に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。企業による従業員への人的投資や教育機関による適切なカリキュラムの提供等を支援する。企業における人的投資の活性化・見える化に向けて、機関投資家等と関係省庁が連携し、人的資本の非財務情報の活用の在り方について検討を進める。また、人的投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表等を通じて、企業における開示の充実を促進する。政府事業・制度等の一層のイノベーション化等を通じ官民を挙げて研究開発を推進するとともに、大学・研究機関等における人的資本をより高め、産学連携を通じてより多面的な活用を図る。

③については、規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、

[151]職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータヘルスの取組、ＰＰＰ／ＰＦＩなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。また、既存資源・資本の有効活用等により、必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

２．経済・財政一体改革の推進等

新経済・財政再生計画の下、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の３本柱の改革を一体として推進し、経済再生が財政健全化に貢献し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与することで、経済と財政の一体的な再生を目指す。新経済・財政再生計画における基盤強化期間（2019～21 年度）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」[152]（以下「骨太方針 2018」という。）及び本方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025 年度の財政健全化目標[153]の達成を目指し、「目安[154]」に沿った予算編成を行う。このため、以下（１）に掲げるように、高い経済波及効果と質・効率の高い行財政改革の同時実現につながる次世代型行政サービスへの改革を推進する。また、以下（２）に掲げた主要分野での歳出改革を推進するとともに、その他全ての歳出分野においても、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化など、聖域なく改革を進める。

見える化、先進・優良事例の横展開などの歳出改革に向けた取組を戦略的に加速・拡大し、国民各層の行動変容を通じ、公的部門の効率性向上と公的支出の抑制に取り組む。改革工程表のＫＰＩを活用し、経済・財政一体改革の進捗管理や成果の評価を行い、改革工程表を 2019 年末に改定する。

なお、追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、引き続き、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。ＰＢの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進める。

内閣府は、中長期試算において実績との乖離（かいり）を定期的に検証する。また、2025 年度のＰＢ黒字化以降についても、経済財政運営を考える上では、2040 年代半ば頃[155]までの

---

[152] 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）。

[153] 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す。同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。

[154] 社会保障関係費については、経済・財政再生計画（「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年６月 30 日閣議決定）第３章）において、2020 年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019 年度以降、その方針を 2021 年度まで継続する。一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

[155] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」における出生中位・死亡中位推計によれば、2042 年に 65 歳以上人口がピークを迎える一方、15～64 歳人口は減少が続き、15～64 歳人口の 65 歳以上人口に対

中長期スパンでの経済財政の展望の下、経済・財政一体で改革を推進することが重要である。

（１）次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

（基本的な考え方）

行政サービスのデジタル化は、行政内部のコスト及び行政手続に係る民間負担の引下げを可能にするだけでなく、新たな民間ビジネスも活性化させるSociety 5.0の実現に向けた基盤である。この転換に後れを取ると、我が国行政サービスの相対的な質の低下を招くとともに、生産性向上と地域活性化の大きな推進力を失うこととなる。また、2040年にかけて１万人未満の市町村が全地方自治体の1/3を超えることとなり、現状の延長線上では、行政サービスの質や効率性が低下することが懸念される。情報セキュリティの確保を大前提にして、国・地方自治体を含め、政府横断的な取組により、行政サービスのデジタル化を早急に推進する。

その際、単なるデジタル化だけではなく、ＩｏＴやＡＩなどの新技術活用やデータ整備等を通じて、行政が保有するデータを民間も利活用し、より効率的で質の高い行政サービスへの転換を図る。組織や分野を超えたデータの利活用等を通じて新たな価値の創出を目指す分野間データ連携基盤が本格稼働する2022年度に向けて、下記の取組を集中的に推進し、次世代型行政サービスを早急に実現する。

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

（国主導の情報システム・データ標準化の推進と財源の確保等）

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

（書類・対面手続等の徹底した簡素化）

ＩＴ活用による行政の利便性向上や簡素化・効率化に向けて、情報セキュリティの確保を大前提に、業務の見直し（添付書類の撤廃等を含む）とデジタル３原則[156]に則った

する比率は、2015年の2.3から2042年には1.5に低下する。

[156] ①デジタルファースト（原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。）、②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。）、③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含

行政手続等におけるオンライン化の徹底により、行政サービスの 100%デジタル化を目指す。

このため、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を進める。具体的には、子育て、介護、引越し、死亡・相続など主要なライフイベントの際に個人が行う手続や、社会保険・税など従業員の採用、退職等のライフイベントに伴い企業が行う手続について、順次実施する。また、行政が保有している行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について法制上の措置を講ずるほか、介護、保育、福祉の現場等を中心に、自治体ごとにバラバラな申請書類・添付書類等について、国と地方の連携により、標準化・ガイドライン化を進める。

また、中小企業等への時間外労働の上限規制が適用される 2020 年４月から中小企業等の行政手続上の負担を軽減するため、社会保険の採用・退職時等の手続についてのＩＤ・パスワード方式での簡易なオンライン申請や、補助金（各省、有志自治体）についてのＧビズＩＤ（法人共通認証基盤）を活用したＩＤ・パスワード方式での申請を実現する。

（地方自治体のデジタル化の推進）

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法[157]に基づく取組について地方自治体への展開を促す。自治体行政の様々な分野[158]で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ＩＣＴやＡＩ等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。関係府省庁は、地方自治体と連携して横展開可能なＡＩを開発し、全国に広げていく。ＩＴに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、ＩＴ予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。

総務省は、Society 5.0 時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、ＡＩ・ＩＣＴ化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を 2019 年末までに明確化する。

地方自治体が保有するデータについて、個人情報の保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を 2019 年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。

② 効率的・効果的な予算執行の推進

デジタル・ガバメントの効果的な推進のため、政府情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、情報システム間の互換性、高度なセキュリティ対応等の確保を、政府

め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する。）。

[157] 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）

[158] 例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護保険事務、保育所入所審査等。

として統一性を確保しつつ効率的に実現する観点から、政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化を実施する。内閣官房の下、サービス視点の業務改革（ＢＰＲ）を意識した年間を通じたプロジェクト管理を 2019 年度から一部開始し、順次拡大を図るとともに、クラウドサービス等を活用し、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の構築・利用を進めるため、2020 年度からデジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。

政府情報システムの調達において、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、2020 年度から試行的に開始する。これらの取組を通じ、運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を 2025 年度までに 2020 年度比で３割削減することを目指す。

各府省は全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施し、令和２年度予算に反映する。また、防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき装備調達の最適化等を進め、防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底するとともに、後年度負担について適切に管理する。官民ファンドについては、民業補完に配慮した適切な支援決定、ＫＰＩの設定やＳＤＧｓ等への取組の推進に関する横断的な指針の見直し等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を徹底する。あわせて、監督官庁及び出資者において収益構造の改善等を推進する[159]。これらを基に、必要に応じてファンドの体制等を見直す。

③ ＥＢＰＭをはじめとする行政改革の推進

データを積極的に活用する行政サービスの構築に向け、公的統計の整備やＥＢＰＭを着実に推進する。また、自助・共助・公助の役割分担の見直し、行政分野への働き方改革の徹底等を通じ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する。

また、新公益法人制度の発足から 10 年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

（ｉ）データの積極的活用に向けた公的統計の整備とＥＢＰＭの推進

政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止に止まらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。

個別統計の分析審査及びＰＤＣＡサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急

[159] 骨太方針 2018 等を踏まえ策定された改善目標・計画等。

な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の２割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。

統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。

また、ＥＢＰＭを推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

（ⅱ）自助・共助・公助の役割分担の見直し

少子高齢化の進展と財政制約の下、多様な公的サービスが求められていく中にあって、これまでの自助・共助・公助の役割分担にとらわれることなく、新たな仕組み、新たな連携を通じて社会的課題をより効率的、効果的に解決していくことが重要である。公共サービスの在り方を、制度の持続可能性の確保の観点から見直すとともに、そこに新たな経済活力が生み出されるよう、多様な分野のサービスの担い手、資金、ノウハウ等を新結合し、活性化させていく仕組みを構築していくことが重要である。

こうした観点から、成果連動型インセンティブをはじめとする民間資金・ノウハウを引き出す公契約・普及方策の検討、既存の公的資産の多様な利活用に向けた規制改革、官・公益・民間の間の人材交流の促進に向けた阻害要因の除去、既存市場や公共サービス分野への多様な参加者の参入促進、休眠預金等や所有者不明土地など未活用資産をこれまでにない方法で利活用する取組を推進する。

（ⅲ）行政分野への働き方改革の徹底

（公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等）

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、平成 30 年８月の人事院の意見の申出[160]も踏まえて、公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する。

また、国家公務員制度改革基本法[161]に則り、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材適所の人材配置を図るため、局長等の職務内容の明示、人事評価の運用改善、幹部職員及び管理職員の公募の目標設定等に取り組む。

---

[160] 平成 30 年８月 10 日に人事院から国会及び内閣に提出された「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」。

[161] 国家公務員制度改革基本法（平成 20 年法律第 68 号）。

（業務の抜本見直し）

内外の諸課題に即応できる質の高い行政サービスの確立に資するため、必要な推進体制を整備し、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを着実に実施するとともに、幹部・管理職員の職責としてそれを明確にし、その成果を人事評価に適切に反映する。当該見直しの結果を踏まえ、新たな機構・定員管理体制について検討を行う。

（２）主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

（基本的な考え方）

新経済・財政再生計画に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移し、団塊の世代が 75 歳以上に入り始める 2022 年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげる。このため、給付と負担の見直しも含めた改革工程表について、進捗を十分に検証しながら、改革を着実に推進する。

年金及び介護については、必要な法改正も視野に、2019 年末までに結論を得る。医療等のその他の分野についても、基盤強化期間内から改革を順次実行に移せるよう、2020 年度の「経済財政運営と改革の基本方針」（以下「骨太方針 2020」という。）において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる。

なお、人生 100 年時代を迎え、少子高齢社会の中で、生き方、働き方の多様化に対応できる持続可能な社会保障制度へと改革していく必要がある。議論を進めるに当たっては、いわゆる「支える側」と「支えられる側」のリバランスという観点や、個人の自由で多様な選択を支え、特定の生き方や働き方が不利にならない「選択を支える社会保障」という考え方も含め、年齢等にとらわれない視点から検討を進めるとともに、自助・共助・公助の役割分担の在り方、負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担の在り方等の観点を踏まえて行う。

あわせて、現役世代が減少していく中で高齢者数がピークを迎える 2040 年頃を見据え、下記の予防・健康づくりの推進や医療・福祉サービス改革による生産性の向上に向けた取組について、具体的な目標とそれにつながる各施策のＫＰＩを掲げ推進する。

また、国と地方が方向性を共有[162]し、適切な役割分担の下で地域の実情を踏まえつつ具体的な取組を進める。

第２章１．（２）に掲げる取組及びこれらの取組を通じて、人生 100 年時代に対応した全世代型の社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして次世代への継承を目指す。

---

[162] 骨太方針 2018 等も踏まえ、全国知事会では「健康立国」の実現に向けて、優良・先進事例の横展開の取組の連携を強化すべく、国と地方の意見交換会を本年５月から開催している。

（予防・健康づくりの推進）

（ⅰ）健康寿命延伸プランの推進

健康寿命延伸プランを推進し、2040 年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す。健康寿命の延伸に関する実効的なＰＤＣＡサイクルの構築に向けて、各都道府県・市町村の取組の参考となるよう、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を行い、客観的な指標等をしっかりと設定・活用しつつ、施策を推進する。健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進及び地域・保険者間の格差の解消に向け、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法も活用し、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等に取り組む。

（ⅱ）生活習慣病・慢性腎臓病・認知症・介護予防への重点的取組

糖尿病などの生活習慣病や慢性腎臓病の予防を推進する。特定健診・特定保健指導について、地域の医師会等と連携するモデルを全国展開しつつ、実施率向上を目指し、2023 年度までに特定健診 70%、特定保健指導 45%の達成を実現する。保険者努力支援制度において加減算双方向での評価指標の導入などメリハリを強化するとともにその抜本的強化を図る。

がん検診受診率の向上のため、職域におけるがん検診実施状況の把握方法を確立するとともに、がん検診と特定健診の一体的実施等に取り組む。

特に働き盛りの 40～50 歳代の特定健診・がん検診受診率の向上に向けて、40 歳代に脳血管疾患や乳がんの罹患（りかん）率が急上昇すること等についての特定健診対象者への注意喚起と受診促進（例えば、がん検診と特定健診の一体的実施等によるアクセシビリティの向上、40 歳時をターゲットとした効果的な受診勧奨などナッジの活用、40 歳時の健診・検診の無料・低額化等）、新たな技術を活用した血液検査など負荷の低い健診に向けた健診内容の見直し・簡素化等について総合的に取り組む。

ゲノム情報が国内に蓄積する仕組みを整備し、がんの克服を目指した全ゲノム解析等を活用するがんの創薬・個別化医療、難病の早期診断に向けた研究等を着実に推進するため、10 万人の全ゲノム検査を実施した英国等を参考にしつつ、これまでの取組と課題を整理した上で、数値目標や人材育成・体制整備を含めた具体的な実行計画を、2019 年中を目途に策定する。

認知症予防に関し、「認知症施策推進大綱」に基づき「共生」を基盤として、予防に関するエビデンスの収集・普及、研究開発などを進める。

高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。高齢者の通いの場の活用など、介護予防の取組の更なる推進に向け、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金の抜本的強化を図る。

（iii）健康増進に向けた取組、アレルギー疾患・依存症対策

健康増進の観点から受動喫煙対策を徹底する。また、産学官連携による推進体制を2020年度末までに整備し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する。口腔の健康は全身の健康にもつながることからエビデンスを蓄積しつつ、国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策にもつながる歯科医師、歯科衛生士による口腔機能管理など歯科口腔保健の充実、入院患者への口腔衛生管理などの医科歯科連携に加え、介護、障害福祉関係機関との連携を含む歯科保健医療提供体制の構築に取り組む。生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策を推進する。あわせて、健康サポート薬局についても、その効果を検証しつつ取組を進める。アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等に取り組む。難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携体制の構築など難聴対策の強化に取り組む。

（多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等）

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度[163]の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。雇用の期間を「縦」に伸ばす観点から、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備するとともに、雇用の選択肢を「横」に広げていく取組を進める。

短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。また、多様で柔軟な働き方を支援するため、就業調整の是正に向けた環境整備を進めるとともに、企業によるキャリア相談やサバティカル休暇制度の導入を促進する。

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向、年金財政や再分配機能に与える影響、公平性等に留意した上で、繰下げ制度の柔軟化を図るとともに、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職老齢年金の在り方等を検討し、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。また、老後の生活設計の選択を支援するため、随時ねんきん定期便等の記載を見直す。

雇用情勢はアベノミクス等の成果により引き続き安定的に推移していること等を踏まえ、消費税率引上げ後の国民の所得環境にも配意し、雇用保険の積立金の積極的な活用と安定的な運営の観点から、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討する。

---

[163] 被用者保険の更なる適用拡大。

（医療・介護制度改革）

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、医療・福祉サービス改革プランを推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築と併せ、医療・介護提供体制の効率化を推進し、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。診療報酬や介護報酬においては、適正化・効率化を推進しつつ、安定的に質の高いサービスが提供されるよう、ＡＤＬの改善などアウトカムに基づく支払いの導入等を引き続き進めていく。

（ⅰ）医療・福祉サービス改革プランの推進

医療・福祉サービス改革プランにより、ロボット・ＡＩ・ＩＣＴ等[164]、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について５％以上向上、医師については７％以上向上させる。

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入、「保健医療データプラットフォーム」の2020年度の本格運用開始、クリニカル・イノベーション・ネットワークとＭＩＤ－ＮＥＴ[165]の連携、ＡＩの実装に向けた取組の推進、栄養状態を含む高齢者の状態やケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ＡＩも活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組の推進などの科学的介護の推進等を行う。

レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みを、2021年10月を目途に稼働させる。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの実証結果等を踏まえ、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、厳重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定する。あわせて、医療情報化支援基金の使途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。介護情報との連携を進めるに当たって、手法等について引き続き検討する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

（ⅱ）医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

---

[164] 「未来イノベーションWG」（健康・医療戦略推進本部の下に設置）の取りまとめを踏まえ具体化される取組を含む。

[165] 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療情報データベース。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025 年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として 2019 年度中[166]に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025 年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020 年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なＰＤＣＡサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。質が高く効率的な救急医療提供体制の構築のため、救急医療のデータ連携体制の構築、救急救命士の資質向上・活用に向けた環境整備に関し検討を行う。

諸外国と比べて高い水準にとどまる入院日数の縮小を目指す。特に精神病床については、認知症である者を含めその入院患者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など基盤整備への支援等を講ずる。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、医療機関へのかかり方への啓発を行う。高額医療機器の効率的な配置に係る方針を都道府県の医療計画において盛り込むとともに、配置状況の地域差縮減に向けて共同利用率の向上等を図る。

人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について、人生会議[167]などの取組を推進するとともに、在宅看取りの好事例の横展開を行う。

オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実を進める。オンライン診療について、現場の状況等を踏まえ、診療報酬における対応について検討するとともに、オンライン服薬指導についての実施の際の適切なルールを検討する。生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するＰＨＲとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を 2022 年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020 年夏までに工程化する。

---

[166] 医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも 2020 年秋頃まで。

[167] 人生の最終段階で希望する医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。ＡＣＰ（Advance Care Planning）の愛称。

医師偏在指標を活用し、地域及び診療科の実効性のある医師偏在対策を推進する。2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。総合診療専門研修を受けた専攻医の確保数について目標を設定しつつ養成を促進するなどプライマリ・ケアへの対応を強化する。

医師・医療従事者の働き方改革について、医師の働き方改革に関する検討会報告書も踏まえ、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始も見据え、医療機関における労働時間管理の適正化とタスク・シフティングなどのマネジメント改革を推進する。

（iii）保険者機能の強化

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。

インセンティブの評価指標（例えば、糖尿病等の重症化予防事業）について、アウトカム指標の割合を計画的に引き上げていくとともに、引上げスケジュールをあらかじめ明らかにし、保険者等の計画的な取組を促す。インセンティブ付与に当たっては、健診情報やレセプトを活用した多剤・重複投薬の是正や糖尿病等の重症化予防、保険者間でのデータ連携・解析等に取り組む保険者を重点的に評価する。

個人の自発的な予防・健康づくりの取組を推進するため、ヘルスケアポイントなど個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し、先進・優良事例の横展開を図る。

法定外繰入等の解消について、国保財政を健全化する観点から、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を求めるとともに、保険者努力支援制度における加減算双方向でのインセンティブ措置を導入し、法定外繰入等の一人当たりの額が大きい都道府県を含め、法定外繰入等の早期解消を促す。国保の都道府県内保険料水準の統一や収納率の向上など受益と負担の見える化に取り組む都道府県の先進・優良事例について全国展開を図る。高齢者の医療の確保に関する法律[168]第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。国保の普通調整交付金の配分について、骨太方針2020における取りまとめに向けて、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から引き続き地方団体等と議論を継続する。

介護の保険者機能強化推進交付金についても、アウトカム指標の割合の計画的引上げ等とともに、介護予防などの取組を重点的に評価するなど配分基準のメリハリの強化や更なる見える化を通じて、保険者へのインセンティブを強化する。また、第８期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、地方自治体関係者の意見も踏

[168] 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）。

まえつつ、関係審議会等において検討し、所要の措置を講ずる。住所地特例制度の適用実態を把握するとともに、高齢者の移住促進の観点も踏まえ、必要な措置を検討する。

（ⅳ）診療報酬・医薬品等に係る改革

イノベーションの推進を図ること等により、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換するとともに、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組む。こうした観点から、前回の薬価改定で引き続き検討することとされた課題[169]等について結論を得、着実に改革を推進する。また、医薬品開発の促進に資する薬事規制の合理化を進める。

バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラー[170]については、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及を推進する。

調剤報酬について、2018 年度診療報酬改定の影響の検証やかかりつけ機能の在り方の検討等を行いつつ、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や、対物業務から対人業務への構造的な転換の推進やこれに伴う所要の適正化等、2020 年度診療報酬改定に向け検討する。その際、医療機関及び薬局における調剤の実態や報酬体系を踏まえ、調剤料などの技術料について、2018 年度診療報酬改定の影響や薬剤師の業務の実態も含めた当該技術料の意義の検証を行いつつ適正な評価に向けた検討を行う。高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方については引き続き検討を進める。

後発医薬品の使用促進について、2020 年９月までの後発医薬品使用割合 80%の実現に向け、インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む。

（給付と負担の見直しに向けて）

社会保障の給付と負担の在り方の検討に当たっては、社会保障分野における上記の「基本的な考え方」を踏まえつつ、骨太方針 2018 及び改革工程表の内容に沿って、総合的な検討を進め、骨太方針 2020 において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる。

② 社会資本整備

（基本的な考え方）

デジタル化を推進し、新技術をフル活用して「スマートシティ」を実現させていくことは、今後、各地域の生産性を向上させるとともに、利便性や快適性を高めることとなることから、Society 5.0 時代のまちづくりの基本コンセプトに「スマートシティ」の実

[169] 医薬品等の費用対効果評価における迅速で効率的な実施に向けた見直しや、その体制等を踏まえた実施範囲・規模の拡大、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非、長期収載品の段階的な価格引き下げ開始までの期間の在り方、2021 年度における薬価改定の具体的な対象範囲の 2020 年中の設定。

[170] 国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品。

現を位置づけ、その実現に向けた取組を加速させる。そのため、データ駆動型のインフラ整備・都市経営と大胆な民間資金の取り込みに向けた環境整備を進める。

また、人口減少やインフラの老朽化が進展する中、各地域の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進とともに、地域生活に不可欠なインフラの維持・計画的更新を図りつつ、インフラの統廃合や広域的な取組の推進、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを低減させるなど、時代の変化に対応した構造的な制度改革を進める。

データ駆動型のインフラ整備・管理などの新技術の活用等を通じ、コスト縮減を含めた公共事業の効率化や民間投資の喚起を図りつつ、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。また、生産性向上等のストック効果を最大限発揮するため、既存インフラやソフト対策の活用を進めるとともに、予算の重点化を図る。

財政制約の下、財政投融資や民間資金の利活用、公的資産の活用とそこからの収入の再投資等、多様な投資財源を確保するとともに、民間のノウハウを最大限活用していく。

こうした取組を通じて、ワイズスペンディングを一層強化するとともに、生産性を高め、豊かな暮らしを守るプロジェクト等をメリハリを付けて戦略的に展開し、将来世代に質の高いストックを引き継ぐ。

（新しい時代に対応したまちづくり）

2019 年度中に、国土交通省が中心となり、国・地方・民間を横断するインフラデータの積極的な利活用に向けた官民が保有するデータの連携・蓄積・利用の仕組み等の全体像の整理と、より多方面でのデータ利活用を推進する観点からデータの標準化・共有化等を積極的に進めるための取組方針と工程を明確化する。また、データのオープン化・３次元化、デジタルデータ化[171]の徹底やロボット、ＡＩなどの先進技術の実装を進めるとともに、インフラ整備と併せて、データを取得・更新・分析することにより、維持管理・更新を効率化する取組[172]を推進する。

官民データやＩｏＴなどの新技術を活用し、まちの課題を解決する「スマートシティ」の創出と全国展開に向け、データの官民利活用やモデル都市の創出、その横展開を目指す官民の連携プラットフォームの構築に全府省で連携して取り組む。コンパクト・プラス・ネットワークを推進するため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の一体的策定等を促進するとともに、立地適正化計画制度の更なる改善や都市計画制度の在り方の見直しを進める。都市計画道路の見直しについて手引を周知するなど横展開を図る。また、街路、広場等の修復・利活用、緑や水をいかした都市環境整備等を推進する。

市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、国・都道府県・市町村間での広域的なインフラ整備・維持管理に加え、市町村で対応が困難な場合の広域圏又は都道府県

[171] 国管理の河川で実施しているペーパーレス・タブレット端末対応の全国展開、国・地方のインフラ点検台帳のデジタル化等。

[172] 下水道事業において実証事業がすでに行われており、そのような取組を他分野にも横展開する。

等による代替等を進める。

さらに、空き家等の流通・利活用[173]に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進するとともに、所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針[174]等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。あわせて、遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進めるほか、登記所備付地図の整備を推進するため、筆界特定制度の新たな活用策[175]等についても検討を進める。

（重点プロジェクトの明確化と生産性向上等）

事業実施後にストック効果の発現状況を定量的・客観的に把握するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化し、これらの知見をＰＤＣＡサイクルに活用する取組を進めること等を通じて、2020年のインバウンド目標の先を見据えた供給能力増強等の受入れ環境整備や国際競争力の強化など重点的に取り組むプロジェクトを明確化する。

建設現場の生産性を2025年度までに２割向上を目指し、i-Constructionの推進により省人化・工事日数削減を図るとともに、建設機械の普及等によるコスト縮減の取組を進める。改革工程表に沿って、生産性向上に関する効果の把握、ＫＰＩの達成に向けたプロセスについて検討を進め、ＫＰＩを設定する。

あわせて、新・担い手３法[176]も踏まえ、施工時期の平準化[177]に取り組み、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、現場の担い手を確保するため、就業者の処遇改善や働き方改革、生産性向上等を進める。

（ＰＰＰ／ＰＦＩの推進等）

民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向ける仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充する。このため、「成長戦略フォローアップ」及び「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン」[178]に基づき、多様なＰＰＰ／ＰＦＩの活用を重点的に推進する。

---

[173] 住宅セーフティネットの一環として空き家を若者・子育て世代向けの住宅として活用すること、空き家や空き室等を災害時の住まいに活用することを含む。

[174] 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和元年○月○日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）。

[175] 例えば、地籍調査を実施する地方自治体等が筆界特定の申請をすることを新たに認めること。

[176] 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律○号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律○号）。

[177] 債務負担行為の活用、地域単位で国・地方自治体の発注見通しの統合等。

[178] 「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年○月○日民間資金等活用事業推進会議決定）。

上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。刑務所の運営等にＰＦＩ手法を活用した事例の検証結果を踏まえ、地方を含めた庁舎建設などあらゆる公共サービスにＰＰＰ／ＰＦＩを積極的に活用する。

人口20万人以上の地方自治体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするＰＰＰ／ＰＦＩの実施支援に加え、導入可能性調査経費等の初期投資支援や地域企業が参加するプラットフォームの形成促進など具体的案件形成に向けた支援を強化するとともに、ＰＰＰ／ＰＦＩ導入の優先的検討を要件とした補助金・交付金の拡大など、地方自治体等がＰＰＰ／ＰＦＩに取り組みやすい方策を講ずる。人口 20 万人未満など人口規模が小さい地方自治体においても案件形成が進むよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方自治体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促す。

また、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにも、積極的にＰＰＰ／ＰＦＩを導入すべく、サービス購入型の運営権設定や多年度かつ広域での一括契約などの仕組みを活用した民間技術・ノウハウの導入に向けて、具体的に検討を進める。

（人口減少時代に対応した制度等の抜本見直し）

高齢者数がピークを迎える 2040 年代半ば頃までを見据えた対応が重要であり、以下の事項等を含め、持続可能な地域社会の構築に向けて、人口減少時代に対応した制度等の抜本見直しの検討を進める。

公共インフラ資産から得られる収益を増加させる方策を検討し、将来必要となる再投資への計画的な活用策を検討する。高速道路で取組が始まった民間の発意と負担による高速道路と民間施設を直結するインターチェンジの整備など公共インフラ整備における民間資金の更なる活用、さらには、リース手法等を通じた民間資金・ノウハウの活用と官の資産保有コストの軽減を図るための方策の検討等を進める。また、過疎化や人口減少の下で公共インフラネットワークの在り方についての検討を進める。

（公的ストックの適正化）

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。

インフラ所管省は、長寿命化等による効率化の効果も含めた中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、新経済・財政再生計画に定めた「地方公共団体による３年以内の維持管理・更新費見通しの公表」を着実に促すため、その標準的な算定方法を示すなどの必要な支援を行う。また、「個別施設計画」が 2020 年度までに確実に策定されるよう、必要な対策を講ずるとともに、インフラ所管省は、個別施設計画

等に基づく集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。

「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る。また、インフラメンテナンス国民会議等を通じた先進・優良事例の全国展開を推進する。「個別施設計画」を踏まえ、2021 年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

③ 地方行財政改革

（基本的な考え方）

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、より個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。Society 5.0 時代の到来や人口減少を見据え、2040 年頃までに顕在化する諸課題に今から対応する観点から地方行財政制度の在り方について検討し、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進する[179]。

具体的には、地方歳出についても、2020 年度において、新経済・財政再生計画に定める目安[180]に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげる。

また、人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進する。同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとともに、「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しする。

社会保障関係費の増加、人口減少・高齢化の下での新たなサービス需要の増加といった課題に引き続き対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築や地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める。

（持続的な地方行財政制度の構築）

人口減少・高齢化の下、長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、関係府省庁は作成・公表を進めるとともに、社会保障の将来見

---

[179] 地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠であり、地方自治体における運用の実態等を踏まえ、各省が連携して制度改革を進める。

[180] 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度までにおいて、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

通しに関する議論も踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省庁が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。

市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。連携中枢都市圏や定住自立圏による広域連携の取組に対する支援とともに、取組事例に関する情報提供等により、各圏域における取組の深化を促進する。地方自治体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で 2019 年末までに対象や工程を具体化する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第 32 次地方制度調査会での議論も踏まえつつ、検討する。また、課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。

地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

（地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革）

歳出改革の推進と地域再生や業務効率化等に前向き、具体的な行動に取り組む地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を５割以上とすることを目指す。第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、地方創生関連施策のこれまでの事業全体の成果を検証するとともに、重要課題に前向きに取り組み、ＫＰＩを設定し具体的な成果を目指して取り組む地方自治体への支援を更に強化する観点から各種支援措置のインセンティブを強化する。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方自治体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講ずる。

地方自治体の窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化する。その他の業務改革についても、改革工程表に沿った取組を進めていく。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証し

て効果向上を図る。地方自治体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。また、広域的に相互に連携する事業やスマートシティの推進など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。

（公営企業・第三セクター等の経営抜本改革）

公営企業会計の人口３万人未満の団体における更なる適用拡大により、資産を含む経営状況の比較可能な形での把握を一層促すとともに、経営戦略の策定及びＰＤＣＡ等を通じて、改革工程表に沿って、収入・支出や、管理者の情報の見える化を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用などの抜本的な改革等を加速する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促すとともに、廃止・民営化等の検討にも資するよう、経営比較分析表の充実と一覧して容易に比較できる形での公表を検討する。下水道・簡易水道については、新たなロードマップに基づき、人口３万人未満の団体においても公営企業会計の適用を一層促進するほか、その他の事業についても公営企業会計にできる限り移行するよう検討を促す。これらの取組の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する。財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において 2018 年度末までに策定･公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020 年度から取組状況を把握・公表する。

水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進していく。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なＰＰＰ／ＰＦＩの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、2020 年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。

（見える化、先進・優良事例の横展開）

地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）に関して、試行調査を行い明らかになった課題[181]に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む。その際、試行調査における歳出区分の適正化や歳出区分への計上精度の向上を着実に進めるとともにＩＣＴを活用することにより、地方自治体の業務負担を軽減することを検討する。また、改革工程表に沿って、統一的基準による地方公会計の見える化による資産管理の向上、地方財政計画上の各歳入・歳出項

[181] 歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性、各地方自治体における事務負担やシステム対応に伴うコスト等。

目と決算の差額及び対応関係の見える化、地方自治体の基金の見える化（一覧化を含む）に、引き続き着実に取り組む。

地方自治体における業務改革等や地域の課題に関する住民の気付きと前向きな行動を促すため、類似団体間の横比較や時系列変化の把握ができるよう見える化データベースの機能の拡充を図り、戦略的な情報発信を行う。

④ 文教・科学技術

（基本的考え方）

新経済・財政再生計画並びに改革工程表に基づいて改革を順次実行に移す。少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上に向け、教育政策における外部資源の活用やＰＤＣＡサイクルの徹底、教育研究の定量的成果等に応じた財政支援のメリハリ付けの強化を進める。

また、イノベーション創出による社会的課題解決等の推進、科学技術政策のＥＢＰＭ化等を通じ、予算の質の向上を図る。官民を挙げて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で Society 5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。

（少子化の進展を踏まえた予算の効率化、ＰＤＣＡサイクルの徹底、教育の質の向上）

「第３期教育振興基本計画」に基づき、教育政策全般にわたるエビデンスに基づく実効性のあるＰＤＣＡサイクルを確立する体制の構築を進める。教育政策に関する質の高い実証研究や、客観的な証拠の開発に向け、大学生を対象とした調査を実施する。卒業後の状況、学修時間や学修成果、在学中に身に付けた能力・付加価値など、教育成果を客観的・定量的に把握し、エビデンスに基づく効果的・効率的な政策立案を図る。地方自治体や研究機関等のコンソーシアムの構築等により、全国学力・学習状況調査結果など自治体所有データの研究者等による利用の円滑化や当該自治体の教育政策への活用を進めるなど、国のみならず地方自治体の教育政策におけるＰＤＣＡサイクルの構築を推進する。あわせて、国の財政支援について、地方自治体の改革の取組や成果に応じて実施する仕組みとする。

頑張る大学の取組を後押しするため、国立大学法人運営費交付金について、教育研究に係る客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大するとともに、私学助成について、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分の強化を図る。また、国立大学改革を加速するため、大学ガバナンスコードの策定、人事・給与・財務マネジメント改革、厳格な評価と資源配分の仕組みを強化していく。また、国立大学が自らの努力により財源を確保し教育研究に有効活用できるよう、余裕金の共同運用の仕組みの創設、留学生対象授業料に係る規制緩和、大型共同研究の促進や寄附の拡大などの多様な資金の獲得を進める。

（イノベーション創出や科学技術政策におけるＥＢＰＭ推進による予算の質の向上）

新たな戦略形成プロセスに基づく科学技術イノベーション政策を推進する[182]。特に、生活習慣病・認知症対策、防災・減災、再生医療、ゲノム医療、ＡＩ、量子、革新的環境エネルギー等の社会的課題解決に資する研究開発を官民挙げて推進するとともに、政府事業・制度等の一層のイノベーション化を進める。

科学技術分野におけるＥＢＰＭの基盤整備を推進するとともに、研究資金や研究成果も含めた科学技術イノベーション政策のコスト・効果等の見える化など予算の質の向上を図る。

あわせて、若手研究者への支援の重点化等により、Society 5.0 時代の成長を牽引（けんいん）する重要な資源である大学・研究機関等における人的資本を高めるとともに、産学連携を通じてより多面的な活用を図り、オープン・イノベーションを推進する観点から、大学・研究機関に属する研究者や研究業績・成果等に関する情報の効率的収集や一元的・総合的に活用する仕組みを構築する。

予算を効果的に執行する観点から、研究開発への更なる民間資金の活用、大型研究施設の最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同の仕組みで推進する。また、国際共同研究の強化などグローバルな研究ネットワークの拡充を促進するとともに、科学研究費助成事業などの競争的研究費の一体的見直し等により、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を促進する。研究設備・機器等の計画的な共用の推進や研究支援体制の整備により、研究の効率化や研究時間の確保を図り、研究の生産性向上を目指す。

⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等

（基本的考え方）

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き税体系全般にわたる見直しを進めるとともに、国・地方の資産・債務の圧縮等を推進する。

（税制改革）

個人所得課税や資産課税について、人生 100 年時代を見据え、働き方の多様化への対応や再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。個人所得課税について、ライフコースの多様化も踏まえ、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、包括的な見直しを進める。資産課税についても、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生

[182] 「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年〇月〇日閣議決定）に基づく。

産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調に基づく「ＢＥＰＳプロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、長期的な解決策の国際的な合意に向けた議論に積極的に貢献する。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

ＩＣＴの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する。グローバル化やＩＣＴ化が急速に進展するとともに、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

（３）歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

骨太方針 2018 に掲げた広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組[183]を引き続き加速・拡大し、公的部門の効率性向上等により潜在成長力を強化するとともに、需要面での経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制に取り組む。

①「見える化」の徹底・拡大

見える化は歳出改革の推進力である。各府省は見える化を通じて得られた客観データを活用し、各分野における歳出改革の取組について実効的なＰＤＣＡサイクルを構築する道筋を具体化する[184]。

内閣府は各省と連携し、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防、40～50 歳代への特定健診・特定保健指導・がん検診の実施、地域医療構想の実現、国民健康保険の法定外繰入解消、介護予防などの重点課題について、経済・財政と暮らしの指標・見える化データベースを活用し、類似団体間での進捗状況等の比較を含め、重点的に見える化を行い、課題解決に向けた取組を 2019 年末までに工程化する。また、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、総務省は地方単独事業（ソフト）の試行調査における歳出区分の適正化や公営企業の経営・資産の状況等の見える化を徹底する。

さらに、我が国の経済社会の構造を人々の満足度（well-being）の観点から見える化する「満足度・生活の質を表す指標群（ダッシュボード）」の構築を進め、関連する指標を各分野のＫＰＩに盛り込む。

---

[183] 前向きな行動の変化を促すための、「インセンティブ改革」、「見える化」、「先進・優良事例の横展開等」、「公的サービスの産業化」、「技術革新を活用した業務イノベーション」の取組。

[184] 「見える化」により政策の努力目標を策定し（Plan）、目標を「見える化」することで、住民、地方自治体等の行動変容を促し（Do）、その結果を「見える化」することで、政策の効果検証を行い（Check）、検証結果に基づき政策の改定、新たな評価指標（「見える化」により）を設定する（Action）。

② 先進・優良事例の全国展開等

「経済・財政再生計画」以降、先進・優良事例の全国展開については、予防・健康づくりをはじめ多くの分野[185]において取組が着実に進められてきたが、その取組を強化・拡大していくためには、そうした事業について、経済効果等を定量的に把握するとともに、関係団体等を巻き込みながら、所管府省庁は効果の高い事業を戦略的に全国展開することが重要である。

このため、各府省庁が実施しているモデル事業等について、骨太方針 2018 で掲げた取組[186]の進捗状況をフォローアップし、インセンティブの付与、行動経済学の活用（ナッジ理論、デフォルトの設定等）などの方策、時期、ＫＰＩ等を含め、取組の強化に向け、年末にその工程を具体化する。また、各府省が歳出改革に向けたモデル事業等を 2020 年度から新たに実施する場合には、モデル事業等の設計段階から、専門家の知見も活用し、その成果を定量的に検証できるようすることを前提とする。

また、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防、特定健診・特定保健指導事業において地域の医師会等と連携するモデル、ＩＣＴやＡＩ等を活用した業務手法の標準化・コスト縮減等の効果が高い事業について、方策、時期、ＫＰＩ等を具体化し、日本健康会議や全国知事会の取組[187]とも連携し、戦略的に全国展開する。

③ インセンティブ改革

インセンティブ改革を更に発展・拡大させていくため、インセンティブ措置の効果検証を適切に実施し、それに基づき、より効果の高いインセンティブの仕組みの構築に向けて経済財政諮問会議において必要な対応を検討する。各府省は、改革工程表に盛り込まれたインセンティブ改革の取組について、データの収集、学識経験者を交えた効果検証などの取組を経済・財政一体改革推進委員会に報告の上、改革工程表に盛り込み、インセンティブ改革に関するＰＤＣＡサイクルを構築する。

---

[185] 「自治体行政スマートプロジェクト」（ＩＣＴやＡＩ等を活用した標準的・効率的な業務プロセスの構築）、生活習慣病の重症化予防の先進・優良事例の横展開や特定健診・特定保健指導の実施に取り組む好事例の横展開、個別施設計画（公営住宅、官庁施設、空港、鉄道、港湾、公園等）の先進・優良事例の横展開

[186] 歳出効率化効果、経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。また、地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

[187] 例えば、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防に関して、県・国民健康保険団体連合会・医師会が連携して進める埼玉県の取組の全国展開。

第４章　当面の経済財政運営と令和２年度予算編成に向けた考え方

１．当面の経済財政運営について

（１）消費税率引上げへの対応

政府は、2019 年 10 月１日の消費税率 10%への引上げに当たり、下記の各措置や防災・減災、国土強靱化を含めた 2019 年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む。

① 駆け込み・反動減の平準化

消費税率引上げの前後において、事業者のそれぞれの判断によって柔軟な価格設定が行われるよう、諸外国の例等を踏まえ整備した「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」[188]の周知を進める。

同時に、下請などの中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講ずる。

キャッシュレス・消費者還元事業[189]、プレミアム付商品券事業[190]、耐久消費財（自動車・住宅）に係る税制・予算措置により、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化し、消費を喚起・下支えする。これらの措置についても、事業者に混乱が生じないよう、また、消費者が安心して購買できるよう、周知・広報を強力に実施する。

② 軽減税率制度の実施

消費税率引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施することとしており、個別の相談対応など一層丁寧な対応による周知徹底を行うとともに、レジ導入等への支援を行うことで準備を更に促し、制度の円滑な実施と適正かつ安定的な運用のため、必要な体制整備を含め万全を期す。

（２）当面の経済財政運営

政府は、成長を持続し、経済再生と財政健全化の好循環を実現していくため、Society 5.0 の実現や適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、成長力の強化を進める。所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな流れを確実

---

188 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成 30 年 11 月 28 日内閣官房・公正取引委員会・消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁）。

189 2019 年 10 月からオリンピック・パラリンピック前の 2020 年６月までの９か月間に限定し、中小・小規模事業者等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、５％（又は２％）ポイント還元により支援（いわゆる「ポイント還元事業」）。

190 住民税非課税者及び３歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対し、2019 年 10 月から 2020 年３月までの間で使用できるプレミアム付商品券を発行・販売（１人当たり２万５千円まで（プレミアム額５千円））。

にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指す。全世代型社会保障の推進や国の財政の持続可能性を見据えた取組等によって、将来に対する不安に対応する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２%の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

２．令和２年度予算編成等について

① 消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、令和２年度当初予算においても適切な規模の臨時・特別の措置を講ずることとし、その具体的な内容については、令和２年度予算の編成過程において検討する。

② 海外発の下方リスクに十分目配りし、経済・金融への影響を迅速に把握するとともに、リスクが顕在化する場合には、機動的なマクロ経済政策を躊躇（ちゅうちょ）なく実行する。

③ 令和２年度予算は、骨太方針 2018 及び本方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。

④ 次世代型行政サービスへの改革、「見える化」の徹底・拡大などの国民各層の意識改革や行動変容につながる歳出改革等に向けた取組への予算の重点配分を推進する。

⑤ ＰＤＣＡサイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、ＥＢＰＭを推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。

令和元年6月5日
未来投資会議（第28回）資料

成長戦略実行計画案

令和元年 6月5日

成長戦略実行計画案

（目次）

第１章　基本的考え方 1

第２章　Society5.0の実現 15
１．デジタル市場のルール整備 15
２．フィンテック／金融分野 18
３．モビリティ 21
４．コーポレート・ガバナンス 25
５．スマート公共サービス 27
６．次世代インフラ 27
７．脱炭素社会の実現を目指して 28

第３章　全世代型社会保障への改革 30
１．70歳までの就業機会確保 30
２．中途採用・経験者採用の促進 32
３．疾病・介護の予防 33

第４章　人口減少下での地方施策の強化 38
１．地域のインフラ維持と競争政策 38
２．地方への人材供給 42
３．人口急減地域の活性化 42
４．国家戦略特区 42
５．中小企業・小規模事業者の生産性向上 43

第１章　基本的考え方

（１）背景

AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）など、第４次産業革命のデジタル技術とデータの活用は、19世紀から20世紀にかけて進んだ電力化や、20世紀末に進んだIT化と同じく、全ての産業に幅広い影響を及ぼす、汎用技術（General Purpose Technology：GPT）としての性格を有する。

令和の新時代において、我が国が第４次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限に活かし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織のあり方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第４次産業革命は、同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への構造変化をもたらす。デジタリゼーションを企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争であり、付加価値の創出・獲得が課題である。

第４次産業革命は、労働市場にも大きな影響を及ぼす。現在、世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化（Polarization）」が進行している。高スキルの雇用を増加させるためには、機械やAIでは代替できない創造性、感性、デザイン性、企画力といった能力やスキルを具備する人材を育てていく必要がある。

このように、第４次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革を進められるかどうかが、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右する。

（２）政府・政策の変革

第４次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応えて具体的なアクションを起こせるかどうかが、日本が第４次産業革命をリードできるかどうかを決する。この１、２年が勝負である。

このため、必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、2020年の通常国会において国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組むこととする。

引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融政策や機動的な財政運営を推進しつつ、その間に、政府においては、人材の流動化などのオープン・イノベーションの試みを率先して実施すると同時に、規制改革の推進により新規参入を促進し、経済政策の持続可能性を確保していく。

（３）組織の変革

第４次産業革命を実現するためには、企業によるイノベーションの実行が重要になる。イノベーションの担い手として、引き続きベンチャー企業への期待は大きく、その育成は重要であるが、懐妊期間の長い研究開発投資が必要となる第４次産業革命においては、資金面・人材面で豊富なリソースを有する既存企業・大企業の役割も重要となる。

2001年から2007年では、日本の労働生産性の伸び率は米英に比べて低い状況であった（図1）。これに対して、2011年以降は、伸び率としては、日本がG7の中で一位となっている（図2）。

図1. 時間当たり実質労働生産性の年平均伸び率（2001-07年）

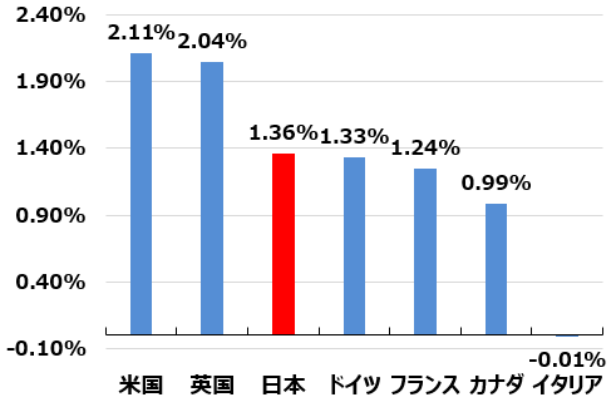

図2. 時間当たり実質労働生産性の年平均伸び率（2011-17年）

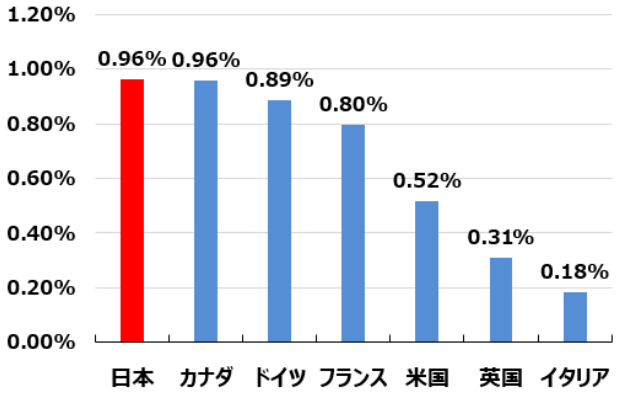

ただし、労働生産性の絶対値自体は依然として低く、米国の65%である（図3）。生産性は、売値－コストを基礎とするので、日本の労働生産性の低さは、コストが高いことが原因か、それとも売値が低いことが原因か、ということが論点である。

この点を確認するため、マークアップ率を見てみる。「マークアップ率」とは、分母をコスト（限界費用）、分子を販売価格とする分数であり、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものである。この値が１のとき、販売価格はちょうど費用をまかなう分だけを捻出していることになる。

米国や欧州企業は、2010年以降、急速にマークアップ率が上昇する一方、日本企業は2010年以降も低水準で推移している（図4）。

図3. 時間当たり実質労働生産性の対米国比水準（2017年）

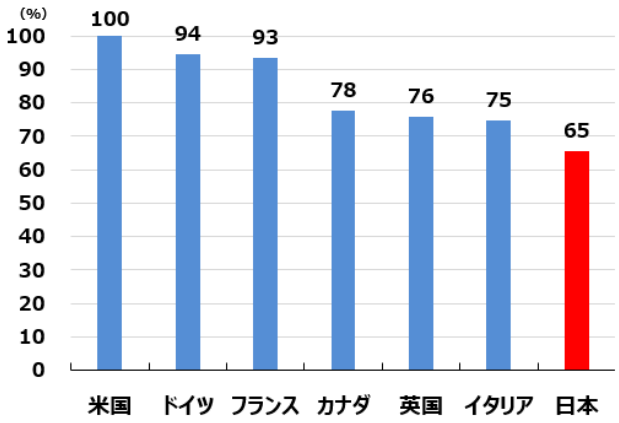

図4. 先進国企業のマークアップ率の推移

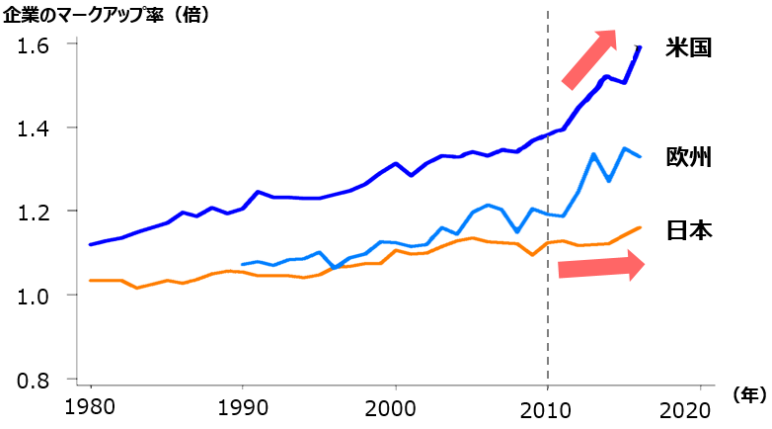

米国では、1980年段階では、マークアップ率の分布は１倍近傍に集中し、価格がちょうどコストをまかなう程度であった。直近の2016年になると、右側の方向にロングテールに伸びている（図5）。第４次産業革命などの結果、値段を取ることが出来る企業が増えてきたことを示している。

米国を除く先進国においても、企業のマークアップ率の分布は同様の変化になっている（図6）。日本においてもマークアップ率が高い企業が登場しつつあることは一定程度確認できるが、その変化の幅は海外と比して非常に低い（図7）。

図5. 米国企業におけるマークアップ率の分布

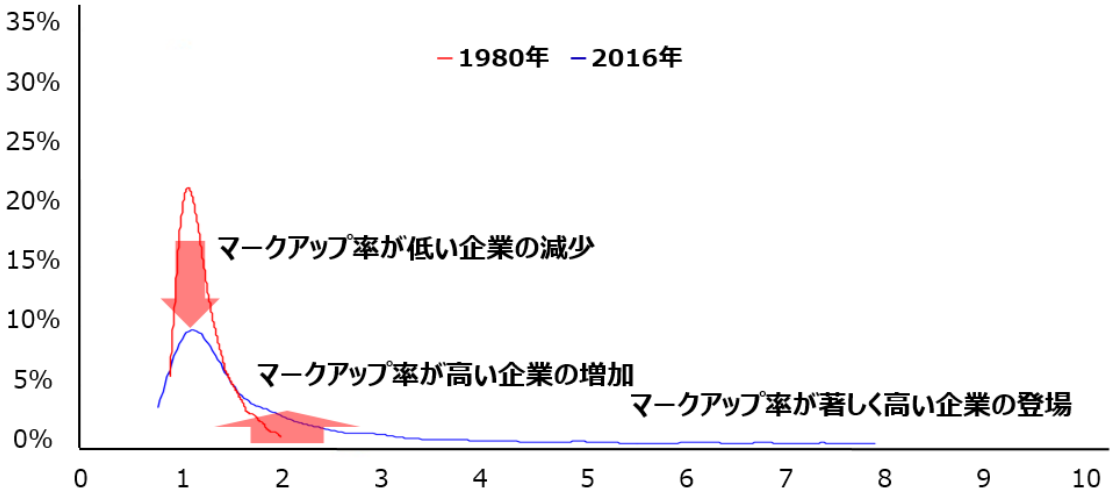

図6. 先進国企業におけるマークアップ率の分布

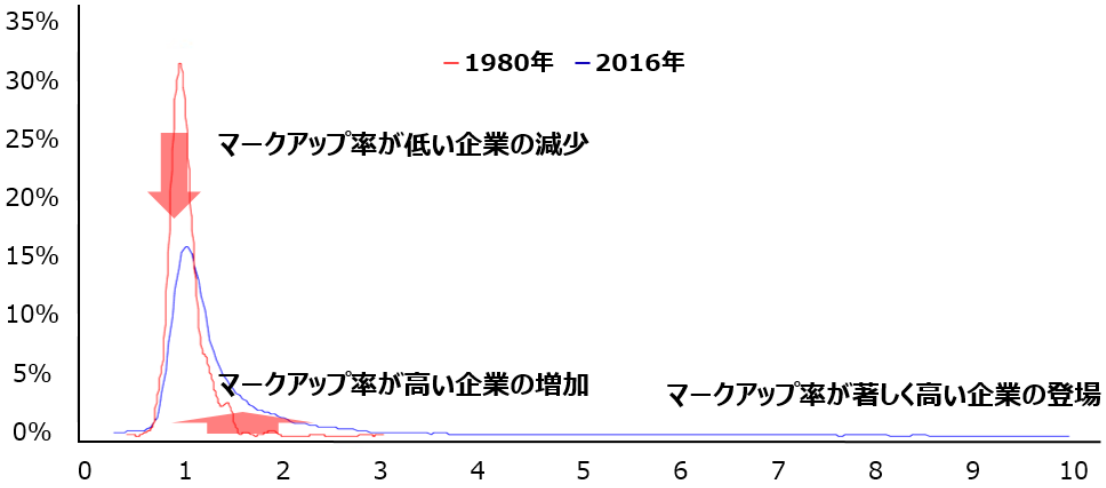

図7. 日本企業におけるマークアップ率の分布

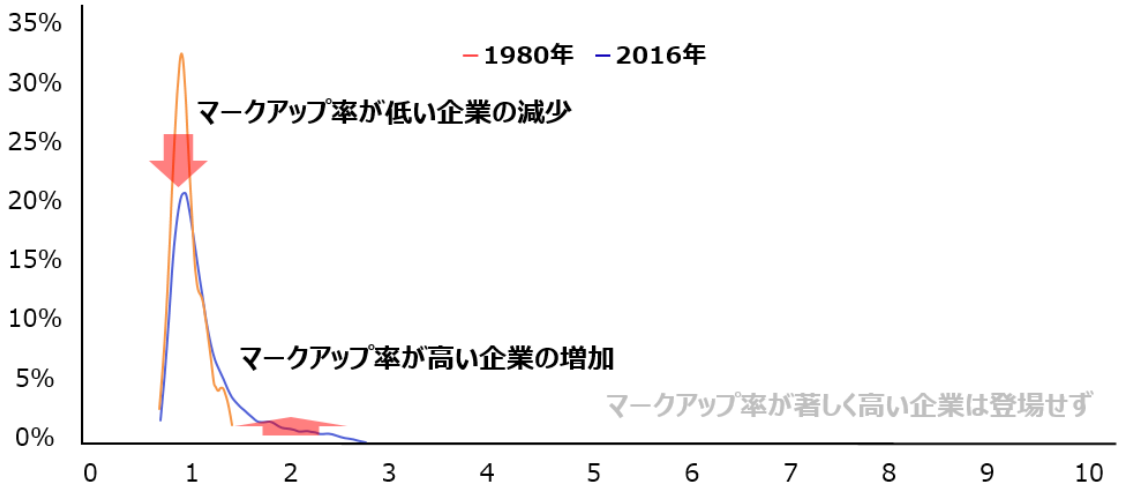

日本の労働生産性上昇の課題は、顧客視点でみた付加価値の創出である。すなわち、第４次産業革命のデジタル技術とデータを活用し、付加価値の高い新たな製品・サービスを生み出すことで、マークアップ率・利益率の向上を図る必要がある。

特に、日本企業は、その得意とした実世界（フィジカル空間）での知識やリアルデータを生かし、仮想空間（サイバー空間）への展開を早急に行う必要がある。

このためには、第４次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用できる環境を整備し、世界に先駆けてイノベーションを生み出す必要がある。また、国際社会において、プライバシー保護と自由なデータ流通の両立に我が国が先導役として取り組む。これにより、地域の暮らし、国民の生活がよりスマートで豊かになる社会を作るとともに、地球環境問題や高齢化等の世界的課題を解決する。

（４）人の変革

①付加価値の高い雇用の創出

第４次産業革命は、労働市場の構造にも著しい影響を与える。その構造変化の代表が両極化である。

米国では、中スキルの製造・販売・事務といった職が減り、低賃金の介護・清掃・対個人サービス、高賃金の技術・専門職が増えている（図8）。日本でも同様の両極化が発生し始めている（図9）。

図8. 米国における職業別就業者シェアの変化（16-64歳）

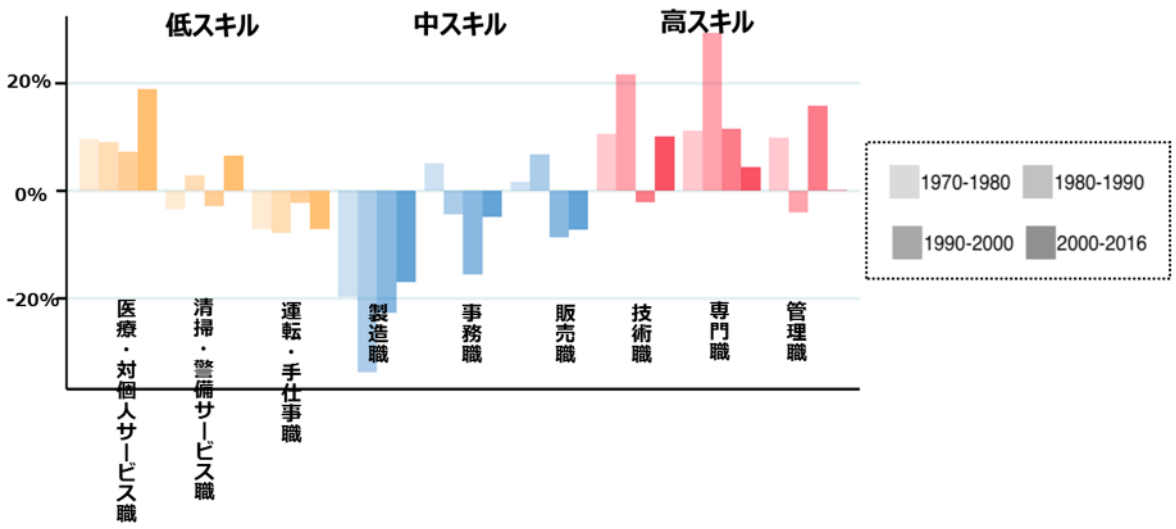

図9. 日本における職業別就業者シェアの変化（15歳以上）

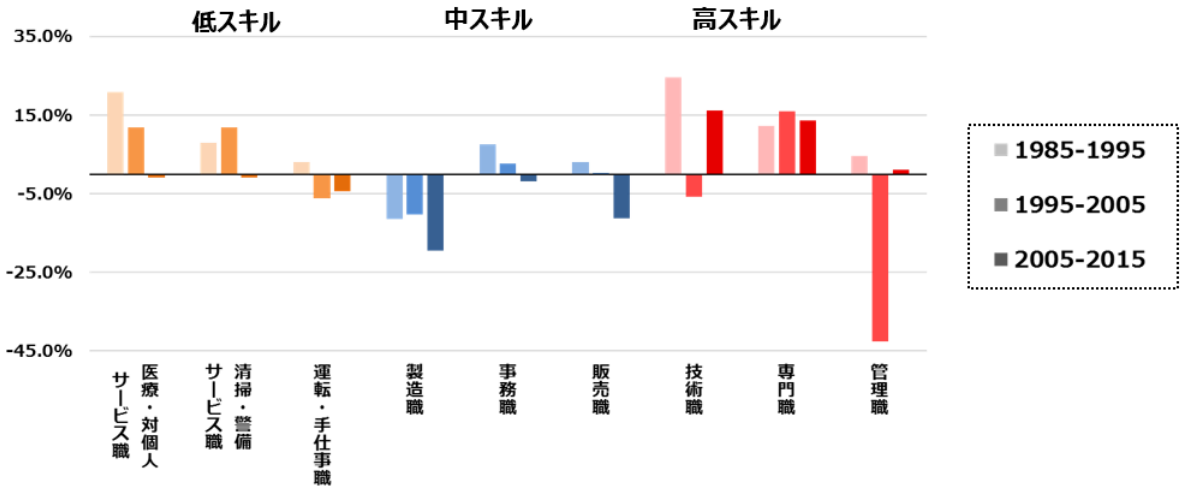

経済成長を支える原動力は「人」である。劇的なイノベーションや若年世代の急減が見込まれる中、国民一人一人の能力発揮を促すためには、社会全体で人的資本への投資を加速し、高スキルの職に就ける構造を作り上げる必要がある。

また、第４次産業革命や人口減少など変化が激しい時代には、企業も個人も、変化に柔軟に対応し、ショックへの強靭性を高める必要がある。このためには、第４次産業革命によってもたらされる分散化・パーソナル化の力に合わせて、働き方としても、多様で柔軟な企業組織・文化を広げる必要がある。

これにより、組織の中に閉じ込められ、固定されている人を解放して、異なる世界で試合をする機会が与えられるよう、真の意味での流動性を高め、個人が組織に縛られ過ぎず、自由に個性を発揮しながら、付加価値の高い仕事が出来る、新たな価値創造社会を実現する必要がある。

第４次産業革命が進むと、創造性、感性、デザイン性、企画力といった機械やAIでは代替できない人間の能力が付加価値を生み出すようになる。労働市場の両極化に対応し、付加価値の高い雇用を拡大するためには、教育制度においても、様々な発想や異質なアイデアを尊重することで、それぞれの領域で抜きんでた才能を有する人材を育成する必要がある。

また、第４次産業革命の結果、大学院卒の賃金にプレミアムが発生するようになっている。賃金プレミアムが発生している分野は、学部卒を０％として、修士卒・博士卒のプレミアムをみると、心理学、芸術、コミュニケーション、文学、理科系では物理学といった基礎的、本質的な分野に発生している（図10）。AIと組み合わせたとき、基礎的な部分が問題になることを示している。大学院卒を含め、日本においても、文理を問わず、大学院教育を含めリベラルアーツ教育の強化を進める必要がある。同時に、企業による大学院卒業生の活用を促進する必要がある。また、基礎的なデータ・AIのリテラシーの強化を推進する。

図10. 米国における大学院卒の生涯賃金増加（対学部卒）

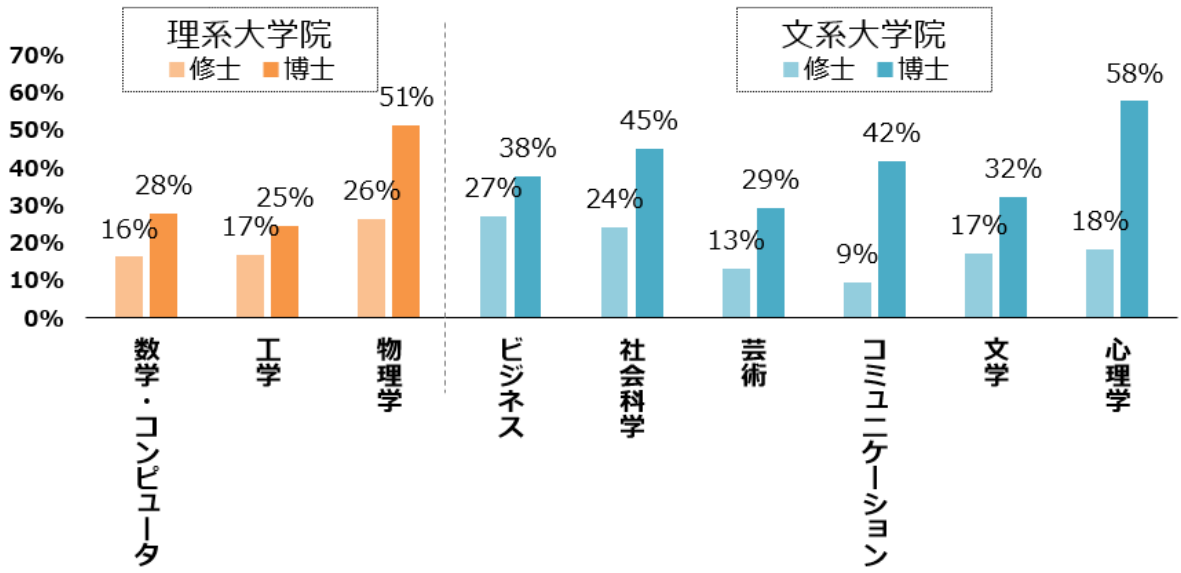

能力開発・キャリア形成は、労働者一人一人が自らの責任で主体的に取り組むことが重要であるが、企業としても、従業員の学び直しによる能力発揮を支援する必要がある。同時に、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせて、いつでも何度でも学び直すことができるリカレント教育の環境を引き続き整備する。

②柔軟で多様な働き方の拡大

終身雇用や年功序列を基盤とした日本型の雇用慣行を社会の変化に応じてモデルチェンジし、多様な採用や働き方を促す必要がある。

足元で進む新卒一括採用のあり方の見直しと同時並行的に、中途採用・経験者採用、あるいはキャリア採用と呼ばれている採用形態の拡大や、評価・報酬制度の見直しを促していく必要がある。

そのためには、職を求める学生等がその企業の雇用方針を理解して入社できる環境が重要であり、現在は選択的開示項目にとどまっている中途採用・経験者採用の実績開示について、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求め、一層の見える化を図っていく必要がある。

③兼業・副業の拡大

副業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、他方、実際に副業がある者の数は、横ばい傾向である（図11）。

本業の企業の付加価値の創出・獲得との関係でみても、「医療・福祉」を除いて、本業とは異なる業種での副業を行う者が多く、本業の企業にとっては、多様な経験を積む機会となっている（図12）。

図11. 副業がある者、希望する者の推移

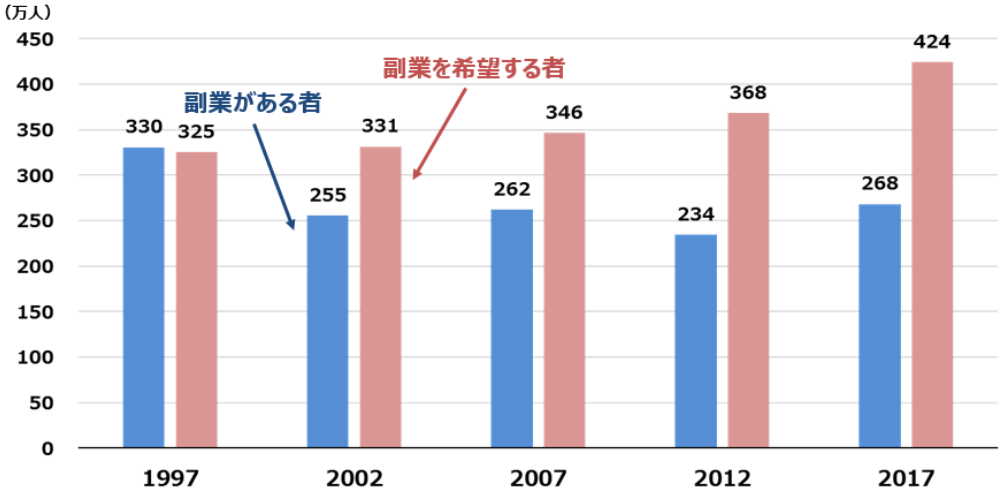

図12. 業種別における副業の業種の割合

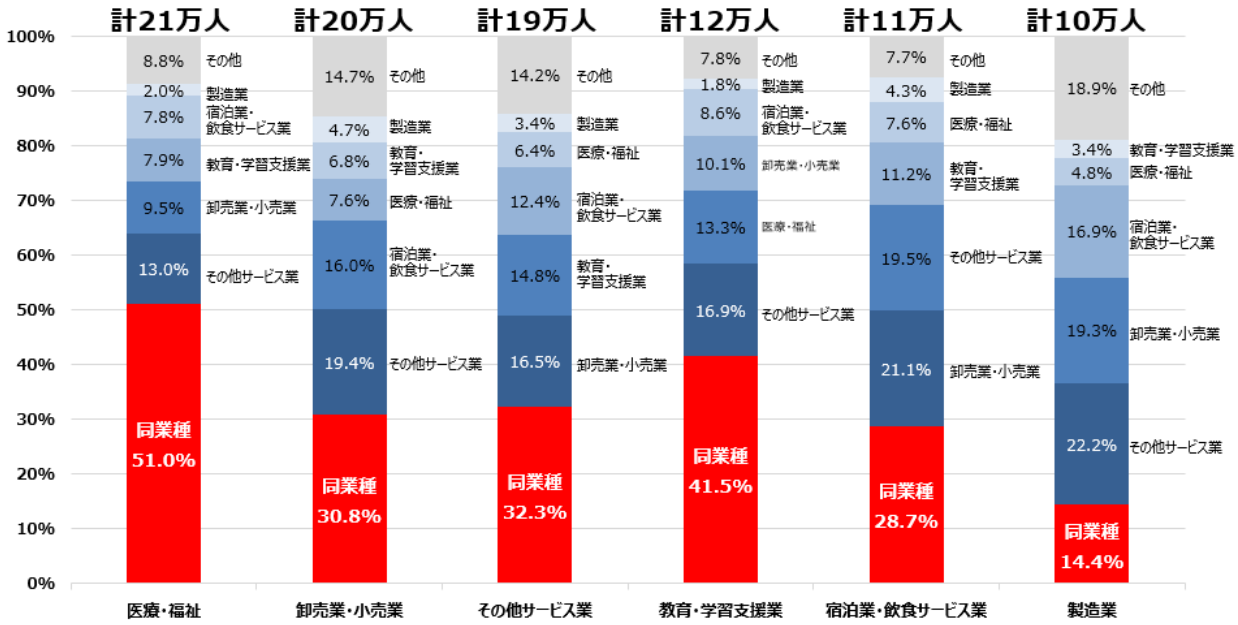

また、副業を行うことにより、９割の副業者が本業への意識が高まった、または変わらないと回答し、さらに、２割の副業者は本業へのモチベーション等が高まっていると回答している状況にある（図13）。

実際、思考・分析といった高度人材では、副業をしている人が、そうでない人よりも本業での賃金が36%高くなっている（図14）。このことは、企業の境界を低くし、高度人材の従業員に兼職させることで、本業の価値が高まることを示唆している。

また、どの国でも、企業を出て起業を行うことにはリスクが伴うが、このリスクを逓減させるため、海外では、新たな起業を行うとき、過半は兼業で起こしている（図15）。

図13. 副業による本業への影響

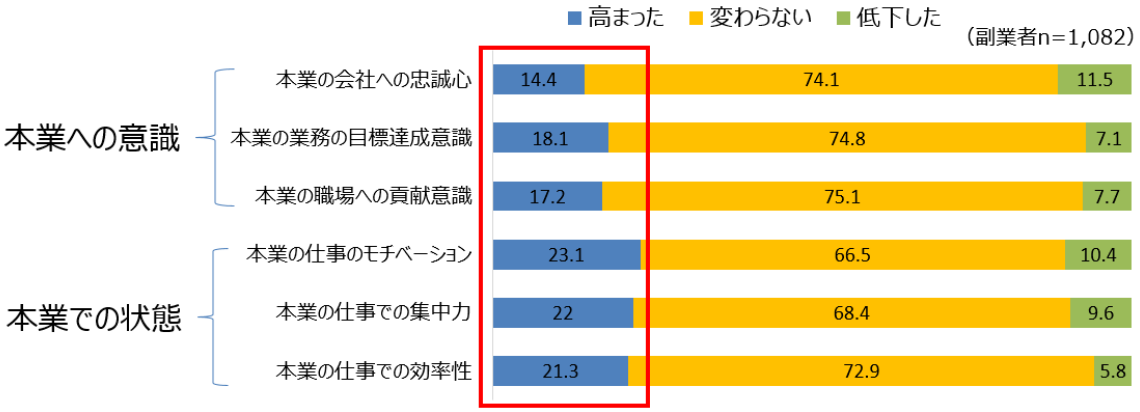

図14. 副業経験が本業の賃金に与える影響

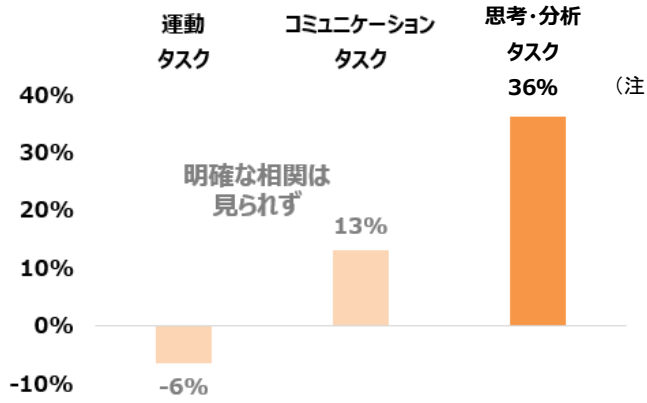

（注） グラフは、副業（ボランティア）を始めた従業者の、副業経験（ボランティア経験）を持たない従業者と比較した、賃金の増加分を示している。なお、ここでの「賃金」は、本業の1時間当たり賃金を、「運動タスク」は主に運動能力が求められる仕事（製造・建築作業、運輸・通信事業等）、「コミュニケーションタスク」は主に対人能力が求められる仕事（サービス職、販売職等）、「思考・分析タスク」は主に思考能力・分析能力が求められる仕事（管理職、専門・技術職、情報処理技術職等）を表す。

図15. スウェーデンのハイテク産業の起業家の内訳

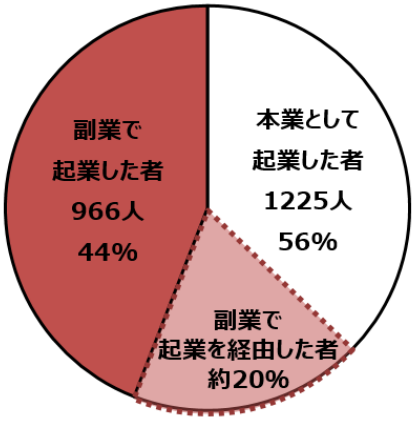

（注） スウェーデンではハイテク産業の起業家のうち、４割が副業で起業している。また、２割は副業の起業後に本業になった者である。

兼業・副業の拡大は、所得の増加に加え、スキルや経験の獲得を通じた、本業へのフィードバックや、人生100年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とする。労働時間・健康管理についての懸念に対応するため、課題の論点整理を加速するとともに、兼業・副業について規定したモデル就業規則等の普及促進や取組事例の展開等により、兼業・副業の定着を図っていく必要がある。さらに、兼業・副業を通じた起業の促進も図る必要がある。

技術の進展により、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態が増加しており、「ギグ・エコノミー」（Gig Economy）と呼ばれている。特に高齢者の就業機会の拡大に貢献している（図16）。日本でも、全体の７割弱が40代以上の中高齢層とのデータもあり（図17）、ギグ・エコノミーにより、高齢者雇用拡大の可能性がある。

また、会社員よりも個人事業主・フリーランスの方が満足度が高い。特に「達成感/充実感」、「スキル/知識/経験の向上」では差がついている（図18）。個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

図16. ギグ・エコノミーによる就業割合の推移（1995年-2015年）

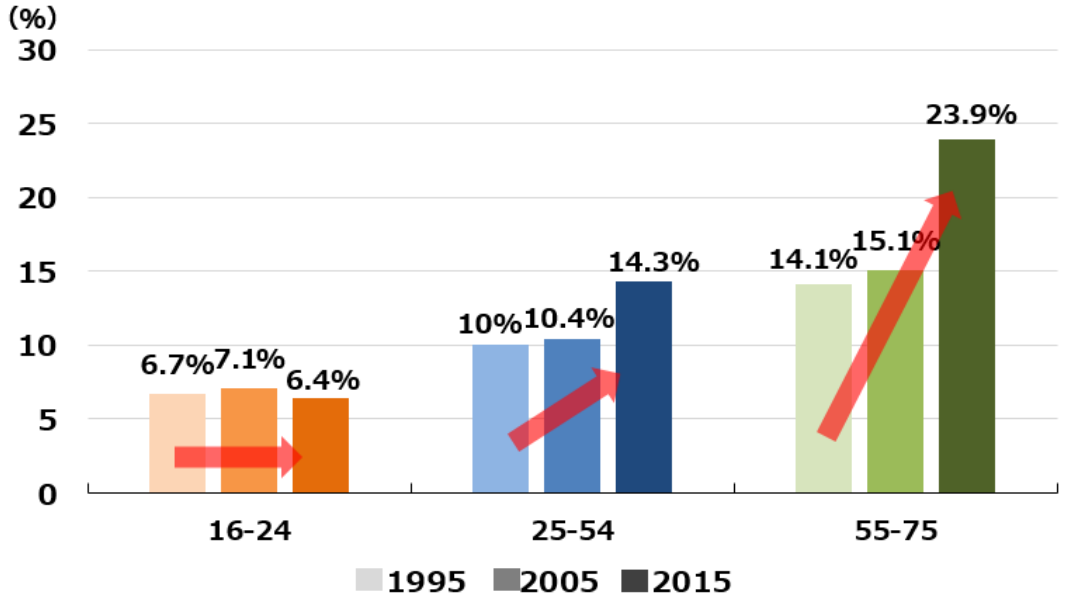

図17. 日本の「フリーランサー」の年齢構成

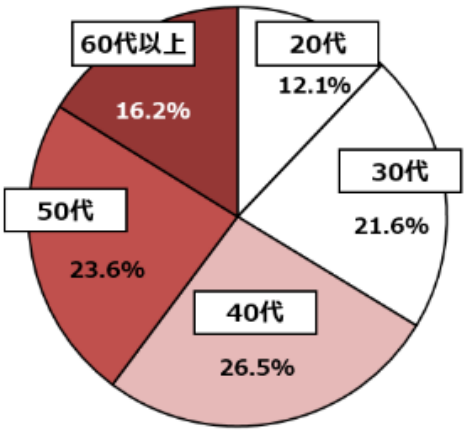

図18. 個人事業主・フリーランスと会社員の満足度比較

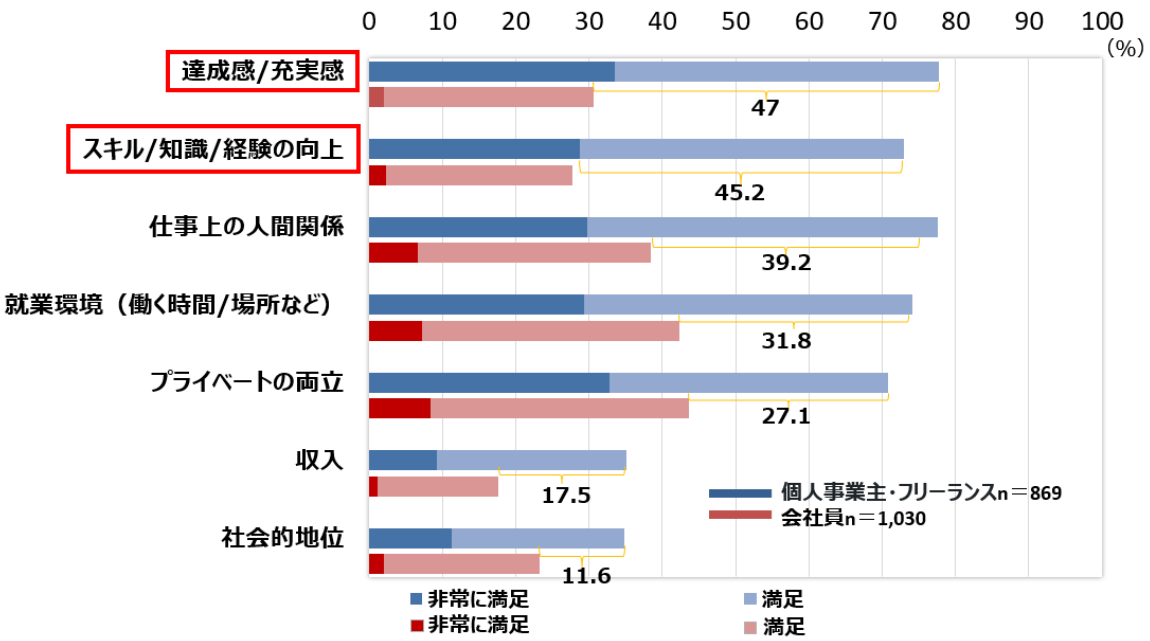

④多様な働き方の拡大のインフラ整備

多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める必要がある。

（５）オープン・イノベーションの推進

①既存企業の役割の重要性

付加価値の創出のためのイノベーションを推進するには、ベンチャー企業を育成し、新規上場させることが近道と考えられてきた。そして、新規上場数の少なさが我が国の課題と考えられてきた。

しかし、我が国の新規上場会社数は近年増加傾向にあり、2016年には、日本の新規上場数はついにアメリカを上回った（図19）。他方、米国の新規上場会社数が2014年を境に減少していることにも注意がいる。米国の新規上場数が減少している理由は、上場よりも既存企業にM&Aで買収してもらった方が、その内部資金を用いて、懐妊期間の長い技術開発をしやすいからである（図20）。そうなると、イノベーションを興すためには、既存の大会社のビヘイビアも重要になる。

図19. 市場別新規上場会社数

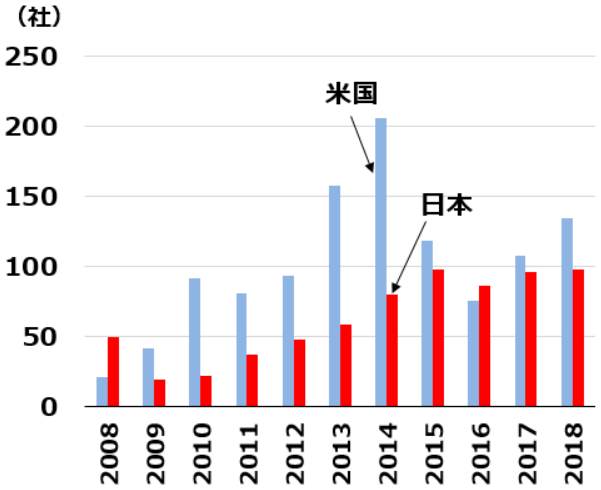

図20. ベンチャー企業のIPO・M&A件数

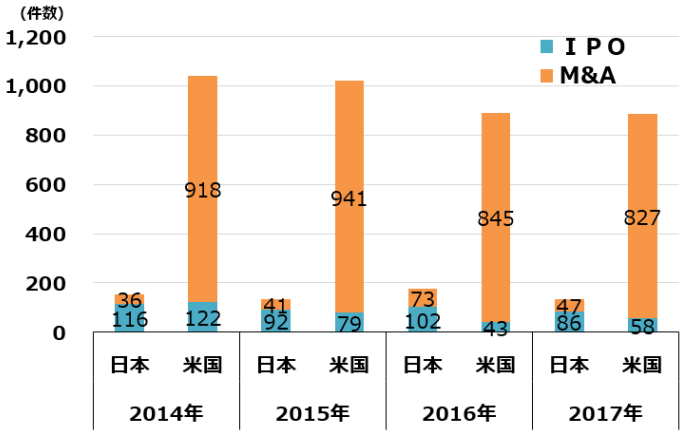

実際のところ、日本にしろ、米国にしろ、国の労働生産性の上昇要因を分析すると、新規上場企業よりも既存企業の要因が大きく、既存の大企業の構造改革に牽引されていることが分かる（図21、図22）。

図21. 労働生産性の要因分解（米国）

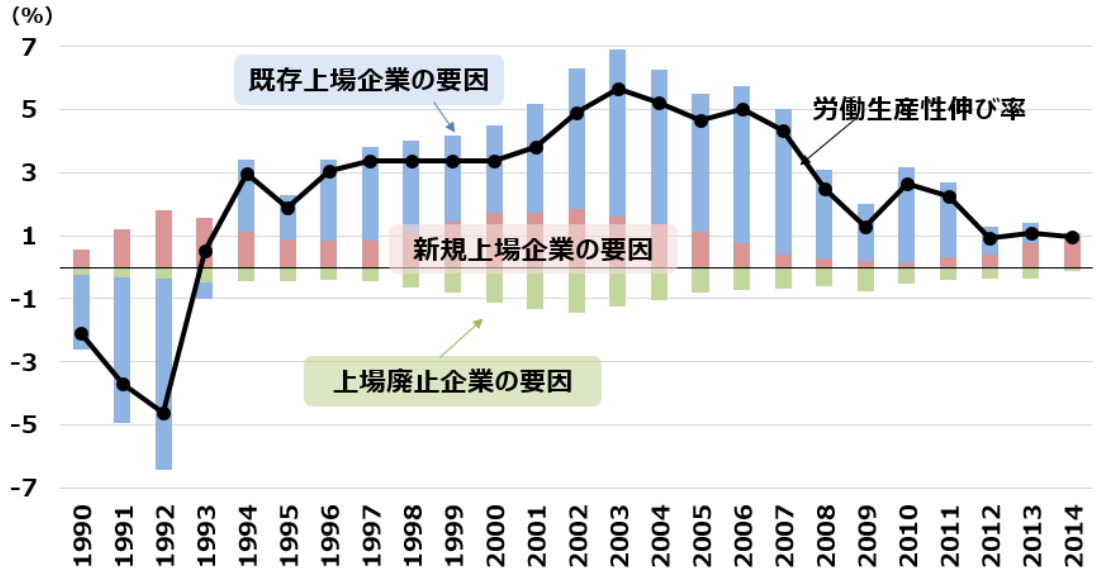

図22. 労働生産性の要因分解（日本）

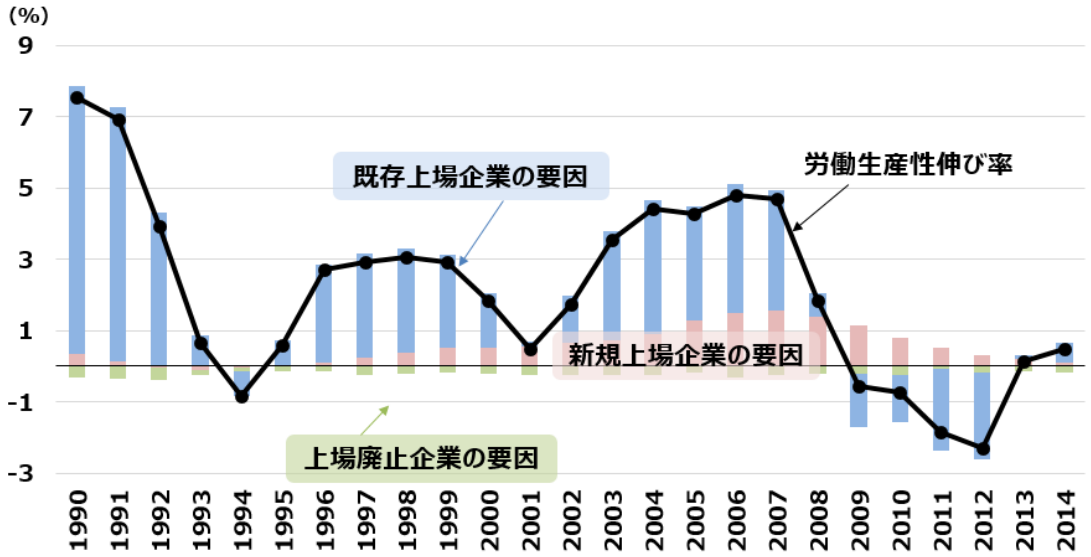

②既存企業の現状

日本は他の先進諸国に比較すると企業年齢10年以上の歴史の長い企業が多く（図23）、このことが、イノベーションの阻害になるとの見解があるが、米国では、社歴が長いほど利益率が高くなる傾向にある（図24）。

これは、既存の大企業が新たな分野を積極的に手がけ、また、革新的なベンチャーを買収することで、成長していることを示している。

図23. 企業年齢の分布

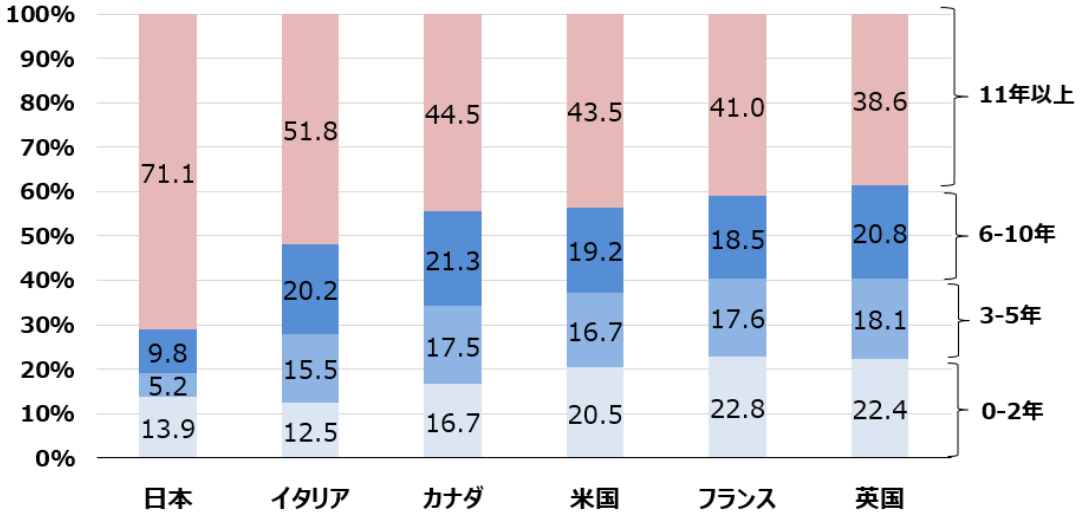

図24. 企業年齢と利益率（ROA）の関係

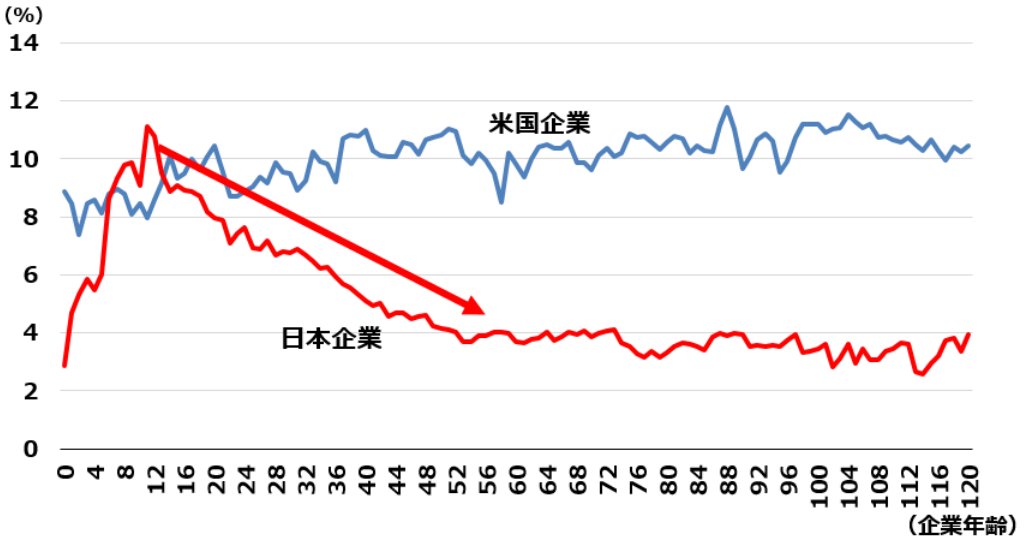

また、米国企業は、大規模化と多角化により、利益率が上昇する傾向があるが、日本企業は、大規模化・多角化が進むほど、利益率が低下する傾向にあり、既存企業の内部資本市場（Internal Capital Market）の活用効率に差がある可能性がある（図25）。日本の既存企業は内部の経営資源を新たな分野に投資することで成果を上げることができる潜在可能性を有していることが分かる。

図25. 日米企業の規模・多角化度別の営業利益率（2000-2012年平均）

多角化度＼規模		小規模	中規模	大規模	巨大規模
専業	日本	8.8%	5.9%	6.5%	7.0%
	米国	-0.5%	11.4%	7.7%	10.4%
準専業化	日本	7.4%	5.3%	6.2%	6.2%
	米国	4.7%	11.5%	10.7%	7.8%
準多角化	日本	6.2%	5.7%	5.2%	4.7%
	米国	9.9%	9.2%	8.3%	8.6%
多角化	日本	5.1%	5.4%	5.4%	3.0%
	米国	-15.2%	9.0%	11.0%	13.7%

多角化度
専業：～10%
準専業化：10%～30%
準多角化：30%～50%
多角化：50%～

規模（売上高）
小規模：～500億円
中規模：500億円～5,000億円
大規模：5,000億円～2兆円
巨大規模：2兆円～

ハーバード、スタンフォード、MITなどの経営学者、経済学者が共同で作っている企業データベースを活用した実証研究では、生産性を決定するのは、IT投資金額よりも経営の質である（図26）。このため、成果に応じた処遇・昇進など、経営の質の改善を進める必要がある（図27）。

また、既存企業は内部資金を新規分野やリスクの高い分野に配分し、将来の成長基盤となる新たな事業やベンチャー企業への投資を飛躍的に進める必要がある。その際、企業本体から独立した「出島」の活用や、成熟事業と新規事業の両方を推進する「両利き経営」を進めていく必要がある。

図26. 米国の製造業における生産性（TFP）格差の要因

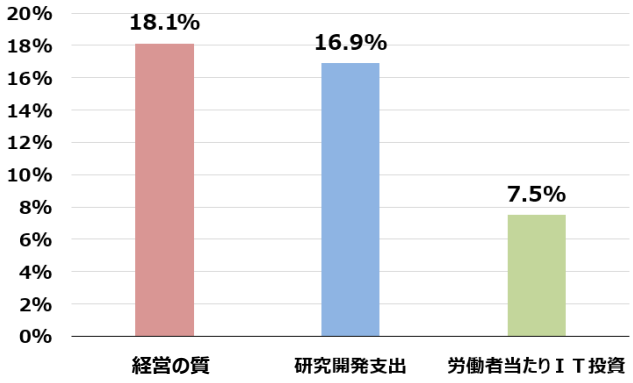

図27. 日米企業の経営スコア比較

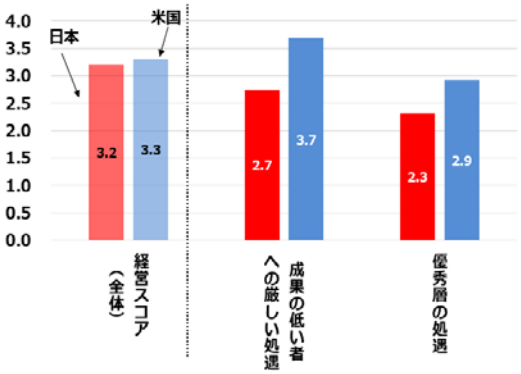

③オープン・イノベーションの推進

日本企業のオープン・イノベーションの実施率は低いが、課題の設定・解決ともに、大学・公的研究機関とのジョイントは、欧米と遜色ない。

むしろ、既存企業とスタートアップ企業との協働、あるいは既存企業同士の協働といった企業間連携が欧米より弱い（図28）。

第４次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。

図28. オープン・イノベーションの実施率とパートナーの比較

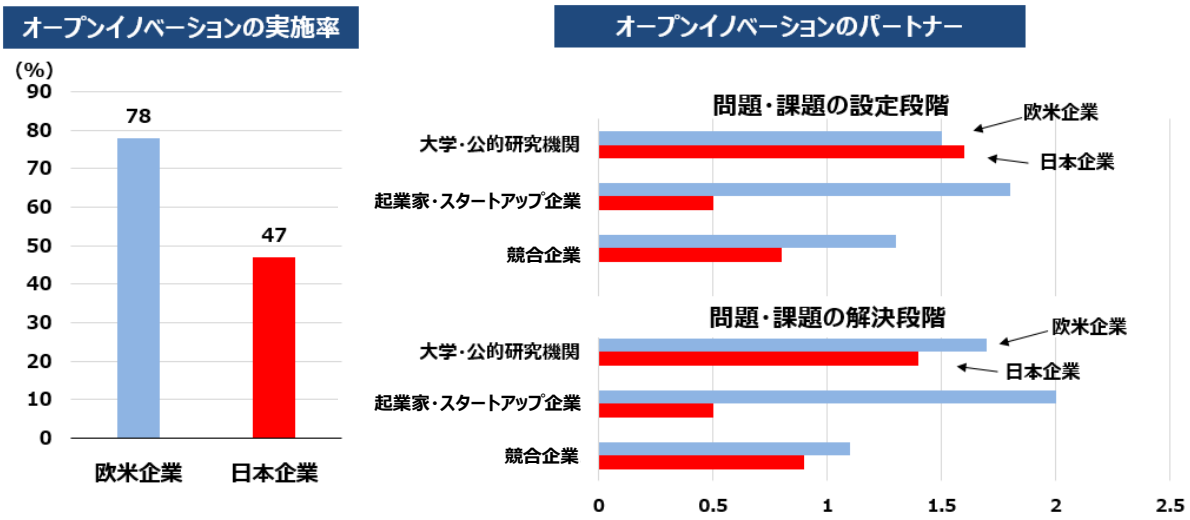

（注） 右図の横軸の点数は、企業に、オープン・イノベーションに費やした時間と、パートナー別の時間を質問し、その割合を点数化した上で、回答者の平均値を算定したもの。

近年の米国で、ベンチャー企業の出口がIPOから事業会社への売却へと移行してきている。これは、第４次産業革命において、ベンチャー企業の有する技術の潜在可能性について情報ギャップのある株式市場への新規上場より、事業会社による買収が資金の出し手として重要性を増しているからである。

我が国では、オープン・イノベーションという場合、大学や公的研究機関との連携が主流となってきたが、協調すべきは協調し、競争すべきは競争することで新たな付加価値を共創するCo-Opetitionが重要である。今後は、大企業、中小企業、ベンチャー、大学などが機動的に連携するオープン・シェアード・ビジネス的なアプローチ、つまり、大企業とベンチャー企業の連携や既存企業によるベンチャー企業の買収、競合既存企業同士の協調を進める必要がある。

具体的には、事業再編の円滑化やコーポレート・ベンチャー・キャピタルの拡大、企業間の研究開発の推進などの環境整備を検討する必要がある。

第２章　Society5.0の実現
１．デジタル市場のルール整備

要旨

世界で流通するデータの量は、近年、急増している。デジタル・プラットフォーム企業は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、国際市場などへのアクセスの可能性を飛躍的に高めている。

一方で、利用者からは、個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、利用料が高い、といった声も聞かれる。このため、取引慣行の透明性や公正性確保に向けた、法制、ガイドラインの整備を図る必要がある。

また、デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じるおそれがあり、これについても同様の対応が求められる。

同時に、デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、高い専門的知見が求められるとともに、加速度的な変化を遂げつつある中で、スピーディな対応が可能となるよう、縦割り省庁的な発想を脱することが求められる。このため、新しい体制の整備を進める。

（１）現状

デジタル・プラットフォーム企業は、簡易なメール（メッセージ）や検索、コンテンツといったデジタル領域から、実店舗での小売りやIT化した住宅（スマートホーム）、自動運転といったリアルな領域へ事業を拡大している。

デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（その発展は、ギグ・エコノミーと呼ばれる）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。具体的には、新規顧客の開拓機会の獲得、売上金の回収コスト軽減、制作・販売ツールの利用が可能、といったメリットを指摘する声が多い。

これに対し、デジタル・プラットフォーム企業の問題点としては、個別交渉が困難、規約等の一方的変更がある、利用料・手数料が高い、検索結果が恣意的・不透明といった声が多い。また、取引するデジタル・プラットフォーム企業を切り替えることが困難とする声が過半に上っている（図29）。また、デジタル・プラットフォーム企業が支配的地位を濫用している事件も頻発している。

図29．デジタル・プラットフォーム企業のメリットと問題点

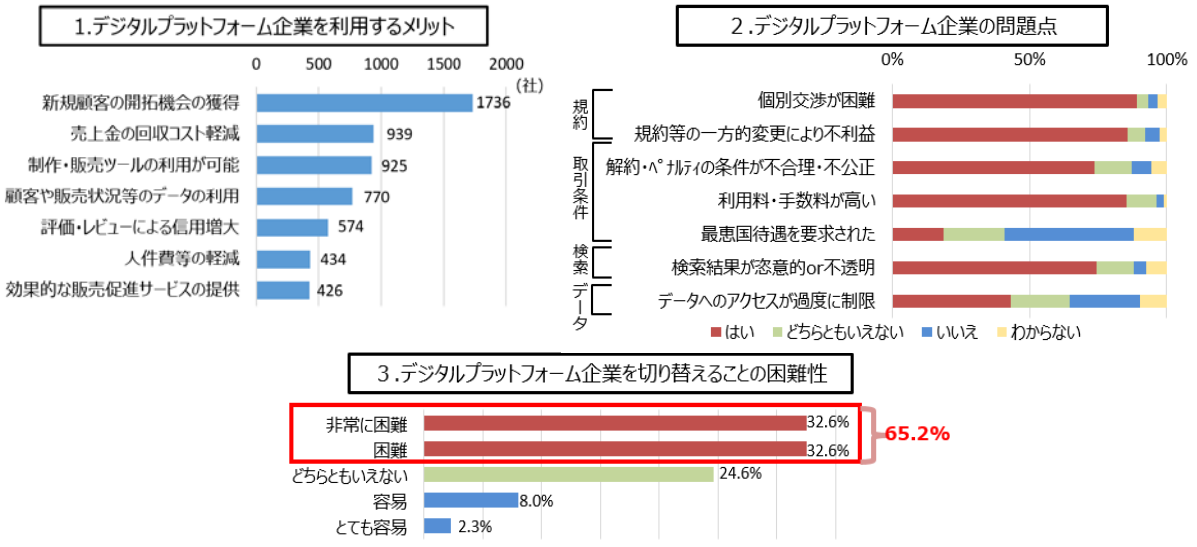

＜デジタル・プラットフォーム企業にかかる事件の例＞

■amazon電子書籍事件（2015年6月）

米amazonが、取引先に対し、他の流通事業者との契約でamazonより有利な条件を提供する際には、amazonに対しても最低でも同条件の適用を求める条項（いわゆる最恵国待遇条項）を設けるなどにより、競争を制限しているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 2017年に米amazonが当該条項を使用しないことをEUの競争当局に確約。

■Google Shopping事件（2017年6月）

米Googleが検索エンジン市場で支配的地位を濫用し、検索結果において自ら提供するショッピングサービスを優先表示させることにより、当該サービスを違法に有利にしているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 米Googleに対し、EU競争法違反により24.2億ユーロ（3,146億円）の制裁金を賦課。

また、デジタル市場においては、企業の売上等の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。

米欧では、データ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に着手している。我が国も、米欧と連携しつつ、適切なデータ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に取り組む必要がある。

＜企業結合審査においてデータ価値評価が不十分で問題となった事例＞

■FacebookによるWhatsApp買収事案(2014年)

① Facebook(SNS)がWhatsApp(SNS)を190億ドル(2.09兆円)で買収提案。

② EUは、将来、両社のメッセージアプリ間でユーザデータの統合が行われる可能性について審査。データ評価を含む将来の市場予測に取り組み、その結果、データ統合は技術的に困難であるとの同社の申請を受け入れ、買収を容認。

③ しかし、その後、Facebookは、両アプリのデータ統合を実行。その結果、Facebookの寡占化が進んだ。結果として、EUは当初の判断を覆し、2017年に1.1億ユーロ(143億円)の制裁金を決定。

（２）対応の方向性

①内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置

国際的データ流通の枠組み構築にあたっては、その前提として、国内におけるデータの収集・保管・管理・流通等について、強固かつ明確な枠組みを構築していく必要がある。具体的には、データセキュリティに資する研究開発、データ・フォーマットの共通化・汎用化、データクレンジングの推進、データ流通の際のプライバシーやセキュリティの確保、Society5.0におけるサイバーセキュリティ・フレームワークの推進、産業競争力強化の観点から機微技術から一般技術情報までデータの種類や構造に応じた戦略的管理、データポータビリティやAPI開放などの方針作成、など課題は省庁横断的に多岐にわたる。

このため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル市場競争本部」（仮称））を早期に創設する。同組織には、データポータビリティやAPI開放を始めとする上述のデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独禁法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の

企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。
具体的には、所掌事務として、（a）デジタル市場における競争状況の評価、（b）様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独禁法、個人情報保護などの課題の調査・提言、（c）中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、（d）G7、G20等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等、とする。
専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。
デジタル市場競争本部（仮称）は、IT総合戦略本部・サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。

②デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整備

（企業結合）

デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。このため、データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。

（取引慣行等の透明性・公正性）

デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（ギグ・エコノミー）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。他方、デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制及びガイドラインの整備を図る。このため、2020年の通常国会に法案（「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法」（仮称））の提出を図る。
一方で、ルール整備が第４次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain（従うか、または、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討する。
具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング（商品検索結果の表示順）の明示、デジタル・プラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等）を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

③個人情報保護法の見直し

個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加

工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すことなどを検討し、2020年の通常国会に改正法案の提出を図る。

④データの移転・開放の促進等

金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計の検討を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。

⑤DFFTの実現に向けた国際的な議論とWTOにおけるデータ流通ルールの整備

プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」のコンセプトの下、G20などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。

また、データの自由な流通を含む、WTOにおける電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進める。

⑥5G整備やG空間社会実現に向けて

Society5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、通信事業者等による5G基地局や光ファイバーなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する。また、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現に向けた取組を進める。

⑦デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

高圧ガス保安法では、IoT、ビックデータ（常時監視データ）の活用等により高度なプラント保安を行う事業所をスーパー認定事業所と認定し、プラントの連続運転期間を通常より長く認める他、定期検査を大幅に合理化（１年毎→最大８年）するといった、規制の精緻化を実施しており、他分野の安全規制についても同様の規制の再設計を検討する。

また、金融・決済関連法制においても、例えば、割賦販売法において技術やデータを活用した与信審査の手法を許容するなど、与信イノベーションを促進することで消費者保護の精緻化を図り、他分野においても同様に規制の精緻化の考え方を進める。

２．フィンテック／金融分野

要旨

現在の銀行、サービス提供者といった業態別の法体系が、新規参入者などによる柔軟なサービス提供の障害となっている。決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成する。

（１）現状

現在の金融法制は、基本的に銀行、送金サービス提供者といった「業態別」の法体系となっている。

特に決済の分野は、近年の支払サービスの多様化の中で、業態別の法体系が新規事業者の参入等柔軟なサービス提供の障害となっているとの指摘がある（図30）。

また、我が国の銀行以外の送金サービス提供者の取り扱う金額・件数は、第４次産業革命の進展に伴い、ともに増加傾向にある（図31）。

決済分野に限らず、金融取引の代理・媒介等を行う者は、現在、「業態別」の法律に応じて分類されている（図32）。これらについても、新規事業者の参入の障害になるおそれがある。

図30. 現行の金融法制

	銀行	送金サービス ［資金移動業者］	交通系 IC カードなど ［前払式支払手段発行者］	クレジットカード ［包括信用購入あっせん業者］
サービス	決済	決済 ※1 回 100 万円以下に限る	決済 ※一旦入金すると換金不可	決済
	融資			商品の購入等に付随する融資
	預金 （預金を融資に回すことが可能）	利用者資金の保持 （決済のみに利用可）	利用者資金の保持 （決済のみに利用可）	
法律	銀行法	資金決済法	資金決済法	割賦販売法
法律の構成	免許制	登録制	登録制	登録制

図31. 送金サービス提供者の取扱い実績推移

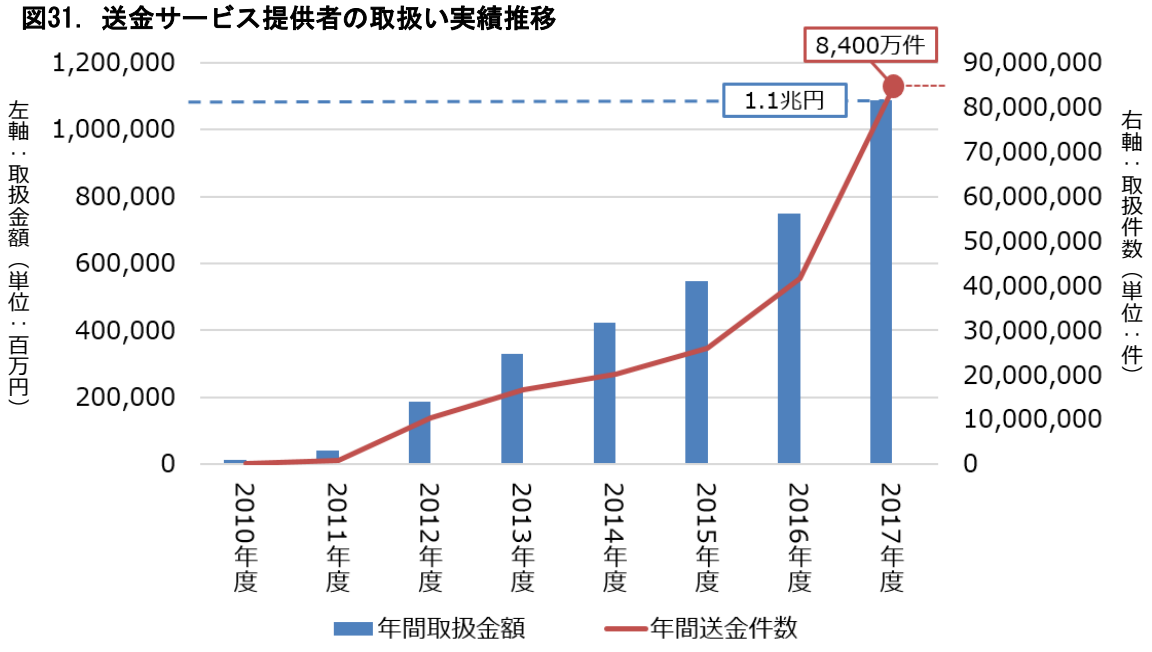

図32. 金融取引規制全般

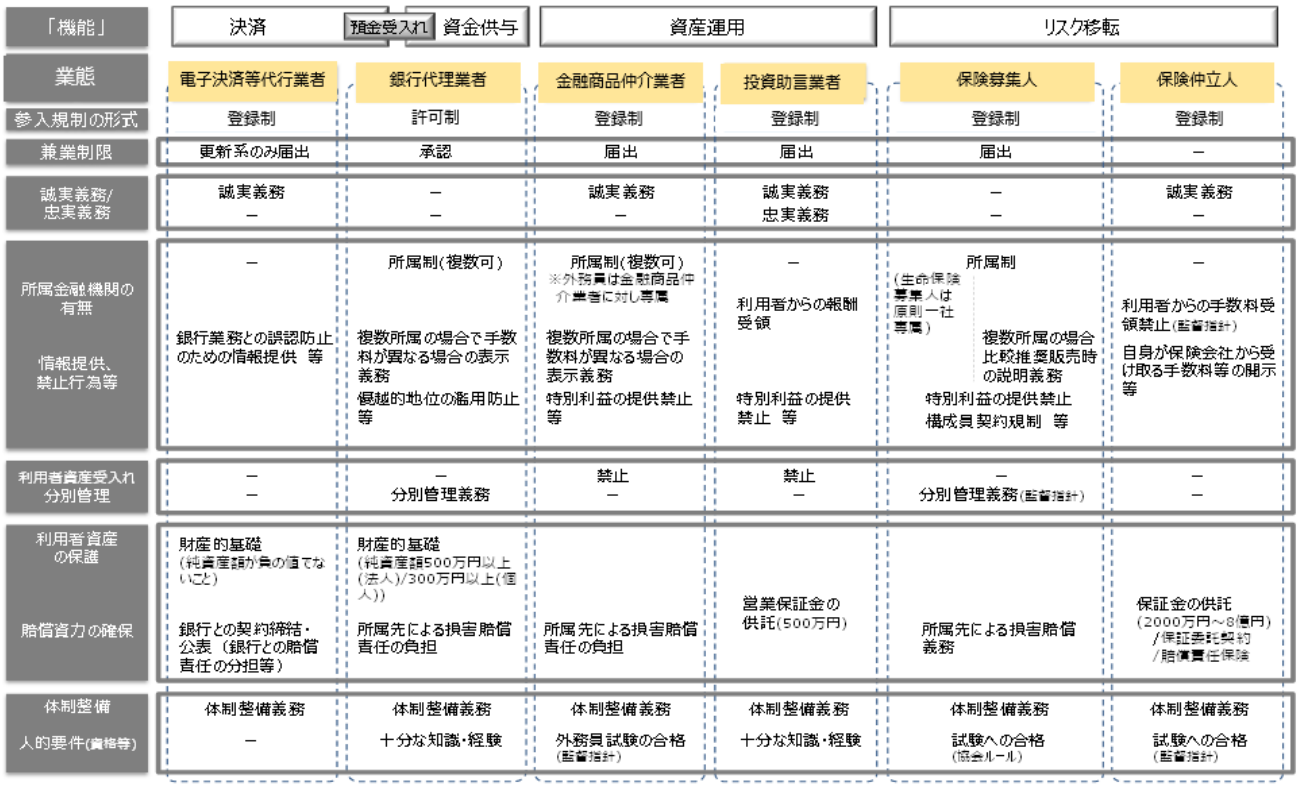

（２）対応の方向性

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。

（決済分野）

現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い（注1）や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金（注2）を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する。その際、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（注1）プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い
：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

（注2）銀行送金以外の幅広い金額の送金

：100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

（横断的な法制）

「決済」、「資金供与」、「資産運用」、「リスク移転」といった各機能に対応するサービスについて横断的に提供することを可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。これにより、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とし、利用者が自らニーズにあった金融サービスの選択をより容易とするとともに、金融サービスの質をめぐる競争の促進を図る。これについては、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

３．モビリティ

要旨

地方を中心に、交通手段の自動車依存が高い中で、ドライバーの人手不足が深刻化している。

モビリティはSociety5.0の内で重要な柱であり、自家用車を用いて提供する有償での旅客の運送については、利用者の視点に立ち、現在の制度を利用しやすくするための見直しが必要である。

タクシー事業者と連携を図ることは、自治体にとって負担の軽減となり、利用者にとっても安全・安心なサービスが受けられるため、双方にメリットがある。

このため、タクシー事業者が委託を受ける、あるいは、実施主体に参画する場合について、手続きを容易化する法制度の整備を図る。この運送は、地域住民だけでなく、外国人観光客4,000万人時代も見据え、観光客も対象とする。

また、タクシー事業については、ITの活用も含めて、相乗りの導入は、利用者が低廉な料金で移動することを可能とする。

ドローンについても、目視外での飛行の拡大に向けて取り組む。

（１）現状

地方では、年代問わず、交通手段は自動車依存が高い。また、80歳以上では、自動車依存率が50%を超えている（図33）。さらに、働く高齢者が増加しているとともに、買い物や病院・役所等での用事などを目的として外出する高齢者も多い。

また、運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の２倍となっている（図34）。タクシーのドライバー確保の観点からも、交通網の維持が厳しい状況である。タクシー運転者数については、2005年の381,943人をピークに減少傾向となっており、2016年には289,373人であり、ピーク時から24%減となっている（図35）。

地域の移動を担う交通手段の一つである、自家用有償旅客運送（図36）をさらに実施しやすくするための検討が必要である。他方、専任担当者が不在の市町村は８割であり（図37）、市町村が、配車や安全管理を行うことは大きなハードルとなっ

ている。

図33. 地方（三大都市圏以外）の自動車依存

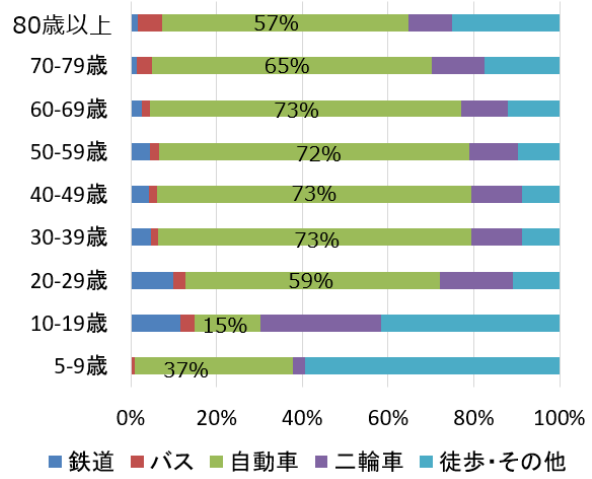

図34. 自動車運転業務の有効求人倍率の推移

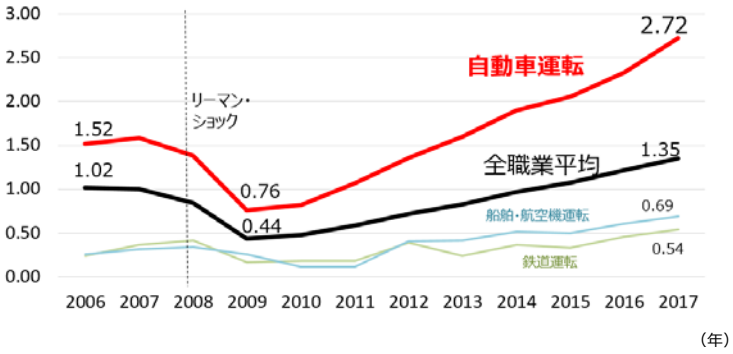

図35. タクシー運転者数の推移

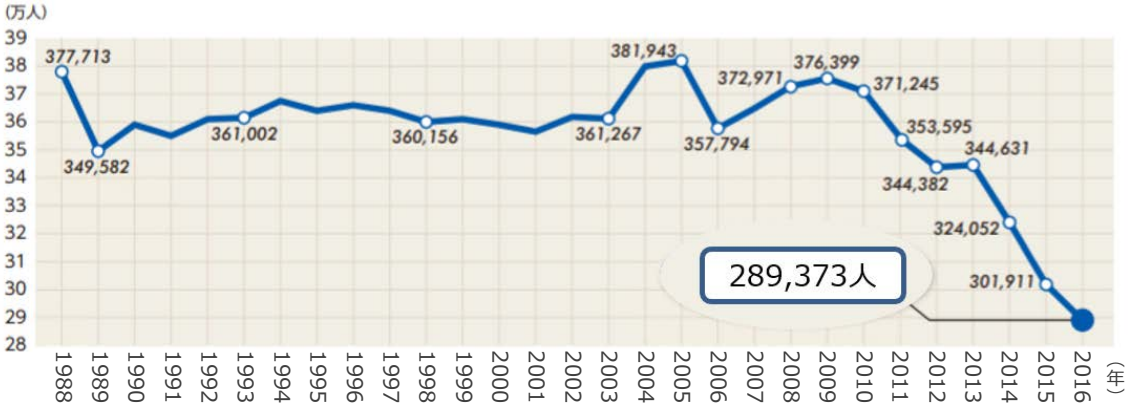

図36. 地域の移動を担う交通手段

種類		特徴
バス	路線バス	路線やバス停、運行時刻を定めて定時・定路線で運行するバス。通勤・通学、通院など地域住民の生活に欠かせない公共交通機関。
	コミュニティバス	路線バスで対応しきれないニーズに応えるため、市町村が主体的に計画し、定時・定路線で運行するバス。
	デマンドバス	区域を定めて、利用者の要望に応じて、機動的に最短ルートを運行したり、利用希望のある地点まで送迎したりするバス。
タクシー	タクシー	子供からお年寄りまで幅広い利用者の日常生活における多様な移動ニーズに応える、ドアツードアのきめ細かいサービスを提供する公共交通機関。
	乗合タクシー	地域の生活交通を維持するため、タクシー事業者が自治体と連携して提供する乗合の運送サービス。定時・定路線からデマンドまで地域のニーズに応じて多様な形態で運行。
自家用有償旅客運送		必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。安全・安心を確保するための措置として、①安全確保（２種免許または１種免許＋講習、運行管理の責任者の選任等）、②利用者保護（対価掲示）が求められる。
道路運送法の許可・登録を要しないもの（互助）		地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送。（収受することが可能な範囲は、運転者が実際の運送に要するガソリン代、道路通行料、駐車場料金、自発的な謝礼）

図37. 人口区分別の地域公共交通専任担当者数の割合

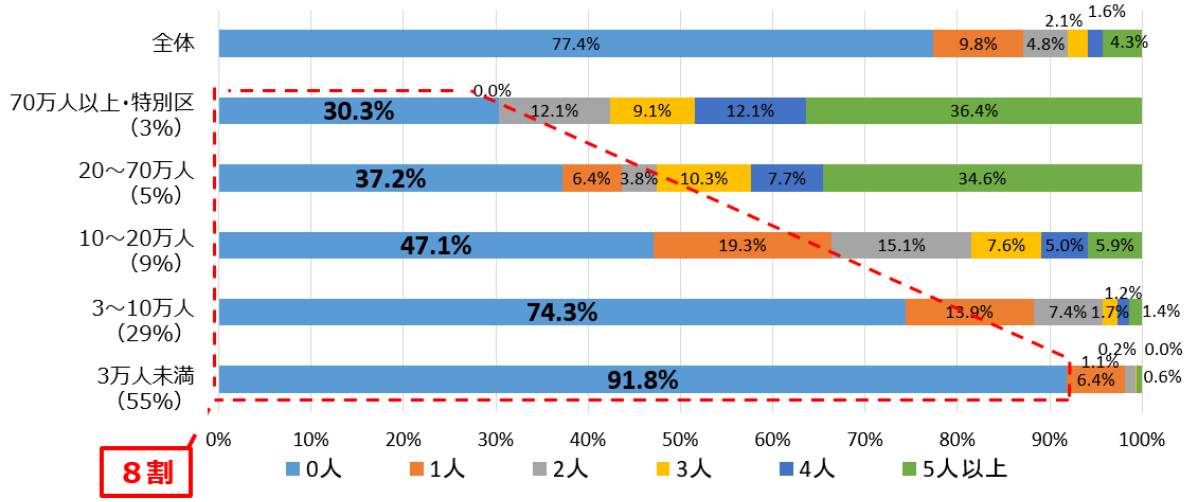

また、タクシーの相乗りの実施は、利用客が低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者には生産性向上につながる。国内でも、2018年に東京都において相乗りタクシーの実証実験を実施した。図38の通り、利用客の７割が再度利用したいとの回答があった。

図38.「相乗りタクシー」が本格的に導入された場合、
また利用したいと思うか

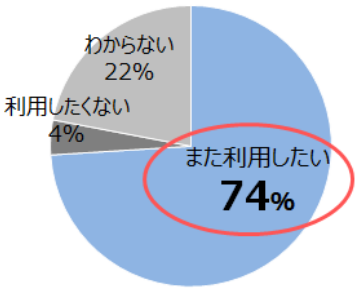

（２）対応の方向性

①自家用有償旅客運送

（交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設）

市町村が交通事業者（タクシー事業者等）に運行管理を委託するなどの連携を図ることは、地域の暮らしの足の確保のために意義がある。

地方公共団体にとっても、交通事業者のノウハウの活用により負担の軽減となり、利用客にとっても安全・安心な交通サービスが受けられるため、双方にとってメリットがある。

このため、交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、2020年の通常国会に提出を図る。

（観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化）

インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことが出来ない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけでなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。

（交通空白地の明確化）

現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。

（広域的な取組の促進）

地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成）に自家用有償旅客運送の導入を位置づけた場合は、手続きを簡素化する。

②タクシーの相乗り導入

過疎化が進む地域において、大型バスの運行に対して補助金を支払うことは非効率であり、交通需要にフィットした移動サービスの最適化が必要である。

また、IT化が進展した時代において、アプリをつかった乗客のマッチングやリアルタイムの配車依頼に応じた最適なルート選定、キャッシュレスといったサービスの導入を進め、ビジネスモデルのデジタルトランスフォーメーションを図るべきである。

タクシーの相乗りの導入は、利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を本年度中に図る[1]。

③Mobility As A Service （MaaS）の実現

複数の交通手段や行先での宿泊・サービスの予約などをスマートフォンで一括して手配し、キャッシュレスで、無駄な待ち時間なく、スムーズに移動できる便利なサービス（いわゆるMaaS：Mobility as a Service）が世界的な流れとなっている。我が国においても、住民のみならず、観光客の潜在需要を掘り起こし、地域交通の再生に貢献することが期待されている。

こうしたサービスを、地域の様々な事業者・自治体が展開しようとする取組を支援し、様々な好事例を創り出していく。

（３）ドローンの有人地帯での目視外飛行

①現状

[1] アプリによりマッチング、乗車距離（オンデマンドなルート選定）に応じた割り勘料金（事前確定）とキャッシュレスにより、利用しやすい環境を整備する。

ドローンについては、無人地帯での目視外飛行が可能になり、荷物配送を実施する事業者も登場したが、地方の配達困難地域での配送、農作物の生育状況の把握、老朽化するインフラの点検、高齢化が進む市街地の広域巡回警備などを可能とするためには、有人地帯での目視外飛行を可能とする必要がある。

有人地帯におけるドローンの活用例としては、（a）陸上輸送が困難な地域での生活物品や医薬品などの配送、（b）散在する農地の作物の生育や害虫・病害の発生を空からまとめて広域的に確認、（c）人の手で確認しにくい街中の橋、建物や道を広域的に点検、（d）高齢化が進む地方の市街地などでの広域巡回警備、などが想定される。

②対応の方向性

飛行禁止区域を除き、飛行ルートの安全性確保を前提として、有人地帯での目視外飛行の目標時期を2022年度目途とし、それに向けて、本年度中に制度設計の基本方針を決定するなど、具体的な工程を示す。

４．コーポレート・ガバナンス

要旨

安倍政権において、コーポレート・ガバナンス改革を進め、東証一部の上場企業の91%が２名以上の独立社外取締役を選任するなどコーポレート・ガバナンス改革の成果が着実に進展するに至り、国際的にも投資家から高く評価されている。

他方、日本企業の競争力、信頼性を一層グレードアップさせるために、グローバルスタンダードに沿って、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が求められている。特に、支配的な親会社が存在する上場子会社のガバナンスについては、投資家から見て、手つかずのまま残されているとの批判があり、日本市場の信頼性が損なわれる恐れがある。

このため、新たに指針を策定し、親会社に説明責任を求めるとともに、子会社側には、支配株主から独立性がある社外取締役の比率を高めるといった対応を促す。また、東証の基準等についても見直しを図る。

（１）現状

上場企業のうち支配株主[2]を有する会社（上場子会社）は628社（上場企業の17.2%）存在する。このうち、親子上場企業は311社（上場企業の8.5%）である。日本の親子上場企業数とその市場に占める割合は、欧米各国と比較してかなり高い。

本来、上場子会社のガバナンス体制は、支配株主（親会社）から独立して上場子会社の一般株主を保護し、独立した意思決定を確保するため、上場企業一般より充実している必要がある。にもかかわらず、上場子会社における独立社外取締役と独立社外監査役の人数は、むしろ、上場企業一般に劣後している現状にある（図39）。

[2] 現行の東証の上場規程においては、「支配株主」とは、①議決権50%超又は②40%以上＋取締役過半数派遣あるいは重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約書が存在すること、その他財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること、とされている。

図39. 上場子会社と上場企業一般における独立社外取締役・監査役の人数の比較

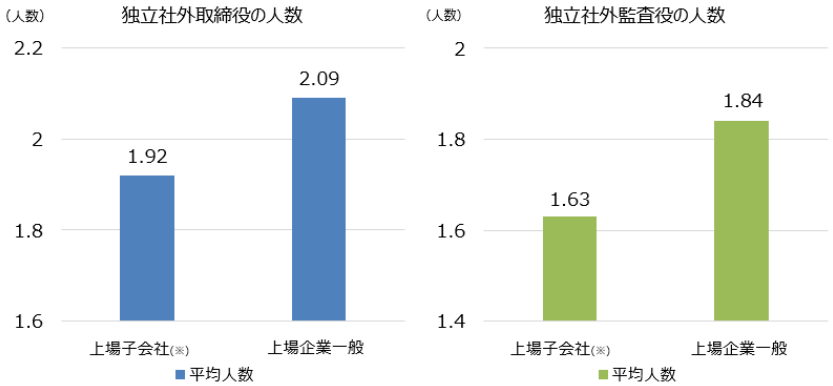

（※）ここでいう上場子会社は、親子上場企業を指す。

（２）対応の方向性

上場子会社のガバナンスについてのルール整備を図り、親会社は事業ポートフォリオの再編のための上場子会社の意義について説明責任を果たすとともに、上場子会社側については、適切なガバナンスの在り方を特段に明確にし、実務への浸透を図る。

①実務指針

上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。

（上場子会社側の対応）

- 具体的には、上場子会社の一般株主保護及び独立した意思決定の確保のためには、独立社外取締役の役割が特に重要であること。
- 上場子会社におけるガバナンスの実効性を確保するためには、支配株主からの独立性が重要であることから、独立社外取締役の独立性判断基準については、少なくとも支配株主出身者（10年以内に支配株主に所属していた者）に該当するものは選任しないこと。
- 上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高める（３分の１以上や過半数）ことを目指すこと。
- 利益相反取引が発生する具体的な局面においては、例えば、独立社外取締役（又は独立社外監査役）のみ又は過半数を占める委員会において、一般株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、かつ、取締役会においても、その審議結果が尊重される仕組みをつくること。
- 上場子会社において、一般株主の利益を確保するためにどのようなガバナンス体制を構築しているかについて、投資家等に対して情報開示を行うこと。

（親会社側の対応）

- 親会社は、グループとしての企業価値の最大化の観点から上場子会社として維持することの合理的理由を示すとともに、支配株主として上場子会社の取締役の選解任権限について上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保できるよう行使し、その適切性について、情報開示を通じて、投資家等に対して説明責任を果たすこと。

②東京証券取引所の対応等

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講じる。

５．スマート公共サービス

（１）マイナンバーカードを活用した新たな経済政策インフラの構築

Society5.0 社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをクレジットカード等で購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

併せて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金等各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げる等、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。

（２）個人・法人による手続の自動化

予防接種や児童手当等、妊娠から就学前までの子育て関連手続きをボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。併せて、年末調整手続に関して、来年度から、マイナポータルを活用したデータ連携により、必要書類の一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化を開始する。

６．次世代インフラ

（１）インフラ維持管理業務の高度化・効率化

点検・維持補修等のデータを一元管理して地方公共団体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化するICTデータベースの全国導入を加速する。併せて、橋梁点検等の現場でドローン等の新技術の実装を加速する。これらの取組に併せて、５年間に限定して、地方公共団体が行う取組に、地方財政措置を講じる。加えて、BIM（Building Information Modeling）を、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。

（２）PPP/PFI手法の導入加速

内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護、再犯防止の３分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを本年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点３分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果はさらに重点３分野以外へ横展開させる。

７．脱炭素社会の実現を目指して

（１）パリ協定に基づく長期戦略の策定及びSDGsとESG投資の推進

環境問題への対応に積極的な企業に世界中から資金が集まり、次なる成長と更なる対策が可能となる環境と成長の好循環とも呼ぶべき変化が世界規模で進んでいる。「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年六月〇日地球温暖化対策本部決定or閣議決定）」に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していくため、以下の取組を行う。

① 野心的な目標を掲げ、官民を挙げてエネルギー・環境分野の革新的なイノベーションを加速化するべく、本年中に、革新的環境イノベーション戦略を策定する。戦略には、水素製造コストを2050年までに現在の10分の１以下に抑えることや、人工光合成など二酸化炭素の有効利用を図るCCU技術の商用化に向けた具体的なロードマップ等を盛り込む。

② さらに本年秋には20か国のトップ研究機関のリーダーを日本に招いた国際会合RD20（Research and Development 20 for Clean Energy Technologies）を行う。本会合は継続的な開催を目指し、革新的なイノベーションに向けた国際協力を日本がリードする。

③ 世界で膨らむESG資金をイノベーションに繋げるべく、従来型の規制でなく情報開示・見える化を進めることでグリーンファイナンスを活性化する。具体的には、事業会社と金融機関等の対話の場として本年５月に立ち上げたTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）コンソーシアムにおいて、昨年末に策定した政府初の事業会社向けのTCFDガイダンスを改訂するとともに、金融機関向けにグリーン投資に関するガイダンスを策定する。また、本年秋に、世界の先進的な事業会社、金融機関等が一堂に会するTCFDサミットを開催する。これらを通じて、企業等の経営戦略へのSDGsの組込みを推進するとともに、SDGs経営に先進的に取り組む企業の視座やメッセージをまとめた指針を策定して国内外に発信していく。

④ ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、日本が主導して、ASEANにおいて各国が官民で協働していく枠組の立ち上げを目指す。

（２）再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、最大限の導入に全力をあげていく。その際、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めるため、コスト低減を進めるとともに、系統制約の克服、そのための電力ネットワークの改革を実施する。

このため、脱炭素化の実現に向け、地域間連系線の増強を含め、再生可能エネルギーの導入を後押しするような形での電力ネットワークの強靭化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みを整える。また、再生可能エネルギー拡大のボトルネックとなっている調整力を補う意味で、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化、低コスト化を図るとともに、デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントを普及させ、電力ネットワークの次世代化も進めていく。

原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。更なる安全性の向上や円滑な廃炉に対応するための技術・人材の維持に向けた取組を進める。

2018年に創設された非化石価値取引市場についても、FIT終了後を見据えて、育成・活性化し、市場メカニズムを活用した非化石エネルギーの拡大につなげていく。欧州でも急速なコストダウンが進む洋上風力発電については、その導入拡大に資する海域利用のルールの適用を図る。地熱発電などの低廉かつ安定的な電源や、バイオマスなど地域ごとの特色のある再生可能エネルギーを、地域と共生する形で導入を進め、競争力のある再生可能エネルギーを地産地消することなど分散型地域エネルギーシステムの社会実装を通じて、地域の活性化やレジリエンス強化につなげていく。

第３章　全世代型社会保障への改革

要旨

全世代型社会保障への改革は安倍内閣の最大のチャレンジである。

第一に、65 歳以上への継続雇用年齢の引上げについては、70 歳までの就業機会の確保を図り、高齢者の希望・特性に応じて、多様な選択肢を許容する。

中途採用・経験者採用拡大及び新卒一括採用見直しを進め、併せて、企業による評価・報酬制度の見直しを図る。加えて、政府としては、大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

第二に、病気予防や介護予防についての、保険者のインセンティブ強化である。これまで公的保険は、病気になった方に対する治療費、要介護になった方への介護サービス費を中心に、支出を行ってきた。他方、人生100年時代を迎えて、病気予防や介護予防の役割が増加しており、予防には、健康寿命の延伸、個人のQOLの向上、高齢者の活躍促進といった、多面的な意義がある。

このため、個人の努力に加えて、地方公共団体や健康保険組合といった保険者の予防への取組が重要である。具体的には、病気の予防について、国民健康保険における「保険者努力支援制度」の抜本的強化と配分のメリハリの強化などである。この際、民間サービスの活用も大切である。これにより、健診等の受診率の向上や生活習慣病の重症化予防を図る。介護の予防については、「介護インセンティブ交付金」の抜本的強化などを図る。高齢者の通いの場の整備や高齢者の就労促進を図る。

１．70歳までの就業機会確保

（１）現状

2050年に日本の人口は約１億人まで減少する見込みである。他方、高齢者の体力・運動能力は、この10年強で５歳若返っている（図40）。また、歩行速度については、10年で10歳若返っている（図41）。このため、健康状態だけで見ると、高齢者の就業率は、現在より大幅に高い水準になる余地があるとの分析がある。

図40. 高齢者の体力・運動能力の推移

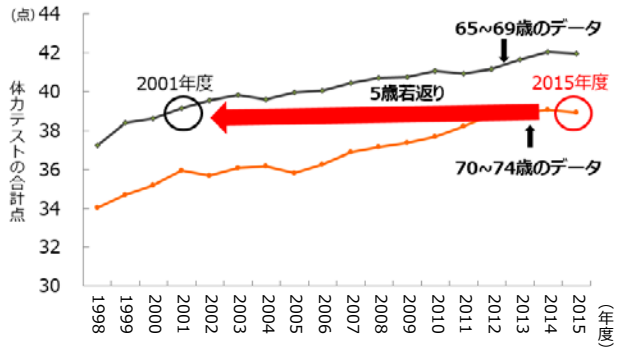

図41. 高齢者の通常歩行速度の変化

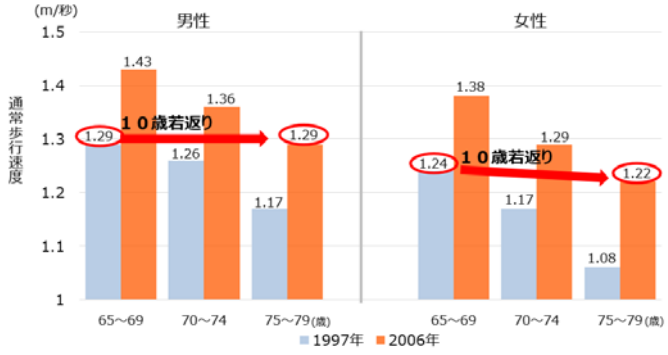

このような中、60歳以上の方で、70歳以降まで働くことを希望している高齢者は８割にのぼる。他方、高齢者の希望する就労形態は、男性でも４割弱、女性は７割がパートタイムを希望している（図42）など、多様な働き方のニーズが存在している。なお、60～64歳は、就業率と就労の意向のそれぞれの指標を確認するとほぼ差がないが、65歳以上は著しい差がある（図43）。

図42. 高齢者（60～64歳）希望する就労形態

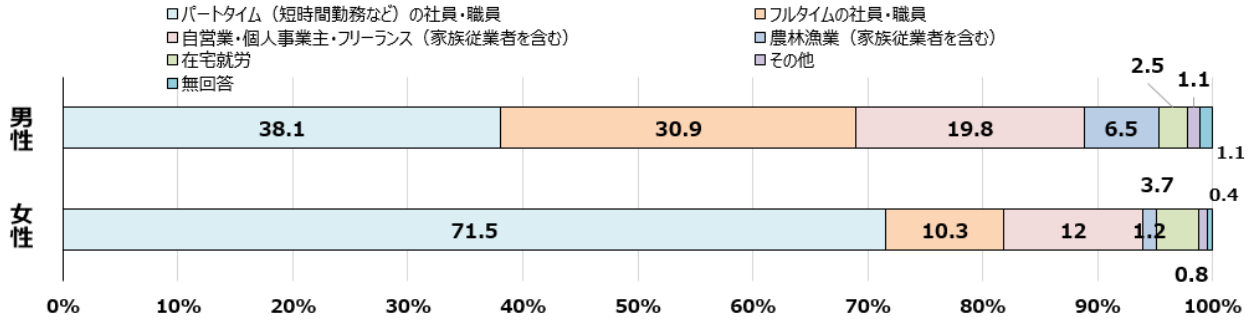

（注） 「あなたは、60歳以降も収入を伴う仕事をする場合、どのような形態での就労を希望しますか。」に対する回答

図43. 60歳以降の就業率と就労の意向

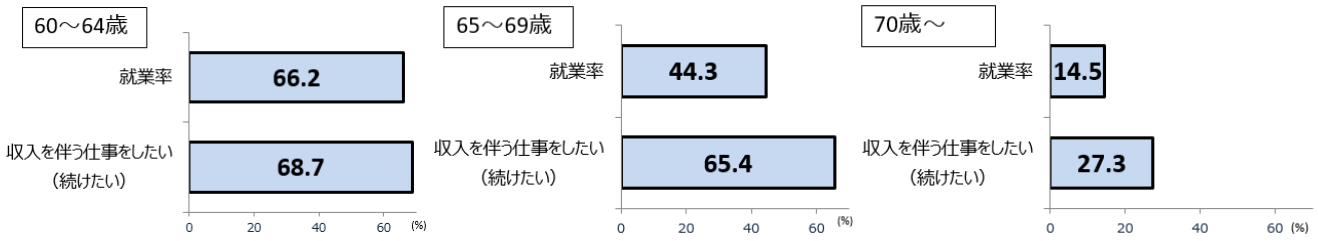

（２）対応の方向性

①70歳までの就業機会確保

（多様な選択肢の許容）

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要がある。

このため、65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上許容し、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

法制度上許容する選択肢のイメージは、

（a） 定年廃止
（b） 70歳までの定年延長
（c） 継続雇用制度導入（現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む）
（d） 他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現
（e） 個人とのフリーランス契約への資金提供
（f） 個人の起業支援
（g） 個人の社会貢献活動参加への資金提供

が想定しうる。

企業は（a）から（g）の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢についての企業の関与の具体的な在り方について、今後検討する。

（第一段階の法制整備）

70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。

第一段階の法制については、法制度上、上記の（a）～（g）といった選択肢を明示した上で、70歳までの就業機会確保の努力規定とする。また、必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

（第二段階の法制整備）

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

（提出時期及び留意点）

混乱が生じないよう、65歳（現在63歳。2025年に施行完了予定）までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。

手続き的には、労働政策審議会における審議を経て、2020年の通常国会において、第一段階の法案提出を図る。

（年金制度との関係）

70歳までの就業機会の確保に伴い、年金支給開始年齢の引上げは行わない。他方、年金受給開始の時期を自分で選択できる範囲（現在は70歳まで選択可）は拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、社会保障審議会での議論を経て、制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

（諸環境の整備）

高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

２．中途採用・経験者採用の促進

（１）現状

従業員規模が大きい5,000人以上の企業では新卒採用比率が高く、春期一括採用を基軸とした採用を実施しており、中途採用・経験者採用比率は低い状況にある（図44）。

図44. 新卒・中途採用の比率

		社数	新卒採用比率（2018 年卒）	中途採用比率（2017 年度）
全体		4,055	34.7%	65.3%
規模別	5~299人	2,084	23.3%	76.7%
	300~999人	1,071	58.5%	41.5%
	1,000~4,999人	710	59.6%	40.4%
	5,000人以上	190	62.6%	37.4%

（２）対応の方向性

人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。

このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

３．疾病・介護の予防

（１）現状

国民の感じる「悩みや不安」については、半数以上が「自分の健康」としており、「老後の生活設計」の不安に比して、近年、その割合が上昇している。

医科診療費は合計で30兆1,853億円となっており、その３分の１以上が生活習慣病関連である（図45）が、この中には予防で防げるものも含まれている。

他方、公的医療保険における予防事業（「保健事業費」）の割合は、市町村国保で0.8%（0.1兆円）であり（図46）、介護保険における予防事業（「介護予防・生活支援サービス事業費」等）は、全体の1.1%（0.1兆円）である（図47）。

図45. 医科診療費の内訳

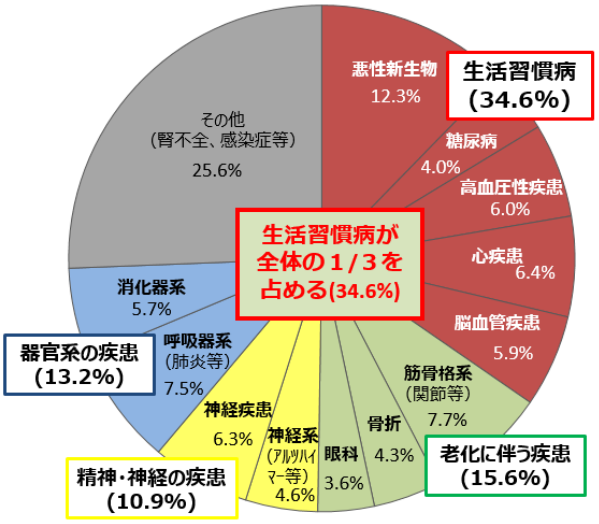

図46. 公的医療保険における予防事業（市町村国保）

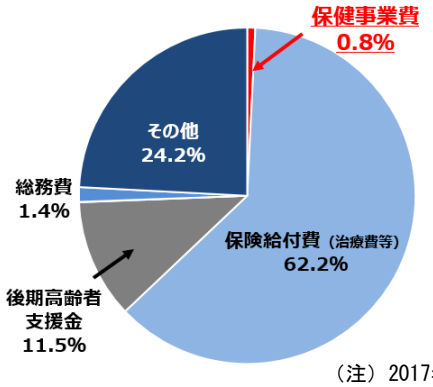

（注）2017年度決算

図47. 介護保険における予防事業

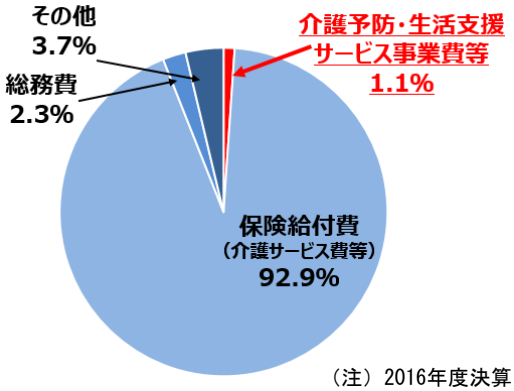

（注）2016年度決算

（糖尿病の重症化予防、特定保健指導）

糖尿病患者の年間医療費は、重症化が進むにしたがって急増しており、早期介入を通じた重症化予防が効果的である。広島県呉市においては、地元のベンチャー企業がレセプトデータ等から国民健康保険加入者の健康状態を推定し、糖尿病性腎症の重症化リスクの高い患者に対し、保健指導の介入を実施している。これにより、６年間で新規透析導入患者を６割減少させることに成功している。

地域別に比較すると、糖尿病性腎症の重症化予防に関する市町村国保の取組状況には差がある（図48）。

また、保険者の特定保健指導[3]の実施率は改善傾向にあるが、依然として目標を下回る（図49）。

図48. 糖尿病の重症化予防に取り組んでいる保険者の割合

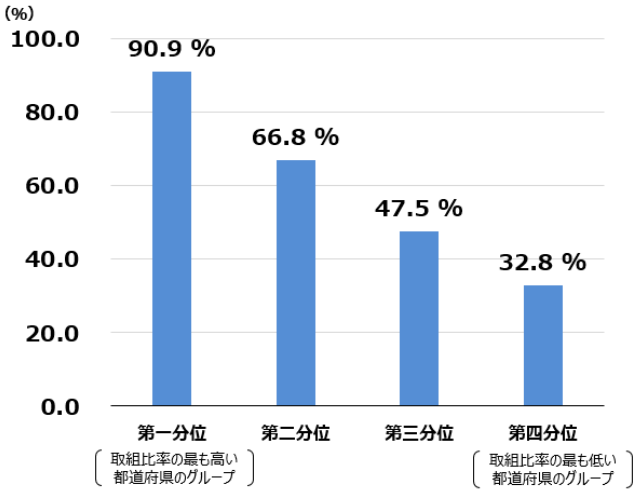

（注） 1716市町村の実績。
都道府県別に取組比率の高い順に第一（12都道府県）、第二（12都道府県）、第三（12都道府県）、第四（11都道府県）。
最上位は100%、最下位は21.1%。

図49. 保険者による特定保健指導の実施率

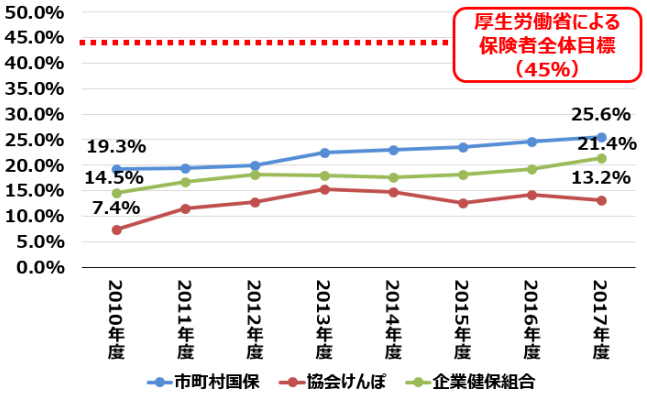

（注） 市町村国保は、自営業者、農林水産業の従事者、無職者、退職者など、その他の保険制度に属さない人が加入する公的医療保険。
協会けんぽは、主に中小企業の従業員やその家族が加入する公的医療保険。
企業健保組合は、主に大企業の従業員やその家族が加入する公的医療保険。

[3] 40歳～74歳を対象とする特定健診を受診し、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に、保健師等が生活習慣の改善を支援する制度。

（ヘルスケア・ポイントの付与）

個人の行動変容を促す、保険者による個人の加入者向けのヘルスケア・ポイント（注）の付与等の実施は半分程度にとどまる。これについて、ベストプラクティスの横展開に意義がある。

（注）ヘルスケア・ポイント事業とは、保険者が加入者に対して、健診受診、歩行、運動、健康イベントへの参加等の健康増進活動を行った場合にポイントを付与し、当該ポイントを電子マネーや地域商品券などに交換することを認める予防健康事業である。

（歯科健診、がん検診）

重症の歯周病を放置すると、糖尿病が発症する可能性があるとの指摘がある。歯科健診を受診する割合は増加傾向であるが、依然として半分にとどまっている。

がん検診についても、受診率は増加傾向だが、依然として４割～５割程度にとどまっている。歯科健診、がん検診の双方について、受診率を高めることが必要である。

（介護予防）

介護予防については、サロン（通いの場）に参加した高齢者は、①要介護認定率が半減、②認知症発症リスクが３割減との調査結果がある（図50）。また、三重県では、介護現場において高齢者を介護助手として採用し、周辺業務を担ってもらう取組を推進している。介護予防の観点から、ベストプラクティスの横展開に意義がある。

図50. サロン（通いの場）参加による介護・認知症予防の効果

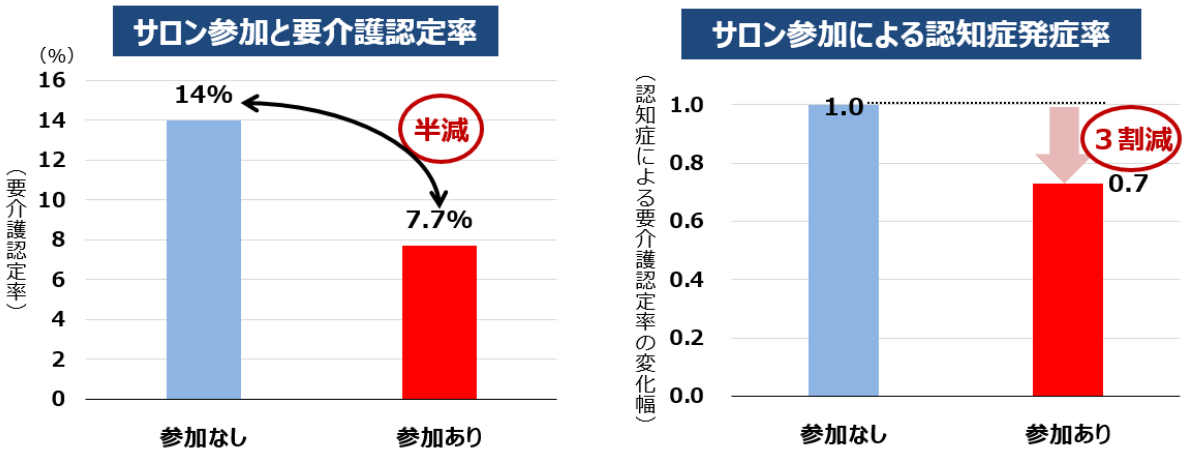

（注）三重県における高齢者の介護助手としての採用例

- 介護予防の観点から、全国で初めて高齢者を介護助手として採用。
- 介護助手の業務も難易度別に３つの等級を設け、経験や資格、職場研修等を通じてステップアップできる仕組みとなっている。
- 採用効果として、①高齢者の社会参加による介護予防、②介護職員の残業時間削減、③介護助手1人で、介護職員1人が平均190分/日、直接介護に関わる時間が増加、④認知症利用者の個別対応が可能になった、等が挙げられている

（２）対応の方向性

人生100年時代の安心の基盤は「健康」である。医療・介護については、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくことが必要である。

予防・健康づくりには、①個人の健康を改善することで、個人のQOLを向上し、将来不安を解消する、②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす、③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する、といった多面的な意義が存在している。これらに加え、生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要への効果が得られることも期待される。こうしたことにより、社会保障制度の持続可能性にもつながり得るという側面もある。

予防・健康づくりは、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に進めることが必要であり、このためには、個人の努力に加えて、個人を支える企業、保険者、地方公共団体等の役割が重要である。近年、働き方の多様化や、単身世帯の増加等による家族構成の変化が進んでおり、特に、地域や職域における保険者の予防健康事業が重要である。

予防・健康づくりは、①病気や要介護になることを防ぐ１次予防・健康増進、②病気になった後の早期治療や重症化予防等の２次予防といった段階があり、その特性や効果に応じた取組を促進する。

①疾病予防の促進について

疾病予防は、地域や職域の保険者の役割が重要であり、保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（保険者努力支援制度（国民健康保険））

保険者努力支援制度は、保険者（都道府県と市町村）の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置づけを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、（a）生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、（b）予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。

（後期高齢者支援金の加減算制度（企業健保組合））

後期高齢者支援金の加減算制度は、企業健保組合など現役世代の医療保険が後期高齢者医療制度に対して負担・拠出する後期高齢者支援金について、当該企業健保組合の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、加算（ペナルティ）又は減算（インセンティブ）を行う仕組みである。

後期高齢者支援金の加減算の幅を2017年度の0.23%から2020年度に両側に最大10%まで引き上げることで、保険者（企業健保組合）の予防・健康インセンティブを強化する。

②介護予防の促進について

介護予防も、保険者（市町村）や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金））

介護インセンティブ交付金は、保険者や都道府県の介護予防等への取組状況について評価を加え、保険者や都道府県に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、（a）介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、（b）高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。

③エビデンスに基づく政策の促進

上記①や②の改革を進め、疾病・介護予防に資する取組を促進するにあたっては、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。

その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定めるとともに、その結果を踏まえ、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進する。

④ナッジ理論の活用による個人の行動変容促進

健診等の結果や案内の通知が個人の行動変容につながり、受診率向上が図られるよう、ナッジ理論も活用しつつ、健診データを分かりやすく本人へ提供するため、全体・平均値との比較や将来予測等の情報の充実を図る。

⑤民間予防・健康サービスの促進について

総合的な社会保障改革を進める中で、予防健康事業においてウェアラブル機器やデータ等を活用した優れた民間サービスの活用を進め、（a）個人の健康改善、（ｂ）担い手の増加、（c）成長産業の育成、等に伴う経済社会の活性化を同時に実現する３方良しの明るい改革を進める。

（企業の健康経営・健康投資の促進）

企業健保組合の予防・健康づくりの取組を見える化する健康スコアリングレポートにより、企業健保組合と企業との協力を促進する。企業の健康投資額の見える化により、企業の健康経営が資本市場から適切に評価されるようにする。

（ヘルスケアサービスの品質向上）

ヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインを策定する。また、ヘルスケアデータの標準化を進める。

第４章　人口減少下での地方施策の強化
１．地域のインフラ維持と競争政策

要旨

地域銀行及び乗合バス等の事業者は、地域における基盤的サービスを提供し、破綻すれば地域に甚大な影響を与える可能性が高い「地域基盤企業」とも言える存在であり、その維持は国民的課題である。

他方、これら２分野の事業者は、現在、少子化、人口減少の中で、地域において、その経営が急速に悪化しており、インフラ機能維持のため、その経営力強化が喫緊の課題である中、その選択肢として、経営統合や共同経営の実施が見込まれる。

このため、こうした地域基盤企業に限定して、経営統合等に関して、特例的な措置を講ずることにより、地域社会のコミュニティの維持を図るべきである。その際、経営統合等から生じる消費者・利用者への弊害を防止し、経営統合等の果実を地域のインフラ維持や経済発展に活用するなどにより、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保を達成することが不可欠であり、公正取引委員会及び主務官庁のいずれの知見も最大限生かされるよう、両者の緊密な連携を前提とするものとする。

第一に、乗合バスは地域の足であり、高齢者の住民のためにも、その維持が必要である。地方の不安な現状を訴える声は多い。乗合バス等の事業者について、共同経営等を認め、街の中心部における頻度の高い便数の適正化を図れれば、その収入を調整することにより、低需要の路線を維持することが可能となる。これは、地域住民の利便性向上につながる。地域において、関係者による協議会を設置することを前提にした、新たなスキームを実現する。

第二に、地域銀行は、それぞれの地域において、７割から８割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている。業績が悪化すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が預金者や借り手に及び、地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある。早期に地域銀行の事業の改善を図るため、経営統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるようにする。

これらの目的のため、特例法を設けることとする。

（１）現状
①乗合バス

公共交通が減少し、自家用車依存の生活を強いられることへの不安が特に地方で顕著になっている（図51）。また、高齢者の免許返納が進む中で、乗合バスを維持する必要性は増加している。特に、地方部においては、年齢が高くなるにつれて、乗合バスを利用する比率が顕著に上昇している（図52）。

他方、乗合バス（一般乗合旅客自動車運送事業）の事業者の３分の２が赤字となっているが、特に、地方における一般乗合バス事業者の収支の悪化が顕著になっている（図53）。

図51. 現居住地の将来的な不安（居住地別）

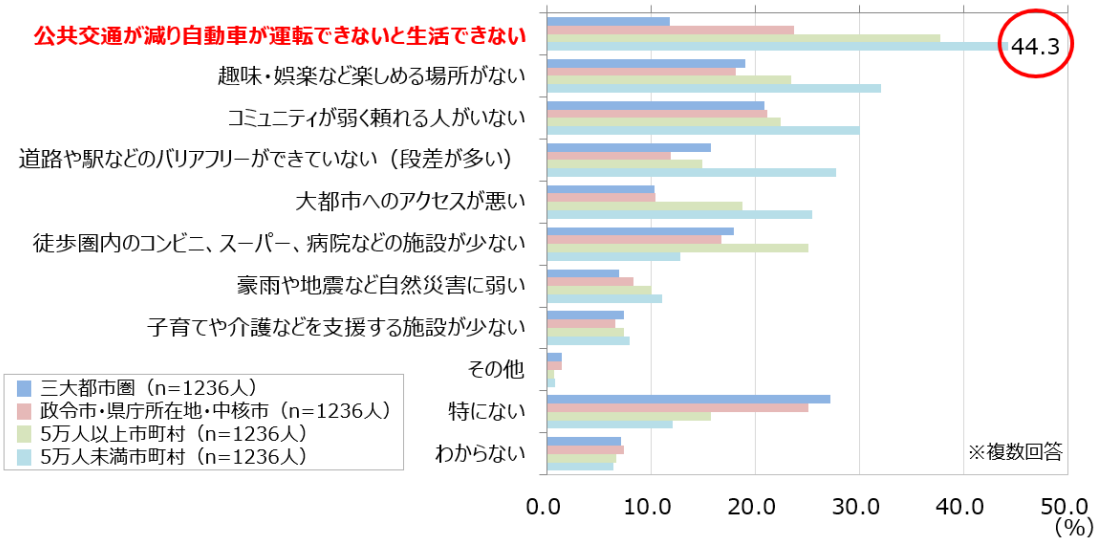

図52. 地方部の移動手段における鉄道・乗合バスの利用割合

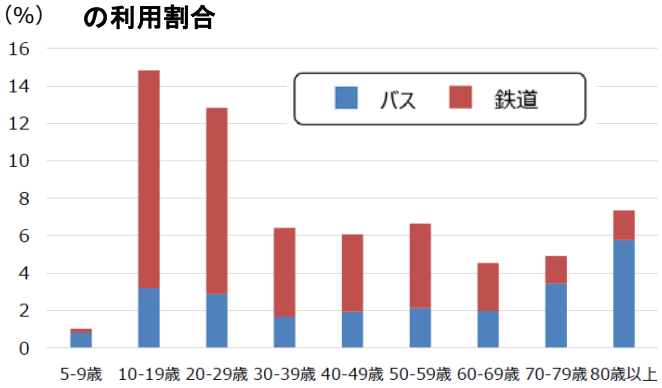

図53. 乗合バス事業者の収支状況（2017年度）

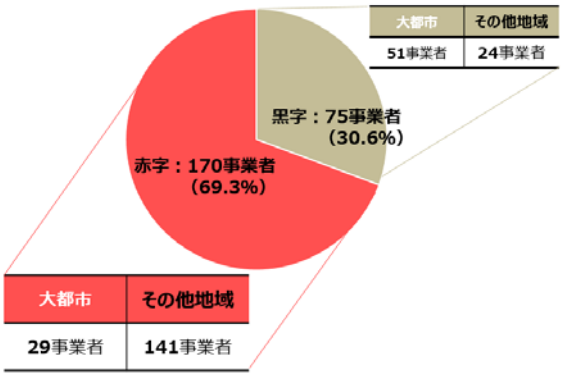

②地域銀行

地方銀行・第二地方銀行は、特に地方においては、７割から８割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている（図54）。しかし、地域銀行（地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行）の貸出利鞘（貸出金利回り－資金調達利回り）は低下し続けており（図55）、経営が悪化している。

図54. 地域銀行のメインバンクとしての役割

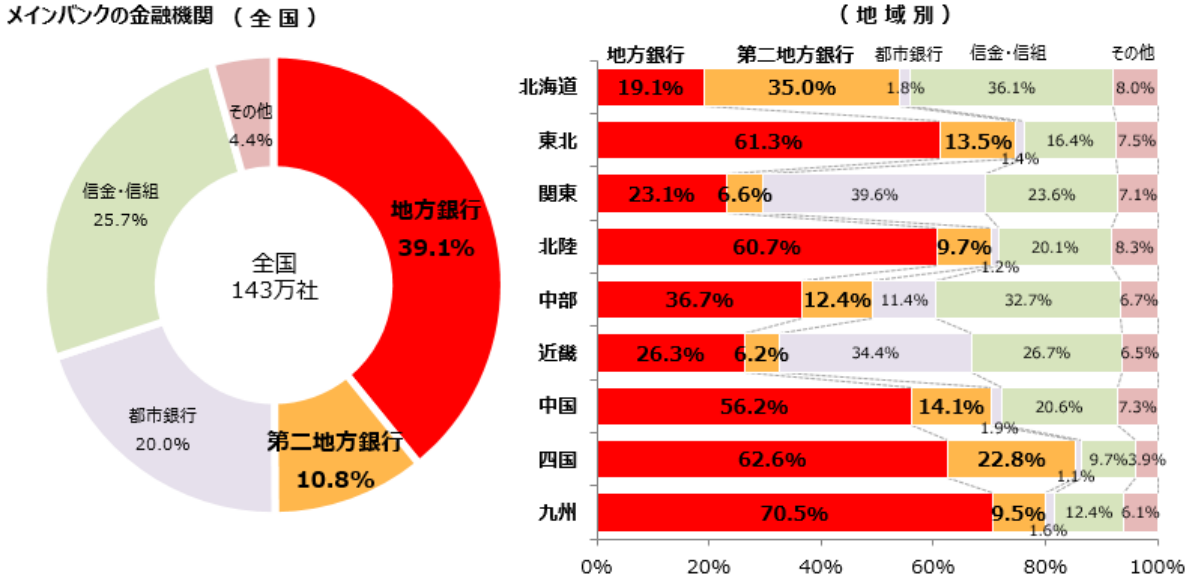

他方、銀行はシステム費用等の多額の固定費が発生するため、規模の経済性（スケールメリット）が働きやすい。すなわち、貸出の規模が２倍になっても、システム費用が２倍かかる訳ではない（図56）。このため、経営統合による経費削減余地が大きく、経営統合は、銀行の持続可能性にプラスの効果があると推測される。

図55. 地域銀行の貸出利鞘の減少

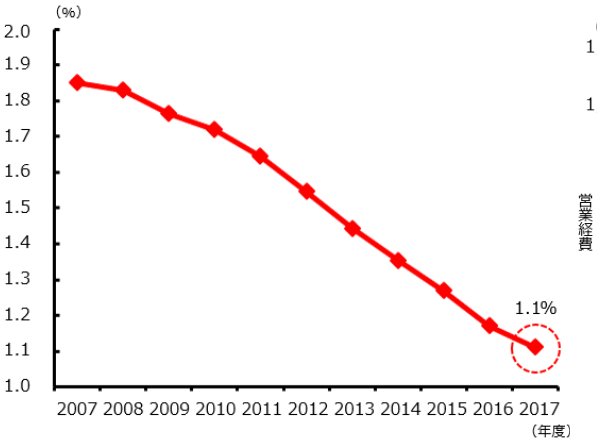

（注）図は、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行についてのもの

図56. 地域銀行の営業経費と貸出残高

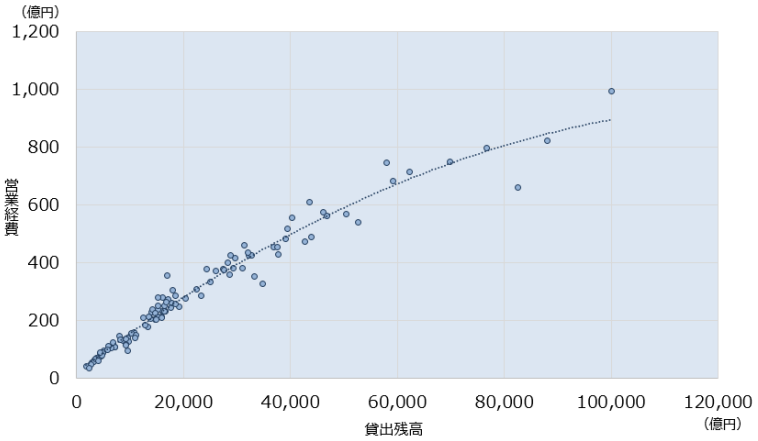

（注）図は、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行についてのもの

（２）対応の方向性

①乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関の間で、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、運賃プールなどにより収入の調整を行い、低需要地区の路線を維持することが出来れば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。

乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。具体的には、（a）中心市街地を運行するバス事業者等の路線、運行間隔、運賃等について共同経営等を認めることにより、その収入をプールすることで低需要の山間部等の路線を維持すること、（b）このため、低需要地区の路線のサービス維持を共同経営等の認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、（c）関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定する。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとする。

②地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。

すなわち、

（a）経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。

（b）申請案件が以下のⅰ）～ⅳ）について主に金融庁、ⅴ）について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。

ⅰ）人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。

ⅱ）申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等をまかなえないこと。

ⅲ）経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。

ⅳ）上記ⅲ）の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。

ⅴ）経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

（c）金融庁は、ⅰ）～ⅳ）の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、ⅴ）の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。

（d）認可後に、上記ⅰ）～ⅴ）の要件に適合するものでなくなったと認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

③特例法の対象範囲の限定

特例法の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、

経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記２分野に限定する。本施策については、10年間の時限措置とする。

また、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

④その他

金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革等の他の政策手段についても併せて検討する。

今後、県域を越えた地域金融の金融行政の在り方については、将来的に、独占禁止法との関係も含めて、検討を行うこととする。

２．地方への人材供給

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生100年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後さらに活発化していく。これら２つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の１つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

３．人口急減地域の活性化

人口急減地域においては、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。

４．国家戦略特区

健全な競争環境を作る観点から、国家戦略特区制度を基礎に、AIやビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複

数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0に向けた技術的基盤を早急に整備する。
　加えて、近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るため、地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設に取り組む。

５．中小企業・小規模事業者の生産性向上

　ローカルのグローバル化を進めるなどにより、中小企業・小規模事業者の生産性を高め、付加価値を増加させ、従業員や家族の消費を支え、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠である。

①デジタル実装支援

　デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金やIT導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディング等のデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI関連サービス、支援機関によるデジタル化促進等の普及支援策を検討する。

②経営資源引継ぎの促進

　事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、事業引継ぎ支援データベースや後継者人材バンクを抜本拡充するなど、経営資源引継ぎ型の創業や第三者承継等を後押しするための取組を進める。

③経営者保証

　経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足をできるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。

④産業毎のきめ細かな取引関係の適正化

　親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、下請Ｇメンによる下請事業者の実態把握等も含めて調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。

＜出典一覧＞

図1：「OECD.Stat」を基に作成。購買力平価ベース（2010年米国ドル基準）
図2：「OECD.Stat」を基に作成。購買力平価ベース（2010年米国ドル基準）
図3：「OECD.Stat」を基に作成。購買力平価ベース（2010年米国ドル基準）
図4：Diez Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。トムソン・ロイター社の上場企業データベースにおける1980～2016年、46.5万件のデータ（日本企業は8万件、米国企業は13万件）を使用した分析。
図5：Diez Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。グラフは、米国企業のマークアップ率の密度関数を示す。
図6：Diez, Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。 グラフは、米国を除く先進国32か国（日本を含む）における、マークアップ率の密度関数を示す。
図7：Diez, Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。 グラフは、日本企業のマークアップ率の密度関数を示す。
図8：Autor（2019）「Work of the Past, Work of the Future」。各職業に係る総労働時間（就業者数に労働時間を乗じたもの）のシェア伸び率であることに留意。
図9：総務省「国勢調査」を基に経済産業省作成。各職業に係る総労働時間（就業者数に労働時間を乗じたもの）のシェア伸び率であることに留意。
図10：US Census Bureau 「American Community Survey 2010」
図11：総務省「就業構造基本調査」を基に作成。
図12：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。副業者数上位６業種に限定。
図13：パーソル総合研究所「副業の実態・意識調査」（2019年2月）を基に作成。
図14：Kawakami（2019）「Multiple job holding as a strategy for skills development」を基に作成。元データは、慶應家計パネル調査（2004-2016年）。
図15：Folta, Delmar, Wennberg（2010）「Hybrid entrepreneurship. Management Science」を基に作成。1994年にスウェーデンのハイテク産業に新規就業した44,613人のうち、2001年時点で起業している者2,191人に調査。
図16：Katz and Krueger(2016)「THE RISE AND NATURE OF ALTERNATIVE WORK ARRANGEMENTS IN THE UNITED STATES, 1995-2015」を基に作成。新しい就業形態（Alternative Work Arrangements）：フリーランス、請負等を指す。
図17：ランサーズ「フリーランス実態調査2018年版」。ランサーズ株式会社が行ったアンケート調査（2018年２月に実施）。対象は過去12ヶ月に仕事の対価として報酬を得た全国の20～69歳の男女。有効回答数は3,050人、そのうちフリーランスは1,550人。ここでのフリーランスの定義は、①副業型すきまワーカー（１社のみ雇用あり、副業あり）、②複業系パラレルワーカー（2社以上と雇用あり、常時雇用もしくは一時雇用でプロ意識を持つ者）、③自由業系フリーワーカー（雇用関係がないが、プロ意識を持つ者）、④自営業系独立オーナー（働き手が１名の法人経営者）の合計。
図18：プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会「フリーランス白書2019」を基に作成。
図19：日本はデロイト・トーマツ「IPO市場の動向」、米国はRitter（2018）「Initial Public Offerings：UpdatedStatistics」を基に作成。
図20：一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書」を基に作成。ここでの「M&A」は、経営権の移転を伴う売却をいう。
図21：中村・開発・八木（2017）「生産性の向上と経済成長」、Hogen et al.（2017）「Large Firm Dynamics and Secular Stagnation: Evidence from Japan and the U.S.」を基に作成。５年後方移動平均により平滑化した値であることに留意。
図22：中村・開発・八木（2017）「生産性の向上と経済成長」、Hogen et al.（2017）「Large Firm Dynamics and Secular Stagnation: Evidence from Japan and the U.S.」を基に作成。５年後方移動平均により平滑化した値であることに留意。
図23：池内健太他 （2019）「日本における雇用と生産性のダイナミクス：OECD Dynemp/MultiProdプロジェクトへの貢献国際比較」, RIETI Discussion Paper（近刊）を基に作成。対象は従業員50人未満の企業。諸外国の数値は2001-2011年の数値。
図24：YAMAGUCHI, NITTA, HARA, SHIMIZU（2018）「Staying Young at Heart or Wisdom of Age: Longitudinal Analysis of Age and Performance in US and Japanese Firms」。1978年－2015年までの上場企業（金融・保険・不動産業を除く。）のROAを集計したもの。
図25：経済産業省委託調査、Bloombergデータを基にデロイト トーマツ コンサルティング作成。調査対象企業は、日本はTOPIX対象銘柄、米国はNYSE総合指数構成銘柄。「多角化度」は、売上高構成比率が最大の事業以外の売上高が、全体の売上高に占める割合。米国の「規模（売上高）」は、1USD=100円により円換算して区分。
図26：Bloom et al.（2017）「WHAT DRIVES DIFFERENCES IN MANAGEMENT?」を基に作成。ここでの経営の質とは、企業に対する質問への回答（生産目標の設定の有無やその期間、パフォーマンス評価方法など）を基に算定した「マネジメント・スコア」を指す。
図27：Bloom, Lemos, Sadun, Scur, Van Reenen（2014）「THE NEW EMPIRICAL ECONOMICS OF MANAGEMENT」を基に作成。製造業を対象とした分析であることに留意。対象期間は、2004年～2014年。米国企業：N=1564、日本企業：N=178。
図28：米山、渡部、山内、真鍋、岩田（2017）「日米欧企業におけるオープン・イノベーション活動の比較研究」を基に作成。
図29：経済産業省取引先事業者向けアンケート調査（2018年10月実施）
図30：金融庁金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（平成30事務年度第３回）事務局説明資料を基に内閣官房が作成
図31：日本資金決済業協会：「資金移動業の実績推移」
図32：金融庁金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（平成30事務年度第２回）事務局説明資料を基に内閣官房が作成

図33：国土交通省都市局「平成27年全国都市交通特性調査」。地方都市圏は、札幌市、仙台市、広島市、北九州市、福岡市、宇都宮市、金沢市、静岡市、松山市、熊本市、鹿児島市、弘前市、盛岡市、郡山市、松江市、徳島市、高知市やその周辺都市を含む41都市。
図34：国土交通省第1回地域交通フォローアップ・イノベーション検討会資料より抜粋。「自動車運転」、「船舶・航空機運転」及び「鉄道運転」は、厚生労働省「一般職業紹介状況」の「自動車運転の職業」、「船舶・航空機運転の職業」及び「鉄道運転の職業」の数値。
図35：一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会「Taxi Today in Japan 2018」より抜粋。各年３月末現在国土交通省調べ。法人　の運転者数の推移。
図36：国土交通省「自家用有償旅客運送と登録不要の運送の考え方」（平成30年9月30日）より抜粋。
図37：国土交通省「平成28年度 地域公共交通に関する全国的な現況把握のための調査」を基に作成。市区町村数の割合は住民基本台帳　を基に算出。
図38：国土交通省HP「相乗りタクシー実証実験の結果」を基に作成。n=206。
図39：2018年11月時点のEOLデータを基に作成。
図40：文部科学省(2015)を基に作成。
図41：日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ　報告書」を基に作成。
図42：内閣府「平成25年度高齢期に向けた「備え」に関する意識調査」（2013年）を基に作成。男性（N=278）、女性（N=242）。
図43：総務省「労働力調査」（2017）、内閣府「第8回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（2015）を基に作成。60歳以上の男　女（施設入所者は除く。）を対象とした調査（n=1.105）。収入を伴う仕事をしたい（続けたい）割合は男女計の数値。
図44：リクルートワークス研究所「中途採用実態調査（2017年度実績）」を基に作成。調査対象は従業員５人以上の民間企業。集計は、新卒採用・中途採用を実施した企業、実施しなかった企業を含んでおり、一社当たりの人数は採用を実施していない企業を含んだ社数で平均を算出。また、従業員規模によって、ウェイトバックした値を掲載。
図45：厚生労働省「平成28年度 国民医療費の概況」を基に作成。
図46：厚生労働省「平成29年度　国民健康保険事業年報」を基に作成。
図47：厚生労働省「平成28年度　介護保険事業状況報告」を基に作成。介護予防・生活支援サービス事業費等は、「介護予防・生活支援サービス事業費」（要支援者等が対象）、「一般介護予防事業費」（日常生活に支障のない者等が対象）及び「介護予防事業費」（2017年度までは新制度への猶予が可能であったため存在した旧制度の科目）、「保健福祉事業費」の合計値。その他は、地域支援事業の「包括的支援事業・任意事業」と「その他」を含む。
図48：日本健康会議「保険者データヘルス全数調査」（厚生労働省補助事業）を基に作成。
図49：厚生労働省「2017年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について」を基に作成。
図50：左図：引地博之「高齢者が交流を持つ「コミュニティ・サロン」をまちに設置すると、 要介護認定率が半減する可能性がある. Press Release No: 056-15-01」、右図：引地博之「「憩いのサロン」参加で認知症リスク ３割減―７年間の追跡調査―. Press Release No:095-16-25」を基に作成。
図51：国土交通省「国民意識調査（平成29年度）」を基に作成。
図52：国土交通省都市局「平成27年全国都市交通特性調査」を基に作成。鉄道・乗合バスの割合以外は自家用車や徒歩等による移動が含まれる。
図53：国土交通省「平成29年度乗合バス事業の収支状況について」（平成30年11月22日）を基に作成。保有車両数30両以上の一般乗合バス事業者。補助金を含まない状態での収支を指す。また、兼業事業収支は含まない。大都市は、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域）。
図54：帝国データバンクが独自に調査・保有している企業概要データベース「COSMOS2」に収録された企業データでメインバンクと認識している金融機関について抽出・集計したもの。一企業に複数のメインがあるケースでは企業が最上位として認識している金融機関をメインバンクとして集計。
図55：金融庁「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」（平成30年９月26日公表）
図56：金融庁・金融仲介の改善に向けた検討会議報告書「地域金融の課題と競争のあり方」（平成30年４月11日公表）

第1章　基本的考え方

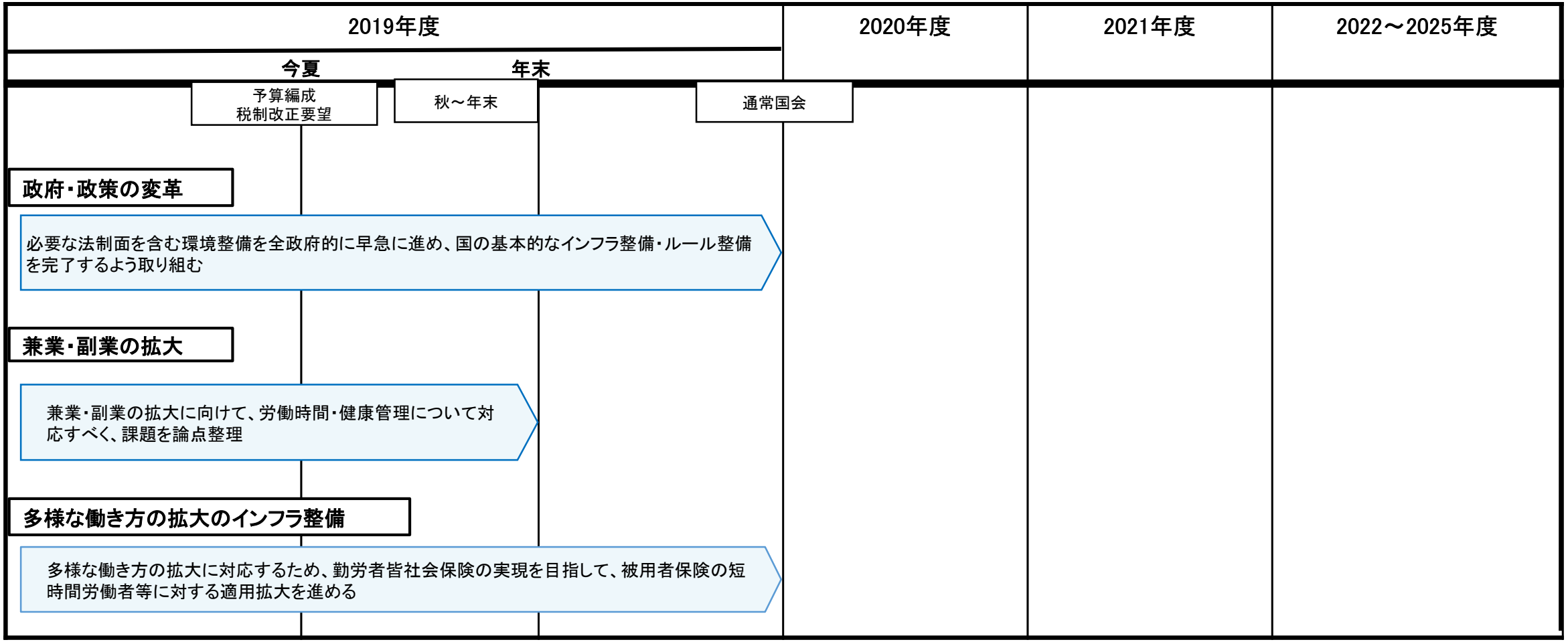
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
政府・政策の変革
必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組む
兼業・副業の拡大
兼業・副業の拡大に向けて、労働時間・健康管理について対応すべく、課題を論点整理
多様な働き方の拡大のインフラ整備
多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める

第2章　Society5.0の実現

1．デジタル市場のルール整備

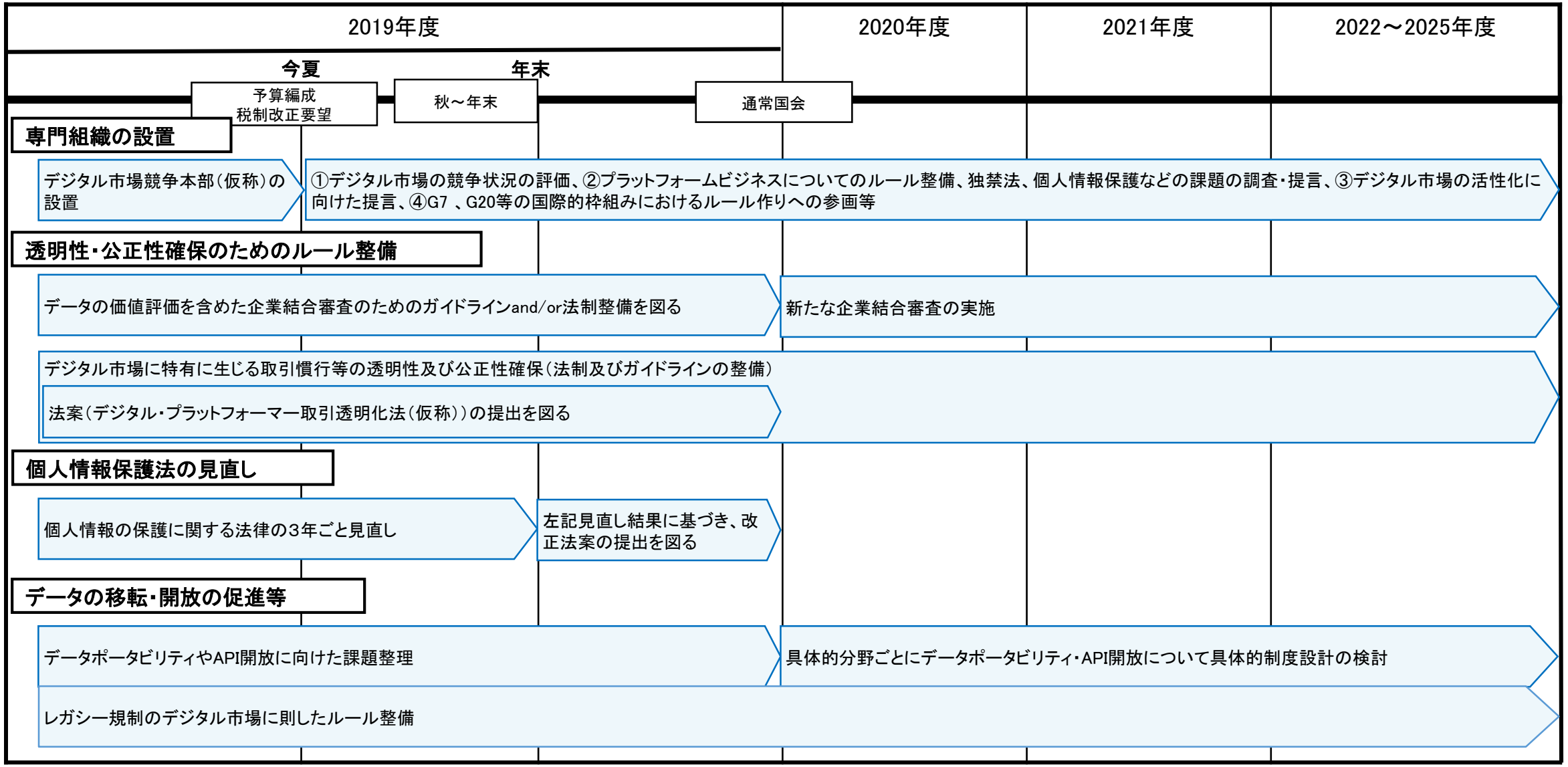

1. デジタル市場のルール整備

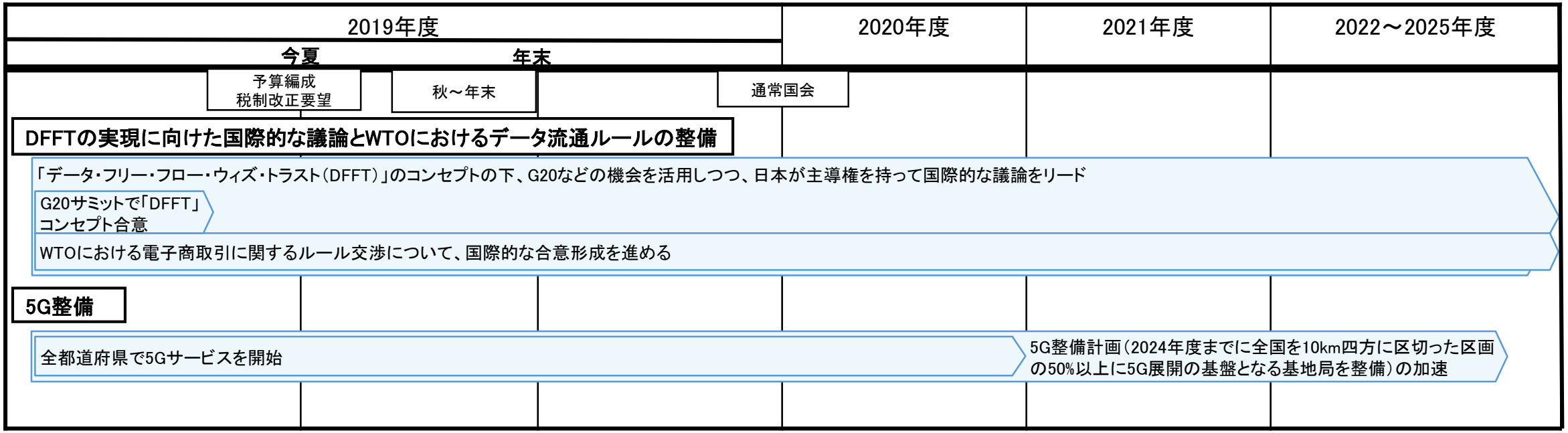

2. フィンテック／金融分野

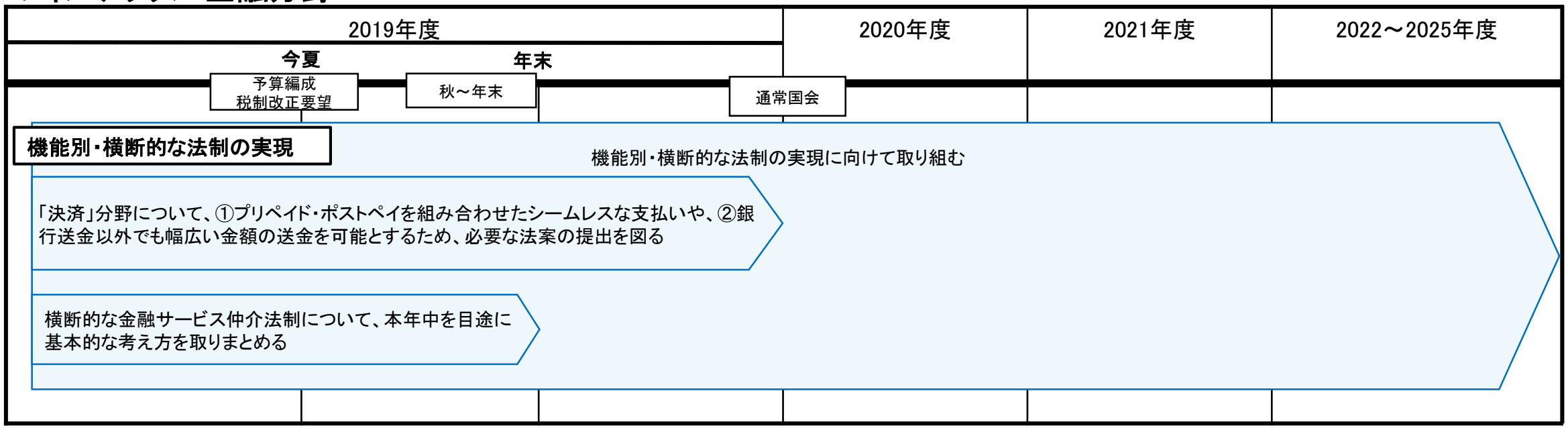

3. モビリティ

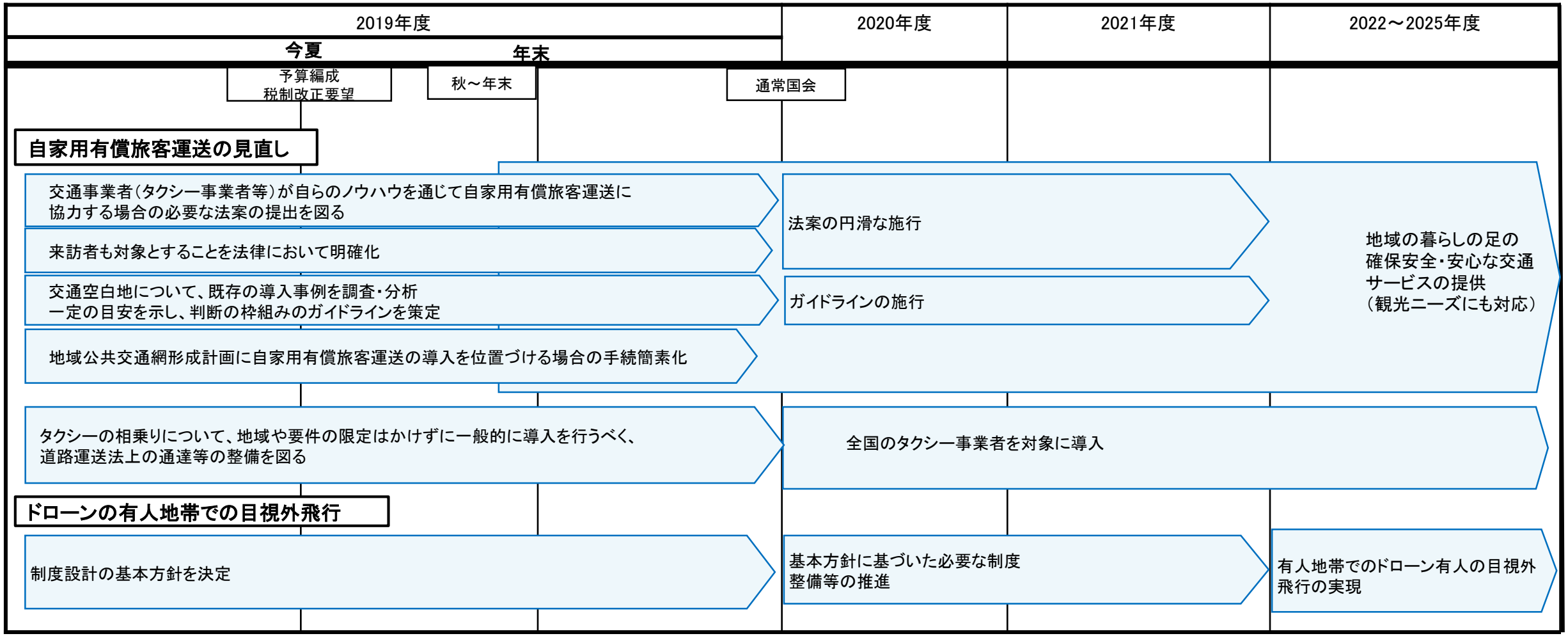
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
自家用有償旅客運送の見直し
交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する場合の必要な法案の提出を図る
来訪者も対象とすることを法律において明確化
交通空白地について、既存の導入事例を調査・分析
一定の目安を示し、判断の枠組みのガイドラインを策定
地域公共交通網形成計画に自家用有償旅客運送の導入を位置づける場合の手続簡素化
法案の円滑な施行
ガイドラインの施行
地域の暮らしの足の確保安全・安心な交通サービスの提供（観光ニーズにも対応）
タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行うべく、道路運送法上の通達等の整備を図る
全国のタクシー事業者を対象に導入
ドローンの有人地帯での目視外飛行
制度設計の基本方針を決定
基本方針に基づいた必要な制度整備等の推進
有人地帯でのドローン有人の目視外飛行の実現

4. コーポレート・ガバナンス

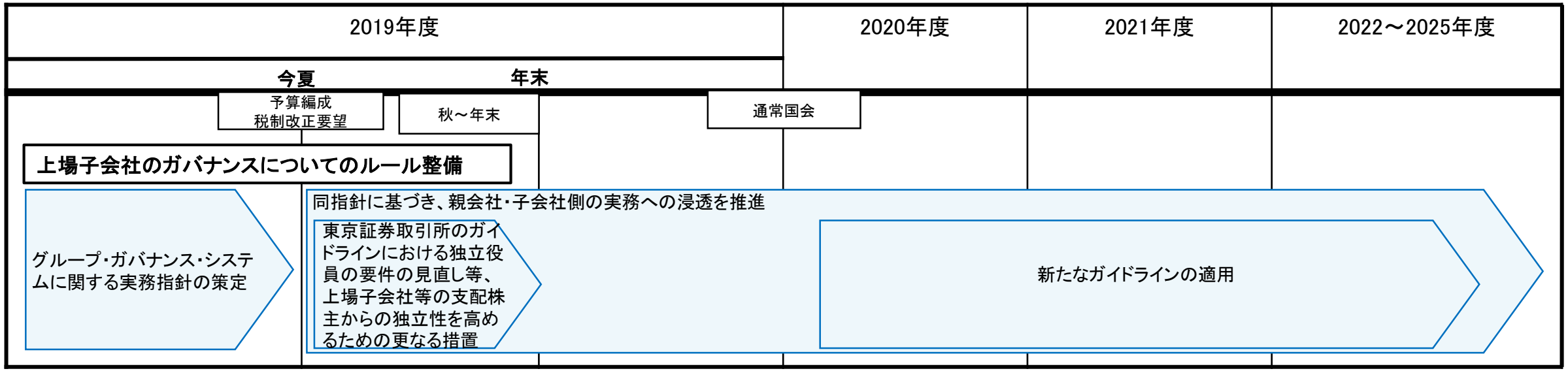

5. スマート公共サービス

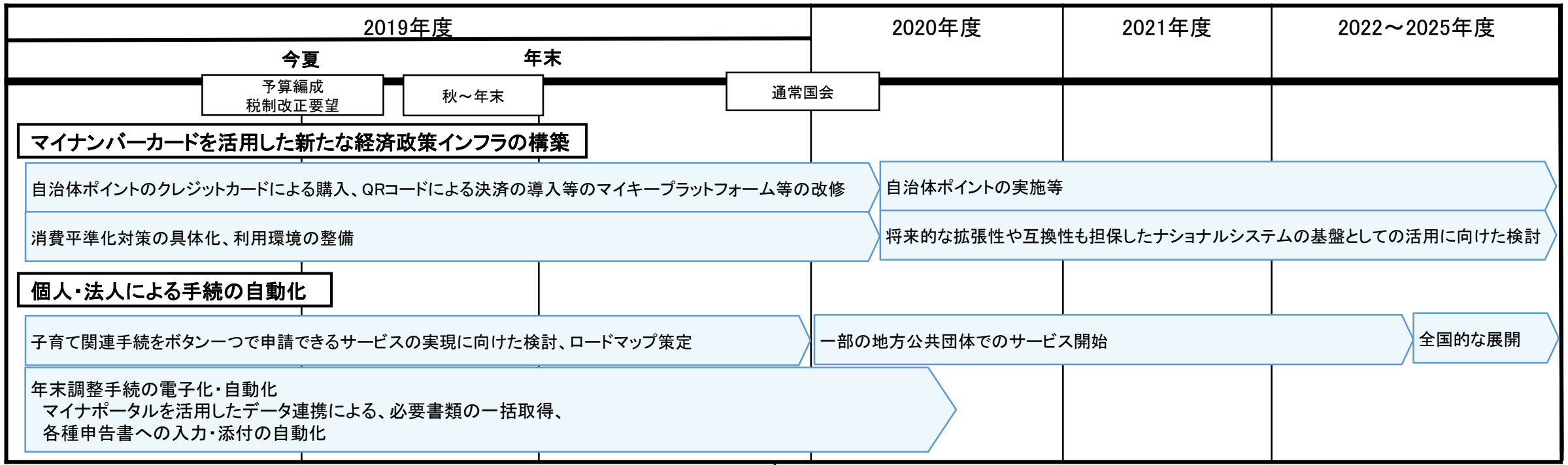

6. 次世代インフラ

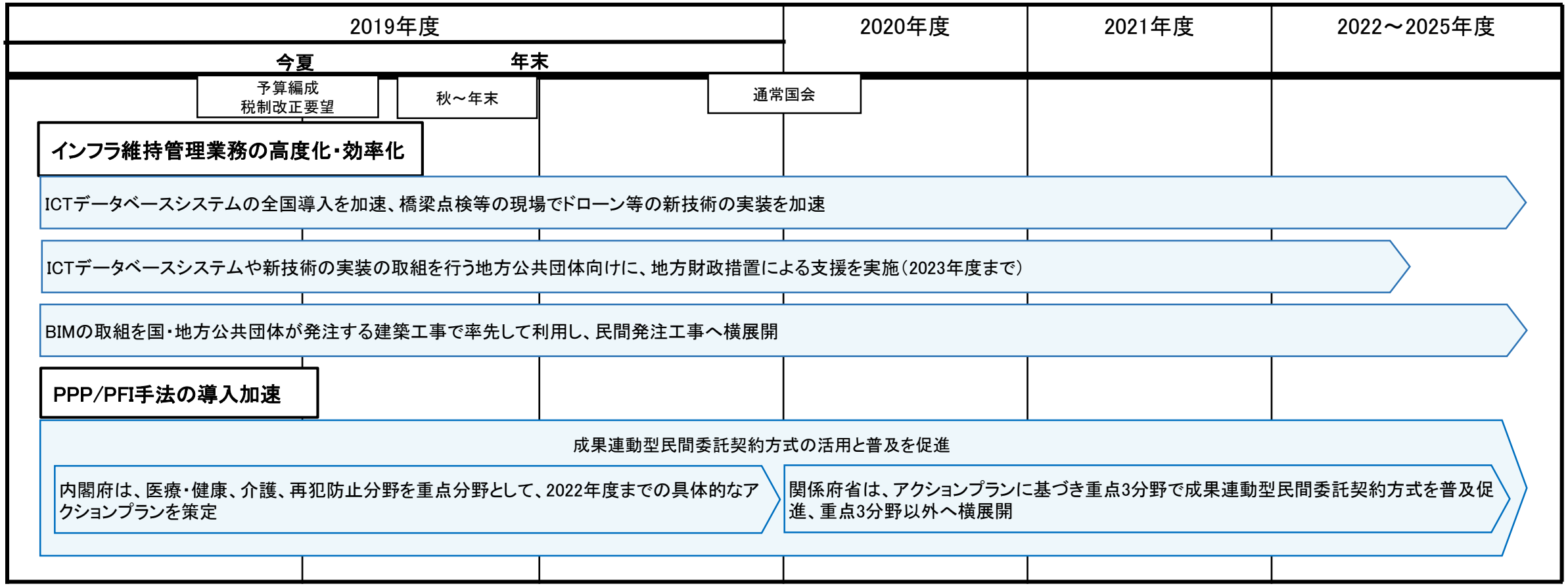
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
インフラ維持管理業務の高度化・効率化
ICTデータベースシステムの全国導入を加速、橋梁点検等の現場でドローン等の新技術の実装を加速
ICTデータベースシステムや新技術の実装の取組を行う地方公共団体向けに、地方財政措置による支援を実施（2023年度まで）
BIMの取組を国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間発注工事へ横展開
PPP/PFI手法の導入加速
成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進
内閣府は、医療・健康、介護、再犯防止分野を重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを策定
関係府省は、アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式を普及促進、重点3分野以外へ横展開

7. 脱炭素社会の実現を目指して

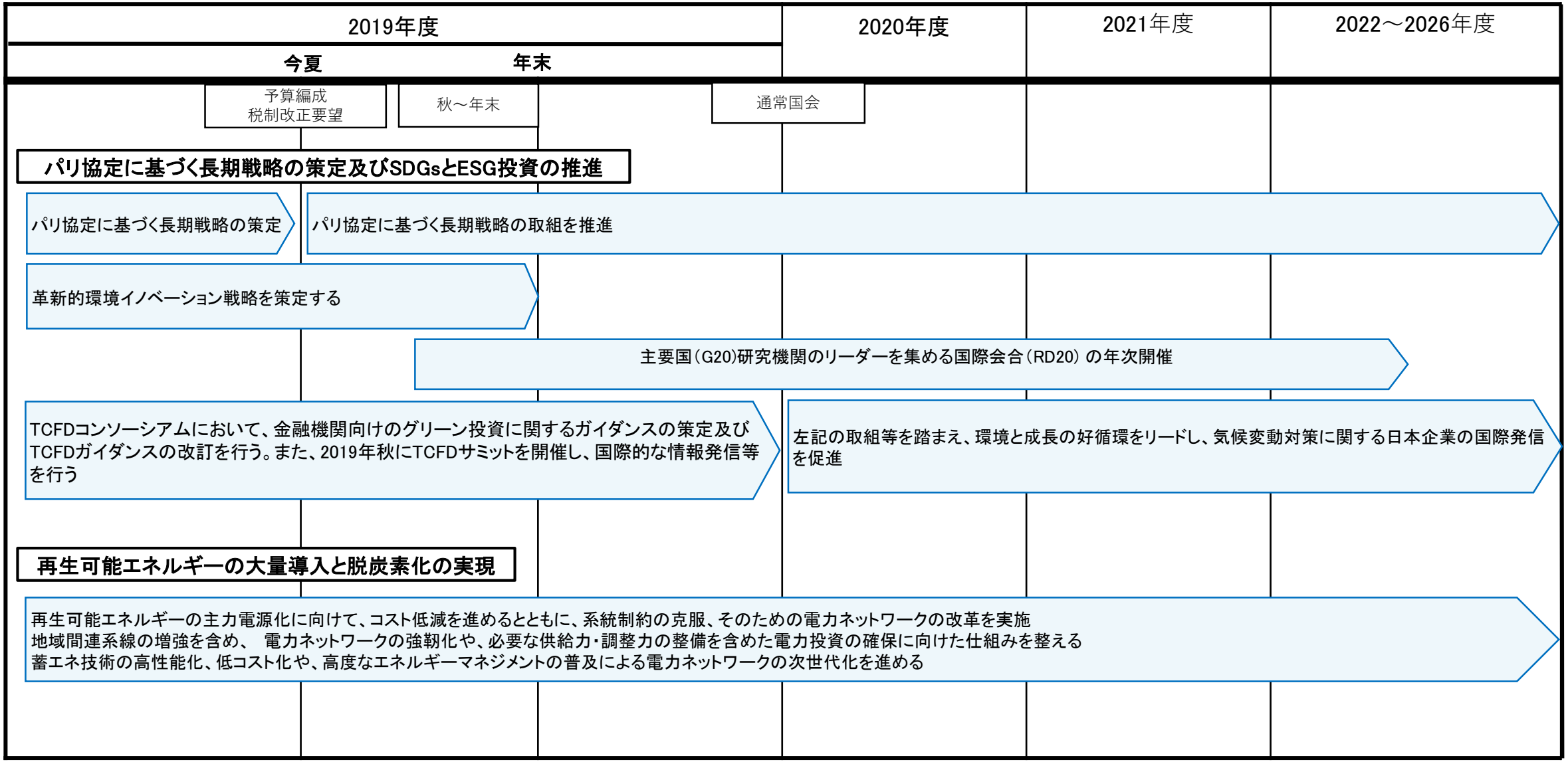

第3章　全世代型社会保障への改革

1．70歳までの就業機会確保

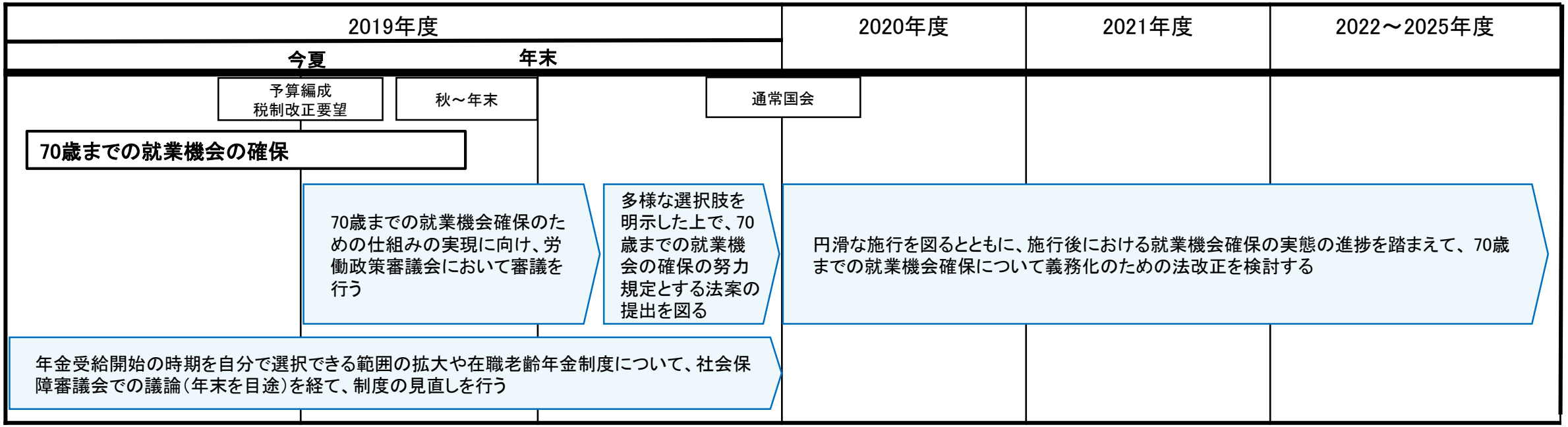

2．中途採用・経験者採用の促進

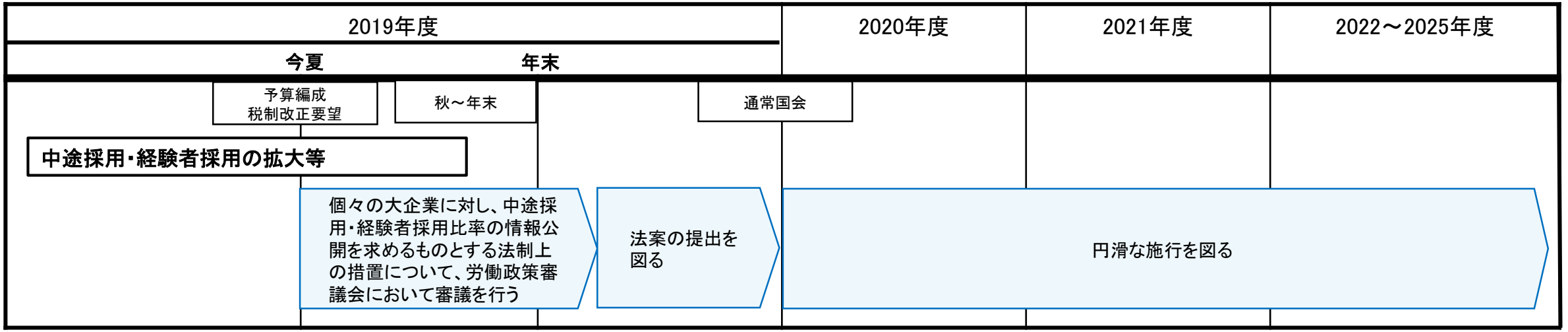

3. 疾病・介護の予防

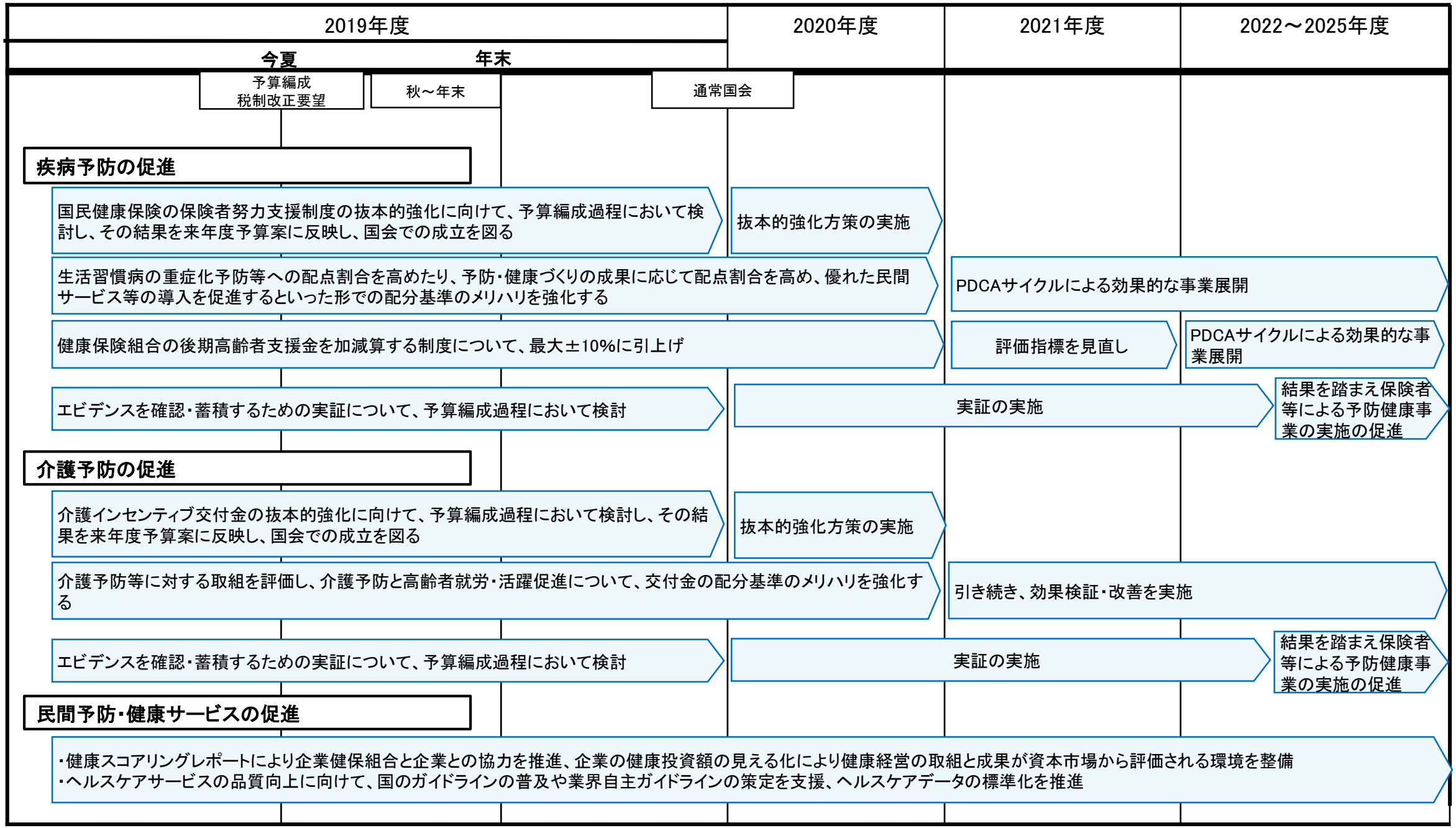
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
疾病予防の促進
国民健康保険の保険者努力支援制度の抜本的強化に向けて、予算編成過程において検討し、その結果を来年度予算案に反映し、国会での成立を図る
抜本的強化方策の実施
生活習慣病の重症化予防等への配点割合を高めたり、予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進するといった形での配分基準のメリハリを強化する
PDCAサイクルによる効果的な事業展開
健康保険組合の後期高齢者支援金を加減算する制度について、最大±10%に引上げ
評価指標を見直し
PDCAサイクルによる効果的な事業展開
エビデンスを確認・蓄積するための実証について、予算編成過程において検討
実証の実施
結果を踏まえ保険者等による予防健康事業の実施の促進
介護予防の促進
介護インセンティブ交付金の抜本的強化に向けて、予算編成過程において検討し、その結果を来年度予算案に反映し、国会での成立を図る
抜本的強化方策の実施
介護予防等に対する取組を評価し、介護予防と高齢者就労・活躍促進について、交付金の配分基準のメリハリを強化する
引き続き、効果検証・改善を実施
エビデンスを確認・蓄積するための実証について、予算編成過程において検討
実証の実施
結果を踏まえ保険者等による予防健康事業の実施の促進
民間予防・健康サービスの促進
・健康スコアリングレポートにより企業健保組合と企業との協力を推進、企業の健康投資額の見える化により健康経営の取組と成果が資本市場から評価される環境を整備
・ヘルスケアサービスの品質向上に向けて、国のガイドラインの普及や業界自主ガイドラインの策定を支援、ヘルスケアデータの標準化を推進

第4章　人口減少下での地方施策の強化

1. 地域のインフラ維持と競争政策

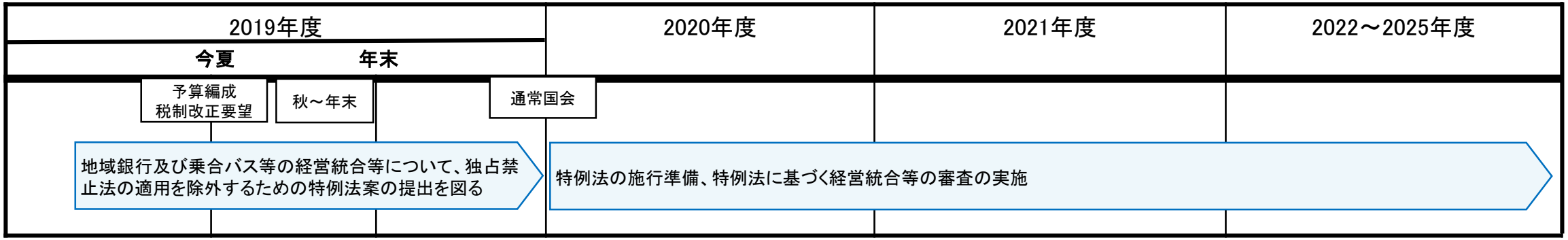

2. 地方への人材供給

3. 人口急減地域の活性化

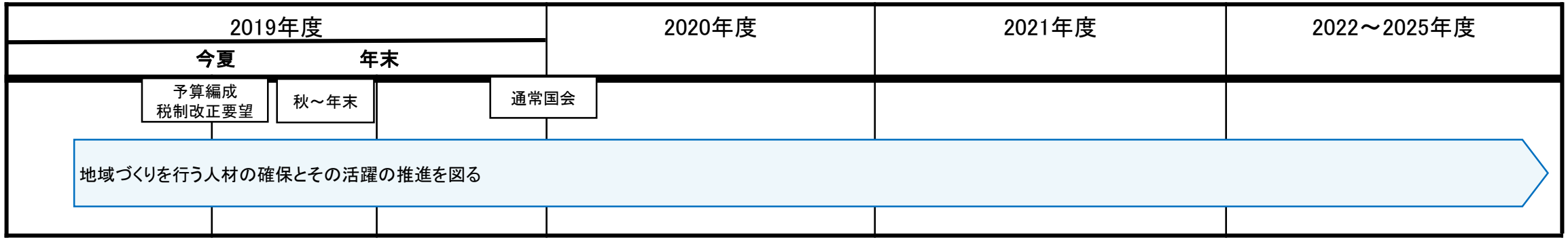

5. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

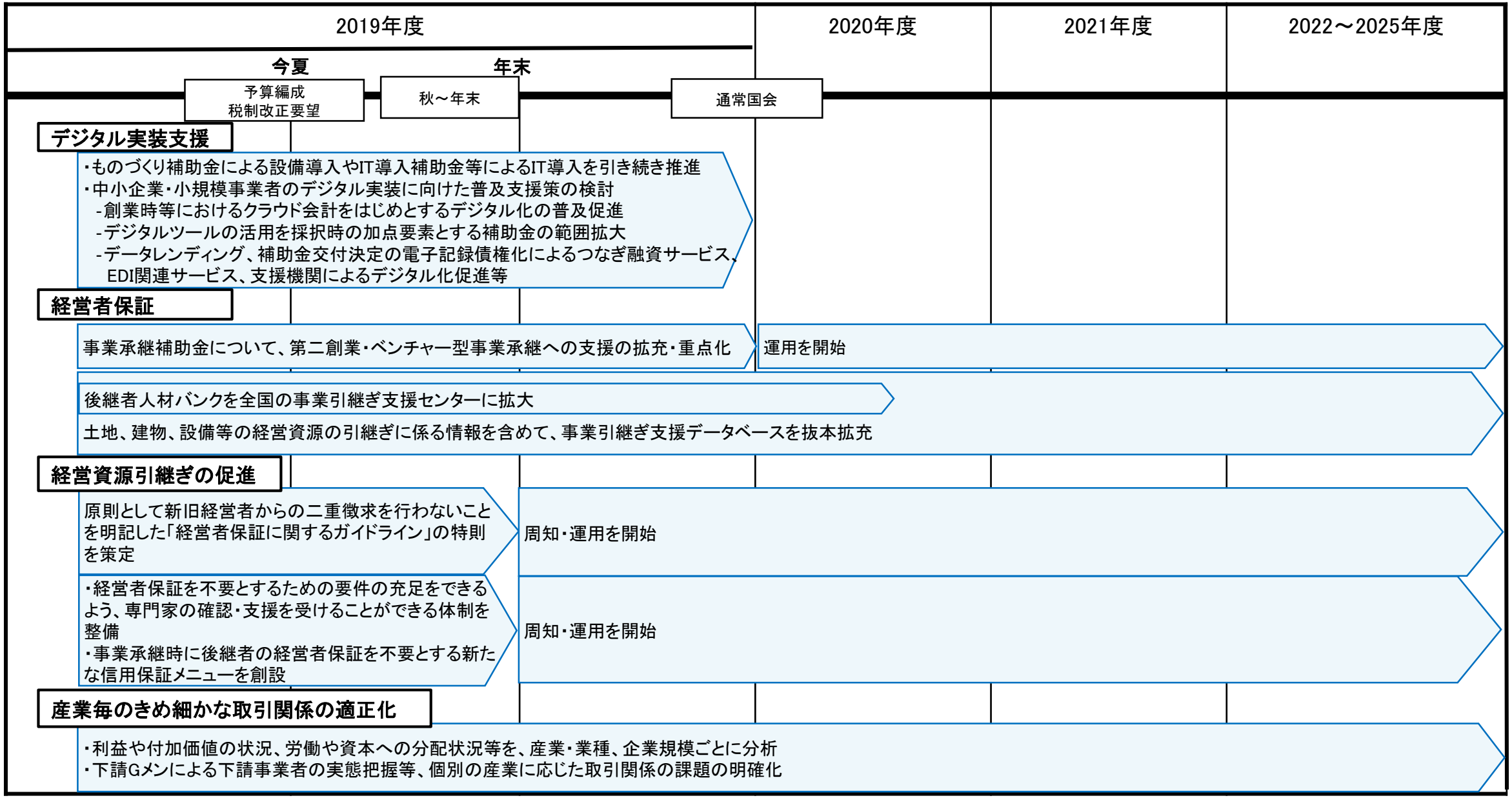

成長戦略フォローアップ案

令和元年6月5日

Ⅰ．Society5.0の実現

１．デジタル市場のルール整備

（１）KPIの主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出

【参考値】

・未上場ベンチャー企業：２社（JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018(2019年２月現在)）

・上場ベンチャー企業：５社（内閣府調べ（2019年４月現在））

《KPI》(新)2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始する。

《KPI》業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を2020年度までに30事業創出する。

⇒25事例（2019年３月）

ｉ）デジタル市場のルール整備

インターネットにおける新しい石油、デジタル世界における新たな通貨とも呼ばれるデータに注目が集まっている。デジタル・プラットフォーム企業は、これを巧みに活用し、利用者や事業者に便利で有益なサービスや世界市場へのアクセスを提供するなど、デジタル時代に欠かすことのできない存在となっている。

一方で、デジタル・プラットフォーム企業は独占化・寡占化が進みやすいという特徴を有しており、取引環境の透明化・公正性の確保に向け、公正かつ自由な競争を促進することが求められている。デジタル・プラットフォーム企業を巡る取引環境の整備については、国際的にも取組が進められているところであり、我が国としても、早急にその立ち位置を示しつつ、デジタル市場のルール整備を図るとともに、成長の原動力として次世代のデジタル・プラットフォーム企業を我が国から育てていく。また、その際には、これまでの旧態依然とした規制をデジタル時代に合わせた合理的なものとなるよう、見直しを進めていくことが重要となる。

①　デジタル・プラットフォーム企業への対応

・グローバルで変化の激しいデジタル市場における市場競争の評価等を行うため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル

市場競争本部」(仮称))を早期に創設する。同組織には、データポータビリティやAPI開放を始めとするデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独禁法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。

具体的には、所掌事務として、(a) デジタル市場における競争状況の評価、(b) 様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独禁法、個人情報保護などの課題の調査・提言、(c) 中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、(d) G7、G20等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等、とする。

専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。

デジタル市場競争本部（仮称）は、IT総合戦略本部・サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。

・デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの集積により競争阻害が生じるおそれがあることを踏まえ、企業買収によるデータ集積に起因する競争阻害を防止するため、デジタル市場におけるデータ集積等を考慮した審査の諸点に係る企業結合審査上の考え方について整理を行い、当該審査基準を本年中に改正するとともに、売上を基準とした届出基準の在り方についても本年度内に検討する。

・デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（ギグ・エコノミー）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。他方、デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。

このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制及びガイドラインの整備を図る。このため、令和２年の通常国会に法案（「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法」（仮称））の提出を図る。

一方で、ルール整備が第４次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初は comply or explain（従うか、または、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討する。

具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング（商品検索結果の表示順）の明示、デジタル・プラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等）を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

・個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すことなどを検討し、令和２年の通常国会に改正法案の提出を図る。

・デジタル・プラットフォーム企業からいつでもユーザーや利用事業者が移籍できるデータポータビリティや、オープンに接続されることが可能な API 開放に向けた課題の整理を本年度中に行う。加えて、医療、金融、クラウドといった個別分野については、上記の課題の整理も踏まえた上で、分野毎の固有の問題にも十分留意しつつ、検討を進める。

・現行の独占禁止法の優越的地位の濫用規制をデジタル・プラットフォーム企業による対消費者取引に適用する際の考え方の整理を本夏までに行い、執行可能な体制を整備する。

・併せて、デジタル資本主義時代に適切に対応し、国際協力の強化や公正透明な競争環境を実現するため、公正取引委員会の体制の整備・強化及び基盤整備を図る。

・また、デジタル・プラットフォーム企業と消費者との関係の透明性及び公正性を確保する観点から、消費者保護関係法令の適用の考え方の整理や利用規約の透明性・公正性の確保、海外事業者への域外適用その他の消費者保護に関する規律の在り方について、本年度中に検討を開始し、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。

・利用者情報の適切な取扱いを確保するため、国外のデジタル・プラットフォーム企業が我が国の利用者を対象に通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法の通信の秘密の保護規定の適用等の在り方について、次期通常国会での法案提出も視野に、本年中に整理を行う。

・国外のデジタル・プラットフォーム企業が我が国の利用者を対象に旅

行サービスを提供する場合に、海外事業者への旅行業法の域外適用の在り方について、消費者保護等の観点から本年度中に整理し、実効性のある方策について結論を得る。

② デジタル時代の規制見直し

・「Society 5.0」の実現に向けて関係者間での認識共有や合意形成を加速するため、異なるシステム間の相互運用性や信頼性を確保し、データ連携形式等の標準を定めるための、産業界向けのリファレンスとなる「アーキテクチャ」について、その設計・検討等を行う体制を本年度中に構築する。同体制を中核としてSIPによる各省横断的な取組や各省の取組と連携し、モビリティ、ドローン、プラント保安等の分野を対象に「アーキテクチャ」の設計を本年度から開始する。

・データ連携によりサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する中、AI、IoT、ビッグデータ（常時監視データ）等のデジタル技術を活用することで、既存規制が担保している安全などの法益を損なうことなく、共同規制等多様な手法で企業の合理的対応を促進する規制改革について、未来投資会議や規制改革推進会議が連携しつつ、政府横断的な検討を開始する。この際、デジタル時代に適した規制を実現する観点から、「アーキテクチャ」を活用した検討を行い、与信等に関する消費者保護や安全確保等の分野において、本年度内にデジタル技術やデータを活用した規制の見直しを検討する。

・産業保安・製品安全に関する主要な法令手続のシステム化を進めるとともに、そのデータを活用しつつ、来年度から安全性向上に効果的な情報・取組の抽出・横展開や事故の未然防止等へのAI活用を実証し、データに基づく効率的な規制の実現に向けて検討を行う。

ⅱ）データ流通の促進

Society5.0が目指す、サイバー空間とフィジカル空間の高度な連携による更なる経済発展、社会課題の解決の実現に向けては、これまで以上にデータを活用した取組を推進する必要がある。そのため、早期に国際・国内でのデータ流通における基本的な考え方を確立し、安心・安全なデータ流通・利活用を促進する。

また、グローバルな競争に打ち勝つための企業のデジタルトランスフォーメーションの促進や5G時代における社会全体を支える世界最先端のインフラの確保を強力に進めていく必要がある。さらに、サイバー、フィジカルの両空間におけるセキュリティ水準の更なる向上を図り、安心・安全なデータ駆動型社会を実現する。

①　データ流通における基本的考え方の確立

ア）国際的なデータ流通

・プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT)」のコンセプトの下、G20 などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。
また、データの自由な流通を含む、WTO における電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進める。

・日 EU 間の相互の個人データ移転枠組みや、APEC の越境プライバシールール（CBPR）を推進してきた立場から、国際的な個人情報の流通を安全かつ円滑なものとすべく、各国間の個人情報保護ルールの相互運用性を高めるため、国際会議や二国間の枠組みを活用して、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論を主導する。

イ）パーソナルデータの円滑な流通

・個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すことなどを検討し、令和２年の通常国会に改正法案の提出を図る。

・パーソナルデータの円滑な流通の実現に向け、データ流通市場における各プレーヤ（データ保有者・個人・データ活用者等）が実装すべき機能等のアーキテクチャを実証実験等を通じてとりまとめる。特に、パーソナルデータの第三者提供を行う「情報銀行」について、その多様化を見据えた認定ルールの見直しを本年夏を目途に行い、これに基づく認定を加速させるとともに、情報銀行間の連携を実現するプラットフォームの構築やデータフォーマットの標準化等に関する検討を行い、本年度内に取りまとめる。

・通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野において、視聴履歴等の放送データを活用した新たなサービス・ビジネスの創出・展開を促進するため、放送データ活用の事例（プラクティス）の集積、第三者提供等に関するルール整備を来年度までに進める。

ウ）データ連携・流通による新たな事業創出

・リアルデータを活用した付加価値創出と社会課題解決を目指す「Connected Industries」の実現に向け、生産性向上特別措置法に基づく特定革新的データ産業活用の認定を進めながら協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、重点５分野（「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」）を中心に来年度からの本格運用を見据え、本年度から、データを共有するための標準やアーキテクチャ、プラットフォームの整備及び、当該共用データを基にサービス創出を行うAIシステムの開発を支援する。

・Society5.0 時代における地域力の強化に向けて、健康づくり、教育、農業、防災等の生活に身近な分野において、地域課題の解決を目指す地方公共団体に対して、地域IoTの実装計画策定や導入効果が確立されたモデルの実装事業の支援、都市 OS の構築等の関係府省庁と連携した分野横断的なデータ利活用型の街づくりの推進等を実施。来年度末までに800の地方公共団体において、IoTを活用した取組を創出。

・高齢者・障害者の ICT 利活用を促進するため、ICT 機器・サービスについて、障害当事者参加による開発を促進する障害関連データの共有プラットフォームの構築やアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示スキームの導入を早期に実現するとともに、併せてデジタル活用支援員について、支援員の活動の具体的な内容や支援員へのサポートのあり方（国、自治体、NPO 団体等の役割分担など）等の仕組みの整備に取り組む。

・データ社会の到来により増加した膨大な量の情報を効率的に活用するため、革新的 AI チップに係るコンピューティング技術を令和４年度目途で、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の技術開発を令和９年度目途で確立するとともに、その社会実装に向けて、AI チップ上で動作するソフトウェア開発に係るコンテストの実施を通じた若手人材の育成や、次世代コンピューティング技術のユースケースの開拓に取り組む。

（シェアリングエコノミーの推進）

・シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図る。

・シェアリングエコノミーの更なる安全性・信頼性の向上に向け、一定以上のスキルを習得したシェアワーカーを認証する仕組みについて、業界団体と連携して検討を行い、本年度中に制度の具体化を図り、来年度から実施する。
・改定したモデルガイドラインやシェアワーカーの認証制度、地域課題の解決に向けた自治体等によるモデル的取組等も踏まえ、共助と価値共創を強みとした日本発のシェアリングエコノミーモデルを構築し、官民一体となった社会実装を推進する。また、ISO における国際的なルールづくりの場において我が国が主導し、市場創出を念頭に置きながら国際標準化を進める。

（オープンデータの普及・促進）
・民間ニーズに即したオープンデータ公開を加速するため、官民ラウンドテーブルにより「健康・医療・介護・子育て」や「教育」などの分野についてオープン化を重点的に進めるとともに、各府省庁の取組についてフォローアップを行い、具体的なデータの公開を促進する。さらに、各府省庁自らオープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を主体的に行うことで、更なるデータ公開を促す。
・来年度までに地域課題解決や経済活性化等に資するよう地方公共団体のオープンデータ取組率 100％を達成するため、必要な知見・技術を習得できる研修を本年度中に 40 回程度実施するとともに、推奨データセットの拡大を図っていく。
・オープンデータの一元的な提供により、データを活用した社会課題の解決等に資するため、令和４年度早期に政府のデータカタログサイト DATA.GO.JP と e-Gov（電子政府の総合窓口）との統合を実現する。

（コンテンツの円滑な流通）
・ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツの流通について本年度実証を行いその結果を踏まえて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配のあり方の検討を行い、来年度中に取りまとめる。また、放送コンテンツのインターネット同時配信等の普及・展開を推進するため、音楽分野における権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した権利処理の円滑化・効率化のための仕組みを令和３年度までに整備する。
・ローカル局を含む全国 50 以上の放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的にネットで配信し、さらにデータの活用等により個人の属性に応じたコンテンツを手軽に視聴できる環境や

新たなサービスの創出等を可能とするコンテンツ・プラットフォームについて、令和３年度までの実現を促す。

②　流通・活用環境の整備

ア）攻めのシステム改革

・企業における DX（デジタル・トランスフォーメーション）やデジタルガバナンスの状況を客観的に評価するための基準（「デジタルガバナンス・コード」）の策定や、当該評価結果に基づき格付を行う「DX 格付制度」創設等について、法律上の措置も含めて検討を行い、本年度中に結論を得て、順次制度化を図る。また、DX を円滑に進めるため IT ベンダー事業者とユーザー事業者の円滑な協力関係の下でシステム開発を進められるよう、両者間の望ましい契約の在り方を整理し契約モデルを本年度中に策定する。

・社会インフラにおけるデータ利活用やレガシーシステムの刷新コストの低減、業務コスト効率化のため、組込みソフトウェア分野を含め、非競争領域における共通システム化を促進する。具体的には、上水道事業における業務管理やデータ流通のための共通プラットフォームについて、本年度中にシステム構築を行い、来年度から運用を行う。また、得られた成果について他の社会インフラへの展開を検討する。

イ）ネットワークの更なる強化と高度化の推進

・Society5.0 の実現に向けて、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、令和６年度末までの 5G 整備計画を加速するとともに、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。また、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、来年までの解消を目指すとともに、在来線については、令和４年度までに輸送量の 90％以上を占める路線区間のトンネルについて携帯電話を利用できる環境の整備を促進する方策について、民間事業者の経営状況等も踏まえて検討を行い、本年夏までに結論を得る。

・今後の電波利用ニーズの拡大への対応として、Beyond 5G の要素技術やその円滑かつ迅速な導入に必要となる実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境、HAPS（High-Altitude Platform Station）を用いた通信システム等に関する研究開発を推進するとともに、既存システムとのダイナミックな周波数共用を可能とするシステムの構築を来年度末までに行う。

・自動車組立工場や立体自動倉庫等の製造現場における生産性向上を目

的とした無線通信の円滑な導入を推進するため、工場内の無線通信を最適制御する技術等を来年度までに、工場内の無線通信を高信頼化する技術等を令和３年までに確立するとともに、各技術の国際標準化を実現する。

ウ）新たな技術によるユースケースの確立

・5G に関し、来年度末までに全都道府県でサービスを開始する等、全国展開を着実に推進するとともに、5G 等の ICT による地域の課題解決に係る技術や制度の検証を行うための実証実験を、関係府省や地方公共団体、地域の住民・団体等と連携して、実施する。また、地域に密着した課題解決を行うローカル 5G に必要な制度整備を本年秋から一部先行し、来年までに行う。
・通信技術との連携等による 4K・8K 放送の高度化や高度映像配信サービスの全国的な普及を図るため、令和３年度までに技術的課題の検証や技術仕様の策定等を行い、4K・8K の一層の普及と新サービス創出を図る。また、4K・8K を放送・映像配信に加えて、令和３年度までに 8K 技術を活用した内視鏡の遠隔医療での活用を可能とするシステムを開発する等、医療をはじめとする幅広い分野で利用することで、産業横断的な基盤としての確立を図る。

エ）ICT を活用した災害対応

・トラヒックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、関係事業者の協力を得て、トラヒックの実態を収集･把握し、客観的なデータを公開するとともに、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域 IX[1]や CDN[2]等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。
・本年度中に公的機関により多言語翻訳クラウドを活用可能とするため、多言語翻訳クラウドの導入にあたってのセキュリティ・プライバシーに関するガイドライン策定等の環境整備を行い、訪日外国人や新たな外国人材に対する避難情報などの多言語での効率的な提供を実現する。
・Ｌアラートによる災害関係情報の円滑な伝達や一層の利用拡大を図るため、来年度中に、Ｌアラートが配信する情報の確認・補正を行うための体制を構築し、Ｌアラート情報の迅速性・正確性の向上を進展さ

[1] IX（Internet eXchange）：インターネットにおけるトラヒックの交換拠点
[2] CDN（Content Delivery Network）：ユーザーに効率よくコンテンツを配信するための分散型情報配信システム

せる。

③　サイバーセキュリティの確保

・平成 30 年以降３年間の基本計画である「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえた、新たな年次計画に基づく取組を、サイバー攻撃に係る被害の実態も把握しつつ、着実に推進する。その上で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えたサイバーセキュリティの確保に向け、新たな技術の導入・活用等による政府機関等における予防・検知等の連携高度化や、従来の枠を超えた情報共有体制の構築、サプライチェーンリスクに対応するための技術検証体制の整備、研究・技術開発の推進、対処態勢の整備、経営層の意識改革、人材の確保・育成、脆弱な IoT 機器への積極的対策等を推進する。

・日本発のセキュリティ製品のマーケットインや日本における検証ビジネスの活性化に向け、セキュリティの製品の性能評価や信頼性評価、ホワイトハッカーによる実攻撃検証を包括的に行う枠組みである「Proven in Japan」の実現に向け、本年度から評価の仕組の確立やガイドラインの整備、検証基盤の構築を進める。

・サプライチェーンリスクに対応するため、令和４年度までを目途に 5G を含むシステム等に組み込まれた不正な機能や脆弱性を効率的に検出する技術開発・検証を進め、その成果を踏まえた対応策の重要インフラ事業者等への浸透を図るとともに、データの管理・処理を担う半導体を中心に、信頼が確保されたサプライチェーンから調達できる環境を整備する。

・Society5.0 時代の社会全体のセキュリティ、信頼性確保に向け、個社ごとのセキュリティ対策ではなく、取引先等を含めたサプライチェーン全体として直面するリスク源や対応の方針等を整理した枠組である「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の実装・具体化を進めるため、スマートホーム分野をはじめとした、各産業分野の産業構造や商慣行などの特性を踏まえた産業分野別のガイドラインを、本年度から順次策定する。
また、分野横断的な対応が求められる、データや IoT 機器等のセキュリティ対策、ソフトウェアの管理策等について考え方を整理すべく、本年度検討を行い、来年度までにガイドライン等の整備を進める。

・来年度中を目途に中小企業が利用可能な簡易で安価なサイバーセキュリティ保険や付随サービス等が創出されることを目指し、本年度から全国各地域において中小企業のセキュリティに関する相談窓口や相

談後の対応等の支援を行う仕組について実証を行う。
・サイバー空間での自由で安心・安全なデータ流通を支える基盤として、データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）の在り方について、国際的な相互運用性の観点も踏まえ、本年中を目途に結論を得て、速やかに制度化を目指す。

２．フィンテック／金融分野

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年６月までに、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。

⇒本年３月時点において、全邦銀（除く外国銀行支店）138 行のうち、130 行がオープン API の導入を表明。130 行中 124 行が 2020 年６月までの導入を表明。

《KPI》2025 年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す。

⇒2018 年：24.1％

※分子は 2018 年のクレジットカード、デビットカード及び電子マネーによる決済額の合計。分母は 2018 年の民間最終消費支出（名目値、２次速報値）。

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

・現在の業態ごとの関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。特に、現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化・柔構造化を図り、これにより、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現するため、2020 年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

・また、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進め、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

・民間事業者による革新的な本人確認の実装支援や、クレジットカード事業者を含む他の特定事業者との間での本人確認の活用について検討し、本人確認の高度化・迅速化を推進する。

・暗号資産（仮想通貨）交換業者を巡る課題や暗号資産を用いた新たな取引の登場等に対応し、資金決済に関する法律や金融商品取引法等の一部改正法を着実に施行し、利用者保護を確保するとともに、ルールの明確化など必要な環境整備を推進する。

ⅱ）キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

・令和元年 10 月から実施するキャッシュレス・消費者還元事業におい

て、端末導入補助や手数料の引下げ措置等の支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出する。
・産官学の関係者が一堂に会するキャッシュレス推進協議会において、平成31年３月に公表された統一QRコード決済のガイドラインに基づき、実用化に向けた事業者対応を図る。また、キャッシュレス・消費者還元事業も活用し、商店街や地域毎に面的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援するなど、地域全体でのキャッシュレス決済を推進する。

ⅲ）FinTechの実用化等イノベーションの推進

・オープンAPIを提供する銀行の数や銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等をフォローアップし必要に応じて公表するとともに、API を利活用したサービスの好事例の共有等を行う。また、API の接続条件については、民間企業間の契約であることを踏まえつつ、銀行及びFinTech企業の双方がWin-Winの関係になるよう促しつつ、API連携を推進する。
・銀行に加え、証券会社、保険会社などについてもFinTechをいかしやすい電子的な手段による情報提供・連携を推進することにより、国民がより合理的な選択のもとで資産管理・運用等の経済活動や資産形成を行えるよう積極的に取り組む。
・金融分野におけるブロックチェーン技術の実用化に向けた取組の一環として、貿易金融における手続に関し、実証実験の結果を踏まえ、ブロックチェーン技術を活用した電子化に係る課題を整理するとともに、その解決方策を検討する。
・全国銀行協会の研究会にて、マネロン・テロ資金供与リスク管理システム等の共有化や顧客管理における公的機関の提供する情報の活用について検討を進めるなど、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組（RegTech 等）を推進する。また、市場における不公正取引が疑われる事案の抽出等のためにAIを活用する市場監視システムの整備を進める。

ⅳ）金・商流連携等に向けたインフラの整備

・令和２年までの送金電文の全面的XML化を着実に実現するため、全国銀行協会や商工会議所等の金融界・産業界、関係省庁が連携して、周

知活動や全銀EDIシステムの活用の好事例の共有等の取組を推進する。
・手形・小切手機能の電子化に関し、金融界・産業界・関係省庁が連携して、全面的な電子化を視野に入れつつ、５年間で全国手形交換枚数の約６割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として、多様な利用者に配慮しながら、社会全体として生産性が向上するよう取組を進める。
・税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。
－地方税の電子化の推進について、本年 10 月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、本年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。
－税・公金収納・支払に関し、金融機関、関係府省庁、地方公共団体などの関係者が連携した税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会において、これまでに抽出した IT による利便性の向上・効率化に向けた課題の解決方策等について、本年度中に、検討を進め、今後の道筋を得る。
・賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、マネーローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。
・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、本年度内に結論を得る。

３．モビリティ

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》来年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始

《KPI》2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開

《KPI》2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に搭載

⇒国内販売新車乗用車の装着率：77.8%（2017 年）

《KPI》2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の 20%に搭載、世界市場の３割獲得

⇒国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

世界市場獲得率の代替率：16.2%（2016 年）

《KPI》2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

⇒国内販売新車の装着率：68.7%（2017 年）

国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

（２）新たに講ずべき具体的施策

少子高齢化の中で、地方における移動の確保、都市部での渋滞削減は社会的課題であり、特に高齢者の移動の確保は喫緊の課題となっている。また、インバウンドによる個人観光客が増加する中、住民のみならず、観光客のスムーズな移動を確保していくことも課題である。人流のみならず、物流についてもドライバー不足という課題に直面している。

こうした中、世界では、データにより様々な交通機関を瞬時に結びつけるとともに限られた交通機関を最適に活用することが可能な、スマートフォンで簡単に手配・決済できる新たなモビリティサービス(MaaS:Mobility As A Service)が出現しつつある。これに進展著しい自動走行技術や多種多様な新たなモビリティが組み込まれて高度化することで、前述の社会課題を解決していくことが期待されている。こうした動きは、中期的には、都市空間の在り方をも変え、都市自体が高度にサービス化するスマートシティへとつながっていく。

我が国としては、こうした新たな移動サービスを通じた社会的課題の解決のため、必要な制度改革、データ連携の実現、自動運転も含めた様々なモビリティの実現等を推進する。

また、昨今の高齢者による交通事故を踏まえ、安全対策を推進する。

ⅰ）日本版 MaaS の推進

・地域での高齢者等の移動を確保するため、いわゆる交通空白地域において、地域の合意の下、市町村等が運送主体となって道路運送法上認められている自家用有償旅客運送について、使いやすくする観点から、以下の見直しを図る。

－交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、令和２年の通常国会に提出を図る。

－インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことが出来ない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけではなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。

－現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。

－地域公共交通網形成計画(地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成)に自家用有償旅客運送の導入を位置づけた場合は、手続きを簡素化する。

・限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を本年度中に図る。

・柔軟な料金制度の実現に向け、タクシーの事前確定運賃を本年度内に可能とする。加えて、潜在需要を掘り起こすサブスクリプション(定額制サービス)やダイナミックプライシング(料金変動制)に向け、定額タクシー運賃やタクシーの迎車料金について検討していく。

・地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AI 等新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等のあり方の検討を行い、次期通常国会を目指し、地域公共交通活性化再

生法などの見直しを検討する。
・地域の様々な交通機関をスマートフォン等で連携させ、効率よくスムーズな移動を実現する新たなモビリティサービスを実現するため、協調領域におけるオープン化すべきデータの整理やシステム連携可能な API などに関し、官民の検討会において、本年度内にガイドラインを策定する。同時に、交通事業者や様々なサービス事業者とのデータ連携を容易にする共通データプラットフォームの実現に向けた検討を進める。
・公共交通分野におけるオープンデータ化を推進するため、屋内でのナビゲーション等への活用を視野に入れ、本年度中に、新たに民間事業者による主要駅での Wi-Fi アクセスポイントの位置情報等をオープンデータ化する取組の促進を図る。
・地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバスなどを一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供する MaaS について、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型 MaaS の実現を図る。
・国土交通省・経済産業省が連携し、新たなモビリティサービスの導入に意欲的に取り組む地域に対する総合的な支援（スマートモビリティチャレンジ）を本年度から開始する。国土交通省では、さらに、新型輸送サービスの導入を含む地域特性ごとのモデルづくりや障害となる課題を解決するためのルール整備などを行う。これらを通じ、新たなモビリティサービスについて全国的に取組を拡大する。
・来年度までにすべての都道府県で相互利用可能な交通系 IC カードの導入に取り組みつつ、クラウドや QR コードによる乗車確認など地方の交通事業者にとり低コストで導入可能なキャッシュレス化の取組を支援する。
・事業者による、様々な交通サービスを柔軟な料金で包括的に提供するなどの MaaS のサービスの取組について支援し、必要に応じて制度・運用の緩和、更には必要な環境整備のための新たな仕組み作りを視野に入れて取り組む。
・バスタ新宿や品川、神戸三宮等をはじめとする集約交通ターミナル「バスタプロジェクト」を全国で戦略的に展開する。その際、MaaS 等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とするとともに、整備・運営管理に関して民間の技術や活力を最大限に活用するための制度等について、有識者委員会で検討し本年度中にとりまとめる。

・新たなモビリティの活用も含めて道路空間を車中心から人中心への空間へと再構築するため、本年度中に法令等の改正の必要性について検討するとともに、ロードマップを作成する。

ⅱ）自動運転の社会実装に向けた取組の加速

・来年度目途での無人自動運転移動サービスの実現に向け、令和元年度は国の公道実証実験を可能性が高い地域に重点化し、長期での実証を図るとともに、自動運転も組み込んだ地域交通再生の取組も支援する。
・自動運転の基盤となる高精度三次元地図について、高速道路の地図化の完了を受け、重点地域に絞り、一般道路での地図化を開始するとともに、北米との連携を図りつつ、国際標準化を進める。
・自動運転整備大綱に基づく制度整備を着実に推進するとともに、レベル４に向けた制度整備の検討を開始する。
・トラックの隊列走行について、後続車有人隊列走行の市場投入へ向けた開発及びデータ検証等を進めつつ、後続車無人隊列走行の実現に向け、来年度内に後続車無人隊列走行の高速道路上での実証を実施する。併せて、高速道路でのトラック隊列走行の実現も見据え、新東名・新名神高速道路の６車線化により、三大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を更に向上させるとともに、休憩スペースや連結解除拠点の設置など、新東名を中心に高速道路インフラの活用策について検討する。
・自動車産業の国際競争力強化のため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の場において、我が国の技術をベースとした自動運転技術の国際基準の策定に向け、日本が議論を主導する。
・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を最先端技術の発信の好機とすべく、信号情報や高速道路における分合流部支援情報を車両に送信する道路交通インフラの整備等を実施し、本年 10 月から、東京臨海地域において、民間事業者等による最先端の自動運転技術の実証を開始する。
・自動運転車のための専用の空間、道路に敷設する電磁誘導線などの路車連携技術など、自動運転に必要となるインフラについて、道路法上の位置づけ、整備や管理の在り方などを検討し、今年度内にとりまとめる。
・航空需要の拡大や担い手不足に対応するため、来年までの省力化技術の実装に向け、空港の制限区域内において実証を始めている自動運転車両の対象を大幅に拡大するとともに、充電・位置推定等に必

要な設備の設置や、空港内における業務指針について必要な改定を行う。
・将来的な人材不足に対応し、特に経営の厳しい地方鉄道のコスト削減等を図るため、踏切がある等の一般的な鉄道路線への自動運転や準天頂衛星を用いた精度の高い位置検知システムなどの生産性向上に資する新技術の導入に向けた検討を行い、本年度内にとりまとめる。

ⅲ）陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

①　空における次世代モビリティ・システムの構築

・小型無人機（ドローン）について、令和４年度を目途に有人地帯での目視外飛行による荷物配送等のサービスを可能にするため、福島ロボットテストフィールドを活用した運航管理システムや衝突回避の技術開発等を進めるとともに、認証制度等の機体の安全性確保制度や、操縦者・運航管理者の技能確保制度、複数のドローンの運航管理制度、機体・所有者情報等の登録制度、被害者救済のあり方等を含む制度設計の基本方針を本年度中に決定する。
・令和３年度を目途に、有人地帯での目視外飛行を可能とするための社会実装可能なドローン技術を確立する。さらに、上記制度設計の基本方針に基づき、令和３年度を目途に、必要な制度整備等を進める。また、新たなサービスの創出の促進や、各制度に係る手続き等の簡素化に留意する。
・物流、農林水産業、インフラ維持管理や災害対応等様々な分野でのドローン活用を促進していくため、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において策定したロードマップの個別分野部分等に基づき、各分野の用途に対応した技術開発や実証実験、ガイドラインの策定・周知等の取組を進める。
・急峻な山間地に位置し高所作業が必要な砂防施設の維持管理や、土砂崩落などの災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向けて、実証実験を踏まえて点検要領の改定を行うことにより、来年度からの実装を目指す。
・ドローンの携帯電話の電波利用の拡大に向け、遅くとも令和２年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とする。それまでの間も実用化試験局免許について、農業用ドローンをはじめとした低空飛行を行うドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築し、携帯電話事業者による手続も含め申請から許可までの期間を原則１か月

以内とする。
・特に農林水産分野においては、農薬散布や肥料散布、播種、受粉、収穫物運搬、センシング、農地・農業水利施設の保全・管理、鳥獣被害対策等にドローンを積極的に活用していくため、農業用ドローンの普及計画に基づき、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を通じ、目視外飛行の拡大に向けた取組を含む技術開発や実証を行いつつ、先進事例の普及やルールの見直しを進める。
・“空飛ぶクルマ”の実現に向けた「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、令和５年からの事業開始を目標として、それまでに必要な技術開発や機体の安全基準を始めとする制度の整備を進める。

② 陸における様々なモビリティの推進・物流改革

・ラストワンマイルの交通を支える電動低速モビリティであるグリーンスローモビリティについて、地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、来年度までに 50 地域での実装を目指す。
・宅配等への活用が期待される自動走行ロボットの社会実装を目指し、本年度内に道路使用許可の申請に対する取扱いの基準を策定するなどして実証のための枠組みの構築を行い、自動走行ロボットの公道上での実証を実現する。加えて、本格的な社会実装に向け、本年度内に官民による協議会を立ち上げ、同協議会における議論も踏まえながら、ロードマップの策定及び社会受容性の向上のために必要な措置、必要なルールの在り方、求められる安全性等についての検討に着手する。
・一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる過疎地域について、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）に基づき、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、本年中に結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・物流事業者の人手不足に対して、個社の垣根を超えた共同物流を推進するため、伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会を本年度中に立ち上げ、アクションプランを策定するとともに、サプライチェーン全体で物流・商流データの共有を行う実証実験を本年中に開始する。
・来年度内に再配達率を 13%程度まで削減するため(H30 年度は 15%)、受取方法の更なる多様化に向け、利用者が指定する場所に配達する置

き配について、課題整理や対応策を検討し、本年中に結論を得る。
・「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、物流の効率化等を図る「ホワイト物流」推進運動の展開や荷待時間削減・荷役効率化など、労働生産性の向上、取引環境の適正化等を強力に推進する。

③ 海における新たなシステムの開発

・令和７年までの自動運航船の実用化に向け、令和５年度中の国際合意を目指し、技術開発（システムインテグレーション等）や内航での実証を進めつつ、本年度内に自動運航船の安全設計ガイドラインを世界に先駆けて策定するとともに、船舶や舶用品の設計や生産工程に係る情報の共有等によりサプライチェーンでの生産性向上を図るため、情報の種類、仕様案を本年度内を目途に取りまとめる。
・深刻化するトラックドライバー不足に対応し、国内物流を補完するフェリー・RORO 船[3]の輸送力を強化するため、令和 12 年までに複合一貫輸送のスマート化の実現を目指し、ICT を活用したシャーシ等の共有・管理の高度化、料金収受のキャッシュレス化、自動離着岸装置や自動温度管理システムの導入などの総合的施策を本年度中にとりまとめ、推進する。

ⅳ）昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

近年、高齢運転者による事故、子供が犠牲となる交通事故が相次いで発生していることを受け、高齢運転者による事故防止対策、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に強力に取り組むなど、交通事故のない社会を目指す。
・高齢者の安全運転を支える対策について、新たな技術の進展を意欲的に取り入れつつ、以下の施策を中心として強力に推進するとともに、前述の i)、ii）を始め、地域の公共交通ネットワークの維持・活性化の取組を進めることにより、高齢者の移動の足の確保に向けた施策を推進していく。
－来年１月に見込まれる衝突被害軽減ブレーキの国際基準の発効を受けて、衝突被害軽減ブレーキの国内基準を策定する。本年内を目途に、新車を対象とした衝突被害軽減ブレーキの義務付けについて結論を得る。また、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違

[3] 貨物を積んだトラックやトレーラーが自走で乗降でき、シームレスに陸運に移行できる運航形態。RORO=Roll On/Roll Off

え時加速抑制装置などへの性能認定制度の導入について、本年内を目途に結論を得る。

－安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて関係省庁が連携して検討を行い、本年度内に方向性を得る。

－既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討する。

－新たな先進安全技術の開発を促進し、特に、自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)について、本年内に技術的要件等のガイドラインを策定する。

－運転適性相談について、専門職員の更なる配置や相談しやすい環境整備などにより、本年度内に充実強化する。

－高速道路における逆走対策については、平成 30 年度に民間企業から公募・選定した逆走対策に係る新技術等を積極的に展開する。

・次世代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で守るため、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に早急に取り組む。

－関係省庁連携のもと、幼稚園、保育所等の「園児が集団で日常的に利用する道路」等の緊急点検を実施し、秋を目途に結果を集約する。

－緊急点検の結果を踏まえ、ゾーン 30 の整備等面的対策を含めた交通安全施設整備の強化とともに、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、歩道の拡充、無電柱化、踏切対策、防護柵の設置等による安心安全な歩行空間の整備を進めるほか、ETC2.0 等のデータを活用しての生活道路のエリア内での効果的な速度抑制策や、交差点改良等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進する。

－スクールゾーン設定の促進、キッズゾーン（仮称）の設定や見守り活動等の対策を至急具体化する。

４．コーポレート・ガバナンス

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》大企業（TOPIX500）の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す

⇒日本（TOPIX500）：4.0％
米国（S&P500）：6.2％
欧州（BE500）：4.2％
※いずれも昨年４月から本年３月までの期間における各企業の年次決算について本年５月下旬時点で算出。

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）コーポレート・ガバナンス改革

平成 30 年６月のコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、企業による資本コストを意識した経営、政策保有株式、取締役会の機能発揮等の課題への対応を更に促進していく観点から、投資家と企業の対話の質の向上等に向けた取組を進めていく。他方、日本企業の競争力、信頼性を一層グレードアップさせるために、グローバルスタンダードに沿って、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が求められている。このため、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議など関係省庁の有識者会議等において、中長期的な企業価値向上の実現に向けてコーポレート・ガバナンス改革を進展させるため、以下の取組を進める。

・上場子会社のガバナンスについてのルール整備を図り、親会社は事業ポートフォリオの再編のための上場子会社の意義について説明責任を果たすとともに、上場子会社側については、適切なガバナンスの在り方を特段に明確にし、実務への浸透を図る。

○上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。

【上場子会社側の対応】

－具体的には、上場子会社の一般株主保護及び独立した意思決定の確保のためには、独立社外取締役の役割が特に重要であること。

－上場子会社におけるガバナンスの実効性を確保するためには、支配株主からの独立性が重要であることから、独立社外取締役の独立性判断基準については、少なくとも支配株主出身者（10 年以内に支配株主に所属していた者）に該当するものは選任しないこと。

－上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高める（３分の１

以上や過半数）ことを目指すこと。

－利益相反取引が発生する具体的な局面においては、例えば、独立社外取締役（又は独立社外監査役）のみ又は過半数を占める委員会において、一般株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、かつ、取締役会においても、その審議結果が尊重される仕組みをつくること。

－上場子会社において、一般株主の利益を確保するためにどのようなガバナンス体制を構築しているかについて、投資家等に対して情報開示を行うこと。

【親会社側の対応】

－親会社は、グループとしての企業価値の最大化の観点から上場子会社として維持することの合理的理由を示すとともに、支配株主として上場子会社の取締役の選解任権限について上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保できるよう行使し、その適切性について、情報開示を通じて、投資家等に対して説明責任を果たすこと。

○「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講じる。

・企業グループ全体の企業価値向上を図るため、グループ経営における事業ポートフォリオの最適化や実効的な子会社管理、子会社経営陣の指名・報酬決定などの在り方を示した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定し、その周知を進め、同指針に沿った実務の普及・浸透を図る。

・投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、令和２年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。

・我が国の資本市場の信頼性を高めるとともに、企業価値向上に資する M&A を促進するため、構造的な利益相反の問題が存在する MBO（経営者による企業買収）及び親会社による上場子会社の買収（完全子会社化）における一般株主利益を確保するための公正な手続の在り方を示した「公正な M&A の在り方に関する指針」を令和元年夏頃に新たに策定し、その周知を進め、同指針に沿った実務の普及・浸透を図る。

・自社株対価の M&A の促進のため、改正産業競争力強化法（平成 30 年７月施行）で創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促す

とともに、下記の会社法改正案や海外の制度整備の状況等も踏まえ、その活用を促すための更なる制度的対応について検討を行う。

・法制審議会答申を踏まえ、社外取締役を置くことの義務付け、自社株対価 M&A の手法を拡充するための株式交付制度の創設、株主総会資料の電子提供制度の創設等を含む会社法改正案の早期成立を目指す。
・グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、株主総会に係るプロセスへの更なる電子的手段の活用の在り方について、令和元年秋頃を目途に論点整理を行うとともに、年間を通じた対話の在り方について、諸外国の状況も踏まえて引き続き検討する。

ⅱ）建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

持続的な企業価値向上を図る観点から、企業を取り巻く経営環境やリスクについて、企業と監査人が相互に連携しつつ認識を深め、投資家による適切な判断を可能とする情報が提供される環境整備を図るため、関係省庁は以下の取組を進める。

・中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話が促進されるよう、経営者の考えが適切に反映された経営戦略やリスク情報などの記述情報の充実のための取組を継続的に行う。
・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（平成 30 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）における記載例等を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の取組・連携を支援する。
・関係機関等と連携し、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、会計監査の信頼性確保の観点から、監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に向けた施策を実効性あるものとするための取組を進めるとともに、海外の動向も含め監査市場の在り方について調査研究を行う。

ⅲ）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

人生 100 年時代を迎える中、国民が自らのライフプランに必要となる資産形成を実現しつつ、経済成長へとつなげていくためには、国民の金融リテラシーを向上させながら、その金融資産がリスク選好に応じてバランスの取れたポートフォリオに移行していくことが重要である。

そのため、資金の出し手である家計から金融・資本市場を経由して内外の資金需要者に至るインベストメントチェーンに関与する各主

体が、より適正なリターンをもたらすことができるよう、その機能を強化していくため、以下の取組を総合的に進めていく。

・国民１人１人が安定的な資産形成を実現するため、教育現場を含む関係者と連携しながら、金融リテラシー向上に向けた取組を進めるとともに、NISA 制度の普及及びその改善に向けた検討を行う。特につみたて NISA については、長期・積立・分散投資の定着及び投資経験を通じた金融リテラシー向上にも資することから、積極的に普及を推し進めていく。また、長期化する老後の所得確保に向けて、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金の加入可能年齢等の引上げ等について、社会保障審議会での議論を踏まえ、制度の見直しを検討するとともに、私的年金制度の一層の普及を図る観点から、iDeCo の加入手続のオンライン化をはじめ、手続の簡素化に向けて検討を行う。NISA 制度や iDeCo 等の私的年金制度を含む各種の老後の生活等に備える資産形成を支援する税制について、働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、包括的な見直しを進める。

・長寿化を踏まえ、資産寿命も延ばす観点から、高齢社会における資産の形成・管理面での心構え及びそれに対応する金融サービスの在り方等をとりまとめたところであり、今後、その内容につき周知・浸透を図る。

・「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、投資信託等の販売会社における好事例や、顧客意識調査の分析結果及び各社が公表した共通 KPI を金融機関との対話において活用し、金融機関の取組の更なる改善を促進する。

・日本取引所グループと東京商品取引所との間で平成 31 年３月に締結された基本合意を踏まえ、国際競争力の高い総合取引所が実現できるよう、必要な環境整備に積極的に取り組む。また、引き続き、電力先物市場の開設に向けて積極的に取り組む。

・国内外の多様な投資家が投資しやすい環境を整備するとともに、投資対象である上場会社自身の魅力の向上が図られていくことを推進するとの観点から、東京証券取引所の市場構造の在り方について、検討を進める。

・日本の金融市場の機能を強化する観点から、東京都とも連携しつつ、海外資産運用業者等向けの誘致活動、金融業の登録申請を支援するためのガイドブックの作成、金融業の拠点開設サポートデスクの活用を通じ、我が国への金融事業者の更なる集積を促進するとともに、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブも活用することで、

金融業におけるイノベーションを促していく。
・ホスト国として、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局の円滑な運営及び加盟国拡大を支援する。
・成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給を促進するため、政府出資（産業投資）を活用して、日本政策投資銀行等の投資機能の更なる活用を図る。併せて、官民ファンドについては、効率的かつ効果的な活用を進めつつ、新経済・財政再生計画改革工程表 2018 に基づき、策定された改善目標・計画等による具体的な取組を着実に進める。

５．スマート公共サービス

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025 年度までに３割削減することを目指す。

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る。

⇒2018 年 10 月公表時 25 位(前年比１位低下)

《KPI》2020 年３月までに重点分野※の行政手続コストを 20%以上削減する。

（※「行政手続部会とりまとめ」（平成 29 年３月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）に示された９の重点分野。事項によっては 2022 年３月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率 100%など、別途の数値目標を設定。）

（２）新たに講ずべき具体的施策

業務・組織毎のレガシーシステムから、疎結合の設計思想でオープンなクラウド上の様々なサービスが API 経由でつながり、相互にデータ連携して処理され、かつ、それが AI により自動化される仕組みへとパラダイムが変わりつつある。また、行政のみが提供するのではなく、民間と協働し、クラウド上でアプリケーションを開発し、サービス提供を行うシビックテックの潮流が世界的にも起こってきている。

こうした中、行政におけるデジタルトランスフォーメーションとは、紙の手続を単に電子化するあるいは行政内でデータを共有する等の効率化にとどまるものではない。利用者を起点として、行政と民間サービスが相互にデータ接続することにより、行政手続・民間取引がシームレスにつながり、煩わしいプロセスそのものが不要となり、データ連携による新たな質の高いサービスを生み出すデジタルトランスフォーメーションを官民が連携して進めていくことが必要である。

このような発想で、子育てや法人手続などの分野において、バックオフィスをはじめとした様々な分野でクラウド上に展開されている民間のデジタルサービスと連動した行政サービスの再設計に順次取り組むほか、これらの基盤として、国・地方自治体での AI・RPA の活用やパブリッククラウド活用やデータ連携のための環境整備に取り組む。

ｉ）個人、法人による手続の自動化

①　個人による手続の自動化

・子育て世帯の負担軽減は我が国喫緊の問題であり、「子育て」については、手続に係る負担軽減や利便性の向上のため、例えば、予防接種や児童手当、保険、家事サービスなどの妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン１つで申請できるサービスの実現に向け、本年度内に民間サービス・自治体システム・マイナポータル等のシステム・情報連携のために必要となるサービス・アーキテクチャーの設計、個別行政手続の見直しを行い、ロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を来年度に一部自治体において開始し、令和５年度からの全国展開を目指す。
・また、このほか多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化の推進を図るため、
－「引越し」については、本年度中に自治体等による導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめるとともに、引越しポータルサイトからの手続申請（自治体手続についてはマイナポータルを経由）について順次サービスを開始し、来年度から多くの自治体や民間企業での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進める。
－「死亡・相続」については、本年度中に自治体において遺族が行う死亡関連手続の総合窓口を導入するためのガイドライン等を取りまとめ、自治体でのサービス開始を図る。また、本年度から、遺族が行う行政手続の見直しや生前情報の電子的な継承の仕組みの検討に着手し、令和３年度以降、オンラインで必要な手続が完結する仕組みを実現する。
－「介護」については、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図るサービスを昨年度から開始したところであり、本年度以降、電子申請に係る自治体業務の効率化に関する取組等により、多くの自治体での導入促進を図るとともに、自治体に対する電子申請における申請様式の提示等、自治体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について本年度中に検討し、順次実施する。
－「自動車」については、本年５月に開始した軽自動車保有関係手続ワンストップの更なる拡大方策を本年度中に取りまとめ、早期に実現するとともに、引越しワンストップサービス等との連携の在り方や IC カード化した自動車検査証の空き容量の民間活用について検討し、本年度中に一定の方向性を得る。

②　法人向けワンストップサービスの実現

・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンラ

イン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、令和３年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。

－令和２年１月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、令和３年２月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした 24 時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。

－印鑑届出の任意化の実現に向けて、本年度中の商業登記法改正に取り組むとともに、将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化に向けた課題・方策を検討し、本年度内に結論を得る。

・法人の住所及び役員等の変更時の登記・社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化に向けたシステム対応として、マイナポータルの API を活用したワンストップ化を令和２年度中に開始する。

・中小企業等の負荷軽減のため、以下の取組を行う。

－社会保険の採用･退職時等の手続について､マイナポータルの API との連携を早期に実現し、令和２年４月から法人共通認証基盤を利用した ID・パスワード方式の導入を目指す。

－法人共通認証基盤を活用した ID･パスワード方式による補助金申請システムについて、本年度中に主要な中小企業向け補助金での運用を開始し、各省庁・有志自治体の補助金について、来年 4 月からの導入を目指す。

・従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルの API を活用したオンライン・ワンストップ化を令和２年 11 月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社労士の電子署名等が必要な手続についても令和２年度中にマイナポータルから行えるようにする。

③　税・社会保険手続の電子化・自動化

・年末調整・所得税の確定申告に関して、令和２年分から、マイナポータルを活用したデータ連携により、生命保険料控除証明書等の一括取得、各種申告書への入力・添付を自動化するとともに、保険会社等が発行する当該証明書については、関連するシステム対応状況に応じて電子交付を原則とする。

・税・社会保険手続の自動化については、金融機関に係る法定調書の提出に関して、クラウドを活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を令和３年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和４年度以降の対象拡大に向けて検討し、来年度中に結論を得る。更に、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、令和３年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。
・個人住民税の特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、地方団体及び特別徴収義務者の理解を得ながら進めることに留意しつつ、全ての市町村における電子的通知の実現に向けて検討し、早期に結論を得る。
・税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。
－地方税の電子化の推進について、本年 10 月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、本年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。
－税・公金収納・支払に関し、金融機関、関係府省庁、地方公共団体などの関係者が連携した税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会において、これまでに抽出した IT による利便性の向上・効率化に向けた課題の解決方策等について、本年度中に、検討を進め、今後の道筋を得る。
・事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化などを実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、本年度中に結論を得る。

④　情報システム関係予算の一元的なプロジェクト管理の強化

・政府情報システムについて、内閣官房の下、サービス視点の業務改革（BPR）を意識した年間を通じたプロジェクト管理を本年度から一部開始し、順次拡大を図るとともに、クラウドサービス等を活用し、政

府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の構築・利用を進めるため、来年度からデジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。

・政府情報システムの調達において、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、来年度から試行的に開始する。

⑤　マイナンバーカードの普及、利活用の推進等

・「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年６月４日、デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

・Society5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者 ID を格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをクレジットカード等で購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

併せて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金等各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナ

ルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げる等、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。
・マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みは、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等に資するものであり、令和３年３月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。これとあわせ、保険者毎に被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。
・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和４年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村毎のマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。
・さらに、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した①「デジタル・ハローワーク・サービス」による教育訓練給付金の電子申請の推進、各種申請書類等の簡素化、②「デジタル・キャンパス構想」による大学におけるデジタル化の推進、マイナンバーカードの教員免許管理等への活用、③納税手続のデジタル化（年末調整・確定申告手続に必要となるデータの一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化等）の推進、④建設キャリアアップシステムとの連携等の施策を順次実現し、カードの利便性向上・活用シーンの拡大を推進する。
・できる限り多くの住民が安価にスマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、スマートフォンへの利用者証明用電子証明書の搭載を含め、本年度中を目途に市場動向や技術動向を踏まえた技術的課題等の検討を行い、その結果を踏まえ、速やかに必要な法制上・運用上の措置を講じる。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。

ⅱ）行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

①　デジタルファーストの実現

・デジタルファーストの実現に向けて、規制改革や行政改革の観点からの見直しを行った上で、以下の取り組みを行う。
ーデジタル手続法における情報システム整備計画（行政手続のオン

ライン化や添付書面等の省略の対象・実現時期を含む。）及び同法の政省令を年内に策定する。

－その際、行政サービスの 100%デジタル化に向けて、国及び自治体に関する行政手続や民間手続における情報通信技術の活用に関する課題や推進策を検討し、行政手続の単位毎に、利用者の負担軽減及び行政運営の効率化並びにオンライン利用率に関する目標等を設定する。

－また、来年度、決算書の添付不要化などを可能とする法人データ交換基盤の整備を進める。

－情報システムの整備に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等の行政のデジタル化を推進するための基盤となるガイドライン群に則することとし、毎年度末までに、その状況を公表する。特に、民間事業者が提供するサービスを活用して、行政手続のしやすさを改善することを可能とする環境整備を行うこととし、そのために、システム連携やデータ連携を行う際には、「API 導入実践ガイドブック」等に準拠した API 導入を原則とする。

－保育園入所時の就労証明書については、競争率の高い大都市向けの様式の導入等により、普及目標７割（来年度入所分）を目指して標準様式の普及率を拡大するとともに、デジタルでの手続の完結を目指す。競争入札参加資格申請書については、本年度中に、総務省研究会の報告を踏まえた上で標準書式案を検討・作成するとともに、地方自治体の電子申請システムへの反映に結び付ける。

②　国の行政機関における先進技術の更なる活用

・行政サービスの質の向上や業務の効率化に向け、国の行政機関において、国民・企業等に大きな影響を持つ分野を中心に、業務改革（BPR）を実施した上で、AI・RPA 等の活用により効果が見込まれる審査、調査、問合せ対応等の業務から優先的にその導入を推進する。

・本年中に「デジタル・ガバメント実行計画」を改定し、国の行政機関における BPR を踏まえた AI・RPA 等の活用推進に当たっての基本的な考え方を整理するとともに、優先的に取り組むべき業務を明確化する。また、同計画の改定を踏まえ、各府省において、「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、優先的に取り組むべき業務の具体的な進め方を明確化する。

・各省庁における業務改革、AI・RPA 等の活用を推進するため、人的資源支援の観点から制度整備を進めるとともに、好事例の蓄積・展開や

導入・運用等に当たってのノウハウや課題等の整理を行う。
・来年秋に運用開始が予定されているクラウドサービスの安全性評価制度との整合を図るため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年６月７日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の見直しを本年度内に行い、情報システムの導入に当たっては、パブリック・クラウドサービスの利用を第一候補として検討する、各府省におけるクラウド・バイ・デフォルト原則を明確化、確立する。
・官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、クラウドサービスの安全性評価制度について、来年秋の全政府機関等での利用開始に向け、本年度中に実証を行いつつ、評価基準や制度を確立する。

③　地方の行政機関における先進技術の更なる活用

・自治体によるパブリッククラウドの安全な活用を推進するため、業務に応じた技術的要件を整理し速やかに周知する。また、国のクラウド・バイ・デフォルト原則やクラウドサービスの安全性評価制度の検討結果も踏まえつつ、必要に応じ当該要件について内容の追加等を行う。
・自治体における業務の更なる効率化、システムや AI・RPA 等の ICT の共同利用のため、住民記録システム等の自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を本年度から進めるとともに、AI の標準化や RPA 導入補助を強力に推進し、遅くとも 2020 年代に各行政分野において標準システムや AI・RPA 等のサービスの全国的な提供、自治体におけるすべての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。
・自治体、事業者、関係団体等の幅広い関係者の参画の下、本年度中に自治体業務システムのデータ連携標準を定める地域情報プラットフォーム標準仕様等について、基幹系業務システム間において連携すべきデータ項目の拡充等見直し方針をとりまとめ、来年度から当該方針に基づき抜本的な見直しを進める。
・データ活用の実効性を最大化し、地域課題解決への支援を行うため、本年度中に、「地域情報化アドバイザー」について、AI・RPA の専門家や地方人材を新規委嘱する等質的・量的・地域的な拡大を図るとともに、「自治体 CIO 育成研修」について、AI や RPA を実践的に学習できるよう見直す。
・地方自治体が先端技術を用いた情報システム等について効果的かつ効率的に活用できるよう、地方自治体のニーズを踏まえつつ、複数の地

方自治体と開発者との設計段階からの対話を通じて、共同利用を前提とした具体的なシステム等の提案を行う「自治体ピッチ」を本年から実施する。

・ベンチャーやNPO等が開発した有用な行政・市民向けデジタルサービスやアプリケーション等を一か所に集約した「マーケットプレイス」について、本年度から整備を開始し、来年度以降、本格的な導入を進め、地方自治体におけるベストプラクティスの効率的な横展開を可能にする。

ⅲ）世界で一番企業が活動しやすい国の実現

①　裁判手続等のIT化の推進

・司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえながら、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT 化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う。

－現行法の下で、司法府には，大規模庁を始めとする全国の複数の裁判所でウェブ会議等の IT ツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用を速やかに開始するとともに、来年度以降、新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待する。

－オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、本年度中に法制審議会に諮問を行い、令和４年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。裁判手続等の IT 化により、特に IT に習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないよう、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討する。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し，行政府は必要な措置を講ずる。

－ITを用いた新たな運用・制度については、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、段階的に速やかに導入し、法改正を伴うものについては、令和５年頃より順次導入する。新制度導入に向けたスケジュールについて本年度中に検討を行う。

・紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続等の民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について本年度中に結論を得る。

②　貿易手続・港湾物流等の改善

・港湾に関する行政機関及び民間事業者間の手続や、港湾施設の状況等のあらゆる情報を電子化するため、「港湾関連データ連携基盤」を令和２年までに構築し、電子情報の利活用を通じて港湾物流の生産性向上を図る。

③　不動産関連情報・サービスのデジタル化

ア）登記時の添付書類（売主の印鑑証明書）の削減

・不動産登記手続において、令和元年度中に、異なる法務局間での法人の印鑑証明書の添付を不要とする。

イ）不動産取引におけるオンライン化の推進

・不動産取引のオンライン取引を推進するため、不動産取引の安全性確保を大前提としながら、売買における IT を活用した重要事項説明の導入や賃貸における重要事項説明書等の書面の電子化に係る検討を行い、本年度中に結論を得るなど、実証実験プロセスも取り入れつつ、新技術に対応した制度インフラ整備や情報の充実を柔軟に進める。

ウ）不動産関連情報のオープン化

・官民それぞれが有する情報の更なる活用を推進するため、取引価格や建物の利用現況、地域の安全・インフラの情報のオープン化に向けた検討を行い、本年度中に結論を得る。

エ）土地に関する情報基盤の実現

・土地に関する情報基盤の実現に向けて、不動産登記簿、戸籍簿、固定資産税台帳、農地台帳、林地台帳等の連携高度化の検討を行い、本年度中に方向性について結論を得る。

④　動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備

・企業や金融機関からのニーズを踏まえて、動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討することとし、実務におけるニーズ調査及び本年３月に開始した法制上の課題に関する検討を継続し、本年度内に中間的な議論の整理を行う。

６．次世代インフラ

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年度までに建設現場の生産性の２割向上を目指す。

《KPI》国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020 年頃までには 20%、2030 年までには 100%とする。

《KPI》2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る。

⇒2018 年：３位（2012 年：４位）

《KPI》10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、７兆円を目標とする。

⇒2013 年度～2017 年度の事業規模

・PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円

・公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、産業のサプライチェーンが途切れることのないよう災害に強い強靭なインフラの整備を行う。また、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、自動運転などの第 4 次産業革命の新技術を活用して「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上、利便性向上、民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

①　インフラの整備・維持管理

・建設プロセスに ICT の全面的な活用等を推進する i-Construction の貫徹に向け、全国 10 の i-Construction モデル事務所で測量・調査から維持管理まで３次元データや ICT 等の新技術を集中的に活用する。また、本年中に地盤改良工や付帯構造物設置工等へ ICT 導入

を拡大し、工事の大部分で ICT を活用する「ICT-Full 活用工事」を全国 53 の i-Construction サポート事務所で実施するとともに、地方公共団体や地域企業へ普及・拡大させる。

・測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体で得られた構造物データや地盤データ等を基盤地図情報上に集約・共有するインフラ・データプラットフォームと、交通・物流や気象・災害情報等の各データプラットフォームを連携させ、サイバー空間上でのシミュレーションを可能とする国土と交通に関する統合的なデータプラットフォームの令和４年度までの構築に向けて、本年度中にロードマップをとりまとめる。

・BIM の取組を国・地方公共団体が発注する建築工事で横展開し、民間発注工事へ波及拡大させる。BIM による建築確認申請の普及に向けて、確認申請の大半を取り扱っている指定確認検査機関による確認申請の電子化対応の支援等を速やかに進めるとともに、特定行政庁である地方公共団体による電子化対応に向けた検討を進める。BIM 導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの広範な関係者による協議の場を設置し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を今年度中にとりまとめる。

・タブレット等と連動し、点検・維持補修等のデータを一元管理して地方自治体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化する ICT データベースシステムについて、地方財政措置も活用して全国での導入を進めるとともに、各インフラ所管省庁でデータ項目の標準化、クラウド化など共同利用のための環境整備を進める。

・メンテナンスサイクルを着実に進めるために、本年２月に改定した橋梁等の点検要領と既往の現場実証で確認された新技術を整理した性能カタログ等に基づき、点検業務受注者が提案したドローンなどの新技術の活用を発注者が承認する枠組み等により、橋梁点検等での新技術の現場実装を加速する。他のインフラ分野においても、同様に現場実証の成果を取り込んだ要領改定等を速やかに進める。

・あわせて、インフラ所管省庁が推奨する新技術を地方公共団体が導入する場合の地方財政措置を活用した取組や実装事例の横展開を進めるとともに、各インフラ所管省庁において要領を整備するなど、対象となるインフラ分野、新技術を充実させる。

・ 地下に埋設された管路などの下水道施設について、マンホールに設置したセンサーからの運転情報等のクラウドへの蓄積や、AI による異常箇所の検知や故障予測、遠隔操作を行う実証事業を本年度から実施し、令和３年度までにガイドラインを策定する。
・技術系職員が不足する地方公共団体が、新技術導入やデータ活用を含めてインフラ管理の即戦力となりうる人材を積極的に中途採用できる仕組みを検討して本年度中に結論を得るとともに、点検を行う技術者の資格制度や新技術の認定制度について速やかに検討する。
・キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対して PPP/PFI の利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、多年度かつ広域での一括契約といった仕組みを活用し、民間技術・ノウハウの導入を推進する。

② 防災、災害対応

・平成 30 年 7 月豪雨の経験を踏まえ、住民自らが命を守る行動を選択できるよう、低コストの危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを速やかに全国配備し、リアルタイムの水位や中継画像等を活用した事態の切迫をわかりやすく伝える情報コンテンツを充実させるとともに、SNS やスマートフォンアプリの活用など行政と各種メディアが連携した効果的な情報発信・伝達の取組を進める。
・ 危機管理型水位計を活用した詳細な洪水・高潮・高波予測情報の提供を来年度までに実現する。また、人手不足や観測員の安全性が課題である流量観測についても革新的河川技術プロジェクトにより、令和３年度までに無人化・自動化するため、本年度は機器開発及び現場実証を実施する。
・ 台風の強大化に伴う浸水リスクの増大に対応するため、本年度から公表するメソアンサンブル気象予測と AI を活用し、複数の既設ダムの統合管理によりダムの洪水調節能力を最大限発揮させる技術を令和５年度までに実装するため、来年度から試行ダムで予測降雨のダム操作への適用性の評価を開始する。
・ 急峻な山間地に位置し高所作業が必要な砂防施設の維持管理や、土砂崩落などの災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向けて、実証実験を踏まえて点検要領の改定を行うことにより、来年度

からの実装を目指す。＜再掲＞
・ ５G を用いて被災地から離れた場所から建設機械を遠隔操作することで、土砂崩落などに対して早期の復旧が可能となるよう、本年度から実証実験を開始し、来年夏頃より５G の通信カバーエリアで実装を目指す。
・ 戦略的イノベーション創造プログラムで開発したシステムを用いて、全国のため池のデータベース化、維持管理情報や水位計データを共有化し、自治体、ため池管理者へ危機管理情報を提供するための体制を本年度中に構築する。

③ 交通の課題の解決

オープンデータ化やスマートモビリティチャレンジの実施、新しいモビリティや自動運転技術の活用、必要な制度面での検討などによる日本版 MaaS を推進するほか、以下の取組を進める。
・ラストワンマイルの交通を支える電動低速モビリティであるグリーンスローモビリティについて、地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、来年度までに 50 地域での実装を目指す。＜再掲＞
・新たなモビリティの活用も含めて道路空間を車中心から人中心への空間へと再構築するため、本年度中に法令等の改正の必要性について検討するとともに、ロードマップを作成する。＜再掲＞
・ベビーカー使用者から課題とされている保育所や駅周辺等における歩道の段差を解消するため、センシング技術を活用して歩行空間データを効率的に収集する実証実験を本年夏から開始し、来年度までにガイドラインを策定する。
・ETC2.0 から得られる車両の速度・経路等のデータと民間保有データを組み合わせた新たなサービスの創出を推進するため、本年度 20 件程度の実証実験の実施を目指す。
・高速道路でのトラック隊列走行の実現も見据え、新東名・新名神高速道路の６車線化により、三大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を更に向上させるとともに、休憩スペースや連結解除拠点の設置など、新東名を中心に高速道路インフラの活用策について検討する。＜再掲＞
・道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏三環状道路

をはじめとする三大都市圏環状道路等について整備を推進する。中京圏において、名古屋第二環状自動車道の全線開通に合わせて、来年度中を目途に新たな料金体系を導入する。

・航空需要の拡大や担い手不足に対応するため、来年までの省力化技術の実装に向け、空港の制限区域内において実証を始めている自動運転車両の対象を大幅に拡大するとともに、充電・位置推定等に必要な設備の設置や、空港内における業務指針について必要な改定を行う。＜再掲＞

・現下の低金利状況も活用し、高規格幹線道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、国際拠点空港、空港等とのアクセスとなる主要な都市鉄道ネットワーク、物流施設等の早期整備を図る。そのための制度整備を必要とするものについては、本年度中を目途に検討する。

④　物流の課題の解決

・物流事業者の人手不足に対して、個社の垣根を超えた共同物流を推進するため、伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会を本年度中に立ち上げ、アクションプランを策定するとともに、サプライチェーン全体で物流・商流データの共有を行う実証実験を本年中に開始する。＜再掲＞

・来年度内に再配達率を 13%程度まで削減するため（平成 30 年度は 15%）、受取方法の更なる多様化に向け、利用者が指定する場所に配達する置き配について、課題整理や対応策を検討し、本年中に結論を得る。＜再掲＞

・現在は１カ月程度要している特車通行許可の平均審査日数を、来年までに 10 日程度に短縮するため、センシング技術の活用等により道路構造の電子化を速やかに進めるとともに、重要物流道路のうち国際海上コンテナ車両（40ft 背高）について許可申請が不要となる区間の指定を本年度中に実施する。

・地域の雇用と経済を支える海事産業の国際競争力強化のため、令和７年までの「自動運航船」の実現に向けて、自動運航船の安全設計ガイドラインを本年度中に策定する。

・世界最高水準の生産性を有する AI ターミナルを実現するため、本年度から AI を活用したコンテナのダメージチェックの自働化や荷

役機械の運転支援に関する実証事業に着手し、令和４年度までに所要のシステム構築を行う。
・来年度までに、国内２カ所でのLNGバンカリング拠点を形成するとともに、シンガポール等と連携しながらバンカリングに必要な安全基準等の国際標準化を目指す。

⑤　都市の競争力の向上

・サイバーとフィジカルを高度に融合したSociety5.0の実現に向け、AI、IoT等の新技術やデータを活用したスマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、その取組を加速化する。今年度から、自治体、民間、大学等の連携による交通、防災、環境、観光等の分野横断的な取組を基盤整備、ノウハウ・人材面等で支援し、モデル事業の実施や、官民の連携プラットフォームの構築、ガイドラインの策定等により、スマートシティの成功モデルを創出し横展開する。
・公共交通、ライフライン、教育、医療の不足・不便、観光資源の活用不足等の課題を有し、エリアが限定されている離島において、人流データの解析、ドローン物流、高精細画像伝送等の先進技術を導入するスマートアイランドの実現に向けて先駆的な取組を推進し、条件不利地域に共通の課題の解決策を得て、成果の横展開を目指す。
・コンパクト・プラス・ネットワークの取組を加速するため、立地適正化計画の居住誘導区域における生活利便施設の立地促進やハザードエリアへの住宅の立地抑制等の措置を検討し、来年中に所要の制度的措置を講ずる。
・新たなビジネスやイノベーションを喚起する出会い・交流を生む、居心地がよく歩きたくなる空間を創出するため、来年度までに、貴重な都市空間を修復・利活用する新たな仕組みの導入、エリア単位の官民協議会の制度化等を行うとともに、都市開発を集中的に促進する。
・緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの取組を推進し、新たな投資と人材を呼び込むため、本年夏頃に官民連携プラットフォームを構築し、先導的なプロジェクトを支援するとともに、本年度中に土地利用方策について所要の改正措置を講ずる。
・ESGの視点も含め、適切な不動産投資を促進するため、不動産特定

共同事業における一層のガバナンスの確保のための制度改正について検討し、来年度中に所要の制度的措置を講ずるとともに、本年夏頃までに賃貸住宅管理業をめぐる実態調査を行い、その適正化に向けた検討を進める。

・不動産情報の官民データ連携の在り方を検討し、来年度中に、既存住宅の取引量等不動産市場に関する指標を拡充するとともに、地方に関する地価情報等の発信強化により地方への投資を呼び込む。

・マンションストックやその敷地の有効活用のため、管理組合による適正な維持管理を促す仕組みや建替え・売却による更新を円滑化する仕組み等を検討し、方向性を本年中に取りまとめ、所要の制度的措置を講ずる。

・都市の管理や産業活動において、気象データを用いた AI による分析を容易に行うことができるよう、気象現象や地球温暖化の予測などニーズの高い情報を本年中にクラウドで提供するとともに、データの利活用に関して提言・助言等を行う専門技術者の育成や確保の仕組みについて、気象ビジネス推進コンソーシアムの活動を通じて検討を進め、本年度中に結論を得る。

ⅱ）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入加速

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年●月●日民間資金等活用事業推進会議決定）のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式について、その活用と普及を促進する。

①コンセッション重点分野の取組推進

・公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のため、公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討するとともに、先進諸国での最新の取組状況（活用手法や活用分野など）を俯瞰的に整理し、世界のトレンドと日本における取り組みの差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。

・これまでの国内での公共施設等運営権制度の活用実績や諸外国の事例整理を基に公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成し、活用する。
・関係省庁は、諸外国での公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例調査を基に我が国への示唆を整理する。これを踏まえて内閣府は民間事業者のニーズを年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。

②成果連動型民間委託契約方式の普及促進

・内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護、再犯防止の３分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022 年度までの具体的なアクションプランを関係省庁と協力して今年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点３分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果はさらに重点３分野以外へ確実に横展開させる。
・アクションプランでは、先行事例に取り組んでいる自治体、民間事業者、評価専門家等の意見を踏まえた上で、成果指標、評価方法、支払条件等に関するガイドラインの整備手順、成果指標評価の前提となるエビデンス構築の進め方等について具体的に定める。
・内閣府は本年度中に国内外での先進事例を調査・整理し、その成果を基に成果連動型民間委託契約方式を普及・啓発するポータルサイトを構築する。
・ 内閣府は自治体による更なる事例構築を分野横断的に後押しするため、成果連動型民間委託契約の導入を支援するための調査を行い、事例を蓄積する。
・厚生労働省は医療・健康、介護分野における交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおいて成果連動型民間委託契約の導入の検討を進める。その際、複数年度にわたる委託契約の締結を促進するための方策についても検討する。
・内閣府は、成果連動型民間委託契約の補助の仕組みについて、本年度中に英米のアウトカムファンドなどの海外事例を調査した上で検討を行う。

７．脱炭素社会の実現を目指して

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年４月１日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。

⇒平成 27 年４月１日に電力広域的運営推進機関を設立。平成 28 年４月１日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を５～７割とすることを目指す。

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 36.7%（平成 29 年度）

《KPI》商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。

⇒103 か所が開所済み（平成 31 年 3 月末）

（２）新たに講ずべき具体的施策

G20 議長国である機会を捉えて策定する「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）」に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050（令和 32）年までの 80%削減に大胆に取り組み、ビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を実現し、世界において環境政策のパラダイム転換を起こし、世界全体の取組を進めていく。その際、エネルギー・環境投資の拡大を図り、イノベーションの成果を活用して、エネルギー・環境施策や関連産業の高度化を推進する。

ⅰ）イノベーションの推進

・水素製造コストを 2050 年までに現在の 10 分の 1 以下に抑えることや人工光合成など二酸化炭素の有効利用を図る CCU 技術の商用化に向けた具体的なロードマップ等を含む革新的環境イノベーション戦略を本年中に策定する。

・世界の叡智を結集しクリーンエネルギー分野のイノベーション加速に向けて、ICEF（Innovation for Cool Earth Forum）と連携する形で、G20 メンバーの研究機関からリーダーを集める RD20（Research and Development 20 for clean energy technologies）を今秋、日本が主催する。

・水素社会実現に向け、水素・燃料電池戦略ロードマップ等に基づき、

2025（令和７）年からの本格普及期に向けたコスト大幅削減のため、量産技術の確立、徹底的な規制改革を行う。
・いぶき２号により、人間活動による温室効果ガス排出量を特定し、世界各国の気候変動対策の透明性向上に貢献する。
・窒化ガリウム半導体を活用した研究開発で電力損失を徹底的に減らしたデータサーバー向け電源等を開発・実証し、情報通信分野の脱炭素化を図る。
・自動車の軽量化、建材の断熱性能の向上等に資するセルロースナノファイバー等の新素材の研究開発・実証を進める。
・CO2 を資源と捉え、燃料や原料として活用することで、経済合理的に大気への排出を抑制していくことができるカーボンリサイクルについて、研究開発や国際連携を進める。
・デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントの普及を図るとともに、革新的エネルギーマネジメントシステムの確立（改革2020 プロジェクト）として、バーチャルパワープラントの令和３年度の事業化に向け、利用可能なエネルギーリソースの拡大、制御技術の高度化等に向けた実証、制度整備等を進める。

ⅱ）グリーンファイナンスの推進

・企業の情報開示と投資家・評価機関の手法の見える化を通じた建設的な対話を促すため、価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスについて、国際的な発信等を通じて、国内外において更なる普及・浸透、活用促進を進める。
・SDGs を好機と捉え、積極的に経済合理性を見出そうとする企業の取組を後押しし、それが投資に結び付く流れを作る。このような観点も踏まえ、企業等の経営戦略への SDGs の組込みを推進するとともに、SDGs 経営に先進的に取り組む企業等の視座やメッセージをまとめた SDGs 経営ガイドを、G20 等の場も活用し、国内外に向けて発信・周知する。
・地域金融機関による ESG を考慮した事業性評価に基づく融資等の支援を通じて ESG 地域金融の普及拡大を図るとともに、ESG 金融専門家の育成による ESG 金融リテラシー向上や、ESG 金融ハイレベル・パネルを通じ、金融機関等の ESG 金融へのモメンタム維持・醸成を図る。

・企業の気候変動関連のリスク・機会に関する情報開示や、事業会社と金融機関等の対話を促すため、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の報告書に対応して、本年５月に立ち上げた TCFD コンソーシアムにおいて、金融機関向けのグリーン投資に関するガイダンスの策定及び TCFD ガイダンス（気候関連財務情報開示に関するガイダンス）の改訂を行い、また環境情報開示基盤については、2021 年度までの本格運用を目指す。さらに、TCFD 提言に沿ったシナリオ分析に対応する企業への支援を拡大するとともに、支援を通じて得られた知見も活用し、企業による脱炭素経営戦略の立案に役立つガイドを本年度中に策定する。加えて、環境と成長の好循環をリードするため、本年秋に予定される TCFD サミットにおいて国際的な情報発信等を行う。
・企業行動や事業のシフトを ESG 金融を通じて促進するため、グリーンボンドの発行促進及びグリーンファイナンスポータルサイト（仮称）の開設を行う。また、投融資判断に環境要素を織り込むプロジェクトのスキームの構築・事業化への支援を推進する。

ⅲ）ビジネス主導の国際展開、国際協力

・我が国の強みである技術力を活かして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく。
・相手国との協働を通じて、相手国に適した脱炭素製品・サービス・技術の市場創出とイノベーション（コ・イノベーション）を起こし、地球規模の脱炭素社会の実現に貢献する。
・ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、ASEAN において各国が官民で協働していく枠組みの立ち上げを目指して日本が主導する。
・二国間クレジット制度（JCM）の経験を踏まえ、国際ルールづくりで主導権をとり、市場メカニズムを活用する適切な枠組みをつくっていく。
・国際海運の持続的発展と温室効果ガス排出ゼロの実現に向けたロードマップを本年度中に策定し早期に取組に着手するとともに、省エネ船舶への代替等を促進する新たな国際制度を５年以内に構築する。

・代替フロンに代わる世界最先端のグリーン冷媒技術や、フロン類を確実に回収する仕組みを構築し、それらの国際展開を推進する。
・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラ輸出を支援するとともに、受入国の制度構築と技術導入を支援する。

ⅳ）エネルギー分野での取組

・令和元年度からの卒 FIT 電源を含む非化石価値取引の育成・活性化、令和３年度までを目途に容量市場、需給調整市場の創設等、市場メカニズムを活用しつつ、エネルギー転換・脱炭素化に向けた技術開発や投資が行われる仕組みを設計・構築する。
・再生可能エネルギーの主力電源化を目指し、コスト競争力・産業競争力の強化と、自立化した電源として電力市場への統合を図るため、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討を進めるとともに、洋上風力発電に不可欠な基地港に関する新たな制度の創設等の投資環境整備、立地制約の克服に向けた技術開発及び安全指針の策定等を進める。また、系統制約の克服に向け、まずは既存系統の最大限の活用を図る。
・洋上風力発電や地熱発電等地域ごとの特色ある再生可能エネルギーの地域と共生する形での導入・自治体等と連携した地産地消などを通じて、地域の活性化やレジリエンスの強化を図る。
・大規模災害に対応した電力ネットワークの強靱化と再生可能エネルギーの更なる大量導入を両立させ、IoT、AI 等の新技術にも対応するため、地域間連系線の増強や制度面も含めた電力ネットワーク改革を進め、必要な供給力・調整力の整備とあわせて電力投資の確保に向けた仕組みを整える。加えて、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化・低コスト化、次世代型の電力制御技術の開発・実証を進める。
・世界で水素利用に向けた動きを拡大・活性化するため、水素閣僚会議等の場を活用して水素の国際連携を強化する。
・複数事業者の連携や IoT、AI 等による設備の効率的運用の促進、業種別エネルギー消費原単位に関して国際水準等を踏まえた目標を設定しつつ、規制と支援策を連動させる制度の構築等を通じ、事業者の省エネルギーを進める。
・2030（令和 12）年までに、自家消費型 ZEH 等の普及を進め、新築住

宅・建築物の平均で ZEH・ZEB 相当となることを目指す。併せて、コミュニティ内の連携等による新たな ZEH・ZEB モデルを検討する。
・原子力については、安全最優先の再稼働を進める。防災対策の充実化や自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努めつつ、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発、人材育成や国際連携を進める。また、高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉を活用するなど、将来に向けた研究開発を推進する。
・アジアを中心に柔軟かつ透明性の高い LNG 市場の実現・拡大を目指し、LNG 関連プロジェクトに対する金融支援の強化・利便性向上、制度・計画づくり及び人材育成等に取組む。
・令和９年までに民間企業主導型の商業化に向けたプロジェクト開始を目指し、メタンハイドレート等に関する技術開発を推進する。
・電池材料等の製造に必要な鉱物資源やエネルギー資源の着実な安定供給確保のため、資源外交や権益確保等に向けた取組を強化する。
・新物理探査船の活用等による世界最先端の資源探査能力の獲得を目指すとともに、開発現場への IoT や AI の技術実装等を促進する。
・燃料供給インフラの強靭化と次世代化に向け、製油所等の競争力強化、グローバル燃料供給網構築のための海外展開、SS 等のデジタル化による生産性向上や新たな燃料供給体制構築などを推進する。

ⅴ）産業・運輸分野での取組

・中小企業を含めてパリ協定と整合する目標の設定等を促進し、脱炭素化を企業経営に取り込む取組を社会に浸透させる。
・製品等によるグローバル・バリューチェーンを通じた温室効果ガスの削減貢献量の見える化を通じ、我が国の低炭素製品等の国際的な評価向上や企業への投資呼び込みを実現する基盤を整備する。
・長期的な取組の一環として CO２フリー水素を活用したゼロカーボン・スチールの実現に挑戦するため、その最初のステップとなる COURSE50 プロジェクト等の研究開発を実施する。
・CCUS については、エネルギー基本計画・環境基本計画等も踏まえ、商用規模の実証や技術開発、炭素循環利用の事業等を進めるとともに、早期の社会実装に向け取組を加速化する。
・微細藻類等による燃料製造技術実用化の研究開発や実証を進める。

・電動車活用社会推進協議会を今夏までに創設し、電動車とエネルギーシステムの融合の実証やインフラ整備を進め、電動車の蓄電・給電機能を活用した自動車・エネルギー融合社会の構築を目指す。
・運輸部門の省エネを推進するため、次世代自動車の普及、新たな燃費基準策定、商用車における電動車の活用、公共交通等と連携した新たなモビリティサービスの実証、より高効率な車載用蓄電池の開発・実用化を進める。

vi）地域・くらし分野・その他環境保全での取組

① 地域循環共生圏の創造、ライフスタイルの転換

・地域資源を持続可能な形で活用し自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間で補完し支えあう地域循環共生圏を創造する取組を支援し、地域経済を活性化させるエネルギー・環境産業の育成や地域の再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーシステムの構築、SATOYAMA イニシアティブの推進を図るとともに国際展開を進める。
・IoT、AI、シェアリングやデジタル化等を活用する新たな事業形態や社会システムによるエネルギー利用の革新について、省エネ関連制度の見直しも視野に検討を進める。
・ナッジ・ブースト等の行動インサイトと IoT、AI 等先進技術の融合（BI-Tech）により、個人の価値観に即した働きかけを通じて環境配慮等の行動変容を促す製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図る。
・自家消費される再生可能エネルギーの CO2 削減価値を取引できるプラットフォームを構築し、ブロックチェーン技術を用いて実証し、先進技術の実用化・ビジネス化を促進する。

② 地域等における物質循環

・第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、IoT、AI 等のデジタル技術を活用した革新的な資源循環ビジネスの創生・普及、食品ロスの削減、未利用の循環資源の資源化実証・普及に取り組む。
・国際的に提唱されている循環経済（Circular Economy: CE）の概念を踏まえ、循環経済に係る野心的な目標を掲げる企業の取組等を促進する Circular Economy Challenge プロジェクトを推進する。
・AI・ロボット技術を活用した自動選別システム等のリサイクル技術

開発、回収ルートの拡充等メダル作成の成果の活用により、都市鉱山リサイクルシステムの高度化、普及促進を図る。
・広域化・共同化や下水熱の活用、単独浄化槽の転換や台帳システムの整備等を図り、汚水処理のリノベーションを推進する。
・本年５月に策定された海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、プラスチック資源循環戦略及び海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や３R、海洋生分解性プラスチック等の代替素材のイノベーション、途上国の能力強化、実態把握・科学的知見の集積等により新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指す。

③ 福島新エネ社会構想の推進

・福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送電線の増強等の各種施策を進める。
・再生可能エネルギー由来の CO2 フリー水素の利用（改革 2020 プロジェクト）として、福島県内で再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用する。2020（令和２）年７月からの実証運転開始に向け、実証設備の建設、試運転等を着実に進める。

④ 気候変動への適応の推進

・気候変動適応法に基づく気候変動適応計画の下、適応に係る情報基盤の充実を図り、関係者が一体となって、農林水産業や防災、熱中症対策等に関する適応策を推進し、適応の取組を契機として強靱な地域作りや適応ビジネスの展開につなげる。

８．Society5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増とすることを目指す。

⇒1,361 億円（2017 年度実績）

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を４％以上とする。

⇒3.48％（2017 年度実績）

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出＜再掲＞

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。

⇒2017 年度実績は平均 14.1 月

《KPI》製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上

⇒2017 年：1.9％(2016 年：1.8％)

《KPI》2020 年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を 80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を 40%にする。

⇒2018 年：それぞれ 58％、26％(2017 年：それぞれ 68％、22％)

《KPI》2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2017 年：製造分野約 9,000 億円、非製造分野約 1,800 億円
（2016 年：製造分野約 7,200 億円、非製造分野約 1,400 億円）

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

Society5.0 によるパラダイムチェンジが急速に進む中、世界と戦えるイノベーションを生み出していくためには、大企業やスタートアップといった「産」、そして「学」、「官」等の力を総動員し、オープンイノベーションに取り組む必要がある。我が国においては、大学改革が進む一方で産学官連携は小規模に留まり、起業活動も他国と比べ低調である。また、大企業は既存事業の効率的運営に適した経営・組織形態をとっており、「自前主義」に陥り、機動性を失いがちとの課題を抱えている。

こうした中、イノベーションの源泉としての大学・国立研究開発機関（国研）について、将来像を見据えた課題設定段階から産業界とともにイノベーション創出に取り組むようにしていくとともに、産業の新陳代謝、構造変革を促進し Society5.0 の実装を駆動するスタートアップについて、特にグローバルに活躍するものの創出・育成に向け官民一体で政策を総動員していく。また、会社本体から独立した「出島」形式での異質な組織形態・組織文化の導入や、新たなマネジメント手法による新規事業を既存事業とともに推進する「両利きの経営」など、大企業による新たな経営への挑戦を加速する。

①　産学官を通じたオープンイノベーションの推進

ア）産学官融合に向けた取り組み

・大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。
・今年度設置した「大学支援フォーラム PEAKS」において、大学の経営課題や解決策等について大学関係者、産業界及び政府が具体的に議論し、イノベーション創出につながる好事例を共有、分析して横展開を進める。また、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議）」の実効性を更に高める方策を今年度中に検討する。
・官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する新たな仕組みについて、来年度目途で検討する。
・新たな産学融合モデルを創出する拠点整備や、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）が公設試験研究機関と連携し地域の具体的技術ニーズを踏まえた支援を行う体制の強化について、来年度目途で検討する。

イ）グローバルに活躍するスタートアップの創出・育成

・スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。また、公共調達へのスタートアップの参加及び研究開発人材の流動化を促進する。
・J-Startup プログラムについて、大企業とのオープンイノベーションを促進しつつ、地方の有望スタートアップや設立間もない時期から海

外市場獲得を目指したスタートアップ（ボーン・グローバル）を発掘するため、今年夏までに追加選定を実施する。選定企業に対しては、各省連携での海外展開の推進とともに、経営資源が限られるスタートアップの広報支援等、集中支援を強化する。また、エコシステム形成に向け、来年度には、「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」として、国際的に評価の高いスタートアップ・カンファレンスや国内スタートアップ関連イベントを集中開催することを目指し、環境整備を行う。

・ベンチャー・キャピタル（VC）等のコミットを得て行う研究開発型スタートアップ支援に関し、認定 VC の見直しやこれまでの取組の費用対効果の検証等を通じ、支援分野やステージの重点化・強化等を行うとともに、国際的に活躍する見込みのある例えば AI 等の先端技術領域において、社会課題解決や市場ゲームチェンジをもたらすスタートアップの効果的な支援を来年度目途で検討する。また、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）において、大学発ベンチャーに焦点を当てたピッチイベントの開催等、ベンチャーと大企業、大学等のオープンイノベーション促進を強化する。

・中小企業・ベンチャー企業によるイノベーションを推進するべく、フィージビリティ調査から研究開発、事業化までを一貫して効率的に支援できるよう、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR 制度）について、関係府省で現行制度の評価・検証を行い、今年中に本制度の見直しの方向性について結論を得て、その後速やかに必要な措置を講じる。

ウ）大企業におけるイノベーションの促進

・イノベーション・マネジメント・システムの国際標準化の動き等も踏まえて、今年夏頃にイノベーション経営推進のための指針を策定する。この指針を踏まえて、大企業における情報開示を慫慂するとともに、経済団体や市場関係者と協力して、イノベーション経営に挑戦する大企業が資本市場等から評価されるための銘柄化等の枠組みを今年度中に検討し、早期に具体化を図る。

・産業競争力強化法に基づく経営資源活用共同化調査を今年度中に実施し、この調査結果を踏まえて、大企業において、「内発的動機付けを重要視するとともに、新奇な価値観こそ受容する」といった意識の下、スタートアップ企業に対して経営資源の活用を認めるなど、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を行うこととし、企業の人事・知財・投資管理等の在り方を検討し、必要な方策を具体化する。

・大企業・大学等による共同研究等のオープンイノベーション推進のための技術研究組合の活用に向け、今年秋頃までに、技術研究組合を活用して新会社設立を実現した事例や企業と大学の協働による成功事例等を収集するとともに、設立・活用にむけた要点をまとめたガイダンスを策定し、普及・広報する。
・民間金融機関等の投資を促進すべく、日本政策投資銀行（DBJ）の投資業務によるリスクマネー供給においてファンド手法を活用する取組を今年度から推進する。加えて、来年度から大企業とベンチャー企業等とのオープンイノベーションへの投資を促進するため、成長段階ごとのボトルネックを踏まえた産業投資を活用した資金供給について検討する。

②　高等教育・研究改革

ア）大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

・第４次産業革命により、付加価値の源泉は「知」にシフトする。「知」を生み出す人材と、「知」の交流を生み付加価値を創出する場が決定的に重要である。大学等の教育研究機関の機能を拡張し、付加価値を創出する場、組織として機能させる観点から、各施策に取り組む。
・今年度中に、大学経営環境の改善に向けた国立大学のガバナンスコードを策定し、国公私の枠組みを超えた大学等の連携や機能分担を促進する「大学等連携推進法人（仮称）」制度創設の検討を行う。
・国立大学の運営費交付金の毎年度の配分について、成果を中心とする実績状況に基づく配分の対象額及び変動幅を令和２年度予算から順次拡大していくとともに、本年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を令和２年度以降の適用に活用する。
・国立大学法人や国研について、無形の「知」の価値が正しく評価され、大型共同研究の促進や寄附の拡大等多様な資金の獲得など外部資金割合の増加による運営費交付金依存度の低減及び財政基盤の強化等に向けた必要な方策を検討する。あわせて、国立大学における余裕金の共同運用の仕組みの創設や留学生対象授業料等の規制緩和について検討する。

イ）研究力の向上

・研究「人材」、「資金」及び「環境」の改革を、産学官連携の下、大学改革と一体的に展開する、「研究力向上改革 2019」を実施する。
　- 産学連携での大学院教育の好事例の周知や国際的に卓越した博士

人材育成教育を推進する。また、若手研究者が経済的不安なく研究に専念したり海外研さんを積む機会の拡充、研究者の世界水準の能力の組織的育成プログラム開発とともに、来年度以降適用に向けて、若手研究者の任期長期化やプロジェクトの専従義務緩和、直接経費から研究代表者の人件費等を支出可能とするための検討等の研究費制度の見直しを行う。

- 世界的拠点形成に向けた先進的取組の組織内外への横展開など大学等の国際化を進め、国際共同研究プログラムの拡充、国内向け研究費の国際共同研究への活用等を行う。また、世界的研究拠点の持続的発展に向けた国際・学際研究体制強化の検討を今年度中に行う。
- 科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業等で若手支援や新興・融合領域開拓に資する挑戦的な研究に重点化し強化するほか、国際化・ネットワーク化等による共同利用・共同研究体制の強化など、基盤的経費と競争的資金のデュアルサポートにより多様で挑戦的かつ卓越した研究を強化する。
- 先端的な大型研究施設・設備や研究機器の戦略的活用、AI・ロボット技術の活用等によるスマートラボラトリ化、研究施設の戦略的リノベーション等を積極的に推進し、Society5.0 時代にふさわしい研究環境を目指す「ラボ改革」を行う。

・我が国の研究力を総合的・抜本的に強化するため、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（仮称）を、今年内目途に策定する。
・クロスアポイントメント制度について、現場に即した活用を促進するため、手引きや好事例の周知、多様なキャリアパスの奨励等を積極的に行う。また、研究者の流動性向上の他の方策と合わせ、クロスアポイントメント制度の在り方等について、来年度までに検討する。
・研究現場における多様性を確保し、イノベーションを活性化するため、産学連携の下でリーダーとなる女性研究者を育成し、社会での活躍を促進するための新たな取組を今年度中に開始するとともに、海外事例の調査分析等を踏まえ、あるべき環境整備や支援方策を来年度までに検討し、施策に反映する。
・競争的資金等の執行データが集約されている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、公募プロセスの効率化と合わせ収集データの範囲を全ての公的研究資金へと拡大する等の機能強化を図ることで、国の研究費と論文・特許等のアウトプットとの関連を見える化し、効果的な資金配分の在り方等の政策検討への活用を目指す。

ウ）戦略的な研究開発の推進

・Society5.0 の実証の場としてのスマートシティ及びスーパーシティの実現に向け、本年度中に、分野・事業者横断のデータ連携等に資するアーキテクチャ構築に着手するとともに、各府省の既存事業の集中投資等も通じ、都市 OS、標準 API、データ構造等の検討、実証を行う。また、国際標準化等も見据え、G20 においてグローバルスマートシティ連合を提唱し（P)、スマートシティ間の相互学習、成功事例の共有や運用に資する共通認識の形成を図る。
・破壊的イノベーションの創出を目指し挑戦的研究開発を推進する。ムーンショット型研究開発制度に関し、関係府省一体となった推進体制の下、ムーンショット型研究開発制度を早期に開始する。
・「AI 戦略 2019」（令和元年〇月〇日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、人材育成や研究開発、社会実装に向けた取組等を推進する。
・「バイオ戦略」（令和元年〇月〇日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、産業振興とデータ基盤の構築、国際拠点の形成、地域における実証・研究、バイオ製品の価値・安全性の見える化、科学的知見に基づく新たな機能性食品表示の実現、バイオベンチャーへの投資環境整備等を推進する。
・今年末に策定する「量子技術イノベーション戦略」の検討も踏まえつつ、量子に関する主要技術領域等におけるファンディングや国研等の研究機関の取組の重点化と強化、国際研究開発拠点の推進、理数系教育の充実を含む量子ネイティブ人材等の育成の推進を図る。
・スーパーコンピュータ「富岳」（ポスト「京」）からの早期の成果創出を実現するため、試行的利用を来年度から開始するとともに、AI やデータ科学への活用を推進する。また、学術情報ネットワーク（SINET）の機動的な利用環境の構築や高性能計算環境によるデータ科学と計算科学の融合等により、SINET を活用した多様なリアルワールド・リアルタイムデータの収集・解析・提供を図るとともに、これを企業にも開放し、Society5.0 を先取りする産学共同利用を加速度的に推進する。
・北極海航路の持続的利用への取組、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)の後継プロジェクトに関する検討や北極域研究船に関する取組など地球規模課題に対処する研究開発、北極科学大臣会合の来年日本開催等の国際協力を総合的に推進する。
・次世代放射光施設について、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより推進する。
・産学官連携による革新的材料開発の高度化や効率化に向け、研究環境

のスマート化や最先端研究インフラの整備・共用を来年度から本格的に推進する。
・IoT 等の業種横断的な分野も含め、研究開発の初期段階から標準化活動を一体的に実施すべく、産総研における標準専門家による研究者向け支援の充実や研究領域に係る外部からの標準化相談の受付機能の強化等を来年度目途で検討する。また、関係省庁と連携し、NEDO が作成した「標準化マネジメントガイドライン」等の標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。

③　知的財産・標準化戦略

・知的財産推進計画に基づき、価値デザイン社会の実現に向けた施策を推進する。
・経営をデザインすることや社会的にインパクトのあるオープンイノベーションを加速するため、「経営デザインシート」の活用の促進や、経営者や個人に求められる心構えを明らかにした診断項目リストの活用の促進に取組む。
・初等中等教育において、児童・生徒の創造性を育む知財創造教育を推進するため、今年度から、高等学校を新たに対象として、教材等の収集や作成を開始し、それら教材を活用した実証授業等を全国で行う。
・地域のブランド力を強化する商標権の活用を進めるため、本年度から、地域団体商標の活用や中小企業等への取組を強化するとともに、出願増に伴い長期化傾向にある商標審査期間の短縮のための措置を講ずる。
・知的財産権が「侵害し得、侵害され損」とならないよう、知財訴訟制度の機能強化に向けた具体策を検討する。
・増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入について、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性を検討し、早急に結論を得る。
・海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施する。
・インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など、総合的な対策を講じる。
・自動運転関連技術、シェアリング、スマートシティ、データ取引市場、AI 及び IoT などの各分野に加え、Society5.0 のコンセプトを具現化したデータのアーキテクチャなどに関し、国際標準団体への積極的な提案を行うなど国際標準化を進める。

ⅱ）次世代産業システム

①　サプライチェーンにおけるデータ連携の促進

・製造現場から生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業の垣根を越えてデータを流通させる仕組みを国内の団体や企業が協調して海外とも連携しながら本年度までに構築する。
・我が国の「すりあわせ」をサプライチェーン全体で高度化するため、自動車の設計・開発のデジタル化による開発効率向上に向けて昨年度までに構築した燃費、熱、運動性能等のモデルに加え、本年度中にEV関連のバーチャルシミュレーションモデル構築を目指す。

②　ロボット技術の社会実装等

・サービス分野でのロボット開発・導入をユーザー視点で実施していくため、例えば、施設管理や介護、飲食等の分野別に、ロボットのユーザーとメーカー等が集まる議論の場を設け、ロボットを導入するに当たっての現場での課題について検討を行い、業務プロセス、データ連携、通信等の標準化や新たなビジネスモデルの在り方について本年度内にとりまとめる。
・ロボット開発者やロボットシステムインテグレータを広く育成するため、工業高校・高等専門学校におけるロボット利活用の教育プログラムの導入に向け、教材の開発や産業界と連携した講師の派遣、現場実習等の取組を進めるための産学連携の体制を来年夏までに構築する。
・ロボットシステムインテグレータの技能を評価する国家資格（技能検定制度）の在り方について、本年度内に検討を行い、結論を得る。さらに、社会的関心を高め、若年者のロボットシステムインテグレータ等への入職を促進するため、技能五輪全国大会に「産業用ロボット」を用いる競技職種を導入することについて、本年度内に検討し、結論を得る。
・世界のロボット技術が結集し、社会実装と研究開発を促進するアワード型の競技等を行う「World Robot Summit」の令和２年の本大会（愛知県国際展示場、福島ロボットテストフィールドで開催）に向けて、今夏目途に競技ルールを公表し、競技参加者募集等を開始する。また、福島ロボットテストフィールドを一つの拠点とする福島イノベーションコースト構想を基軸とし、進出企業と地元企業が連携して産業集

積を図り、自立的・持続的な産業発展を実現するための環境整備を推進していく。
・専門家の育成・派遣を通じて IoT・ロボット導入を促進する「スマートものづくり応援隊」に加え、自動運転技術や電動化等新技術への対応等を支援する「サプライヤー応援隊」を整備し、これらを合わせた中小製造業の支援拠点を本年度中に全国 40 か所程度に拡大する。

③　宇宙ビジネスの拡大

・準天頂衛星システム「みちびき」における、令和５年度目途の７機体制の確立及び機能・性能の向上と、これに対応した地上設備の開発・整備等について、効率化を図りつつ、着実に行う。また、実証事業や対応受信機の普及に向けた支援等を通じた様々な分野での利用拡大や海外展開も視野に入れた取組を行うとともに、G 空間情報センターを中核とし、G 空間情報を使った高度な技術の社会実装を進める G 空間プロジェクトの推進を図る。さらに、高精度に位置特定できる共通基盤を令和２年度から順次社会実装するため、電子基準点等による測位と整合した３次元地図の仕様を同年度中に明確化する。
・H3 ロケットの試験機２機の令和２・３年度打上げ、先進光学・レーダ衛星の令和２年度打上げを着実に行う。情報収集衛星の機数増及び機能保証強化、技術試験衛星の開発等を行う。
・衛星データを地方自治体データ等とも連携させ一元的に提供する Tellus の本格的開発・改良を行うとともに、ビジネスコンテスト S-Booster のアジア地域への拡大等、様々な分野で衛星データ利活用を図る。
・宇宙ベンチャーに関し、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）等のリスクマネー供給拡大や海外からの投資の充実を図るとともに、専門人材プラットフォームの本格運用を今年度開始する。
・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と民間の協業による事業創出を促進するほか、競争力のある小型衛星・小型ロケットの部品・コンポーネントについて、国内民間ロケットの活用等による軌道上実証支援を来年度目途で開始する。
・スペースデブリ低減に関し、民間活力も活用して研究開発を迅速に進め、本年５月に取りまとめた「スペースデブリに関する今後の取組について」に基づき、時間軸を含めた具体的取組を検討するとともに、

国際枠組みに関する議論に参加する。
・国際宇宙探査について、民間事業者とも連携し、我が国が強みを有する技術を活かす観点から、米国が構想する月近傍の活動拠点 Gateway への参画に関する方針を検討し、年内に決定する。また、月、火星等の宇宙探査のプロジェクトを着実に推進する。

④　航空機産業の拡大

・世界で増大する航空機需要を取り込むため、DBJ 等を通じたリスクマネー供給を拡大するとともに、電動化・複合材・自動化等の最先端の技術を活用した次世代機の開発を促すための研究開発支援を行う。
・三菱リージョナルジェット(MRJ)を含む今後の完成機事業については、安全性審査を適確に行いつつ、MRJ の就航時期までに、開発完了後の販売支援体制や量産機の安全運航維持の体制を整備する。
・国際競争力のある航空機部品企業、クラスターを育成する観点から、生産性の向上に資する設備投資等の促進や、全国航空機クラスターネットワークを通じた事業拡大に向けた連携や新規参入を促進する。
・成長著しいアジアでの航空機サプライチェーンを強化するため、国内外の展示会や商談会などの機会を活用し、日本とアジアの関係者の官民双方で協業を促進する。

９．Society 5.0 時代に向けた人材育成

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。
⇒2017 年：38.3%
《KPI》学習者用コンピュータを 2020 年度までに３クラスに１クラス分程度整備する。
⇒2017 年：児童生徒 5.6 人に１台
《KPI》新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。
⇒新たに試験を整備（本年度開始）
《KPI》第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする。
⇒2018 年：54 講座
《KPI》大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。
⇒2016 年：約 50 万人

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）大学等における人材育成

・データ・AI により付加価値を創出する上では、各分野の専門性とデータサイエンスや AI のリテラシーの両方を備え、データの意味がわかり、これを活用できる人材が求められる。このため、大学において、数理・データサイエンス・AI の初級レベルの標準カリキュラムと教材を本年度中に開発し、全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AI を応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルの標準カリキュラム・教材の開発を令和２年度までに行う。加えて、カリキュラムに数理・データサイエンス・AI 教育を導入する大学を積極的・重点的に支援する。また、博士人材等に対し、産業界や海外の大学等と連携した高度なデータサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムを開発し、本年度中に全国ネットワークを構築して展開する。

・大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度の構築に向けて、認定基準や産業界で採用・処遇等に活用する方策などについて検討し、令和２年度中に認定を開始する。

・学部・研究科等の枠を超えて教育課程を設定できる学位プログラム制

度について積極的な活用を促すとともに、当該制度等を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム（「レイトスペシャライゼーションプログラム」等）を複数構築することで、大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図る。また、世界を牽引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から集中的に育成する「出る杭」を引き出すプログラムを構築する。

・本年中を目途に教学マネジメントに係る指針を作成し、当該指針等を通じて大学等の学修成果の見える化を進めるとともに、学修成果や履歴等を企業等の採用活動や更なる学びに活用する方策について本年度中に事例を創出し、当該取組を全国の大学に展開する。

・Society5.0 時代に必要な思考力・判断力・表現力などの学力を評価する大学入学共通テストを令和２年度から着実に実施できるよう準備を進める。また、当該テストにおいて「情報Ⅰ」を令和６年度から出題することについて CBT 活用を含めた検討を行うとともに、学部分野等を問わず入試で採用する大学を抜本的に拡大させるための支援を行う。

・大学・専修学校等において数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの開発を進めるとともに、MOOCS や放送大学の活用を拡充する。また、大学における実務家教員を育成するために本年度から研修プログラムの開発・全国展開を行うとともに、実務家教員のマッチングを行う人材紹介の仕組みを構築するほか、リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトを構築する。

ⅱ）初等中等教育段階における人材育成

・すべての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、５年以内のできるだけ早期に、すべての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。小学校、中学校、高等学校等における必要な ICT 環境について、最終的に、児童生徒１人１人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するため、目標の設定とロードマップ策定を本年度中に行う。あわせて、BYOD(Bring Your Own Device)等の活用について検討を行い、具体的な活用方法等を示す。また、ICT 環境について、速やかにかつできる限り費用を低減して調達できるようにするため、ICT 機器等の標準仕様書例を本年夏までに示すとともに、クラウド利活用等に向け、「教育情報セキュリティポリシーに関す

るガイドライン」の見直しを本年夏までに行う。
・学校ではクラウド活用を前提とすることとし、効率的・効果的なクラウド導入の方策について周知するとともに、コスト等の面から学校が導入しやすいよう、その接続方法について、公衆網を介したパブリッククラウドや「SINET」などの多様な選択肢をモデル化して例示する。また、初等中等教育における大学等の教育資源の活用や大学等の教育・学術研究における活用なども含めて、希望する全ての自治体や学校が「SINET」を利用できるように準備を進め、令和２年度中に試験的な実施を行う。
・デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討を行い、必要な措置を講じる。
・令和２年度からの小学校のプログラミング教育の導入に向けて、全ての教師がプログラミング教育を実施できるよう、体験や研修などの機会を設けるとともに、ポータルサイトによる指導事例等の情報提供を充実する。また、中学校及び高等学校の教員研修に資する教材等の開発を本年度中に行うとともに、教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、高等学校において令和６年度までに社会の多様な人材も含め ICT に精通した人材を１校１名以上登用することを目指す。
・大学等における数理・データサイエンス教育との接続を念頭に、高等学校段階で確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を得るための教材を作成し、令和２年度から大学進学希望者等を中心に指導を行う。
・学びの生産性及び質を向上させるため、AI による効果的な学習等を実現する EdTech の開発や学習ログ等を蓄積した学びのポートフォリオが児童生徒の学びや教師の指導に活用されるよう、収集するデータの標準化や利活用に関する実践を進め、好事例を創出・収集し、全国への展開を図る。また、EdTech をはじめとする先端技術や ICT を教師が使いこなすことができるよう、先端技術の活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、「教育の情報化に関する手引」（仮称）の作成や指導事例の普及・展開等を通じて研修の充実を図る。
・遠隔教育について、学校等が接続先のマッチング、指導面・技術面のアドバイスを得られるよう、本年度中に協力意向を有する様々な関係団体を取りまとめて、提示を開始するとともに、中学校における弾力的実施等も含めた事例の創出・展開を進め、令和５年度までに希望す

る全ての学校で遠隔教育を実施することができる環境を実現する。
・各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育について、令和２年度までに産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランの提示と全国の学校への展開を行うとともに、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを令和２年度までに構築する。

ⅲ）産業界における人材育成・活用

・データサイエンス・AIを応用して中小企業の経営課題等を発見し解決するために、企業等が行う課題解決型学習を中心とした実践的な学びの場を提供するAI Quest（課題解決型AI人材育成）について、本年度から実証を行い、成果を国内外へ展開するとともに、AI Questを行う企業等に対する認定制度について検討し、令和２年度から実施する。
・「未踏IT人材発掘・育成事業」において、高度な数学的才能を有する人材を発掘し、AI技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する新たな仕組みについて本年度から検討を開始し、令和２年度以降実施する。
・「異能vation」プログラムを見直し、破壊的イノベーションを創出するための課題を発掘し、挑戦を支援するとともに、これまでの取組の成果も含めての国際的な発信や展開の支援及び企業とのマッチング等のビジネス化に向けた支援を新たに行う。
・子供、社会人、障害者、高齢者等がプログラミング等のICTスキルをお互いに学び合い、地域での活躍につなげる場となる「地域ICTクラブ」について、運営等に関するガイドラインを策定し、全国へ展開する。
・サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチング促進のため職務・役割と技能・資格等のひも付け、共通言語化等を行うとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開を図る。また、沖縄など地域において自律的にセキュリティ人材を育成する拠点の構築や、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施に取り組む。

10. 海外の成長市場の取り込み

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》速やかに RCEP 交渉妥結を目指し、これを通じて FTA 比率が 70%を超える。

⇒2018 年度末時点：51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2018 年貿易額ベース）

※経済連携交渉の実施状況を踏まえ、従来の KPI を見直した。

※現在交渉中の RCEP が署名に至った場合の FTA 比率は 78.7%（2018 年貿易額ベース）

《KPI》2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する。

⇒2018 年末時点：30.7 兆円

《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比２倍を目指す。

⇒2016 年度：20.6 兆円（2010 年度：12.8 兆円）

《KPI》2020 年に約 30 兆円（2010 年：約 10 兆円）のインフラシステムの受注を実現する。

⇒2017 年：約 23 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む

《KPI》2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。

⇒2017 年度：444.5 億円

（２）新たに講ずべき具体的施策

日本経済の持続的成長のためには、広く国際市場にも目を向け、世界の需要を我が国の地域に取り込むとともに、中小企業を含む日本企業の更なる海外展開を促す必要がある。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた世界的な動きは、新たな事業機会をもたらす。「Society 5.0」を国際的に展開し、「日本の SDGs モデル」を、我が国における G20 や第７回アフリカ開発会議（TICAD７）の開催、SDGs 首脳会合といった機会を活用して、アフリカ及び東南アジアを重点地域として、国際社会に共有・展開する。

また、世界において貿易を巡る対立が見られる中、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を推進し、世界経済の持続的な成長につなげる。

ⅰ）Society 5.0の国際展開とSDGs達成

①　民間企業による取組の支援

・民間主導により、「Society5.0」を海外においても実現するため、一般社団法人世界経済フォーラム第４次産業革命日本センターのネットワークを活用して、先進的な取組に積極的な多様な主体を巻き込む形で、ヘルスケア、スマートシティ及びモビリティのプログラムを強力に推進することとし、各省庁の施策によりこれを支援していく。

②STI for SDGsの取組加速化

・「SDGsのための科学技術イノベーション（STI for SDGs)」を推進するため、我が国が提案した「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方」をG20で策定し、各国のロードマップの策定を支援する。

・本年度中に、課題解決に資するシーズとニーズのマッチング・事業創造を図るためのプラットフォームの在り方の調査等及びプロトタイプの試行運用等を行う。さらに、G20やTICAD等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、気候変動や海洋プラスチックごみ対策を含めSDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する。

③　「Society5.0」の国際標準化＜再掲＞

・自動運転関連技術、シェアリング、スマートシティ、データ取引市場、AI及びIoTなどの各分野に加え、Society5.0のコンセプトを具現化したデータのアーキテクチャーなどに関し、国際標準団体への積極的な提案を行うなど国際標準化を進める。

ⅱ）日本企業の国際展開支援

①　インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版)」（令和元年６月３日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進する。

ア）「質の高いインフラ」の推進

・IoT・AI等高度な新技術を活用した課題解決力や高品質の物流サービスの構築等により、SDGs達成に貢献するなど、我が国のプレゼンスを高めていく。併せて、我が国が優位性を有する分野の海外展開を促進するため、相手国における規制等の整備、我が国発の国際標準の普及、分野別タスクフォース等を通じた関係省庁・機関間の連携強化により、スマートシティ等、横断的なパッケージ案件等の形成を推進する。

イ）官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組

・「自由で開かれたインド太平洋」等の外交政策とも整合的な形で、関係国との連携を通じて、事業リスクの低減、アフリカや島嶼国等も含む市場へのアクセス強化を図り、ビジネス機会の拡大を推進する。また、価格競争力向上のための現地・第三国を含めた部材・人材等の活用を進めるとともに、輸出基盤強化のための国内関連産業の構造改革に向けた検討を進める。
・機関投資家の資金の一層の活用やアフリカ市場の開拓といった課題に対応すべく、関係機関と連携した新たな貿易保険スキームを構築する。
・我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独法等の海外業務の取組の充実を図る。
・単なる機器の売り切りではなく、ユーティリティ企業を含め、本邦企業による経営及び O&M 参画を通じた継続的関与を促進するため、公的支援の充実を図る。
・洋上風力発電等の再エネ分野等で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、本邦企業によるイノベーションと新規事業投資を促進する。
・人材育成、法制度整備等のソフトインフラ支援を着実に実施する。

② ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築

ア）経済連携交渉

・我が国は、自由貿易の旗手として、質の高い EPA の締結、拡大を通じて、包括的で、バランスの取れた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。
・現在交渉中の RCEP の早期署名・発効を目指すとともに、日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、昨年発効した TPP11 協定の参加国・地域の拡大や新たな国や地域との EPA の締結を含めた経済連携の強化について議論を進めていく。
・これまでに締結した EPA について、今日の経済情勢に即した、一層質の高いものとするべく、見直し協議に取り組んでいく。
・中小企業も含めより多くの事業者に EPA を有効に活用してもらうべく、情報提供を含む支援を強化し、その利用の一層の促進にも取り組んでいく。

イ）投資関連協定

・現在交渉中の協定を含めると合計 94 の国・地域をカバーする見込みであるところ、交渉中の投資関連協定については早期妥結を目指す。加えて、2020 年までに投資関連協定について、100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指し、産業界の要望などを踏まえながら新規交渉国を選定し、早期交渉開始を目指す。

ウ）租税条約

・我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める。

③　中堅・中小企業の海外展開支援

ア）販路開拓支援・人材・金融面の支援

・日 EU・EPA や TPP11 の協定発効を好機と捉え、「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、EU 等の海外市場等に詳しい専門家を国内外に配置し、計画策定から商談成立までの伴走型支援等を強化する。その際、地域未来牽引企業をはじめとした波及効果が高く意欲のある企業を重点的に支援する。
・世界で急速に拡大する EC の活用を推進するため、プラットフォーマーとのマッチングを進めるとともに、JETRO が海外の主要 EC サイトに「ジャパンモール」を設置し、日本製品を販売支援する取組について、これまでのアジアに加えて米国や欧州、中東等にも拡大して実施する。
・中堅・中小企業が自律的に輸出できるような販路・物流・ブランディング・手続き等へのサポートをワンストップで提供する取組を推進すべく、その方策を本年度中に検討する。
・現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズ情報を収集し、当該ニーズに合致し得る国内企業とマッチングする仕組みを構築し、現地目線での商品・サービス開発や販路開拓支援を国内外で強化する。また、日本食と食文化・関連製品を一体とした海外への販路開拓の取組を推進する。
・国内外で企業の即戦力となるグローバル人材の育成・確保を強化する。

イ）海外進出支援

・現地法人設立や現地規格・規制対応、現地代理店・販売先確保など、海外進出並びに進出後の事業拡大における課題を重点的に支援する。また、第７回アフリカ開発会議（TICAD７）も踏まえ、JICA と JETRO が

密接に連携し、ODA も活用しつつ、アフリカをはじめとする海外への展開を強化する。
・貿易保険法施行令を改正して NEXI による民間投資保険の再保険引受けを可能とすることで中堅・中小企業の海外展開を促進する。
・国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。
・在外教育施設における日本語指導や特別支援教育体制の充実、帰国時の学校での受入れの円滑化など教育機能の強化を図る。

ⅲ）日本の魅力をいかす施策

①　対内直接投資の促進

・「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（平成 31 年４月 16 日対日直接投資推進会議決定）に基づき、外国企業誘致戦略が明確化した地方公共団体が行う誘致活動に対する支援の充実、JETRO による支援体制の強化及びインバウンド観光需要の取り込みや農林水産品の輸出促進との連携強化を図る。また、地域への誘致成功事例の発信による外国企業との協業・連携機運の醸成や我が国のビジネス環境の更なる改善に向けた取組を進める。
・JETRO の海外主要拠点において、海外のイノベーションエコシステム等との緊密なネットワークを形成すること等を通じ、イノベーション創出に資する外国企業を積極的に誘致する。
・昨年度開始した Regional Business Conference について、本年度においても外国企業誘致に積極的な地域で開催するとともに、令和２年度の Japan Business Conference 開催に向けて、実施体制構築等の準備を進める。

②　クールジャパン

・「知的財産戦略推進計画 2019」（令和元年〇月〇日知的財産戦略本部決定）に基づき、これまでの取組の効果検証等も踏まえ、進化したクールジャパン戦略を本年夏頃までに策定する。新戦略に基づき、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金や JETRO の活用、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による発信、クールジャパン機構の資金供給等を始めとする関係施策を実施する。その際、インバウンドとアウトバウンドの好循環創出も考慮しつつ、マーケットインの考えで、国別・属性別の嗜好分析、分野横断的な取組・ストーリー作り、インフルエンサー活用、展示会等イベント活用等を進める。
・様々な関係者の連携促進のため、クールジャパン官民連携プラットフォ

ーム等を活用して基盤を強化する。その一環として、デジタル技術を活用して、日本好きの外国人へ継続的に働きかけ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や「日本博」を契機に、日本ファンの拡大・長期滞在の促進等を図る。

・専門人材・高度デザイン人材・高度経営人材の育成や外国人材の受入れに向けた制度整備・地方文化発信も含めた相互交流事業、海外における日本語の普及、地域プロデュース人材が活躍できる基盤作り等を推進する。

・情報通信技術の発達に伴い拡大する海外市場への進出を見据え、海外市場において競争力のある日本の映像コンテンツについて、デジタル技術の導入等により制作現場の生産性向上を促進し、更なる競争力強化を図るとともに、国際見本市の開催や放送コンテンツの海外展開支援等を通じ、コンテンツ関連産業及び地域産業の海外販路開拓や、地域へのインバウンド拡大に繋げる。

・新たな成長領域として注目される e-スポーツについて、健全な発展に必要な適切な環境整備として、社会における認知度向上のための取組や、競技大会のガバナンスなど関連する実態調査に本年度中に取り組む。

・本年度中に、全国ロケーションデータベースの更新やエリアマネージャーの試験的設置を通じて関係者間の許認可情報の共有を進めるとともに、外国映像作品の誘致に関する実証調査等を行うことにより、国内外の映像作品の撮影環境の改善を進める。また、若手映画作家等の育成や映画製作支援、国際交流等を通じて、世界に評価される新たな日本映画の創出に寄与するほか、国際共同製作の促進や、映画祭における海外への発信・人材交流によって、日本映画等への関心の掘り起こし等を行う。

・国・地域の特性や嗜好を踏まえた効果的な普及促進、ブランド力の向上、輸出環境の整備、酒類以外の分野との連携等を行い、日本産酒類の一層の輸出拡大やインバウンドの促進を図る。

③　2025 年大阪・関西万博の開催へ向けた準備

・万博特措法に基づき、本万博の準備及び運営を担う博覧会協会を指定するとともに、国の補助、国の職員の派遣等の支援措置を講じる。

・博覧会国際事務局（BIE）による我が国の開催計画（登録申請書）承認後、できるだけ多くの国の参加を得るべく、2020 年ドバイ万博の機会などを活用して、参加招請活動を行う。また、本万博のテーマに関連する国際会議等において、本万博の魅力・情報を世界に発信する。

11. 外国人材の活躍推進

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。

⇒ポイント制の導入（2012 年５月）から 2018 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 15,386 人

《KPI》 2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は 208,901 人（2018 年５月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生 90,079 人を加えると 298,980 人（2018 年５月時点）

（２）新たに講ずべき具体的施策

国際的な人材獲得競争が激化する中、高度な知識・技能を有する外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等がより魅力的となり、かつ、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍できるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）も踏まえつつ、政府横断的に以下の取組を重点的に進めていく。

ｉ）高度外国人材の受入れ促進

①外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

・「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を JETRO に設置したことを受け、関係省庁が保有する出入国管理制度等の関連施策情報、関係省庁等が実施する高度外国人材に関するセミナー等の各種就職促進施策等とともに、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある企業情報を常時アップデートされた最新の形で提供する。

・プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供することで、留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。

・留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験Ｎ１相当

以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。

②ビジネス日本語等教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

・大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定した上で留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等を行う。

・優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援し、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。

・外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できる ICT 教材の利用を推進する。

③ 高度外国人材の受入れ円滑化に向けた入国・在留管理制度等の改善

・外国人起業家の管理・支援等を含む「外国人起業活動促進事業」の利用普及に向け、ベストプラクティスの共有等を通じて地方公共団体向けの広報を強化する。

・留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、「外国人起業活動促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・

運用の見直し等を進め、本年度中に結論を得る。
・AI、IoT、クラウド技術など第４次産業革命を進める上で必要となる革新技術分野における優秀な人材の円滑な受入れに向けて現行制度・運用の見直し等を含め検討を進め、本年度中に結論を得る。

ⅱ）在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

①在留資格手続の円滑化・迅速化

・外国人を適正に雇用し、かつ外国人雇用状況届出等を履行しているなど一定の要件を満たす所属機関等を対象に、外国人本人に代わって行うオンラインでの在留関係諸申請の受付を本年７月に開始する。今後、更なる利便性向上のため、オンラインで申請可能な手続の対象を拡大していく。

②在留管理基盤の強化

・外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、外国人受入れ機関単位で情報を管理・把握することを可能とするための情報基盤の整備を推進するとともに、在留管理の電子化を進める。

Ⅱ．全世代型社会保障への改革

１．70 歳までの就業機会確保

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2025 年：65 歳～69 歳の就業率　51.6%
⇒2018 年：46.6%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）70 歳までの就業機会確保

・人生 100 年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要。このため、65 歳まで継続雇用することとしている現行制度を見直し、70 歳まで就業機会を確保できるようにする。

・65 歳から 70 歳までの就業機会の確保については､65 歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要がある。このため、多様な選択肢を法制度上許容し、当該企業としてはそのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

・法制度上許容する選択肢のイメージは、「定年廃止」、「70 歳までの定年延長」､「継続雇用制度導入（子会社・関連会社での継続雇用を含む）」といった 65 歳までの制度における選択肢に加え､「他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現」、「個人とのフリーランス契約への資金提供」、「個人の起業支援」、「個人の社会貢献活動参加への資金提供」が想定しうる。企業はこれらの選択肢の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢についての企業の関与の具体的な在り方について、今後検討する。

・また、70 歳までの就業機会の確保を円滑に進めるため、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。第一段階の法制については、以下の方向で検討する。

ア）法制度上、上記のような選択肢を明示した上で、70 歳までの就業機会確保の努力規定とする。

イ）必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

その上で、第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、多様な選択肢のいずれかについて、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての

立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。
・なお、混乱が生じないよう、65 歳までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。こうした仕組みの実現に向けて、労働政策審議会の審議を経て、令和２年の通常国会において、第一段階の法案の提出を図る。
・働く意欲がある高齢者が、その能力を十分に発揮し、働く人の個々の事情に応じて活躍できるよう、地方公共団体を中心とした就労促進の取組と地域の企業との連携の推進、シルバー人材センターの機能強化、企業のニーズと高齢者の経験・就業意欲を踏まえたマッチング機能の強化を検討する。
・高齢期を見据えたキャリアプランの再設計や、労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入などを支援する拠点を整備し、全国でサービスを提供することを通じたキャリア形成支援を行うとともに、高齢者を含めたリカレント教育を推進する。また、70 歳までの就業機会確保措置を講じる企業や高年齢労働者の労働災害防止などの高齢者の安全・健康確保等に取り組む企業への支援、高齢者のモチベーションや納得性に配慮した能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。さらに、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

ⅱ）働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

・本年の公的年金の財政検証結果を基に、「人生 100 年時代」を展望し、より多くの人が多様な形態で長く働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、令和２年の通常国会への法案提出を念頭に、公的年金・私的年金両面にわたる制度改革を進める。
・長期化する高齢期の経済基盤を就労期間を延伸することで充実することが可能となるよう、繰下げ制度の柔軟化等による、高齢期の就労と年金受給開始時期の選択肢の拡大を図る。また、公平性に留意しつつ、マクロ経済スライド調整が進む将来の受給世代ができるだけ長く働き年金水準を確保することを阻害しないよう、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職中の賃金と年金の調整（在職老齢年金制度）等の見直しを行う。これらについては、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

・短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、勤労者皆社会保険制度の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。
・高齢期の長期化と就労の拡大・多様化等を踏まえた私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

２．中途採用・経験者採用の促進

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年：転職入職率　9.0%
⇒2017 年：8.6%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）中途採用・経験者採用の促進等

・人生 100 年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用[4]の拡大を図る必要がある。
このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

・中途採用・経験者採用に積極的に取り組む上場企業を中心としたリーディング企業やベンチャー・中小企業等を集めた中途採用・経験者採用協議会で提起された好事例について、その横展開を図ること等により、雇用慣行の変革に向けた運動を展開する。また、好事例の周知等を通じて、各企業に対して、評価・報酬制度の見直しを促す。この際、経営改革力に限界のある中小企業に対しては、中途採用等支援助成金等を活用し、これらの見直しのための支援を行う。

・学生の学修環境の確保を前提に、就職・採用活動の実態等も踏まえ、例えば長期インターンシップの方向性等を中心に今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用の在り方について、本年度中に検討を開始する。

ⅱ）就職氷河期世代対策：調整中

ⅲ）主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

・令和２年からの稼働を目指す職業情報提供サイト「日本版 O-NET」（仮称）や、令和４年以降の稼働を目指す「職業能力診断ツール」について、両者の連携を図るほか、ハローワークインターネットサービスや職場情報総合サイトなど、既存のシステムとの連携も視野に入れて開発・運用を進めることで、求職者や企業の人事担当者等が、円滑に職

---

[4] 中途採用については、積極的な取組を行っている企業の間では「キャリア採用」と呼んでいる事例も見られる。

業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指す。

・中小企業における HR テクノロジーの導入支援や活用事例の周知を行い、同テクノロジーの導入・活用による中小企業における多様な人材の活躍や生産性向上を支援する。

・解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

３．多様で柔軟な働き方の拡大

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度比で３倍
⇒2018 年：19.1%（2012 年：11.5%）
《KPI》2020 年：上場企業役員に占める女性の割合　10%
⇒2018 年：4.1%
《KPI》2020 年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合　15%
⇒2018 年：11.2%
《KPI》2020 年：第１子出産前後の女性の継続就業率　55%
⇒2015 年：53.1%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）多様で柔軟な働き方の拡大

①　副業・兼業の促進

・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る。ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、検討会における健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、今年中に結論を得る。その上で労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。
・副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。
・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業などの人材支援機関が連携する場を設けること等を通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、本年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。
・国家公務員の兼業について、公益的活動等を行うための兼業を希望する者が円滑に制度を利用できるよう、明確化した兼業許可基準の更なる周知を図る。

②　雇用関係によらない働き方（フリーランス等）の環境整備

契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、報酬額の適正化等、フリーランス等の雇用関係によらない働き方にお

ける諸課題について、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討を進めるに当たり、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、本年の夏までに一定の取りまとめを行うとともに、特に優先すべき検討課題については、スピード感を持った検討を進める。

③　テレワークの推進

・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を行う。
・女性、障害者、高齢者など多様な人材活用に資する効果的なテレワークの先進モデルの整理・普及を図るとともに、特に中小企業の課題解決等を担う立場である社会保険労務士や IT コーディネータなどの専門家にテレワーク普及の担い手になってもらうこと等により、地域や企業の実情に応じたテレワークを推進する。

④　治療と仕事の両立支援

・主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する両立支援コーディネーターの育成・配置を進めるとともに、本年３月に改訂した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知を進めることにより、企業・医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図る。
・都道府県労働局、労使、自治体、地域の医療機関等で構成される地域両立支援推進チームの取組等を通じて、がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等を進める。

ⅱ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

①　長時間労働の是正を始めとした働く環境の整備

・本年４月から大企業に対して適用された罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める。併せて、令和２年４月からの中小企業への適用、令和６年４月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
・適正な工期の確保や施工時期の平準化、技術者の配置要件の合理化等を図るとともに、建設キャリアアップシステムを活用した技能者や専門工事企業の能力評価制度を通じて処遇改善を図ることで、建設業の

働き方改革を推進する。
・令和２年度以降のパートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等の円滑な施行に向け、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行うほか、事業主向けの「取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等の周知に努める。
・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新たに設けられることやセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が図られたことを踏まえ、措置の適切・有効な実施を図るための指針を整備するとともに、中小企業等が適切に措置を講じることができるよう必要な支援を行う。
・取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為について、相談対応等の望ましい取組を明確化し、関係省庁と連携して周知啓発を図る。

② 人材投資情報の「見える化」の推進
・機関投資家などのステークホルダーと関係省庁が連携して、官民一体で、企業価値向上に向けた人的資本の非財務情報の活用の在り方を検討する。
・昨年のコーポレートガバナンス・コード改訂により、人材投資をはじめ経営資源の配分等に関する説明について定められたことを受け、今後、その実施状況についてフォローアップする。
・併せて、人材投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表を行い、企業における開示の充実を促進する。

iii）女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進
・女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化が図られることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業をはじめとする全国の企業が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正の内容の周知徹底や企業向け相談窓口の整備、一般事業主行動計画の効率的な策定・公表方法の検討を行う。あわせて、地域の多様な主体の女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。
・女性活躍やダイバーシティ経営推進の観点から、上場企業の女性役員及びESG投資における女性活躍情報の活用の状況の公表を進めるとともに、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資を

推進する。また、女性役員人材の育成に向け、新たな地域における展開を含め、地方、大学等との共催等により女性役員育成研修を実施するとともに、修了者人材バンクの充実・強化を行う。

・企業と投資家等との積極的な対話を促す情報開示等を求める「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」の普及や、「なでしこ銘柄」等の選定基準の見直し等を通じ、企業におけるダイバーシティ経営を推進する。

・人生 100 年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、地方創生推進交付金を活用し新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動している NPO 等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。また、女性が生涯にわたり健康に生活できるよう、女性特有のがん検診受診のための支援を行う。

・保育の受け皿整備について、本年４月の待機児童の状況を踏まえ、地方公共団体の整備計画の検証とその結果に応じた受け皿整備に対し、引き続き支援を行う。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を着実に進める。さらに、地域の多様なニーズに対応した子育て支援を実施するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化を進める。

・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性に育児に対する当事者意識を持たせるための取組や子供と関わるパターンの普及、企業による男性社員への休業・休暇取得促進など、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。

４．疾病・介護の予防

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》(新)2040 年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す

⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

（２）新たに講ずべき具体的施策

人生 100 年時代の安心の基盤は「健康」であり、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくため、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に、予防・健康づくりの取組を大胆に強化する。

ｉ）人生 100 年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

①　疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化

・国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、疾病予防や健康づくりの取組が促進されるよう、財源を含めた予算措置を検討し、来年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。あわせて、各評価指標について、成果指標の導入拡大を進め、先進・優良事例の横展開や個人の行動変容につながる取組が強化され、民間サービスの活用等が推進されるよう見直し、配分のめりはりを強化する。

・健康保険組合の予防・健康事業の取組状況に応じて、後期高齢者支援金を加減算する制度について、来年度までに最大±10%となるよう強化するとともに、保健事業の効果やインセンティブ措置の影響分析等を行い、令和３年度に、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のめりはりを強化するなどの見直しを行う。

・その際、保険者が糖尿病性腎症の重症化リスクのある者に対し、医師と連携して、保健師等によって濃密に介入するなどの先進・優良事例の横展開や、歯科健診・がん検診等の受診率の向上等が進むよう留意する。

・個人の自発的な予防・健康づくりの取組を推進するため、ヘルスケアポイントなど個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し、先進・優良事例の横展開を図る。

・医療保険や介護保険のインセンティブ措置の指標の見直しに際しては、エビデンスに基づき予防・健康事業の効果検証を行い、徹底した PDCA サイクルを通じ、効果的な事業を展開する。

②　予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

・生活習慣病の発症や重症化のリスクのある者に対し、医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と適切な運動等のプログラ

ムを一体的に提供できる新たな仕組みを検討し、本年度を目途に結論を得る。また、医療機関が運動処方箋を出しやすいよう、運動施設における標準的なプログラムを、本年度中に作成する。あわせて、運動施設において安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みの実証を行うとともに、好事例の普及を図る。

・健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進していくため、ナッジ理論等を活用し、本年度中に、特定健診等の各種健診の通知について、全体・平均値との比較や将来予測（AI やビッグデータ等も活用）等といった通知情報を充実するとともに、先進・優良事例の横展開を図る。

・東京で来年開催される栄養サミットを機に、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりを推進する。民間の様々な主体と連携し、健康な食生活の推進に向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、健康無関心層への効果的な情報提供など総合的な施策について検討を進め、直ちに実施できるものから順次取り組む。

・野菜摂取量増加に向けた取組など、地域の多様な主体が連携し、日常の中での健康な食事・運動・社会参加を促す取組や、個々の住まいや地域の共食の場における適切な栄養管理に基づく配食サービスについて、先行事例分析やモデル実証事業等を通じて本年度から推進する。

・妊娠中や子どもの頃からの健康づくりを支援するため、妊産婦への適切な栄養指導に資するよう最新の知見も取り入れた食生活指針の改定を来年度中に行うとともに、子ども時代からの健やかな生活習慣形成に資する研究の推進等の取組を順次行う。

③　疾病の早期発見に向けた取組の強化

・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、５年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等の血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率の向上に向けた取組を本年度中に検討し、結論を得る。

・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在 10 歳刻みで行われている歯科健診の機会を拡大し、歯科の保健指導を充実することについて、検証の結果を踏まえ、来年度までに検討に着手し、速やかに結論を得る。あわせて、歯科健診の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき、必要な受診を促す実効的な取組や、全身疾患の治療が必要な可能性がある場合の医科歯科連携を推進する。

・個人が自らの健康状態を把握し、疾病を早期発見するため、医療用検査薬から一般用検査薬への迅速な転用に向けた手続きの改善を図る。

このため、既に実施された事例を参考としながら、行政と関係業界が協働して審査や申請の質の向上等の課題解決を図るための協働計画を本年度中に策定し、検討を進める。

④　保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進

・企業・保険者連携での予防・健康づくり「コラボヘルス」の取組を深化させる。加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を見える化し、経営者に通知する健康スコアリングレポートについて、健保組合や事業主への働きかけを強化するため、評価指標に経年変化を加えるなど、通知内容の充実や通知方法の工夫を行う。同様の取組を、来年度からは全保険者種別で実施するとともに、令和３年度からは、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位で実施する。

・健康経営の生産性への影響に関する各種の研究等を踏まえつつ、健康経営の取組と成果が資本市場から適切に評価されるよう、環境を整備する。健康投資の投資額を見える化すべく、「企業の『健康管理会計』に関するガイドライン（仮称）」を、本年度中に策定し、企業が健康投資を更に進める上で必要なインセンティブ措置の検討も始める。また、健康経営に係る情報開示等に関して、「企業の『健康経営』ガイドブック」を本年度中に改訂し、その普及を図る。さらに、市場が比較可能な情報開示のあり方について、検討を進める。

・ESG や SDGｓにおける健康経営の重要性に関して、グローバルな場への発信を、引き続き、官民で展開・強化する。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020 マイベストプログラム」の普及を図る。

⑤　データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進

・保険者や地方自治体等の予防健康事業における活用につなげるため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証を行う。

・その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定め、その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進する。

・「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の業界団体、仲介者への普及や、業界自主ガイドラインの策定支援を通じ、一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが仲介者から選択され、利用者が安心し

てサービスを利用できる環境整備を図る。あわせて、複数の企業間の協働や、業界横断的なイノベーションの基礎インフラとして、民間主導によるヘルスケアデータの標準化やヘルスケアサービスの品質確保に向けた取組の支援策について、本年度中に検討に着手する。

⑥　介護予防のインセンティブ措置の抜本的な強化等

・介護保険の保険者や都道府県に対する介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）について、自治体による先進的な介護予防の取組が横展開され、健康寿命の地域間格差の縮小にも資するよう、財源を含めた予算措置を検討し、来年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。
・あわせて、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のめりはりを強化するなどの見直しを行い、介護予防や認知症予防につながる可能性のある高齢者の身近な「通いの場」を拡充するとともに、介護予防と保健事業との一体的実施を推進する。その際、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用する。また、「介護助手」など介護施設における高齢者就労・ボランティアを推進するとともに、個人へのインセンティブとして、ポイントの活用等を図る。
・75 歳以上の高齢者に対する保健事業について、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。このため、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用する。また、市町村による介護予防と保健事業の一体的実施の全国展開に向け、国の特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援する。
・利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善に対する介護報酬加算について、自立支援や重度化防止等の観点から、来年度までにエビデンスに基づく効果検証を行い、次期介護報酬改定で必要な対応を行う。

⑦　認知症の総合的な施策の強化

・「予防」と「共生」を柱とした総合的な認知症施策を、認知症施策推進大綱（P）に基づき、推進する。「通いの場」の活用などの先進・優良事例について、来年度までに事例集や実践に向けたガイドラインを作成し、全国の自治体へ横展開する。あわせて、認知症の予防法の確立に向け、研究開発を強化する。データ収集に本年度から着手し、データ利活用の枠組みを令和３年度までに構築するとともに、認知症分野における官民連携のプラットフォームを活用し、評価指標・手法の確立を目指しつつ、予防やケア等の社会実装を促進する。

５．次世代ヘルスケア

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》(新)2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す

（２）新たに講ずべき具体的施策

次世代ヘルスケアシステムの構築に向けて、データや ICT 等の技術革新を積極的に導入、費用対効果の高い形でフル活用しつつ、健康・予防、治療、ケア等に関する個々の施策を、国民の健康維持・増進や、医療・介護の質・生産性の向上、さらにはこれらと表裏一体である現場の働き方改革にもつながるよう、スピード感を持って「全体最適」な形で推進する。

ⅰ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

①　健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

ア）オンライン資格確認等

・医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の来年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。

・また、医療等分野における識別子（ID）については、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、令和３年度からの運用開始を目指す。

イ）医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

・患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについては、令和３年 10 月以降稼働させることを目指す。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担のあり方等の検討を進め、来年夏までに、その実現のための工程表を策定する。なお、介護情報との連携についても、引き続き検討する。

・医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテ

の標準化を進める。
・電子処方箋について、実証を踏まえ、より円滑な運用を可能とするため、本年度中にガイドラインを改定する。

ウ）介護分野における多職種の介護情報の連携・活用

・介護職員の負担軽減を図り、質の高いサービスを提供するため、介護分野における ICT 化について、本年度から地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行う。また、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、生産性向上ガイドラインを活用し、介護現場への実効的な普及を図る。さらに、ICT を活用した医療・介護連携の標準仕様の作成について、本年度中に検討し、結論を得る。

エ）PHR の推進

・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR(Personal Health Record)を推進する。マイナポータルを通じた個人へのデータ提供について、来年度から特定健診データの提供を開始するとともに、令和３年 10 月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
・乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める。乳幼児健診については、来年度からマイナポータルを通じたデータ提供を開始するため、自治体の健診データの電子化・標準化への支援を行う。また、学校健診についても、健診データの電子化を促進するとともに、政府全体の PHR 推進に係る議論と連携して今後の必要な工程を検討し、来年夏までに結論を得る。
・PHR の更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化などの事項について、有識者による検討会で議論を進め、来年夏までに一定の結論を得る。
・PHR サービスモデル等の実証の成果を踏まえ、API 公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、同サービスの普及展開を図る。

オ）健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用

・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護 DB）の連結解析を来年度から本格稼働し、行政・保険者・研究者・民間事業者など幅広い主体の利活用を可能とする。本年度以降、関係する他の公的データベースとの連結の必要性についても検討し、法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析を実現する。
・次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による

国民の理解増進を行うとともに、幅広い主体による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。
・公的研究事業において得られたデータや成果等について、IoT 等活用行動変容研究事業等を例に、研究終了後、民間事業者等が活用可能とするために必要な要件を整理し、データの管理主体を移行する際の契約のひな型を本年度中に作成するとともに、その他の諸課題について検討を進める。

② ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進

ア）オンライン医療の推進

・診療から服薬指導に至る一連の医療プロセスを、一貫してオンラインで広く受けられるよう、オンライン服薬指導等について盛り込んだ医薬品医療機器等法の一部改正法案について、国会での早期成立を図る。法案成立後、提供体制等のルールについて速やかに検討を行うとともに、上記の状況を踏まえ、オンライン服薬指導に関する診療報酬上の評価を検討する。
・オンライン診療の適切な推進に向けて、関係学会や事業者等とも協力しながら、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、その結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。
・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。
・オンライン診療を含む遠隔医療に関し、ICT の進展を踏まえた技術的な検証と新たなモデル構築に向けた実証を実施し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。

イ）科学的介護の実現

・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの運用を、来年度に本格的に開始する。当該データベースの分析結果を、次期以降の介護報酬改定の議論に活用し、効果が裏付けられた介護サービスについて評価を進める。また、取得したデータについては、介護事業所に提供し、ケアの質の向上等へ活用を進める。

ウ）ロボット・センサー等の開発・導入

・令和 22 年を展望した中長期ビジョンである「未来イノベーション WG」

の取りまとめを踏まえた医療福祉分野における取組を検討し、本年度中に具体化する。ムーンショット型研究開発、先端技術の速やかな社会実装に向けた新たな評価モデルの開発、技術インテリジェンス機能の強化等、政府一丸でロボット・AI 等の溶け込んだ社会システムの実現を目指す。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できる社会の実現に向け、機器やサービスに関して、評価手法の開発を推進する。

・ロボット・センサー等の効果検証に関するルールを次期介護報酬改定までに整理する。事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期及びそれ以降の介護報酬改定等での評価につなげる。

・ロボット・センサーについて、重点分野に基づき、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組や、介護現場でのモニター調査等により、現場ニーズを捉えた開発支援を行うとともに、介護ロボットを活用した介護技術の開発や介護ロボットの普及啓発を行い、介護現場への導入・活用支援を着実に進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。

エ）AI 等の技術活用

・重点６領域を中心としつつ、医療従事者の負担軽減や、的確な診断・治療支援による医療の質の向上等を図るため、健康・医療・介護・福祉領域における AI の開発や現場での利活用を促進する。あわせて、AI 開発に必要な質の高いデータ収集を推進する。さらに、AI 開発において特定された課題の解消に向けた具体的な対応を本年度中に開始するとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発された AI 技術の海外展開を目指す。

オ）ゲノム医療の推進

・がん・難病等のゲノム医療を推進する。がんについては、全ゲノム医療の実現に向け、質の高いゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センターに集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬等の革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備する。難病等については、より早期の診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制の整備や、遺伝子治療を含むゲノム情報等を活用した治療法の開発を推進する。

・ヒト受精胚等に対するゲノム編集技術等の利用について、基礎研究を促進するため、倫理面にも配慮した指針を策定するとともに、これらの臨床応用については、科学技術の進展にも配慮しながら、その法的規制のあり方を含めた制度的枠組みの検討を進める。

③　医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

ア）書類削減、業務効率化、シニア層の活用

・労働時間短縮をはじめ医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底を図るとともに、タスクシフティング等の推進や、業務効率化に資する ICT 等の活用方策について検討し、効果的な事業を展開することで、医療機関のマネジメント改革を図る。また、緊急時の相談ダイヤルの周知や、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直しを行い、国民の医療のかかり方に関する行動変容を促す。

・人手不足の中で、介護現場のサービスの質の維持・向上を実現するための方向性を整理した「介護現場革新プラン」を踏まえ、本年度、介護施設における①業務フローの分析・仕分け、②高齢者の介護助手等としての活躍推進、③ロボット・センサー、ICT 等の活用等による、パイロット事業を実施し、介護現場の業務効率化モデルを構築する。また、本年度以降、集めたノウハウを生産性向上に係るガイドラインに反映し、好事例の横展開を強力に進める。

・文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020 年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び自治体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、自治体ごとに様式や添付書類の差異がある等の課題について検討を行い、年内目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。医療分野や福祉分野についても、各分野の特性を踏まえ、文書量の削減、標準化等の取組を順次進める。

・高齢者の活躍や介護予防を促進するとともに、介護人材の裾野を広げる観点から、地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図る等、介護人材確保に総合的に取り組む。

イ）医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・地域医療連携推進法人制度について、地域医療構想の達成に向けたさらなる効果的な活用に資するよう、医療連携推進業務の在り方や参加法人間の資金融通等の制度面・運用面の課題を把握し、改善に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

・医療法人の合併等が円滑に進むよう、必要な経営資金の融資制度の創設を本年度中に検討する。あわせて、医療法人の合併・事業承継の好事例等を収集し、周知を行う。

・地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウについて、地域金融機関への移転を積極的に図る。あわせて、これらの支援・再生時における福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を、推進する。

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、本年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、本年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

ⅱ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

①　日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

・本年度中に改定する「健康・医療戦略」（平成 26 年７月 22 日閣議決定）等の下、健康長寿社会の形成に向け、健康寿命延伸に資するよう予防にも着目しつつ、再生・細胞医療、遺伝子治療、ゲノム・データ基盤等の医療技術・手法の研究開発を、疾患横断的に、かつ統一的なエビデンスに基づき推進するとともに、新産業創出に取り組む。
・予防から QOL 向上まで様々なニーズを踏まえた医療機器・ヘルスケアサービス等の開発を行うため、ベンチャー支援等を強化し、新規参入の促進策を本年度中に検討する。さらに、Healthcare Innovation Hub（InnoHub）によるベンチャー企業と関係機関とのネットワーク支援を開始する。

②　国際展開等

・アジア健康構想の下、同地域の自律的な産業振興と裾野の広いヘルスケア実現に貢献するため、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形でのアジアにおける医薬品・医療機器産業の振興と、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（P）に基づくアジアの医薬品・医療機器等の規制調和等を、両輪として推進する。
・アフリカにおいて、公的セクターの取組が民間事業を創出・育成し、民間セクターの活性化が公的セクターを支えるという好循環の形成を通じ、裾野の広いヘルスケアを実現するため、健康・医療戦略推進本部で「アフリカ健康構想」を決定し、TICAD７等で発信しつつ、同構想の下、我が国のヘルスケア関連産業のアフリカへの展開を推進する。
・メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）や日本貿易投資機構（JETRO）等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）等による医療インバウンド及び「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に則った医療提供を一体的に推進することで、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。
・国際的に脅威となる感染症対策について、長崎大学を中核とした研究

拠点の形成や感染症流行地における研究基盤の整備による人材育成を含めた研究能力・機能の強化、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・治療体制の強化、感染症指定医療機関の拡充等を推進する。

・G20 大阪サミット、保健大臣会合及び財務大臣・保健大臣合同セッション、TICAD７等を通じて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高め、二国間支援、世界保健機関（WHO）、グローバル・ファンドや Gavi ワクチンアライアンス等の国際保健機関、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、CEPI 等への支援を行うとともに、AMR 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

Ⅲ．人口減少下での地方施策の強化

１．地域のインフラ維持と競争政策

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す

⇒2017 年：0.18%(2016 年：-0.23%)

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2016 年度：954,546 社（2015 年度：923,037 社）

（２）新たに講ずべき具体的施策

① 乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関の間で、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、運賃プールなどにより収入の調整を行い、低需要地区の路線を維持することが出来れば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。

乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。具体的には、(a) 中心市街地を運行するバス事業者等の路線、運行間隔、運賃等について共同経営等を認めることにより、その収入をプールすることで低需要の山間部等の路線を維持すること、(b) このため、低需要地区の路線のサービス維持を共同経営等の認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、(c) 関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な

運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定する。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとする。

② 地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。

すなわち、

(a) 経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。

(b) 申請案件が以下のⅰ）～ⅳ）について主に金融庁、ⅴ）について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。

ⅰ）人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業

の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。

ⅱ）申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等をまかなえないこと。

ⅲ）経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。

ⅳ）上記ⅲ）の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。

ⅴ）経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

(c) 金融庁は、ⅰ）～ⅳ）の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、ⅴ）の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。

(d) 認可後に、上記ⅰ）～ⅴ）の要件に適合するものでなくなったと認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

③　特例の対象範囲の限定

本施策の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記２分野に限定する。本施策については、10 年間の時限措置とする。

また、令和２年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

④　その他

金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革等の他の政策手段についても併せて検討する。

今後、県域を越えた地域金融の金融行政の在り方については、将来的に、独占禁止法との関係も含めて、検討を行うこととする。

２．地方への人材供給

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生 100 年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後さらに活発化していく。これら２つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の１つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

３．人口急減地域の活性化

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

人口急減地域においては、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。

４．国家戦略特区

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る＜再掲＞

⇒2018 年 10 月公表時 39 位（前年比 5 位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）＜再掲＞

⇒2018 年 10 月公表時 3 位（前年維持）

（２）政策課題と施策の目標

国家戦略特区制度については、遠隔服薬指導のより柔軟な実施や外国人起業家の円滑なスタートアップ等に向けて必要な制度改革等に取り組むなど、引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害の無い特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現や、地域限定型のサンドボックス制度の創設等を図る。

（３）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）「スーパーシティ」構想の早期実現

・国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0 に向けた技術的基盤を早急に整備する。

ⅱ）更なる規制改革事項の追加

（遠隔服薬指導の実証的実施の拡大）

① 都市部での遠隔服薬指導の実施

・遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病等、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場

合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。

② 過疎地等における遠隔服薬指導のバーチャル特区指定による横展開

・過疎地等での従来の遠隔服薬指導について、養父、愛知、福岡の３区域以外にも実施のニーズが見込まれることを踏まえ、特定のテーマについて複数の地域を一度に区域指定するバーチャル特区制度を活用し、早期の横展開について、上記都市部での遠隔服薬指導と同じタイミングでの実現を目指す。

（「いつでもどこでもケア」実現のための制度整備）

③ オンライン診療に係る要件の見直しに向けた検討

・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

（資金の流動性の活性化）

④ デジタルマネーによる賃金支払い（資金移動業者への支払い）の解禁の早期実現

・賃金支払いについて、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払いを可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、マネーローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

（自動走行やドローンなどの実証実験の円滑化）

⑤ 地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設

・自動車の自動走行、ドローンなど近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るため、地域限定型の規制の「サンドボックス」制度の創設に取り組む。

（小型モビリティやドローンを活用した新たな交通・物流網の形成）

⑥　パーソナルモビリティ関連の規制の見直し

・人の移動を支援する小型で柔軟性の高いモビリティについて、その移動手段の実需も踏まえつつ、他の交通主体と調和のとれた形で安全性が確保されることを前提として、必要に応じ、所要の制度整備について本年中に結論を得る。

⑦　大型の無人航空機（ドローン）製造許可の緩和

・今後の中山間地域での物流に大きな役割を担うものとして自治体からの期待が強い大型の無人航空機（ドローン）について、現場のニーズや関連法制の動向を見極めつつ、国内での開発・製造を円滑にするため、規制・運用の撤廃・緩和・合理化について検討を行い、年内に結論を得る。

（地方における研究開発の加速化）

⑧　新薬の共同研究開発における麻薬譲渡に関する許可発出手続きの迅速化

・創薬のために複数の企業が参画した共同研究で複数回の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、共同研究全体に係る計画書が提出され、複数回それぞれの譲渡の必要性等が説明されることを前提として、厚生労働省において２回目以降の譲渡許可をそれぞれの申請後迅速に行うこととし、この手続を明確化するための所要の措置を今年度上期に実現する。

⑨　外国医師による治験のための臨床教授実施要件の緩和

・医薬品の研究開発に係る第Ⅰ相試験については民間病院に実績とノウハウが蓄積していることから、新薬開発の加速化のため、こうした病院において外国人医師が臨床教授として第Ⅰ相試験を実施する場合について臨床教授等病院（外国人医師が臨床教授を行うことができる病院）の指定要件を柔軟化するよう、早急に検討を行い、今年度上期に結論を得ることを目指す。

⑩　地方独立行政法人(試験研究機関型)の業務範囲への出資業務の追加

・地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加について、国家戦略特区における提案を踏まえ、地方公共団体のニーズや、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出

資の制度を勘案しつつ、国家戦略特区での対応か一般制度での対応かを含めて、早期に検討を進め、本年中に結論を得る

（地方創生に貢献する外国人材の活躍促進）

⑪　クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進

・調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。

・調理又は製菓分野における国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の活用に向けて、関係自治体からの提案に基づき、実務経験 10 年以上との上陸許可基準の代替措置の妥当性等について、関係府省が一体となって早期に協議・検討を行い、年内に結論を得ることを目指す。

⑫　外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充

・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件について、地方公共団体と連携する創業支援事業者の提供するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度の拡充を図るため、今年度上期までに所要の措置を講ずる。

・意欲と能力のある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度の改正について速やかに検討を行い、早急に実現する。

⑬　外国人ダイビングインストラクターの就労要件の緩和

・拡大するインバウンド需要に対応するため、海外の潜水に関する資格を有し、一定の要件を満たす者は、ダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を潜水士免許試験に合格する以外の方法においても取得可能であることにつき、申請プロセスの明確化に関する所要の措置を年内に実施する。

（復興特区特例措置により実施されている訪問リハビリテーションへの対応）

⑭　医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱について

・東日本大震災の復興特区で活用されている訪問リハビリテーション事

業所に係る特例措置が現行計画上今年度末に期限を迎える（福島県を除く）ことを踏まえ、復興特区の医療・介護サービスの提供状況を踏まえたニーズを確認し、利用者の視点から有効性と安全性を引き続き確保した上で、被災地以外の全国的なニーズも確認しつつ、医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱いについて検討し、関係団体の意見を踏まえ、年度内早期に結論を得る。

５．サンドボックス制度の活用

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させるため、生産性向上特別措置法に基づき、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を導入した。これまでに、FinTech のみならず、IoT、ブロックチェーン等を医療、環境等の分野で活用するものなど、６件の実証計画が主務大臣の認定を受けている。

引き続き同制度を活用し、革新的なアイデアについて、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容し、より多くの実証をより迅速に実施し、蓄積した経験やデータを活用し、速やかな社会実装の実現を図る。このため、新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制を強化する。

・内閣官房は、内閣府と連携して設置した新技術等社会実装推進チーム（一元的窓口）において、申請に向けた事前相談や助言のみならず、関係省庁との総合調整を行い、「規制のサンドボックス制度」を活用する事業者を支援していく。認定事例の紹介等を通じて、国内外への本制度の周知徹底に取り組む。

・関係府省庁等は、規制所管部局以外に設けた新技術等実証の推進部局を中心とした体制の下で、申請を迅速に審査するとともに、所管分野において「規制のサンドボックス制度」を積極的に活用していく。また、実証の実施に当たり特例措置を講ずることが必要かつ適当なときは、事業者からの求めに応じ、迅速に特例措置を整備していく。加えて、実証の終了後は、新技術等に関する規制の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、必要な規制の撤廃又は緩和のために法制上の措置その他の措置を講じていく。

６．中小企業・小規模事業者の生産性向上

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞

⇒2017 年：0.18%(2016 年：-0.23%)

《KPI》2020 年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約 100 万社の IT ツール導入促進を目指す

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

⇒2016 年度：954,546 社（2015 年度：923,037 社）

《KPI》開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。

⇒2017 年度：開業率 5.6%（2016 年度：5.6%）、廃業率 3.5%（2016 年度：3.5%）

《KPI》中小企業の海外子会社保有率を 2023 年までに、2015 年比で 1.5 倍にする。

⇒2016 年：1.03 倍

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援

①　普遍的な IT 導入のための支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるようにするために、以下の基盤的な措置を講じる。

・中小企業・小規模事業者の生産性向上のため、中小企業等経営強化法に基づく業種の特性に応じた取組を進めるとともに、業種横断的な取組が必要なものについては、基本方針の改訂も含め、本年度中に検討を行い、その後速やかに必要な措置を講じる。その際、各種支援施策が相乗効果を発揮するよう、関係省庁・業界団体等の連携体制を強化する。

・ものづくり補助金による設備導入や IT 導入補助金等による IT 導入をこれまでの支援策の費用対効果等も踏まえた上で引き続き推進する。また、既にものづくり補助金においてクラウド・ファンディングの活用を採択時の加点要素としているところ、令和２年度に、加点要素となるデジタルツールの範囲の拡大や、対象となる補助金の範囲の拡大を検討する。

・本年度中に各種 IT 関連施策の事例やデータを収集し、経営課題に対応した IT ツール等の情報基盤を整備するとともに、経営革新等支援機関や認定情報処理支援機関等の様々な支援機関に対してこうした情報の活用を促す。その上で、支援機関において、これらの情報を活用しつつ、中小企業のデジタル化を支援する。
・商工団体や金融機関（政府系金融機関を含む）を含め、中小企業におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化を創業時等において支援する体制や支援内容等について、これまでの支援策の費用対効果等も踏まえて検証を行い、本年度中に今後の支援の在り方について結論を得る。

② より実践的なデジタルサービスの普及・拡大

個社単位のデジタル化のみならず、他社と連携する形でのオープンイノベーションを進めるとともに、データ活用等による新たなビジネス機会の創出等、各企業のデジタル化の進捗に合わせたデジタル化の恩恵が発現するようにするために、以下の措置を講じる。
・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、本年度内に結論を得る。
・本年３月に創設した補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービスについて、その実効性を検証しつつ、今後３年間で取扱金融機関を現在の４機関から 150 機関まで拡大することを目指すとともに、対象となる補助金を拡大する。
・中小企業共通 EDI の導入等企業間取引のデジタル化を促進するため、本年度中に下請中小企業振興法「振興基準」を改正することで、親事業者が下請事業者の取組を先導することを促進する。また、サプライチェーンをはじめとする一定の取引関係にある複数社が同時に EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策を検討し、本年度内に結論を得る。

ⅱ）新陳代謝の促進

・事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、同補助金において、経営資源引継ぎ型の創業や事

業承継を後押しするための方策について検討する。

・創業希望者による創業や事業承継を促すため、事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加する。

・中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継及びそれを通じた地域経済の持続的発展は、金融機関が経営基盤を継続的に確保する上でも重要であるという観点を踏まえ、以下の施策を推進し、事業承継の阻害要因となりうる経営者保証に関し、真に必要な場合に限るとの金融機関の運用を徹底するとともに、事業者の支援を行う。

－信用保証制度において、事業承継時に経営者保証を一定の要件の下で不要とする新たなメニューを創設するとともに、同メニューにおいて専門家の支援・確認を受けた場合、企業の保証料負担を、信用保証協会における管理に必要な費用の一部を除いて最大でゼロとなるよう軽減する。

－事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を、年内を目途に策定し、その後の速やかな運用開始を目指す。同特則では、金融機関において、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないようにする。また、両者の保証要否の検討において事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を促進すべく、具体的な着眼点や対応手法などについても明記する。

－中小企業・小規模事業者が事業承継時に「経営者保証に関するガイドライン」及びその特則の要件を充足できるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。

－商工組合中央金庫は、政府系金融機関として、「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の要件を満たす企業に対して令和２年から原則無保証とする。また、中小企業金融における政府系金融機関、信用保証協会による経営者保証の徴求状況について、平成 30 年度分から個別機関の実績を一括して公表を行うなど、経営者保証の見直し状況について「見える化」を行う。

－金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）として、「事業承継時における保証徴求割合（前経営者と後継者から二重、前経営者のみ、後継者のみ、両者とも保証徴求せず)」及び「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を設定し、本年度下期以降の状況の公表を通じ、金融仲介の取組状

況の「見える化」を推進する

・本年度中を目途に「事業引継ぎガイドライン」（平成 27 年 3 月中小企業向け事業引継ぎ検討会策定）を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加する。

・本年度中を目途に後継者人材バンクを全国の事業引継ぎ支援センターに拡大する。また、全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加させる。あわせて、土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充する。

・昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10 年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。

・創業者の事業立上げから展開に必要な資金調達を切れ目なく支援するため、持続化補助金やものづくり補助金等の既存補助金の活用も含め、設立時及び設立後間もない創業者への支援を重点的に行う。

・地域の手で地域の企業を生み、育てる取組を促進するため、既存税制の活用促進を含め、地域のエンジェル投資家等による地元の中小企業等への資金拠出を促す取組を検討する。

・全国各地で創業を促すため、市区町村や金融機関等が行う創業支援や創業に関する普及啓発への支援等を進める。また、地域で成長志向の創業を行おうとする起業家への支援を強化する。

ⅲ）海外展開、適正取引等の促進

・海外現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズやトレンド情報を収集し、これらを国内企業に情報提供した上で、当該ニーズ等に合致する商品やサービスを提供する意向のある企業に関する情報を現地へ提供、マッチングを実施する。また、中小企業による EC（電子商取引）や海外のクラウド・ファンディング等の活用を促進するための支援を行う。加えて、市場ニーズに対応した試作品開発、販路開拓、ブランド開発に対する支援を行う。

・親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となって

いる中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もある。このため、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、不合理な原価低減要請や価格転嫁の状況、働き方改革に伴う取引上のしわ寄せ等の下請取引の実態について、下請Ｇメンヒアリング等の調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制、産業界の「自主行動計画」等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。また、地方公共団体と連携協定の締結を拡大し、地域特性に応じた商慣行等の実態把握を進め、地域レベルでの取引適正化の浸透に繋げていく。

ⅳ）中小企業支援機関の機能強化

・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業等の人材支援機関が連携する場を設けることなどを通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、本年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。＜再掲＞

・本年３月に開設した認定支援機関の活動実績等を見える化するホームページをはじめとし、中小企業支援機関の専門性や実績の見える化の対象を拡大する。また、中小企業支援を行う公設試や大学等についても、サポイン補助金等における活動実績等を見える化するデータベースを構築する。

・中小企業支援プラットフォームの構築を引き続き進め、2020 年４月から本格運用を開始する。また、それ以降も、関係省庁、地方自治体、商工団体等との連携を進め、サービス範囲を拡大する。

・地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域の中小企業経営者と金融機関等の支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを検討する。また、大学等で養成された AI 人材を中小企業へ派遣し、現場のデータを用いて中小企業の経営課題を解決する先進的サービスモデルを生み出し、国

内外へ横展開する。
・地域金融機関が、地域企業の生産性向上等に資する適切なアドバイスやファイナンスの提供、経営人材の確保に向けた支援等を行うことは、自らの経営基盤の確保につながり得るとの観点から、個々の金融機関の特性や顧客企業の評価、地域金融・産業の実態といった様々な情報を踏まえた深度ある対話を通じ、上記取組を促す。
・こうした地域金融機関による企業支援機能を強化するため、地域金融機関に対し、ノウハウ移転に重点的に取り組む地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本人材機構の一層の活用を促す。
・地域経済の活性化のために、事業承継や事業再生等の場面において地域金融機関が役割を果たすことは重要であることから、地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限（いわゆる５％ルール）の見直しについて、地域金融機関の健全性の確保等に留意しつつ検討を行う。

ⅴ）地域中核企業への支援
・地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う者に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例等の支援策を重点投入する。
・地域の成長には地域経済とグローバル市場を直結させることが重要であることを踏まえ、地域中核企業のシーズをいかした地域発のイノベーションを促進するため、グローバル市場を見据えた事業展開の戦略策定や販路開拓等を支援する。また、地域経済への波及効果を高めるために、自治体とも連携しつつ、地域に人を呼び込む魅力的なコンテンツづくりを行うサービス業等の地域中核企業の取組を支援する。
・地域中核企業の成長に向けたリスクマネー供給の促進について、これまでの取組を踏まえつつ、日本政策投資銀行の特定投資業務等も活用する。
・地域中核企業支援を行う支援機関（産業振興センター、公設試、大学、民間コンサルタント等）について、ネットワークを強化するとともに、地域中核企業のシーズの新たな活用や販路開拓等の効果的な支援内容の横展開を図る。
・産学金官の連携により、地域金融機関からの融資等と合わせて、地域資源を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しする地域経済

循環創造事業交付金の活用について、先進事例集の作成や自治体、地域金融機関、起業家などへの周知を強力に進め、地方創生を推進する。

７．農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の８割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）

⇒2017 年度末：55.2%

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比４割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営[5] 10,995 円/60kg（32%減）

・組織法人経営[6] 11,859 円/60kg（26%減）

《KPI》2019 年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）

⇒2018 年：9,068 億円

《KPI》2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる（2015 年：2,500 億円）

（２）新たに講ずべき具体的施策

我が国の農林水産分野の従事者や農山漁村における人口が減少する中、農林水産業の生産や農山漁村を維持・発展させていくためには、ICT 等の先端技術を活用するとともに、新たな農業構造を構築し、農山漁村に必要な人材の育成・派遣等を図っていかなければならない。

また、バリューチェーンにおいて、流通・加工の改革を進めるとともに、輸出の促進や知的財産の保護を図るなど、農林水産業を支える環境の整備にも積極的に取り組む必要がある。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業の競争力強化の加速化を図り、人口減少下においても、力強い農林水産業の実現を図る。

---

[5] 認定農業者のうち、農業就業者１人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

[6] 米の販売金額が第１位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

ｉ）農業改革の加速

①　生産現場の強化

ア）人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

・農業者が減少する中、農業生産を持続的に行っていくため、地縁的まとまりにとらわれず、農業者と協業しつつ、農産物買取り、農産物加工・供給量調整等による付加価値向上、農作業代行、GAP（農業生産工程管理）指導、ICT 活用などを創意工夫により行う新たな生産事業体の展開を推進する。
・日本型直接支払制度についても、農業者の減少等に対応した見直しを行うとともに、中山間地の特色を活かした多様な取組を促進する。
・人生 100 年時代に対応し、農業のリカレント教育を行う機関として、農業大学校等の機能の強化を図る。
・令和２年度に地域の課題解決に資するスキルを有する人材の派遣等を行うことができるよう、様々な分野の専門人材と農山漁村をつなぐ仕組みについて検討を行う。
・女性が働きやすい農業の実現に向け、地域の課題に取り組む女性農業者の育成や、農業経営体の意識の改革を進める。
・園芸農業が安定的に行われるよう、園芸施設共済の集団加入の促進を図る。
・太陽光を農業生産と発電とで共有する営農型太陽光発電の全国的な展開を図る。
・農協改革について、農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。
・畜産業の成長産業化に向けて畜舎等の建築費の低減を図るべく、畜舎等を建築基準法の安全基準の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、所要の法律案を整備する。
・農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。
・令和４年度までに、AI 等を活用し、農畜産物の国内外の需給情報をリアルタイムで収集し、分析・提供する仕組みが整備されるよう、取り組む。

イ）農地の集積・集約化と土づくりの推進

・改正農地中間管理事業法に基づき、地域の現況情報の提供を通じ、話合いを徹底し、人・農地プランの実質化を図る等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る。

・人・農地プランの実質化の取組と連携し、農業経営相談所の専門家の派遣や事例の共有等を通じ、法人経営体設立の加速化を図る。
・農地の地力向上のため、ドローン等を活用した土壌診断に基づく土づくりの推進や、令和４年度までに収量増加効果を含めた土壌診断データベースの構築を図るとともに、有機農業など地力の増進に資する農業の推進を図る。
・土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産や、安全性の確保を前提とした肥料コストの低減等に向けた事業者の創意工夫が促進されるよう、法制度を抜本的に見直し、速やかに所要の法律案を整備する。
・土地改良事業について、コスト低減を図りつつ、他事業との連携を進め、農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化を図るとともに、ため池や農業水利施設等の強靭化対策を緊急に実施する。
・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講じる。
・都市農地貸借法により都市農地を有効活用し、都市農業の振興を図る。

ウ）米政策改革

・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。
・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。

②　バリューチェーンにおける改革の推進

ア）流通・加工等の改革

・農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づき、業界の再編等を進めるとともに、流通の効率化、ICT の活用等による流通の合理化を進める。
・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を本年度に見直し、生産資材業界の再編等の取組を強化する。
・６次産業化の推進のため、農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進を図るとともに、農林漁業者等の資金ニーズに適切に対応する。
・納品期限の緩和などの商慣習の見直しとともに、フードバンクとの連携等を進め、食品ロス削減を全国的に推進する。
・有害鳥獣の捕獲を強化し安全・安心なジビエの供給体制を確保するとともに、ジビエ利用量を本年度に平成 28 年度と比べ倍増させるなど

ジビエの利用拡大を図るため、ICT を活用したスマート捕獲等の推進や利用者向け産地情報のネットワーク化等に取り組む。

イ）知的財産等の保護と水際検疫の強化

・種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。
・和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。
・家畜伝染性疾病や病害虫の侵入リスクに対応し、検疫探知犬の活用を含め水際検疫の強化を図る。

③　スマート農業の推進

令和４年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」（令和〇年〇月〇日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）にも即し【P】、以下の取組を一体的に進める。

ア）研究開発

・中山間地を含め様々な地域、品目に対応したスマート農業技術を現場で導入可能な価格で提供できるよう、農業者のニーズを踏まえ現場までの実装を視野に研究開発を行い、地域や品目の空白領域の研究開発を優先的に行う。
・農業分野における AI 研究が全国展開され、農業現場の課題解決に貢献するよう、農業版 ICT 人材バンクの構築に向け、農研機構の AI 人材を強化し、質の高い AI 研究を実施する。

イ）実証・普及

・全農業大学校でスマート農業がカリキュラム化されるよう、スマート農業を取り入れた授業等の順次拡大・充実を図るとともに、農業高校にも展開を図る。
・農業者のスマート農業技術の入手機会が拡大するよう、フォーラム・マッチングミーティング等を各地で開催するとともに、行政手続のオンラインシステムの活用を通じた農業者への直接発信に向け取り組む。
・各都道府県の主要農産物品目でのスマート農業技術体系の構築・実践

を目指し、スマート農業技術の生産から出荷までの一貫した体系としての実証、産地・品目単位のスマート農業技術体系の構築等を図る。
・スマート農業機械・システムの共同利用や作業受委託等の効率利用モデルを提示するとともに、様々な業種の民間事業者のスマート農業分野への参入を促進するための環境を整備する。
・全普及指導センターが窓口となった、農業者のスマート農業に関する相談対応に向け、普及指導員等による知識や技術活用方法の習得を図る。
・スマート農機の実用化に合わせ、必要な安全性ガイドラインを整備する。

ウ）環境整備

・自動走行農機や ICT 水管理等のスマート農業に対応した農業農村整備の展開に向けた検討・開発を進めるとともに、情報ネットワーク環境整備に向け取り組む。
・中山間地におけるスマート農業の実現を念頭に置いた農場の整備や、果樹農業等の特性に応じた環境の整備を図る。
・農業データ連携基盤において多様なデータの蓄積・提供を進めるとともに、農業生産のみならず加工・流通・消費にまで拡張したスマートフードチェーンシステムの構築に向けた開発を進める。
・食品等流通法の計画認定制度を活用し、食品流通プラットフォームの立上げを後押しするとともに、物流、商品管理、決済の各分野において、データの共有・活用や省人化・省力化の取組を推進し、各取組のプラットフォームの実装を図る。

ⅱ）輸出の促進

・農林水産物・食品の海外への販売を強化するため、生産者への輸出診断等を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）を強化し、輸出商社間の交流の促進を通じ生産者への提案・助言機能の強化を図る。
・海外のニーズや規制に対応したグローバル産地づくりや、産地と港湾が連携したプロジェクトの加速化を図る。
・海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施を図るため、法制度化を含め検討し、体制を強化する。
・本年度中に海外向け輸送に適した包材を調査し周知を図るとともに、

規格化に向けた検討を行う。
・訪日した外国人が食と旅・歴史等を組み合わせた体験をし、帰国後も日本の食を再体験できる環境の整備に取り組む。
・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年５月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（同年 11 月 29 日同本部決定）に基づく輸出促進の取組を着実に実行する。
・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準の GAP、JAS（日本農林規格）、有機、GI（地理的表示）、水産エコラベル等の規格・認証や知的財産の戦略的活用を推進する。
・同競技大会や、新潟県産米の中国への輸出解禁等を踏まえ、ノングルテン米粉を含む米の輸出拡大など新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
・世界の食需要の獲得に向けて、食産業の海外展開を促進するため、本年中にプランを策定し、２国間政策対話や官民共同でのフードバリューチェーン構築等に取り組む。

ⅲ）林業改革

①　原木生産の集積・拡大

・森林経営管理制度において、森林環境譲与税も活用しつつ森林の経営管理の集積・集約化を推進するとともに、路網整備と高性能林業機械の導入の重点的な推進や、製材工場等の大規模化・効率化を進める。
・森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。
・国有林野の一定の区域において、公益的機能を維持しつつ、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、意欲と能力のある林業経営者等に設定できる仕組みを創設する。

②　スマート林業等の推進（林業イノベーション）

・森林情報の収集や造林に当たりレーザ計測やドローン等の活用を進めるとともに、伐採や運搬を自動・遠隔操作で行う林業機械等の開発を図る。
・ICT を活用し、生産管理の取組や、需給等のデータを共有するサプライチェーン構築の取組の加速化を図る。
・地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できるデータベースを、令和３年までに立ち上げる。
・造林から伐採までが林業者１世代で可能となる早生樹の選抜・活用を

進めるとともに、低密度植栽や機械化等を通じ造林作業等の省力化を図る。
・セルロースナノファイバー、改質リグニン等の木材由来の新素材の製造プロセス及び新素材を用いた製品の研究開発・実装等を進める。

③　木材の利用促進

・オフィス等の非住宅建築物や中高層建築物への CLT（直交集成板）を含めた木材の利用拡大に、経済界等の協力も得つつ、都市部を中心に取り組む。
・森林組合や民間企業等が連携して高付加価値木材製品の輸出を行う取組の促進を図る。

ⅳ）水産業改革

①　水産政策改革の推進

・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、「水産政策の改革について」（平成 30 年６月１日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に即して、水産政策改革を着実に実行する。
・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るため、漁業収入安定対策の機能強化を図る法制度の検討を行う。
・養殖業の資金調達の円滑化を図るため、養殖生産の需要家からの受託や、エサ費用等の事業資金に対する金融制度の構築など、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの構築を図る。
・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」制度を構築するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標の発表や、獣医師のオンライン診療を可能とする仕組みを構築する。
・トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備に向けた検討を行う。
・「規制改革実施計画」（令和〇年〇月〇日閣議決定）に従い、近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士１名の乗組による航行を可能とするよう、制度的な手当てを行う。

②　スマート水産業の推進

・令和５年度までの水産資源の評価対象の有用魚種全体（200 種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、ICT を活用し、漁船・調査船からの操業・漁場環境情報の収集や、産地市場の水揚げ情報の収集のための体制整備等を進める。

・沖合・沿岸等の漁業者にリアルタイムで漁海況情報が提供されるよう、漁海況予測の検討・実証を行う。
・データに基づく効率的で安定した養殖業の実現に向け、海洋情報や赤潮・急潮情報等を共有する全国データベースの構築に取り組む。
・漁業者の減少に対処し、若手漁業者の確保に向けて、ICT 等の先端技術を活用した漁業・養殖技術の開発・実証・普及に取り組む。
・ICT 等の先端技術を活用し、生産から流通・加工・販売までの関係者が連携して、作業の自動化・省力化や商品の高付加価値化に取り組む水産バリューチェーン産地の構築・実践に取り組む。
・水産資源の管理やデータに基づく漁業・養殖業を支援する水産業データ連携基盤（仮称）を令和２年までに構築・稼働させるとともに、スマート水産業の具体的取組についての産学官の協議の場での検討を本年度行う。

８．観光・スポーツ・文化芸術

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。

⇒2018 年：3,119 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》訪日外国人旅行消費額を 2020 年に８兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。

⇒2018 年：4 兆 5,189 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

《KPI》スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。

⇒2015 年：5.5 兆円

※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する。

⇒2019 年 3 月までに新たに設計・建設段階に入った案件は 10 件程度。この他、構想・計画段階にあるスタジアム・アリーナは全国に 80 件以上が存在。

《KPI》2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比３%程度）に拡大することを目指す。

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

※ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標に関する検討を進めていく

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）観光立国の実現

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であり、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム 2019」（令和元年６月●日観光立国推進閣僚会議決定）等に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進める。

その際、まずは、外国人に本当の意味で日本を楽しんでもらえるよう、多言語による表示やアナウンス、無料 Wi-Fi 等の環境整備に早急に取り組むとともに、公的施設の夜間開放など、地域において外国人

が楽しめる新たなコンテンツの開発に取り組む。また、日本政府観光局と地域（自治体・DMO[7]）の適切な役割分担と連携強化を進め、日本政府観光局における一元的な情報発信や地域における着地整備等に取り組む。

①外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

ア）観光地

・主要観光地の多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等をモデル的に直ちに整備することとし、本年度中に少なくとも 50 程度、令和３年までに 100 の主要観光地を抜本的に改善する。

・飲食店や小売店等における多言語音声翻訳システムの導入を促進する。

・外国人観光案内所の機能強化を図るため、AI チャットボット[8]など最先端技術を活用した観光案内サービスの普及促進を図る。

・観光を中心としたまちづくりの推進に向けて、歴史的観光資源の高質化、シェアサイクルの導入、無電柱化の推進等に取り組む。

・レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を促進する。

・自家用有償旅客運送の導入の円滑化、タクシーの相乗りの導入等により、地方の観光地までのアクセス（バス・タクシー・レンタカー等）を確保・充実する取組を推進する。

・宿泊業における生産性向上（１人が複数業務を兼務できるシステムの構築等）、外国人人材の活用等によるインバウンド対応の強化等により「稼ぐ」旅館・ホテルへの改革を推進するほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宿泊施設等のバリアフリー化を促進する。

・地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進する。

・日本政府観光局コールセンターの 24 時間の多言語対応など「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成 30 年９月 28 日観光戦略実行推進会議決定）に基づく取組を確実に実現する。

---

[7] DMO は、Destination Management/Marketing Organization の略。観光地域づくりの舵取り役を担う法人。(P)

[8] チャットボットは、チャット（会話）とロボットを組み合わせた用語であり、人工知能(AI)を組み込んで学習したコンピュータが、人間に代わって自動的に会話するプログラムのことを指す。

・防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ、災害時情報提供アプリ「Safety tips」の対応言語数増加など、災害時に備えた情報提供の強化により、外国人観光客が安心して旅行を継続できるようにするための取組を充実・強化する。
・ムスリムなど多様な外国人観光客に対応した受入環境整備を促進し、海外に向けて発信する。

イ）交通機関

・国際観光振興法に基づき、多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi、キャッシュレス対応等を整備する。地方鉄道等では整備を促進し、本年度中に少なくとも 100 線区、令和３年までに 300 線区を抜本的に改善する。
・世界水準の交通サービスの実現に向けて、本年度中にほぼ全ての新幹線車両で無料 Wi-Fi を整備するとともに、ジャパン・レールパスについて海外からのインターネット予約を可能とするほか、鉄道車両における大型荷物置き場の整備、鉄道駅等における観光客の移動等円滑化に取り組む。
・新幹線における異常時の外国人観光客向けの情報提供について、多言語（英・中・韓）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QR コードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。
・令和２年までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話が利用できるようにするとともに、在来線トンネルについても対策を実施する方策について検討し、本年夏頃までに結論を得る。
・地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバスなどを一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供する MaaS について、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型 MaaS の実現を図る。＜再掲＞

ウ）文化財・国立公園

・外国人観光客が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが外国人観光客に伝わる多言語解説を行うこととし、令和２年までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産 18 地域、国立公園 34 公園を含む 100 地域以上の多言語解説を抜本的に改善する。

エ）農泊

・令和２年までに全国 500 箇所の農泊地域で利用者のニーズに応じた多言語対応（英・中・韓）、無料 Wi-Fi の整備等を実施する。

②地域の新しい観光コンテンツの開発

ア）文化財

・「日本博」の開催を契機とした観光コンテンツの創出、「Living History」（文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発）の取組への支援、VR 等の先端技術を駆使した空港等における日本文化の魅力発信等により、外国人観光客が我が国の文化を楽しみ、地域の消費拡大に資する取組を全国各地で実施する。

イ）国立公園

・グランピングをはじめとする多様な宿泊体験の提供に向け、国立公園における民間活用の取組をより一層推進する。

・利用拠点の滞在環境の向上（民間カフェの導入等）、体験型コンテンツの充実、ビジターセンターにおけるインバウンド対応機能強化、利用者負担による保全の仕組み作り、新宿御苑における国立公園の情報発信強化等の取組を推進する。

ウ）公的施設・インフラ

・皇居東御苑について、近年、年間入園者数が急増していることから、開園時間の延長を実施する。

・迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の更なる魅力向上に向け、これらを貸し切って行う特別ガイドツアーを計画的に実施するとともに、来年４月下旬を目途に迎賓館赤坂離宮前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を新たに開業する。

・皇居外苑等の国民公園の一層の魅力向上に取り組む。特に新宿御苑については開園時間を最長午後７時まで延長するとともに、旧洋館御休所の開館拡大、民間カフェの導入や夜間イベントでの活用等に取り組む。

・三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室の貴重な美術品等の公開拡充に向けて、地方の博物館・美術館等と連携した展示の拡大を進めるほか、展示スペースの抜本的な拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の建設工事に着手する（令和７年全館開館予定）。

・首都圏外郭放水路などにおけるインフラツーリズムを推進する。

エ）古民家や城泊・寺泊等

・古民家等のさらなる活用を図るほか、城泊や寺泊など、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツの開拓を推進する。また、健全な民泊サービスの普及を図る。

オ）農泊

・利用者のニーズに対応した「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を図る。

カ）観光地・交通機関

・ナイトタイム活性化に向けて、夜間のコンテンツを開拓する取組とあわせて、飲食店の夜間営業や公共交通の夜間運行など、多様な主体間の連携により地域ぐるみで夜間観光を促進する取組を推進する。
・移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進する。
・地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進する。
・ビーチリゾートの活性化に向けて、海岸管理者と多様な主体が連携し、砂浜利用の柔軟化（通年利用や占用期間の延長等）、防災施設等の平常時の観光客への開放等の取組を推進する。
・VR・AR 等の最先端技術の導入や、自転車ガイドツアーなど、既存の体験型コンテンツに質の高いガイドを組み合わせることで観光資源の付加価値を高め、地域の消費に繋げる取組を全国各地で創出する。
・厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入れ環境整備を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進に取り組む。また、地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進する。
・クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等に取り組む。
・富裕層の誘致に向けたフライ＆クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を図る。

③日本政府観光局と地域（自治体・DMO）の適切な役割分担と連携強化

・地域（自治体・DMO）の役割は、多言語対応、無料 Wi-Fi 整備、観光地までの交通アクセスの充実などの受入環境整備や、外国人が楽しめる新たなコンテンツの開発などの着地整備が主体であることを明確化し、その周知を図る。また、地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行うことを目指す。具体的には、着地整備の取組を行った地域（自治体・DMO）について、写真・動画等対外的な発信のための素材やツールの作成を推進するとともに、それらのツールを活用し、日本政府観光局の海外ネットワークやデジタルマーケティング技術[9]等を最大限活かして、地域の魅力を日本政府観光局から一元的に発信する。そのため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の抜本的な体制強化を図る。
・地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者やアクティビティー事業者など、地域の多様な関係者の参画を促す。
・関係省庁と日本政府観光局との緊密な連携により、日本政府観光局ウェブサイト等において、文化財や国立公園、農泊等の魅力を一元的に発信する。
・欧米豪を中心に展開してきた大規模なプロモーション（グローバルキャンペーン）を東アジア（中・韓ほか）なども含めて展開するとともに、ICT の活用等により個人の属性や関心に直接リーチする先進的なプロモーションを展開し、これにより得られたユーザーの属性や関心等の分析データを地域（自治体・DMO）に提供する好循環の仕組みを確立する。また、日本政府観光局における高度人材の活用等により、デジタルマーケティング技術を活用した各地域へのコンサルティング業務の強化を図る。
・全国的な研修の実施や DMO 間の情報共有システムの活用等により、地域（自治体・DMO）間の横の連携を高め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開を図る。
・DMO において必要となる人材の育成・確保を図るため、中核人材の育成や、JET プログラムの活用周知等による外部人材の登用等を支援する。
・インバウンド市場の太宗を占める東アジアからの取込みを徹底すると

[9] ウェブサイトの閲覧履歴等を分析して各国や分野別の関心や傾向を把握する技術

ともに、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓するため、中東や中南米等の成長が見込まれる市場において、日本政府観光局の現地事務所の設置や試行的なプロモーション等を進める。
・ラグビーワールドカップ 2019 の機会を最大限活用し、海外メディア向けの情報発信や地方への誘客促進等に取り組む。
・地域の大学等と DMO 等が連携した新たな体験プログラムの開発を推進する。
・多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等に取り組む地方鉄道等について、観光列車等の魅力を日本政府観光局を通じて海外に発信する。
・ホストタウンの推進を通じ、海外への情報発信等を強化する。

④地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策

ア）出入国の円滑化

・新たに新千歳空港及び那覇空港に顔認証ゲートを、羽田空港等に税関検査場電子申告ゲートを導入するなど、CIQ において必要な物的・人的体制を計画的に整備する。また、搭乗関連手続の自動化や顔認証による一元化、手荷物輸送等の円滑化、地方空港の搭乗手続円滑化やビジネスジェット対応の強化等により、出入国に係る時間を大幅に縮減する FAST TRAVEL の推進を図る。

イ）ビザの戦略的緩和

・我が国で予定されている国際的行事などの開催も見据え、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局によるプロモーション等と連携して、ビザ緩和を戦略的に進めるとともに、在外公館でのビザ審査に係る物的・人的体制の整備に取り組む。

ウ）空港

・首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約 100 万回に拡大する。
・令和２年までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約４万回の発着容量拡大を実現する。
・成田空港についても、本年度中の高速離脱誘導路の整備により、令和２年までに年間約４万回の発着容量拡大を実現する。また、本年冬ダイヤから A 滑走路の夜間飛行制限を緩和し、さらに第３滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約 16 万回の発着容量拡大を目指す。

・福岡・那覇空港の滑走路増設などの拠点空港等の機能強化や操縦士等の育成、省力化・自動化等による地上支援業務の受入体制強化等により、航空需要の増加に対応するほか、先進技術の導入等により安全対策を推進する。
・北海道７空港の一体運営など空港コンセッションを推進する。
・地方空港の着陸料軽減等の支援により、国内外の航空ネットワークの充実を図り、訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進する。
・空港における日本の魅力発信等により、おもてなし環境を充実する。

エ）MICE・IR

・VR 等を活用した MICE 誘致、顔認証技術等の最先端技術の MICE への導入等により、MICE 誘致・開催の国際競争力の強化を図る。
・「特定複合観光施設区域整備法」に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症等の様々な懸念に万全の対策を講ずる。

オ）持続可能な観光地域づくり

・観光スポットの混雑状況をスマートフォンで閲覧できるシステムの導入や、早朝時間帯の活用などにより、観光地の混雑対策を促すとともに、地域コミュニティにも配慮した観光地経営に資する持続可能な観光指標を開発する。

カ）国際観光旅客税の活用

・国際観光旅客税の使途に関する基本方針に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。

キ）アウトバウンド・国内観光

・アウトバウンドの一層の促進に向けて、官民連携による海外旅行商品の造成等の取組を一層強化するほか、旅行者が安全・安心に海外旅行できるよう、IT 技術の活用や、旅行安全情報共有プラットフォームをはじめとした海外安全情報発信の機能強化を図る。
・地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、古民家のリノベーション等を推進する。また、ナイトタイムの活性化や体験型コンテンツの充実等により、国内観光の一層の促進を図る。
・働き方改革法に基づく最低５日の年次休暇取得義務化にあわせ、ビジ

ネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討を行う。

ク）東北の観光復興

・東北６県の外国人宿泊者数を令和２年に 150 万人泊（平成 27 年の３倍）とするため、観光資源の磨き上げ、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

ケ）「観光立国ショーケース」の形成の推進

・釧路市・金沢市・長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を図る。

コ）観光統計

・地域の誘客状況や消費動向のより正確な把握のため、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けた検討を行う。

ⅱ）スポーツ産業の未来開拓

①スポーツの成長産業化の基盤形成

・中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革を促すため、スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、本年度中にその実施の仕組みを構築する。また、普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを本年度中に策定するとともに、先進モデル形成を行う。さらに、中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討する。

・スポーツ経営人材を育成するため、既存の MBA コース等に導入するスポーツビジネスに関する新たなカリキュラム開発を支援するとともに、マッチングを通じスポーツ団体への外部人材の流入を促進する。

・スポーツ分野とヘルスケア産業など他産業との融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築を加速させるため、企業、大学、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催するとともに、スポーツ団体やスタートアップ等が連携した新事業の実証や資金調達等に係る事業化を促す。

・スポーツツーリズムの取組を加速させるため、関係省庁との連携体制を強化しつつ、「アウトドアスポーツ」と「武道」の重点テーマを中心として、スポーツコミッション等が行う、スポーツツーリズムコンテンツの開拓や環境整備、日本政府観光局と連携した海外発信等の取組を支援し、課題や事例を集積しつつその横展開を図る。特に、「武道ツーリズム」については、関係団体の協力を得て、推進母体となる団体

の来年度の設立を目指して検討を進める。

②スポーツを核とした地域活性化

・スタジアム・アリーナについて、引き続き個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等と連携して行うとともに、スタジアム・アリーナ等が地域にもたらす経済的効果・社会的効果についての新たな評価検証手法の開発を来年度を目途に行う。
・地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報オープン化の状況などを総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の来年度中の開発等を通じて、スポーツ施設の利用を多様化、高度化し、収益性の向上や地域経済の活力増進につなげる。
・スポーツ実施率向上のための中長期的な施策を本年夏を目途に策定し、スポーツ関係者と医療機関等の連携や障害者スポーツにおける福祉・教育関係者と企業等の連携の促進、ICT による地域のスポーツ資源の情報の見える化・シェアリングを通じた利活用の促進等を実施する。

ⅲ）文化芸術資源を活用した経済活性化

①「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済好循環の加速化

・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、国際文化芸術発信拠点の形成など「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」に基づく取組を進め、国家ブランディングの確立を図る。
・文化芸術界、経済界、行政の３者が対話する場において、相互理解を促進し、それぞれが取り組むべきことを明らかにすることで、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。具体的には、インバウンド対応に係る美術館の機能強化や文化芸術資源・関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション創出、アート市場の活性化等の方策を検討し、本年度中にとりまとめる。
・東京国立博物館について世界トップレベルの博物館とする「トーハク新時代プラン」を着実に実行し、その成果等を他の博物館に横展開する。また、地方の美術館・博物館等において、国等が有する地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進するとともに、文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討等を進める。さらに、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大

会 2019 のレガシーを地域の博物館の機能強化に活かすとともに、コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る。
・「国立映画アーカイブ」における映画フィルム等の活用を充実するほか、文化コンテンツについて、データベース化、多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報などを集約したサイトを構築し、デジタル化・二次利用に向けた条件整備を図り、国内外への発信力を強化する。
・マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術を活用した国際的な総合フェスティバル化に向けた取組の促進や、情報拠点の整備等を通じ、日本が誇るメディア芸術の国内外への発信を強化する。

②文化芸術資源を核とした地域活性化

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムを、「日本博」や「beyond2020 プログラム」等を通じて全国展開し、地域活性化につなげる。また、日本政府観光局と連携した国内外への情報発信や、外交上の周年行事、大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や国際文化交流を通じて、日本文化の発信を強化する。
・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的価値を生かした活用モデルを構築し、文化財保存・活用の好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報取集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を行う。
・地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関と連携し、学校や地域における芸術教育を推進するとともに、専門人材の派遣等による表現や鑑賞の機会がより充実するよう取組を推進する。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」に基づいた、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

令和元年6月5日
未来投資会議（第28回）資料

成長戦略実行計画案

令和元年 6月5日

成長戦略実行計画案

（目次）

第１章　基本的考え方 1

第２章　Society5.0の実現 15
１．デジタル市場のルール整備 15
２．フィンテック／金融分野 18
３．モビリティ 21
４．コーポレート・ガバナンス 25
５．スマート公共サービス 27
６．次世代インフラ 27
７．脱炭素社会の実現を目指して 28

第３章　全世代型社会保障への改革 30
１．70歳までの就業機会確保 30
２．中途採用・経験者採用の促進 32
３．疾病・介護の予防 33

第４章　人口減少下での地方施策の強化 38
１．地域のインフラ維持と競争政策 38
２．地方への人材供給 42
３．人口急減地域の活性化 42
４．国家戦略特区 42
５．中小企業・小規模事業者の生産性向上 43

第１章　基本的考え方

（１）背景

AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）など、第４次産業革命のデジタル技術とデータの活用は、19世紀から20世紀にかけて進んだ電力化や、20世紀末に進んだIT化と同じく、全ての産業に幅広い影響を及ぼす、汎用技術（General Purpose Technology：GPT）としての性格を有する。

令和の新時代において、我が国が第４次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限に活かし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織のあり方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第４次産業革命は、同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への構造変化をもたらす。デジタリゼーションを企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争であり、付加価値の創出・獲得が課題である。

第４次産業革命は、労働市場にも大きな影響を及ぼす。現在、世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化（Polarization）」が進行している。高スキルの雇用を増加させるためには、機械やAIでは代替できない創造性、感性、デザイン性、企画力といった能力やスキルを具備する人材を育てていく必要がある。

このように、第４次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革を進められるかどうかが、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右する。

（２）政府・政策の変革

第４次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応えて具体的なアクションを起こせるかどうかが、日本が第４次産業革命をリードできるかどうかを決する。この１、２年が勝負である。

このため、必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、2020年の通常国会において国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組むこととする。

引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融政策や機動的な財政運営を推進しつつ、その間に、政府においては、人材の流動化などのオープン・イノベーションの試みを率先して実施すると同時に、規制改革の推進により新規参入を促進し、経済政策の持続可能性を確保していく。

（３）組織の変革

第４次産業革命を実現するためには、企業によるイノベーションの実行が重要になる。イノベーションの担い手として、引き続きベンチャー企業への期待は大きく、その育成は重要であるが、懐妊期間の長い研究開発投資が必要となる第４次産業革命においては、資金面・人材面で豊富なリソースを有する既存企業・大企業の役割も重要となる。

2001年から2007年では、日本の労働生産性の伸び率は米英に比べて低い状況であった（図1）。これに対して、2011年以降は、伸び率としては、日本がG7の中で一位となっている（図2）。

図1. 時間当たり実質労働生産性の年平均伸び率（2001-07年）

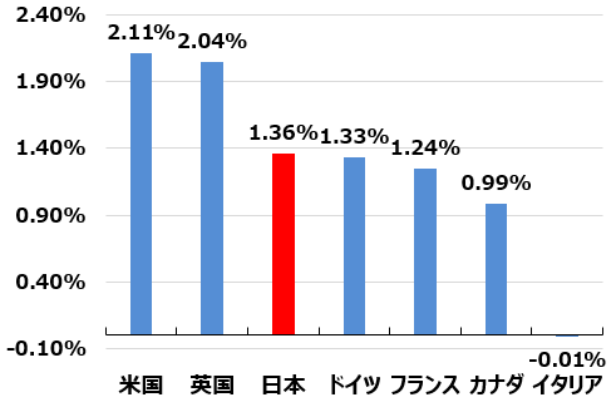

図2. 時間当たり実質労働生産性の年平均伸び率（2011-17年）

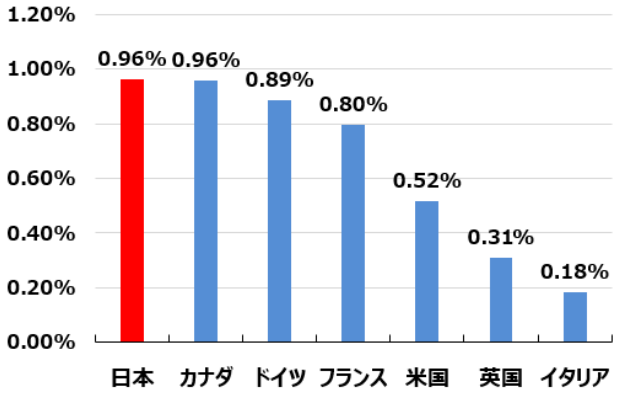

ただし、労働生産性の絶対値自体は依然として低く、米国の65%である（図3）。生産性は、売値－コストを基礎とするので、日本の労働生産性の低さは、コストが高いことが原因か、それとも売値が低いことが原因か、ということが論点である。

この点を確認するため、マークアップ率を見てみる。「マークアップ率」とは、分母をコスト（限界費用）、分子を販売価格とする分数であり、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものである。この値が１のとき、販売価格はちょうど費用をまかなう分だけを捻出していることになる。

米国や欧州企業は、2010年以降、急速にマークアップ率が上昇する一方、日本企業は2010年以降も低水準で推移している（図4）。

図3. 時間当たり実質労働生産性の対米国比水準（2017年）

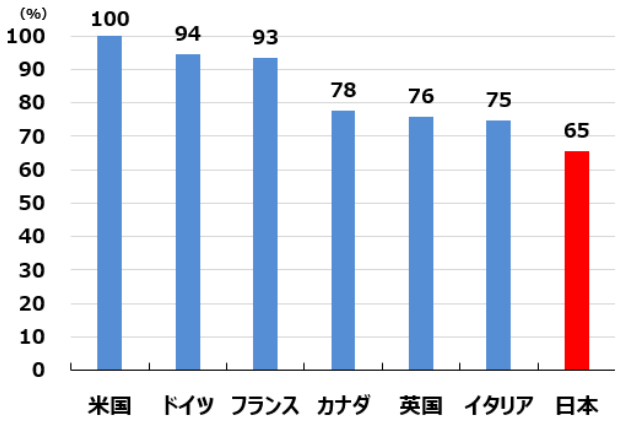

図4. 先進国企業のマークアップ率の推移

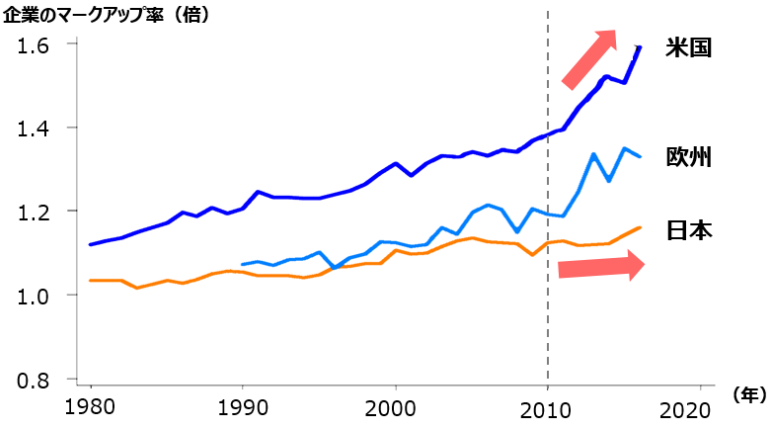

米国では、1980年段階では、マークアップ率の分布は１倍近傍に集中し、価格がちょうどコストをまかなう程度であった。直近の2016年になると、右側の方向にロングテールに伸びている（図5）。第４次産業革命などの結果、値段を取ることが出来る企業が増えてきたことを示している。

米国を除く先進国においても、企業のマークアップ率の分布は同様の変化になっている（図6）。日本においてもマークアップ率が高い企業が登場しつつあることは一定程度確認できるが、その変化の幅は海外と比して非常に低い（図7）。

図5. 米国企業におけるマークアップ率の分布

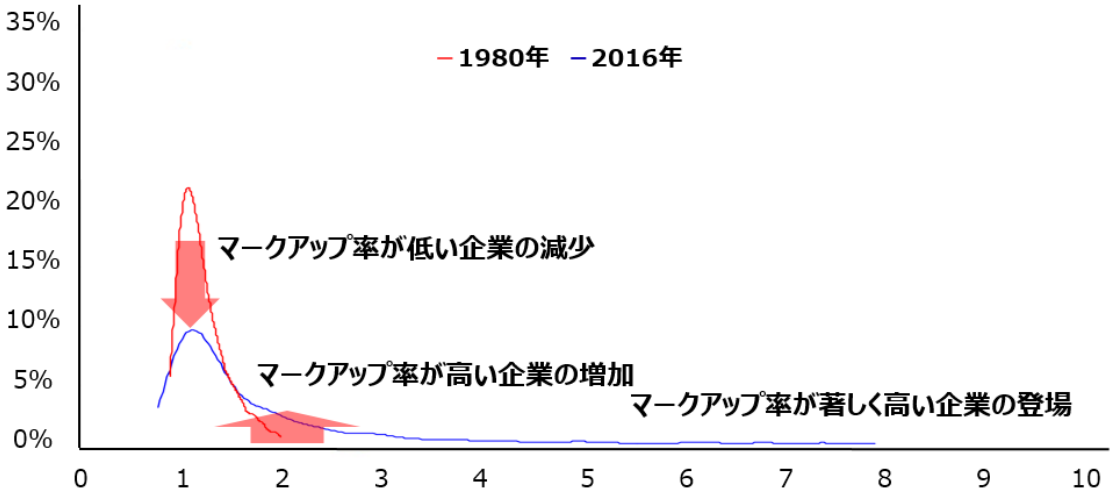

図6. 先進国企業におけるマークアップ率の分布

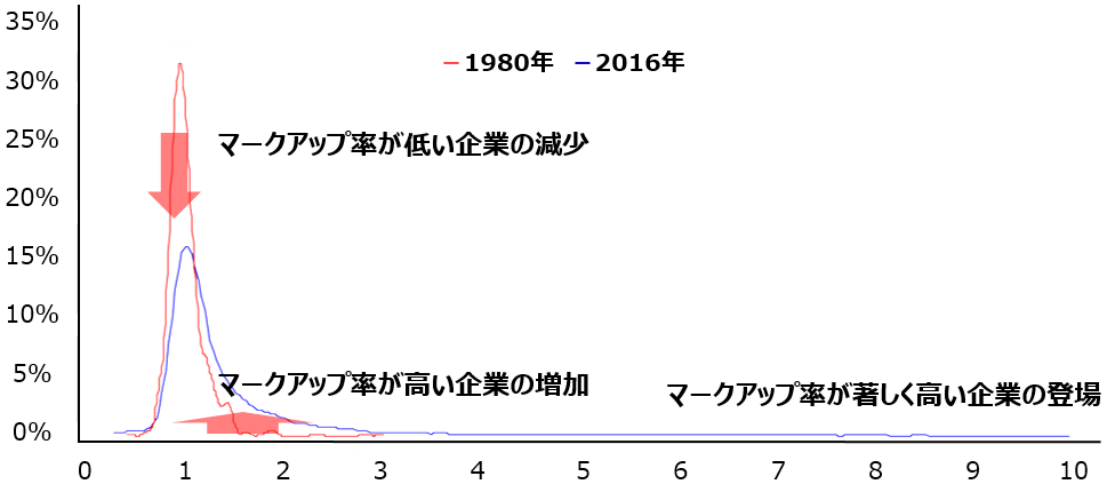

図7. 日本企業におけるマークアップ率の分布

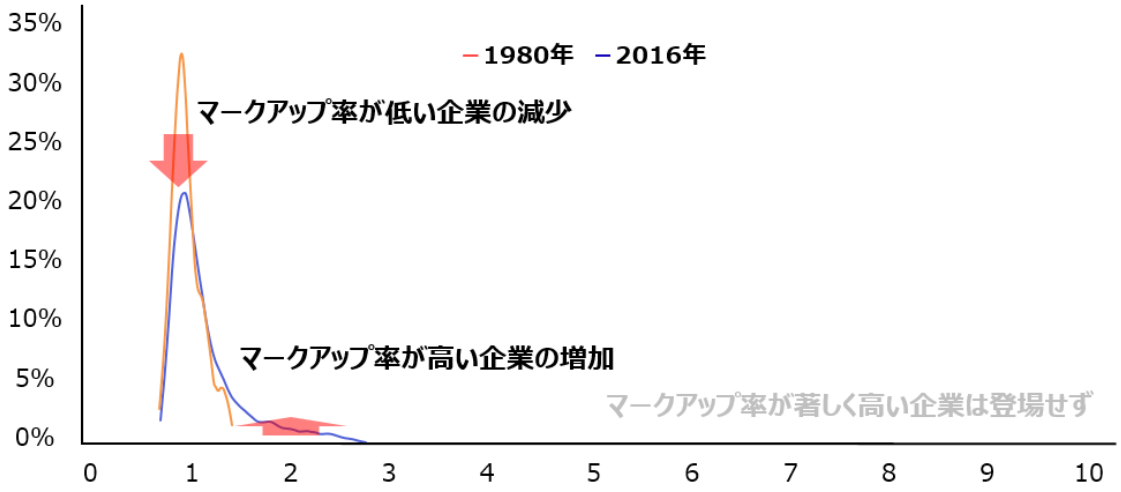

日本の労働生産性上昇の課題は、顧客視点でみた付加価値の創出である。すなわち、第４次産業革命のデジタル技術とデータを活用し、付加価値の高い新たな製品・サービスを生み出すことで、マークアップ率・利益率の向上を図る必要がある。

特に、日本企業は、その得意とした実世界（フィジカル空間）での知識やリアルデータを生かし、仮想空間（サイバー空間）への展開を早急に行う必要がある。

このためには、第４次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用できる環境を整備し、世界に先駆けてイノベーションを生み出す必要がある。また、国際社会において、プライバシー保護と自由なデータ流通の両立に我が国が先導役として取り組む。これにより、地域の暮らし、国民の生活がよりスマートで豊かになる社会を作るとともに、地球環境問題や高齢化等の世界的課題を解決する。

（４）人の変革

①付加価値の高い雇用の創出

第４次産業革命は、労働市場の構造にも著しい影響を与える。その構造変化の代表が両極化である。

米国では、中スキルの製造・販売・事務といった職が減り、低賃金の介護・清掃・対個人サービス、高賃金の技術・専門職が増えている（図8）。日本でも同様の両極化が発生し始めている（図9）。

図8. 米国における職業別就業者シェアの変化（16-64歳）

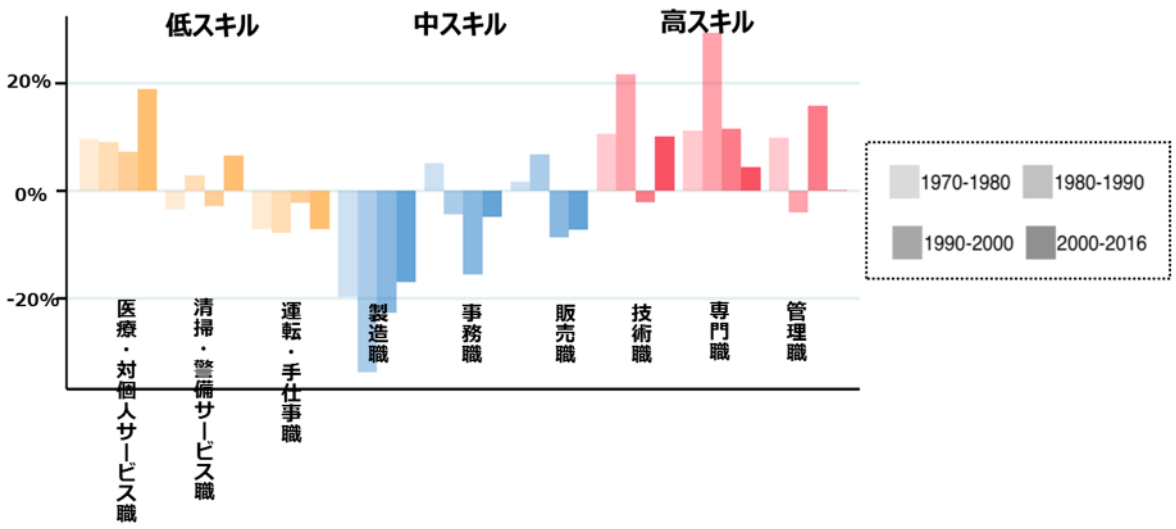

図9. 日本における職業別就業者シェアの変化（15歳以上）

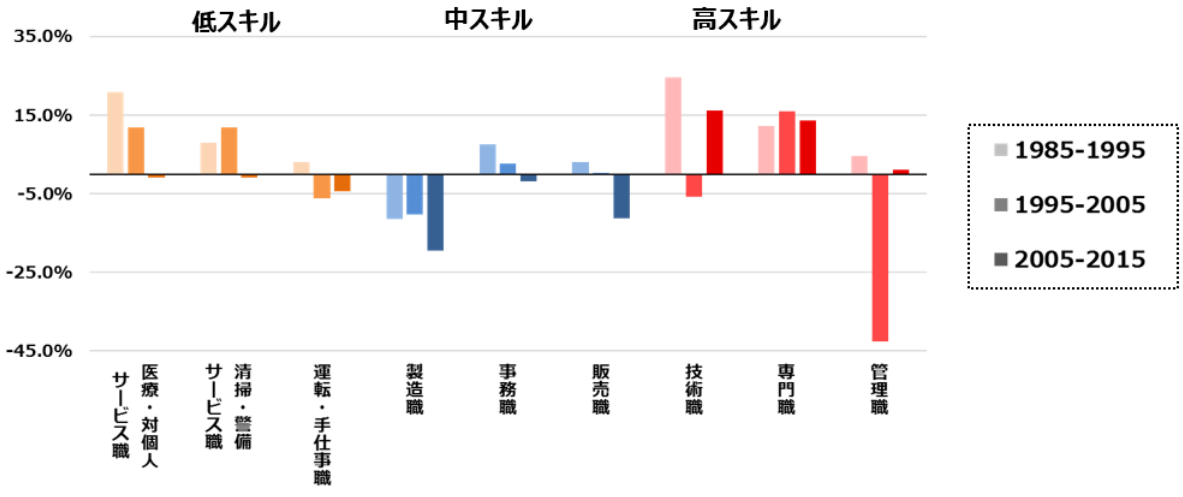

経済成長を支える原動力は「人」である。劇的なイノベーションや若年世代の急減が見込まれる中、国民一人一人の能力発揮を促すためには、社会全体で人的資本への投資を加速し、高スキルの職に就ける構造を作り上げる必要がある。

また、第４次産業革命や人口減少など変化が激しい時代には、企業も個人も、変化に柔軟に対応し、ショックへの強靭性を高める必要がある。このためには、第４次産業革命によってもたらされる分散化・パーソナル化の力に合わせて、働き方としても、多様で柔軟な企業組織・文化を広げる必要がある。

これにより、組織の中に閉じ込められ、固定されている人を解放して、異なる世界で試合をする機会が与えられるよう、真の意味での流動性を高め、個人が組織に縛られ過ぎず、自由に個性を発揮しながら、付加価値の高い仕事が出来る、新たな価値創造社会を実現する必要がある。

第４次産業革命が進むと、創造性、感性、デザイン性、企画力といった機械やAIでは代替できない人間の能力が付加価値を生み出すようになる。労働市場の両極化に対応し、付加価値の高い雇用を拡大するためには、教育制度においても、様々な発想や異質なアイデアを尊重することで、それぞれの領域で抜きんでた才能を有する人材を育成する必要がある。

また、第４次産業革命の結果、大学院卒の賃金にプレミアムが発生するようになっている。賃金プレミアムが発生している分野は、学部卒を０％として、修士卒・博士卒のプレミアムをみると、心理学、芸術、コミュニケーション、文学、理科系では物理学といった基礎的、本質的な分野に発生している（図10）。AIと組み合わせたとき、基礎的な部分が問題になることを示している。大学院卒を含め、日本においても、文理を問わず、大学院教育を含めリベラルアーツ教育の強化を進める必要がある。同時に、企業による大学院卒業生の活用を促進する必要がある。また、基礎的なデータ・AIのリテラシーの強化を推進する。

図10. 米国における大学院卒の生涯賃金増加（対学部卒）

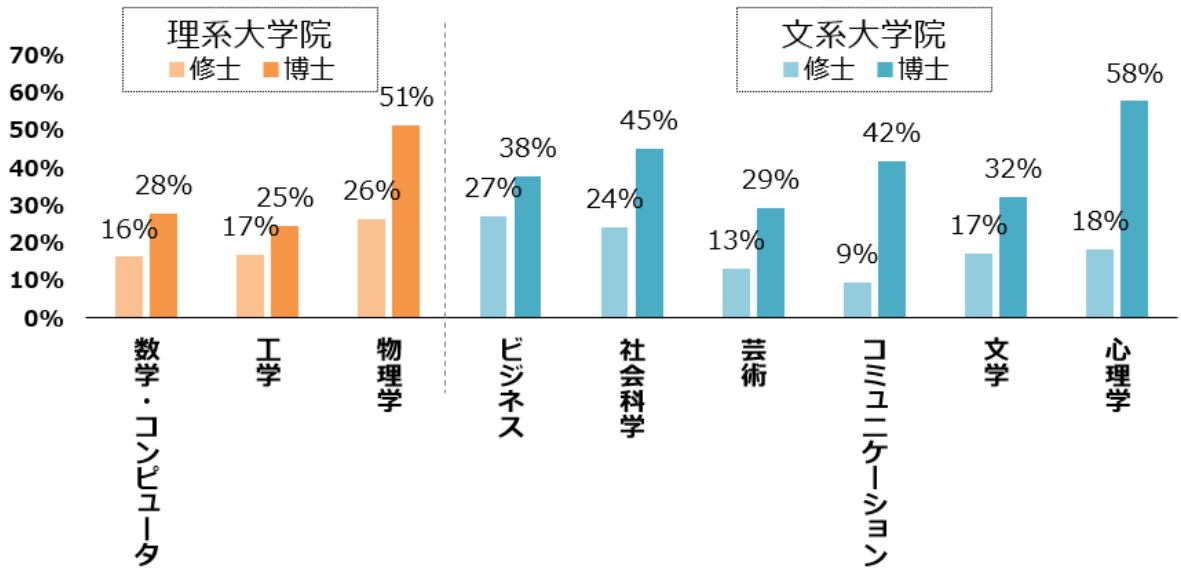

能力開発・キャリア形成は、労働者一人一人が自らの責任で主体的に取り組むことが重要であるが、企業としても、従業員の学び直しによる能力発揮を支援する必要がある。同時に、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせて、いつでも何度でも学び直すことができるリカレント教育の環境を引き続き整備する。

②柔軟で多様な働き方の拡大

終身雇用や年功序列を基盤とした日本型の雇用慣行を社会の変化に応じてモデルチェンジし、多様な採用や働き方を促す必要がある。

足元で進む新卒一括採用のあり方の見直しと同時並行的に、中途採用・経験者採用、あるいはキャリア採用と呼ばれている採用形態の拡大や、評価・報酬制度の見直しを促していく必要がある。

そのためには、職を求める学生等がその企業の雇用方針を理解して入社できる環境が重要であり、現在は選択的開示項目にとどまっている中途採用・経験者採用の実績開示について、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求め、一層の見える化を図っていく必要がある。

③兼業・副業の拡大

副業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、他方、実際に副業がある者の数は、横ばい傾向である（図11）。

本業の企業の付加価値の創出・獲得との関係でみても、「医療・福祉」を除いて、本業とは異なる業種での副業を行う者が多く、本業の企業にとっては、多様な経験を積む機会となっている（図12）。

図11. 副業がある者、希望する者の推移

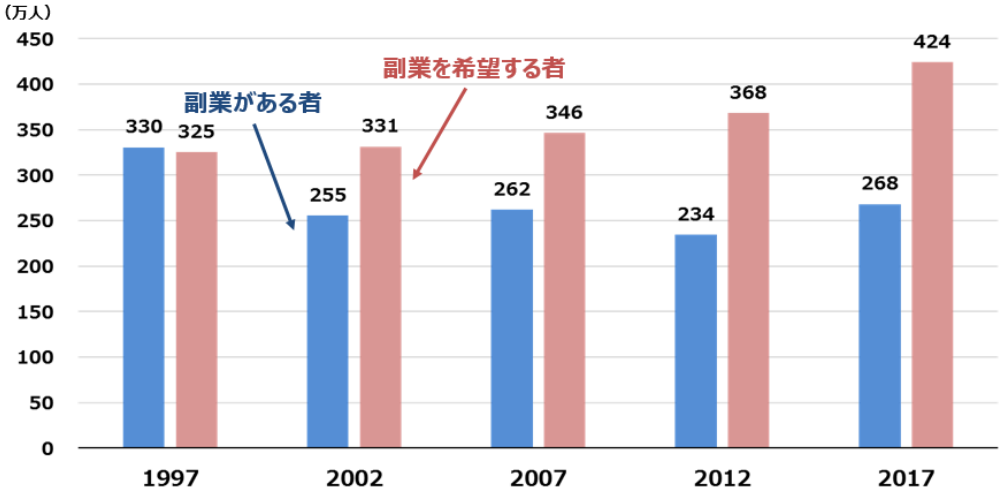

図12. 業種別における副業の業種の割合

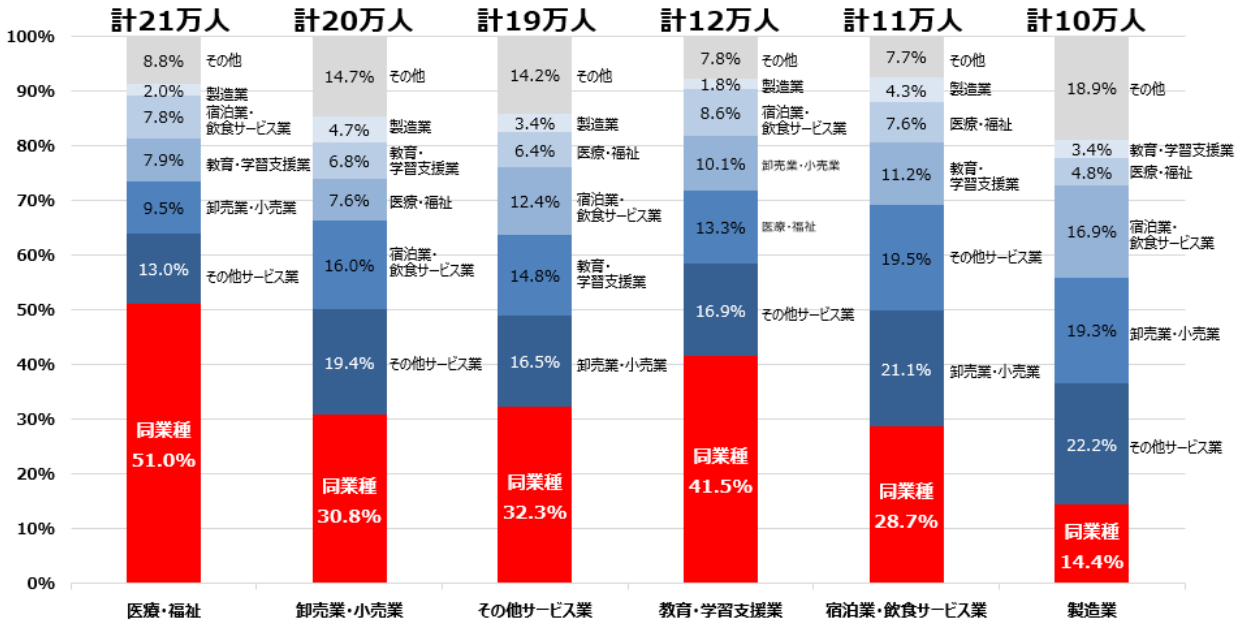

また、副業を行うことにより、９割の副業者が本業への意識が高まった、または変わらないと回答し、さらに、２割の副業者は本業へのモチベーション等が高まっていると回答している状況にある（図13）。

実際、思考・分析といった高度人材では、副業をしている人が、そうでない人よりも本業での賃金が36%高くなっている（図14）。このことは、企業の境界を低くし、高度人材の従業員に兼職させることで、本業の価値が高まることを示唆している。

また、どの国でも、企業を出て起業を行うことにはリスクが伴うが、このリスクを逓減させるため、海外では、新たな起業を行うとき、過半は兼業で起こしている（図15）。

図13. 副業による本業への影響

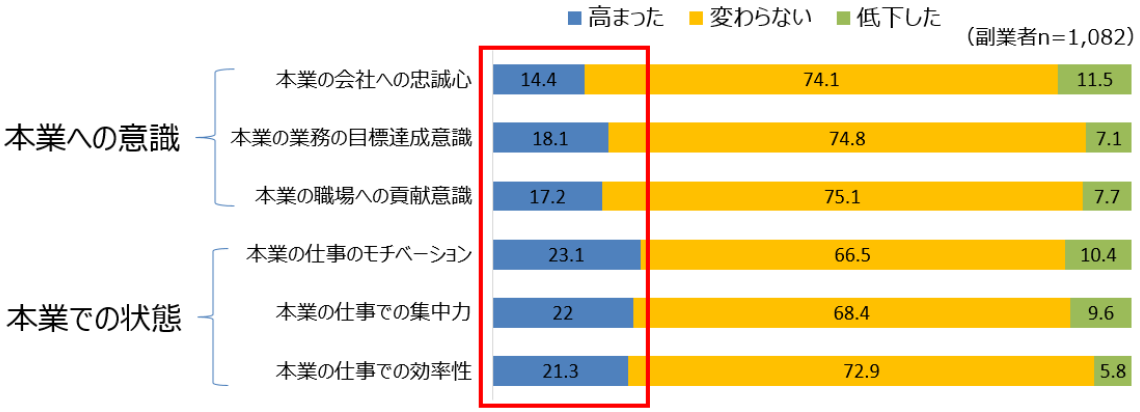

図14. 副業経験が本業の賃金に与える影響

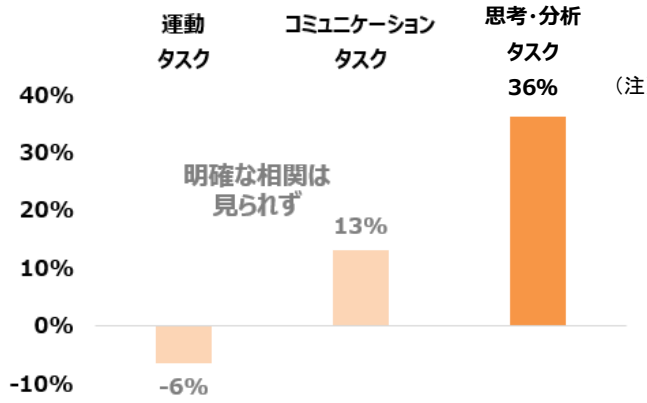

（注） グラフは、副業（ボランティア）を始めた従業者の、副業経験（ボランティア経験）を持たない従業者と比較した、賃金の増加分を示している。なお、ここでの「賃金」は、本業の1時間当たり賃金を、「運動タスク」は主に運動能力が求められる仕事（製造・建築作業、運輸・通信事業等）、「コミュニケーションタスク」は主に対人能力が求められる仕事（サービス職、販売職等）、「思考・分析タスク」は主に思考能力・分析能力が求められる仕事（管理職、専門・技術職、情報処理技術職等）を表す。

図15. スウェーデンのハイテク産業の起業家の内訳

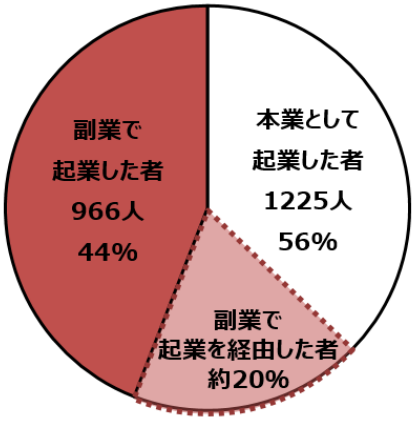

（注） スウェーデンではハイテク産業の起業家のうち、４割が副業で起業している。また、２割は副業の起業後に本業になった者である。

兼業・副業の拡大は、所得の増加に加え、スキルや経験の獲得を通じた、本業へのフィードバックや、人生100年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とする。労働時間・健康管理についての懸念に対応するため、課題の論点整理を加速するとともに、兼業・副業について規定したモデル就業規則等の普及促進や取組事例の展開等により、兼業・副業の定着を図っていく必要がある。さらに、兼業・副業を通じた起業の促進も図る必要がある。

技術の進展により、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態が増加しており、「ギグ・エコノミー」（Gig Economy）と呼ばれている。特に高齢者の就業機会の拡大に貢献している（図16）。日本でも、全体の７割弱が40代以上の中高齢層とのデータもあり（図17）、ギグ・エコノミーにより、高齢者雇用拡大の可能性がある。

また、会社員よりも個人事業主・フリーランスの方が満足度が高い。特に「達成感/充実感」、「スキル/知識/経験の向上」では差がついている（図18）。個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

図16. ギグ・エコノミーによる就業割合の推移（1995年-2015年）

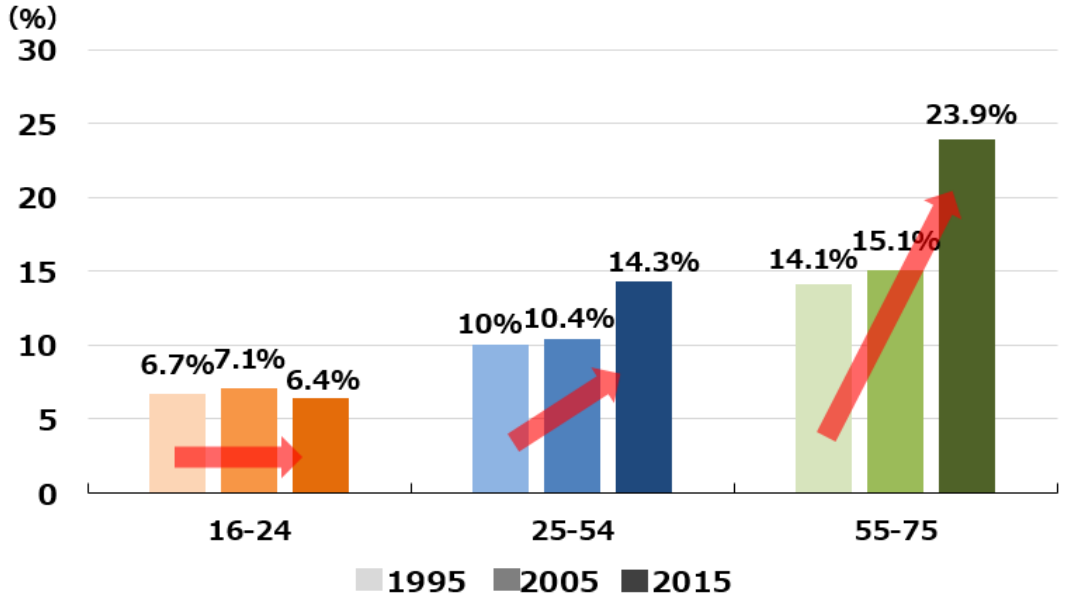

図17. 日本の「フリーランサー」の年齢構成

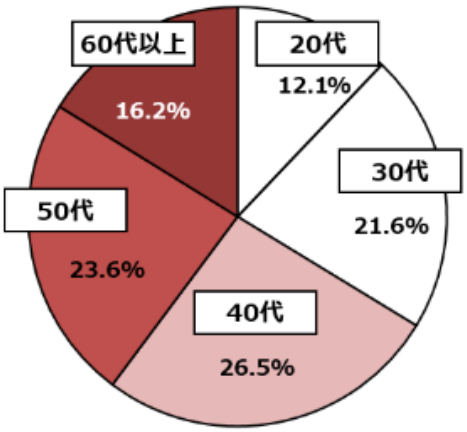

図18. 個人事業主・フリーランスと会社員の満足度比較

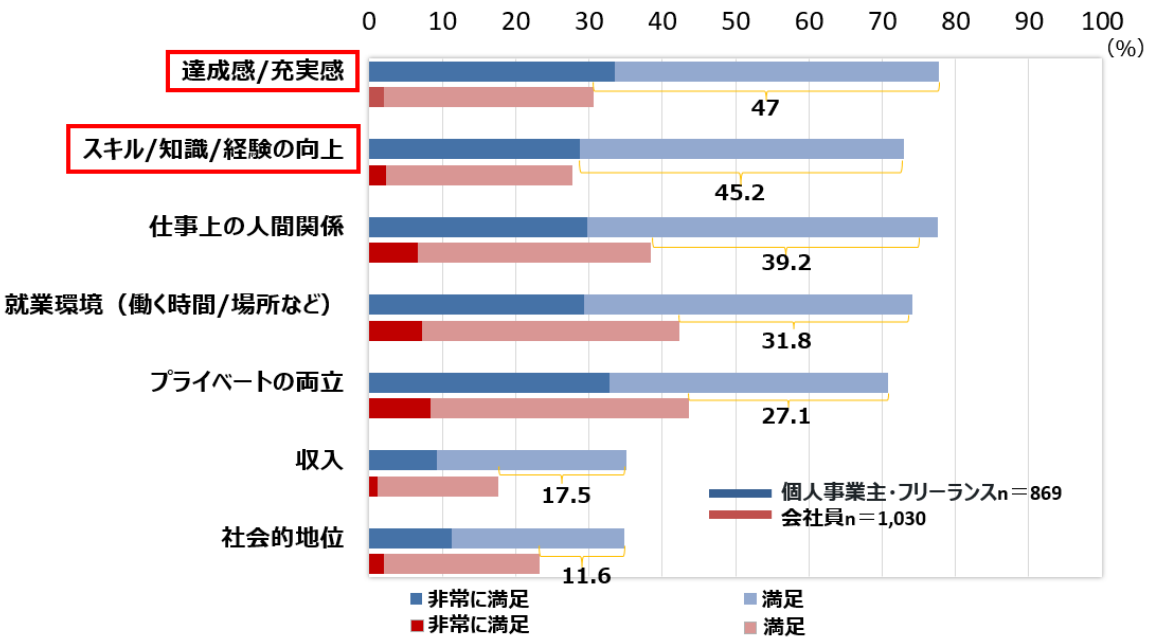

④多様な働き方の拡大のインフラ整備

多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める必要がある。

（５）オープン・イノベーションの推進

①既存企業の役割の重要性

付加価値の創出のためのイノベーションを推進するには、ベンチャー企業を育成し、新規上場させることが近道と考えられてきた。そして、新規上場数の少なさが我が国の課題と考えられてきた。

しかし、我が国の新規上場会社数は近年増加傾向にあり、2016年には、日本の新規上場数はついにアメリカを上回った（図19）。他方、米国の新規上場会社数が2014年を境に減少していることにも注意がいる。米国の新規上場数が減少している理由は、上場よりも既存企業にM&Aで買収してもらった方が、その内部資金を用いて、懐妊期間の長い技術開発をしやすいからである（図20）。そうなると、イノベーションを興すためには、既存の大会社のビヘイビアも重要になる。

図19. 市場別新規上場会社数

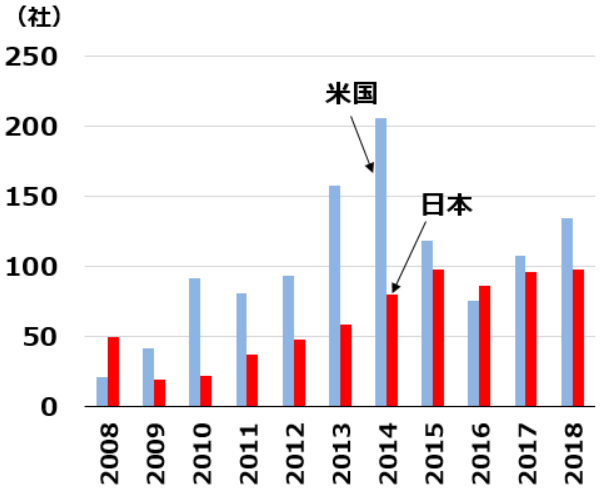

図20. ベンチャー企業のIPO・M&A件数

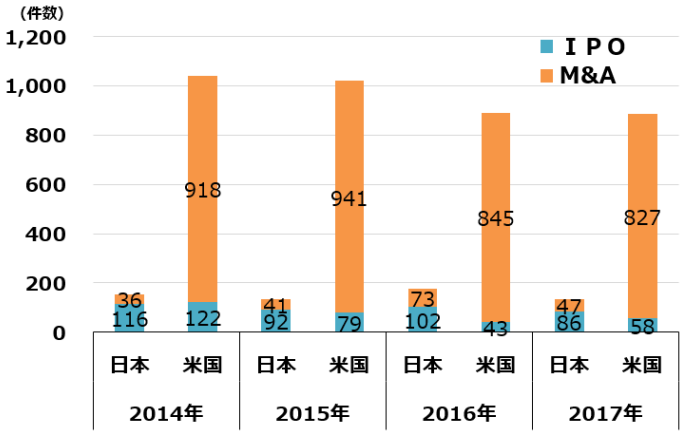

実際のところ、日本にしろ、米国にしろ、国の労働生産性の上昇要因を分析すると、新規上場企業よりも既存企業の要因が大きく、既存の大企業の構造改革に牽引されていることが分かる（図21、図22）。

図21. 労働生産性の要因分解（米国）

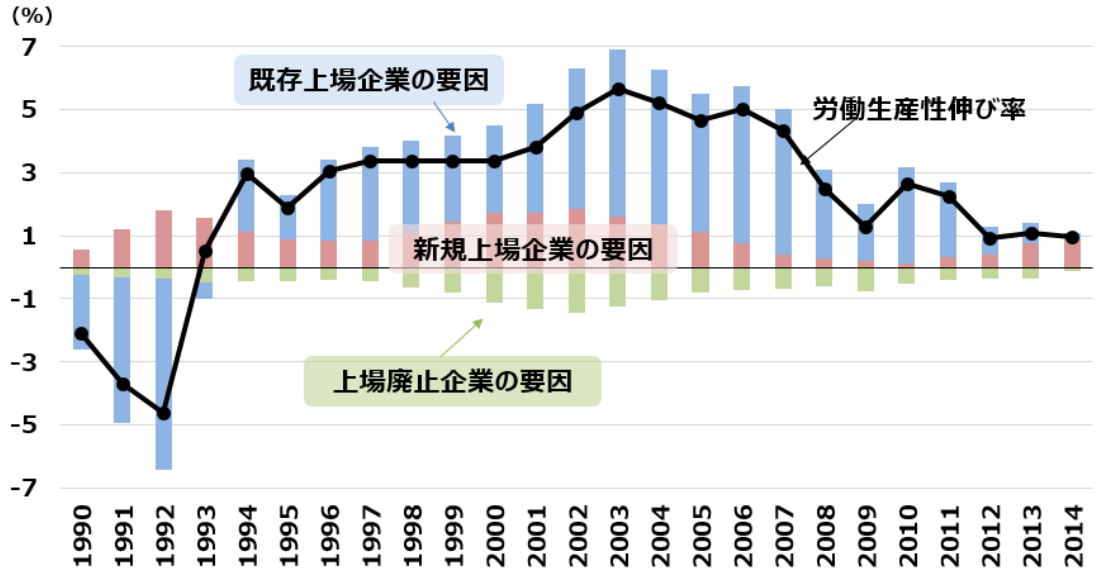

図22. 労働生産性の要因分解（日本）

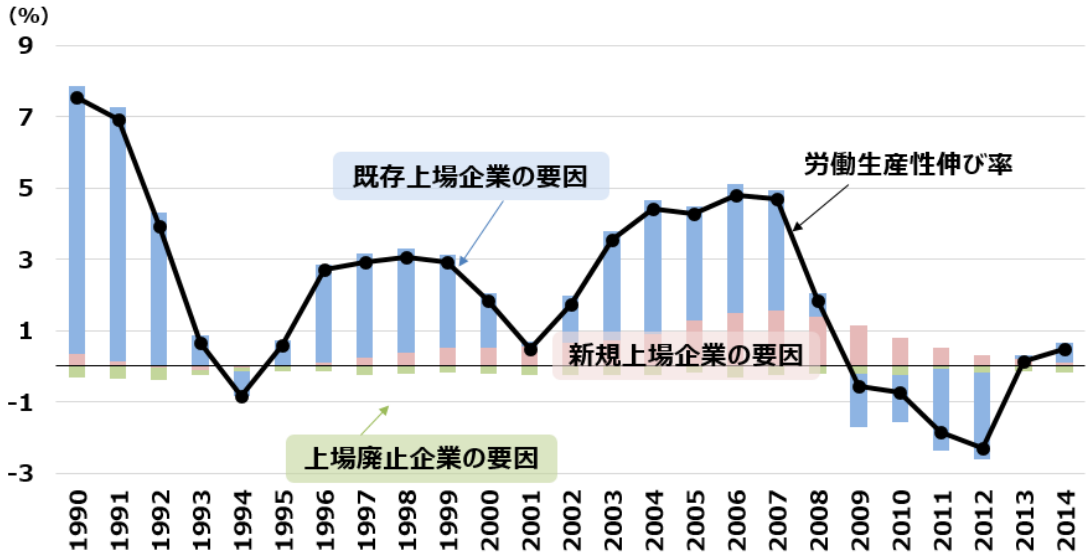

②既存企業の現状

日本は他の先進諸国に比較すると企業年齢10年以上の歴史の長い企業が多く（図23）、このことが、イノベーションの阻害になるとの見解があるが、米国では、社歴が長いほど利益率が高くなる傾向にある（図24）。

これは、既存の大企業が新たな分野を積極的に手がけ、また、革新的なベンチャーを買収することで、成長していることを示している。

図23. 企業年齢の分布

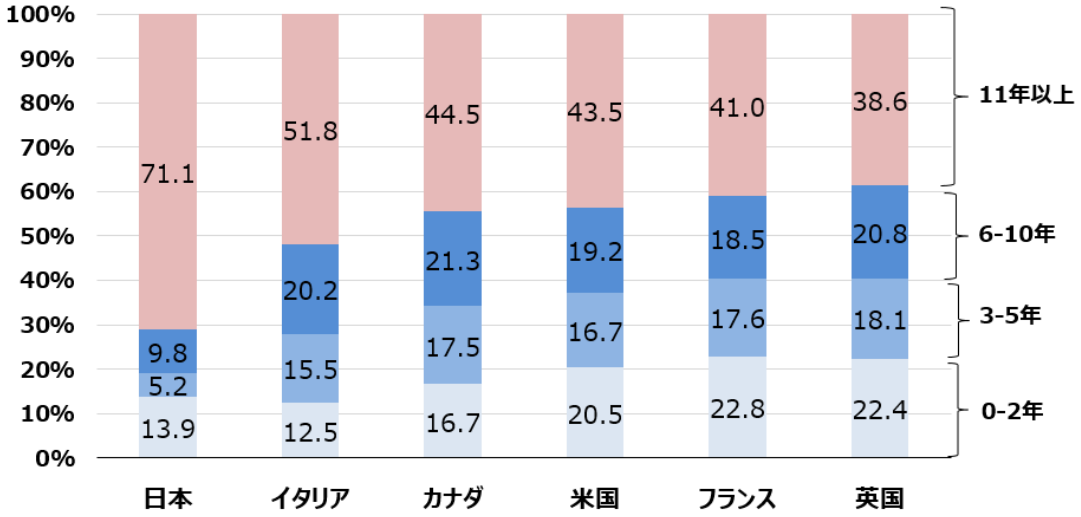

図24. 企業年齢と利益率（ROA）の関係

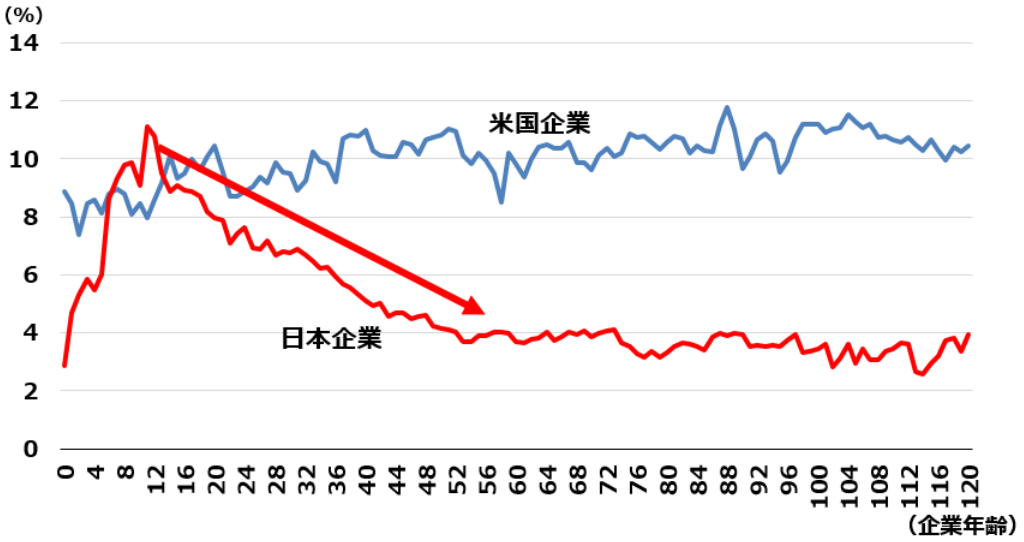

また、米国企業は、大規模化と多角化により、利益率が上昇する傾向があるが、日本企業は、大規模化・多角化が進むほど、利益率が低下する傾向にあり、既存企業の内部資本市場（Internal Capital Market）の活用効率に差がある可能性がある（図25）。日本の既存企業は内部の経営資源を新たな分野に投資することで成果を上げることができる潜在可能性を有していることが分かる。

図25. 日米企業の規模・多角化度別の営業利益率（2000-2012年平均）

多角化度＼規模		小規模	中規模	大規模	巨大規模
専業	日本	8.8%	5.9%	6.5%	7.0%
	米国	-0.5%	11.4%	7.7%	10.4%
準専業化	日本	7.4%	5.3%	6.2%	6.2%
	米国	4.7%	11.5%	10.7%	7.8%
準多角化	日本	6.2%	5.7%	5.2%	4.7%
	米国	9.9%	9.2%	8.3%	8.6%
多角化	日本	5.1%	5.4%	5.4%	3.0%
	米国	-15.2%	9.0%	11.0%	13.7%

多角化度
専業：～10%
準専業化：10%～30%
準多角化：30%～50%
多角化：50%～

規模（売上高）
小規模：～500億円
中規模：500億円～5,000億円
大規模：5,000億円～2兆円
巨大規模：2兆円～

ハーバード、スタンフォード、MITなどの経営学者、経済学者が共同で作っている企業データベースを活用した実証研究では、生産性を決定するのは、IT投資金額よりも経営の質である（図26）。このため、成果に応じた処遇・昇進など、経営の質の改善を進める必要がある（図27）。

また、既存企業は内部資金を新規分野やリスクの高い分野に配分し、将来の成長基盤となる新たな事業やベンチャー企業への投資を飛躍的に進める必要がある。その際、企業本体から独立した「出島」の活用や、成熟事業と新規事業の両方を推進する「両利き経営」を進めていく必要がある。

図26. 米国の製造業における生産性（TFP）格差の要因

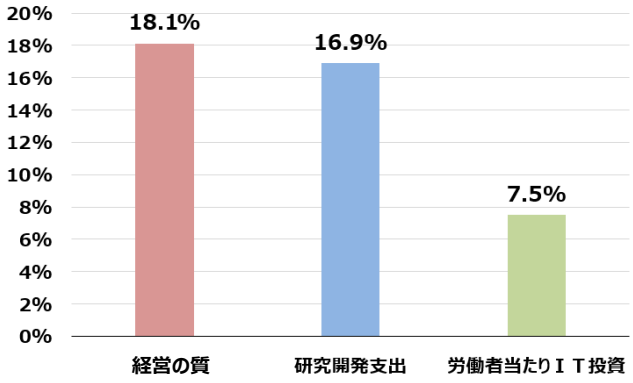

図27. 日米企業の経営スコア比較

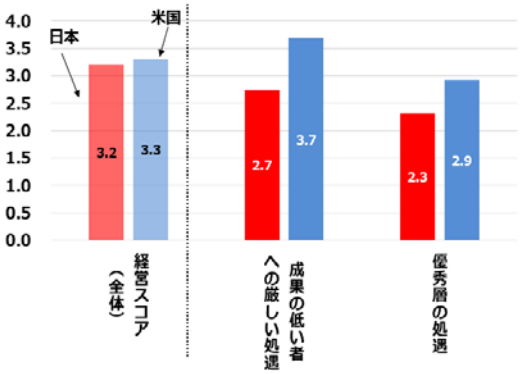

③オープン・イノベーションの推進

日本企業のオープン・イノベーションの実施率は低いが、課題の設定・解決ともに、大学・公的研究機関とのジョイントは、欧米と遜色ない。

むしろ、既存企業とスタートアップ企業との協働、あるいは既存企業同士の協働といった企業間連携が欧米より弱い（図28）。

第４次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。

図28. オープン・イノベーションの実施率とパートナーの比較

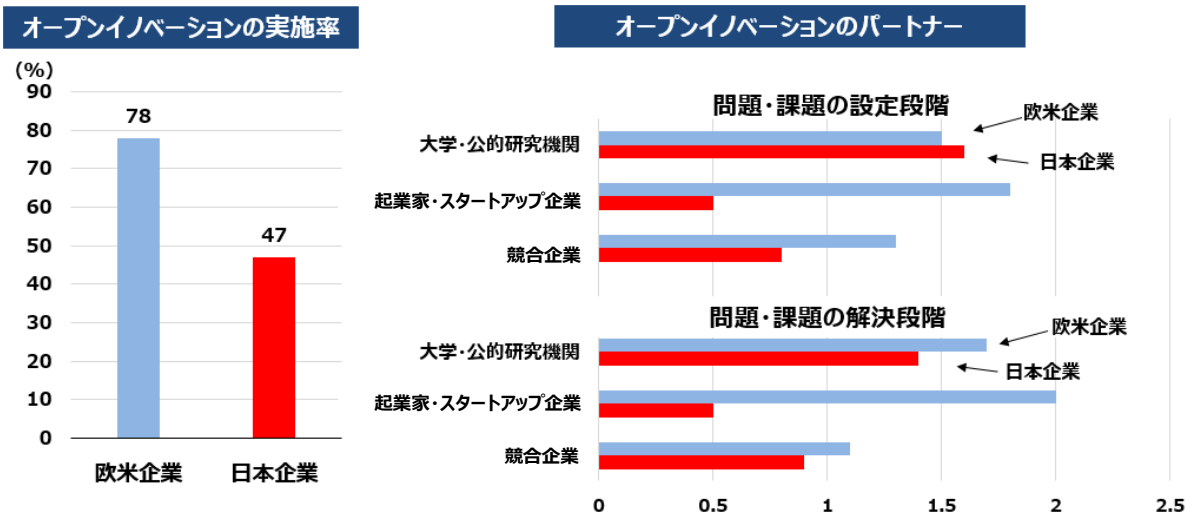

（注） 右図の横軸の点数は、企業に、オープン・イノベーションに費やした時間と、パートナー別の時間を質問し、その割合を点数化した上で、回答者の平均値を算定したもの。

近年の米国で、ベンチャー企業の出口がIPOから事業会社への売却へと移行してきている。これは、第４次産業革命において、ベンチャー企業の有する技術の潜在可能性について情報ギャップのある株式市場への新規上場より、事業会社による買収が資金の出し手として重要性を増しているからである。

我が国では、オープン・イノベーションという場合、大学や公的研究機関との連携が主流となってきたが、協調すべきは協調し、競争すべきは競争することで新たな付加価値を共創するCo-Opetitionが重要である。今後は、大企業、中小企業、ベンチャー、大学などが機動的に連携するオープン・シェアード・ビジネス的なアプローチ、つまり、大企業とベンチャー企業の連携や既存企業によるベンチャー企業の買収、競合既存企業同士の協調を進める必要がある。

具体的には、事業再編の円滑化やコーポレート・ベンチャー・キャピタルの拡大、企業間の研究開発の推進などの環境整備を検討する必要がある。

第２章　Society5.0の実現
１．デジタル市場のルール整備

要旨

世界で流通するデータの量は、近年、急増している。デジタル・プラットフォーム企業は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、国際市場などへのアクセスの可能性を飛躍的に高めている。

一方で、利用者からは、個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、利用料が高い、といった声も聞かれる。このため、取引慣行の透明性や公正性確保に向けた、法制、ガイドラインの整備を図る必要がある。

また、デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じるおそれがあり、これについても同様の対応が求められる。

同時に、デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、高い専門的知見が求められるとともに、加速度的な変化を遂げつつある中で、スピーディな対応が可能となるよう、縦割り省庁的な発想を脱することが求められる。このため、新しい体制の整備を進める。

（１）現状

デジタル・プラットフォーム企業は、簡易なメール（メッセージ）や検索、コンテンツといったデジタル領域から、実店舗での小売りやIT化した住宅（スマートホーム）、自動運転といったリアルな領域へ事業を拡大している。

デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（その発展は、ギグ・エコノミーと呼ばれる）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。具体的には、新規顧客の開拓機会の獲得、売上金の回収コスト軽減、制作・販売ツールの利用が可能、といったメリットを指摘する声が多い。

これに対し、デジタル・プラットフォーム企業の問題点としては、個別交渉が困難、規約等の一方的変更がある、利用料・手数料が高い、検索結果が恣意的・不透明といった声が多い。また、取引するデジタル・プラットフォーム企業を切り替えることが困難とする声が過半に上っている（図29）。また、デジタル・プラットフォーム企業が支配的地位を濫用している事件も頻発している。

図29．デジタル・プラットフォーム企業のメリットと問題点

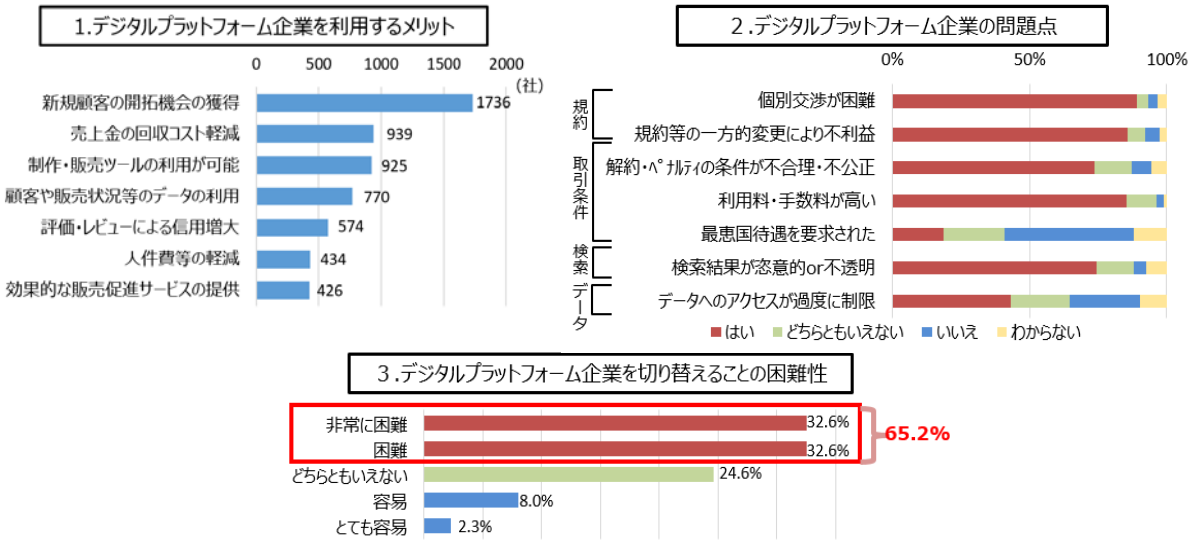

＜デジタル・プラットフォーム企業にかかる事件の例＞

■amazon電子書籍事件（2015年6月）

米amazonが、取引先に対し、他の流通事業者との契約でamazonより有利な条件を提供する際には、amazonに対しても最低でも同条件の適用を求める条項（いわゆる最恵国待遇条項）を設けるなどにより、競争を制限しているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 2017年に米amazonが当該条項を使用しないことをEUの競争当局に確約。

■Google Shopping事件（2017年6月）

米Googleが検索エンジン市場で支配的地位を濫用し、検索結果において自ら提供するショッピングサービスを優先表示させることにより、当該サービスを違法に有利にしているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 米Googleに対し、EU競争法違反により24.2億ユーロ（3,146億円）の制裁金を賦課。

また、デジタル市場においては、企業の売上等の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。

米欧では、データ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に着手している。我が国も、米欧と連携しつつ、適切なデータ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に取り組む必要がある。

＜企業結合審査においてデータ価値評価が不十分で問題となった事例＞

■FacebookによるWhatsApp買収事案(2014年)

① Facebook(SNS)がWhatsApp(SNS)を190億ドル(2.09兆円)で買収提案。

② EUは、将来、両社のメッセージアプリ間でユーザデータの統合が行われる可能性について審査。データ評価を含む将来の市場予測に取り組み、その結果、データ統合は技術的に困難であるとの同社の申請を受け入れ、買収を容認。

③ しかし、その後、Facebookは、両アプリのデータ統合を実行。その結果、Facebookの寡占化が進んだ。結果として、EUは当初の判断を覆し、2017年に1.1億ユーロ(143億円)の制裁金を決定。

（２）対応の方向性

①内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置

国際的データ流通の枠組み構築にあたっては、その前提として、国内におけるデータの収集・保管・管理・流通等について、強固かつ明確な枠組みを構築していく必要がある。具体的には、データセキュリティに資する研究開発、データ・フォーマットの共通化・汎用化、データクレンジングの推進、データ流通の際のプライバシーやセキュリティの確保、Society5.0におけるサイバーセキュリティ・フレームワークの推進、産業競争力強化の観点から機微技術から一般技術情報までデータの種類や構造に応じた戦略的管理、データポータビリティやAPI開放などの方針作成、など課題は省庁横断的に多岐にわたる。

このため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル市場競争本部」（仮称））を早期に創設する。同組織には、データポータビリティやAPI開放を始めとする上述のデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独禁法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の

企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。
具体的には、所掌事務として、（a）デジタル市場における競争状況の評価、（b）様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独禁法、個人情報保護などの課題の調査・提言、（c）中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、（d）G7、G20等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等、とする。
専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。
デジタル市場競争本部（仮称）は、IT総合戦略本部・サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。

②デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整備

（企業結合）

デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。このため、データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。

（取引慣行等の透明性・公正性）

デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（ギグ・エコノミー）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。他方、デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制及びガイドラインの整備を図る。このため、2020年の通常国会に法案（「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法」（仮称））の提出を図る。
一方で、ルール整備が第４次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain（従うか、または、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討する。
具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング（商品検索結果の表示順）の明示、デジタル・プラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等）を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

③個人情報保護法の見直し

個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加

工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すことなどを検討し、2020年の通常国会に改正法案の提出を図る。

④データの移転・開放の促進等

金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計の検討を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。

⑤DFFTの実現に向けた国際的な議論とWTOにおけるデータ流通ルールの整備

プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」のコンセプトの下、G20などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。

また、データの自由な流通を含む、WTOにおける電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進める。

⑥5G整備やG空間社会実現に向けて

Society5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、通信事業者等による5G基地局や光ファイバーなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する。また、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現に向けた取組を進める。

⑦デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

高圧ガス保安法では、IoT、ビックデータ（常時監視データ）の活用等により高度なプラント保安を行う事業所をスーパー認定事業所と認定し、プラントの連続運転期間を通常より長く認める他、定期検査を大幅に合理化（１年毎→最大８年）するといった、規制の精緻化を実施しており、他分野の安全規制についても同様の規制の再設計を検討する。

また、金融・決済関連法制においても、例えば、割賦販売法において技術やデータを活用した与信審査の手法を許容するなど、与信イノベーションを促進することで消費者保護の精緻化を図り、他分野においても同様に規制の精緻化の考え方を進める。

２．フィンテック／金融分野

要旨

現在の銀行、サービス提供者といった業態別の法体系が、新規参入者などによる柔軟なサービス提供の障害となっている。決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成する。

（１）現状

現在の金融法制は、基本的に銀行、送金サービス提供者といった「業態別」の法体系となっている。

特に決済の分野は、近年の支払サービスの多様化の中で、業態別の法体系が新規事業者の参入等柔軟なサービス提供の障害となっているとの指摘がある（図30）。

また、我が国の銀行以外の送金サービス提供者の取り扱う金額・件数は、第４次産業革命の進展に伴い、ともに増加傾向にある（図31）。

決済分野に限らず、金融取引の代理・媒介等を行う者は、現在、「業態別」の法律に応じて分類されている（図32）。これらについても、新規事業者の参入の障害になるおそれがある。

図30. 現行の金融法制

	銀行	送金サービス ［資金移動業者］	交通系 IC カードなど ［前払式支払手段発行者］	クレジットカード ［包括信用購入あっせん業者］
サービス	決済	決済 ※1 回 100 万円以下に限る	決済 ※一旦入金すると換金不可	決済
	融資			商品の購入等に付随する融資
	預金 （預金を融資に回すことが可能）	利用者資金の保持 （決済のみに利用可）	利用者資金の保持 （決済のみに利用可）	
法律	銀行法	資金決済法	資金決済法	割賦販売法
法律の構成	免許制	登録制	登録制	登録制

図31. 送金サービス提供者の取扱い実績推移

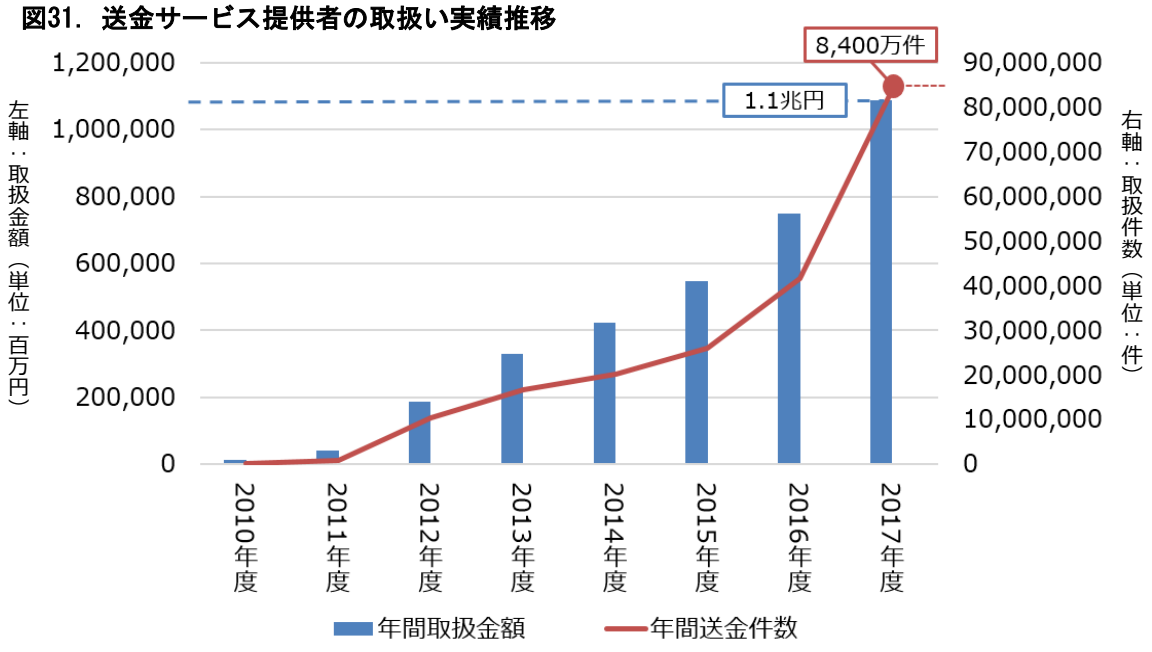

図32. 金融取引規制全般

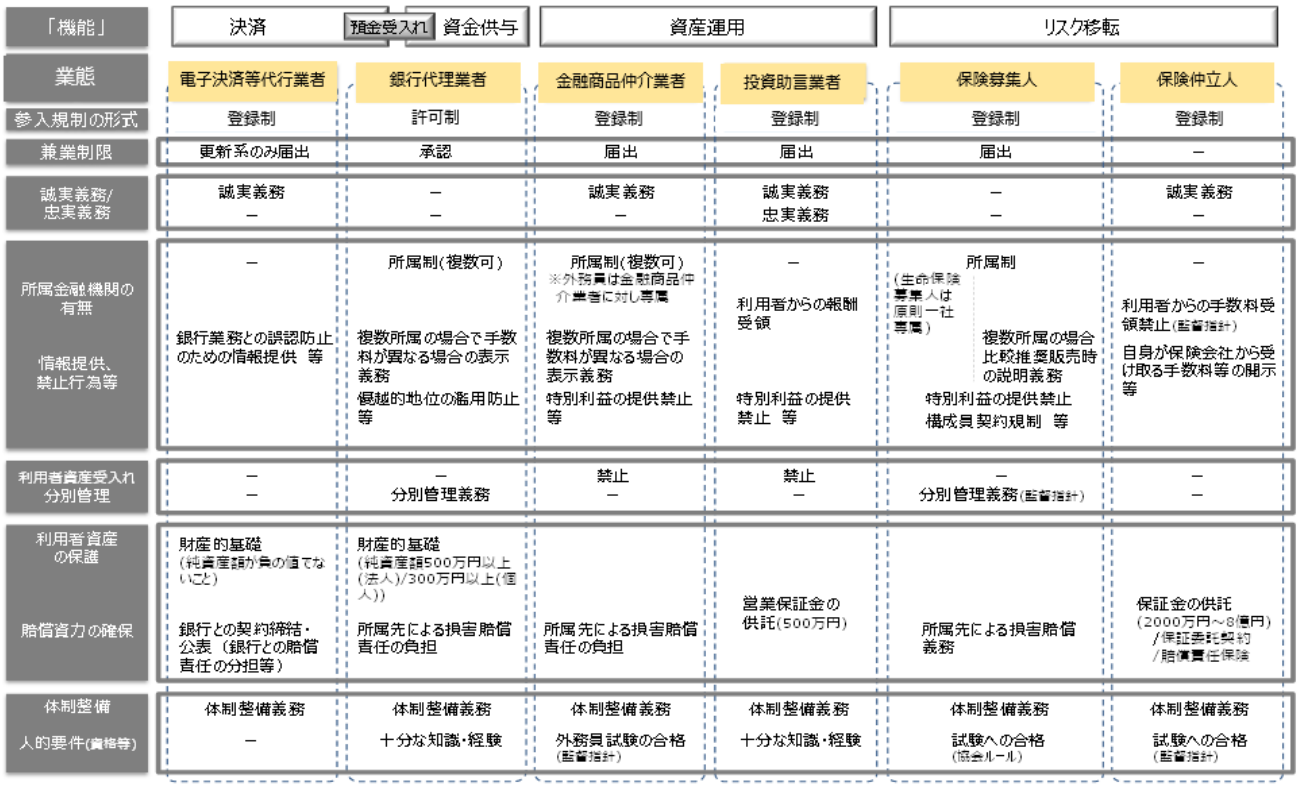

（２）対応の方向性

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。

（決済分野）

現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い（注1）や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金（注2）を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する。その際、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（注1）プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い
：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

（注2）銀行送金以外の幅広い金額の送金

：100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

（横断的な法制）

「決済」、「資金供与」、「資産運用」、「リスク移転」といった各機能に対応するサービスについて横断的に提供することを可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。これにより、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とし、利用者が自らニーズにあった金融サービスの選択をより容易とするとともに、金融サービスの質をめぐる競争の促進を図る。これについては、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

３．モビリティ

要旨

地方を中心に、交通手段の自動車依存が高い中で、ドライバーの人手不足が深刻化している。

モビリティはSociety5.0の内で重要な柱であり、自家用車を用いて提供する有償での旅客の運送については、利用者の視点に立ち、現在の制度を利用しやすくするための見直しが必要である。

タクシー事業者と連携を図ることは、自治体にとって負担の軽減となり、利用者にとっても安全・安心なサービスが受けられるため、双方にメリットがある。

このため、タクシー事業者が委託を受ける、あるいは、実施主体に参画する場合について、手続きを容易化する法制度の整備を図る。この運送は、地域住民だけでなく、外国人観光客4,000万人時代も見据え、観光客も対象とする。

また、タクシー事業については、ITの活用も含めて、相乗りの導入は、利用者が低廉な料金で移動することを可能とする。

ドローンについても、目視外での飛行の拡大に向けて取り組む。

（１）現状

地方では、年代問わず、交通手段は自動車依存が高い。また、80歳以上では、自動車依存率が50%を超えている（図33）。さらに、働く高齢者が増加しているとともに、買い物や病院・役所等での用事などを目的として外出する高齢者も多い。

また、運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の２倍となっている（図34）。タクシーのドライバー確保の観点からも、交通網の維持が厳しい状況である。タクシー運転者数については、2005年の381,943人をピークに減少傾向となっており、2016年には289,373人であり、ピーク時から24%減となっている（図35）。

地域の移動を担う交通手段の一つである、自家用有償旅客運送（図36）をさらに実施しやすくするための検討が必要である。他方、専任担当者が不在の市町村は８割であり（図37）、市町村が、配車や安全管理を行うことは大きなハードルとなっ

ている。

図33. 地方（三大都市圏以外）の自動車依存

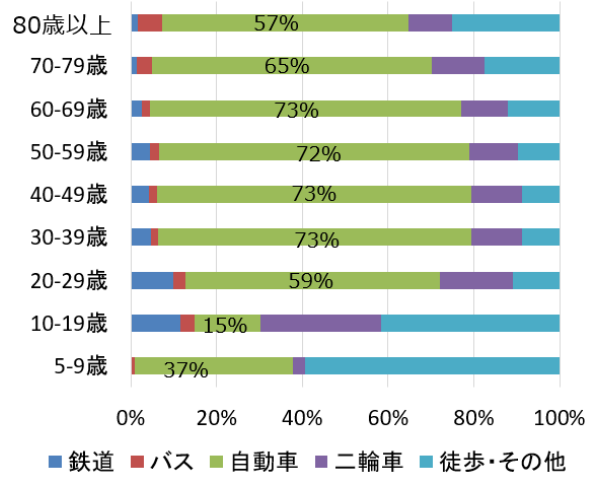

図34. 自動車運転業務の有効求人倍率の推移

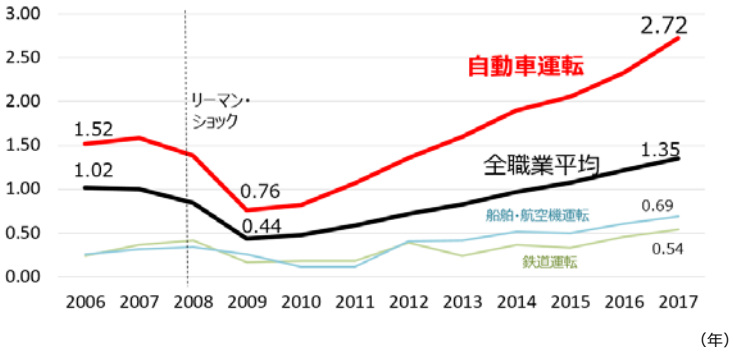

図35. タクシー運転者数の推移

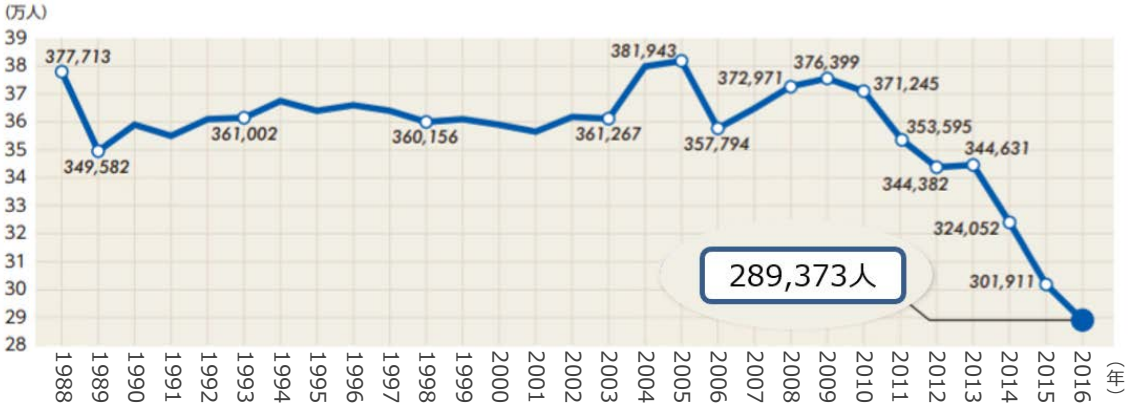

図36. 地域の移動を担う交通手段

種類		特徴
バス	路線バス	路線やバス停、運行時刻を定めて定時・定路線で運行するバス。通勤・通学、通院など地域住民の生活に欠かせない公共交通機関。
	コミュニティバス	路線バスで対応しきれないニーズに応えるため、市町村が主体的に計画し、定時・定路線で運行するバス。
	デマンドバス	区域を定めて、利用者の要望に応じて、機動的に最短ルートを運行したり、利用希望のある地点まで送迎したりするバス。
タクシー	タクシー	子供からお年寄りまで幅広い利用者の日常生活における多様な移動ニーズに応える、ドアツードアのきめ細かいサービスを提供する公共交通機関。
	乗合タクシー	地域の生活交通を維持するため、タクシー事業者が自治体と連携して提供する乗合の運送サービス。定時・定路線からデマンドまで地域のニーズに応じて多様な形態で運行。
自家用有償旅客運送		必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。安全・安心を確保するための措置として、①安全確保（２種免許または１種免許＋講習、運行管理の責任者の選任等）、②利用者保護（対価掲示）が求められる。
道路運送法の許可・登録を要しないもの（互助）		地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送。（収受することが可能な範囲は、運転者が実際の運送に要するガソリン代、道路通行料、駐車場料金、自発的な謝礼）

図37. 人口区分別の地域公共交通専任担当者数の割合

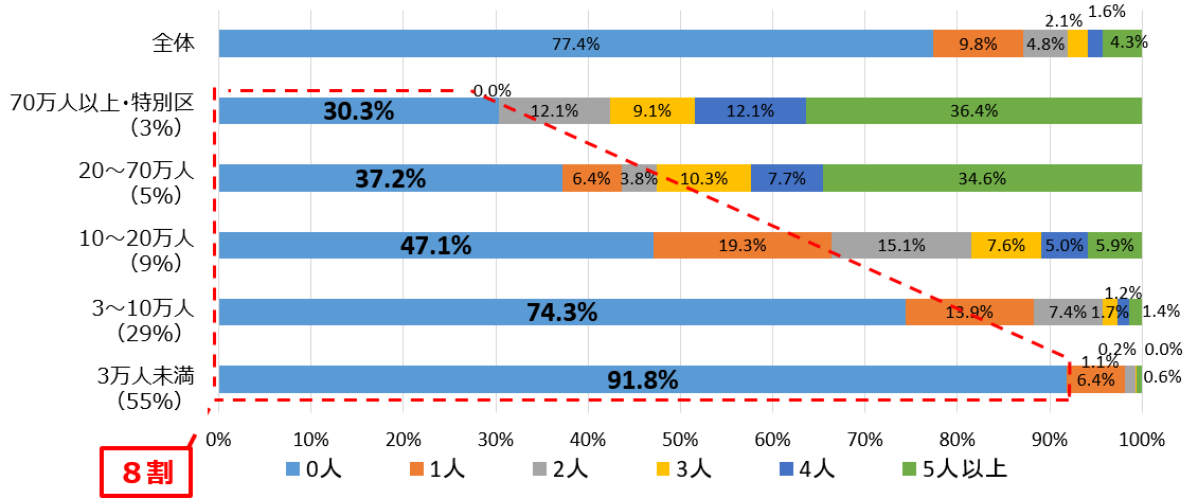

また、タクシーの相乗りの実施は、利用客が低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者には生産性向上につながる。国内でも、2018年に東京都において相乗りタクシーの実証実験を実施した。図38の通り、利用客の７割が再度利用したいとの回答があった。

図38.「相乗りタクシー」が本格的に導入された場合、
また利用したいと思うか

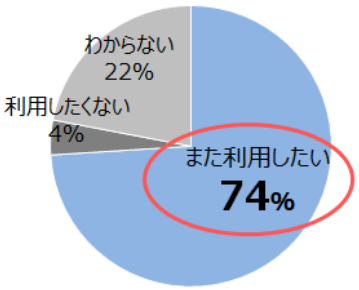

（２）対応の方向性

①自家用有償旅客運送

（交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設）

市町村が交通事業者（タクシー事業者等）に運行管理を委託するなどの連携を図ることは、地域の暮らしの足の確保のために意義がある。

地方公共団体にとっても、交通事業者のノウハウの活用により負担の軽減となり、利用客にとっても安全・安心な交通サービスが受けられるため、双方にとってメリットがある。

このため、交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、2020年の通常国会に提出を図る。

（観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化）

インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことが出来ない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけでなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。

（交通空白地の明確化）

現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。

（広域的な取組の促進）

地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成）に自家用有償旅客運送の導入を位置づけた場合は、手続きを簡素化する。

②タクシーの相乗り導入

過疎化が進む地域において、大型バスの運行に対して補助金を支払うことは非効率であり、交通需要にフィットした移動サービスの最適化が必要である。

また、IT化が進展した時代において、アプリをつかった乗客のマッチングやリアルタイムの配車依頼に応じた最適なルート選定、キャッシュレスといったサービスの導入を進め、ビジネスモデルのデジタルトランスフォーメーションを図るべきである。

タクシーの相乗りの導入は、利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を本年度中に図る[1]。

③Mobility As A Service （MaaS）の実現

複数の交通手段や行先での宿泊・サービスの予約などをスマートフォンで一括して手配し、キャッシュレスで、無駄な待ち時間なく、スムーズに移動できる便利なサービス（いわゆるMaaS：Mobility as a Service）が世界的な流れとなっている。我が国においても、住民のみならず、観光客の潜在需要を掘り起こし、地域交通の再生に貢献することが期待されている。

こうしたサービスを、地域の様々な事業者・自治体が展開しようとする取組を支援し、様々な好事例を創り出していく。

（３）ドローンの有人地帯での目視外飛行

①現状

[1] アプリによりマッチング、乗車距離（オンデマンドなルート選定）に応じた割り勘料金（事前確定）とキャッシュレスにより、利用しやすい環境を整備する。

ドローンについては、無人地帯での目視外飛行が可能になり、荷物配送を実施する事業者も登場したが、地方の配達困難地域での配送、農作物の生育状況の把握、老朽化するインフラの点検、高齢化が進む市街地の広域巡回警備などを可能とするためには、有人地帯での目視外飛行を可能とする必要がある。

有人地帯におけるドローンの活用例としては、（a）陸上輸送が困難な地域での生活物品や医薬品などの配送、（b）散在する農地の作物の生育や害虫・病害の発生を空からまとめて広域的に確認、（c）人の手で確認しにくい街中の橋、建物や道を広域的に点検、（d）高齢化が進む地方の市街地などでの広域巡回警備、などが想定される。

②対応の方向性

飛行禁止区域を除き、飛行ルートの安全性確保を前提として、有人地帯での目視外飛行の目標時期を2022年度目途とし、それに向けて、本年度中に制度設計の基本方針を決定するなど、具体的な工程を示す。

４．コーポレート・ガバナンス

要旨

安倍政権において、コーポレート・ガバナンス改革を進め、東証一部の上場企業の91%が２名以上の独立社外取締役を選任するなどコーポレート・ガバナンス改革の成果が着実に進展するに至り、国際的にも投資家から高く評価されている。

他方、日本企業の競争力、信頼性を一層グレードアップさせるために、グローバルスタンダードに沿って、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が求められている。特に、支配的な親会社が存在する上場子会社のガバナンスについては、投資家から見て、手つかずのまま残されているとの批判があり、日本市場の信頼性が損なわれる恐れがある。

このため、新たに指針を策定し、親会社に説明責任を求めるとともに、子会社側には、支配株主から独立性がある社外取締役の比率を高めるといった対応を促す。また、東証の基準等についても見直しを図る。

（１）現状

上場企業のうち支配株主[2]を有する会社（上場子会社）は628社（上場企業の17.2%）存在する。このうち、親子上場企業は311社（上場企業の8.5%）である。日本の親子上場企業数とその市場に占める割合は、欧米各国と比較してかなり高い。

本来、上場子会社のガバナンス体制は、支配株主（親会社）から独立して上場子会社の一般株主を保護し、独立した意思決定を確保するため、上場企業一般より充実している必要がある。にもかかわらず、上場子会社における独立社外取締役と独立社外監査役の人数は、むしろ、上場企業一般に劣後している現状にある（図39）。

[2] 現行の東証の上場規程においては、「支配株主」とは、①議決権50%超又は②40%以上＋取締役過半数派遣あるいは重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約書が存在すること、その他財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること、とされている。

図39. 上場子会社と上場企業一般における独立社外取締役・監査役の人数の比較

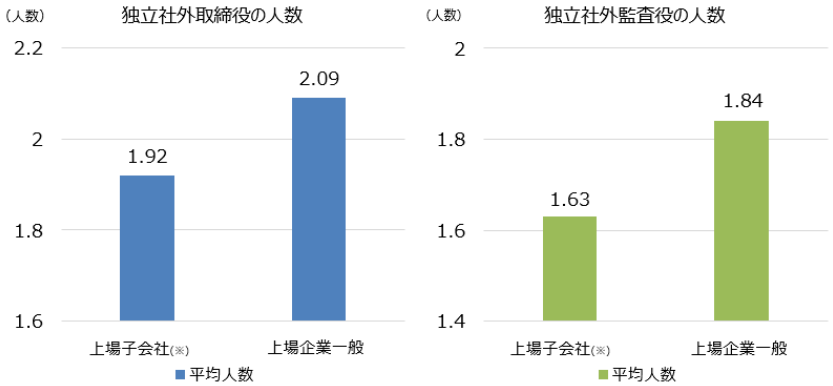

（※）ここでいう上場子会社は、親子上場企業を指す。

（２）対応の方向性

上場子会社のガバナンスについてのルール整備を図り、親会社は事業ポートフォリオの再編のための上場子会社の意義について説明責任を果たすとともに、上場子会社側については、適切なガバナンスの在り方を特段に明確にし、実務への浸透を図る。

①実務指針

上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。

（上場子会社側の対応）

- 具体的には、上場子会社の一般株主保護及び独立した意思決定の確保のためには、独立社外取締役の役割が特に重要であること。
- 上場子会社におけるガバナンスの実効性を確保するためには、支配株主からの独立性が重要であることから、独立社外取締役の独立性判断基準については、少なくとも支配株主出身者（10年以内に支配株主に所属していた者）に該当するものは選任しないこと。
- 上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高める（３分の１以上や過半数）ことを目指すこと。
- 利益相反取引が発生する具体的な局面においては、例えば、独立社外取締役（又は独立社外監査役）のみ又は過半数を占める委員会において、一般株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、かつ、取締役会においても、その審議結果が尊重される仕組みをつくること。
- 上場子会社において、一般株主の利益を確保するためにどのようなガバナンス体制を構築しているかについて、投資家等に対して情報開示を行うこと。

（親会社側の対応）

- 親会社は、グループとしての企業価値の最大化の観点から上場子会社として維持することの合理的理由を示すとともに、支配株主として上場子会社の取締役の選解任権限について上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保できるよう行使し、その適切性について、情報開示を通じて、投資家等に対して説明責任を果たすこと。

②東京証券取引所の対応等

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講じる。

５．スマート公共サービス

（１）マイナンバーカードを活用した新たな経済政策インフラの構築

Society5.0 社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをクレジットカード等で購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

併せて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金等各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げる等、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。

（２）個人・法人による手続の自動化

予防接種や児童手当等、妊娠から就学前までの子育て関連手続きをボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。併せて、年末調整手続に関して、来年度から、マイナポータルを活用したデータ連携により、必要書類の一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化を開始する。

６．次世代インフラ

（１）インフラ維持管理業務の高度化・効率化

点検・維持補修等のデータを一元管理して地方公共団体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化するICTデータベースの全国導入を加速する。併せて、橋梁点検等の現場でドローン等の新技術の実装を加速する。これらの取組に併せて、５年間に限定して、地方公共団体が行う取組に、地方財政措置を講じる。加えて、BIM（Building Information Modeling）を、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。

（２）PPP/PFI手法の導入加速

内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護、再犯防止の３分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを本年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点３分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果はさらに重点３分野以外へ横展開させる。

７．脱炭素社会の実現を目指して

（１）パリ協定に基づく長期戦略の策定及びSDGsとESG投資の推進

環境問題への対応に積極的な企業に世界中から資金が集まり、次なる成長と更なる対策が可能となる環境と成長の好循環とも呼ぶべき変化が世界規模で進んでいる。「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年六月〇日地球温暖化対策本部決定or閣議決定）」に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していくため、以下の取組を行う。

① 野心的な目標を掲げ、官民を挙げてエネルギー・環境分野の革新的なイノベーションを加速化するべく、本年中に、革新的環境イノベーション戦略を策定する。戦略には、水素製造コストを2050年までに現在の10分の１以下に抑えることや、人工光合成など二酸化炭素の有効利用を図るCCU技術の商用化に向けた具体的なロードマップ等を盛り込む。

② さらに本年秋には20か国のトップ研究機関のリーダーを日本に招いた国際会合RD20（Research and Development 20 for Clean Energy Technologies）を行う。本会合は継続的な開催を目指し、革新的なイノベーションに向けた国際協力を日本がリードする。

③ 世界で膨らむESG資金をイノベーションに繋げるべく、従来型の規制でなく情報開示・見える化を進めることでグリーンファイナンスを活性化する。具体的には、事業会社と金融機関等の対話の場として本年５月に立ち上げたTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）コンソーシアムにおいて、昨年末に策定した政府初の事業会社向けのTCFDガイダンスを改訂するとともに、金融機関向けにグリーン投資に関するガイダンスを策定する。また、本年秋に、世界の先進的な事業会社、金融機関等が一堂に会するTCFDサミットを開催する。これらを通じて、企業等の経営戦略へのSDGsの組込みを推進するとともに、SDGs経営に先進的に取り組む企業の視座やメッセージをまとめた指針を策定して国内外に発信していく。

④ ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、日本が主導して、ASEANにおいて各国が官民で協働していく枠組の立ち上げを目指す。

（２）再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、最大限の導入に全力をあげていく。その際、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めるため、コスト低減を進めるとともに、系統制約の克服、そのための電力ネットワークの改革を実施する。

このため、脱炭素化の実現に向け、地域間連系線の増強を含め、再生可能エネルギーの導入を後押しするような形での電力ネットワークの強靭化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みを整える。また、再生可能エネルギー拡大のボトルネックとなっている調整力を補う意味で、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化、低コスト化を図るとともに、デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントを普及させ、電力ネットワークの次世代化も進めていく。

原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。更なる安全性の向上や円滑な廃炉に対応するための技術・人材の維持に向けた取組を進める。

2018年に創設された非化石価値取引市場についても、FIT終了後を見据えて、育成・活性化し、市場メカニズムを活用した非化石エネルギーの拡大につなげていく。欧州でも急速なコストダウンが進む洋上風力発電については、その導入拡大に資する海域利用のルールの適用を図る。地熱発電などの低廉かつ安定的な電源や、バイオマスなど地域ごとの特色のある再生可能エネルギーを、地域と共生する形で導入を進め、競争力のある再生可能エネルギーを地産地消することなど分散型地域エネルギーシステムの社会実装を通じて、地域の活性化やレジリエンス強化につなげていく。

第３章　全世代型社会保障への改革

要旨

全世代型社会保障への改革は安倍内閣の最大のチャレンジである。

第一に、65 歳以上への継続雇用年齢の引上げについては、70 歳までの就業機会の確保を図り、高齢者の希望・特性に応じて、多様な選択肢を許容する。

中途採用・経験者採用拡大及び新卒一括採用見直しを進め、併せて、企業による評価・報酬制度の見直しを図る。加えて、政府としては、大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

第二に、病気予防や介護予防についての、保険者のインセンティブ強化である。これまで公的保険は、病気になった方に対する治療費、要介護になった方への介護サービス費を中心に、支出を行ってきた。他方、人生100年時代を迎えて、病気予防や介護予防の役割が増加しており、予防には、健康寿命の延伸、個人のQOLの向上、高齢者の活躍促進といった、多面的な意義がある。

このため、個人の努力に加えて、地方公共団体や健康保険組合といった保険者の予防への取組が重要である。具体的には、病気の予防について、国民健康保険における「保険者努力支援制度」の抜本的強化と配分のメリハリの強化などである。この際、民間サービスの活用も大切である。これにより、健診等の受診率の向上や生活習慣病の重症化予防を図る。介護の予防については、「介護インセンティブ交付金」の抜本的強化などを図る。高齢者の通いの場の整備や高齢者の就労促進を図る。

１．70歳までの就業機会確保

（１）現状

2050年に日本の人口は約１億人まで減少する見込みである。他方、高齢者の体力・運動能力は、この10年強で５歳若返っている（図40）。また、歩行速度については、10年で10歳若返っている（図41）。このため、健康状態だけで見ると、高齢者の就業率は、現在より大幅に高い水準になる余地があるとの分析がある。

図40. 高齢者の体力・運動能力の推移

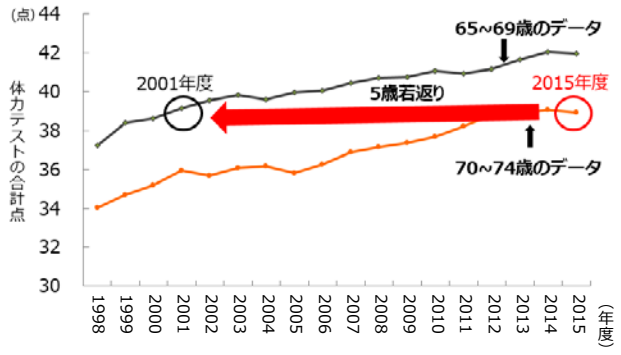

図41. 高齢者の通常歩行速度の変化

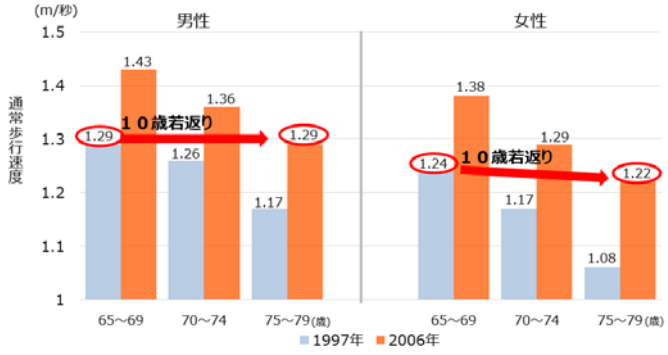

このような中、60歳以上の方で、70歳以降まで働くことを希望している高齢者は８割にのぼる。他方、高齢者の希望する就労形態は、男性でも４割弱、女性は７割がパートタイムを希望している（図42）など、多様な働き方のニーズが存在している。なお、60～64歳は、就業率と就労の意向のそれぞれの指標を確認するとほぼ差がないが、65歳以上は著しい差がある（図43）。

図42. 高齢者（60～64歳）希望する就労形態

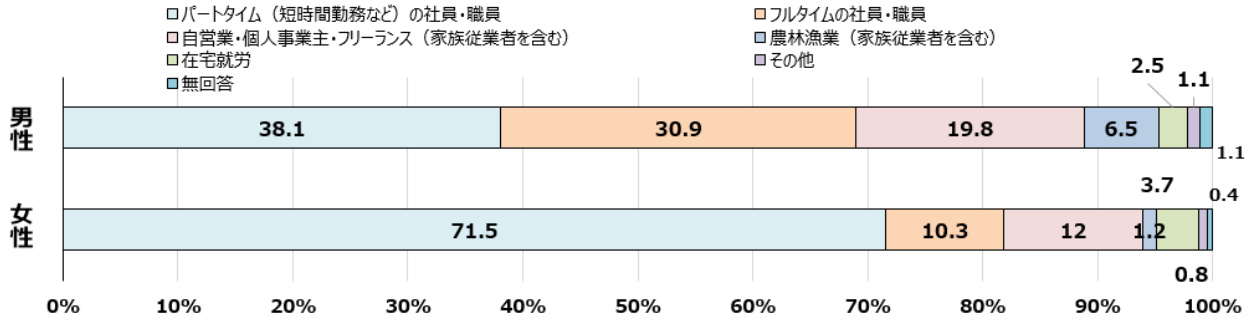

（注） 「あなたは、60歳以降も収入を伴う仕事をする場合、どのような形態での就労を希望しますか。」に対する回答

図43. 60歳以降の就業率と就労の意向

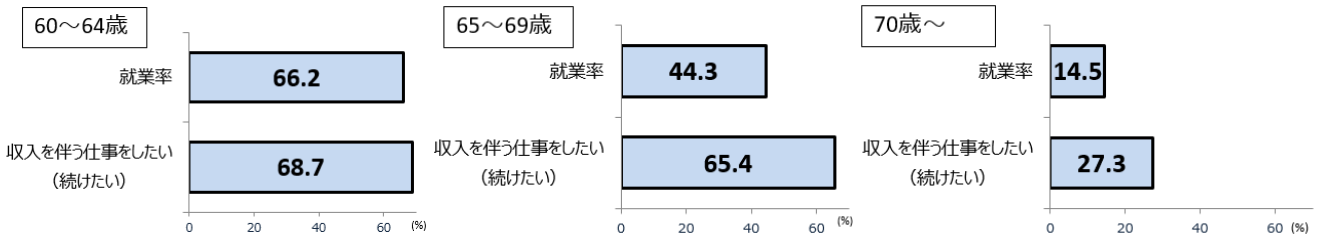

（２）対応の方向性

①70歳までの就業機会確保

（多様な選択肢の許容）

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要がある。

このため、65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上許容し、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

法制度上許容する選択肢のイメージは、

（a） 定年廃止
（b） 70歳までの定年延長
（c） 継続雇用制度導入（現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む）
（d） 他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現
（e） 個人とのフリーランス契約への資金提供
（f） 個人の起業支援
（g） 個人の社会貢献活動参加への資金提供

が想定しうる。

企業は（a）から（g）の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢についての企業の関与の具体的な在り方について、今後検討する。

（第一段階の法制整備）

70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。

第一段階の法制については、法制度上、上記の（a）～（g）といった選択肢を明示した上で、70歳までの就業機会確保の努力規定とする。また、必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

（第二段階の法制整備）

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

（提出時期及び留意点）

混乱が生じないよう、65歳（現在63歳。2025年に施行完了予定）までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。

手続き的には、労働政策審議会における審議を経て、2020年の通常国会において、第一段階の法案提出を図る。

（年金制度との関係）

70歳までの就業機会の確保に伴い、年金支給開始年齢の引上げは行わない。他方、年金受給開始の時期を自分で選択できる範囲（現在は70歳まで選択可）は拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、社会保障審議会での議論を経て、制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

（諸環境の整備）

高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

２．中途採用・経験者採用の促進

（１）現状

従業員規模が大きい5,000人以上の企業では新卒採用比率が高く、春期一括採用を基軸とした採用を実施しており、中途採用・経験者採用比率は低い状況にある（図44）。

図44. 新卒・中途採用の比率

		社数	新卒採用比率（2018 年卒）	中途採用比率（2017 年度）
全体		4,055	34.7%	65.3%
規模別	5~299人	2,084	23.3%	76.7%
	300~999人	1,071	58.5%	41.5%
	1,000~4,999人	710	59.6%	40.4%
	5,000人以上	190	62.6%	37.4%

（２）対応の方向性

人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。

このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

３．疾病・介護の予防

（１）現状

国民の感じる「悩みや不安」については、半数以上が「自分の健康」としており、「老後の生活設計」の不安に比して、近年、その割合が上昇している。

医科診療費は合計で30兆1,853億円となっており、その３分の１以上が生活習慣病関連である（図45）が、この中には予防で防げるものも含まれている。

他方、公的医療保険における予防事業（「保健事業費」）の割合は、市町村国保で0.8%（0.1兆円）であり（図46）、介護保険における予防事業（「介護予防・生活支援サービス事業費」等）は、全体の1.1%（0.1兆円）である（図47）。

図45. 医科診療費の内訳

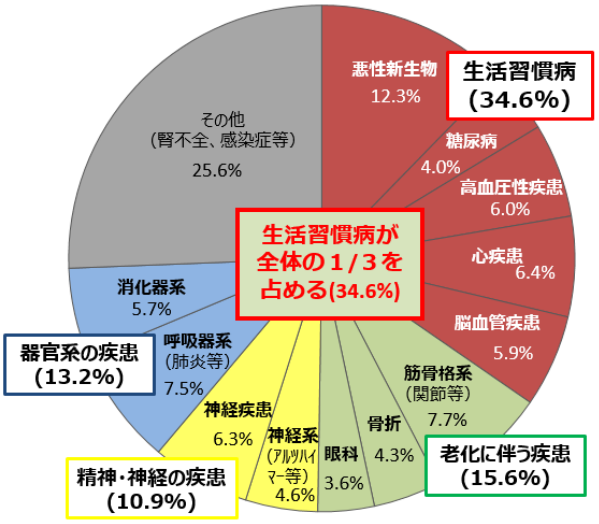

図46. 公的医療保険における予防事業（市町村国保）

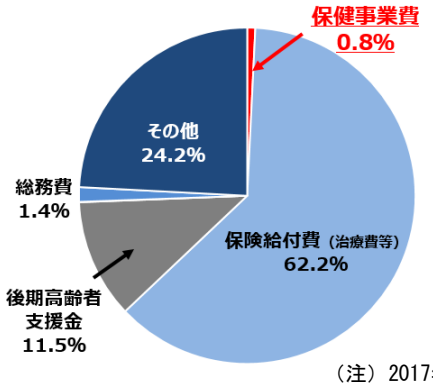

（注）2017年度決算

図47. 介護保険における予防事業

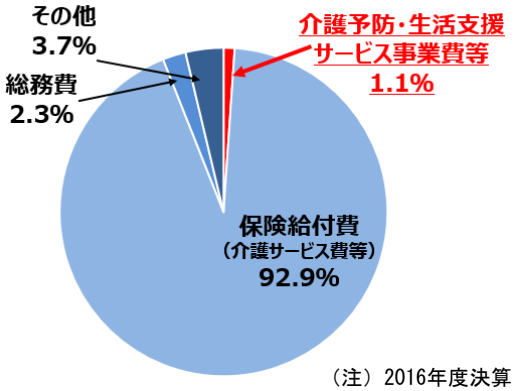

（注）2016年度決算

（糖尿病の重症化予防、特定保健指導）

糖尿病患者の年間医療費は、重症化が進むにしたがって急増しており、早期介入を通じた重症化予防が効果的である。広島県呉市においては、地元のベンチャー企業がレセプトデータ等から国民健康保険加入者の健康状態を推定し、糖尿病性腎症の重症化リスクの高い患者に対し、保健指導の介入を実施している。これにより、６年間で新規透析導入患者を６割減少させることに成功している。

地域別に比較すると、糖尿病性腎症の重症化予防に関する市町村国保の取組状況には差がある（図48）。

また、保険者の特定保健指導[3]の実施率は改善傾向にあるが、依然として目標を下回る（図49）。

図48. 糖尿病の重症化予防に取り組んでいる保険者の割合

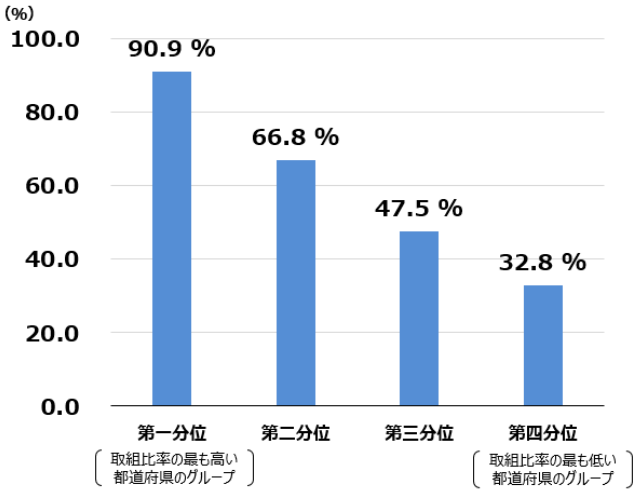

（注） 1716市町村の実績。
都道府県別に取組比率の高い順に第一（12都道府県）、第二（12都道府県）、第三（12都道府県）、第四（11都道府県）。
最上位は100%、最下位は21.1%。

図49. 保険者による特定保健指導の実施率

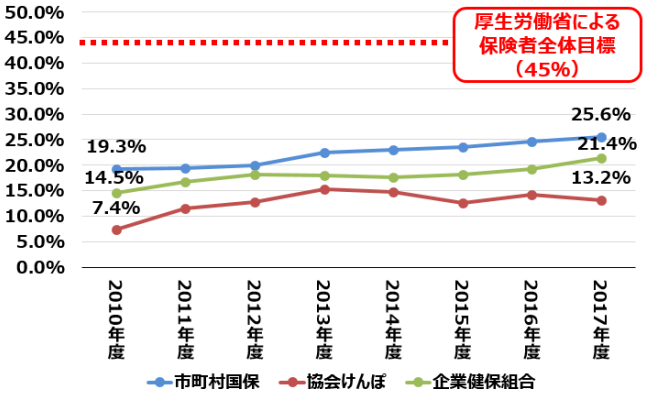

（注） 市町村国保は、自営業者、農林水産業の従事者、無職者、退職者など、その他の保険制度に属さない人が加入する公的医療保険。
協会けんぽは、主に中小企業の従業員やその家族が加入する公的医療保険。
企業健保組合は、主に大企業の従業員やその家族が加入する公的医療保険。

[3] 40歳～74歳を対象とする特定健診を受診し、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に、保健師等が生活習慣の改善を支援する制度。

（ヘルスケア・ポイントの付与）

個人の行動変容を促す、保険者による個人の加入者向けのヘルスケア・ポイント（注）の付与等の実施は半分程度にとどまる。これについて、ベストプラクティスの横展開に意義がある。

（注）ヘルスケア・ポイント事業とは、保険者が加入者に対して、健診受診、歩行、運動、健康イベントへの参加等の健康増進活動を行った場合にポイントを付与し、当該ポイントを電子マネーや地域商品券などに交換することを認める予防健康事業である。

（歯科健診、がん検診）

重症の歯周病を放置すると、糖尿病が発症する可能性があるとの指摘がある。歯科健診を受診する割合は増加傾向であるが、依然として半分にとどまっている。

がん検診についても、受診率は増加傾向だが、依然として４割～５割程度にとどまっている。歯科健診、がん検診の双方について、受診率を高めることが必要である。

（介護予防）

介護予防については、サロン（通いの場）に参加した高齢者は、①要介護認定率が半減、②認知症発症リスクが３割減との調査結果がある（図50）。また、三重県では、介護現場において高齢者を介護助手として採用し、周辺業務を担ってもらう取組を推進している。介護予防の観点から、ベストプラクティスの横展開に意義がある。

図50. サロン（通いの場）参加による介護・認知症予防の効果

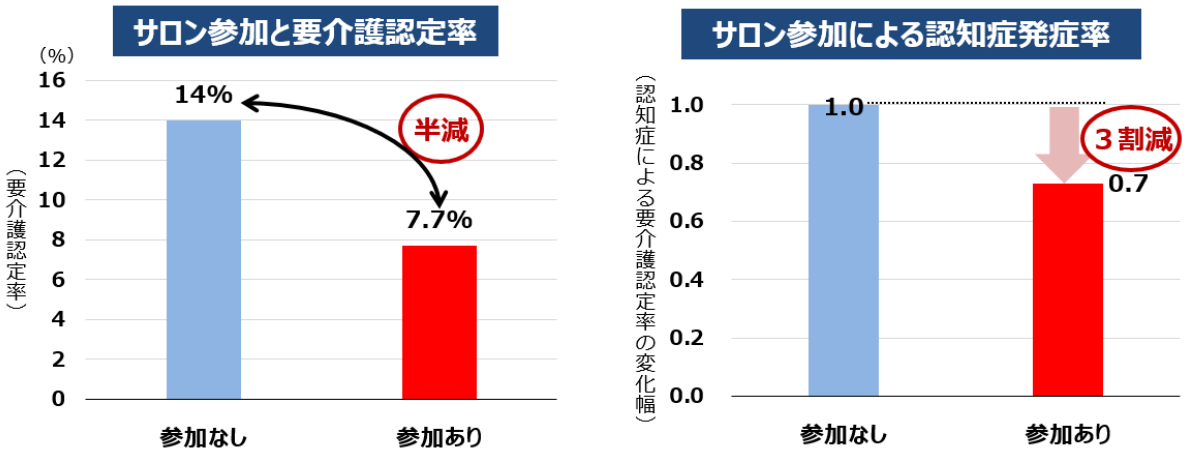

（注）三重県における高齢者の介護助手としての採用例

- 介護予防の観点から、全国で初めて高齢者を介護助手として採用。
- 介護助手の業務も難易度別に３つの等級を設け、経験や資格、職場研修等を通じてステップアップできる仕組みとなっている。
- 採用効果として、①高齢者の社会参加による介護予防、②介護職員の残業時間削減、③介護助手1人で、介護職員1人が平均190分/日、直接介護に関わる時間が増加、④認知症利用者の個別対応が可能になった、等が挙げられている

（２）対応の方向性

人生100年時代の安心の基盤は「健康」である。医療・介護については、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくことが必要である。

予防・健康づくりには、①個人の健康を改善することで、個人のQOLを向上し、将来不安を解消する、②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす、③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する、といった多面的な意義が存在している。これらに加え、生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要への効果が得られることも期待される。こうしたことにより、社会保障制度の持続可能性にもつながり得るという側面もある。

予防・健康づくりは、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に進めることが必要であり、このためには、個人の努力に加えて、個人を支える企業、保険者、地方公共団体等の役割が重要である。近年、働き方の多様化や、単身世帯の増加等による家族構成の変化が進んでおり、特に、地域や職域における保険者の予防健康事業が重要である。

予防・健康づくりは、①病気や要介護になることを防ぐ１次予防・健康増進、②病気になった後の早期治療や重症化予防等の２次予防といった段階があり、その特性や効果に応じた取組を促進する。

①疾病予防の促進について

疾病予防は、地域や職域の保険者の役割が重要であり、保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（保険者努力支援制度（国民健康保険））

保険者努力支援制度は、保険者（都道府県と市町村）の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置づけを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、（a）生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、（b）予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。

（後期高齢者支援金の加減算制度（企業健保組合））

後期高齢者支援金の加減算制度は、企業健保組合など現役世代の医療保険が後期高齢者医療制度に対して負担・拠出する後期高齢者支援金について、当該企業健保組合の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、加算（ペナルティ）又は減算（インセンティブ）を行う仕組みである。

後期高齢者支援金の加減算の幅を2017年度の0.23%から2020年度に両側に最大10%まで引き上げることで、保険者（企業健保組合）の予防・健康インセンティブを強化する。

②介護予防の促進について

介護予防も、保険者（市町村）や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金））

介護インセンティブ交付金は、保険者や都道府県の介護予防等への取組状況について評価を加え、保険者や都道府県に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、（a）介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、（b）高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。

③エビデンスに基づく政策の促進

上記①や②の改革を進め、疾病・介護予防に資する取組を促進するにあたっては、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。

その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定めるとともに、その結果を踏まえ、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進する。

④ナッジ理論の活用による個人の行動変容促進

健診等の結果や案内の通知が個人の行動変容につながり、受診率向上が図られるよう、ナッジ理論も活用しつつ、健診データを分かりやすく本人へ提供するため、全体・平均値との比較や将来予測等の情報の充実を図る。

⑤民間予防・健康サービスの促進について

総合的な社会保障改革を進める中で、予防健康事業においてウェアラブル機器やデータ等を活用した優れた民間サービスの活用を進め、（a）個人の健康改善、（ｂ）担い手の増加、（c）成長産業の育成、等に伴う経済社会の活性化を同時に実現する３方良しの明るい改革を進める。

（企業の健康経営・健康投資の促進）

企業健保組合の予防・健康づくりの取組を見える化する健康スコアリングレポートにより、企業健保組合と企業との協力を促進する。企業の健康投資額の見える化により、企業の健康経営が資本市場から適切に評価されるようにする。

（ヘルスケアサービスの品質向上）

ヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインを策定する。また、ヘルスケアデータの標準化を進める。

第４章　人口減少下での地方施策の強化
１．地域のインフラ維持と競争政策

要旨

地域銀行及び乗合バス等の事業者は、地域における基盤的サービスを提供し、破綻すれば地域に甚大な影響を与える可能性が高い「地域基盤企業」とも言える存在であり、その維持は国民的課題である。

他方、これら２分野の事業者は、現在、少子化、人口減少の中で、地域において、その経営が急速に悪化しており、インフラ機能維持のため、その経営力強化が喫緊の課題である中、その選択肢として、経営統合や共同経営の実施が見込まれる。

このため、こうした地域基盤企業に限定して、経営統合等に関して、特例的な措置を講ずることにより、地域社会のコミュニティの維持を図るべきである。その際、経営統合等から生じる消費者・利用者への弊害を防止し、経営統合等の果実を地域のインフラ維持や経済発展に活用するなどにより、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保を達成することが不可欠であり、公正取引委員会及び主務官庁のいずれの知見も最大限生かされるよう、両者の緊密な連携を前提とするものとする。

第一に、乗合バスは地域の足であり、高齢者の住民のためにも、その維持が必要である。地方の不安な現状を訴える声は多い。乗合バス等の事業者について、共同経営等を認め、街の中心部における頻度の高い便数の適正化を図れれば、その収入を調整することにより、低需要の路線を維持することが可能となる。これは、地域住民の利便性向上につながる。地域において、関係者による協議会を設置することを前提にした、新たなスキームを実現する。

第二に、地域銀行は、それぞれの地域において、７割から８割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている。業績が悪化すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が預金者や借り手に及び、地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある。早期に地域銀行の事業の改善を図るため、経営統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるようにする。

これらの目的のため、特例法を設けることとする。

（１）現状
①乗合バス

公共交通が減少し、自家用車依存の生活を強いられることへの不安が特に地方で顕著になっている（図51）。また、高齢者の免許返納が進む中で、乗合バスを維持する必要性は増加している。特に、地方部においては、年齢が高くなるにつれて、乗合バスを利用する比率が顕著に上昇している（図52）。

他方、乗合バス（一般乗合旅客自動車運送事業）の事業者の３分の２が赤字となっているが、特に、地方における一般乗合バス事業者の収支の悪化が顕著になっている（図53）。

図51. 現居住地の将来的な不安（居住地別）

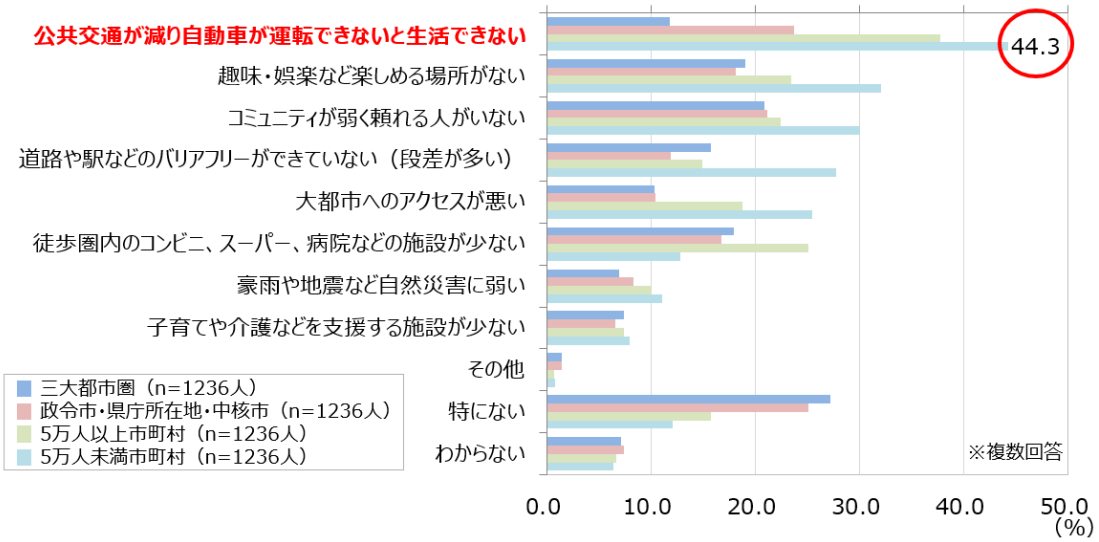

図52. 地方部の移動手段における鉄道・乗合バスの利用割合

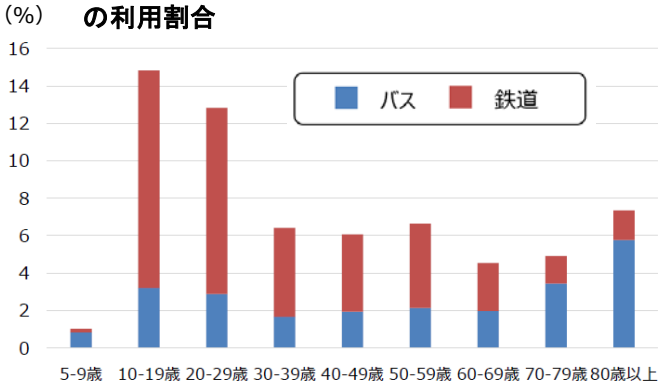

図53. 乗合バス事業者の収支状況（2017年度）

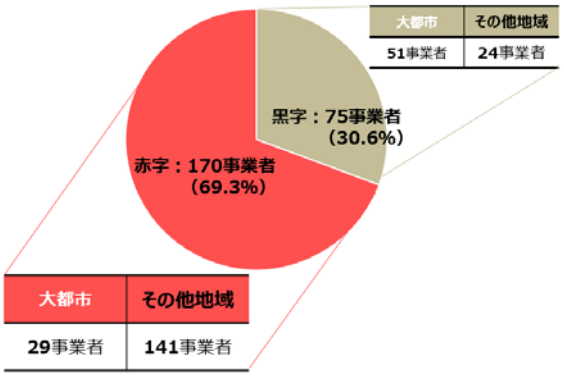

②地域銀行

地方銀行・第二地方銀行は、特に地方においては、７割から８割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている（図54）。しかし、地域銀行（地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行）の貸出利鞘（貸出金利回り－資金調達利回り）は低下し続けており（図55）、経営が悪化している。

図54. 地域銀行のメインバンクとしての役割

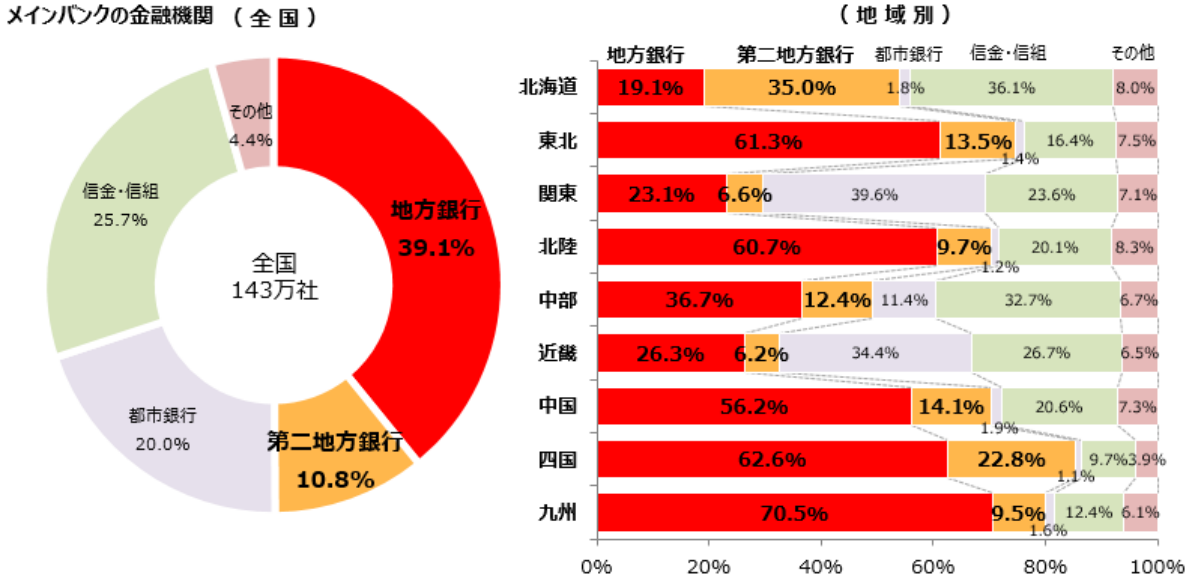

他方、銀行はシステム費用等の多額の固定費が発生するため、規模の経済性（スケールメリット）が働きやすい。すなわち、貸出の規模が２倍になっても、システム費用が２倍かかる訳ではない（図56）。このため、経営統合による経費削減余地が大きく、経営統合は、銀行の持続可能性にプラスの効果があると推測される。

図55. 地域銀行の貸出利鞘の減少

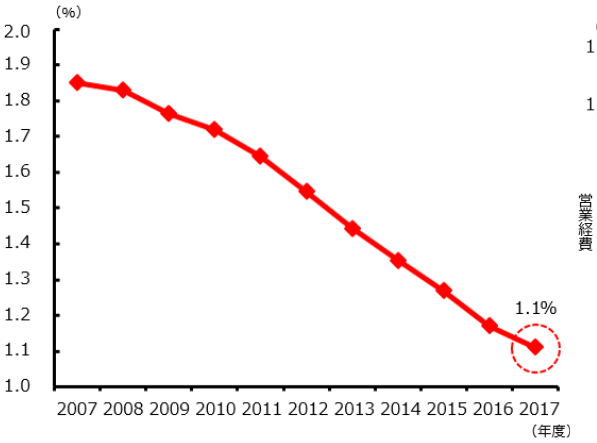

（注）図は、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行についてのもの

図56. 地域銀行の営業経費と貸出残高

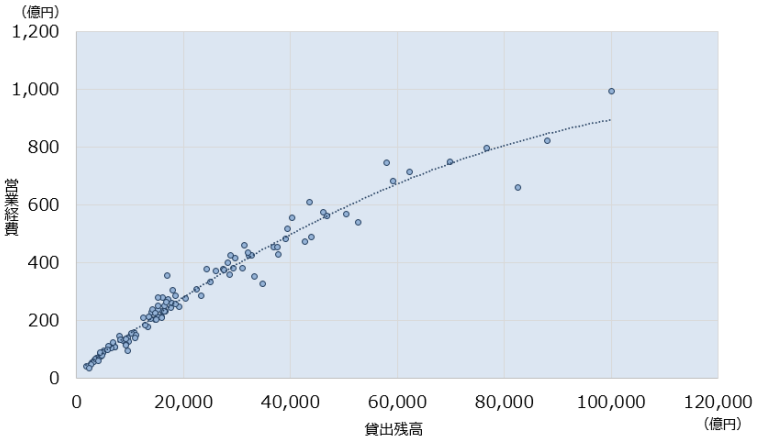

（注）図は、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行についてのもの

（２）対応の方向性

①乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関の間で、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、運賃プールなどにより収入の調整を行い、低需要地区の路線を維持することが出来れば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。

乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。具体的には、（a）中心市街地を運行するバス事業者等の路線、運行間隔、運賃等について共同経営等を認めることにより、その収入をプールすることで低需要の山間部等の路線を維持すること、（b）このため、低需要地区の路線のサービス維持を共同経営等の認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、（c）関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定する。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとする。

②地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。

すなわち、

（a）経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。

（b）申請案件が以下のⅰ）～ⅳ）について主に金融庁、ⅴ）について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。

ⅰ）人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。

ⅱ）申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等をまかなえないこと。

ⅲ）経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。

ⅳ）上記ⅲ）の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。

ⅴ）経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

（c）金融庁は、ⅰ）～ⅳ）の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、ⅴ）の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。

（d）認可後に、上記ⅰ）～ⅴ）の要件に適合するものでなくなったと認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

③特例法の対象範囲の限定

特例法の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、

経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記２分野に限定する。本施策については、10年間の時限措置とする。

また、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

④その他

金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革等の他の政策手段についても併せて検討する。

今後、県域を越えた地域金融の金融行政の在り方については、将来的に、独占禁止法との関係も含めて、検討を行うこととする。

２．地方への人材供給

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生100年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後さらに活発化していく。これら２つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の１つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

３．人口急減地域の活性化

人口急減地域においては、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。

４．国家戦略特区

健全な競争環境を作る観点から、国家戦略特区制度を基礎に、AIやビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複

数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0に向けた技術的基盤を早急に整備する。
　加えて、近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るため、地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設に取り組む。

５．中小企業・小規模事業者の生産性向上

　ローカルのグローバル化を進めるなどにより、中小企業・小規模事業者の生産性を高め、付加価値を増加させ、従業員や家族の消費を支え、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠である。

①デジタル実装支援

　デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金やIT導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディング等のデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI関連サービス、支援機関によるデジタル化促進等の普及支援策を検討する。

②経営資源引継ぎの促進

　事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、事業引継ぎ支援データベースや後継者人材バンクを抜本拡充するなど、経営資源引継ぎ型の創業や第三者承継等を後押しするための取組を進める。

③経営者保証

　経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足をできるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。

④産業毎のきめ細かな取引関係の適正化

　親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、下請Ｇメンによる下請事業者の実態把握等も含めて調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。

＜出典一覧＞

図1：「OECD.Stat」を基に作成。購買力平価ベース（2010年米国ドル基準）
図2：「OECD.Stat」を基に作成。購買力平価ベース（2010年米国ドル基準）
図3：「OECD.Stat」を基に作成。購買力平価ベース（2010年米国ドル基準）
図4：Diez Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。トムソン・ロイター社の上場企業データベースにおける1980～2016年、46.5万件のデータ（日本企業は8万件、米国企業は13万件）を使用した分析。
図5：Diez Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。グラフは、米国企業のマークアップ率の密度関数を示す。
図6：Diez, Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。 グラフは、米国を除く先進国32か国（日本を含む）における、マークアップ率の密度関数を示す。
図7：Diez, Leigh, and Tambunlertchai（2018）「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に作成。 グラフは、日本企業のマークアップ率の密度関数を示す。
図8：Autor（2019）「Work of the Past, Work of the Future」。各職業に係る総労働時間（就業者数に労働時間を乗じたもの）のシェア伸び率であることに留意。
図9：総務省「国勢調査」を基に経済産業省作成。各職業に係る総労働時間（就業者数に労働時間を乗じたもの）のシェア伸び率であることに留意。
図10：US Census Bureau 「American Community Survey 2010」
図11：総務省「就業構造基本調査」を基に作成。
図12：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。副業者数上位６業種に限定。
図13：パーソル総合研究所「副業の実態・意識調査」（2019年2月）を基に作成。
図14：Kawakami（2019）「Multiple job holding as a strategy for skills development」を基に作成。元データは、慶應家計パネル調査（2004-2016年）。
図15：Folta, Delmar, Wennberg（2010）「Hybrid entrepreneurship. Management Science」を基に作成。1994年にスウェーデンのハイテク産業に新規就業した44,613人のうち、2001年時点で起業している者2,191人に調査。
図16：Katz and Krueger(2016)「THE RISE AND NATURE OF ALTERNATIVE WORK ARRANGEMENTS IN THE UNITED STATES, 1995-2015」を基に作成。新しい就業形態（Alternative Work Arrangements）：フリーランス、請負等を指す。
図17：ランサーズ「フリーランス実態調査2018年版」。ランサーズ株式会社が行ったアンケート調査（2018年２月に実施）。対象は過去12ヶ月に仕事の対価として報酬を得た全国の20～69歳の男女。有効回答数は3,050人、そのうちフリーランスは1,550人。ここでのフリーランスの定義は、①副業型すきまワーカー（１社のみ雇用あり、副業あり）、②複業系パラレルワーカー（2社以上と雇用あり、常時雇用もしくは一時雇用でプロ意識を持つ者）、③自由業系フリーワーカー（雇用関係がないが、プロ意識を持つ者）、④自営業系独立オーナー（働き手が１名の法人経営者）の合計。
図18：プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会「フリーランス白書2019」を基に作成。
図19：日本はデロイト・トーマツ「IPO市場の動向」、米国はRitter（2018）「Initial Public Offerings：UpdatedStatistics」を基に作成。
図20：一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書」を基に作成。ここでの「M&A」は、経営権の移転を伴う売却をいう。
図21：中村・開発・八木（2017）「生産性の向上と経済成長」、Hogen et al.（2017）「Large Firm Dynamics and Secular Stagnation: Evidence from Japan and the U.S.」を基に作成。５年後方移動平均により平滑化した値であることに留意。
図22：中村・開発・八木（2017）「生産性の向上と経済成長」、Hogen et al.（2017）「Large Firm Dynamics and Secular Stagnation: Evidence from Japan and the U.S.」を基に作成。５年後方移動平均により平滑化した値であることに留意。
図23：池内健太他 （2019）「日本における雇用と生産性のダイナミクス：OECD Dynemp/MultiProdプロジェクトへの貢献国際比較」, RIETI Discussion Paper（近刊）を基に作成。対象は従業員50人未満の企業。諸外国の数値は2001-2011年の数値。
図24：YAMAGUCHI, NITTA, HARA, SHIMIZU（2018）「Staying Young at Heart or Wisdom of Age: Longitudinal Analysis of Age and Performance in US and Japanese Firms」。1978年－2015年までの上場企業（金融・保険・不動産業を除く。）のROAを集計したもの。
図25：経済産業省委託調査、Bloombergデータを基にデロイト トーマツ コンサルティング作成。調査対象企業は、日本はTOPIX対象銘柄、米国はNYSE総合指数構成銘柄。「多角化度」は、売上高構成比率が最大の事業以外の売上高が、全体の売上高に占める割合。米国の「規模（売上高）」は、1USD=100円により円換算して区分。
図26：Bloom et al.（2017）「WHAT DRIVES DIFFERENCES IN MANAGEMENT?」を基に作成。ここでの経営の質とは、企業に対する質問への回答（生産目標の設定の有無やその期間、パフォーマンス評価方法など）を基に算定した「マネジメント・スコア」を指す。
図27：Bloom, Lemos, Sadun, Scur, Van Reenen（2014）「THE NEW EMPIRICAL ECONOMICS OF MANAGEMENT」を基に作成。製造業を対象とした分析であることに留意。対象期間は、2004年～2014年。米国企業：N=1564、日本企業：N=178。
図28：米山、渡部、山内、真鍋、岩田（2017）「日米欧企業におけるオープン・イノベーション活動の比較研究」を基に作成。
図29：経済産業省取引先事業者向けアンケート調査（2018年10月実施）
図30：金融庁金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（平成30事務年度第３回）事務局説明資料を基に内閣官房が作成
図31：日本資金決済業協会：「資金移動業の実績推移」
図32：金融庁金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（平成30事務年度第２回）事務局説明資料を基に内閣官房が作成

図33：国土交通省都市局「平成27年全国都市交通特性調査」。地方都市圏は、札幌市、仙台市、広島市、北九州市、福岡市、宇都宮市、金沢市、静岡市、松山市、熊本市、鹿児島市、弘前市、盛岡市、郡山市、松江市、徳島市、高知市やその周辺都市を含む41都市。
図34：国土交通省第1回地域交通フォローアップ・イノベーション検討会資料より抜粋。「自動車運転」、「船舶・航空機運転」及び「鉄道運転」は、厚生労働省「一般職業紹介状況」の「自動車運転の職業」、「船舶・航空機運転の職業」及び「鉄道運転の職業」の数値。
図35：一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会「Taxi Today in Japan 2018」より抜粋。各年３月末現在国土交通省調べ。法人　の運転者数の推移。
図36：国土交通省「自家用有償旅客運送と登録不要の運送の考え方」（平成30年9月30日）より抜粋。
図37：国土交通省「平成28年度 地域公共交通に関する全国的な現況把握のための調査」を基に作成。市区町村数の割合は住民基本台帳　を基に算出。
図38：国土交通省HP「相乗りタクシー実証実験の結果」を基に作成。n=206。
図39：2018年11月時点のEOLデータを基に作成。
図40：文部科学省(2015)を基に作成。
図41：日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ　報告書」を基に作成。
図42：内閣府「平成25年度高齢期に向けた「備え」に関する意識調査」（2013年）を基に作成。男性（N=278）、女性（N=242）。
図43：総務省「労働力調査」（2017）、内閣府「第8回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（2015）を基に作成。60歳以上の男　女（施設入所者は除く。）を対象とした調査（n=1.105）。収入を伴う仕事をしたい（続けたい）割合は男女計の数値。
図44：リクルートワークス研究所「中途採用実態調査（2017年度実績）」を基に作成。調査対象は従業員５人以上の民間企業。集計は、新卒採用・中途採用を実施した企業、実施しなかった企業を含んでおり、一社当たりの人数は採用を実施していない企業を含んだ社数で平均を算出。また、従業員規模によって、ウェイトバックした値を掲載。
図45：厚生労働省「平成28年度 国民医療費の概況」を基に作成。
図46：厚生労働省「平成29年度　国民健康保険事業年報」を基に作成。
図47：厚生労働省「平成28年度　介護保険事業状況報告」を基に作成。介護予防・生活支援サービス事業費等は、「介護予防・生活支援サービス事業費」（要支援者等が対象）、「一般介護予防事業費」（日常生活に支障のない者等が対象）及び「介護予防事業費」（2017年度までは新制度への猶予が可能であったため存在した旧制度の科目）、「保健福祉事業費」の合計値。その他は、地域支援事業の「包括的支援事業・任意事業」と「その他」を含む。
図48：日本健康会議「保険者データヘルス全数調査」（厚生労働省補助事業）を基に作成。
図49：厚生労働省「2017年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について」を基に作成。
図50：左図：引地博之「高齢者が交流を持つ「コミュニティ・サロン」をまちに設置すると、 要介護認定率が半減する可能性がある. Press Release No: 056-15-01」、右図：引地博之「「憩いのサロン」参加で認知症リスク ３割減―７年間の追跡調査―. Press Release No:095-16-25」を基に作成。
図51：国土交通省「国民意識調査（平成29年度）」を基に作成。
図52：国土交通省都市局「平成27年全国都市交通特性調査」を基に作成。鉄道・乗合バスの割合以外は自家用車や徒歩等による移動が含まれる。
図53：国土交通省「平成29年度乗合バス事業の収支状況について」（平成30年11月22日）を基に作成。保有車両数30両以上の一般乗合バス事業者。補助金を含まない状態での収支を指す。また、兼業事業収支は含まない。大都市は、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域）。
図54：帝国データバンクが独自に調査・保有している企業概要データベース「COSMOS2」に収録された企業データでメインバンクと認識している金融機関について抽出・集計したもの。一企業に複数のメインがあるケースでは企業が最上位として認識している金融機関をメインバンクとして集計。
図55：金融庁「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」（平成30年９月26日公表）
図56：金融庁・金融仲介の改善に向けた検討会議報告書「地域金融の課題と競争のあり方」（平成30年４月11日公表）

第1章　基本的考え方

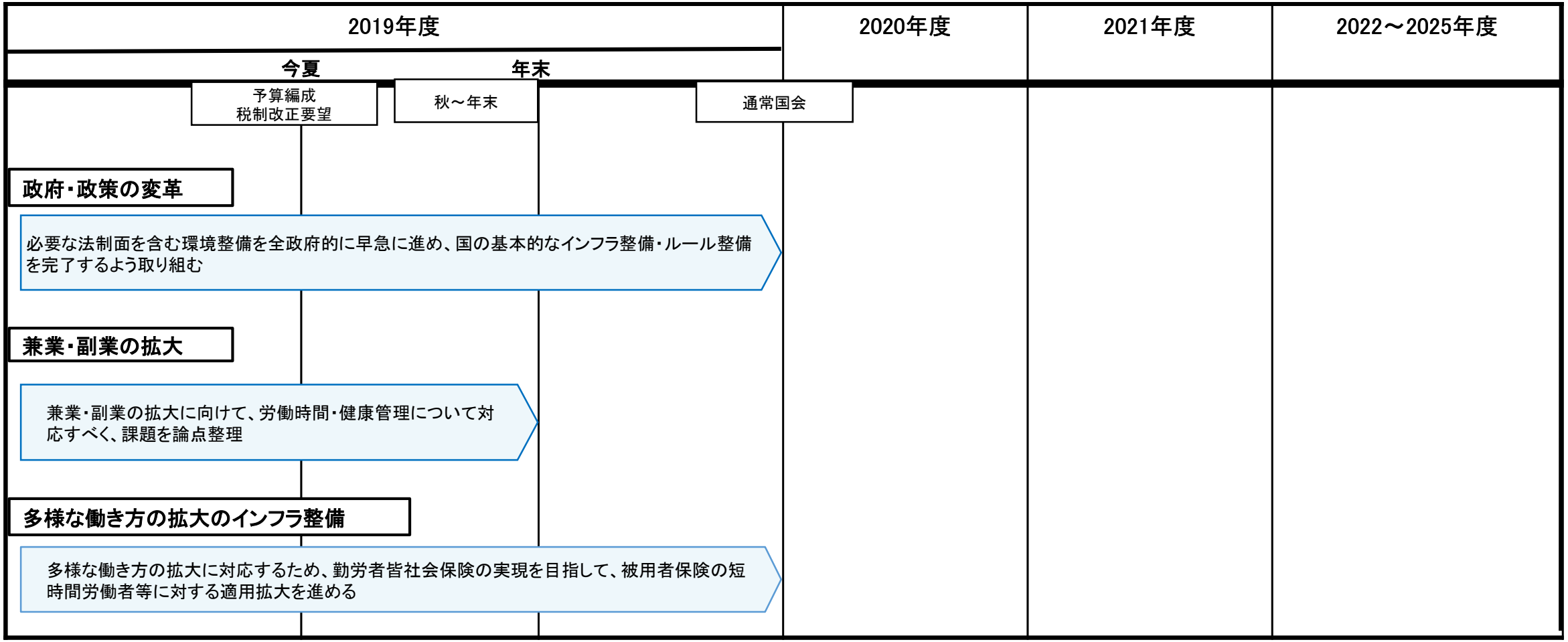
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
政府・政策の変革
必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組む
兼業・副業の拡大
兼業・副業の拡大に向けて、労働時間・健康管理について対応すべく、課題を論点整理
多様な働き方の拡大のインフラ整備
多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める

第2章　Society5.0の実現

1．デジタル市場のルール整備

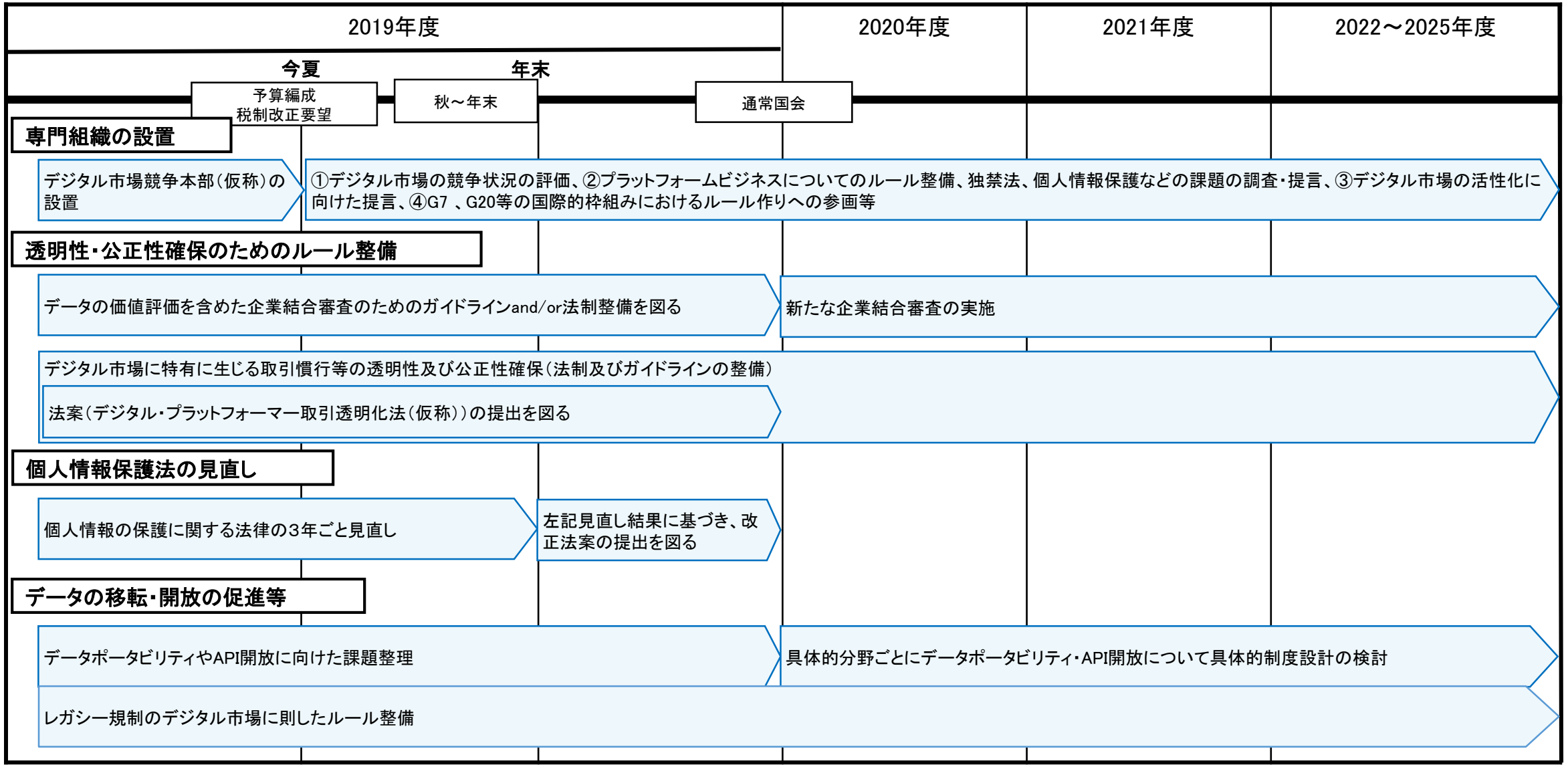

1. デジタル市場のルール整備

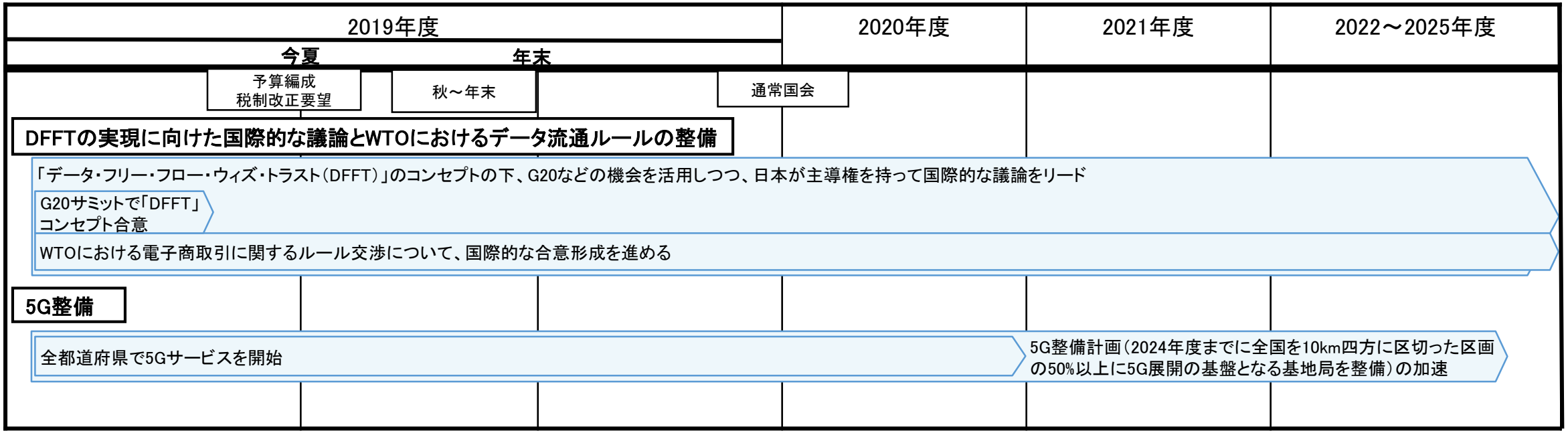

2. フィンテック／金融分野

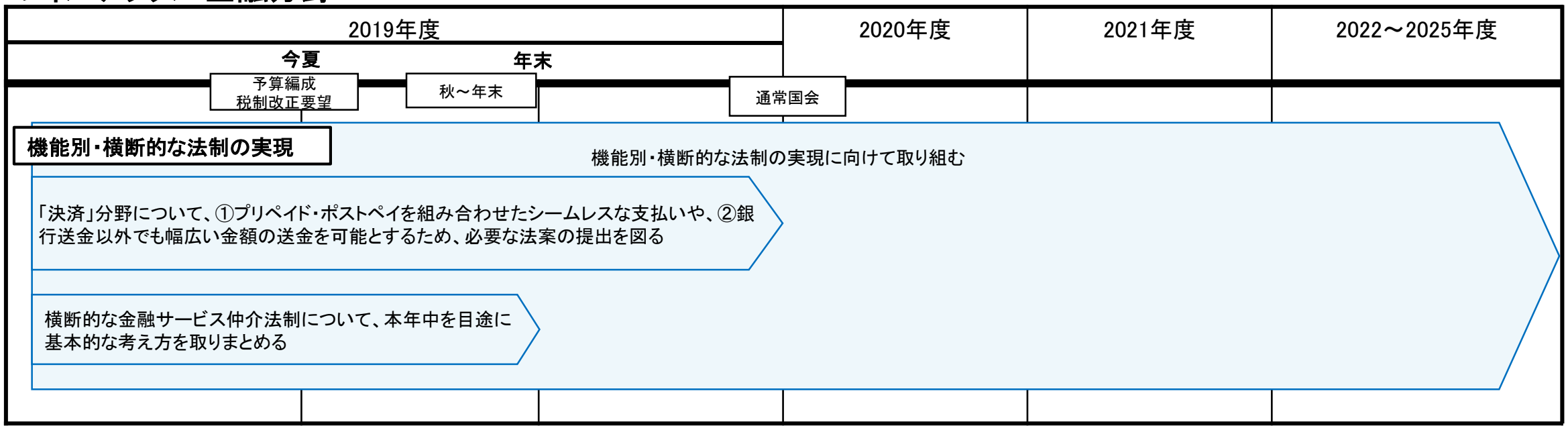

3. モビリティ

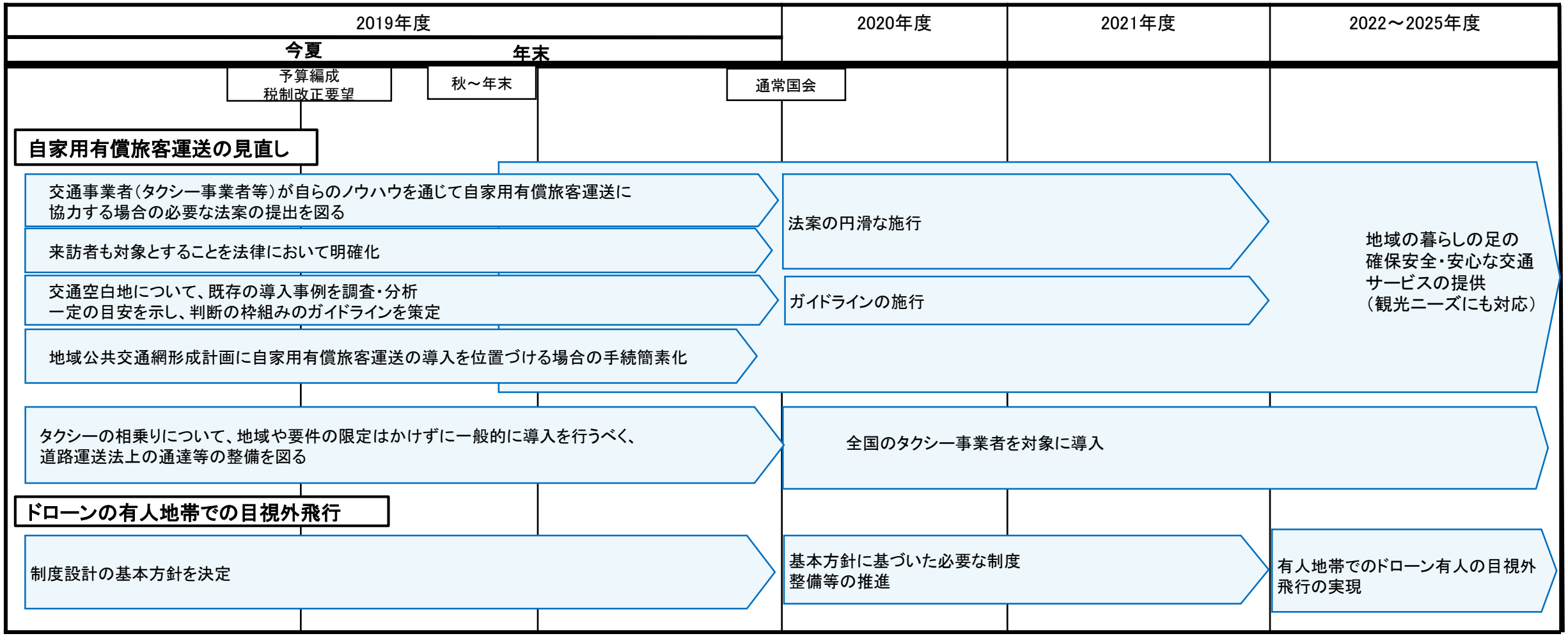
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
自家用有償旅客運送の見直し
交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する場合の必要な法案の提出を図る
来訪者も対象とすることを法律において明確化
交通空白地について、既存の導入事例を調査・分析
一定の目安を示し、判断の枠組みのガイドラインを策定
地域公共交通網形成計画に自家用有償旅客運送の導入を位置づける場合の手続簡素化
法案の円滑な施行
ガイドラインの施行
地域の暮らしの足の確保安全・安心な交通サービスの提供（観光ニーズにも対応）
タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行うべく、道路運送法上の通達等の整備を図る
全国のタクシー事業者を対象に導入
ドローンの有人地帯での目視外飛行
制度設計の基本方針を決定
基本方針に基づいた必要な制度整備等の推進
有人地帯でのドローン有人の目視外飛行の実現

4. コーポレート・ガバナンス

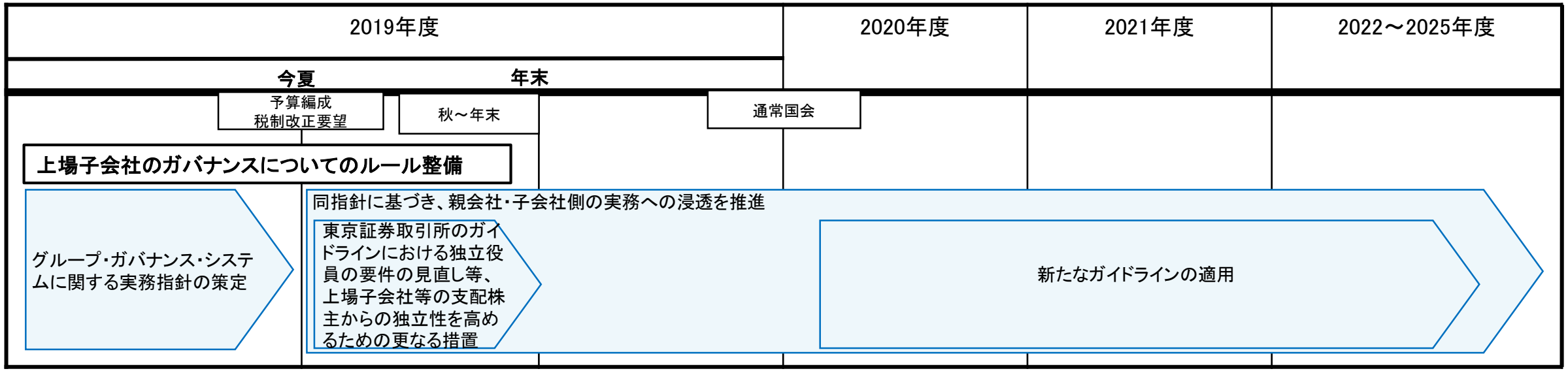

5. スマート公共サービス

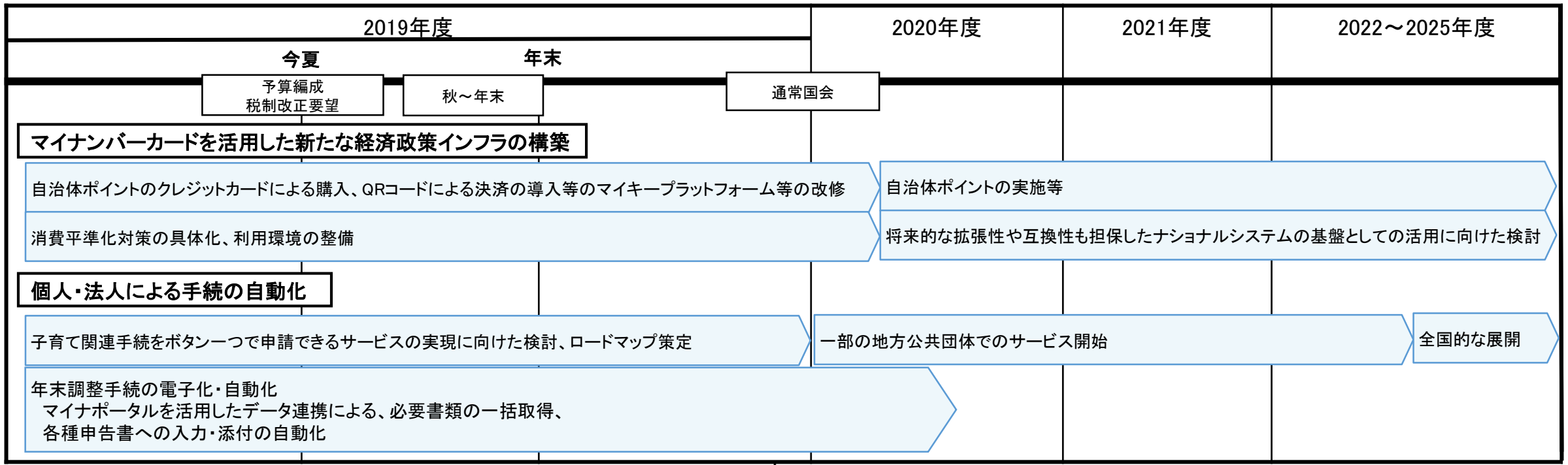

6. 次世代インフラ

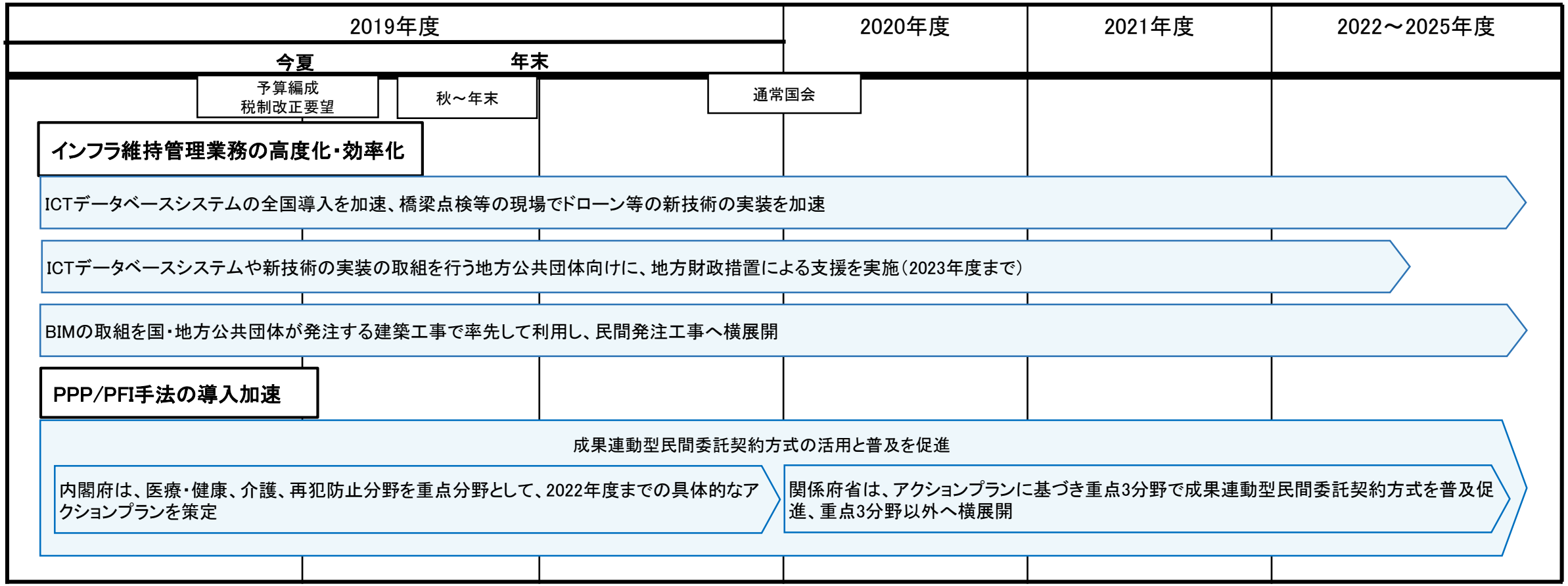
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
インフラ維持管理業務の高度化・効率化
ICTデータベースシステムの全国導入を加速、橋梁点検等の現場でドローン等の新技術の実装を加速
ICTデータベースシステムや新技術の実装の取組を行う地方公共団体向けに、地方財政措置による支援を実施（2023年度まで）
BIMの取組を国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間発注工事へ横展開
PPP/PFI手法の導入加速
成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進
内閣府は、医療・健康、介護、再犯防止分野を重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを策定
関係府省は、アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式を普及促進、重点3分野以外へ横展開

7. 脱炭素社会の実現を目指して

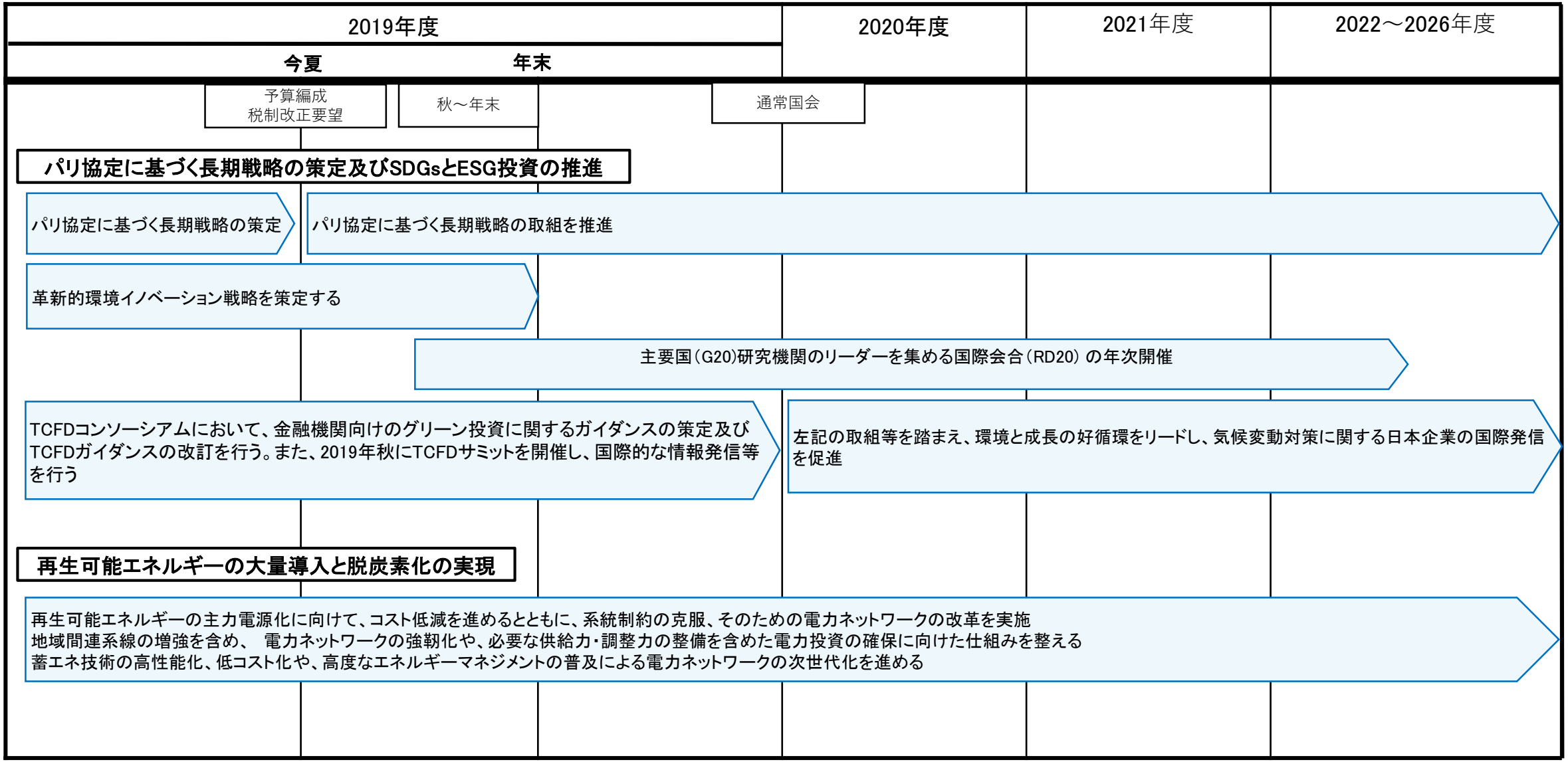

第3章　全世代型社会保障への改革

1．70歳までの就業機会確保

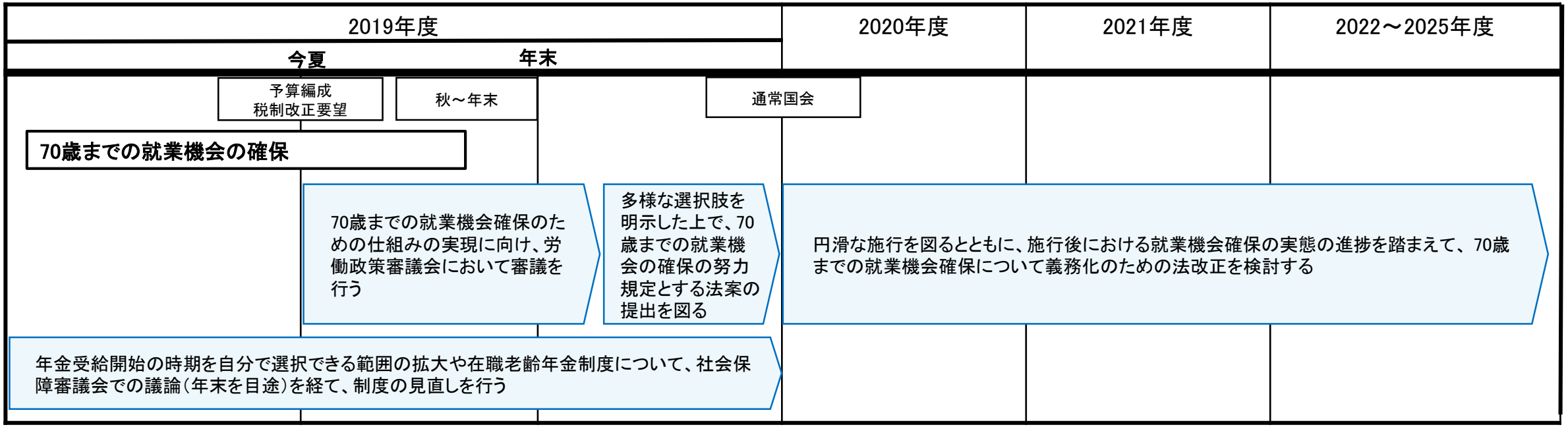

2．中途採用・経験者採用の促進

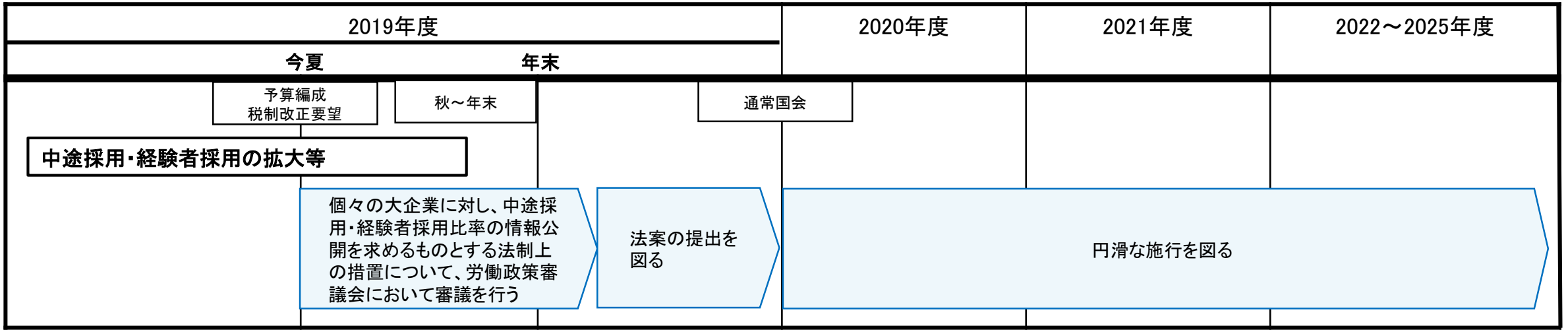

3. 疾病・介護の予防

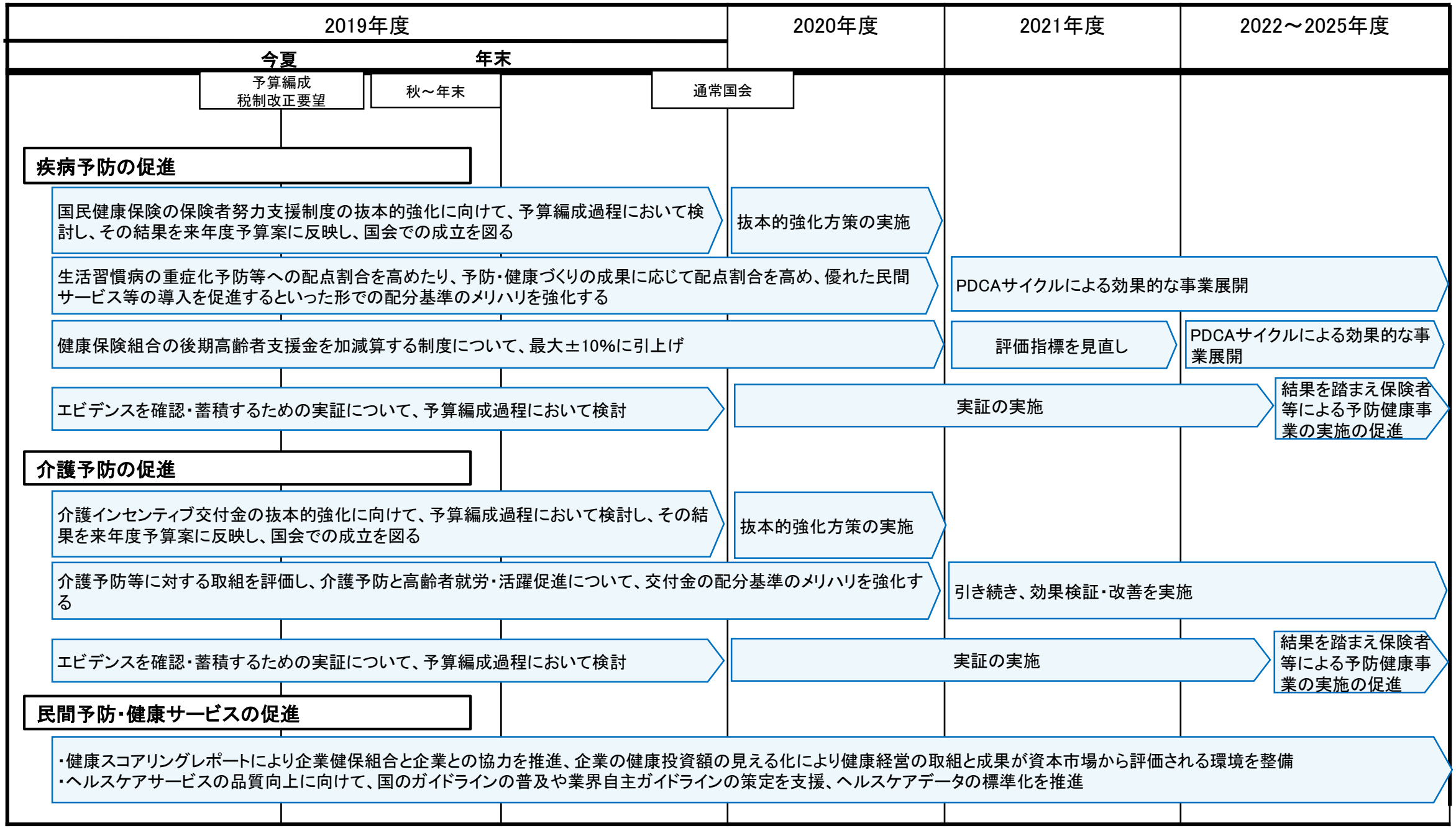
2019年度
2020年度
2021年度
2022～2025年度
今夏
年末
予算編成
税制改正要望
秋～年末
通常国会
疾病予防の促進
国民健康保険の保険者努力支援制度の抜本的強化に向けて、予算編成過程において検討し、その結果を来年度予算案に反映し、国会での成立を図る
抜本的強化方策の実施
生活習慣病の重症化予防等への配点割合を高めたり、予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進するといった形での配分基準のメリハリを強化する
PDCAサイクルによる効果的な事業展開
健康保険組合の後期高齢者支援金を加減算する制度について、最大±10%に引上げ
評価指標を見直し
PDCAサイクルによる効果的な事業展開
エビデンスを確認・蓄積するための実証について、予算編成過程において検討
実証の実施
結果を踏まえ保険者等による予防健康事業の実施の促進
介護予防の促進
介護インセンティブ交付金の抜本的強化に向けて、予算編成過程において検討し、その結果を来年度予算案に反映し、国会での成立を図る
抜本的強化方策の実施
介護予防等に対する取組を評価し、介護予防と高齢者就労・活躍促進について、交付金の配分基準のメリハリを強化する
引き続き、効果検証・改善を実施
エビデンスを確認・蓄積するための実証について、予算編成過程において検討
実証の実施
結果を踏まえ保険者等による予防健康事業の実施の促進
民間予防・健康サービスの促進
・健康スコアリングレポートにより企業健保組合と企業との協力を推進、企業の健康投資額の見える化により健康経営の取組と成果が資本市場から評価される環境を整備
・ヘルスケアサービスの品質向上に向けて、国のガイドラインの普及や業界自主ガイドラインの策定を支援、ヘルスケアデータの標準化を推進

第4章　人口減少下での地方施策の強化

1. 地域のインフラ維持と競争政策

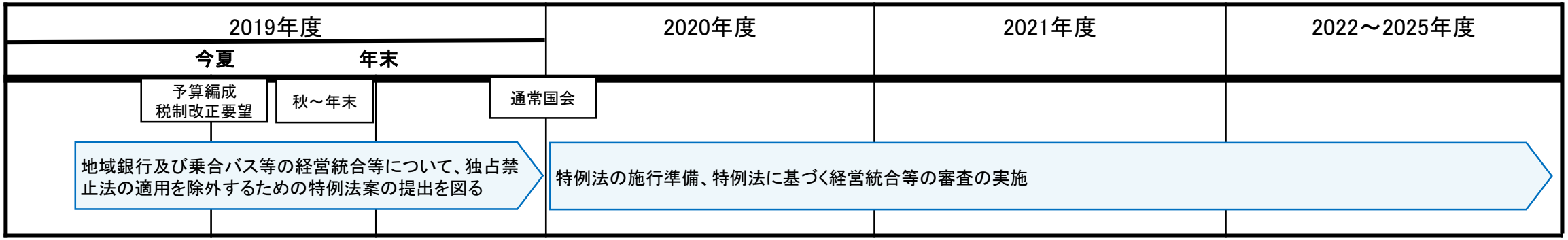

2. 地方への人材供給

3. 人口急減地域の活性化

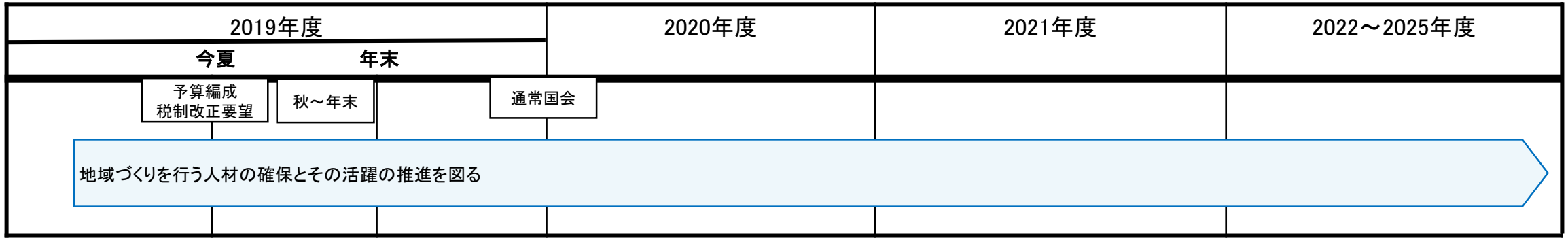

5. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

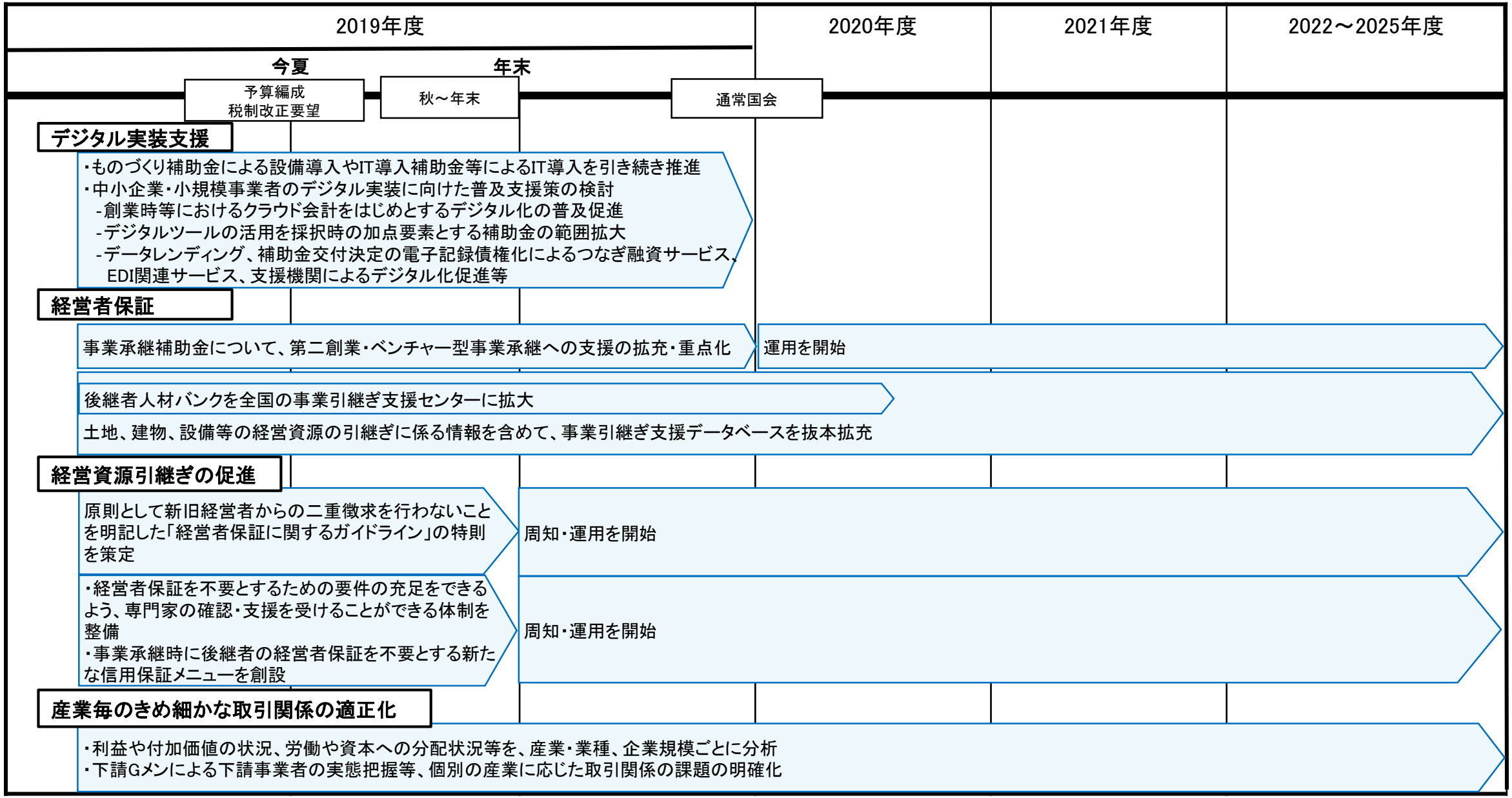

成長戦略フォローアップ案

令和元年6月5日

Ⅰ．Society5.0の実現

１．デジタル市場のルール整備

（１）KPIの主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出

【参考値】

・未上場ベンチャー企業：２社（JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018(2019年２月現在)）

・上場ベンチャー企業：５社（内閣府調べ（2019年４月現在））

《KPI》(新)2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始する。

《KPI》業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を2020年度までに30事業創出する。

⇒25事例（2019年３月）

ｉ）デジタル市場のルール整備

インターネットにおける新しい石油、デジタル世界における新たな通貨とも呼ばれるデータに注目が集まっている。デジタル・プラットフォーム企業は、これを巧みに活用し、利用者や事業者に便利で有益なサービスや世界市場へのアクセスを提供するなど、デジタル時代に欠かすことのできない存在となっている。

一方で、デジタル・プラットフォーム企業は独占化・寡占化が進みやすいという特徴を有しており、取引環境の透明化・公正性の確保に向け、公正かつ自由な競争を促進することが求められている。デジタル・プラットフォーム企業を巡る取引環境の整備については、国際的にも取組が進められているところであり、我が国としても、早急にその立ち位置を示しつつ、デジタル市場のルール整備を図るとともに、成長の原動力として次世代のデジタル・プラットフォーム企業を我が国から育てていく。また、その際には、これまでの旧態依然とした規制をデジタル時代に合わせた合理的なものとなるよう、見直しを進めていくことが重要となる。

①　デジタル・プラットフォーム企業への対応

・グローバルで変化の激しいデジタル市場における市場競争の評価等を行うため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル

市場競争本部」(仮称))を早期に創設する。同組織には、データポータビリティやAPI開放を始めとするデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独禁法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。

具体的には、所掌事務として、(a) デジタル市場における競争状況の評価、(b) 様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独禁法、個人情報保護などの課題の調査・提言、(c) 中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、(d) G7、G20等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等、とする。

専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。

デジタル市場競争本部（仮称）は、IT総合戦略本部・サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。

・デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの集積により競争阻害が生じるおそれがあることを踏まえ、企業買収によるデータ集積に起因する競争阻害を防止するため、デジタル市場におけるデータ集積等を考慮した審査の諸点に係る企業結合審査上の考え方について整理を行い、当該審査基準を本年中に改正するとともに、売上を基準とした届出基準の在り方についても本年度内に検討する。

・デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（ギグ・エコノミー）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。他方、デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。

このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制及びガイドラインの整備を図る。このため、令和２年の通常国会に法案（「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法」（仮称））の提出を図る。

一方で、ルール整備が第４次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初は comply or explain（従うか、または、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討する。

具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング（商品検索結果の表示順）の明示、デジタル・プラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等）を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

・個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すことなどを検討し、令和２年の通常国会に改正法案の提出を図る。

・デジタル・プラットフォーム企業からいつでもユーザーや利用事業者が移籍できるデータポータビリティや、オープンに接続されることが可能な API 開放に向けた課題の整理を本年度中に行う。加えて、医療、金融、クラウドといった個別分野については、上記の課題の整理も踏まえた上で、分野毎の固有の問題にも十分留意しつつ、検討を進める。

・現行の独占禁止法の優越的地位の濫用規制をデジタル・プラットフォーム企業による対消費者取引に適用する際の考え方の整理を本夏までに行い、執行可能な体制を整備する。

・併せて、デジタル資本主義時代に適切に対応し、国際協力の強化や公正透明な競争環境を実現するため、公正取引委員会の体制の整備・強化及び基盤整備を図る。

・また、デジタル・プラットフォーム企業と消費者との関係の透明性及び公正性を確保する観点から、消費者保護関係法令の適用の考え方の整理や利用規約の透明性・公正性の確保、海外事業者への域外適用その他の消費者保護に関する規律の在り方について、本年度中に検討を開始し、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。

・利用者情報の適切な取扱いを確保するため、国外のデジタル・プラットフォーム企業が我が国の利用者を対象に通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法の通信の秘密の保護規定の適用等の在り方について、次期通常国会での法案提出も視野に、本年中に整理を行う。

・国外のデジタル・プラットフォーム企業が我が国の利用者を対象に旅

行サービスを提供する場合に、海外事業者への旅行業法の域外適用の在り方について、消費者保護等の観点から本年度中に整理し、実効性のある方策について結論を得る。

② デジタル時代の規制見直し

・「Society 5.0」の実現に向けて関係者間での認識共有や合意形成を加速するため、異なるシステム間の相互運用性や信頼性を確保し、データ連携形式等の標準を定めるための、産業界向けのリファレンスとなる「アーキテクチャ」について、その設計・検討等を行う体制を本年度中に構築する。同体制を中核としてSIPによる各省横断的な取組や各省の取組と連携し、モビリティ、ドローン、プラント保安等の分野を対象に「アーキテクチャ」の設計を本年度から開始する。

・データ連携によりサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する中、AI、IoT、ビッグデータ（常時監視データ）等のデジタル技術を活用することで、既存規制が担保している安全などの法益を損なうことなく、共同規制等多様な手法で企業の合理的対応を促進する規制改革について、未来投資会議や規制改革推進会議が連携しつつ、政府横断的な検討を開始する。この際、デジタル時代に適した規制を実現する観点から、「アーキテクチャ」を活用した検討を行い、与信等に関する消費者保護や安全確保等の分野において、本年度内にデジタル技術やデータを活用した規制の見直しを検討する。

・産業保安・製品安全に関する主要な法令手続のシステム化を進めるとともに、そのデータを活用しつつ、来年度から安全性向上に効果的な情報・取組の抽出・横展開や事故の未然防止等へのAI活用を実証し、データに基づく効率的な規制の実現に向けて検討を行う。

ⅱ）データ流通の促進

Society5.0が目指す、サイバー空間とフィジカル空間の高度な連携による更なる経済発展、社会課題の解決の実現に向けては、これまで以上にデータを活用した取組を推進する必要がある。そのため、早期に国際・国内でのデータ流通における基本的な考え方を確立し、安心・安全なデータ流通・利活用を促進する。

また、グローバルな競争に打ち勝つための企業のデジタルトランスフォーメーションの促進や5G時代における社会全体を支える世界最先端のインフラの確保を強力に進めていく必要がある。さらに、サイバー、フィジカルの両空間におけるセキュリティ水準の更なる向上を図り、安心・安全なデータ駆動型社会を実現する。

①　データ流通における基本的考え方の確立

ア）国際的なデータ流通

・プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT)」のコンセプトの下、G20 などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。
また、データの自由な流通を含む、WTO における電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進める。

・日 EU 間の相互の個人データ移転枠組みや、APEC の越境プライバシールール（CBPR）を推進してきた立場から、国際的な個人情報の流通を安全かつ円滑なものとすべく、各国間の個人情報保護ルールの相互運用性を高めるため、国際会議や二国間の枠組みを活用して、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論を主導する。

イ）パーソナルデータの円滑な流通

・個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すことなどを検討し、令和２年の通常国会に改正法案の提出を図る。

・パーソナルデータの円滑な流通の実現に向け、データ流通市場における各プレーヤ（データ保有者・個人・データ活用者等）が実装すべき機能等のアーキテクチャを実証実験等を通じてとりまとめる。特に、パーソナルデータの第三者提供を行う「情報銀行」について、その多様化を見据えた認定ルールの見直しを本年夏を目途に行い、これに基づく認定を加速させるとともに、情報銀行間の連携を実現するプラットフォームの構築やデータフォーマットの標準化等に関する検討を行い、本年度内に取りまとめる。

・通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野において、視聴履歴等の放送データを活用した新たなサービス・ビジネスの創出・展開を促進するため、放送データ活用の事例（プラクティス）の集積、第三者提供等に関するルール整備を来年度までに進める。

ウ）データ連携・流通による新たな事業創出

・リアルデータを活用した付加価値創出と社会課題解決を目指す「Connected Industries」の実現に向け、生産性向上特別措置法に基づく特定革新的データ産業活用の認定を進めながら協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、重点５分野（「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」）を中心に来年度からの本格運用を見据え、本年度から、データを共有するための標準やアーキテクチャ、プラットフォームの整備及び、当該共用データを基にサービス創出を行うAIシステムの開発を支援する。

・Society5.0 時代における地域力の強化に向けて、健康づくり、教育、農業、防災等の生活に身近な分野において、地域課題の解決を目指す地方公共団体に対して、地域IoTの実装計画策定や導入効果が確立されたモデルの実装事業の支援、都市 OS の構築等の関係府省庁と連携した分野横断的なデータ利活用型の街づくりの推進等を実施。来年度末までに800の地方公共団体において、IoTを活用した取組を創出。

・高齢者・障害者の ICT 利活用を促進するため、ICT 機器・サービスについて、障害当事者参加による開発を促進する障害関連データの共有プラットフォームの構築やアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示スキームの導入を早期に実現するとともに、併せてデジタル活用支援員について、支援員の活動の具体的な内容や支援員へのサポートのあり方（国、自治体、NPO 団体等の役割分担など）等の仕組みの整備に取り組む。

・データ社会の到来により増加した膨大な量の情報を効率的に活用するため、革新的 AI チップに係るコンピューティング技術を令和４年度目途で、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の技術開発を令和９年度目途で確立するとともに、その社会実装に向けて、AI チップ上で動作するソフトウェア開発に係るコンテストの実施を通じた若手人材の育成や、次世代コンピューティング技術のユースケースの開拓に取り組む。

（シェアリングエコノミーの推進）

・シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図る。

・シェアリングエコノミーの更なる安全性・信頼性の向上に向け、一定以上のスキルを習得したシェアワーカーを認証する仕組みについて、業界団体と連携して検討を行い、本年度中に制度の具体化を図り、来年度から実施する。
・改定したモデルガイドラインやシェアワーカーの認証制度、地域課題の解決に向けた自治体等によるモデル的取組等も踏まえ、共助と価値共創を強みとした日本発のシェアリングエコノミーモデルを構築し、官民一体となった社会実装を推進する。また、ISO における国際的なルールづくりの場において我が国が主導し、市場創出を念頭に置きながら国際標準化を進める。

（オープンデータの普及・促進）
・民間ニーズに即したオープンデータ公開を加速するため、官民ラウンドテーブルにより「健康・医療・介護・子育て」や「教育」などの分野についてオープン化を重点的に進めるとともに、各府省庁の取組についてフォローアップを行い、具体的なデータの公開を促進する。さらに、各府省庁自らオープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を主体的に行うことで、更なるデータ公開を促す。
・来年度までに地域課題解決や経済活性化等に資するよう地方公共団体のオープンデータ取組率 100％を達成するため、必要な知見・技術を習得できる研修を本年度中に 40 回程度実施するとともに、推奨データセットの拡大を図っていく。
・オープンデータの一元的な提供により、データを活用した社会課題の解決等に資するため、令和４年度早期に政府のデータカタログサイト DATA.GO.JP と e-Gov（電子政府の総合窓口）との統合を実現する。

（コンテンツの円滑な流通）
・ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツの流通について本年度実証を行いその結果を踏まえて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配のあり方の検討を行い、来年度中に取りまとめる。また、放送コンテンツのインターネット同時配信等の普及・展開を推進するため、音楽分野における権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した権利処理の円滑化・効率化のための仕組みを令和３年度までに整備する。
・ローカル局を含む全国 50 以上の放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的にネットで配信し、さらにデータの活用等により個人の属性に応じたコンテンツを手軽に視聴できる環境や

新たなサービスの創出等を可能とするコンテンツ・プラットフォームについて、令和３年度までの実現を促す。

②　流通・活用環境の整備

ア）攻めのシステム改革

・企業における DX（デジタル・トランスフォーメーション）やデジタルガバナンスの状況を客観的に評価するための基準（「デジタルガバナンス・コード」）の策定や、当該評価結果に基づき格付を行う「DX 格付制度」創設等について、法律上の措置も含めて検討を行い、本年度中に結論を得て、順次制度化を図る。また、DX を円滑に進めるため IT ベンダー事業者とユーザー事業者の円滑な協力関係の下でシステム開発を進められるよう、両者間の望ましい契約の在り方を整理し契約モデルを本年度中に策定する。

・社会インフラにおけるデータ利活用やレガシーシステムの刷新コストの低減、業務コスト効率化のため、組込みソフトウェア分野を含め、非競争領域における共通システム化を促進する。具体的には、上水道事業における業務管理やデータ流通のための共通プラットフォームについて、本年度中にシステム構築を行い、来年度から運用を行う。また、得られた成果について他の社会インフラへの展開を検討する。

イ）ネットワークの更なる強化と高度化の推進

・Society5.0 の実現に向けて、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、令和６年度末までの 5G 整備計画を加速するとともに、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。また、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、来年までの解消を目指すとともに、在来線については、令和４年度までに輸送量の 90％以上を占める路線区間のトンネルについて携帯電話を利用できる環境の整備を促進する方策について、民間事業者の経営状況等も踏まえて検討を行い、本年夏までに結論を得る。

・今後の電波利用ニーズの拡大への対応として、Beyond 5G の要素技術やその円滑かつ迅速な導入に必要となる実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境、HAPS（High-Altitude Platform Station）を用いた通信システム等に関する研究開発を推進するとともに、既存システムとのダイナミックな周波数共用を可能とするシステムの構築を来年度末までに行う。

・自動車組立工場や立体自動倉庫等の製造現場における生産性向上を目

的とした無線通信の円滑な導入を推進するため、工場内の無線通信を最適制御する技術等を来年度までに、工場内の無線通信を高信頼化する技術等を令和３年までに確立するとともに、各技術の国際標準化を実現する。

ウ）新たな技術によるユースケースの確立

・5G に関し、来年度末までに全都道府県でサービスを開始する等、全国展開を着実に推進するとともに、5G 等の ICT による地域の課題解決に係る技術や制度の検証を行うための実証実験を、関係府省や地方公共団体、地域の住民・団体等と連携して、実施する。また、地域に密着した課題解決を行うローカル 5G に必要な制度整備を本年秋から一部先行し、来年までに行う。
・通信技術との連携等による 4K・8K 放送の高度化や高度映像配信サービスの全国的な普及を図るため、令和３年度までに技術的課題の検証や技術仕様の策定等を行い、4K・8K の一層の普及と新サービス創出を図る。また、4K・8K を放送・映像配信に加えて、令和３年度までに 8K 技術を活用した内視鏡の遠隔医療での活用を可能とするシステムを開発する等、医療をはじめとする幅広い分野で利用することで、産業横断的な基盤としての確立を図る。

エ）ICT を活用した災害対応

・トラヒックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、関係事業者の協力を得て、トラヒックの実態を収集･把握し、客観的なデータを公開するとともに、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域 IX[1]や CDN[2]等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。
・本年度中に公的機関により多言語翻訳クラウドを活用可能とするため、多言語翻訳クラウドの導入にあたってのセキュリティ・プライバシーに関するガイドライン策定等の環境整備を行い、訪日外国人や新たな外国人材に対する避難情報などの多言語での効率的な提供を実現する。
・Ｌアラートによる災害関係情報の円滑な伝達や一層の利用拡大を図るため、来年度中に、Ｌアラートが配信する情報の確認・補正を行うための体制を構築し、Ｌアラート情報の迅速性・正確性の向上を進展さ

[1] IX（Internet eXchange）：インターネットにおけるトラヒックの交換拠点
[2] CDN（Content Delivery Network）：ユーザーに効率よくコンテンツを配信するための分散型情報配信システム

せる。

③　サイバーセキュリティの確保

・平成 30 年以降３年間の基本計画である「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえた、新たな年次計画に基づく取組を、サイバー攻撃に係る被害の実態も把握しつつ、着実に推進する。その上で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えたサイバーセキュリティの確保に向け、新たな技術の導入・活用等による政府機関等における予防・検知等の連携高度化や、従来の枠を超えた情報共有体制の構築、サプライチェーンリスクに対応するための技術検証体制の整備、研究・技術開発の推進、対処態勢の整備、経営層の意識改革、人材の確保・育成、脆弱な IoT 機器への積極的対策等を推進する。

・日本発のセキュリティ製品のマーケットインや日本における検証ビジネスの活性化に向け、セキュリティの製品の性能評価や信頼性評価、ホワイトハッカーによる実攻撃検証を包括的に行う枠組みである「Proven in Japan」の実現に向け、本年度から評価の仕組の確立やガイドラインの整備、検証基盤の構築を進める。

・サプライチェーンリスクに対応するため、令和４年度までを目途に 5G を含むシステム等に組み込まれた不正な機能や脆弱性を効率的に検出する技術開発・検証を進め、その成果を踏まえた対応策の重要インフラ事業者等への浸透を図るとともに、データの管理・処理を担う半導体を中心に、信頼が確保されたサプライチェーンから調達できる環境を整備する。

・Society5.0 時代の社会全体のセキュリティ、信頼性確保に向け、個社ごとのセキュリティ対策ではなく、取引先等を含めたサプライチェーン全体として直面するリスク源や対応の方針等を整理した枠組である「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の実装・具体化を進めるため、スマートホーム分野をはじめとした、各産業分野の産業構造や商慣行などの特性を踏まえた産業分野別のガイドラインを、本年度から順次策定する。
また、分野横断的な対応が求められる、データや IoT 機器等のセキュリティ対策、ソフトウェアの管理策等について考え方を整理すべく、本年度検討を行い、来年度までにガイドライン等の整備を進める。

・来年度中を目途に中小企業が利用可能な簡易で安価なサイバーセキュリティ保険や付随サービス等が創出されることを目指し、本年度から全国各地域において中小企業のセキュリティに関する相談窓口や相

談後の対応等の支援を行う仕組について実証を行う。
・サイバー空間での自由で安心・安全なデータ流通を支える基盤として、データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）の在り方について、国際的な相互運用性の観点も踏まえ、本年中を目途に結論を得て、速やかに制度化を目指す。

２．フィンテック／金融分野

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年６月までに、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。

⇒本年３月時点において、全邦銀（除く外国銀行支店）138 行のうち、130 行がオープン API の導入を表明。130 行中 124 行が 2020 年６月までの導入を表明。

《KPI》2025 年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す。

⇒2018 年：24.1％

※分子は 2018 年のクレジットカード、デビットカード及び電子マネーによる決済額の合計。分母は 2018 年の民間最終消費支出（名目値、２次速報値）。

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

・現在の業態ごとの関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。特に、現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化・柔構造化を図り、これにより、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現するため、2020 年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

・また、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進め、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

・民間事業者による革新的な本人確認の実装支援や、クレジットカード事業者を含む他の特定事業者との間での本人確認の活用について検討し、本人確認の高度化・迅速化を推進する。

・暗号資産（仮想通貨）交換業者を巡る課題や暗号資産を用いた新たな取引の登場等に対応し、資金決済に関する法律や金融商品取引法等の一部改正法を着実に施行し、利用者保護を確保するとともに、ルールの明確化など必要な環境整備を推進する。

ⅱ）キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

・令和元年 10 月から実施するキャッシュレス・消費者還元事業におい

て、端末導入補助や手数料の引下げ措置等の支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出する。
・産官学の関係者が一堂に会するキャッシュレス推進協議会において、平成31年３月に公表された統一QRコード決済のガイドラインに基づき、実用化に向けた事業者対応を図る。また、キャッシュレス・消費者還元事業も活用し、商店街や地域毎に面的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援するなど、地域全体でのキャッシュレス決済を推進する。

ⅲ）FinTechの実用化等イノベーションの推進

・オープンAPIを提供する銀行の数や銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等をフォローアップし必要に応じて公表するとともに、API を利活用したサービスの好事例の共有等を行う。また、API の接続条件については、民間企業間の契約であることを踏まえつつ、銀行及びFinTech企業の双方がWin-Winの関係になるよう促しつつ、API連携を推進する。
・銀行に加え、証券会社、保険会社などについてもFinTechをいかしやすい電子的な手段による情報提供・連携を推進することにより、国民がより合理的な選択のもとで資産管理・運用等の経済活動や資産形成を行えるよう積極的に取り組む。
・金融分野におけるブロックチェーン技術の実用化に向けた取組の一環として、貿易金融における手続に関し、実証実験の結果を踏まえ、ブロックチェーン技術を活用した電子化に係る課題を整理するとともに、その解決方策を検討する。
・全国銀行協会の研究会にて、マネロン・テロ資金供与リスク管理システム等の共有化や顧客管理における公的機関の提供する情報の活用について検討を進めるなど、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組（RegTech 等）を推進する。また、市場における不公正取引が疑われる事案の抽出等のためにAIを活用する市場監視システムの整備を進める。

ⅳ）金・商流連携等に向けたインフラの整備

・令和２年までの送金電文の全面的XML化を着実に実現するため、全国銀行協会や商工会議所等の金融界・産業界、関係省庁が連携して、周

知活動や全銀EDIシステムの活用の好事例の共有等の取組を推進する。
・手形・小切手機能の電子化に関し、金融界・産業界・関係省庁が連携して、全面的な電子化を視野に入れつつ、５年間で全国手形交換枚数の約６割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として、多様な利用者に配慮しながら、社会全体として生産性が向上するよう取組を進める。
・税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。
－地方税の電子化の推進について、本年 10 月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、本年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。
－税・公金収納・支払に関し、金融機関、関係府省庁、地方公共団体などの関係者が連携した税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会において、これまでに抽出した IT による利便性の向上・効率化に向けた課題の解決方策等について、本年度中に、検討を進め、今後の道筋を得る。
・賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、マネーローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。
・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、本年度内に結論を得る。

３．モビリティ

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》来年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始

《KPI》2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開

《KPI》2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に搭載

⇒国内販売新車乗用車の装着率：77.8%（2017 年）

《KPI》2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の 20%に搭載、世界市場の３割獲得

⇒国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

世界市場獲得率の代替率：16.2%（2016 年）

《KPI》2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

⇒国内販売新車の装着率：68.7%（2017 年）

国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

（２）新たに講ずべき具体的施策

少子高齢化の中で、地方における移動の確保、都市部での渋滞削減は社会的課題であり、特に高齢者の移動の確保は喫緊の課題となっている。また、インバウンドによる個人観光客が増加する中、住民のみならず、観光客のスムーズな移動を確保していくことも課題である。人流のみならず、物流についてもドライバー不足という課題に直面している。

こうした中、世界では、データにより様々な交通機関を瞬時に結びつけるとともに限られた交通機関を最適に活用することが可能な、スマートフォンで簡単に手配・決済できる新たなモビリティサービス(MaaS:Mobility As A Service)が出現しつつある。これに進展著しい自動走行技術や多種多様な新たなモビリティが組み込まれて高度化することで、前述の社会課題を解決していくことが期待されている。こうした動きは、中期的には、都市空間の在り方をも変え、都市自体が高度にサービス化するスマートシティへとつながっていく。

我が国としては、こうした新たな移動サービスを通じた社会的課題の解決のため、必要な制度改革、データ連携の実現、自動運転も含めた様々なモビリティの実現等を推進する。

また、昨今の高齢者による交通事故を踏まえ、安全対策を推進する。

ⅰ）日本版 MaaS の推進

・地域での高齢者等の移動を確保するため、いわゆる交通空白地域において、地域の合意の下、市町村等が運送主体となって道路運送法上認められている自家用有償旅客運送について、使いやすくする観点から、以下の見直しを図る。

－交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、令和２年の通常国会に提出を図る。

－インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことが出来ない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけではなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。

－現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。

－地域公共交通網形成計画(地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成)に自家用有償旅客運送の導入を位置づけた場合は、手続きを簡素化する。

・限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を本年度中に図る。

・柔軟な料金制度の実現に向け、タクシーの事前確定運賃を本年度内に可能とする。加えて、潜在需要を掘り起こすサブスクリプション(定額制サービス)やダイナミックプライシング(料金変動制)に向け、定額タクシー運賃やタクシーの迎車料金について検討していく。

・地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AI 等新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等のあり方の検討を行い、次期通常国会を目指し、地域公共交通活性化再

生法などの見直しを検討する。
・地域の様々な交通機関をスマートフォン等で連携させ、効率よくスムーズな移動を実現する新たなモビリティサービスを実現するため、協調領域におけるオープン化すべきデータの整理やシステム連携可能な API などに関し、官民の検討会において、本年度内にガイドラインを策定する。同時に、交通事業者や様々なサービス事業者とのデータ連携を容易にする共通データプラットフォームの実現に向けた検討を進める。
・公共交通分野におけるオープンデータ化を推進するため、屋内でのナビゲーション等への活用を視野に入れ、本年度中に、新たに民間事業者による主要駅での Wi-Fi アクセスポイントの位置情報等をオープンデータ化する取組の促進を図る。
・地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバスなどを一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供する MaaS について、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型 MaaS の実現を図る。
・国土交通省・経済産業省が連携し、新たなモビリティサービスの導入に意欲的に取り組む地域に対する総合的な支援（スマートモビリティチャレンジ）を本年度から開始する。国土交通省では、さらに、新型輸送サービスの導入を含む地域特性ごとのモデルづくりや障害となる課題を解決するためのルール整備などを行う。これらを通じ、新たなモビリティサービスについて全国的に取組を拡大する。
・来年度までにすべての都道府県で相互利用可能な交通系 IC カードの導入に取り組みつつ、クラウドや QR コードによる乗車確認など地方の交通事業者にとり低コストで導入可能なキャッシュレス化の取組を支援する。
・事業者による、様々な交通サービスを柔軟な料金で包括的に提供するなどの MaaS のサービスの取組について支援し、必要に応じて制度・運用の緩和、更には必要な環境整備のための新たな仕組み作りを視野に入れて取り組む。
・バスタ新宿や品川、神戸三宮等をはじめとする集約交通ターミナル「バスタプロジェクト」を全国で戦略的に展開する。その際、MaaS 等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とするとともに、整備・運営管理に関して民間の技術や活力を最大限に活用するための制度等について、有識者委員会で検討し本年度中にとりまとめる。

・新たなモビリティの活用も含めて道路空間を車中心から人中心への空間へと再構築するため、本年度中に法令等の改正の必要性について検討するとともに、ロードマップを作成する。

ⅱ）自動運転の社会実装に向けた取組の加速

・来年度目途での無人自動運転移動サービスの実現に向け、令和元年度は国の公道実証実験を可能性が高い地域に重点化し、長期での実証を図るとともに、自動運転も組み込んだ地域交通再生の取組も支援する。
・自動運転の基盤となる高精度三次元地図について、高速道路の地図化の完了を受け、重点地域に絞り、一般道路での地図化を開始するとともに、北米との連携を図りつつ、国際標準化を進める。
・自動運転整備大綱に基づく制度整備を着実に推進するとともに、レベル４に向けた制度整備の検討を開始する。
・トラックの隊列走行について、後続車有人隊列走行の市場投入へ向けた開発及びデータ検証等を進めつつ、後続車無人隊列走行の実現に向け、来年度内に後続車無人隊列走行の高速道路上での実証を実施する。併せて、高速道路でのトラック隊列走行の実現も見据え、新東名・新名神高速道路の６車線化により、三大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を更に向上させるとともに、休憩スペースや連結解除拠点の設置など、新東名を中心に高速道路インフラの活用策について検討する。
・自動車産業の国際競争力強化のため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の場において、我が国の技術をベースとした自動運転技術の国際基準の策定に向け、日本が議論を主導する。
・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を最先端技術の発信の好機とすべく、信号情報や高速道路における分合流部支援情報を車両に送信する道路交通インフラの整備等を実施し、本年 10 月から、東京臨海地域において、民間事業者等による最先端の自動運転技術の実証を開始する。
・自動運転車のための専用の空間、道路に敷設する電磁誘導線などの路車連携技術など、自動運転に必要となるインフラについて、道路法上の位置づけ、整備や管理の在り方などを検討し、今年度内にとりまとめる。
・航空需要の拡大や担い手不足に対応するため、来年までの省力化技術の実装に向け、空港の制限区域内において実証を始めている自動運転車両の対象を大幅に拡大するとともに、充電・位置推定等に必

要な設備の設置や、空港内における業務指針について必要な改定を行う。
・将来的な人材不足に対応し、特に経営の厳しい地方鉄道のコスト削減等を図るため、踏切がある等の一般的な鉄道路線への自動運転や準天頂衛星を用いた精度の高い位置検知システムなどの生産性向上に資する新技術の導入に向けた検討を行い、本年度内にとりまとめる。

ⅲ）陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

①　空における次世代モビリティ・システムの構築

・小型無人機（ドローン）について、令和４年度を目途に有人地帯での目視外飛行による荷物配送等のサービスを可能にするため、福島ロボットテストフィールドを活用した運航管理システムや衝突回避の技術開発等を進めるとともに、認証制度等の機体の安全性確保制度や、操縦者・運航管理者の技能確保制度、複数のドローンの運航管理制度、機体・所有者情報等の登録制度、被害者救済のあり方等を含む制度設計の基本方針を本年度中に決定する。
・令和３年度を目途に、有人地帯での目視外飛行を可能とするための社会実装可能なドローン技術を確立する。さらに、上記制度設計の基本方針に基づき、令和３年度を目途に、必要な制度整備等を進める。また、新たなサービスの創出の促進や、各制度に係る手続き等の簡素化に留意する。
・物流、農林水産業、インフラ維持管理や災害対応等様々な分野でのドローン活用を促進していくため、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において策定したロードマップの個別分野部分等に基づき、各分野の用途に対応した技術開発や実証実験、ガイドラインの策定・周知等の取組を進める。
・急峻な山間地に位置し高所作業が必要な砂防施設の維持管理や、土砂崩落などの災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向けて、実証実験を踏まえて点検要領の改定を行うことにより、来年度からの実装を目指す。
・ドローンの携帯電話の電波利用の拡大に向け、遅くとも令和２年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とする。それまでの間も実用化試験局免許について、農業用ドローンをはじめとした低空飛行を行うドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築し、携帯電話事業者による手続も含め申請から許可までの期間を原則１か月

以内とする。
・特に農林水産分野においては、農薬散布や肥料散布、播種、受粉、収穫物運搬、センシング、農地・農業水利施設の保全・管理、鳥獣被害対策等にドローンを積極的に活用していくため、農業用ドローンの普及計画に基づき、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を通じ、目視外飛行の拡大に向けた取組を含む技術開発や実証を行いつつ、先進事例の普及やルールの見直しを進める。
・“空飛ぶクルマ”の実現に向けた「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、令和５年からの事業開始を目標として、それまでに必要な技術開発や機体の安全基準を始めとする制度の整備を進める。

② 陸における様々なモビリティの推進・物流改革

・ラストワンマイルの交通を支える電動低速モビリティであるグリーンスローモビリティについて、地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、来年度までに 50 地域での実装を目指す。
・宅配等への活用が期待される自動走行ロボットの社会実装を目指し、本年度内に道路使用許可の申請に対する取扱いの基準を策定するなどして実証のための枠組みの構築を行い、自動走行ロボットの公道上での実証を実現する。加えて、本格的な社会実装に向け、本年度内に官民による協議会を立ち上げ、同協議会における議論も踏まえながら、ロードマップの策定及び社会受容性の向上のために必要な措置、必要なルールの在り方、求められる安全性等についての検討に着手する。
・一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる過疎地域について、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）に基づき、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、本年中に結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・物流事業者の人手不足に対して、個社の垣根を超えた共同物流を推進するため、伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会を本年度中に立ち上げ、アクションプランを策定するとともに、サプライチェーン全体で物流・商流データの共有を行う実証実験を本年中に開始する。
・来年度内に再配達率を 13%程度まで削減するため(H30 年度は 15%)、受取方法の更なる多様化に向け、利用者が指定する場所に配達する置

き配について、課題整理や対応策を検討し、本年中に結論を得る。
・「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、物流の効率化等を図る「ホワイト物流」推進運動の展開や荷待時間削減・荷役効率化など、労働生産性の向上、取引環境の適正化等を強力に推進する。

③ 海における新たなシステムの開発

・令和７年までの自動運航船の実用化に向け、令和５年度中の国際合意を目指し、技術開発（システムインテグレーション等）や内航での実証を進めつつ、本年度内に自動運航船の安全設計ガイドラインを世界に先駆けて策定するとともに、船舶や舶用品の設計や生産工程に係る情報の共有等によりサプライチェーンでの生産性向上を図るため、情報の種類、仕様案を本年度内を目途に取りまとめる。
・深刻化するトラックドライバー不足に対応し、国内物流を補完するフェリー・RORO 船[3]の輸送力を強化するため、令和 12 年までに複合一貫輸送のスマート化の実現を目指し、ICT を活用したシャーシ等の共有・管理の高度化、料金収受のキャッシュレス化、自動離着岸装置や自動温度管理システムの導入などの総合的施策を本年度中にとりまとめ、推進する。

ⅳ）昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

近年、高齢運転者による事故、子供が犠牲となる交通事故が相次いで発生していることを受け、高齢運転者による事故防止対策、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に強力に取り組むなど、交通事故のない社会を目指す。
・高齢者の安全運転を支える対策について、新たな技術の進展を意欲的に取り入れつつ、以下の施策を中心として強力に推進するとともに、前述の i)、ii）を始め、地域の公共交通ネットワークの維持・活性化の取組を進めることにより、高齢者の移動の足の確保に向けた施策を推進していく。
－来年１月に見込まれる衝突被害軽減ブレーキの国際基準の発効を受けて、衝突被害軽減ブレーキの国内基準を策定する。本年内を目途に、新車を対象とした衝突被害軽減ブレーキの義務付けについて結論を得る。また、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違

[3] 貨物を積んだトラックやトレーラーが自走で乗降でき、シームレスに陸運に移行できる運航形態。RORO=Roll On/Roll Off

え時加速抑制装置などへの性能認定制度の導入について、本年内を目途に結論を得る。

－安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて関係省庁が連携して検討を行い、本年度内に方向性を得る。

－既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討する。

－新たな先進安全技術の開発を促進し、特に、自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)について、本年内に技術的要件等のガイドラインを策定する。

－運転適性相談について、専門職員の更なる配置や相談しやすい環境整備などにより、本年度内に充実強化する。

－高速道路における逆走対策については、平成 30 年度に民間企業から公募・選定した逆走対策に係る新技術等を積極的に展開する。

・次世代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で守るため、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に早急に取り組む。

－関係省庁連携のもと、幼稚園、保育所等の「園児が集団で日常的に利用する道路」等の緊急点検を実施し、秋を目途に結果を集約する。

－緊急点検の結果を踏まえ、ゾーン 30 の整備等面的対策を含めた交通安全施設整備の強化とともに、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、歩道の拡充、無電柱化、踏切対策、防護柵の設置等による安心安全な歩行空間の整備を進めるほか、ETC2.0 等のデータを活用しての生活道路のエリア内での効果的な速度抑制策や、交差点改良等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進する。

－スクールゾーン設定の促進、キッズゾーン（仮称）の設定や見守り活動等の対策を至急具体化する。

４．コーポレート・ガバナンス

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》大企業（TOPIX500）の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す

⇒日本（TOPIX500）：4.0％
米国（S&P500）：6.2％
欧州（BE500）：4.2％
※いずれも昨年４月から本年３月までの期間における各企業の年次決算について本年５月下旬時点で算出。

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）コーポレート・ガバナンス改革

平成 30 年６月のコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、企業による資本コストを意識した経営、政策保有株式、取締役会の機能発揮等の課題への対応を更に促進していく観点から、投資家と企業の対話の質の向上等に向けた取組を進めていく。他方、日本企業の競争力、信頼性を一層グレードアップさせるために、グローバルスタンダードに沿って、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が求められている。このため、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議など関係省庁の有識者会議等において、中長期的な企業価値向上の実現に向けてコーポレート・ガバナンス改革を進展させるため、以下の取組を進める。

・上場子会社のガバナンスについてのルール整備を図り、親会社は事業ポートフォリオの再編のための上場子会社の意義について説明責任を果たすとともに、上場子会社側については、適切なガバナンスの在り方を特段に明確にし、実務への浸透を図る。

○上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。

【上場子会社側の対応】

－具体的には、上場子会社の一般株主保護及び独立した意思決定の確保のためには、独立社外取締役の役割が特に重要であること。

－上場子会社におけるガバナンスの実効性を確保するためには、支配株主からの独立性が重要であることから、独立社外取締役の独立性判断基準については、少なくとも支配株主出身者（10 年以内に支配株主に所属していた者）に該当するものは選任しないこと。

－上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高める（３分の１

以上や過半数）ことを目指すこと。

－利益相反取引が発生する具体的な局面においては、例えば、独立社外取締役（又は独立社外監査役）のみ又は過半数を占める委員会において、一般株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、かつ、取締役会においても、その審議結果が尊重される仕組みをつくること。

－上場子会社において、一般株主の利益を確保するためにどのようなガバナンス体制を構築しているかについて、投資家等に対して情報開示を行うこと。

【親会社側の対応】

－親会社は、グループとしての企業価値の最大化の観点から上場子会社として維持することの合理的理由を示すとともに、支配株主として上場子会社の取締役の選解任権限について上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保できるよう行使し、その適切性について、情報開示を通じて、投資家等に対して説明責任を果たすこと。

○「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講じる。

・企業グループ全体の企業価値向上を図るため、グループ経営における事業ポートフォリオの最適化や実効的な子会社管理、子会社経営陣の指名・報酬決定などの在り方を示した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定し、その周知を進め、同指針に沿った実務の普及・浸透を図る。

・投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、令和２年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。

・我が国の資本市場の信頼性を高めるとともに、企業価値向上に資する M&A を促進するため、構造的な利益相反の問題が存在する MBO（経営者による企業買収）及び親会社による上場子会社の買収（完全子会社化）における一般株主利益を確保するための公正な手続の在り方を示した「公正な M&A の在り方に関する指針」を令和元年夏頃に新たに策定し、その周知を進め、同指針に沿った実務の普及・浸透を図る。

・自社株対価の M&A の促進のため、改正産業競争力強化法（平成 30 年７月施行）で創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促す

とともに、下記の会社法改正案や海外の制度整備の状況等も踏まえ、その活用を促すための更なる制度的対応について検討を行う。

・法制審議会答申を踏まえ、社外取締役を置くことの義務付け、自社株対価 M&A の手法を拡充するための株式交付制度の創設、株主総会資料の電子提供制度の創設等を含む会社法改正案の早期成立を目指す。
・グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、株主総会に係るプロセスへの更なる電子的手段の活用の在り方について、令和元年秋頃を目途に論点整理を行うとともに、年間を通じた対話の在り方について、諸外国の状況も踏まえて引き続き検討する。

ⅱ）建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

持続的な企業価値向上を図る観点から、企業を取り巻く経営環境やリスクについて、企業と監査人が相互に連携しつつ認識を深め、投資家による適切な判断を可能とする情報が提供される環境整備を図るため、関係省庁は以下の取組を進める。

・中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話が促進されるよう、経営者の考えが適切に反映された経営戦略やリスク情報などの記述情報の充実のための取組を継続的に行う。
・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（平成 30 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）における記載例等を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の取組・連携を支援する。
・関係機関等と連携し、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、会計監査の信頼性確保の観点から、監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に向けた施策を実効性あるものとするための取組を進めるとともに、海外の動向も含め監査市場の在り方について調査研究を行う。

ⅲ）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

人生 100 年時代を迎える中、国民が自らのライフプランに必要となる資産形成を実現しつつ、経済成長へとつなげていくためには、国民の金融リテラシーを向上させながら、その金融資産がリスク選好に応じてバランスの取れたポートフォリオに移行していくことが重要である。

そのため、資金の出し手である家計から金融・資本市場を経由して内外の資金需要者に至るインベストメントチェーンに関与する各主

体が、より適正なリターンをもたらすことができるよう、その機能を強化していくため、以下の取組を総合的に進めていく。

・国民１人１人が安定的な資産形成を実現するため、教育現場を含む関係者と連携しながら、金融リテラシー向上に向けた取組を進めるとともに、NISA 制度の普及及びその改善に向けた検討を行う。特につみたて NISA については、長期・積立・分散投資の定着及び投資経験を通じた金融リテラシー向上にも資することから、積極的に普及を推し進めていく。また、長期化する老後の所得確保に向けて、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金の加入可能年齢等の引上げ等について、社会保障審議会での議論を踏まえ、制度の見直しを検討するとともに、私的年金制度の一層の普及を図る観点から、iDeCo の加入手続のオンライン化をはじめ、手続の簡素化に向けて検討を行う。NISA 制度や iDeCo 等の私的年金制度を含む各種の老後の生活等に備える資産形成を支援する税制について、働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、包括的な見直しを進める。

・長寿化を踏まえ、資産寿命も延ばす観点から、高齢社会における資産の形成・管理面での心構え及びそれに対応する金融サービスの在り方等をとりまとめたところであり、今後、その内容につき周知・浸透を図る。

・「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、投資信託等の販売会社における好事例や、顧客意識調査の分析結果及び各社が公表した共通 KPI を金融機関との対話において活用し、金融機関の取組の更なる改善を促進する。

・日本取引所グループと東京商品取引所との間で平成 31 年３月に締結された基本合意を踏まえ、国際競争力の高い総合取引所が実現できるよう、必要な環境整備に積極的に取り組む。また、引き続き、電力先物市場の開設に向けて積極的に取り組む。

・国内外の多様な投資家が投資しやすい環境を整備するとともに、投資対象である上場会社自身の魅力の向上が図られていくことを推進するとの観点から、東京証券取引所の市場構造の在り方について、検討を進める。

・日本の金融市場の機能を強化する観点から、東京都とも連携しつつ、海外資産運用業者等向けの誘致活動、金融業の登録申請を支援するためのガイドブックの作成、金融業の拠点開設サポートデスクの活用を通じ、我が国への金融事業者の更なる集積を促進するとともに、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブも活用することで、

金融業におけるイノベーションを促していく。
・ホスト国として、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局の円滑な運営及び加盟国拡大を支援する。
・成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給を促進するため、政府出資（産業投資）を活用して、日本政策投資銀行等の投資機能の更なる活用を図る。併せて、官民ファンドについては、効率的かつ効果的な活用を進めつつ、新経済・財政再生計画改革工程表 2018 に基づき、策定された改善目標・計画等による具体的な取組を着実に進める。

５．スマート公共サービス

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025 年度までに３割削減することを目指す。

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る。

⇒2018 年 10 月公表時 25 位(前年比１位低下)

《KPI》2020 年３月までに重点分野※の行政手続コストを 20%以上削減する。

（※「行政手続部会とりまとめ」（平成 29 年３月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）に示された９の重点分野。事項によっては 2022 年３月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率 100%など、別途の数値目標を設定。）

（２）新たに講ずべき具体的施策

業務・組織毎のレガシーシステムから、疎結合の設計思想でオープンなクラウド上の様々なサービスが API 経由でつながり、相互にデータ連携して処理され、かつ、それが AI により自動化される仕組みへとパラダイムが変わりつつある。また、行政のみが提供するのではなく、民間と協働し、クラウド上でアプリケーションを開発し、サービス提供を行うシビックテックの潮流が世界的にも起こってきている。

こうした中、行政におけるデジタルトランスフォーメーションとは、紙の手続を単に電子化するあるいは行政内でデータを共有する等の効率化にとどまるものではない。利用者を起点として、行政と民間サービスが相互にデータ接続することにより、行政手続・民間取引がシームレスにつながり、煩わしいプロセスそのものが不要となり、データ連携による新たな質の高いサービスを生み出すデジタルトランスフォーメーションを官民が連携して進めていくことが必要である。

このような発想で、子育てや法人手続などの分野において、バックオフィスをはじめとした様々な分野でクラウド上に展開されている民間のデジタルサービスと連動した行政サービスの再設計に順次取り組むほか、これらの基盤として、国・地方自治体での AI・RPA の活用やパブリッククラウド活用やデータ連携のための環境整備に取り組む。

ｉ）個人、法人による手続の自動化

①　個人による手続の自動化

・子育て世帯の負担軽減は我が国喫緊の問題であり、「子育て」については、手続に係る負担軽減や利便性の向上のため、例えば、予防接種や児童手当、保険、家事サービスなどの妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン１つで申請できるサービスの実現に向け、本年度内に民間サービス・自治体システム・マイナポータル等のシステム・情報連携のために必要となるサービス・アーキテクチャーの設計、個別行政手続の見直しを行い、ロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を来年度に一部自治体において開始し、令和５年度からの全国展開を目指す。
・また、このほか多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化の推進を図るため、
－「引越し」については、本年度中に自治体等による導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめるとともに、引越しポータルサイトからの手続申請（自治体手続についてはマイナポータルを経由）について順次サービスを開始し、来年度から多くの自治体や民間企業での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進める。
－「死亡・相続」については、本年度中に自治体において遺族が行う死亡関連手続の総合窓口を導入するためのガイドライン等を取りまとめ、自治体でのサービス開始を図る。また、本年度から、遺族が行う行政手続の見直しや生前情報の電子的な継承の仕組みの検討に着手し、令和３年度以降、オンラインで必要な手続が完結する仕組みを実現する。
－「介護」については、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図るサービスを昨年度から開始したところであり、本年度以降、電子申請に係る自治体業務の効率化に関する取組等により、多くの自治体での導入促進を図るとともに、自治体に対する電子申請における申請様式の提示等、自治体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について本年度中に検討し、順次実施する。
－「自動車」については、本年５月に開始した軽自動車保有関係手続ワンストップの更なる拡大方策を本年度中に取りまとめ、早期に実現するとともに、引越しワンストップサービス等との連携の在り方や IC カード化した自動車検査証の空き容量の民間活用について検討し、本年度中に一定の方向性を得る。

②　法人向けワンストップサービスの実現

・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンラ

イン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、令和３年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。

－令和２年１月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、令和３年２月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした 24 時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。

－印鑑届出の任意化の実現に向けて、本年度中の商業登記法改正に取り組むとともに、将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化に向けた課題・方策を検討し、本年度内に結論を得る。

・法人の住所及び役員等の変更時の登記・社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化に向けたシステム対応として、マイナポータルの API を活用したワンストップ化を令和２年度中に開始する。

・中小企業等の負荷軽減のため、以下の取組を行う。

－社会保険の採用･退職時等の手続について､マイナポータルの API との連携を早期に実現し、令和２年４月から法人共通認証基盤を利用した ID・パスワード方式の導入を目指す。

－法人共通認証基盤を活用した ID･パスワード方式による補助金申請システムについて、本年度中に主要な中小企業向け補助金での運用を開始し、各省庁・有志自治体の補助金について、来年 4 月からの導入を目指す。

・従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルの API を活用したオンライン・ワンストップ化を令和２年 11 月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社労士の電子署名等が必要な手続についても令和２年度中にマイナポータルから行えるようにする。

③　税・社会保険手続の電子化・自動化

・年末調整・所得税の確定申告に関して、令和２年分から、マイナポータルを活用したデータ連携により、生命保険料控除証明書等の一括取得、各種申告書への入力・添付を自動化するとともに、保険会社等が発行する当該証明書については、関連するシステム対応状況に応じて電子交付を原則とする。

・税・社会保険手続の自動化については、金融機関に係る法定調書の提出に関して、クラウドを活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を令和３年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和４年度以降の対象拡大に向けて検討し、来年度中に結論を得る。更に、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、令和３年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。
・個人住民税の特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、地方団体及び特別徴収義務者の理解を得ながら進めることに留意しつつ、全ての市町村における電子的通知の実現に向けて検討し、早期に結論を得る。
・税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。
－地方税の電子化の推進について、本年 10 月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、本年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。
－税・公金収納・支払に関し、金融機関、関係府省庁、地方公共団体などの関係者が連携した税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会において、これまでに抽出した IT による利便性の向上・効率化に向けた課題の解決方策等について、本年度中に、検討を進め、今後の道筋を得る。
・事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化などを実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、本年度中に結論を得る。

④　情報システム関係予算の一元的なプロジェクト管理の強化

・政府情報システムについて、内閣官房の下、サービス視点の業務改革（BPR）を意識した年間を通じたプロジェクト管理を本年度から一部開始し、順次拡大を図るとともに、クラウドサービス等を活用し、政

府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の構築・利用を進めるため、来年度からデジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。

・政府情報システムの調達において、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、来年度から試行的に開始する。

⑤　マイナンバーカードの普及、利活用の推進等

・「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年６月４日、デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

・Society5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者 ID を格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをクレジットカード等で購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

併せて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金等各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナ

ルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げる等、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。
・マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みは、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等に資するものであり、令和３年３月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。これとあわせ、保険者毎に被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。
・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和４年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村毎のマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。
・さらに、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した①「デジタル・ハローワーク・サービス」による教育訓練給付金の電子申請の推進、各種申請書類等の簡素化、②「デジタル・キャンパス構想」による大学におけるデジタル化の推進、マイナンバーカードの教員免許管理等への活用、③納税手続のデジタル化（年末調整・確定申告手続に必要となるデータの一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化等）の推進、④建設キャリアアップシステムとの連携等の施策を順次実現し、カードの利便性向上・活用シーンの拡大を推進する。
・できる限り多くの住民が安価にスマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、スマートフォンへの利用者証明用電子証明書の搭載を含め、本年度中を目途に市場動向や技術動向を踏まえた技術的課題等の検討を行い、その結果を踏まえ、速やかに必要な法制上・運用上の措置を講じる。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。

ⅱ）行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

①　デジタルファーストの実現

・デジタルファーストの実現に向けて、規制改革や行政改革の観点からの見直しを行った上で、以下の取り組みを行う。
ーデジタル手続法における情報システム整備計画（行政手続のオン

ライン化や添付書面等の省略の対象・実現時期を含む。）及び同法の政省令を年内に策定する。

－その際、行政サービスの 100%デジタル化に向けて、国及び自治体に関する行政手続や民間手続における情報通信技術の活用に関する課題や推進策を検討し、行政手続の単位毎に、利用者の負担軽減及び行政運営の効率化並びにオンライン利用率に関する目標等を設定する。

－また、来年度、決算書の添付不要化などを可能とする法人データ交換基盤の整備を進める。

－情報システムの整備に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等の行政のデジタル化を推進するための基盤となるガイドライン群に則することとし、毎年度末までに、その状況を公表する。特に、民間事業者が提供するサービスを活用して、行政手続のしやすさを改善することを可能とする環境整備を行うこととし、そのために、システム連携やデータ連携を行う際には、「API 導入実践ガイドブック」等に準拠した API 導入を原則とする。

－保育園入所時の就労証明書については、競争率の高い大都市向けの様式の導入等により、普及目標７割（来年度入所分）を目指して標準様式の普及率を拡大するとともに、デジタルでの手続の完結を目指す。競争入札参加資格申請書については、本年度中に、総務省研究会の報告を踏まえた上で標準書式案を検討・作成するとともに、地方自治体の電子申請システムへの反映に結び付ける。

②　国の行政機関における先進技術の更なる活用

・行政サービスの質の向上や業務の効率化に向け、国の行政機関において、国民・企業等に大きな影響を持つ分野を中心に、業務改革（BPR）を実施した上で、AI・RPA 等の活用により効果が見込まれる審査、調査、問合せ対応等の業務から優先的にその導入を推進する。

・本年中に「デジタル・ガバメント実行計画」を改定し、国の行政機関における BPR を踏まえた AI・RPA 等の活用推進に当たっての基本的な考え方を整理するとともに、優先的に取り組むべき業務を明確化する。また、同計画の改定を踏まえ、各府省において、「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、優先的に取り組むべき業務の具体的な進め方を明確化する。

・各省庁における業務改革、AI・RPA 等の活用を推進するため、人的資源支援の観点から制度整備を進めるとともに、好事例の蓄積・展開や

導入・運用等に当たってのノウハウや課題等の整理を行う。
・来年秋に運用開始が予定されているクラウドサービスの安全性評価制度との整合を図るため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年６月７日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の見直しを本年度内に行い、情報システムの導入に当たっては、パブリック・クラウドサービスの利用を第一候補として検討する、各府省におけるクラウド・バイ・デフォルト原則を明確化、確立する。
・官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、クラウドサービスの安全性評価制度について、来年秋の全政府機関等での利用開始に向け、本年度中に実証を行いつつ、評価基準や制度を確立する。

③　地方の行政機関における先進技術の更なる活用

・自治体によるパブリッククラウドの安全な活用を推進するため、業務に応じた技術的要件を整理し速やかに周知する。また、国のクラウド・バイ・デフォルト原則やクラウドサービスの安全性評価制度の検討結果も踏まえつつ、必要に応じ当該要件について内容の追加等を行う。
・自治体における業務の更なる効率化、システムや AI・RPA 等の ICT の共同利用のため、住民記録システム等の自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を本年度から進めるとともに、AI の標準化や RPA 導入補助を強力に推進し、遅くとも 2020 年代に各行政分野において標準システムや AI・RPA 等のサービスの全国的な提供、自治体におけるすべての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。
・自治体、事業者、関係団体等の幅広い関係者の参画の下、本年度中に自治体業務システムのデータ連携標準を定める地域情報プラットフォーム標準仕様等について、基幹系業務システム間において連携すべきデータ項目の拡充等見直し方針をとりまとめ、来年度から当該方針に基づき抜本的な見直しを進める。
・データ活用の実効性を最大化し、地域課題解決への支援を行うため、本年度中に、「地域情報化アドバイザー」について、AI・RPA の専門家や地方人材を新規委嘱する等質的・量的・地域的な拡大を図るとともに、「自治体 CIO 育成研修」について、AI や RPA を実践的に学習できるよう見直す。
・地方自治体が先端技術を用いた情報システム等について効果的かつ効率的に活用できるよう、地方自治体のニーズを踏まえつつ、複数の地

方自治体と開発者との設計段階からの対話を通じて、共同利用を前提とした具体的なシステム等の提案を行う「自治体ピッチ」を本年から実施する。

・ベンチャーやNPO等が開発した有用な行政・市民向けデジタルサービスやアプリケーション等を一か所に集約した「マーケットプレイス」について、本年度から整備を開始し、来年度以降、本格的な導入を進め、地方自治体におけるベストプラクティスの効率的な横展開を可能にする。

ⅲ）世界で一番企業が活動しやすい国の実現

①　裁判手続等のIT化の推進

・司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえながら、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT 化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う。

－現行法の下で、司法府には，大規模庁を始めとする全国の複数の裁判所でウェブ会議等の IT ツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用を速やかに開始するとともに、来年度以降、新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待する。

－オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、本年度中に法制審議会に諮問を行い、令和４年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。裁判手続等の IT 化により、特に IT に習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないよう、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討する。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し，行政府は必要な措置を講ずる。

－ITを用いた新たな運用・制度については、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、段階的に速やかに導入し、法改正を伴うものについては、令和５年頃より順次導入する。新制度導入に向けたスケジュールについて本年度中に検討を行う。

・紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続等の民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について本年度中に結論を得る。

②　貿易手続・港湾物流等の改善

・港湾に関する行政機関及び民間事業者間の手続や、港湾施設の状況等のあらゆる情報を電子化するため、「港湾関連データ連携基盤」を令和２年までに構築し、電子情報の利活用を通じて港湾物流の生産性向上を図る。

③　不動産関連情報・サービスのデジタル化

ア）登記時の添付書類（売主の印鑑証明書）の削減

・不動産登記手続において、令和元年度中に、異なる法務局間での法人の印鑑証明書の添付を不要とする。

イ）不動産取引におけるオンライン化の推進

・不動産取引のオンライン取引を推進するため、不動産取引の安全性確保を大前提としながら、売買における IT を活用した重要事項説明の導入や賃貸における重要事項説明書等の書面の電子化に係る検討を行い、本年度中に結論を得るなど、実証実験プロセスも取り入れつつ、新技術に対応した制度インフラ整備や情報の充実を柔軟に進める。

ウ）不動産関連情報のオープン化

・官民それぞれが有する情報の更なる活用を推進するため、取引価格や建物の利用現況、地域の安全・インフラの情報のオープン化に向けた検討を行い、本年度中に結論を得る。

エ）土地に関する情報基盤の実現

・土地に関する情報基盤の実現に向けて、不動産登記簿、戸籍簿、固定資産税台帳、農地台帳、林地台帳等の連携高度化の検討を行い、本年度中に方向性について結論を得る。

④　動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備

・企業や金融機関からのニーズを踏まえて、動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討することとし、実務におけるニーズ調査及び本年３月に開始した法制上の課題に関する検討を継続し、本年度内に中間的な議論の整理を行う。

６．次世代インフラ

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年度までに建設現場の生産性の２割向上を目指す。

《KPI》国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020 年頃までには 20%、2030 年までには 100%とする。

《KPI》2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る。

⇒2018 年：３位（2012 年：４位）

《KPI》10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、７兆円を目標とする。

⇒2013 年度～2017 年度の事業規模

・PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円

・公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、産業のサプライチェーンが途切れることのないよう災害に強い強靭なインフラの整備を行う。また、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、自動運転などの第 4 次産業革命の新技術を活用して「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上、利便性向上、民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

①　インフラの整備・維持管理

・建設プロセスに ICT の全面的な活用等を推進する i-Construction の貫徹に向け、全国 10 の i-Construction モデル事務所で測量・調査から維持管理まで３次元データや ICT 等の新技術を集中的に活用する。また、本年中に地盤改良工や付帯構造物設置工等へ ICT 導入

を拡大し、工事の大部分で ICT を活用する「ICT-Full 活用工事」を全国 53 の i-Construction サポート事務所で実施するとともに、地方公共団体や地域企業へ普及・拡大させる。

・測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体で得られた構造物データや地盤データ等を基盤地図情報上に集約・共有するインフラ・データプラットフォームと、交通・物流や気象・災害情報等の各データプラットフォームを連携させ、サイバー空間上でのシミュレーションを可能とする国土と交通に関する統合的なデータプラットフォームの令和４年度までの構築に向けて、本年度中にロードマップをとりまとめる。

・BIM の取組を国・地方公共団体が発注する建築工事で横展開し、民間発注工事へ波及拡大させる。BIM による建築確認申請の普及に向けて、確認申請の大半を取り扱っている指定確認検査機関による確認申請の電子化対応の支援等を速やかに進めるとともに、特定行政庁である地方公共団体による電子化対応に向けた検討を進める。BIM 導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの広範な関係者による協議の場を設置し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を今年度中にとりまとめる。

・タブレット等と連動し、点検・維持補修等のデータを一元管理して地方自治体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化する ICT データベースシステムについて、地方財政措置も活用して全国での導入を進めるとともに、各インフラ所管省庁でデータ項目の標準化、クラウド化など共同利用のための環境整備を進める。

・メンテナンスサイクルを着実に進めるために、本年２月に改定した橋梁等の点検要領と既往の現場実証で確認された新技術を整理した性能カタログ等に基づき、点検業務受注者が提案したドローンなどの新技術の活用を発注者が承認する枠組み等により、橋梁点検等での新技術の現場実装を加速する。他のインフラ分野においても、同様に現場実証の成果を取り込んだ要領改定等を速やかに進める。

・あわせて、インフラ所管省庁が推奨する新技術を地方公共団体が導入する場合の地方財政措置を活用した取組や実装事例の横展開を進めるとともに、各インフラ所管省庁において要領を整備するなど、対象となるインフラ分野、新技術を充実させる。

・ 地下に埋設された管路などの下水道施設について、マンホールに設置したセンサーからの運転情報等のクラウドへの蓄積や、AI による異常箇所の検知や故障予測、遠隔操作を行う実証事業を本年度から実施し、令和３年度までにガイドラインを策定する。
・技術系職員が不足する地方公共団体が、新技術導入やデータ活用を含めてインフラ管理の即戦力となりうる人材を積極的に中途採用できる仕組みを検討して本年度中に結論を得るとともに、点検を行う技術者の資格制度や新技術の認定制度について速やかに検討する。
・キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対して PPP/PFI の利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、多年度かつ広域での一括契約といった仕組みを活用し、民間技術・ノウハウの導入を推進する。

② 防災、災害対応

・平成 30 年 7 月豪雨の経験を踏まえ、住民自らが命を守る行動を選択できるよう、低コストの危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを速やかに全国配備し、リアルタイムの水位や中継画像等を活用した事態の切迫をわかりやすく伝える情報コンテンツを充実させるとともに、SNS やスマートフォンアプリの活用など行政と各種メディアが連携した効果的な情報発信・伝達の取組を進める。
・ 危機管理型水位計を活用した詳細な洪水・高潮・高波予測情報の提供を来年度までに実現する。また、人手不足や観測員の安全性が課題である流量観測についても革新的河川技術プロジェクトにより、令和３年度までに無人化・自動化するため、本年度は機器開発及び現場実証を実施する。
・ 台風の強大化に伴う浸水リスクの増大に対応するため、本年度から公表するメソアンサンブル気象予測と AI を活用し、複数の既設ダムの統合管理によりダムの洪水調節能力を最大限発揮させる技術を令和５年度までに実装するため、来年度から試行ダムで予測降雨のダム操作への適用性の評価を開始する。
・ 急峻な山間地に位置し高所作業が必要な砂防施設の維持管理や、土砂崩落などの災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向けて、実証実験を踏まえて点検要領の改定を行うことにより、来年度

からの実装を目指す。＜再掲＞
・ ５G を用いて被災地から離れた場所から建設機械を遠隔操作することで、土砂崩落などに対して早期の復旧が可能となるよう、本年度から実証実験を開始し、来年夏頃より５G の通信カバーエリアで実装を目指す。
・ 戦略的イノベーション創造プログラムで開発したシステムを用いて、全国のため池のデータベース化、維持管理情報や水位計データを共有化し、自治体、ため池管理者へ危機管理情報を提供するための体制を本年度中に構築する。

③ 交通の課題の解決

オープンデータ化やスマートモビリティチャレンジの実施、新しいモビリティや自動運転技術の活用、必要な制度面での検討などによる日本版 MaaS を推進するほか、以下の取組を進める。
・ラストワンマイルの交通を支える電動低速モビリティであるグリーンスローモビリティについて、地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、来年度までに 50 地域での実装を目指す。＜再掲＞
・新たなモビリティの活用も含めて道路空間を車中心から人中心への空間へと再構築するため、本年度中に法令等の改正の必要性について検討するとともに、ロードマップを作成する。＜再掲＞
・ベビーカー使用者から課題とされている保育所や駅周辺等における歩道の段差を解消するため、センシング技術を活用して歩行空間データを効率的に収集する実証実験を本年夏から開始し、来年度までにガイドラインを策定する。
・ETC2.0 から得られる車両の速度・経路等のデータと民間保有データを組み合わせた新たなサービスの創出を推進するため、本年度 20 件程度の実証実験の実施を目指す。
・高速道路でのトラック隊列走行の実現も見据え、新東名・新名神高速道路の６車線化により、三大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を更に向上させるとともに、休憩スペースや連結解除拠点の設置など、新東名を中心に高速道路インフラの活用策について検討する。＜再掲＞
・道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏三環状道路

をはじめとする三大都市圏環状道路等について整備を推進する。中京圏において、名古屋第二環状自動車道の全線開通に合わせて、来年度中を目途に新たな料金体系を導入する。

・航空需要の拡大や担い手不足に対応するため、来年までの省力化技術の実装に向け、空港の制限区域内において実証を始めている自動運転車両の対象を大幅に拡大するとともに、充電・位置推定等に必要な設備の設置や、空港内における業務指針について必要な改定を行う。＜再掲＞

・現下の低金利状況も活用し、高規格幹線道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、国際拠点空港、空港等とのアクセスとなる主要な都市鉄道ネットワーク、物流施設等の早期整備を図る。そのための制度整備を必要とするものについては、本年度中を目途に検討する。

④　物流の課題の解決

・物流事業者の人手不足に対して、個社の垣根を超えた共同物流を推進するため、伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会を本年度中に立ち上げ、アクションプランを策定するとともに、サプライチェーン全体で物流・商流データの共有を行う実証実験を本年中に開始する。＜再掲＞

・来年度内に再配達率を 13%程度まで削減するため（平成 30 年度は 15%）、受取方法の更なる多様化に向け、利用者が指定する場所に配達する置き配について、課題整理や対応策を検討し、本年中に結論を得る。＜再掲＞

・現在は１カ月程度要している特車通行許可の平均審査日数を、来年までに 10 日程度に短縮するため、センシング技術の活用等により道路構造の電子化を速やかに進めるとともに、重要物流道路のうち国際海上コンテナ車両（40ft 背高）について許可申請が不要となる区間の指定を本年度中に実施する。

・地域の雇用と経済を支える海事産業の国際競争力強化のため、令和７年までの「自動運航船」の実現に向けて、自動運航船の安全設計ガイドラインを本年度中に策定する。

・世界最高水準の生産性を有する AI ターミナルを実現するため、本年度から AI を活用したコンテナのダメージチェックの自働化や荷

役機械の運転支援に関する実証事業に着手し、令和４年度までに所要のシステム構築を行う。
・来年度までに、国内２カ所でのLNGバンカリング拠点を形成するとともに、シンガポール等と連携しながらバンカリングに必要な安全基準等の国際標準化を目指す。

⑤　都市の競争力の向上

・サイバーとフィジカルを高度に融合したSociety5.0の実現に向け、AI、IoT等の新技術やデータを活用したスマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、その取組を加速化する。今年度から、自治体、民間、大学等の連携による交通、防災、環境、観光等の分野横断的な取組を基盤整備、ノウハウ・人材面等で支援し、モデル事業の実施や、官民の連携プラットフォームの構築、ガイドラインの策定等により、スマートシティの成功モデルを創出し横展開する。
・公共交通、ライフライン、教育、医療の不足・不便、観光資源の活用不足等の課題を有し、エリアが限定されている離島において、人流データの解析、ドローン物流、高精細画像伝送等の先進技術を導入するスマートアイランドの実現に向けて先駆的な取組を推進し、条件不利地域に共通の課題の解決策を得て、成果の横展開を目指す。
・コンパクト・プラス・ネットワークの取組を加速するため、立地適正化計画の居住誘導区域における生活利便施設の立地促進やハザードエリアへの住宅の立地抑制等の措置を検討し、来年中に所要の制度的措置を講ずる。
・新たなビジネスやイノベーションを喚起する出会い・交流を生む、居心地がよく歩きたくなる空間を創出するため、来年度までに、貴重な都市空間を修復・利活用する新たな仕組みの導入、エリア単位の官民協議会の制度化等を行うとともに、都市開発を集中的に促進する。
・緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの取組を推進し、新たな投資と人材を呼び込むため、本年夏頃に官民連携プラットフォームを構築し、先導的なプロジェクトを支援するとともに、本年度中に土地利用方策について所要の改正措置を講ずる。
・ESGの視点も含め、適切な不動産投資を促進するため、不動産特定

共同事業における一層のガバナンスの確保のための制度改正について検討し、来年度中に所要の制度的措置を講ずるとともに、本年夏頃までに賃貸住宅管理業をめぐる実態調査を行い、その適正化に向けた検討を進める。

・不動産情報の官民データ連携の在り方を検討し、来年度中に、既存住宅の取引量等不動産市場に関する指標を拡充するとともに、地方に関する地価情報等の発信強化により地方への投資を呼び込む。

・マンションストックやその敷地の有効活用のため、管理組合による適正な維持管理を促す仕組みや建替え・売却による更新を円滑化する仕組み等を検討し、方向性を本年中に取りまとめ、所要の制度的措置を講ずる。

・都市の管理や産業活動において、気象データを用いた AI による分析を容易に行うことができるよう、気象現象や地球温暖化の予測などニーズの高い情報を本年中にクラウドで提供するとともに、データの利活用に関して提言・助言等を行う専門技術者の育成や確保の仕組みについて、気象ビジネス推進コンソーシアムの活動を通じて検討を進め、本年度中に結論を得る。

ⅱ）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入加速

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年●月●日民間資金等活用事業推進会議決定）のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式について、その活用と普及を促進する。

①コンセッション重点分野の取組推進

・公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のため、公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討するとともに、先進諸国での最新の取組状況（活用手法や活用分野など）を俯瞰的に整理し、世界のトレンドと日本における取り組みの差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。

・これまでの国内での公共施設等運営権制度の活用実績や諸外国の事例整理を基に公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成し、活用する。
・関係省庁は、諸外国での公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例調査を基に我が国への示唆を整理する。これを踏まえて内閣府は民間事業者のニーズを年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。

②成果連動型民間委託契約方式の普及促進

・内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護、再犯防止の３分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022 年度までの具体的なアクションプランを関係省庁と協力して今年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点３分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果はさらに重点３分野以外へ確実に横展開させる。
・アクションプランでは、先行事例に取り組んでいる自治体、民間事業者、評価専門家等の意見を踏まえた上で、成果指標、評価方法、支払条件等に関するガイドラインの整備手順、成果指標評価の前提となるエビデンス構築の進め方等について具体的に定める。
・内閣府は本年度中に国内外での先進事例を調査・整理し、その成果を基に成果連動型民間委託契約方式を普及・啓発するポータルサイトを構築する。
・ 内閣府は自治体による更なる事例構築を分野横断的に後押しするため、成果連動型民間委託契約の導入を支援するための調査を行い、事例を蓄積する。
・厚生労働省は医療・健康、介護分野における交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおいて成果連動型民間委託契約の導入の検討を進める。その際、複数年度にわたる委託契約の締結を促進するための方策についても検討する。
・内閣府は、成果連動型民間委託契約の補助の仕組みについて、本年度中に英米のアウトカムファンドなどの海外事例を調査した上で検討を行う。

７．脱炭素社会の実現を目指して

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年４月１日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。

⇒平成 27 年４月１日に電力広域的運営推進機関を設立。平成 28 年４月１日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を５～７割とすることを目指す。

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 36.7%（平成 29 年度）

《KPI》商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。

⇒103 か所が開所済み（平成 31 年 3 月末）

（２）新たに講ずべき具体的施策

G20 議長国である機会を捉えて策定する「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）」に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050（令和 32）年までの 80%削減に大胆に取り組み、ビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を実現し、世界において環境政策のパラダイム転換を起こし、世界全体の取組を進めていく。その際、エネルギー・環境投資の拡大を図り、イノベーションの成果を活用して、エネルギー・環境施策や関連産業の高度化を推進する。

ⅰ）イノベーションの推進

・水素製造コストを 2050 年までに現在の 10 分の 1 以下に抑えることや人工光合成など二酸化炭素の有効利用を図る CCU 技術の商用化に向けた具体的なロードマップ等を含む革新的環境イノベーション戦略を本年中に策定する。

・世界の叡智を結集しクリーンエネルギー分野のイノベーション加速に向けて、ICEF（Innovation for Cool Earth Forum）と連携する形で、G20 メンバーの研究機関からリーダーを集める RD20（Research and Development 20 for clean energy technologies）を今秋、日本が主催する。

・水素社会実現に向け、水素・燃料電池戦略ロードマップ等に基づき、

2025（令和７）年からの本格普及期に向けたコスト大幅削減のため、量産技術の確立、徹底的な規制改革を行う。
・いぶき２号により、人間活動による温室効果ガス排出量を特定し、世界各国の気候変動対策の透明性向上に貢献する。
・窒化ガリウム半導体を活用した研究開発で電力損失を徹底的に減らしたデータサーバー向け電源等を開発・実証し、情報通信分野の脱炭素化を図る。
・自動車の軽量化、建材の断熱性能の向上等に資するセルロースナノファイバー等の新素材の研究開発・実証を進める。
・CO2 を資源と捉え、燃料や原料として活用することで、経済合理的に大気への排出を抑制していくことができるカーボンリサイクルについて、研究開発や国際連携を進める。
・デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントの普及を図るとともに、革新的エネルギーマネジメントシステムの確立（改革2020 プロジェクト）として、バーチャルパワープラントの令和３年度の事業化に向け、利用可能なエネルギーリソースの拡大、制御技術の高度化等に向けた実証、制度整備等を進める。

ⅱ）グリーンファイナンスの推進

・企業の情報開示と投資家・評価機関の手法の見える化を通じた建設的な対話を促すため、価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスについて、国際的な発信等を通じて、国内外において更なる普及・浸透、活用促進を進める。
・SDGs を好機と捉え、積極的に経済合理性を見出そうとする企業の取組を後押しし、それが投資に結び付く流れを作る。このような観点も踏まえ、企業等の経営戦略への SDGs の組込みを推進するとともに、SDGs 経営に先進的に取り組む企業等の視座やメッセージをまとめた SDGs 経営ガイドを、G20 等の場も活用し、国内外に向けて発信・周知する。
・地域金融機関による ESG を考慮した事業性評価に基づく融資等の支援を通じて ESG 地域金融の普及拡大を図るとともに、ESG 金融専門家の育成による ESG 金融リテラシー向上や、ESG 金融ハイレベル・パネルを通じ、金融機関等の ESG 金融へのモメンタム維持・醸成を図る。

・企業の気候変動関連のリスク・機会に関する情報開示や、事業会社と金融機関等の対話を促すため、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の報告書に対応して、本年５月に立ち上げた TCFD コンソーシアムにおいて、金融機関向けのグリーン投資に関するガイダンスの策定及び TCFD ガイダンス（気候関連財務情報開示に関するガイダンス）の改訂を行い、また環境情報開示基盤については、2021 年度までの本格運用を目指す。さらに、TCFD 提言に沿ったシナリオ分析に対応する企業への支援を拡大するとともに、支援を通じて得られた知見も活用し、企業による脱炭素経営戦略の立案に役立つガイドを本年度中に策定する。加えて、環境と成長の好循環をリードするため、本年秋に予定される TCFD サミットにおいて国際的な情報発信等を行う。
・企業行動や事業のシフトを ESG 金融を通じて促進するため、グリーンボンドの発行促進及びグリーンファイナンスポータルサイト（仮称）の開設を行う。また、投融資判断に環境要素を織り込むプロジェクトのスキームの構築・事業化への支援を推進する。

ⅲ）ビジネス主導の国際展開、国際協力

・我が国の強みである技術力を活かして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく。
・相手国との協働を通じて、相手国に適した脱炭素製品・サービス・技術の市場創出とイノベーション（コ・イノベーション）を起こし、地球規模の脱炭素社会の実現に貢献する。
・ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、ASEAN において各国が官民で協働していく枠組みの立ち上げを目指して日本が主導する。
・二国間クレジット制度（JCM）の経験を踏まえ、国際ルールづくりで主導権をとり、市場メカニズムを活用する適切な枠組みをつくっていく。
・国際海運の持続的発展と温室効果ガス排出ゼロの実現に向けたロードマップを本年度中に策定し早期に取組に着手するとともに、省エネ船舶への代替等を促進する新たな国際制度を５年以内に構築する。

・代替フロンに代わる世界最先端のグリーン冷媒技術や、フロン類を確実に回収する仕組みを構築し、それらの国際展開を推進する。
・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラ輸出を支援するとともに、受入国の制度構築と技術導入を支援する。

ⅳ）エネルギー分野での取組

・令和元年度からの卒 FIT 電源を含む非化石価値取引の育成・活性化、令和３年度までを目途に容量市場、需給調整市場の創設等、市場メカニズムを活用しつつ、エネルギー転換・脱炭素化に向けた技術開発や投資が行われる仕組みを設計・構築する。
・再生可能エネルギーの主力電源化を目指し、コスト競争力・産業競争力の強化と、自立化した電源として電力市場への統合を図るため、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討を進めるとともに、洋上風力発電に不可欠な基地港に関する新たな制度の創設等の投資環境整備、立地制約の克服に向けた技術開発及び安全指針の策定等を進める。また、系統制約の克服に向け、まずは既存系統の最大限の活用を図る。
・洋上風力発電や地熱発電等地域ごとの特色ある再生可能エネルギーの地域と共生する形での導入・自治体等と連携した地産地消などを通じて、地域の活性化やレジリエンスの強化を図る。
・大規模災害に対応した電力ネットワークの強靱化と再生可能エネルギーの更なる大量導入を両立させ、IoT、AI 等の新技術にも対応するため、地域間連系線の増強や制度面も含めた電力ネットワーク改革を進め、必要な供給力・調整力の整備とあわせて電力投資の確保に向けた仕組みを整える。加えて、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化・低コスト化、次世代型の電力制御技術の開発・実証を進める。
・世界で水素利用に向けた動きを拡大・活性化するため、水素閣僚会議等の場を活用して水素の国際連携を強化する。
・複数事業者の連携や IoT、AI 等による設備の効率的運用の促進、業種別エネルギー消費原単位に関して国際水準等を踏まえた目標を設定しつつ、規制と支援策を連動させる制度の構築等を通じ、事業者の省エネルギーを進める。
・2030（令和 12）年までに、自家消費型 ZEH 等の普及を進め、新築住

宅・建築物の平均で ZEH・ZEB 相当となることを目指す。併せて、コミュニティ内の連携等による新たな ZEH・ZEB モデルを検討する。
・原子力については、安全最優先の再稼働を進める。防災対策の充実化や自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努めつつ、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発、人材育成や国際連携を進める。また、高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉を活用するなど、将来に向けた研究開発を推進する。
・アジアを中心に柔軟かつ透明性の高い LNG 市場の実現・拡大を目指し、LNG 関連プロジェクトに対する金融支援の強化・利便性向上、制度・計画づくり及び人材育成等に取組む。
・令和９年までに民間企業主導型の商業化に向けたプロジェクト開始を目指し、メタンハイドレート等に関する技術開発を推進する。
・電池材料等の製造に必要な鉱物資源やエネルギー資源の着実な安定供給確保のため、資源外交や権益確保等に向けた取組を強化する。
・新物理探査船の活用等による世界最先端の資源探査能力の獲得を目指すとともに、開発現場への IoT や AI の技術実装等を促進する。
・燃料供給インフラの強靭化と次世代化に向け、製油所等の競争力強化、グローバル燃料供給網構築のための海外展開、SS 等のデジタル化による生産性向上や新たな燃料供給体制構築などを推進する。

ⅴ）産業・運輸分野での取組

・中小企業を含めてパリ協定と整合する目標の設定等を促進し、脱炭素化を企業経営に取り込む取組を社会に浸透させる。
・製品等によるグローバル・バリューチェーンを通じた温室効果ガスの削減貢献量の見える化を通じ、我が国の低炭素製品等の国際的な評価向上や企業への投資呼び込みを実現する基盤を整備する。
・長期的な取組の一環として CO２フリー水素を活用したゼロカーボン・スチールの実現に挑戦するため、その最初のステップとなる COURSE50 プロジェクト等の研究開発を実施する。
・CCUS については、エネルギー基本計画・環境基本計画等も踏まえ、商用規模の実証や技術開発、炭素循環利用の事業等を進めるとともに、早期の社会実装に向け取組を加速化する。
・微細藻類等による燃料製造技術実用化の研究開発や実証を進める。

・電動車活用社会推進協議会を今夏までに創設し、電動車とエネルギーシステムの融合の実証やインフラ整備を進め、電動車の蓄電・給電機能を活用した自動車・エネルギー融合社会の構築を目指す。
・運輸部門の省エネを推進するため、次世代自動車の普及、新たな燃費基準策定、商用車における電動車の活用、公共交通等と連携した新たなモビリティサービスの実証、より高効率な車載用蓄電池の開発・実用化を進める。

vi）地域・くらし分野・その他環境保全での取組

① 地域循環共生圏の創造、ライフスタイルの転換

・地域資源を持続可能な形で活用し自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間で補完し支えあう地域循環共生圏を創造する取組を支援し、地域経済を活性化させるエネルギー・環境産業の育成や地域の再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーシステムの構築、SATOYAMA イニシアティブの推進を図るとともに国際展開を進める。
・IoT、AI、シェアリングやデジタル化等を活用する新たな事業形態や社会システムによるエネルギー利用の革新について、省エネ関連制度の見直しも視野に検討を進める。
・ナッジ・ブースト等の行動インサイトと IoT、AI 等先進技術の融合（BI-Tech）により、個人の価値観に即した働きかけを通じて環境配慮等の行動変容を促す製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図る。
・自家消費される再生可能エネルギーの CO2 削減価値を取引できるプラットフォームを構築し、ブロックチェーン技術を用いて実証し、先進技術の実用化・ビジネス化を促進する。

② 地域等における物質循環

・第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、IoT、AI 等のデジタル技術を活用した革新的な資源循環ビジネスの創生・普及、食品ロスの削減、未利用の循環資源の資源化実証・普及に取り組む。
・国際的に提唱されている循環経済（Circular Economy: CE）の概念を踏まえ、循環経済に係る野心的な目標を掲げる企業の取組等を促進する Circular Economy Challenge プロジェクトを推進する。
・AI・ロボット技術を活用した自動選別システム等のリサイクル技術

開発、回収ルートの拡充等メダル作成の成果の活用により、都市鉱山リサイクルシステムの高度化、普及促進を図る。
・広域化・共同化や下水熱の活用、単独浄化槽の転換や台帳システムの整備等を図り、汚水処理のリノベーションを推進する。
・本年５月に策定された海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、プラスチック資源循環戦略及び海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や３R、海洋生分解性プラスチック等の代替素材のイノベーション、途上国の能力強化、実態把握・科学的知見の集積等により新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指す。

③ 福島新エネ社会構想の推進

・福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送電線の増強等の各種施策を進める。
・再生可能エネルギー由来の CO2 フリー水素の利用（改革 2020 プロジェクト）として、福島県内で再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用する。2020（令和２）年７月からの実証運転開始に向け、実証設備の建設、試運転等を着実に進める。

④ 気候変動への適応の推進

・気候変動適応法に基づく気候変動適応計画の下、適応に係る情報基盤の充実を図り、関係者が一体となって、農林水産業や防災、熱中症対策等に関する適応策を推進し、適応の取組を契機として強靱な地域作りや適応ビジネスの展開につなげる。

８．Society5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増とすることを目指す。

⇒1,361 億円（2017 年度実績）

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を４％以上とする。

⇒3.48％（2017 年度実績）

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出＜再掲＞

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。

⇒2017 年度実績は平均 14.1 月

《KPI》製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上

⇒2017 年：1.9％(2016 年：1.8％)

《KPI》2020 年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を 80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を 40%にする。

⇒2018 年：それぞれ 58％、26％(2017 年：それぞれ 68％、22％)

《KPI》2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2017 年：製造分野約 9,000 億円、非製造分野約 1,800 億円
（2016 年：製造分野約 7,200 億円、非製造分野約 1,400 億円）

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

Society5.0 によるパラダイムチェンジが急速に進む中、世界と戦えるイノベーションを生み出していくためには、大企業やスタートアップといった「産」、そして「学」、「官」等の力を総動員し、オープンイノベーションに取り組む必要がある。我が国においては、大学改革が進む一方で産学官連携は小規模に留まり、起業活動も他国と比べ低調である。また、大企業は既存事業の効率的運営に適した経営・組織形態をとっており、「自前主義」に陥り、機動性を失いがちとの課題を抱えている。

こうした中、イノベーションの源泉としての大学・国立研究開発機関（国研）について、将来像を見据えた課題設定段階から産業界とともにイノベーション創出に取り組むようにしていくとともに、産業の新陳代謝、構造変革を促進し Society5.0 の実装を駆動するスタートアップについて、特にグローバルに活躍するものの創出・育成に向け官民一体で政策を総動員していく。また、会社本体から独立した「出島」形式での異質な組織形態・組織文化の導入や、新たなマネジメント手法による新規事業を既存事業とともに推進する「両利きの経営」など、大企業による新たな経営への挑戦を加速する。

①　産学官を通じたオープンイノベーションの推進

ア）産学官融合に向けた取り組み

・大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。
・今年度設置した「大学支援フォーラム PEAKS」において、大学の経営課題や解決策等について大学関係者、産業界及び政府が具体的に議論し、イノベーション創出につながる好事例を共有、分析して横展開を進める。また、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議）」の実効性を更に高める方策を今年度中に検討する。
・官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する新たな仕組みについて、来年度目途で検討する。
・新たな産学融合モデルを創出する拠点整備や、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）が公設試験研究機関と連携し地域の具体的技術ニーズを踏まえた支援を行う体制の強化について、来年度目途で検討する。

イ）グローバルに活躍するスタートアップの創出・育成

・スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。また、公共調達へのスタートアップの参加及び研究開発人材の流動化を促進する。
・J-Startup プログラムについて、大企業とのオープンイノベーションを促進しつつ、地方の有望スタートアップや設立間もない時期から海

外市場獲得を目指したスタートアップ（ボーン・グローバル）を発掘するため、今年夏までに追加選定を実施する。選定企業に対しては、各省連携での海外展開の推進とともに、経営資源が限られるスタートアップの広報支援等、集中支援を強化する。また、エコシステム形成に向け、来年度には、「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」として、国際的に評価の高いスタートアップ・カンファレンスや国内スタートアップ関連イベントを集中開催することを目指し、環境整備を行う。

・ベンチャー・キャピタル（VC）等のコミットを得て行う研究開発型スタートアップ支援に関し、認定 VC の見直しやこれまでの取組の費用対効果の検証等を通じ、支援分野やステージの重点化・強化等を行うとともに、国際的に活躍する見込みのある例えば AI 等の先端技術領域において、社会課題解決や市場ゲームチェンジをもたらすスタートアップの効果的な支援を来年度目途で検討する。また、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）において、大学発ベンチャーに焦点を当てたピッチイベントの開催等、ベンチャーと大企業、大学等のオープンイノベーション促進を強化する。

・中小企業・ベンチャー企業によるイノベーションを推進するべく、フィージビリティ調査から研究開発、事業化までを一貫して効率的に支援できるよう、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR 制度）について、関係府省で現行制度の評価・検証を行い、今年中に本制度の見直しの方向性について結論を得て、その後速やかに必要な措置を講じる。

ウ）大企業におけるイノベーションの促進

・イノベーション・マネジメント・システムの国際標準化の動き等も踏まえて、今年夏頃にイノベーション経営推進のための指針を策定する。この指針を踏まえて、大企業における情報開示を慫慂するとともに、経済団体や市場関係者と協力して、イノベーション経営に挑戦する大企業が資本市場等から評価されるための銘柄化等の枠組みを今年度中に検討し、早期に具体化を図る。

・産業競争力強化法に基づく経営資源活用共同化調査を今年度中に実施し、この調査結果を踏まえて、大企業において、「内発的動機付けを重要視するとともに、新奇な価値観こそ受容する」といった意識の下、スタートアップ企業に対して経営資源の活用を認めるなど、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を行うこととし、企業の人事・知財・投資管理等の在り方を検討し、必要な方策を具体化する。

・大企業・大学等による共同研究等のオープンイノベーション推進のための技術研究組合の活用に向け、今年秋頃までに、技術研究組合を活用して新会社設立を実現した事例や企業と大学の協働による成功事例等を収集するとともに、設立・活用にむけた要点をまとめたガイダンスを策定し、普及・広報する。
・民間金融機関等の投資を促進すべく、日本政策投資銀行（DBJ）の投資業務によるリスクマネー供給においてファンド手法を活用する取組を今年度から推進する。加えて、来年度から大企業とベンチャー企業等とのオープンイノベーションへの投資を促進するため、成長段階ごとのボトルネックを踏まえた産業投資を活用した資金供給について検討する。

②　高等教育・研究改革

ア）大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

・第４次産業革命により、付加価値の源泉は「知」にシフトする。「知」を生み出す人材と、「知」の交流を生み付加価値を創出する場が決定的に重要である。大学等の教育研究機関の機能を拡張し、付加価値を創出する場、組織として機能させる観点から、各施策に取り組む。
・今年度中に、大学経営環境の改善に向けた国立大学のガバナンスコードを策定し、国公私の枠組みを超えた大学等の連携や機能分担を促進する「大学等連携推進法人（仮称）」制度創設の検討を行う。
・国立大学の運営費交付金の毎年度の配分について、成果を中心とする実績状況に基づく配分の対象額及び変動幅を令和２年度予算から順次拡大していくとともに、本年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を令和２年度以降の適用に活用する。
・国立大学法人や国研について、無形の「知」の価値が正しく評価され、大型共同研究の促進や寄附の拡大等多様な資金の獲得など外部資金割合の増加による運営費交付金依存度の低減及び財政基盤の強化等に向けた必要な方策を検討する。あわせて、国立大学における余裕金の共同運用の仕組みの創設や留学生対象授業料等の規制緩和について検討する。

イ）研究力の向上

・研究「人材」、「資金」及び「環境」の改革を、産学官連携の下、大学改革と一体的に展開する、「研究力向上改革 2019」を実施する。
　- 産学連携での大学院教育の好事例の周知や国際的に卓越した博士

人材育成教育を推進する。また、若手研究者が経済的不安なく研究に専念したり海外研さんを積む機会の拡充、研究者の世界水準の能力の組織的育成プログラム開発とともに、来年度以降適用に向けて、若手研究者の任期長期化やプロジェクトの専従義務緩和、直接経費から研究代表者の人件費等を支出可能とするための検討等の研究費制度の見直しを行う。

- 世界的拠点形成に向けた先進的取組の組織内外への横展開など大学等の国際化を進め、国際共同研究プログラムの拡充、国内向け研究費の国際共同研究への活用等を行う。また、世界的研究拠点の持続的発展に向けた国際・学際研究体制強化の検討を今年度中に行う。
- 科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業等で若手支援や新興・融合領域開拓に資する挑戦的な研究に重点化し強化するほか、国際化・ネットワーク化等による共同利用・共同研究体制の強化など、基盤的経費と競争的資金のデュアルサポートにより多様で挑戦的かつ卓越した研究を強化する。
- 先端的な大型研究施設・設備や研究機器の戦略的活用、AI・ロボット技術の活用等によるスマートラボラトリ化、研究施設の戦略的リノベーション等を積極的に推進し、Society5.0 時代にふさわしい研究環境を目指す「ラボ改革」を行う。

・我が国の研究力を総合的・抜本的に強化するため、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（仮称）を、今年内目途に策定する。
・クロスアポイントメント制度について、現場に即した活用を促進するため、手引きや好事例の周知、多様なキャリアパスの奨励等を積極的に行う。また、研究者の流動性向上の他の方策と合わせ、クロスアポイントメント制度の在り方等について、来年度までに検討する。
・研究現場における多様性を確保し、イノベーションを活性化するため、産学連携の下でリーダーとなる女性研究者を育成し、社会での活躍を促進するための新たな取組を今年度中に開始するとともに、海外事例の調査分析等を踏まえ、あるべき環境整備や支援方策を来年度までに検討し、施策に反映する。
・競争的資金等の執行データが集約されている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、公募プロセスの効率化と合わせ収集データの範囲を全ての公的研究資金へと拡大する等の機能強化を図ることで、国の研究費と論文・特許等のアウトプットとの関連を見える化し、効果的な資金配分の在り方等の政策検討への活用を目指す。

ウ）戦略的な研究開発の推進

・Society5.0 の実証の場としてのスマートシティ及びスーパーシティの実現に向け、本年度中に、分野・事業者横断のデータ連携等に資するアーキテクチャ構築に着手するとともに、各府省の既存事業の集中投資等も通じ、都市 OS、標準 API、データ構造等の検討、実証を行う。また、国際標準化等も見据え、G20 においてグローバルスマートシティ連合を提唱し（P)、スマートシティ間の相互学習、成功事例の共有や運用に資する共通認識の形成を図る。
・破壊的イノベーションの創出を目指し挑戦的研究開発を推進する。ムーンショット型研究開発制度に関し、関係府省一体となった推進体制の下、ムーンショット型研究開発制度を早期に開始する。
・「AI 戦略 2019」（令和元年〇月〇日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、人材育成や研究開発、社会実装に向けた取組等を推進する。
・「バイオ戦略」（令和元年〇月〇日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、産業振興とデータ基盤の構築、国際拠点の形成、地域における実証・研究、バイオ製品の価値・安全性の見える化、科学的知見に基づく新たな機能性食品表示の実現、バイオベンチャーへの投資環境整備等を推進する。
・今年末に策定する「量子技術イノベーション戦略」の検討も踏まえつつ、量子に関する主要技術領域等におけるファンディングや国研等の研究機関の取組の重点化と強化、国際研究開発拠点の推進、理数系教育の充実を含む量子ネイティブ人材等の育成の推進を図る。
・スーパーコンピュータ「富岳」（ポスト「京」）からの早期の成果創出を実現するため、試行的利用を来年度から開始するとともに、AI やデータ科学への活用を推進する。また、学術情報ネットワーク（SINET）の機動的な利用環境の構築や高性能計算環境によるデータ科学と計算科学の融合等により、SINET を活用した多様なリアルワールド・リアルタイムデータの収集・解析・提供を図るとともに、これを企業にも開放し、Society5.0 を先取りする産学共同利用を加速度的に推進する。
・北極海航路の持続的利用への取組、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)の後継プロジェクトに関する検討や北極域研究船に関する取組など地球規模課題に対処する研究開発、北極科学大臣会合の来年日本開催等の国際協力を総合的に推進する。
・次世代放射光施設について、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより推進する。
・産学官連携による革新的材料開発の高度化や効率化に向け、研究環境

のスマート化や最先端研究インフラの整備・共用を来年度から本格的に推進する。
・IoT 等の業種横断的な分野も含め、研究開発の初期段階から標準化活動を一体的に実施すべく、産総研における標準専門家による研究者向け支援の充実や研究領域に係る外部からの標準化相談の受付機能の強化等を来年度目途で検討する。また、関係省庁と連携し、NEDO が作成した「標準化マネジメントガイドライン」等の標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。

③　知的財産・標準化戦略

・知的財産推進計画に基づき、価値デザイン社会の実現に向けた施策を推進する。
・経営をデザインすることや社会的にインパクトのあるオープンイノベーションを加速するため、「経営デザインシート」の活用の促進や、経営者や個人に求められる心構えを明らかにした診断項目リストの活用の促進に取組む。
・初等中等教育において、児童・生徒の創造性を育む知財創造教育を推進するため、今年度から、高等学校を新たに対象として、教材等の収集や作成を開始し、それら教材を活用した実証授業等を全国で行う。
・地域のブランド力を強化する商標権の活用を進めるため、本年度から、地域団体商標の活用や中小企業等への取組を強化するとともに、出願増に伴い長期化傾向にある商標審査期間の短縮のための措置を講ずる。
・知的財産権が「侵害し得、侵害され損」とならないよう、知財訴訟制度の機能強化に向けた具体策を検討する。
・増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入について、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性を検討し、早急に結論を得る。
・海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施する。
・インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など、総合的な対策を講じる。
・自動運転関連技術、シェアリング、スマートシティ、データ取引市場、AI 及び IoT などの各分野に加え、Society5.0 のコンセプトを具現化したデータのアーキテクチャなどに関し、国際標準団体への積極的な提案を行うなど国際標準化を進める。

ⅱ）次世代産業システム

①　サプライチェーンにおけるデータ連携の促進

・製造現場から生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業の垣根を越えてデータを流通させる仕組みを国内の団体や企業が協調して海外とも連携しながら本年度までに構築する。
・我が国の「すりあわせ」をサプライチェーン全体で高度化するため、自動車の設計・開発のデジタル化による開発効率向上に向けて昨年度までに構築した燃費、熱、運動性能等のモデルに加え、本年度中にEV関連のバーチャルシミュレーションモデル構築を目指す。

②　ロボット技術の社会実装等

・サービス分野でのロボット開発・導入をユーザー視点で実施していくため、例えば、施設管理や介護、飲食等の分野別に、ロボットのユーザーとメーカー等が集まる議論の場を設け、ロボットを導入するに当たっての現場での課題について検討を行い、業務プロセス、データ連携、通信等の標準化や新たなビジネスモデルの在り方について本年度内にとりまとめる。
・ロボット開発者やロボットシステムインテグレータを広く育成するため、工業高校・高等専門学校におけるロボット利活用の教育プログラムの導入に向け、教材の開発や産業界と連携した講師の派遣、現場実習等の取組を進めるための産学連携の体制を来年夏までに構築する。
・ロボットシステムインテグレータの技能を評価する国家資格（技能検定制度）の在り方について、本年度内に検討を行い、結論を得る。さらに、社会的関心を高め、若年者のロボットシステムインテグレータ等への入職を促進するため、技能五輪全国大会に「産業用ロボット」を用いる競技職種を導入することについて、本年度内に検討し、結論を得る。
・世界のロボット技術が結集し、社会実装と研究開発を促進するアワード型の競技等を行う「World Robot Summit」の令和２年の本大会（愛知県国際展示場、福島ロボットテストフィールドで開催）に向けて、今夏目途に競技ルールを公表し、競技参加者募集等を開始する。また、福島ロボットテストフィールドを一つの拠点とする福島イノベーションコースト構想を基軸とし、進出企業と地元企業が連携して産業集

積を図り、自立的・持続的な産業発展を実現するための環境整備を推進していく。
・専門家の育成・派遣を通じて IoT・ロボット導入を促進する「スマートものづくり応援隊」に加え、自動運転技術や電動化等新技術への対応等を支援する「サプライヤー応援隊」を整備し、これらを合わせた中小製造業の支援拠点を本年度中に全国 40 か所程度に拡大する。

③　宇宙ビジネスの拡大

・準天頂衛星システム「みちびき」における、令和５年度目途の７機体制の確立及び機能・性能の向上と、これに対応した地上設備の開発・整備等について、効率化を図りつつ、着実に行う。また、実証事業や対応受信機の普及に向けた支援等を通じた様々な分野での利用拡大や海外展開も視野に入れた取組を行うとともに、G 空間情報センターを中核とし、G 空間情報を使った高度な技術の社会実装を進める G 空間プロジェクトの推進を図る。さらに、高精度に位置特定できる共通基盤を令和２年度から順次社会実装するため、電子基準点等による測位と整合した３次元地図の仕様を同年度中に明確化する。
・H3 ロケットの試験機２機の令和２・３年度打上げ、先進光学・レーダ衛星の令和２年度打上げを着実に行う。情報収集衛星の機数増及び機能保証強化、技術試験衛星の開発等を行う。
・衛星データを地方自治体データ等とも連携させ一元的に提供する Tellus の本格的開発・改良を行うとともに、ビジネスコンテスト S-Booster のアジア地域への拡大等、様々な分野で衛星データ利活用を図る。
・宇宙ベンチャーに関し、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）等のリスクマネー供給拡大や海外からの投資の充実を図るとともに、専門人材プラットフォームの本格運用を今年度開始する。
・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と民間の協業による事業創出を促進するほか、競争力のある小型衛星・小型ロケットの部品・コンポーネントについて、国内民間ロケットの活用等による軌道上実証支援を来年度目途で開始する。
・スペースデブリ低減に関し、民間活力も活用して研究開発を迅速に進め、本年５月に取りまとめた「スペースデブリに関する今後の取組について」に基づき、時間軸を含めた具体的取組を検討するとともに、

国際枠組みに関する議論に参加する。
・国際宇宙探査について、民間事業者とも連携し、我が国が強みを有する技術を活かす観点から、米国が構想する月近傍の活動拠点 Gateway への参画に関する方針を検討し、年内に決定する。また、月、火星等の宇宙探査のプロジェクトを着実に推進する。

④　航空機産業の拡大

・世界で増大する航空機需要を取り込むため、DBJ 等を通じたリスクマネー供給を拡大するとともに、電動化・複合材・自動化等の最先端の技術を活用した次世代機の開発を促すための研究開発支援を行う。
・三菱リージョナルジェット(MRJ)を含む今後の完成機事業については、安全性審査を適確に行いつつ、MRJ の就航時期までに、開発完了後の販売支援体制や量産機の安全運航維持の体制を整備する。
・国際競争力のある航空機部品企業、クラスターを育成する観点から、生産性の向上に資する設備投資等の促進や、全国航空機クラスターネットワークを通じた事業拡大に向けた連携や新規参入を促進する。
・成長著しいアジアでの航空機サプライチェーンを強化するため、国内外の展示会や商談会などの機会を活用し、日本とアジアの関係者の官民双方で協業を促進する。

９．Society 5.0 時代に向けた人材育成

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。
⇒2017 年：38.3%
《KPI》学習者用コンピュータを 2020 年度までに３クラスに１クラス分程度整備する。
⇒2017 年：児童生徒 5.6 人に１台
《KPI》新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。
⇒新たに試験を整備（本年度開始）
《KPI》第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする。
⇒2018 年：54 講座
《KPI》大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。
⇒2016 年：約 50 万人

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）大学等における人材育成

・データ・AI により付加価値を創出する上では、各分野の専門性とデータサイエンスや AI のリテラシーの両方を備え、データの意味がわかり、これを活用できる人材が求められる。このため、大学において、数理・データサイエンス・AI の初級レベルの標準カリキュラムと教材を本年度中に開発し、全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AI を応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルの標準カリキュラム・教材の開発を令和２年度までに行う。加えて、カリキュラムに数理・データサイエンス・AI 教育を導入する大学を積極的・重点的に支援する。また、博士人材等に対し、産業界や海外の大学等と連携した高度なデータサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムを開発し、本年度中に全国ネットワークを構築して展開する。

・大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度の構築に向けて、認定基準や産業界で採用・処遇等に活用する方策などについて検討し、令和２年度中に認定を開始する。

・学部・研究科等の枠を超えて教育課程を設定できる学位プログラム制

度について積極的な活用を促すとともに、当該制度等を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム（「レイトスペシャライゼーションプログラム」等）を複数構築することで、大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図る。また、世界を牽引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から集中的に育成する「出る杭」を引き出すプログラムを構築する。

・本年中を目途に教学マネジメントに係る指針を作成し、当該指針等を通じて大学等の学修成果の見える化を進めるとともに、学修成果や履歴等を企業等の採用活動や更なる学びに活用する方策について本年度中に事例を創出し、当該取組を全国の大学に展開する。

・Society5.0 時代に必要な思考力・判断力・表現力などの学力を評価する大学入学共通テストを令和２年度から着実に実施できるよう準備を進める。また、当該テストにおいて「情報Ⅰ」を令和６年度から出題することについて CBT 活用を含めた検討を行うとともに、学部分野等を問わず入試で採用する大学を抜本的に拡大させるための支援を行う。

・大学・専修学校等において数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの開発を進めるとともに、MOOCS や放送大学の活用を拡充する。また、大学における実務家教員を育成するために本年度から研修プログラムの開発・全国展開を行うとともに、実務家教員のマッチングを行う人材紹介の仕組みを構築するほか、リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトを構築する。

ⅱ）初等中等教育段階における人材育成

・すべての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、５年以内のできるだけ早期に、すべての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。小学校、中学校、高等学校等における必要な ICT 環境について、最終的に、児童生徒１人１人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するため、目標の設定とロードマップ策定を本年度中に行う。あわせて、BYOD(Bring Your Own Device)等の活用について検討を行い、具体的な活用方法等を示す。また、ICT 環境について、速やかにかつできる限り費用を低減して調達できるようにするため、ICT 機器等の標準仕様書例を本年夏までに示すとともに、クラウド利活用等に向け、「教育情報セキュリティポリシーに関す

るガイドライン」の見直しを本年夏までに行う。
・学校ではクラウド活用を前提とすることとし、効率的・効果的なクラウド導入の方策について周知するとともに、コスト等の面から学校が導入しやすいよう、その接続方法について、公衆網を介したパブリッククラウドや「SINET」などの多様な選択肢をモデル化して例示する。また、初等中等教育における大学等の教育資源の活用や大学等の教育・学術研究における活用なども含めて、希望する全ての自治体や学校が「SINET」を利用できるように準備を進め、令和２年度中に試験的な実施を行う。
・デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討を行い、必要な措置を講じる。
・令和２年度からの小学校のプログラミング教育の導入に向けて、全ての教師がプログラミング教育を実施できるよう、体験や研修などの機会を設けるとともに、ポータルサイトによる指導事例等の情報提供を充実する。また、中学校及び高等学校の教員研修に資する教材等の開発を本年度中に行うとともに、教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、高等学校において令和６年度までに社会の多様な人材も含め ICT に精通した人材を１校１名以上登用することを目指す。
・大学等における数理・データサイエンス教育との接続を念頭に、高等学校段階で確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を得るための教材を作成し、令和２年度から大学進学希望者等を中心に指導を行う。
・学びの生産性及び質を向上させるため、AI による効果的な学習等を実現する EdTech の開発や学習ログ等を蓄積した学びのポートフォリオが児童生徒の学びや教師の指導に活用されるよう、収集するデータの標準化や利活用に関する実践を進め、好事例を創出・収集し、全国への展開を図る。また、EdTech をはじめとする先端技術や ICT を教師が使いこなすことができるよう、先端技術の活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、「教育の情報化に関する手引」（仮称）の作成や指導事例の普及・展開等を通じて研修の充実を図る。
・遠隔教育について、学校等が接続先のマッチング、指導面・技術面のアドバイスを得られるよう、本年度中に協力意向を有する様々な関係団体を取りまとめて、提示を開始するとともに、中学校における弾力的実施等も含めた事例の創出・展開を進め、令和５年度までに希望す

る全ての学校で遠隔教育を実施することができる環境を実現する。
・各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育について、令和２年度までに産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランの提示と全国の学校への展開を行うとともに、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを令和２年度までに構築する。

ⅲ）産業界における人材育成・活用

・データサイエンス・AIを応用して中小企業の経営課題等を発見し解決するために、企業等が行う課題解決型学習を中心とした実践的な学びの場を提供するAI Quest（課題解決型AI人材育成）について、本年度から実証を行い、成果を国内外へ展開するとともに、AI Questを行う企業等に対する認定制度について検討し、令和２年度から実施する。
・「未踏IT人材発掘・育成事業」において、高度な数学的才能を有する人材を発掘し、AI技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する新たな仕組みについて本年度から検討を開始し、令和２年度以降実施する。
・「異能vation」プログラムを見直し、破壊的イノベーションを創出するための課題を発掘し、挑戦を支援するとともに、これまでの取組の成果も含めての国際的な発信や展開の支援及び企業とのマッチング等のビジネス化に向けた支援を新たに行う。
・子供、社会人、障害者、高齢者等がプログラミング等のICTスキルをお互いに学び合い、地域での活躍につなげる場となる「地域ICTクラブ」について、運営等に関するガイドラインを策定し、全国へ展開する。
・サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチング促進のため職務・役割と技能・資格等のひも付け、共通言語化等を行うとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開を図る。また、沖縄など地域において自律的にセキュリティ人材を育成する拠点の構築や、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施に取り組む。

10. 海外の成長市場の取り込み

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》速やかに RCEP 交渉妥結を目指し、これを通じて FTA 比率が 70%を超える。

⇒2018 年度末時点：51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2018 年貿易額ベース）

※経済連携交渉の実施状況を踏まえ、従来の KPI を見直した。

※現在交渉中の RCEP が署名に至った場合の FTA 比率は 78.7%（2018 年貿易額ベース）

《KPI》2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する。

⇒2018 年末時点：30.7 兆円

《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比２倍を目指す。

⇒2016 年度：20.6 兆円（2010 年度：12.8 兆円）

《KPI》2020 年に約 30 兆円（2010 年：約 10 兆円）のインフラシステムの受注を実現する。

⇒2017 年：約 23 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む

《KPI》2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。

⇒2017 年度：444.5 億円

（２）新たに講ずべき具体的施策

日本経済の持続的成長のためには、広く国際市場にも目を向け、世界の需要を我が国の地域に取り込むとともに、中小企業を含む日本企業の更なる海外展開を促す必要がある。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた世界的な動きは、新たな事業機会をもたらす。「Society 5.0」を国際的に展開し、「日本の SDGs モデル」を、我が国における G20 や第７回アフリカ開発会議（TICAD７）の開催、SDGs 首脳会合といった機会を活用して、アフリカ及び東南アジアを重点地域として、国際社会に共有・展開する。

また、世界において貿易を巡る対立が見られる中、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を推進し、世界経済の持続的な成長につなげる。

ⅰ）Society 5.0の国際展開とSDGs達成

①　民間企業による取組の支援

・民間主導により、「Society5.0」を海外においても実現するため、一般社団法人世界経済フォーラム第４次産業革命日本センターのネットワークを活用して、先進的な取組に積極的な多様な主体を巻き込む形で、ヘルスケア、スマートシティ及びモビリティのプログラムを強力に推進することとし、各省庁の施策によりこれを支援していく。

②STI for SDGsの取組加速化

・「SDGsのための科学技術イノベーション（STI for SDGs)」を推進するため、我が国が提案した「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方」をG20で策定し、各国のロードマップの策定を支援する。

・本年度中に、課題解決に資するシーズとニーズのマッチング・事業創造を図るためのプラットフォームの在り方の調査等及びプロトタイプの試行運用等を行う。さらに、G20やTICAD等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、気候変動や海洋プラスチックごみ対策を含めSDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する。

③　「Society5.0」の国際標準化＜再掲＞

・自動運転関連技術、シェアリング、スマートシティ、データ取引市場、AI及びIoTなどの各分野に加え、Society5.0のコンセプトを具現化したデータのアーキテクチャーなどに関し、国際標準団体への積極的な提案を行うなど国際標準化を進める。

ⅱ）日本企業の国際展開支援

①　インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版)」（令和元年６月３日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進する。

ア）「質の高いインフラ」の推進

・IoT・AI等高度な新技術を活用した課題解決力や高品質の物流サービスの構築等により、SDGs達成に貢献するなど、我が国のプレゼンスを高めていく。併せて、我が国が優位性を有する分野の海外展開を促進するため、相手国における規制等の整備、我が国発の国際標準の普及、分野別タスクフォース等を通じた関係省庁・機関間の連携強化により、スマートシティ等、横断的なパッケージ案件等の形成を推進する。

イ）官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組

・「自由で開かれたインド太平洋」等の外交政策とも整合的な形で、関係国との連携を通じて、事業リスクの低減、アフリカや島嶼国等も含む市場へのアクセス強化を図り、ビジネス機会の拡大を推進する。また、価格競争力向上のための現地・第三国を含めた部材・人材等の活用を進めるとともに、輸出基盤強化のための国内関連産業の構造改革に向けた検討を進める。
・機関投資家の資金の一層の活用やアフリカ市場の開拓といった課題に対応すべく、関係機関と連携した新たな貿易保険スキームを構築する。
・我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独法等の海外業務の取組の充実を図る。
・単なる機器の売り切りではなく、ユーティリティ企業を含め、本邦企業による経営及び O&M 参画を通じた継続的関与を促進するため、公的支援の充実を図る。
・洋上風力発電等の再エネ分野等で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、本邦企業によるイノベーションと新規事業投資を促進する。
・人材育成、法制度整備等のソフトインフラ支援を着実に実施する。

② ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築

ア）経済連携交渉

・我が国は、自由貿易の旗手として、質の高い EPA の締結、拡大を通じて、包括的で、バランスの取れた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。
・現在交渉中の RCEP の早期署名・発効を目指すとともに、日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、昨年発効した TPP11 協定の参加国・地域の拡大や新たな国や地域との EPA の締結を含めた経済連携の強化について議論を進めていく。
・これまでに締結した EPA について、今日の経済情勢に即した、一層質の高いものとするべく、見直し協議に取り組んでいく。
・中小企業も含めより多くの事業者に EPA を有効に活用してもらうべく、情報提供を含む支援を強化し、その利用の一層の促進にも取り組んでいく。

イ）投資関連協定

・現在交渉中の協定を含めると合計 94 の国・地域をカバーする見込みであるところ、交渉中の投資関連協定については早期妥結を目指す。加えて、2020 年までに投資関連協定について、100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指し、産業界の要望などを踏まえながら新規交渉国を選定し、早期交渉開始を目指す。

ウ）租税条約

・我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める。

③　中堅・中小企業の海外展開支援

ア）販路開拓支援・人材・金融面の支援

・日 EU・EPA や TPP11 の協定発効を好機と捉え、「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、EU 等の海外市場等に詳しい専門家を国内外に配置し、計画策定から商談成立までの伴走型支援等を強化する。その際、地域未来牽引企業をはじめとした波及効果が高く意欲のある企業を重点的に支援する。
・世界で急速に拡大する EC の活用を推進するため、プラットフォーマーとのマッチングを進めるとともに、JETRO が海外の主要 EC サイトに「ジャパンモール」を設置し、日本製品を販売支援する取組について、これまでのアジアに加えて米国や欧州、中東等にも拡大して実施する。
・中堅・中小企業が自律的に輸出できるような販路・物流・ブランディング・手続き等へのサポートをワンストップで提供する取組を推進すべく、その方策を本年度中に検討する。
・現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズ情報を収集し、当該ニーズに合致し得る国内企業とマッチングする仕組みを構築し、現地目線での商品・サービス開発や販路開拓支援を国内外で強化する。また、日本食と食文化・関連製品を一体とした海外への販路開拓の取組を推進する。
・国内外で企業の即戦力となるグローバル人材の育成・確保を強化する。

イ）海外進出支援

・現地法人設立や現地規格・規制対応、現地代理店・販売先確保など、海外進出並びに進出後の事業拡大における課題を重点的に支援する。また、第７回アフリカ開発会議（TICAD７）も踏まえ、JICA と JETRO が

密接に連携し、ODA も活用しつつ、アフリカをはじめとする海外への展開を強化する。
・貿易保険法施行令を改正して NEXI による民間投資保険の再保険引受けを可能とすることで中堅・中小企業の海外展開を促進する。
・国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。
・在外教育施設における日本語指導や特別支援教育体制の充実、帰国時の学校での受入れの円滑化など教育機能の強化を図る。

ⅲ）日本の魅力をいかす施策

①　対内直接投資の促進

・「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（平成 31 年４月 16 日対日直接投資推進会議決定）に基づき、外国企業誘致戦略が明確化した地方公共団体が行う誘致活動に対する支援の充実、JETRO による支援体制の強化及びインバウンド観光需要の取り込みや農林水産品の輸出促進との連携強化を図る。また、地域への誘致成功事例の発信による外国企業との協業・連携機運の醸成や我が国のビジネス環境の更なる改善に向けた取組を進める。
・JETRO の海外主要拠点において、海外のイノベーションエコシステム等との緊密なネットワークを形成すること等を通じ、イノベーション創出に資する外国企業を積極的に誘致する。
・昨年度開始した Regional Business Conference について、本年度においても外国企業誘致に積極的な地域で開催するとともに、令和２年度の Japan Business Conference 開催に向けて、実施体制構築等の準備を進める。

②　クールジャパン

・「知的財産戦略推進計画 2019」（令和元年〇月〇日知的財産戦略本部決定）に基づき、これまでの取組の効果検証等も踏まえ、進化したクールジャパン戦略を本年夏頃までに策定する。新戦略に基づき、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金や JETRO の活用、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による発信、クールジャパン機構の資金供給等を始めとする関係施策を実施する。その際、インバウンドとアウトバウンドの好循環創出も考慮しつつ、マーケットインの考えで、国別・属性別の嗜好分析、分野横断的な取組・ストーリー作り、インフルエンサー活用、展示会等イベント活用等を進める。
・様々な関係者の連携促進のため、クールジャパン官民連携プラットフォ

ーム等を活用して基盤を強化する。その一環として、デジタル技術を活用して、日本好きの外国人へ継続的に働きかけ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や「日本博」を契機に、日本ファンの拡大・長期滞在の促進等を図る。

・専門人材・高度デザイン人材・高度経営人材の育成や外国人材の受入れに向けた制度整備・地方文化発信も含めた相互交流事業、海外における日本語の普及、地域プロデュース人材が活躍できる基盤作り等を推進する。

・情報通信技術の発達に伴い拡大する海外市場への進出を見据え、海外市場において競争力のある日本の映像コンテンツについて、デジタル技術の導入等により制作現場の生産性向上を促進し、更なる競争力強化を図るとともに、国際見本市の開催や放送コンテンツの海外展開支援等を通じ、コンテンツ関連産業及び地域産業の海外販路開拓や、地域へのインバウンド拡大に繋げる。

・新たな成長領域として注目される e-スポーツについて、健全な発展に必要な適切な環境整備として、社会における認知度向上のための取組や、競技大会のガバナンスなど関連する実態調査に本年度中に取り組む。

・本年度中に、全国ロケーションデータベースの更新やエリアマネージャーの試験的設置を通じて関係者間の許認可情報の共有を進めるとともに、外国映像作品の誘致に関する実証調査等を行うことにより、国内外の映像作品の撮影環境の改善を進める。また、若手映画作家等の育成や映画製作支援、国際交流等を通じて、世界に評価される新たな日本映画の創出に寄与するほか、国際共同製作の促進や、映画祭における海外への発信・人材交流によって、日本映画等への関心の掘り起こし等を行う。

・国・地域の特性や嗜好を踏まえた効果的な普及促進、ブランド力の向上、輸出環境の整備、酒類以外の分野との連携等を行い、日本産酒類の一層の輸出拡大やインバウンドの促進を図る。

③　2025 年大阪・関西万博の開催へ向けた準備

・万博特措法に基づき、本万博の準備及び運営を担う博覧会協会を指定するとともに、国の補助、国の職員の派遣等の支援措置を講じる。

・博覧会国際事務局（BIE）による我が国の開催計画（登録申請書）承認後、できるだけ多くの国の参加を得るべく、2020 年ドバイ万博の機会などを活用して、参加招請活動を行う。また、本万博のテーマに関連する国際会議等において、本万博の魅力・情報を世界に発信する。

11. 外国人材の活躍推進

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。

⇒ポイント制の導入（2012 年５月）から 2018 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 15,386 人

《KPI》 2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は 208,901 人（2018 年５月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生 90,079 人を加えると 298,980 人（2018 年５月時点）

（２）新たに講ずべき具体的施策

国際的な人材獲得競争が激化する中、高度な知識・技能を有する外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等がより魅力的となり、かつ、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍できるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）も踏まえつつ、政府横断的に以下の取組を重点的に進めていく。

ｉ）高度外国人材の受入れ促進

①外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

・「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を JETRO に設置したことを受け、関係省庁が保有する出入国管理制度等の関連施策情報、関係省庁等が実施する高度外国人材に関するセミナー等の各種就職促進施策等とともに、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある企業情報を常時アップデートされた最新の形で提供する。

・プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供することで、留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。

・留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験Ｎ１相当

以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。

②ビジネス日本語等教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

・大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定した上で留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等を行う。

・優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援し、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。

・外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できる ICT 教材の利用を推進する。

③ 高度外国人材の受入れ円滑化に向けた入国・在留管理制度等の改善

・外国人起業家の管理・支援等を含む「外国人起業活動促進事業」の利用普及に向け、ベストプラクティスの共有等を通じて地方公共団体向けの広報を強化する。

・留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、「外国人起業活動促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・

運用の見直し等を進め、本年度中に結論を得る。
・AI、IoT、クラウド技術など第４次産業革命を進める上で必要となる革新技術分野における優秀な人材の円滑な受入れに向けて現行制度・運用の見直し等を含め検討を進め、本年度中に結論を得る。

ⅱ）在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

①在留資格手続の円滑化・迅速化

・外国人を適正に雇用し、かつ外国人雇用状況届出等を履行しているなど一定の要件を満たす所属機関等を対象に、外国人本人に代わって行うオンラインでの在留関係諸申請の受付を本年７月に開始する。今後、更なる利便性向上のため、オンラインで申請可能な手続の対象を拡大していく。

②在留管理基盤の強化

・外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、外国人受入れ機関単位で情報を管理・把握することを可能とするための情報基盤の整備を推進するとともに、在留管理の電子化を進める。

Ⅱ．全世代型社会保障への改革

１．70 歳までの就業機会確保

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2025 年：65 歳～69 歳の就業率　51.6%
⇒2018 年：46.6%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）70 歳までの就業機会確保

・人生 100 年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要。このため、65 歳まで継続雇用することとしている現行制度を見直し、70 歳まで就業機会を確保できるようにする。

・65 歳から 70 歳までの就業機会の確保については､65 歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要がある。このため、多様な選択肢を法制度上許容し、当該企業としてはそのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

・法制度上許容する選択肢のイメージは、「定年廃止」、「70 歳までの定年延長」､「継続雇用制度導入（子会社・関連会社での継続雇用を含む）」といった 65 歳までの制度における選択肢に加え､「他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現」、「個人とのフリーランス契約への資金提供」、「個人の起業支援」、「個人の社会貢献活動参加への資金提供」が想定しうる。企業はこれらの選択肢の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢についての企業の関与の具体的な在り方について、今後検討する。

・また、70 歳までの就業機会の確保を円滑に進めるため、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。第一段階の法制については、以下の方向で検討する。

ア）法制度上、上記のような選択肢を明示した上で、70 歳までの就業機会確保の努力規定とする。

イ）必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

その上で、第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、多様な選択肢のいずれかについて、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての

立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。
・なお、混乱が生じないよう、65 歳までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。こうした仕組みの実現に向けて、労働政策審議会の審議を経て、令和２年の通常国会において、第一段階の法案の提出を図る。
・働く意欲がある高齢者が、その能力を十分に発揮し、働く人の個々の事情に応じて活躍できるよう、地方公共団体を中心とした就労促進の取組と地域の企業との連携の推進、シルバー人材センターの機能強化、企業のニーズと高齢者の経験・就業意欲を踏まえたマッチング機能の強化を検討する。
・高齢期を見据えたキャリアプランの再設計や、労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入などを支援する拠点を整備し、全国でサービスを提供することを通じたキャリア形成支援を行うとともに、高齢者を含めたリカレント教育を推進する。また、70 歳までの就業機会確保措置を講じる企業や高年齢労働者の労働災害防止などの高齢者の安全・健康確保等に取り組む企業への支援、高齢者のモチベーションや納得性に配慮した能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。さらに、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

ⅱ）働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

・本年の公的年金の財政検証結果を基に、「人生 100 年時代」を展望し、より多くの人が多様な形態で長く働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、令和２年の通常国会への法案提出を念頭に、公的年金・私的年金両面にわたる制度改革を進める。
・長期化する高齢期の経済基盤を就労期間を延伸することで充実することが可能となるよう、繰下げ制度の柔軟化等による、高齢期の就労と年金受給開始時期の選択肢の拡大を図る。また、公平性に留意しつつ、マクロ経済スライド調整が進む将来の受給世代ができるだけ長く働き年金水準を確保することを阻害しないよう、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職中の賃金と年金の調整（在職老齢年金制度）等の見直しを行う。これらについては、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

・短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、勤労者皆社会保険制度の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。
・高齢期の長期化と就労の拡大・多様化等を踏まえた私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

２．中途採用・経験者採用の促進

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年：転職入職率　9.0%
⇒2017 年：8.6%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）中途採用・経験者採用の促進等

・人生 100 年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用[4]の拡大を図る必要がある。
このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

・中途採用・経験者採用に積極的に取り組む上場企業を中心としたリーディング企業やベンチャー・中小企業等を集めた中途採用・経験者採用協議会で提起された好事例について、その横展開を図ること等により、雇用慣行の変革に向けた運動を展開する。また、好事例の周知等を通じて、各企業に対して、評価・報酬制度の見直しを促す。この際、経営改革力に限界のある中小企業に対しては、中途採用等支援助成金等を活用し、これらの見直しのための支援を行う。

・学生の学修環境の確保を前提に、就職・採用活動の実態等も踏まえ、例えば長期インターンシップの方向性等を中心に今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用の在り方について、本年度中に検討を開始する。

ⅱ）就職氷河期世代対策：調整中

ⅲ）主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

・令和２年からの稼働を目指す職業情報提供サイト「日本版 O-NET」（仮称）や、令和４年以降の稼働を目指す「職業能力診断ツール」について、両者の連携を図るほか、ハローワークインターネットサービスや職場情報総合サイトなど、既存のシステムとの連携も視野に入れて開発・運用を進めることで、求職者や企業の人事担当者等が、円滑に職

---

[4] 中途採用については、積極的な取組を行っている企業の間では「キャリア採用」と呼んでいる事例も見られる。

業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指す。

・中小企業における HR テクノロジーの導入支援や活用事例の周知を行い、同テクノロジーの導入・活用による中小企業における多様な人材の活躍や生産性向上を支援する。

・解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

３．多様で柔軟な働き方の拡大

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度比で３倍
⇒2018 年：19.1%（2012 年：11.5%）
《KPI》2020 年：上場企業役員に占める女性の割合　10%
⇒2018 年：4.1%
《KPI》2020 年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合　15%
⇒2018 年：11.2%
《KPI》2020 年：第１子出産前後の女性の継続就業率　55%
⇒2015 年：53.1%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）多様で柔軟な働き方の拡大

①　副業・兼業の促進

・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る。ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、検討会における健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、今年中に結論を得る。その上で労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。
・副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。
・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業などの人材支援機関が連携する場を設けること等を通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、本年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。
・国家公務員の兼業について、公益的活動等を行うための兼業を希望する者が円滑に制度を利用できるよう、明確化した兼業許可基準の更なる周知を図る。

②　雇用関係によらない働き方（フリーランス等）の環境整備

契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、報酬額の適正化等、フリーランス等の雇用関係によらない働き方にお

ける諸課題について、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討を進めるに当たり、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、本年の夏までに一定の取りまとめを行うとともに、特に優先すべき検討課題については、スピード感を持った検討を進める。

③　テレワークの推進

・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を行う。
・女性、障害者、高齢者など多様な人材活用に資する効果的なテレワークの先進モデルの整理・普及を図るとともに、特に中小企業の課題解決等を担う立場である社会保険労務士や IT コーディネータなどの専門家にテレワーク普及の担い手になってもらうこと等により、地域や企業の実情に応じたテレワークを推進する。

④　治療と仕事の両立支援

・主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する両立支援コーディネーターの育成・配置を進めるとともに、本年３月に改訂した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知を進めることにより、企業・医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図る。
・都道府県労働局、労使、自治体、地域の医療機関等で構成される地域両立支援推進チームの取組等を通じて、がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等を進める。

ⅱ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

①　長時間労働の是正を始めとした働く環境の整備

・本年４月から大企業に対して適用された罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める。併せて、令和２年４月からの中小企業への適用、令和６年４月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
・適正な工期の確保や施工時期の平準化、技術者の配置要件の合理化等を図るとともに、建設キャリアアップシステムを活用した技能者や専門工事企業の能力評価制度を通じて処遇改善を図ることで、建設業の

働き方改革を推進する。
・令和２年度以降のパートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等の円滑な施行に向け、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行うほか、事業主向けの「取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等の周知に努める。
・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新たに設けられることやセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が図られたことを踏まえ、措置の適切・有効な実施を図るための指針を整備するとともに、中小企業等が適切に措置を講じることができるよう必要な支援を行う。
・取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為について、相談対応等の望ましい取組を明確化し、関係省庁と連携して周知啓発を図る。

② 人材投資情報の「見える化」の推進
・機関投資家などのステークホルダーと関係省庁が連携して、官民一体で、企業価値向上に向けた人的資本の非財務情報の活用の在り方を検討する。
・昨年のコーポレートガバナンス・コード改訂により、人材投資をはじめ経営資源の配分等に関する説明について定められたことを受け、今後、その実施状況についてフォローアップする。
・併せて、人材投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表を行い、企業における開示の充実を促進する。

iii）女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進
・女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化が図られることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業をはじめとする全国の企業が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正の内容の周知徹底や企業向け相談窓口の整備、一般事業主行動計画の効率的な策定・公表方法の検討を行う。あわせて、地域の多様な主体の女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。
・女性活躍やダイバーシティ経営推進の観点から、上場企業の女性役員及びESG投資における女性活躍情報の活用の状況の公表を進めるとともに、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資を

推進する。また、女性役員人材の育成に向け、新たな地域における展開を含め、地方、大学等との共催等により女性役員育成研修を実施するとともに、修了者人材バンクの充実・強化を行う。

・企業と投資家等との積極的な対話を促す情報開示等を求める「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」の普及や、「なでしこ銘柄」等の選定基準の見直し等を通じ、企業におけるダイバーシティ経営を推進する。

・人生 100 年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、地方創生推進交付金を活用し新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動している NPO 等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。また、女性が生涯にわたり健康に生活できるよう、女性特有のがん検診受診のための支援を行う。

・保育の受け皿整備について、本年４月の待機児童の状況を踏まえ、地方公共団体の整備計画の検証とその結果に応じた受け皿整備に対し、引き続き支援を行う。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を着実に進める。さらに、地域の多様なニーズに対応した子育て支援を実施するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化を進める。

・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性に育児に対する当事者意識を持たせるための取組や子供と関わるパターンの普及、企業による男性社員への休業・休暇取得促進など、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。

４．疾病・介護の予防

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》(新)2040 年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す

⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

（２）新たに講ずべき具体的施策

人生 100 年時代の安心の基盤は「健康」であり、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくため、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に、予防・健康づくりの取組を大胆に強化する。

ｉ）人生 100 年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

①　疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化

・国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、疾病予防や健康づくりの取組が促進されるよう、財源を含めた予算措置を検討し、来年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。あわせて、各評価指標について、成果指標の導入拡大を進め、先進・優良事例の横展開や個人の行動変容につながる取組が強化され、民間サービスの活用等が推進されるよう見直し、配分のめりはりを強化する。

・健康保険組合の予防・健康事業の取組状況に応じて、後期高齢者支援金を加減算する制度について、来年度までに最大±10%となるよう強化するとともに、保健事業の効果やインセンティブ措置の影響分析等を行い、令和３年度に、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のめりはりを強化するなどの見直しを行う。

・その際、保険者が糖尿病性腎症の重症化リスクのある者に対し、医師と連携して、保健師等によって濃密に介入するなどの先進・優良事例の横展開や、歯科健診・がん検診等の受診率の向上等が進むよう留意する。

・個人の自発的な予防・健康づくりの取組を推進するため、ヘルスケアポイントなど個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し、先進・優良事例の横展開を図る。

・医療保険や介護保険のインセンティブ措置の指標の見直しに際しては、エビデンスに基づき予防・健康事業の効果検証を行い、徹底した PDCA サイクルを通じ、効果的な事業を展開する。

②　予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

・生活習慣病の発症や重症化のリスクのある者に対し、医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と適切な運動等のプログラ

ムを一体的に提供できる新たな仕組みを検討し、本年度を目途に結論を得る。また、医療機関が運動処方箋を出しやすいよう、運動施設における標準的なプログラムを、本年度中に作成する。あわせて、運動施設において安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みの実証を行うとともに、好事例の普及を図る。

・健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進していくため、ナッジ理論等を活用し、本年度中に、特定健診等の各種健診の通知について、全体・平均値との比較や将来予測（AI やビッグデータ等も活用）等といった通知情報を充実するとともに、先進・優良事例の横展開を図る。

・東京で来年開催される栄養サミットを機に、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりを推進する。民間の様々な主体と連携し、健康な食生活の推進に向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、健康無関心層への効果的な情報提供など総合的な施策について検討を進め、直ちに実施できるものから順次取り組む。

・野菜摂取量増加に向けた取組など、地域の多様な主体が連携し、日常の中での健康な食事・運動・社会参加を促す取組や、個々の住まいや地域の共食の場における適切な栄養管理に基づく配食サービスについて、先行事例分析やモデル実証事業等を通じて本年度から推進する。

・妊娠中や子どもの頃からの健康づくりを支援するため、妊産婦への適切な栄養指導に資するよう最新の知見も取り入れた食生活指針の改定を来年度中に行うとともに、子ども時代からの健やかな生活習慣形成に資する研究の推進等の取組を順次行う。

③　疾病の早期発見に向けた取組の強化

・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、５年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等の血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率の向上に向けた取組を本年度中に検討し、結論を得る。

・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在 10 歳刻みで行われている歯科健診の機会を拡大し、歯科の保健指導を充実することについて、検証の結果を踏まえ、来年度までに検討に着手し、速やかに結論を得る。あわせて、歯科健診の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき、必要な受診を促す実効的な取組や、全身疾患の治療が必要な可能性がある場合の医科歯科連携を推進する。

・個人が自らの健康状態を把握し、疾病を早期発見するため、医療用検査薬から一般用検査薬への迅速な転用に向けた手続きの改善を図る。

このため、既に実施された事例を参考としながら、行政と関係業界が協働して審査や申請の質の向上等の課題解決を図るための協働計画を本年度中に策定し、検討を進める。

④　保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進

・企業・保険者連携での予防・健康づくり「コラボヘルス」の取組を深化させる。加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を見える化し、経営者に通知する健康スコアリングレポートについて、健保組合や事業主への働きかけを強化するため、評価指標に経年変化を加えるなど、通知内容の充実や通知方法の工夫を行う。同様の取組を、来年度からは全保険者種別で実施するとともに、令和３年度からは、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位で実施する。

・健康経営の生産性への影響に関する各種の研究等を踏まえつつ、健康経営の取組と成果が資本市場から適切に評価されるよう、環境を整備する。健康投資の投資額を見える化すべく、「企業の『健康管理会計』に関するガイドライン（仮称）」を、本年度中に策定し、企業が健康投資を更に進める上で必要なインセンティブ措置の検討も始める。また、健康経営に係る情報開示等に関して、「企業の『健康経営』ガイドブック」を本年度中に改訂し、その普及を図る。さらに、市場が比較可能な情報開示のあり方について、検討を進める。

・ESG や SDGｓにおける健康経営の重要性に関して、グローバルな場への発信を、引き続き、官民で展開・強化する。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020 マイベストプログラム」の普及を図る。

⑤　データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進

・保険者や地方自治体等の予防健康事業における活用につなげるため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証を行う。

・その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定め、その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進する。

・「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の業界団体、仲介者への普及や、業界自主ガイドラインの策定支援を通じ、一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが仲介者から選択され、利用者が安心し

てサービスを利用できる環境整備を図る。あわせて、複数の企業間の協働や、業界横断的なイノベーションの基礎インフラとして、民間主導によるヘルスケアデータの標準化やヘルスケアサービスの品質確保に向けた取組の支援策について、本年度中に検討に着手する。

⑥　介護予防のインセンティブ措置の抜本的な強化等

・介護保険の保険者や都道府県に対する介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）について、自治体による先進的な介護予防の取組が横展開され、健康寿命の地域間格差の縮小にも資するよう、財源を含めた予算措置を検討し、来年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。
・あわせて、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のめりはりを強化するなどの見直しを行い、介護予防や認知症予防につながる可能性のある高齢者の身近な「通いの場」を拡充するとともに、介護予防と保健事業との一体的実施を推進する。その際、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用する。また、「介護助手」など介護施設における高齢者就労・ボランティアを推進するとともに、個人へのインセンティブとして、ポイントの活用等を図る。
・75 歳以上の高齢者に対する保健事業について、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。このため、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用する。また、市町村による介護予防と保健事業の一体的実施の全国展開に向け、国の特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援する。
・利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善に対する介護報酬加算について、自立支援や重度化防止等の観点から、来年度までにエビデンスに基づく効果検証を行い、次期介護報酬改定で必要な対応を行う。

⑦　認知症の総合的な施策の強化

・「予防」と「共生」を柱とした総合的な認知症施策を、認知症施策推進大綱（P）に基づき、推進する。「通いの場」の活用などの先進・優良事例について、来年度までに事例集や実践に向けたガイドラインを作成し、全国の自治体へ横展開する。あわせて、認知症の予防法の確立に向け、研究開発を強化する。データ収集に本年度から着手し、データ利活用の枠組みを令和３年度までに構築するとともに、認知症分野における官民連携のプラットフォームを活用し、評価指標・手法の確立を目指しつつ、予防やケア等の社会実装を促進する。

５．次世代ヘルスケア

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》(新)2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す

（２）新たに講ずべき具体的施策

次世代ヘルスケアシステムの構築に向けて、データや ICT 等の技術革新を積極的に導入、費用対効果の高い形でフル活用しつつ、健康・予防、治療、ケア等に関する個々の施策を、国民の健康維持・増進や、医療・介護の質・生産性の向上、さらにはこれらと表裏一体である現場の働き方改革にもつながるよう、スピード感を持って「全体最適」な形で推進する。

ⅰ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

①　健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

ア）オンライン資格確認等

・医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の来年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。

・また、医療等分野における識別子（ID）については、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、令和３年度からの運用開始を目指す。

イ）医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

・患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについては、令和３年 10 月以降稼働させることを目指す。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担のあり方等の検討を進め、来年夏までに、その実現のための工程表を策定する。なお、介護情報との連携についても、引き続き検討する。

・医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテ

の標準化を進める。
・電子処方箋について、実証を踏まえ、より円滑な運用を可能とするため、本年度中にガイドラインを改定する。

ウ）介護分野における多職種の介護情報の連携・活用

・介護職員の負担軽減を図り、質の高いサービスを提供するため、介護分野における ICT 化について、本年度から地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行う。また、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、生産性向上ガイドラインを活用し、介護現場への実効的な普及を図る。さらに、ICT を活用した医療・介護連携の標準仕様の作成について、本年度中に検討し、結論を得る。

エ）PHR の推進

・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR(Personal Health Record)を推進する。マイナポータルを通じた個人へのデータ提供について、来年度から特定健診データの提供を開始するとともに、令和３年 10 月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
・乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める。乳幼児健診については、来年度からマイナポータルを通じたデータ提供を開始するため、自治体の健診データの電子化・標準化への支援を行う。また、学校健診についても、健診データの電子化を促進するとともに、政府全体の PHR 推進に係る議論と連携して今後の必要な工程を検討し、来年夏までに結論を得る。
・PHR の更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化などの事項について、有識者による検討会で議論を進め、来年夏までに一定の結論を得る。
・PHR サービスモデル等の実証の成果を踏まえ、API 公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、同サービスの普及展開を図る。

オ）健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用

・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護 DB）の連結解析を来年度から本格稼働し、行政・保険者・研究者・民間事業者など幅広い主体の利活用を可能とする。本年度以降、関係する他の公的データベースとの連結の必要性についても検討し、法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析を実現する。
・次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による

国民の理解増進を行うとともに、幅広い主体による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。
・公的研究事業において得られたデータや成果等について、IoT 等活用行動変容研究事業等を例に、研究終了後、民間事業者等が活用可能とするために必要な要件を整理し、データの管理主体を移行する際の契約のひな型を本年度中に作成するとともに、その他の諸課題について検討を進める。

② ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進

ア）オンライン医療の推進

・診療から服薬指導に至る一連の医療プロセスを、一貫してオンラインで広く受けられるよう、オンライン服薬指導等について盛り込んだ医薬品医療機器等法の一部改正法案について、国会での早期成立を図る。法案成立後、提供体制等のルールについて速やかに検討を行うとともに、上記の状況を踏まえ、オンライン服薬指導に関する診療報酬上の評価を検討する。
・オンライン診療の適切な推進に向けて、関係学会や事業者等とも協力しながら、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、その結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。
・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。
・オンライン診療を含む遠隔医療に関し、ICT の進展を踏まえた技術的な検証と新たなモデル構築に向けた実証を実施し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。

イ）科学的介護の実現

・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの運用を、来年度に本格的に開始する。当該データベースの分析結果を、次期以降の介護報酬改定の議論に活用し、効果が裏付けられた介護サービスについて評価を進める。また、取得したデータについては、介護事業所に提供し、ケアの質の向上等へ活用を進める。

ウ）ロボット・センサー等の開発・導入

・令和 22 年を展望した中長期ビジョンである「未来イノベーション WG」

の取りまとめを踏まえた医療福祉分野における取組を検討し、本年度中に具体化する。ムーンショット型研究開発、先端技術の速やかな社会実装に向けた新たな評価モデルの開発、技術インテリジェンス機能の強化等、政府一丸でロボット・AI 等の溶け込んだ社会システムの実現を目指す。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できる社会の実現に向け、機器やサービスに関して、評価手法の開発を推進する。

・ロボット・センサー等の効果検証に関するルールを次期介護報酬改定までに整理する。事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期及びそれ以降の介護報酬改定等での評価につなげる。

・ロボット・センサーについて、重点分野に基づき、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組や、介護現場でのモニター調査等により、現場ニーズを捉えた開発支援を行うとともに、介護ロボットを活用した介護技術の開発や介護ロボットの普及啓発を行い、介護現場への導入・活用支援を着実に進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。

エ）AI 等の技術活用

・重点６領域を中心としつつ、医療従事者の負担軽減や、的確な診断・治療支援による医療の質の向上等を図るため、健康・医療・介護・福祉領域における AI の開発や現場での利活用を促進する。あわせて、AI 開発に必要な質の高いデータ収集を推進する。さらに、AI 開発において特定された課題の解消に向けた具体的な対応を本年度中に開始するとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発された AI 技術の海外展開を目指す。

オ）ゲノム医療の推進

・がん・難病等のゲノム医療を推進する。がんについては、全ゲノム医療の実現に向け、質の高いゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センターに集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬等の革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備する。難病等については、より早期の診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制の整備や、遺伝子治療を含むゲノム情報等を活用した治療法の開発を推進する。

・ヒト受精胚等に対するゲノム編集技術等の利用について、基礎研究を促進するため、倫理面にも配慮した指針を策定するとともに、これらの臨床応用については、科学技術の進展にも配慮しながら、その法的規制のあり方を含めた制度的枠組みの検討を進める。

③　医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

ア）書類削減、業務効率化、シニア層の活用

・労働時間短縮をはじめ医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底を図るとともに、タスクシフティング等の推進や、業務効率化に資する ICT 等の活用方策について検討し、効果的な事業を展開することで、医療機関のマネジメント改革を図る。また、緊急時の相談ダイヤルの周知や、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直しを行い、国民の医療のかかり方に関する行動変容を促す。

・人手不足の中で、介護現場のサービスの質の維持・向上を実現するための方向性を整理した「介護現場革新プラン」を踏まえ、本年度、介護施設における①業務フローの分析・仕分け、②高齢者の介護助手等としての活躍推進、③ロボット・センサー、ICT 等の活用等による、パイロット事業を実施し、介護現場の業務効率化モデルを構築する。また、本年度以降、集めたノウハウを生産性向上に係るガイドラインに反映し、好事例の横展開を強力に進める。

・文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020 年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び自治体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、自治体ごとに様式や添付書類の差異がある等の課題について検討を行い、年内目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。医療分野や福祉分野についても、各分野の特性を踏まえ、文書量の削減、標準化等の取組を順次進める。

・高齢者の活躍や介護予防を促進するとともに、介護人材の裾野を広げる観点から、地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図る等、介護人材確保に総合的に取り組む。

イ）医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・地域医療連携推進法人制度について、地域医療構想の達成に向けたさらなる効果的な活用に資するよう、医療連携推進業務の在り方や参加法人間の資金融通等の制度面・運用面の課題を把握し、改善に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

・医療法人の合併等が円滑に進むよう、必要な経営資金の融資制度の創設を本年度中に検討する。あわせて、医療法人の合併・事業承継の好事例等を収集し、周知を行う。

・地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウについて、地域金融機関への移転を積極的に図る。あわせて、これらの支援・再生時における福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を、推進する。

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、本年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、本年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

ⅱ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

①　日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

・本年度中に改定する「健康・医療戦略」（平成 26 年７月 22 日閣議決定）等の下、健康長寿社会の形成に向け、健康寿命延伸に資するよう予防にも着目しつつ、再生・細胞医療、遺伝子治療、ゲノム・データ基盤等の医療技術・手法の研究開発を、疾患横断的に、かつ統一的なエビデンスに基づき推進するとともに、新産業創出に取り組む。
・予防から QOL 向上まで様々なニーズを踏まえた医療機器・ヘルスケアサービス等の開発を行うため、ベンチャー支援等を強化し、新規参入の促進策を本年度中に検討する。さらに、Healthcare Innovation Hub（InnoHub）によるベンチャー企業と関係機関とのネットワーク支援を開始する。

②　国際展開等

・アジア健康構想の下、同地域の自律的な産業振興と裾野の広いヘルスケア実現に貢献するため、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形でのアジアにおける医薬品・医療機器産業の振興と、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（P）に基づくアジアの医薬品・医療機器等の規制調和等を、両輪として推進する。
・アフリカにおいて、公的セクターの取組が民間事業を創出・育成し、民間セクターの活性化が公的セクターを支えるという好循環の形成を通じ、裾野の広いヘルスケアを実現するため、健康・医療戦略推進本部で「アフリカ健康構想」を決定し、TICAD７等で発信しつつ、同構想の下、我が国のヘルスケア関連産業のアフリカへの展開を推進する。
・メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）や日本貿易投資機構（JETRO）等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）等による医療インバウンド及び「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に則った医療提供を一体的に推進することで、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。
・国際的に脅威となる感染症対策について、長崎大学を中核とした研究

拠点の形成や感染症流行地における研究基盤の整備による人材育成を含めた研究能力・機能の強化、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・治療体制の強化、感染症指定医療機関の拡充等を推進する。

・G20 大阪サミット、保健大臣会合及び財務大臣・保健大臣合同セッション、TICAD７等を通じて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高め、二国間支援、世界保健機関（WHO）、グローバル・ファンドや Gavi ワクチンアライアンス等の国際保健機関、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、CEPI 等への支援を行うとともに、AMR 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

Ⅲ．人口減少下での地方施策の強化

１．地域のインフラ維持と競争政策

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す

⇒2017 年：0.18%(2016 年：-0.23%)

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2016 年度：954,546 社（2015 年度：923,037 社）

（２）新たに講ずべき具体的施策

① 乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関の間で、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、運賃プールなどにより収入の調整を行い、低需要地区の路線を維持することが出来れば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。

乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。具体的には、(a) 中心市街地を運行するバス事業者等の路線、運行間隔、運賃等について共同経営等を認めることにより、その収入をプールすることで低需要の山間部等の路線を維持すること、(b) このため、低需要地区の路線のサービス維持を共同経営等の認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、(c) 関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な

運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定する。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとする。

② 地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。

すなわち、

(a) 経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。

(b) 申請案件が以下のⅰ）～ⅳ）について主に金融庁、ⅴ）について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。

ⅰ）人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業

の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。

ⅱ）申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等をまかなえないこと。

ⅲ）経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。

ⅳ）上記ⅲ）の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。

ⅴ）経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

(c) 金融庁は、ⅰ）～ⅳ）の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、ⅴ）の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。

(d) 認可後に、上記ⅰ）～ⅴ）の要件に適合するものでなくなったと認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

③　特例の対象範囲の限定

本施策の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記２分野に限定する。本施策については、10 年間の時限措置とする。

また、令和２年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

④　その他

金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革等の他の政策手段についても併せて検討する。

今後、県域を越えた地域金融の金融行政の在り方については、将来的に、独占禁止法との関係も含めて、検討を行うこととする。

２．地方への人材供給

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生 100 年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後さらに活発化していく。これら２つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の１つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

３．人口急減地域の活性化

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

人口急減地域においては、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。

４．国家戦略特区

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る＜再掲＞

⇒2018 年 10 月公表時 39 位（前年比 5 位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）＜再掲＞

⇒2018 年 10 月公表時 3 位（前年維持）

（２）政策課題と施策の目標

国家戦略特区制度については、遠隔服薬指導のより柔軟な実施や外国人起業家の円滑なスタートアップ等に向けて必要な制度改革等に取り組むなど、引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害の無い特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現や、地域限定型のサンドボックス制度の創設等を図る。

（３）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）「スーパーシティ」構想の早期実現

・国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0 に向けた技術的基盤を早急に整備する。

ⅱ）更なる規制改革事項の追加

（遠隔服薬指導の実証的実施の拡大）

① 都市部での遠隔服薬指導の実施

・遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病等、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場

合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。

② 過疎地等における遠隔服薬指導のバーチャル特区指定による横展開

・過疎地等での従来の遠隔服薬指導について、養父、愛知、福岡の３区域以外にも実施のニーズが見込まれることを踏まえ、特定のテーマについて複数の地域を一度に区域指定するバーチャル特区制度を活用し、早期の横展開について、上記都市部での遠隔服薬指導と同じタイミングでの実現を目指す。

（「いつでもどこでもケア」実現のための制度整備）

③ オンライン診療に係る要件の見直しに向けた検討

・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

（資金の流動性の活性化）

④ デジタルマネーによる賃金支払い（資金移動業者への支払い）の解禁の早期実現

・賃金支払いについて、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払いを可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、マネーローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

（自動走行やドローンなどの実証実験の円滑化）

⑤ 地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設

・自動車の自動走行、ドローンなど近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るため、地域限定型の規制の「サンドボックス」制度の創設に取り組む。

（小型モビリティやドローンを活用した新たな交通・物流網の形成）

⑥　パーソナルモビリティ関連の規制の見直し

・人の移動を支援する小型で柔軟性の高いモビリティについて、その移動手段の実需も踏まえつつ、他の交通主体と調和のとれた形で安全性が確保されることを前提として、必要に応じ、所要の制度整備について本年中に結論を得る。

⑦　大型の無人航空機（ドローン）製造許可の緩和

・今後の中山間地域での物流に大きな役割を担うものとして自治体からの期待が強い大型の無人航空機（ドローン）について、現場のニーズや関連法制の動向を見極めつつ、国内での開発・製造を円滑にするため、規制・運用の撤廃・緩和・合理化について検討を行い、年内に結論を得る。

（地方における研究開発の加速化）

⑧　新薬の共同研究開発における麻薬譲渡に関する許可発出手続きの迅速化

・創薬のために複数の企業が参画した共同研究で複数回の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、共同研究全体に係る計画書が提出され、複数回それぞれの譲渡の必要性等が説明されることを前提として、厚生労働省において２回目以降の譲渡許可をそれぞれの申請後迅速に行うこととし、この手続を明確化するための所要の措置を今年度上期に実現する。

⑨　外国医師による治験のための臨床教授実施要件の緩和

・医薬品の研究開発に係る第Ⅰ相試験については民間病院に実績とノウハウが蓄積していることから、新薬開発の加速化のため、こうした病院において外国人医師が臨床教授として第Ⅰ相試験を実施する場合について臨床教授等病院（外国人医師が臨床教授を行うことができる病院）の指定要件を柔軟化するよう、早急に検討を行い、今年度上期に結論を得ることを目指す。

⑩　地方独立行政法人(試験研究機関型)の業務範囲への出資業務の追加

・地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加について、国家戦略特区における提案を踏まえ、地方公共団体のニーズや、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出

資の制度を勘案しつつ、国家戦略特区での対応か一般制度での対応かを含めて、早期に検討を進め、本年中に結論を得る

（地方創生に貢献する外国人材の活躍促進）

⑪　クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進

・調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。

・調理又は製菓分野における国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の活用に向けて、関係自治体からの提案に基づき、実務経験 10 年以上との上陸許可基準の代替措置の妥当性等について、関係府省が一体となって早期に協議・検討を行い、年内に結論を得ることを目指す。

⑫　外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充

・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件について、地方公共団体と連携する創業支援事業者の提供するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度の拡充を図るため、今年度上期までに所要の措置を講ずる。

・意欲と能力のある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度の改正について速やかに検討を行い、早急に実現する。

⑬　外国人ダイビングインストラクターの就労要件の緩和

・拡大するインバウンド需要に対応するため、海外の潜水に関する資格を有し、一定の要件を満たす者は、ダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を潜水士免許試験に合格する以外の方法においても取得可能であることにつき、申請プロセスの明確化に関する所要の措置を年内に実施する。

（復興特区特例措置により実施されている訪問リハビリテーションへの対応）

⑭　医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱について

・東日本大震災の復興特区で活用されている訪問リハビリテーション事

業所に係る特例措置が現行計画上今年度末に期限を迎える（福島県を除く）ことを踏まえ、復興特区の医療・介護サービスの提供状況を踏まえたニーズを確認し、利用者の視点から有効性と安全性を引き続き確保した上で、被災地以外の全国的なニーズも確認しつつ、医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱いについて検討し、関係団体の意見を踏まえ、年度内早期に結論を得る。

５．サンドボックス制度の活用

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させるため、生産性向上特別措置法に基づき、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を導入した。これまでに、FinTech のみならず、IoT、ブロックチェーン等を医療、環境等の分野で活用するものなど、６件の実証計画が主務大臣の認定を受けている。

引き続き同制度を活用し、革新的なアイデアについて、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容し、より多くの実証をより迅速に実施し、蓄積した経験やデータを活用し、速やかな社会実装の実現を図る。このため、新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制を強化する。

・内閣官房は、内閣府と連携して設置した新技術等社会実装推進チーム（一元的窓口）において、申請に向けた事前相談や助言のみならず、関係省庁との総合調整を行い、「規制のサンドボックス制度」を活用する事業者を支援していく。認定事例の紹介等を通じて、国内外への本制度の周知徹底に取り組む。

・関係府省庁等は、規制所管部局以外に設けた新技術等実証の推進部局を中心とした体制の下で、申請を迅速に審査するとともに、所管分野において「規制のサンドボックス制度」を積極的に活用していく。また、実証の実施に当たり特例措置を講ずることが必要かつ適当なときは、事業者からの求めに応じ、迅速に特例措置を整備していく。加えて、実証の終了後は、新技術等に関する規制の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、必要な規制の撤廃又は緩和のために法制上の措置その他の措置を講じていく。

６．中小企業・小規模事業者の生産性向上

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞

⇒2017 年：0.18%(2016 年：-0.23%)

《KPI》2020 年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約 100 万社の IT ツール導入促進を目指す

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

⇒2016 年度：954,546 社（2015 年度：923,037 社）

《KPI》開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。

⇒2017 年度：開業率 5.6%（2016 年度：5.6%）、廃業率 3.5%（2016 年度：3.5%）

《KPI》中小企業の海外子会社保有率を 2023 年までに、2015 年比で 1.5 倍にする。

⇒2016 年：1.03 倍

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援

①　普遍的な IT 導入のための支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるようにするために、以下の基盤的な措置を講じる。

・中小企業・小規模事業者の生産性向上のため、中小企業等経営強化法に基づく業種の特性に応じた取組を進めるとともに、業種横断的な取組が必要なものについては、基本方針の改訂も含め、本年度中に検討を行い、その後速やかに必要な措置を講じる。その際、各種支援施策が相乗効果を発揮するよう、関係省庁・業界団体等の連携体制を強化する。

・ものづくり補助金による設備導入や IT 導入補助金等による IT 導入をこれまでの支援策の費用対効果等も踏まえた上で引き続き推進する。また、既にものづくり補助金においてクラウド・ファンディングの活用を採択時の加点要素としているところ、令和２年度に、加点要素となるデジタルツールの範囲の拡大や、対象となる補助金の範囲の拡大を検討する。

・本年度中に各種 IT 関連施策の事例やデータを収集し、経営課題に対応した IT ツール等の情報基盤を整備するとともに、経営革新等支援機関や認定情報処理支援機関等の様々な支援機関に対してこうした情報の活用を促す。その上で、支援機関において、これらの情報を活用しつつ、中小企業のデジタル化を支援する。
・商工団体や金融機関（政府系金融機関を含む）を含め、中小企業におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化を創業時等において支援する体制や支援内容等について、これまでの支援策の費用対効果等も踏まえて検証を行い、本年度中に今後の支援の在り方について結論を得る。

② より実践的なデジタルサービスの普及・拡大

個社単位のデジタル化のみならず、他社と連携する形でのオープンイノベーションを進めるとともに、データ活用等による新たなビジネス機会の創出等、各企業のデジタル化の進捗に合わせたデジタル化の恩恵が発現するようにするために、以下の措置を講じる。
・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、本年度内に結論を得る。
・本年３月に創設した補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービスについて、その実効性を検証しつつ、今後３年間で取扱金融機関を現在の４機関から 150 機関まで拡大することを目指すとともに、対象となる補助金を拡大する。
・中小企業共通 EDI の導入等企業間取引のデジタル化を促進するため、本年度中に下請中小企業振興法「振興基準」を改正することで、親事業者が下請事業者の取組を先導することを促進する。また、サプライチェーンをはじめとする一定の取引関係にある複数社が同時に EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策を検討し、本年度内に結論を得る。

ⅱ）新陳代謝の促進

・事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、同補助金において、経営資源引継ぎ型の創業や事

業承継を後押しするための方策について検討する。

・創業希望者による創業や事業承継を促すため、事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加する。

・中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継及びそれを通じた地域経済の持続的発展は、金融機関が経営基盤を継続的に確保する上でも重要であるという観点を踏まえ、以下の施策を推進し、事業承継の阻害要因となりうる経営者保証に関し、真に必要な場合に限るとの金融機関の運用を徹底するとともに、事業者の支援を行う。

－信用保証制度において、事業承継時に経営者保証を一定の要件の下で不要とする新たなメニューを創設するとともに、同メニューにおいて専門家の支援・確認を受けた場合、企業の保証料負担を、信用保証協会における管理に必要な費用の一部を除いて最大でゼロとなるよう軽減する。

－事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を、年内を目途に策定し、その後の速やかな運用開始を目指す。同特則では、金融機関において、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないようにする。また、両者の保証要否の検討において事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を促進すべく、具体的な着眼点や対応手法などについても明記する。

－中小企業・小規模事業者が事業承継時に「経営者保証に関するガイドライン」及びその特則の要件を充足できるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。

－商工組合中央金庫は、政府系金融機関として、「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の要件を満たす企業に対して令和２年から原則無保証とする。また、中小企業金融における政府系金融機関、信用保証協会による経営者保証の徴求状況について、平成 30 年度分から個別機関の実績を一括して公表を行うなど、経営者保証の見直し状況について「見える化」を行う。

－金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）として、「事業承継時における保証徴求割合（前経営者と後継者から二重、前経営者のみ、後継者のみ、両者とも保証徴求せず)」及び「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を設定し、本年度下期以降の状況の公表を通じ、金融仲介の取組状

況の「見える化」を推進する

・本年度中を目途に「事業引継ぎガイドライン」（平成 27 年 3 月中小企業向け事業引継ぎ検討会策定）を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加する。

・本年度中を目途に後継者人材バンクを全国の事業引継ぎ支援センターに拡大する。また、全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加させる。あわせて、土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充する。

・昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10 年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。

・創業者の事業立上げから展開に必要な資金調達を切れ目なく支援するため、持続化補助金やものづくり補助金等の既存補助金の活用も含め、設立時及び設立後間もない創業者への支援を重点的に行う。

・地域の手で地域の企業を生み、育てる取組を促進するため、既存税制の活用促進を含め、地域のエンジェル投資家等による地元の中小企業等への資金拠出を促す取組を検討する。

・全国各地で創業を促すため、市区町村や金融機関等が行う創業支援や創業に関する普及啓発への支援等を進める。また、地域で成長志向の創業を行おうとする起業家への支援を強化する。

ⅲ）海外展開、適正取引等の促進

・海外現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズやトレンド情報を収集し、これらを国内企業に情報提供した上で、当該ニーズ等に合致する商品やサービスを提供する意向のある企業に関する情報を現地へ提供、マッチングを実施する。また、中小企業による EC（電子商取引）や海外のクラウド・ファンディング等の活用を促進するための支援を行う。加えて、市場ニーズに対応した試作品開発、販路開拓、ブランド開発に対する支援を行う。

・親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となって

いる中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もある。このため、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、不合理な原価低減要請や価格転嫁の状況、働き方改革に伴う取引上のしわ寄せ等の下請取引の実態について、下請Ｇメンヒアリング等の調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制、産業界の「自主行動計画」等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。また、地方公共団体と連携協定の締結を拡大し、地域特性に応じた商慣行等の実態把握を進め、地域レベルでの取引適正化の浸透に繋げていく。

ⅳ）中小企業支援機関の機能強化

・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業等の人材支援機関が連携する場を設けることなどを通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、本年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。＜再掲＞

・本年３月に開設した認定支援機関の活動実績等を見える化するホームページをはじめとし、中小企業支援機関の専門性や実績の見える化の対象を拡大する。また、中小企業支援を行う公設試や大学等についても、サポイン補助金等における活動実績等を見える化するデータベースを構築する。

・中小企業支援プラットフォームの構築を引き続き進め、2020 年４月から本格運用を開始する。また、それ以降も、関係省庁、地方自治体、商工団体等との連携を進め、サービス範囲を拡大する。

・地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域の中小企業経営者と金融機関等の支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを検討する。また、大学等で養成された AI 人材を中小企業へ派遣し、現場のデータを用いて中小企業の経営課題を解決する先進的サービスモデルを生み出し、国

内外へ横展開する。
・地域金融機関が、地域企業の生産性向上等に資する適切なアドバイスやファイナンスの提供、経営人材の確保に向けた支援等を行うことは、自らの経営基盤の確保につながり得るとの観点から、個々の金融機関の特性や顧客企業の評価、地域金融・産業の実態といった様々な情報を踏まえた深度ある対話を通じ、上記取組を促す。
・こうした地域金融機関による企業支援機能を強化するため、地域金融機関に対し、ノウハウ移転に重点的に取り組む地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本人材機構の一層の活用を促す。
・地域経済の活性化のために、事業承継や事業再生等の場面において地域金融機関が役割を果たすことは重要であることから、地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限（いわゆる５％ルール）の見直しについて、地域金融機関の健全性の確保等に留意しつつ検討を行う。

ⅴ）地域中核企業への支援
・地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う者に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例等の支援策を重点投入する。
・地域の成長には地域経済とグローバル市場を直結させることが重要であることを踏まえ、地域中核企業のシーズをいかした地域発のイノベーションを促進するため、グローバル市場を見据えた事業展開の戦略策定や販路開拓等を支援する。また、地域経済への波及効果を高めるために、自治体とも連携しつつ、地域に人を呼び込む魅力的なコンテンツづくりを行うサービス業等の地域中核企業の取組を支援する。
・地域中核企業の成長に向けたリスクマネー供給の促進について、これまでの取組を踏まえつつ、日本政策投資銀行の特定投資業務等も活用する。
・地域中核企業支援を行う支援機関（産業振興センター、公設試、大学、民間コンサルタント等）について、ネットワークを強化するとともに、地域中核企業のシーズの新たな活用や販路開拓等の効果的な支援内容の横展開を図る。
・産学金官の連携により、地域金融機関からの融資等と合わせて、地域資源を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しする地域経済

循環創造事業交付金の活用について、先進事例集の作成や自治体、地域金融機関、起業家などへの周知を強力に進め、地方創生を推進する。

７．農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の８割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）

⇒2017 年度末：55.2%

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比４割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営[5] 10,995 円/60kg（32%減）

・組織法人経営[6] 11,859 円/60kg（26%減）

《KPI》2019 年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）

⇒2018 年：9,068 億円

《KPI》2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる（2015 年：2,500 億円）

（２）新たに講ずべき具体的施策

我が国の農林水産分野の従事者や農山漁村における人口が減少する中、農林水産業の生産や農山漁村を維持・発展させていくためには、ICT 等の先端技術を活用するとともに、新たな農業構造を構築し、農山漁村に必要な人材の育成・派遣等を図っていかなければならない。

また、バリューチェーンにおいて、流通・加工の改革を進めるとともに、輸出の促進や知的財産の保護を図るなど、農林水産業を支える環境の整備にも積極的に取り組む必要がある。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業の競争力強化の加速化を図り、人口減少下においても、力強い農林水産業の実現を図る。

---

[5] 認定農業者のうち、農業就業者１人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

[6] 米の販売金額が第１位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

ｉ）農業改革の加速

①　生産現場の強化

ア）人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

・農業者が減少する中、農業生産を持続的に行っていくため、地縁的まとまりにとらわれず、農業者と協業しつつ、農産物買取り、農産物加工・供給量調整等による付加価値向上、農作業代行、GAP（農業生産工程管理）指導、ICT 活用などを創意工夫により行う新たな生産事業体の展開を推進する。
・日本型直接支払制度についても、農業者の減少等に対応した見直しを行うとともに、中山間地の特色を活かした多様な取組を促進する。
・人生 100 年時代に対応し、農業のリカレント教育を行う機関として、農業大学校等の機能の強化を図る。
・令和２年度に地域の課題解決に資するスキルを有する人材の派遣等を行うことができるよう、様々な分野の専門人材と農山漁村をつなぐ仕組みについて検討を行う。
・女性が働きやすい農業の実現に向け、地域の課題に取り組む女性農業者の育成や、農業経営体の意識の改革を進める。
・園芸農業が安定的に行われるよう、園芸施設共済の集団加入の促進を図る。
・太陽光を農業生産と発電とで共有する営農型太陽光発電の全国的な展開を図る。
・農協改革について、農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。
・畜産業の成長産業化に向けて畜舎等の建築費の低減を図るべく、畜舎等を建築基準法の安全基準の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、所要の法律案を整備する。
・農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。
・令和４年度までに、AI 等を活用し、農畜産物の国内外の需給情報をリアルタイムで収集し、分析・提供する仕組みが整備されるよう、取り組む。

イ）農地の集積・集約化と土づくりの推進

・改正農地中間管理事業法に基づき、地域の現況情報の提供を通じ、話合いを徹底し、人・農地プランの実質化を図る等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る。

・人・農地プランの実質化の取組と連携し、農業経営相談所の専門家の派遣や事例の共有等を通じ、法人経営体設立の加速化を図る。
・農地の地力向上のため、ドローン等を活用した土壌診断に基づく土づくりの推進や、令和４年度までに収量増加効果を含めた土壌診断データベースの構築を図るとともに、有機農業など地力の増進に資する農業の推進を図る。
・土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産や、安全性の確保を前提とした肥料コストの低減等に向けた事業者の創意工夫が促進されるよう、法制度を抜本的に見直し、速やかに所要の法律案を整備する。
・土地改良事業について、コスト低減を図りつつ、他事業との連携を進め、農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化を図るとともに、ため池や農業水利施設等の強靭化対策を緊急に実施する。
・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講じる。
・都市農地貸借法により都市農地を有効活用し、都市農業の振興を図る。

ウ）米政策改革

・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。
・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。

②　バリューチェーンにおける改革の推進

ア）流通・加工等の改革

・農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づき、業界の再編等を進めるとともに、流通の効率化、ICT の活用等による流通の合理化を進める。
・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を本年度に見直し、生産資材業界の再編等の取組を強化する。
・６次産業化の推進のため、農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進を図るとともに、農林漁業者等の資金ニーズに適切に対応する。
・納品期限の緩和などの商慣習の見直しとともに、フードバンクとの連携等を進め、食品ロス削減を全国的に推進する。
・有害鳥獣の捕獲を強化し安全・安心なジビエの供給体制を確保するとともに、ジビエ利用量を本年度に平成 28 年度と比べ倍増させるなど

ジビエの利用拡大を図るため、ICT を活用したスマート捕獲等の推進や利用者向け産地情報のネットワーク化等に取り組む。

イ）知的財産等の保護と水際検疫の強化

・種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。
・和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。
・家畜伝染性疾病や病害虫の侵入リスクに対応し、検疫探知犬の活用を含め水際検疫の強化を図る。

③　スマート農業の推進

令和４年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」（令和〇年〇月〇日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）にも即し【P】、以下の取組を一体的に進める。

ア）研究開発

・中山間地を含め様々な地域、品目に対応したスマート農業技術を現場で導入可能な価格で提供できるよう、農業者のニーズを踏まえ現場までの実装を視野に研究開発を行い、地域や品目の空白領域の研究開発を優先的に行う。
・農業分野における AI 研究が全国展開され、農業現場の課題解決に貢献するよう、農業版 ICT 人材バンクの構築に向け、農研機構の AI 人材を強化し、質の高い AI 研究を実施する。

イ）実証・普及

・全農業大学校でスマート農業がカリキュラム化されるよう、スマート農業を取り入れた授業等の順次拡大・充実を図るとともに、農業高校にも展開を図る。
・農業者のスマート農業技術の入手機会が拡大するよう、フォーラム・マッチングミーティング等を各地で開催するとともに、行政手続のオンラインシステムの活用を通じた農業者への直接発信に向け取り組む。
・各都道府県の主要農産物品目でのスマート農業技術体系の構築・実践

を目指し、スマート農業技術の生産から出荷までの一貫した体系としての実証、産地・品目単位のスマート農業技術体系の構築等を図る。
・スマート農業機械・システムの共同利用や作業受委託等の効率利用モデルを提示するとともに、様々な業種の民間事業者のスマート農業分野への参入を促進するための環境を整備する。
・全普及指導センターが窓口となった、農業者のスマート農業に関する相談対応に向け、普及指導員等による知識や技術活用方法の習得を図る。
・スマート農機の実用化に合わせ、必要な安全性ガイドラインを整備する。

ウ）環境整備

・自動走行農機や ICT 水管理等のスマート農業に対応した農業農村整備の展開に向けた検討・開発を進めるとともに、情報ネットワーク環境整備に向け取り組む。
・中山間地におけるスマート農業の実現を念頭に置いた農場の整備や、果樹農業等の特性に応じた環境の整備を図る。
・農業データ連携基盤において多様なデータの蓄積・提供を進めるとともに、農業生産のみならず加工・流通・消費にまで拡張したスマートフードチェーンシステムの構築に向けた開発を進める。
・食品等流通法の計画認定制度を活用し、食品流通プラットフォームの立上げを後押しするとともに、物流、商品管理、決済の各分野において、データの共有・活用や省人化・省力化の取組を推進し、各取組のプラットフォームの実装を図る。

ⅱ）輸出の促進

・農林水産物・食品の海外への販売を強化するため、生産者への輸出診断等を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）を強化し、輸出商社間の交流の促進を通じ生産者への提案・助言機能の強化を図る。
・海外のニーズや規制に対応したグローバル産地づくりや、産地と港湾が連携したプロジェクトの加速化を図る。
・海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施を図るため、法制度化を含め検討し、体制を強化する。
・本年度中に海外向け輸送に適した包材を調査し周知を図るとともに、

規格化に向けた検討を行う。
・訪日した外国人が食と旅・歴史等を組み合わせた体験をし、帰国後も日本の食を再体験できる環境の整備に取り組む。
・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年５月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（同年 11 月 29 日同本部決定）に基づく輸出促進の取組を着実に実行する。
・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準の GAP、JAS（日本農林規格）、有機、GI（地理的表示）、水産エコラベル等の規格・認証や知的財産の戦略的活用を推進する。
・同競技大会や、新潟県産米の中国への輸出解禁等を踏まえ、ノングルテン米粉を含む米の輸出拡大など新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
・世界の食需要の獲得に向けて、食産業の海外展開を促進するため、本年中にプランを策定し、２国間政策対話や官民共同でのフードバリューチェーン構築等に取り組む。

ⅲ）林業改革

①　原木生産の集積・拡大

・森林経営管理制度において、森林環境譲与税も活用しつつ森林の経営管理の集積・集約化を推進するとともに、路網整備と高性能林業機械の導入の重点的な推進や、製材工場等の大規模化・効率化を進める。
・森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。
・国有林野の一定の区域において、公益的機能を維持しつつ、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、意欲と能力のある林業経営者等に設定できる仕組みを創設する。

②　スマート林業等の推進（林業イノベーション）

・森林情報の収集や造林に当たりレーザ計測やドローン等の活用を進めるとともに、伐採や運搬を自動・遠隔操作で行う林業機械等の開発を図る。
・ICT を活用し、生産管理の取組や、需給等のデータを共有するサプライチェーン構築の取組の加速化を図る。
・地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できるデータベースを、令和３年までに立ち上げる。
・造林から伐採までが林業者１世代で可能となる早生樹の選抜・活用を

進めるとともに、低密度植栽や機械化等を通じ造林作業等の省力化を図る。
・セルロースナノファイバー、改質リグニン等の木材由来の新素材の製造プロセス及び新素材を用いた製品の研究開発・実装等を進める。

③　木材の利用促進

・オフィス等の非住宅建築物や中高層建築物への CLT（直交集成板）を含めた木材の利用拡大に、経済界等の協力も得つつ、都市部を中心に取り組む。
・森林組合や民間企業等が連携して高付加価値木材製品の輸出を行う取組の促進を図る。

ⅳ）水産業改革

①　水産政策改革の推進

・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、「水産政策の改革について」（平成 30 年６月１日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に即して、水産政策改革を着実に実行する。
・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るため、漁業収入安定対策の機能強化を図る法制度の検討を行う。
・養殖業の資金調達の円滑化を図るため、養殖生産の需要家からの受託や、エサ費用等の事業資金に対する金融制度の構築など、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの構築を図る。
・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」制度を構築するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標の発表や、獣医師のオンライン診療を可能とする仕組みを構築する。
・トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備に向けた検討を行う。
・「規制改革実施計画」（令和〇年〇月〇日閣議決定）に従い、近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士１名の乗組による航行を可能とするよう、制度的な手当てを行う。

②　スマート水産業の推進

・令和５年度までの水産資源の評価対象の有用魚種全体（200 種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、ICT を活用し、漁船・調査船からの操業・漁場環境情報の収集や、産地市場の水揚げ情報の収集のための体制整備等を進める。

・沖合・沿岸等の漁業者にリアルタイムで漁海況情報が提供されるよう、漁海況予測の検討・実証を行う。
・データに基づく効率的で安定した養殖業の実現に向け、海洋情報や赤潮・急潮情報等を共有する全国データベースの構築に取り組む。
・漁業者の減少に対処し、若手漁業者の確保に向けて、ICT 等の先端技術を活用した漁業・養殖技術の開発・実証・普及に取り組む。
・ICT 等の先端技術を活用し、生産から流通・加工・販売までの関係者が連携して、作業の自動化・省力化や商品の高付加価値化に取り組む水産バリューチェーン産地の構築・実践に取り組む。
・水産資源の管理やデータに基づく漁業・養殖業を支援する水産業データ連携基盤（仮称）を令和２年までに構築・稼働させるとともに、スマート水産業の具体的取組についての産学官の協議の場での検討を本年度行う。

８．観光・スポーツ・文化芸術

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。

⇒2018 年：3,119 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》訪日外国人旅行消費額を 2020 年に８兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。

⇒2018 年：4 兆 5,189 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

《KPI》スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。

⇒2015 年：5.5 兆円

※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する。

⇒2019 年 3 月までに新たに設計・建設段階に入った案件は 10 件程度。この他、構想・計画段階にあるスタジアム・アリーナは全国に 80 件以上が存在。

《KPI》2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比３%程度）に拡大することを目指す。

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

※ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標に関する検討を進めていく

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）観光立国の実現

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であり、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム 2019」（令和元年６月●日観光立国推進閣僚会議決定）等に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進める。

その際、まずは、外国人に本当の意味で日本を楽しんでもらえるよう、多言語による表示やアナウンス、無料 Wi-Fi 等の環境整備に早急に取り組むとともに、公的施設の夜間開放など、地域において外国人

が楽しめる新たなコンテンツの開発に取り組む。また、日本政府観光局と地域（自治体・DMO[7]）の適切な役割分担と連携強化を進め、日本政府観光局における一元的な情報発信や地域における着地整備等に取り組む。

①外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

ア）観光地

・主要観光地の多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等をモデル的に直ちに整備することとし、本年度中に少なくとも 50 程度、令和３年までに 100 の主要観光地を抜本的に改善する。

・飲食店や小売店等における多言語音声翻訳システムの導入を促進する。

・外国人観光案内所の機能強化を図るため、AI チャットボット[8]など最先端技術を活用した観光案内サービスの普及促進を図る。

・観光を中心としたまちづくりの推進に向けて、歴史的観光資源の高質化、シェアサイクルの導入、無電柱化の推進等に取り組む。

・レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を促進する。

・自家用有償旅客運送の導入の円滑化、タクシーの相乗りの導入等により、地方の観光地までのアクセス（バス・タクシー・レンタカー等）を確保・充実する取組を推進する。

・宿泊業における生産性向上（１人が複数業務を兼務できるシステムの構築等）、外国人人材の活用等によるインバウンド対応の強化等により「稼ぐ」旅館・ホテルへの改革を推進するほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宿泊施設等のバリアフリー化を促進する。

・地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進する。

・日本政府観光局コールセンターの 24 時間の多言語対応など「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成 30 年９月 28 日観光戦略実行推進会議決定）に基づく取組を確実に実現する。

---

[7] DMO は、Destination Management/Marketing Organization の略。観光地域づくりの舵取り役を担う法人。(P)

[8] チャットボットは、チャット（会話）とロボットを組み合わせた用語であり、人工知能(AI)を組み込んで学習したコンピュータが、人間に代わって自動的に会話するプログラムのことを指す。

・防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ、災害時情報提供アプリ「Safety tips」の対応言語数増加など、災害時に備えた情報提供の強化により、外国人観光客が安心して旅行を継続できるようにするための取組を充実・強化する。
・ムスリムなど多様な外国人観光客に対応した受入環境整備を促進し、海外に向けて発信する。

イ）交通機関

・国際観光振興法に基づき、多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi、キャッシュレス対応等を整備する。地方鉄道等では整備を促進し、本年度中に少なくとも 100 線区、令和３年までに 300 線区を抜本的に改善する。
・世界水準の交通サービスの実現に向けて、本年度中にほぼ全ての新幹線車両で無料 Wi-Fi を整備するとともに、ジャパン・レールパスについて海外からのインターネット予約を可能とするほか、鉄道車両における大型荷物置き場の整備、鉄道駅等における観光客の移動等円滑化に取り組む。
・新幹線における異常時の外国人観光客向けの情報提供について、多言語（英・中・韓）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QR コードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。
・令和２年までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話が利用できるようにするとともに、在来線トンネルについても対策を実施する方策について検討し、本年夏頃までに結論を得る。
・地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバスなどを一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供する MaaS について、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型 MaaS の実現を図る。＜再掲＞

ウ）文化財・国立公園

・外国人観光客が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが外国人観光客に伝わる多言語解説を行うこととし、令和２年までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産 18 地域、国立公園 34 公園を含む 100 地域以上の多言語解説を抜本的に改善する。

エ）農泊

・令和２年までに全国 500 箇所の農泊地域で利用者のニーズに応じた多言語対応（英・中・韓）、無料 Wi-Fi の整備等を実施する。

②地域の新しい観光コンテンツの開発

ア）文化財

・「日本博」の開催を契機とした観光コンテンツの創出、「Living History」（文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発）の取組への支援、VR 等の先端技術を駆使した空港等における日本文化の魅力発信等により、外国人観光客が我が国の文化を楽しみ、地域の消費拡大に資する取組を全国各地で実施する。

イ）国立公園

・グランピングをはじめとする多様な宿泊体験の提供に向け、国立公園における民間活用の取組をより一層推進する。

・利用拠点の滞在環境の向上（民間カフェの導入等）、体験型コンテンツの充実、ビジターセンターにおけるインバウンド対応機能強化、利用者負担による保全の仕組み作り、新宿御苑における国立公園の情報発信強化等の取組を推進する。

ウ）公的施設・インフラ

・皇居東御苑について、近年、年間入園者数が急増していることから、開園時間の延長を実施する。

・迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の更なる魅力向上に向け、これらを貸し切って行う特別ガイドツアーを計画的に実施するとともに、来年４月下旬を目途に迎賓館赤坂離宮前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を新たに開業する。

・皇居外苑等の国民公園の一層の魅力向上に取り組む。特に新宿御苑については開園時間を最長午後７時まで延長するとともに、旧洋館御休所の開館拡大、民間カフェの導入や夜間イベントでの活用等に取り組む。

・三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室の貴重な美術品等の公開拡充に向けて、地方の博物館・美術館等と連携した展示の拡大を進めるほか、展示スペースの抜本的な拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の建設工事に着手する（令和７年全館開館予定）。

・首都圏外郭放水路などにおけるインフラツーリズムを推進する。

エ）古民家や城泊・寺泊等

・古民家等のさらなる活用を図るほか、城泊や寺泊など、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツの開拓を推進する。また、健全な民泊サービスの普及を図る。

オ）農泊

・利用者のニーズに対応した「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を図る。

カ）観光地・交通機関

・ナイトタイム活性化に向けて、夜間のコンテンツを開拓する取組とあわせて、飲食店の夜間営業や公共交通の夜間運行など、多様な主体間の連携により地域ぐるみで夜間観光を促進する取組を推進する。
・移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進する。
・地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進する。
・ビーチリゾートの活性化に向けて、海岸管理者と多様な主体が連携し、砂浜利用の柔軟化（通年利用や占用期間の延長等）、防災施設等の平常時の観光客への開放等の取組を推進する。
・VR・AR 等の最先端技術の導入や、自転車ガイドツアーなど、既存の体験型コンテンツに質の高いガイドを組み合わせることで観光資源の付加価値を高め、地域の消費に繋げる取組を全国各地で創出する。
・厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入れ環境整備を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進に取り組む。また、地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進する。
・クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等に取り組む。
・富裕層の誘致に向けたフライ＆クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を図る。

③日本政府観光局と地域（自治体・DMO）の適切な役割分担と連携強化

・地域（自治体・DMO）の役割は、多言語対応、無料 Wi-Fi 整備、観光地までの交通アクセスの充実などの受入環境整備や、外国人が楽しめる新たなコンテンツの開発などの着地整備が主体であることを明確化し、その周知を図る。また、地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行うことを目指す。具体的には、着地整備の取組を行った地域（自治体・DMO）について、写真・動画等対外的な発信のための素材やツールの作成を推進するとともに、それらのツールを活用し、日本政府観光局の海外ネットワークやデジタルマーケティング技術[9]等を最大限活かして、地域の魅力を日本政府観光局から一元的に発信する。そのため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の抜本的な体制強化を図る。
・地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者やアクティビティー事業者など、地域の多様な関係者の参画を促す。
・関係省庁と日本政府観光局との緊密な連携により、日本政府観光局ウェブサイト等において、文化財や国立公園、農泊等の魅力を一元的に発信する。
・欧米豪を中心に展開してきた大規模なプロモーション（グローバルキャンペーン）を東アジア（中・韓ほか）なども含めて展開するとともに、ICT の活用等により個人の属性や関心に直接リーチする先進的なプロモーションを展開し、これにより得られたユーザーの属性や関心等の分析データを地域（自治体・DMO）に提供する好循環の仕組みを確立する。また、日本政府観光局における高度人材の活用等により、デジタルマーケティング技術を活用した各地域へのコンサルティング業務の強化を図る。
・全国的な研修の実施や DMO 間の情報共有システムの活用等により、地域（自治体・DMO）間の横の連携を高め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開を図る。
・DMO において必要となる人材の育成・確保を図るため、中核人材の育成や、JET プログラムの活用周知等による外部人材の登用等を支援する。
・インバウンド市場の太宗を占める東アジアからの取込みを徹底すると

[9] ウェブサイトの閲覧履歴等を分析して各国や分野別の関心や傾向を把握する技術

ともに、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓するため、中東や中南米等の成長が見込まれる市場において、日本政府観光局の現地事務所の設置や試行的なプロモーション等を進める。
・ラグビーワールドカップ 2019 の機会を最大限活用し、海外メディア向けの情報発信や地方への誘客促進等に取り組む。
・地域の大学等と DMO 等が連携した新たな体験プログラムの開発を推進する。
・多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等に取り組む地方鉄道等について、観光列車等の魅力を日本政府観光局を通じて海外に発信する。
・ホストタウンの推進を通じ、海外への情報発信等を強化する。

④地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策

ア）出入国の円滑化

・新たに新千歳空港及び那覇空港に顔認証ゲートを、羽田空港等に税関検査場電子申告ゲートを導入するなど、CIQ において必要な物的・人的体制を計画的に整備する。また、搭乗関連手続の自動化や顔認証による一元化、手荷物輸送等の円滑化、地方空港の搭乗手続円滑化やビジネスジェット対応の強化等により、出入国に係る時間を大幅に縮減する FAST TRAVEL の推進を図る。

イ）ビザの戦略的緩和

・我が国で予定されている国際的行事などの開催も見据え、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局によるプロモーション等と連携して、ビザ緩和を戦略的に進めるとともに、在外公館でのビザ審査に係る物的・人的体制の整備に取り組む。

ウ）空港

・首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約 100 万回に拡大する。
・令和２年までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約４万回の発着容量拡大を実現する。
・成田空港についても、本年度中の高速離脱誘導路の整備により、令和２年までに年間約４万回の発着容量拡大を実現する。また、本年冬ダイヤから A 滑走路の夜間飛行制限を緩和し、さらに第３滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約 16 万回の発着容量拡大を目指す。

・福岡・那覇空港の滑走路増設などの拠点空港等の機能強化や操縦士等の育成、省力化・自動化等による地上支援業務の受入体制強化等により、航空需要の増加に対応するほか、先進技術の導入等により安全対策を推進する。
・北海道７空港の一体運営など空港コンセッションを推進する。
・地方空港の着陸料軽減等の支援により、国内外の航空ネットワークの充実を図り、訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進する。
・空港における日本の魅力発信等により、おもてなし環境を充実する。

エ）MICE・IR

・VR 等を活用した MICE 誘致、顔認証技術等の最先端技術の MICE への導入等により、MICE 誘致・開催の国際競争力の強化を図る。
・「特定複合観光施設区域整備法」に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症等の様々な懸念に万全の対策を講ずる。

オ）持続可能な観光地域づくり

・観光スポットの混雑状況をスマートフォンで閲覧できるシステムの導入や、早朝時間帯の活用などにより、観光地の混雑対策を促すとともに、地域コミュニティにも配慮した観光地経営に資する持続可能な観光指標を開発する。

カ）国際観光旅客税の活用

・国際観光旅客税の使途に関する基本方針に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。

キ）アウトバウンド・国内観光

・アウトバウンドの一層の促進に向けて、官民連携による海外旅行商品の造成等の取組を一層強化するほか、旅行者が安全・安心に海外旅行できるよう、IT 技術の活用や、旅行安全情報共有プラットフォームをはじめとした海外安全情報発信の機能強化を図る。
・地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、古民家のリノベーション等を推進する。また、ナイトタイムの活性化や体験型コンテンツの充実等により、国内観光の一層の促進を図る。
・働き方改革法に基づく最低５日の年次休暇取得義務化にあわせ、ビジ

ネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討を行う。

ク）東北の観光復興

・東北６県の外国人宿泊者数を令和２年に 150 万人泊（平成 27 年の３倍）とするため、観光資源の磨き上げ、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

ケ）「観光立国ショーケース」の形成の推進

・釧路市・金沢市・長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を図る。

コ）観光統計

・地域の誘客状況や消費動向のより正確な把握のため、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けた検討を行う。

ⅱ）スポーツ産業の未来開拓

①スポーツの成長産業化の基盤形成

・中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革を促すため、スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、本年度中にその実施の仕組みを構築する。また、普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを本年度中に策定するとともに、先進モデル形成を行う。さらに、中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討する。

・スポーツ経営人材を育成するため、既存の MBA コース等に導入するスポーツビジネスに関する新たなカリキュラム開発を支援するとともに、マッチングを通じスポーツ団体への外部人材の流入を促進する。

・スポーツ分野とヘルスケア産業など他産業との融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築を加速させるため、企業、大学、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催するとともに、スポーツ団体やスタートアップ等が連携した新事業の実証や資金調達等に係る事業化を促す。

・スポーツツーリズムの取組を加速させるため、関係省庁との連携体制を強化しつつ、「アウトドアスポーツ」と「武道」の重点テーマを中心として、スポーツコミッション等が行う、スポーツツーリズムコンテンツの開拓や環境整備、日本政府観光局と連携した海外発信等の取組を支援し、課題や事例を集積しつつその横展開を図る。特に、「武道ツーリズム」については、関係団体の協力を得て、推進母体となる団体

の来年度の設立を目指して検討を進める。

②スポーツを核とした地域活性化

・スタジアム・アリーナについて、引き続き個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等と連携して行うとともに、スタジアム・アリーナ等が地域にもたらす経済的効果・社会的効果についての新たな評価検証手法の開発を来年度を目途に行う。
・地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報オープン化の状況などを総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の来年度中の開発等を通じて、スポーツ施設の利用を多様化、高度化し、収益性の向上や地域経済の活力増進につなげる。
・スポーツ実施率向上のための中長期的な施策を本年夏を目途に策定し、スポーツ関係者と医療機関等の連携や障害者スポーツにおける福祉・教育関係者と企業等の連携の促進、ICT による地域のスポーツ資源の情報の見える化・シェアリングを通じた利活用の促進等を実施する。

ⅲ）文化芸術資源を活用した経済活性化

①「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済好循環の加速化

・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、国際文化芸術発信拠点の形成など「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」に基づく取組を進め、国家ブランディングの確立を図る。
・文化芸術界、経済界、行政の３者が対話する場において、相互理解を促進し、それぞれが取り組むべきことを明らかにすることで、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。具体的には、インバウンド対応に係る美術館の機能強化や文化芸術資源・関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション創出、アート市場の活性化等の方策を検討し、本年度中にとりまとめる。
・東京国立博物館について世界トップレベルの博物館とする「トーハク新時代プラン」を着実に実行し、その成果等を他の博物館に横展開する。また、地方の美術館・博物館等において、国等が有する地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進するとともに、文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討等を進める。さらに、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大

会 2019 のレガシーを地域の博物館の機能強化に活かすとともに、コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る。
・「国立映画アーカイブ」における映画フィルム等の活用を充実するほか、文化コンテンツについて、データベース化、多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報などを集約したサイトを構築し、デジタル化・二次利用に向けた条件整備を図り、国内外への発信力を強化する。
・マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術を活用した国際的な総合フェスティバル化に向けた取組の促進や、情報拠点の整備等を通じ、日本が誇るメディア芸術の国内外への発信を強化する。

②文化芸術資源を核とした地域活性化

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムを、「日本博」や「beyond2020 プログラム」等を通じて全国展開し、地域活性化につなげる。また、日本政府観光局と連携した国内外への情報発信や、外交上の周年行事、大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や国際文化交流を通じて、日本文化の発信を強化する。
・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的価値を生かした活用モデルを構築し、文化財保存・活用の好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報取集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を行う。
・地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関と連携し、学校や地域における芸術教育を推進するとともに、専門人材の派遣等による表現や鑑賞の機会がより充実するよう取組を推進する。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」に基づいた、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

令和元年6月12日 | 第118回社会保障審議会医療保険部会 | 資料3－1

「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」議論の取りまとめについて（概要）

厚生労働省保険局

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会

◆ 妊産婦の診療は、通常よりも慎重な対応や胎児や乳児への配慮が必要であり、診療に積極的でない医療機関が存在するとの指摘がある。このため、妊産婦自身の負担にも配慮しつつ、妊産婦が安心できる医療体制の充実が必要。

◆ 出産年齢が上昇傾向にあり、一般に、高齢出産の場合には、特に健康管理に留意が必要とされるなど、妊産婦のニーズに応じた細やかな支援が重要。

◆ 妊産婦が安心できる医療体制の充実や健康管理の推進を含めた妊産婦に対する保健・医療体制の在り方について検討するため**「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」**を２０１９年２月より開催。

構成員

◎：座長
○：座長代理

	青木　龍哉	さいたま市保健福祉局理事
◎	五十嵐　隆	国立成育医療研究センター理事長
	石井　和美	一般社団法人知ろう小児医療守ろうこども達の会代表補佐
	井上　真智子	浜松医科大学地域家庭医療学講座特任教授
	井本　寛子	公益社団法人日本看護協会常任理事
	鈴木　俊治	公益社団法人日本産婦人科医会常務理事、葛飾赤十字産院副院長
	髙松　登	公益社団法人日本薬剤師会理事
	戸矢崎　悦子	全国保健師長会総務担当理事、横浜市南区福祉保健センター子ども家庭支援課長
○	中井　章人	公益社団法人日本産科婦人科学会代議員、日本医科大学多摩永山病院院長
	中島　久美子	読売新聞東京本社編集局医療部記者
	中西　和代	株式会社風讃社たまごクラブ編集部統括部長
	野口　晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
	平川　俊夫	公益社団法人日本医師会常任理事
	九十九　悠太	下関市保健部長
	牧野　利彦	公益社団法人日本歯科医師会副会長
	松本　義幸	健康保険組合連合会参与

検討のスケジュール

◆ ２０１９年２月15日　第１回　フリーディスカッション
◆ ２０１９年３月15日　第２回　妊産婦に対する医療
◆ ２０１９年４月18日　第３回　妊産婦に対する保健
◆ ２０１９年５月16日　第４回　これまでの議論の整理
◆ ２０１９年６月６日　第５回　これまでの議論の取りまとめ

※ 妊産婦に対する診療報酬上の評価の在り方については、検討会の取りまとめを踏まえ、中央社会保険医療協議会で必要な検討を行う。

検討事項

◆ 妊産婦の保健・医療に関するニーズの把握について
◆ 妊産婦が安心できる医療体制の充実について
- 妊産婦の診療において求められる医学的な配慮の在り方
- 妊産婦の診療に係る医師への研修等の在り方
- 地域における産婦人科とその他の診療科との連携の在り方　等

◆ 妊産婦の健康管理の推進について
- 妊産婦の健康管理に関する相談・支援の在り方　等

◆ 妊産婦に対する保健・医療体制に関連する事項について
- 妊産婦に係る医療機関と他の関係機関との連携の在り方　等

「妊産婦の医療や健康管理等に関する調査」

【目的】 妊産婦の保健・医療に関するニーズの実態把握

【調査対象医療機関】 分娩を取り扱う病院、診療所　500カ所
地域別に、総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・周産期母子医療センター以外の病院・診療所を無作為に抽出

【調査対象者】 調査対象医療機関に外来受診・入院した妊産婦
- 妊娠28週0日以降、妊婦健康診査のために外来受診した妊婦
- 正期産後、産後8日以内の入院中の産婦
- 正期産後、産後2週間・1か月等の産婦健康診査のために外来受診した産婦

【調査内容】
○ 妊娠・出産歴や基礎疾患の有無等の基本属性、妊娠中の医療機関の受診状況
○ 妊娠中・産後の診療で十分配慮されていると感じた経験、妊娠中・産後の診療で配慮が不十分と感じた経験、妊娠中・産後の診療で特に配慮が必要と考える事項
○ 妊娠中・産後の健康管理で留意している事項、妊娠中・産後の健康管理に関して受けている支援等の事項　等

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会　議論の取りまとめ（概要）

○ 妊産婦が安心できる医療体制の充実や健康管理の推進を含めた妊産婦に対する保健・医療体制の在り方について検討を行った。
○ 中央社会保険医療協議会においては、妊産婦に対する診療の評価の在り方について、更なる検討を進めることを期待する。
○ 国においては、妊産婦に対する保健・医療体制を構築するため、関係機関と協力・連携の上、引き続き取り組んでいくべきである。

相談・支援

[妊産婦の不安]

妊産婦の不安や負担は時期によって異なる
- 妊娠中の健康管理で困ったこと
  ⇒ 栄養・食事に関すること
- 産後の健康管理で困ったこと
  ⇒ 授乳に関すること

産後は子どもを抱えながら外出することが困難
産後は産婦の健康管理が困難になりがち

産婦の不安解消には産後ケアが有効

●不安を感じる妊産婦が相談できる仕組み

妊娠届出時に妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握
妊産婦のための食生活指針の改定に向けた調査研究の実施
「授乳・離乳の支援ガイド（平成31年３月改定）」の周知
「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」を用いた支援者の育成
産後ケア事業の推進

妊娠届出時の妊婦の状況把握

妊娠中から出産後や子育てのイメージを持てるようなパンフレット

医療提供

[妊産婦の診療の現状]

産婦人科以外の診療科から診療を断られることがある
妊婦が産婦人科以外の診療科を受診する際に求める気配り
- ・診療・薬の内容について文書を用いて説明
- ・経験が十分にある医師の診療
- ・母子健康手帳の確認

[産婦人科の現状]

コモンディジーズ(風邪や花粉症等）について、
他科からの診療情報の提供が少ない
医師の労働時間が長い、分娩取扱施設が減少

[産婦人科以外の診療科の現状]

診療の際に様々な配慮が必要であり、診療を敬遠しがち
妊産婦の診療に関する研修機会が少ないので不安
妊産婦に処方できる薬剤かどうか情報が少ない

●産婦人科以外の診療科と産婦人科の医療機関の連携

妊産婦の診療に積極的な医療機関の把握・周知
都道府県が主体的に地域の医療機関間の連携体制の検討・構築
母子健康手帳等を活用した診療科間の情報連携　等

●診療の質の向上に向けた取組

医師に対する妊産婦の診療に関する研修の推進
診療や薬に関する説明文書の例を作成
妊娠と薬に関する情報を医師へ提供する体制の整備・周知　等

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会　議論の取りまとめ（概要）

連携体制の構築

[支援を必要とする妊産婦への対応]

妊娠期から子育て期までつながる支援が必要
利用できる施設や制度等について十分に知られていない
周産期のうつ病は、医療機関と行政機関の連携が必要

[母子健康手帳]

母子健康手帳は広く活用されている
妊産婦自身の健康管理のために活用できるのではないか
増加しつつある外国人の妊産婦への支援が必要

●妊娠期から子育て期までつながる支援

子育て世代包括支援センターの質の向上と設置の推進
医療機関と自治体の連携促進

●母子健康手帳の活用

医療機関の受診状況を本人同意の上で医療機関が記載
多言語化（英語、中国語、韓国語、スペイン語等）

母子健康手帳を
常に持ち歩き、提示

病院、歯科医院、薬局等

健診や診療の評価

[妊婦健診、産婦健康診査]

全ての市区町村で14回以上の公費負担制度を実施
健診内容によっては、公費助成を超えるため、一部自己負担が生じる

[妊婦健診以外の診療の評価等]

妊婦健診以外に、偶発合併症等の診療の費用も生じる
４県において、所得に応じて妊産婦の診療に係る費用の一部を助成　（妊産婦への医療費助成制度）

●妊婦健診、産婦健康診査について

以下について引き続き検討
・公費補助額を超える自己負担が発生しないような工夫
・妊婦の同意に基づく自己負担が可能となる取組
・産婦健康診査の拡充

●診療に対する評価等について

単に妊婦を診療したのみで加算されるといった、前回と同様の妊婦加算がそのままの形で再開されることは適当でない
妊産婦の診療において、質の高い診療やこれまで十分に行われてこなかった取組を評価・推進することは必要であり、具体的な要件や名称等については、中央社会保険医療協議会で議論
妊産婦が受診する際の負担が、これから子どもをほしいと思う人にとって、ディスインセンティブとならないようにすることが必要であり、他の受診者との均衡や政策効果といった点を勘案し、引き続き検討すべき

議論の取りまとめ

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会

令和元年６月 10 日

目次

１　はじめに 1

２　妊産婦に対する相談・支援の在り方

（1） 妊娠前・妊娠中の相談・支援及び健康管理について 2

（2） 産後の相談・支援について 3

（3） 支援を必要とする女性の相談･支援について 4

３　妊産婦に対する医療提供の在り方について

（1） 妊産婦の診療・治療等について 5

（2） 妊産婦への診療の質の向上について 8

（3） 妊産婦の口腔健康管理について 9

（4） 妊産婦と薬剤について 10

４　妊産婦に対する連携体制の構築について

（1） 妊産婦に関する行政機関と関係機関の連携について 11

（2） 母子健康手帳の活用について 14

５　妊産婦の健診や診療の評価等の在り方について 15

６　おわりに 17

［関係資料］

（1） 開催要綱・構成員名簿

（2） 開催経過

（3） 参考資料

１　はじめに

○　これまで、妊産婦が安心して子どもを産み育てられる社会となるよう、妊婦健診に対する交付税措置や産婦健診の費用の助成など、様々な支援策が講じられてきた。また、妊産婦に対する医療の提供についても、周産期医療体制の整備やハイリスク妊産婦に対する診療の充実などが図られてきた。

○　近年の母と子の健康をめぐる様々な環境が、少子化、核家族化、女性の社会進出の増加等大きく変化している。こうした変化を踏まえ、妊産婦の保健・医療に関する分野においても健康寿命の延伸等に向けて、地域の特性に応じた対策を進めつつ、地域間における健康格差を解消していくことが必要である。

○　また、出産年齢は上昇傾向にあり、一般に、高齢出産の場合には、特に健康管理に留意が必要とされるなど、妊産婦のニーズに応じた細やかな支援が、より重要となっている。妊産婦自身の負担にも配慮しつつ、妊産婦が安心できる医療体制をさらに充実していくことが求められている。

○　そのような中、平成 30 年度診療報酬改定において、妊産婦の診療については、通常よりも慎重な対応や胎児や乳児への配慮が必要であり、妊婦に対する通常よりも丁寧な診療を評価する観点から、「妊婦加算」を新設した。しかしながら、加算の趣旨に反するような事例や妊婦の自己負担の増加に対する指摘があり、平成 30 年秋以降、ＳＮＳや新聞、ニュース等で頻繁に取り上げられるようになり、同年 12 月、妊婦加算については、当面算定を見合わせることとなった。

○　こうしたことから、妊産婦に対する健康管理の推進や、妊産婦が安心できる医療体制の充実などの課題について検討を行うため、本検討会が設置された。

○　このような経過及び最近の妊産婦を取り巻く状況を踏まえ、また、今後の更なる少子化社会の進展を見据え、我が国における今後の妊産婦に対する保健・医療体制の在り方について、取りまとめることとした。

２　妊産婦に対する相談・支援の在り方

（１）妊娠前・妊娠中の相談・支援及び健康管理について

①　現状と課題

○　妊娠前の相談・支援については、思春期から更年期に至る女性を対象として、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導等を目的とした、女性健康支援センター事業を実施。[1]

○　妊娠期及び授乳期は、母子の健康の確保のために適切な食習慣に努めることが重要な時期であり、妊娠中の健康管理で困ったことや不安に思ったことの１つとして、栄養・食事に関することを挙げる者が一定数いることから、正しい情報に基づいた食生活の改善を支援することが必要である。[2]

○　妊娠の可能性がある女性における葉酸摂取と神経管閉鎖障害のリスク低減の関連が明らかとなっており、将来の妊娠・出産に向けて、葉酸の摂取に対する知識が重要であるが、妊娠前の健康管理で気をつけていたこととして、「葉酸を積極的に摂るようにする」と答えた方が一定数いるものの、国内における神経管閉鎖障害の発症率は過去 20 年にわたり変化していない。

②　主な意見

○　妊娠・出産に関して不安を感じる妊産婦がきちんと相談できるような仕組みが必要ではないか。[3]

○　ワンストップな相談・支援が可能となるよう、一元的な連絡先を妊産婦に周知するとよいのではないか。

○　妊娠・出産・子育ては、男性の参画が重要である。

○　中小企業の中には妊婦を十分にケアしていないところもある。事業者として労働者を守る、特に妊婦に対しては配慮することが重要で、その支援を社会全体で取り組むべきではないか。

③　今後の取組

○　平成 27 年度から 10 か年計画で開始された国民運動である「健やか親子 21（第２次）」においては、「妊娠届出時にアンケートを実施する等して、

1　平成 30 年７月１日時点で全国 73 カ所。

2　妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、「妊産婦の食生活指針」を策定した。また、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、普及啓発に向けたリーフレットを作成した。

3　「健やか親子 21（第２次）」においては、「妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合」についての指標等を設けている。また、横浜市においては、妊娠中から出産後や子育てのイメージを持つことができるようなツールを活用しており、横浜市・下関市では母子健康手帳交付時の全数面接を実施している。

妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合」についての指標等を設けており、引き続き、各自治体においても、専門職による面接の実施を更に進めるなど、保健対策の支援に向けた取組を進めていく必要がある。

○　子育て世代包括支援センターなどの取組を妊産婦等に広く知ってもらうため、あらゆる機会を通じて、周知・広報を行っていく必要がある。

○　自治体において、妊娠中から出産後や子育てのイメージを持つことができ、妊婦が妊娠・出産に対する意識を高めることができるよう、パンフレットの作成や一元的な連絡先（例えば、子育て世代包括支援センター）の記載など、妊娠中の支援の充実を図っていく必要がある。

○　妊娠前を含めた妊婦への適切な栄養指導に資するよう最新の知見も取り入れた食生活指針の改定を行う必要がある。

○　妊娠前からの女性の健康管理に資する取組の充実を図っていく必要がある。

（２）産後の相談・支援について

①　現状と課題

○　産後の身体の変化に加え、産後に感じた不安や負担について、産後２週未満では自分の体のトラブル、体の疲れ、十分な睡眠がとれないといったことが多く、産後２週から８週では、自分の体のトラブル等に加えて、家事が思うようにできない、自分の時間がないといったことが多くなる傾向があるなど、不安や負担の具体的な内容は時期によって異なっている。

○　出産後の健康管理で困ったこと等については、「授乳に関すること」が最も多かった。[4]

○　不安や負担への支援事業として、傾聴等による不安の軽減や孤立感の解消等を行う「産前・産後サポート事業」を実施。[5]

○　退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」を実施。[6]

○　平成 29 年度に、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を行う「産婦健康診査事業」を創設し、産後２週間、産後１か月など産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用の助成を開始。[7]

○　産婦健康診査の平均受診回数は、出産後１～２週の期間で 0.8 回、３～５週で 1.0 回、６週以降で 0.5 回であった。

○　日本産婦人科医会では、医療者向けの「母と子のメンタルヘルスケア研

[4] 平成 31 年３月に「授乳・離乳支援ガイド」を改定した。

[5] 平成 30 年度は 403 市町村で実施。

[6] 平成 30 年度は 667 市町村で実施している。また、「宿泊型」「デイサービス型」「アウトリーチ型」がある。

[7] 平成 30 年度は 364 市町村で実施。

修会」を実施。[8]

② 主な意見

○ 産後は、生まれたばかりの子どもを抱えて大変な中、自身の健康管理が困難になりがちであり、母親と子どもを同時にサポートしていくことが必要ではないか。

○ 長期的な女性としての生涯の健康を考える上で、産後ケアの充実が重要ではないか。

○ 出産後の不安解消に、産後ケア事業が有効と考えられることから、この取組を広く展開していってはどうか。

○ 産後間もない時期に、子どもを連れて外出することは困難な場合があることから、状況にあわせた支援は有効である。

③ 今後の取組

○ 自治体における相談・支援の充実に向けて、本年３月に改定した「授乳・離乳支援ガイド」について、研修会の開催等による普及・啓発を通じて保健・医療者への更なる周知を図っていく必要がある。

○ 母親と子どもに対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心した子育てができるよう支援するため、産後ケア事業の周知及び全国的に展開するための方策を検討する必要がある。

○ 妊産婦のメンタルヘルスケアについては、日本産婦人科医会が平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成した「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」を用いた研修会等の場を活用し、研修の在り方を研究しつつ、医師や助産師等の支援者の育成に更に努めていく必要がある。

（３）支援を必要とする女性の相談・支援について

① 現状と課題

○ 若年妊娠や特定妊婦等は、増加傾向にあることを示すデータがある。[9]

○ 女性健康支援センター事業における相談には、思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みや、妊娠・避妊に関する相談も含まれる。実際の相談内容としては、女性の心身に関する相談、メンタルヘルスケアが多い。

② 主な意見

○ 支援が必要でありながら、自ら保健・医療サービスにつながろうとしな

[8] 平成 29 年から、計９回（入門編４回、基礎編２回、応用編３回）の開催。

[9] 特定妊婦とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

い、そもそもつながることができない、仮につながったとしても支援をうまく受けられない、受けとめられない妊産婦への支援が重要ではないか。[10]

○　社会的な支援を要する妊婦に対しては、行政と関係機関との更なる連携が必要ではないか。

③　今後の取組

○　若年の妊婦や特定妊婦と疑われる者については、それらの妊産婦をどのように把握し、支援の輪を形成していくのかが重要であり、その契機となる予期せぬ妊娠等の相談対応の充実等の取組が必要である。

○　それらの取組を進めるにあたっては、予期せぬ妊娠や社会的に支援を要する妊産婦等からの相談対応を行う女性健康支援センターと、NPO などの関係機関との連携が重要であり、連携について検討を行う必要がある。

３　妊産婦に対する医療提供の在り方について

（１）妊産婦の診療・治療等について

①　現状と課題

（妊産婦の特性と診療における配慮について）

○　出産年齢が上昇すると、周産期死亡率や妊産婦死亡率は上昇する。近年は、出産年齢が上昇傾向にあることに伴い、糖尿病や甲状腺疾患等の妊娠と直接関係しない偶発合併症が増加傾向にある。

○　妊産婦の診療・治療においては、妊娠中に特に重症化しやすい疾患があること、生理学的変化により検査結果が非妊娠時と異なることや診療時の体勢に制限があること、また、薬剤や放射線検査の胎児への影響を妊娠週数に応じて考慮する必要がある等から、非妊娠時とは異なる特別な配慮が必要である。

○　妊産婦の治療方法を決定する際は、胎児への影響に配慮し、妊産婦本人だけでなく、家族も含めて時間をかけて説明し、意思決定の支援を実施している。

（産婦人科医・産婦人科医療機関の現状について）

○　産婦人科は、他の診療科に比べて、医師数の増加率が低い。

○　産婦人科医は、他の診療科に比べ、病院勤務医で、労働時間が長くなる傾向がある。

○　分娩取扱施設は、年々減少しており、地域によっては産婦人科の医療機

[10] 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦については、特定妊婦として支援を実施している。

関までのアクセスが不便な事例が指摘されている。

（産婦人科以外の診療科への受診の状況について）

○　47.3%の妊婦が、妊娠中に妊婦健診以外の目的で医療機関を受診していた。この場合、13.6%が産婦人科を受診し、38.4%の妊婦が産婦人科以外の診療科を受診していた。受診回数は、産婦人科、産婦人科以外の診療科共に平均３回であった。

○　妊娠中の産婦人科への受診理由は、妊娠に直接関わる症状、感染症状、胃腸症状の順に多かった。妊娠中の産婦人科以外の診療科への受診理由は、感染症状、口腔症状、持病の順に多く、その場合の診療科では内科、歯科・歯科口腔外科、耳鼻咽喉科の順に多かった。

○　風邪やインフルエンザ、花粉症等のいわゆるコモンディジーズにおいて、他の診療科から産婦人科に対し、診療情報提供書が書かれることが少ない。実際に、産婦人科以外の診療科を受診した妊産婦のうち、58%が産婦人科の主治医に対する情報提供等はなかったと回答した。

②　主な意見

（妊産婦の特性と診療における配慮について）

○　偶発合併症を持つリスクの高い妊婦が増えていることから、妊産婦の診療において、産婦人科と産婦人科以外の診療科との連携の拡充が必要である。

○　妊婦健診時以外においても、妊産婦自身から母子健康手帳を提示してもらった上で、診療などを進める必要があるのではないか。

○　妊産婦の診療については、通常より慎重な対応や、胎児や乳児への配慮が必要であり、妊婦加算の意義は理解できる。しかしながら、妊婦加算の趣旨を十分理解していない医療機関があったり、患者の納得が得られなかったりしたことから、今回のように凍結に至ったことは残念である。

（産婦人科医・産婦人科医療機関の現状について）

○　周産期医療体制の構築・維持のためには、産婦人科医の負担軽減が必要であり、直接出産に関係しない妊産婦の診療について地域ごとにどのような連携体制をとるかをあらかじめ決めておくのも有効ではないか。[11]

○　医療資源の乏しい地域や分娩取扱施設へのアクセスに困難がある地域において、妊産婦へのケアが取りこぼされないよう、産婦人科以外の医療機関と連携体制を構築する必要があるのではないか。その際、連携先医療機関を明示するといった方策も有効ではないか。

○　産婦人科医の負担軽減を図りつつ、ハイリスク妊産婦への対応を充実さ

[11] 各都道府県に、周産期医療体制の整備に関する協議を行うための周産期医療協議会を設置。

せていくためには、助産師と役割を分担していくとともに、院内助産・助産師外来の活用を推進していくべきではないか。

（産婦人科以外の診療科への受診の状況について）

○　妊産婦の医療機関へのアクセスが十分でない可能性を考慮すると、産婦人科以外の診療科においても、妊産婦の花粉症等のコモンディジ―ズへの対応ができるよう、妊産婦の診療への配慮や理解を深めていく必要があるのではないか。

○　産婦人科における妊産婦の健康管理に当たっては、他の診療科との情報共有は必須である。歯科も含めた診療科間の情報共有として、より簡便なものが必要ではないか。例えば、妊産婦が常に持ち歩けるデバイスである、スマートフォン・母子健康手帳・お薬手帳等の利用も考えられるのではないか。[12]

③　今後の取組

（妊産婦の特性と診療における配慮について）

○　妊産婦の診療においては特別な配慮が必要なことから、妊産婦自身の健康管理のため常に母子健康手帳を携帯し、薬局や歯科医院も含めた医療機関等で母子健康手帳の提示を行う等、妊産婦自身が医療機関等において、妊娠中や授乳中であることを示すように求める必要がある。

（産婦人科医・産婦人科医療機関の現状について）

○　分娩取扱施設の配置状況や産婦人科医の偏在の状況が地域によって異なるため、地域の実情に応じた産婦人科以外の診療科との連携体制の在り方については、各都道府県の周産期医療協議会等において検討を行う必要がある。

（産婦人科以外の診療科への受診の状況について）

○　産婦人科以外の診療科と産婦人科との連携を進める取組として、妊産婦が産婦人科以外の診療科を受診した際、産婦人科の主治医と連携をとる仕組みについて、より簡便でかつ妊産婦自身の納得が得られるようなものを、関係学会・団体の協力を得ながら検討する。

○　妊産婦の診療に積極的な産婦人科以外の医療機関を妊産婦に情報提供し、あらかじめ周知する等の方策についても検討する必要がある。

○　地域によって妊産婦の診療に対応できる医療機関数にばらつきがある現状を踏まえ、妊娠中から産後のコモンプロブレムに対応可能なかかりつけ医を持つことを妊産婦に勧める必要がある。その際、例えば、

[12] 99.9%の妊産婦が、携帯用の通信機器を保有している。

－　妊娠に配慮した診療・薬の内容について文書を用いて説明している
－　妊婦の診療に関する研修等を受けている
－　母子健康手帳を確認している
－　産婦人科の主治医と連携している

といった医療機関を、妊産婦の診療に積極的な医療機関として、自治体が設置する子育て世代包括支援センター等や分娩取扱施設を通じて、妊産婦に周知する。

○　妊産婦に対し診療内容をわかりやすく伝え、妊産婦の不安の解消に役立てるため、妊娠中の診療・薬の留意点等に関し説明する際の文書の例示等を、関係学会・団体の協力を得ながら作成する必要がある。

（２）妊産婦への診療の質の向上について

①　現状と課題

○　妊産婦の診療には様々な配慮が必要となるにもかかわらず、研修の機会が少なく自信を持って診療ができない、妊産婦に対する薬の考え方が変わってきており正確な情報を伝えるのに自信がない等の理由から、妊産婦の診療に積極的でない医師や医療機関が一定数存在する。

○　妊娠中に産婦人科以外の診療科に受診しようとした際、他の医療機関の受診を勧められたり、妊婦の診療はできないと言われたりした等の意見があった。[13]

○　他の診療科を受診した際、産婦人科にも受診するよう薦められており、その理由として、「処方する薬が安全か確認するために産婦人科を受診するよう」にと指示されていたものも一定数あった。[14]

○　産婦人科以外で診療を受ける際に、妊婦が求める気配りで大切なものとして、「妊娠に配慮した診察・薬の内容について説明文書を手渡して説明を行うこと」、「妊婦の診察に関して経験が十分にある医師が診察にあたること」、「母子健康手帳を確認すること」があげられた。

○　日本医師会では様々な医師向けの生涯研修を提供しており、今後妊産婦の診療に関する研修も考えていく予定としている。[15]

②　主な意見

○　疾患の専門性や妊産婦のアクセスなどの利便性を考慮しつつ、妊産婦が安心して医療機関を受診できるよう、産婦人科以外の診療科の医師であっ

[13] 約 15%の妊産婦が、産婦人科以外の診療科にかかろうとしたとき、他の医療機関への受診を勧められたことがあった。

[14] 約 18%の妊産婦が、産婦人科以外の診療科を受診した際に、産婦人科も受診するよう勧められたことがあり、約 11%の妊産婦は処方する薬が安全か確認するために産婦人科を受診するように勧められた。

[15] 日本医師会雑誌において、「妊娠と薬の使い方」というテーマで特集を実施した。

ても妊産婦の診療ができるよう研修する仕組みの構築が必要ではないか。

○　医師に対し、妊産婦のコモンディジーズを診るための教育や研修が必要ではないか。

○　普段よりもリスクに対して慎重になっている妊産婦に配慮した説明ができるよう、医療者側のコミュニケーションに関するトレーニングが重要ではないか。

○　研修にあたっては、e ラーニングや動画等を活用するなどして、研修を受けやすい体制とすることも重要ではないか。

○　産婦人科以外の診療科が妊産婦の診療をできるよう、産婦人科医によるサポート体制の構築や診療科間の連携体制の構築が重要ではないか。

○　妊産婦の診療に積極的でない医師や医療機関もあることから、妊産婦の診療を行う医師や妊産婦の診療に積極的な医療機関を評価してはどうか。

③　今後の取組

○　関係学会・団体等は、妊産婦が安心して医療機関を受診できるように、産婦人科以外の医師も妊産婦の診療が積極的にできるよう医師会や関係団体が行う研修等の既存の取組を有効に使いながら、研修する体制を構築する必要がある。

○　これらの研修において、妊産婦の花粉症等のコモンディジーズの診療を行う際の妊産婦への配慮や、薬の処方内容に関する薬剤師等との連携等についても学べる機会が持てるよう検討を行う必要がある。

○　産婦人科以外の診療科においても、積極的に妊産婦の診療ができるよう、例えば、産婦人科医による相談体制を構築する等、妊産婦の診療を地域で支える体制の構築を行う必要がある。

（３）妊産婦の口腔健康管理について

①　現状と課題

○　妊婦健康診査については、公費負担回数として全ての市区町村で 14 回以上実施しており、妊婦健診の内容等を定めた「妊婦健康診査についての望ましい基準」を告示しているが、歯科の項目については記載がない。

○　妊産婦に対する歯科健診については、妊娠届出を行った妊婦のうち、保健センター等において集団健診を受診した者は約 7.5%、クーポン券等を配布されて歯科診療所等において個別健診を受診した者は約 23.6%にとどまっている。（地域保健・健康増進事業報告より）

○　母子健康手帳には、歯・口腔の健康に関する記載があり、口腔の健康の保持・増進を促している。

○　妊娠中は、口腔清掃の困難さ、嗜好の変化、ホルモンバランスの変化等によって、むし歯や歯周病が進行しやすい時期である。

○　歯周病は、早産や低体重児出生と関連するとの報告がある。
○　妊娠中や産後にかかった診療科について、産婦人科以外の診療科で内科に次いで２番目に歯科が多かった。

②　主な意見
○　行政における妊産婦に対する歯科健診の実施が少なく、進んでいない。[16]
○　歯科治療の受診の頻度は比較的高いが、口腔の健康管理を推進する観点から、妊婦への歯科健診の充実が重要ではないか。
○　妊婦に対する安心・安全な歯科治療を提供するために、妊婦の全身の状態等を把握する必要があるにもかかわらず、妊婦本人から母子健康手帳の確認等を拒否されることもある。
　産婦人科医や助産師から妊婦に対して、歯科医療機関受診時にも、母子健康手帳を提示するようにといった、声かけ等があると効果的ではないか。
○　日本歯科医師会では、妊娠４か月頃を目途に、歯科健診を受けることや、必要な歯科治療を受けることを勧めている。なお、妊娠期間中に、１回は歯科健診を行う制度が必要ではないか。

③　今後の取組
○　両親学級等を通じて、口腔の健康の推進を図ることの重要性やむし歯・歯周病の治療に関する歯科医師への早めの相談について、妊婦に向けて啓発することが必要である。
○　安心・安全な歯科医療が提供できるよう、歯科と産婦人科の情報共有を推進する必要がある。

（４）妊産婦と薬剤について
①　現状と課題
○　薬局において妊娠中や産後であることへの気配りとして特に大切と考えるものとして、妊娠中や授乳中であることを確認すること、妊娠や授乳に気を配って薬の説明をすることがあげられた。
○　妊産婦が医師から説明を受けて処方され、薬剤師等からも説明を受けていても、自己判断で内服を中止することがある。
○　「妊娠と薬情報センター」の拠点病院が 2017 年度全都道府県にできた。しかし、相談件数は、2009 年以降 1200 件/年前後で横ばいである。
○　全都道府県に拠点病院ができたものの、「妊娠と薬情報センター」において相談の受付から回答作成までの作業を行っているため、相談対応に、人手と時間を要し、適時の回答が困難である。
○　妊産婦に対する薬剤処方については、添付文書の記載内容と、学術的に

[16] 妊婦健診受診者に対し、集団での妊産婦歯科健診受診者割合は約６％。

許容されている内容にギャップがある 。[17]

② 主な意見

○ 医師が科学的エビデンスに基づいて処方できるよう、「妊娠と薬情報センター」の活用や研修、処方前からの薬剤師との連携等が重要ではないか。

○ 臨床現場に即した情報に対して、全ての医師がアクセスしやすい体制の整備も必要ではないか。

○ 妊娠中の服薬等について、妊産婦本人に対する教育や情報提供も重要ではないか。

③ 今後の取組

○ 妊産婦が安心して薬を使用できるように、例えば、妊産婦が母子健康手帳を提示する等して、医療者が妊娠中や産後であることを確認することを推進する必要がある。

○ 医療者から妊産婦に対し、医薬品に関する適切な情報提供、例えば、分かりやすく記載された文書を用いて説明する等を推進する必要がある。また、より適正な薬物療法のためには、妊産婦が使用する薬の一元的・継続的な把握が必要であるため、かかりつけの薬局・薬剤師を活用することも重要である。

○ 「妊娠と薬情報センター」について妊産婦及び医師が使いやすいように周知を行う必要がある。

○ 「妊娠と薬情報センター」では、これまでに集積した科学的検証に基づく情報等を添付文書に反映する取組を行っているが、より多くの医薬品の添付文書改訂につなげるため、医薬品を使用した妊産婦のレジストリ構築等、医薬品の使用実態や予後等のエビデンスの蓄積を加速する取組が必要である。

○ オンラインによる相談の受付、薬剤の安全性情報を拠点病院と共有する等、「妊娠と薬情報センター」について、妊産婦及び医師がアクセスしやすく、かつ迅速に相談結果を受け取れるようにするための体制整備を推進する必要がある。

４ 妊産婦に対する連携体制の構築について

（１）妊産婦に関する行政機関と関係機関の連携について

① 現状と課題

[17] 「妊娠と薬情報センター」では、これまでに集積したデータ等を添付文書に反映する取組を実施している。

○　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の母子保健サービスと地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスを一体的に提供できるよう「子育て世代包括支援センター」を令和２年度末までの全国展開を目指している。[18]

○　「子育て世代包括支援センター」を設置した市町村においては、母子保健と子育て支援の連携が不十分等の指摘もある。

○　20～40 代女性の自殺のうち、妊娠関連（妊娠中及び分娩後１年以内の場合）の割合は約４％。平均的な妊産婦死亡率（10 万人あたり約４人）よりも、自殺で亡くなっている妊産婦の方が、より頻度が高いとの指摘もある。

○　周産期のうつ病の特徴として、気づかれにくい軽症例が多く、精神科医からの助言を踏まえ行政機関と産婦人科医療機関の多職種連携による適切な支援によって、重症化を予防できる。

○　平成 30 年度診療報酬改定で新設された「ハイリスク妊産婦連携指導料」を活用しながら、産婦人科と精神科、行政機関との連携を促進する取組が始まっている自治体もあり、支援計画がより具体的な立案に繋がっている。[19]

②　主な意見

○　妊娠期から子育て期までつながるような支援のため、医療機関側に加えて行政側も、体制を手厚く保てるような保健師等の人員の配置・確保や体制づくりが重要ではないか。

○　妊産婦が安心できる保健・医療体制の構築を進めるためには、生活・医療に正確な知識を持ち、妊娠初期から育児期まで伴走できる人材や体制が必要ではないか。

○　妊産婦の方に、いつ、どのタイミングで、誰が、どのような情報を提供するかということが重要な課題ではないか。

○　母親・父親が、制度や利用できる施設等について知らない部分があり、不安に繋がっていると考えられるため、簡単に知識が身について、納得できるような取組が必要ではないか。

○　妊産婦への支援制度は妊娠の届出がスタートとなるが、他の自治体から転入してくる場合については、顔の見える関係を作ることに難しさがある。複数の自治体を移動するような妊産婦にどう対応するかということが重要ではないか。

○　伴走型の寄り添う支援が必要ではないか。産婦人科・小児科だけではなく、他の診療科、特に精神科との連携拡充が重要ではないか。

○　合併症を持つ医学的にリスクの高い妊娠と、社会的ハイリスクの両方に

[18] 平成 30 年４月１日時点で 761 市区町村（1,436 か所）。
[19] 対象者は、自己負担及び情報共有の同意がある妊産婦。

該当するケースについては、特に診療科間だけではなく、子育て世代包括支援センター等の自治体も含めた連携を行い、包括的に産前・産後も含めた継続的なサポートが必要ではないか。

○　産婦人科と他の診療科、産婦人科の中での高次施設と診療所、産婦人科と行政や国民との間の情報共有の在り方について考えていくことが重要ではないか。

○　妊産婦のメンタルケアや産後うつに対する精神科の医療機関が十分でなく、妊産婦をみることのできる精神科医の確保が非常に大きな問題である。

○　妊産婦の精神疾患を診療できる医療機関の一覧を作成し、分娩取扱施設や妊産婦に周知してはどうか。

○　妊産婦のメンタルヘルスケアへの支援が継続できるような体制を維持するため、妊産婦の支援に関わるスタッフが継続して業務に従事できるような取組も重要ではないか。

③　今後の取組

○　子育て世代包括支援センターにおける取組事例の蓄積がなされているところであり、課題等を把握しながら必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定等を充実させる方向性で子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインを見直し、更なる質の向上及び設置の推進を図る必要がある。

○　特定妊婦に限らず、健康上のリスクを抱えている妊産婦や、不安を抱えている妊産婦が里帰り出産や転居などで移動をする場合に、顔の見える関係を作った切れ目のない支援につながるよう、支援体制の充実や、妊産婦の許可が得られた場合には、自治体間での情報共有の仕組みを充実させる必要がある。

○　平成 30 年度に精神疾患を合併した妊産婦（ハイリスク妊産婦）に対して、産婦人科、精神科及び自治体の多職種が連携して患者の外来診療を行う場合の評価が新設されており、自治体の更なる積極的な参画を促す必要がある。

○　各都道府県において、妊産婦の対応が可能な精神科医療機関を把握し、自治体が設置する子育て世代包括支援センター等や分娩取扱施設を通じて、妊産婦に周知する必要がある。

○　医学的にリスクの高い妊娠であって、かつ社会的に支援が必要な妊産婦について、包括的な産前・産後も含めた継続的な支援を充実させるため、産婦人科、産婦人科以外の診療科等の医療機関と、子育て世代包括支援センターを含む自治体等との連携を推進する必要がある。

（２）母子健康手帳の活用について

①　現状と課題

○　母子健康手帳は、市町村が妊娠の届出をした者に対して交付するものであり、妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

○　母子健康手帳に記載された内容は、妊娠、出産及び育児に関する指導心得の記事、健康記録欄、予防接種記録欄等であり、広く利用されている。

○　外国人の妊婦は一定数存在し、地域によっては外国人の妊婦への支援の充実が必要となっている。[20]

②　主な意見

○　母子健康手帳交付時に、母親の体調等についての記入を促すような声かけをすることが良いのではないか。

○　母子健康手帳の電子化が進むとよいが、それには一定の時間がかかると考えられるため、既にあるものを活用してはどうか。

○　産婦人科以外の診療科を受診する際にも、母子健康手帳を診察券と一緒に提示してもらうよう、母子健康手帳交付時に関わる保健師、助産師、産婦人科医等からの声かけがあるとよいのではないか。

○　母子健康手帳を持ち歩いていない妊産婦もいるため、常に持ち歩くように、産婦人科医等からの声かけが必要ではないか。

○　母子健康手帳にかかりつけの医療機関を記載する欄や、診療科間の簡便な情報共有ができるよう、産婦人科以外の医師が記載できる欄があれば良いのではないか。

○　既存の母子健康手帳においても、妊婦が希望した場合、妊婦の体調を記載するページや予備欄に、産婦人科以外の診療科を受診した際に診療に関する情報を記載する、といった対応が可能ではないか。

○　今後外国人妊婦が増加し、言語コミュニケーションが十分に図れないことなどにより現場での対応が困難になることが予想されるため、そうした課題への対応が必要ではないか。

③　今後の取組

○　母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行うことで、日本において母子保健情報を活用し、安心して出産・子育てが出来るよう推進する必要がある。

○　母子健康手帳に、かかりつけ医療機関を記載する、医療機関の受診状況を本人同意の上でプライバシーに十分配慮しつつ医療機関が記載することについて問題ないことを周知・推進するなど、妊産婦に対する利便性を

[20] 横浜市では、外国語に対応した母子健康手帳や子育てチャート等を活用している。

向上させる必要がある。

○　妊産婦の診療においては特別な配慮が必要なことから、妊産婦自身の健康管理のため常に母子健康手帳を携帯し、薬局や歯科医院も含めた医療機関等で母子健康手帳の提示を行う等、妊産婦自身が医療機関等において、妊娠中や授乳中であることを示すように促す必要がある。また、そのことについて、母子健康手帳交付時に関わる保健師、助産師、産婦人科医等から妊婦に対し、妊婦本人の健康のために有用であることから声かけを行う必要がある。

５　妊産婦の健診や診療の評価等の在り方について

①　現状と課題

○　妊婦健診については、全ての市区町村で 14 回以上の公費負担制度を実施しているが、健診の内容によっては、公費助成を超えるため、一部自己負担が生じている状況もある。[21]

○　妊娠中は、妊婦健診に係る費用のほか、偶発合併症等に対する診療に係る費用も生じる。[22]

○　茨城県などの４県においては、所得に応じて妊産婦の診療に係る費用の一部を助成する制度を実施している（妊産婦への医療費助成制度）。

○　医療費控除の申告を行っていた妊産婦は約１／４に留まっている。

②　主な意見

（妊産婦に対する診療の評価について）

○　妊産婦の診療については、通常より慎重な対応や、胎児や乳児への配慮が必要であり、妊婦加算の意義は理解できる。患者の納得が得られなかったりしたことから、今回のように凍結に至ったことは残念である。

○　妊産婦の診療については、様々な配慮が必要であり、それらを評価することも重要であるが、妊産婦にとって自己負担に見合う内容であり、患者として納得するメリットであると実感できるかがポイントではないか。

---

[21] 妊婦健診に係る公費負担制度は以下の通り。（子ども家庭局母子保健課調べ）

・　公費負担回数は、全ての市区町村で 14 回以上実施
・　里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
・　公費負担額は調査対象の全国平均で、102,097 円
・　妊婦に対する受診券の交付方法は、1,741 市区町村のうち、検査項目が示された受診券が交付される受診券方式が 1,449 市区町村(83.2%)、補助額のみ記載の受診券が交付される補助券方式が 292 市区町村（16.8%）
・　受診券方式の 1,449 市区町村のうち、国が定める検査項目について、全ての検査項目を実施する市区町村は、1,088 市区町村（75.1%）、産婦人科診療ガイドライン（産科編 2014）において推奨レベルＡとされる検査項目を全て実施する市区町村は、1,449 市区町村（100.0%）

[22] 妊産婦が保険診療を受けた場合、医療費の患者負担割合は、通常３割である。

（診療に係る費用について）

○　医療費は、公費、保険料、自己負担から構成されており、医療保険の自己負担は、年齢と所得等を踏まえた基準が設けられている。妊産婦という状態に注目した新たな基準が可能か、他の状態の方との公平性をどう考えるかなどを含め慎重な検討が必要ではないか。

○　各自治体においては、妊娠から出産、その後の子育て支援という一連の中で、総合的に判断して現在の制度を組み立てているので、妊産婦の診療に係る自己負担への支援制度も含め、自治体がそれぞれ地域の実情を踏まえた上で支援ができるようにすべきではないか。

○　妊産婦の医療機関受診時の負担に配慮するという視点は重要であり、妊産婦への医療費の助成制度をもつ自治体の状況も参考にしながら、妊産婦の自己負担に対しどのような方策が考えられるか検討が必要ではないか。

（費用負担の軽減につながる制度について）

○　費用負担の軽減につながるような医療費控除などの様々な制度について、もっと情報提供することが必要ではないか。

③　今後の取組

（妊婦健診、産婦健康診査について）

○　妊婦健診における公費補助額を超える自己負担が発生しないような工夫又は妊婦に十分説明した上で、同意に基づく自己負担が可能となる取組の検討や、産婦健康診査の拡充については、引き続き検討する必要がある。

（妊産婦に対する診療の評価等の在り方について）

○　妊産婦の診療には、通常より慎重な対応や、胎児や乳児への配慮が必要である。そのような妊産婦への診療に際しては、診療・薬の内容について、文書を用いて説明を行ったり、産婦人科の主治医との情報共有や連携を適切に行ったりすることが重要である。[23]

○　単に妊婦を診療したのみで加算されるといった、前回と同様の妊婦加算がそのままの形で再開されることは適当でないと考えられる。一方、上記のような点を踏まえれば、妊産婦の診療において、質の高い診療やこれまで十分に行われてこなかった取組を評価・推進することは必要である。今後、妊産婦への診療に対する評価に当たり必要と考えられる具体的な要件や名称等については、中央社会保険医療協議会で議論されるよう期待する。

○　また、妊産婦が健診以外で医療機関を受診する際の負担が、これから子どもをほしいと思う人にとって、ディスインセンティブとならないように

[23] 58%の妊婦について、産婦人科以外の診療科を受診した際に、産婦人科の主治医への情報提供がなかった。

することが必要であり、他の受診者との均衡や政策効果といった点を勘案し、引き続き検討すべきである。

（負担の軽減につながる制度の周知について）

○　妊産婦の経済的な負担の軽減につながるような各種制度について、妊産婦をはじめとして広く一般に更なる情報提供を行う必要がある。

６　おわりに

○　平成 31 年２月からこれまで５回にわたって妊産婦に対する保健・医療体制について検討を行ってきた。本検討会では妊産婦に対する相談・支援の在り方や医療体制の在り方について多岐にわたる議論を行い、意見を取りまとめた。

○　少子化社会が進展する昨今においては、個々の妊産婦に対し、より地域に密着した妊産婦への保健・医療体制の構築に向けた取組が求められている。

○　地域における妊産婦に対する優しい社会を成熟させるためには、行政機関だけでなく地域住民、医師会等の関係団体、医療機関、介護福祉機関などが連携して実情に合った、きめ細やかな取組が必要となっている。地域全体で妊産婦への理解を深め妊産婦が安心できる社会づくりを目指し、行政機関や関係機関はその支援をしていかなければならない。

○　本検討会で課題等の整理を行った、妊産婦に対する相談・支援や、妊産婦に対する医療体制については、引き続き取組を進めるとともに、中央社会保険医療協議会においては、本検討会での取りまとめも踏まえ、妊産婦に対する診療の評価の在り方について、更なる検討を進めることを期待する。

○　国においては、今後とも、妊産婦に対する保健・医療体制を構築するため、関係機関と協力・連携の上、社会全体で進めていけるよう引き続き取り組んでいくべきである。

関係資料(1)

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会　開催要綱

１．背景

○　これまで、妊産婦に対し、妊産婦が安心して子どもを産み育てられる社会となるよう、妊婦健診に対する交付税措置や産婦健診の費用の助成を含め、さまざまな支援策が講じられてきた。

○　また、妊産婦に対する医療の提供についても、周産期医療体制の整備やハイリスク妊産婦に対する診療の充実などが図られてきた。

○　一方、妊産婦の診療については、通常よりも慎重な対応や胎児や乳児への配慮が必要であることから、診療に積極的でない医療機関が存在するとの指摘がある。このため、妊産婦自身の負担にも配慮しつつ、妊産婦が安心できる医療提供体制をさらに充実していくことが求められている。

○　また、近年は、出産年齢が上昇傾向にあり、一般に、高齢出産の場合には、特に健康管理に留意が必要とされるなど、妊産婦のニーズに応じた細やかな支援が、より重要となっている。

○　こうしたことから、妊産婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた妊産婦に対する保健・医療体制の在り方について、検討会を開催することとする。

○　なお、妊産婦に対する診療報酬上の評価の在り方については、本検討会のとりまとめを踏まえ、中央社会保険医療協議会において、必要な検討を行うものとする。

２．検討事項

（１）妊産婦の保健・医療に関する現状とニーズの把握について

（２）妊産婦が安心できる医療提供体制の充実について

- 妊産婦の診療において求められる医学的な配慮の在り方
- 妊産婦の診療に係る医師への研修等の在り方
- 地域における産婦人科とその他の診療科との連携の在り方　等

（３）妊産婦の健康管理の推進について

- 妊産婦の健康管理に関する相談・支援の在り方　等

（４）妊産婦に対する保健医療体制に関連する事項について

- 妊産婦に係る医療機関と他の関係機関との連携の在り方　等

３．構成員

構成員については、別紙のとおりとし、うち１名を座長とする。

座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

４．運営

（１）　検討会の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。

（２）　検討会は、医政局長、子ども家庭局長及び保険局長が開催する。

（３）　検討会の庶務は、医政局地域医療計画課及び子ども家庭局母子保健課の協力を得て、保険局総務課において処理する。

（４）　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

【別紙】

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会　構成員

青木（あおき）　龍哉（たつや）	さいたま市保健福祉局理事
五十嵐（いがらし）　隆（たかし）	国立成育医療研究センター理事長
石井（いしい）　和美（かずみ）	一般社団法人知ろう小児医療守ろうこども達の会代表補佐
井上（いのうえ）　真智子（まちこ）	浜松医科大学地域家庭医療学講座特任教授
井本（いもと）　寛子（ひろこ）	公益社団法人日本看護協会常任理事
鈴木（すずき）　俊治（しゅんじ）	公益社団法人日本産婦人科医会常務理事、葛飾赤十字産院副院長
髙松（たかまつ）　登（のぼる）	公益社団法人日本薬剤師会理事
戸矢崎（とやざき）　悦子（えつこ）	全国保健師長会総務担当理事、横浜市南区福祉保健センター子ども家庭支援課長
中井（なかい）　章人（あきひと）	公益社団法人日本産科婦人科学会代議員、日本医科大学多摩永山病院院長
中島（なかじま）　久美子（くみこ）	読売新聞東京本社編集局医療部記者
中西（なかにし）　和代（かずよ）	株式会社風讃社たまごクラブ編集部統括部長
野口（のぐち）　晴子（はるこ）	早稲田大学政治経済学術院教授
平川（ひらかわ）　俊夫（としお）	公益社団法人日本医師会常任理事
福本（ふくもと）　怜（さとし）	下関市保健部長　（平成 31 年３月まで）
九十九（つくも）　悠太（ゆうた）	下関市保健部長　（平成 31 年４月から）
牧野（まきの）　利彦（としひこ）	公益社団法人日本歯科医師会副会長
松本（まつもと）　義幸（よしゆき）	健康保険組合連合会参与

（五十音順、敬称略）

関係資料(2)

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会　開催経過

日　時　等	議　　題
第１回 （平成 31 年２月 15 日）	・　検討会の立ち上げについて ・　妊産婦の保健・医療に関する現状について（自由討議） ・　妊産婦に対する調査について ・　検討会の進め方について
第２回 （平成 31 年３月 15 日）	１．妊産婦に対する医療（構成員によるプレゼンテーション） （１）　妊産婦の診療の現状と課題 中井構成員 （２）　プライマリ・ケアにおける妊産婦診療と連携 井上構成員 （３）　妊産婦における口腔健康管理の重要性 牧野構成員 （４）　妊産婦に対する薬剤師の関わり方について 髙松構成員 ２．妊娠と薬情報センターの取組（参考人からのヒアリング） ・ 妊娠と薬情報センター長 村島参考人
第３回 （平成 31 年４月 17 日）	１．妊産婦に対する保健（プレゼンテーション） （１）横浜市の母子保健の取組について 戸矢崎構成員 （２）下関市における妊産婦への支援の現状と課題 秋本参考人 （３）妊産婦のメンタルヘルスケアに関連した社会的ハイリスク妊産婦（特定妊婦）に対する産婦人科施設における多職種連携 鈴木構成員 （４）妊産婦の情報収集・産後サポート・お金事情について 中西構成員 （５）茨城県における妊産婦の医療・保健に関する取組み 木庭参考人 ２．妊産婦の医療や健康管理等に関する調査について
第４回 （令和元年５月 16 日）	・　これまでの議論の整理（案）について
第５回 （令和元年６月６日）	・　これまでの議論の取りまとめ（案）について

関係資料(3)

妊産婦の医療や健康管理等に関する調査
＜結果概要＞

調査の概要

1 調査の目的

○ 本調査は、妊産婦に対する保健・医療体制に係る現状とニーズを把握し、妊産婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた、妊産婦に対する保健医療体制の在り方についての検討に資するデータを収集・分析することを目的とした。

2 調査の対象及び調査方法

（1）対象医療機関等
（対象医療機関）
調査対象医療機関は、分娩を取り扱う病院と有床診療所をそれぞれ250 施設、計500 施設。
（抽出方法）
「平成29 年度病床機能報告」を参照し年間分娩件数、医療機関の所在地域で層化抽出を実施。

（2）調査方法
（1）の対象医療機関に「調査実施案内」を郵送し、外来受診・入院した妊産婦に対して調査実施案内を配布。
妊産婦自身によるウェブ調査への回答を依頼。
調査対象者は、次の妊産婦を対象者とした。
○ 妊娠28 週0 日以降、妊婦健診のために外来受診した妊婦
○ 正期産後、産後8 日以内の入院中の褥婦（ただし、死産を除く）
○ 正期産後、産後2 週間・1 ヶ月等の健診のために外来受診した褥婦（ただし、死産を除く）

（3）調査期間
2019 年3 月20 日～3 月29 日（調査実施案内配布期間：2019 年3 月20 日～3 月27 日）を調査期間とした。

3 回収状況

○ 1,916件の回答を収集。

結果の概要①

回答者の年齢別の割合は、30～34歳が36.0%と最も多かった。
また、回答者の80%が妊娠中であり、残りの20%が出産後であった。

【Q2】あなたの年齢をお選びください。(N=1916)

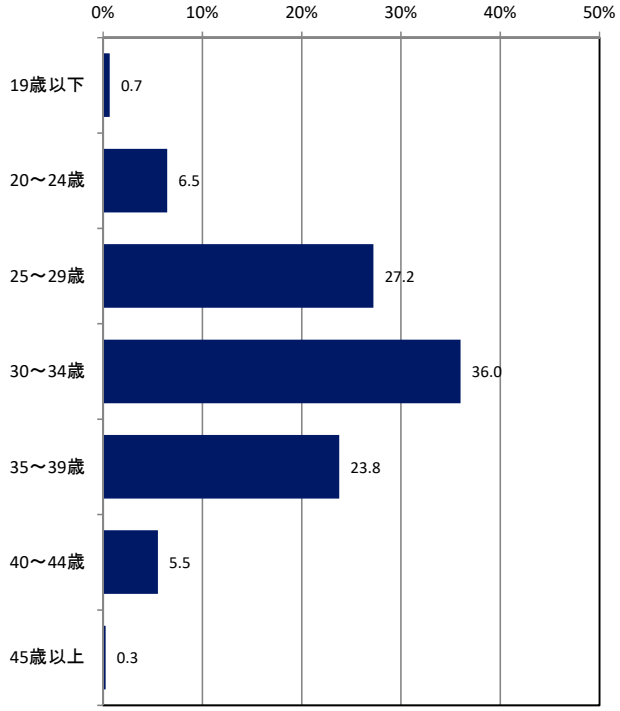

【Q8】あなたの現在の状況をお答えください。(N=1916)

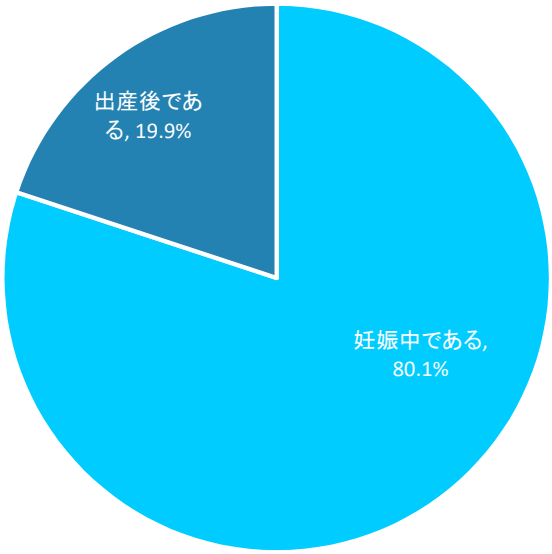

結果の概要②

約63%が「かかりつけ医はいない」と回答した。
約52%が妊娠中に妊婦健診以外の目的で診療を受けていた。

【Q11】あなたは、普段、自分が体調不良となったときに、身近で何でも相談できるかかりつけの医師はいますか。(N=1916)

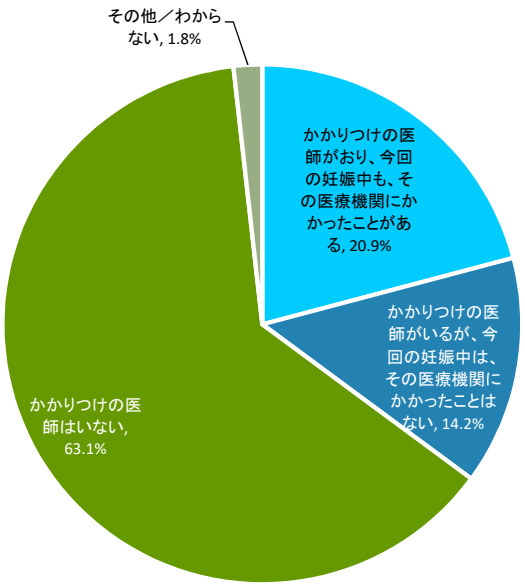

【Q12】妊婦健診以外で、病院・診療所にかかったことはありますか。(N=1916)

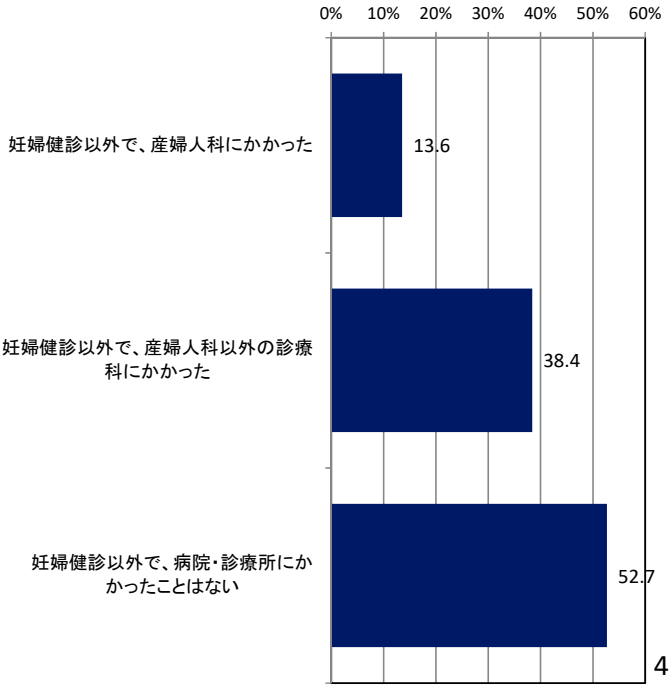

結果の概要③

妊娠中の産婦人科への受診回数（妊婦健診を除く）は平均約3回であった。
妊娠中の産婦人科以外の診療科への受診回数は平均約3回であった。

Q13	直近の妊娠中に妊婦健診以外で、産婦人科にかかった回数をお答えください。						
		回答人数	1人あたりの平均受診回数	標準偏差	最小値	最大値	中央値
Q13_1	妊婦健診以外で、産婦人科にかかった総数	260	3.38	3.957	1	30	2
Q13_2	【妊娠初期】	164	2.35	2.433	1	20	2
Q13_3	【妊娠中期】	134	1.95	1.533	1	12	1
Q13_4	【妊娠後期】	85	1.91	1.777	1	9	1

Q15	直近の妊娠中に妊婦健診以外で、産婦人科以外の診療科にかかった回数をお答えください。						
		回答人数	1人あたりの平均受診回数	標準偏差	最小値	最大値	中央値
Q15_1	妊婦健診以外で、産婦人科以外の診療科にかかった総数	736	3.32	3.318	1	38	2
Q15_2	【妊娠初期】	530	1.33	1.766	0	22	1
Q15_3	【妊娠中期】	597	1.82	1.728	0	12	1
Q15_4	【妊娠後期】	474	1.45	2.235	0	34	1

結果の概要④

妊娠中の産婦人科への受診理由は、妊娠に直接関わる症状（つわりなど）が最も多く、妊娠中の産婦人科以外の診療科への受診理由は、感染症状（熱、せき、たんなど）が最も多かった。

【Q14】直近の妊娠中に妊婦健診以外で、産婦人科にかかった理由をすべてお選びください。(N=260)

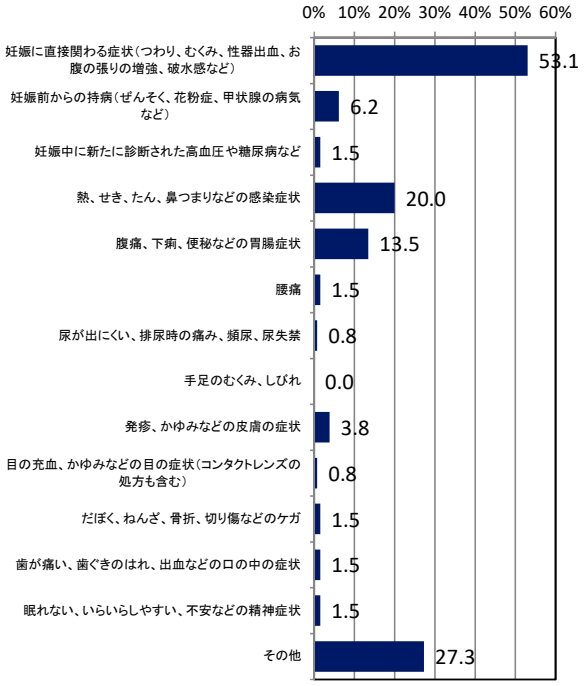

【Q16】直近の妊娠中に妊婦健診以外で、産婦人科以外の診療科にかかった理由をすべてお選びください。(N=736)

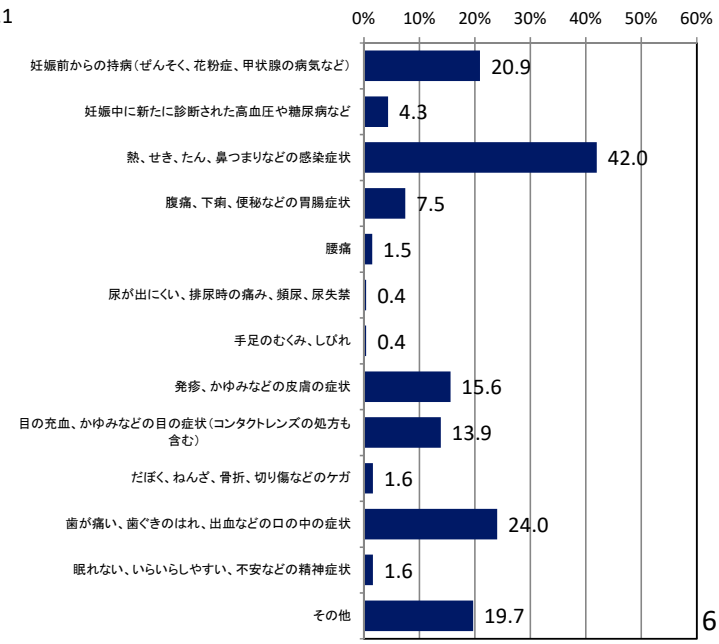

結果の概要⑤

産婦人科以外の受診先は、内科、歯科・歯科こうくう外科・耳鼻いんこう科の順であった。
産婦人科以外の受診に当たり、約60%は妊娠前からのかかりつけを受診した。

【Q17】直近の妊娠中に、産婦人科以外でかかった診療科をすべてお選びください。(N=736)

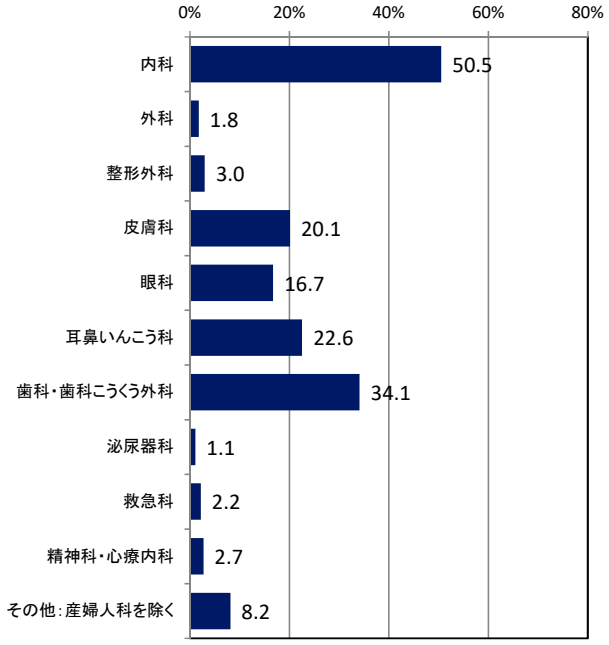

【Q18】直近の妊娠中に、前問で回答した産婦人科以外の診療科を受診した理由として、あてはまるものをすべてお選びください。(N=736)

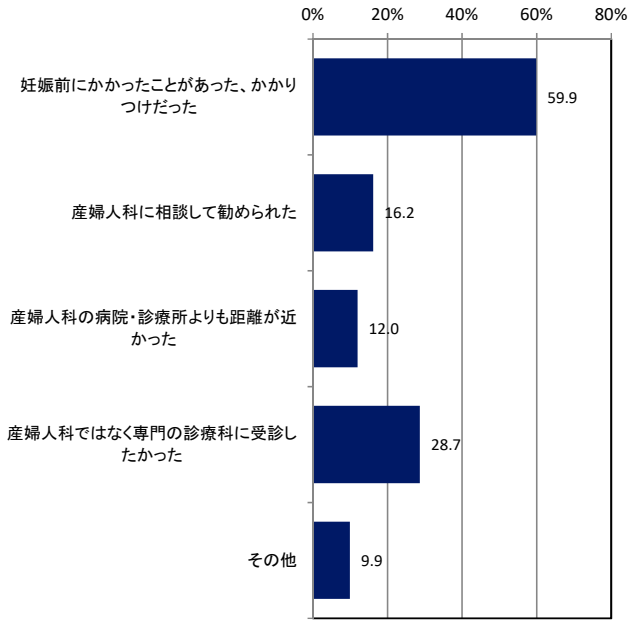

結果の概要⑥

回答者のうち、約15%は、産婦人科以外の診療科にかかろうとしたとき、他の医療機関への受診を勧められたことがあった。また、約18%は、産婦人科以外の診療科を受診した際に、産婦人科も受診するよう勧められたことがあった。

【Q19】直近の妊娠中に、産婦人科以外の診療科にかかろうとしたときに、ほかの病院・診療所にかかるように勧められたことがありましたか。(N=736)

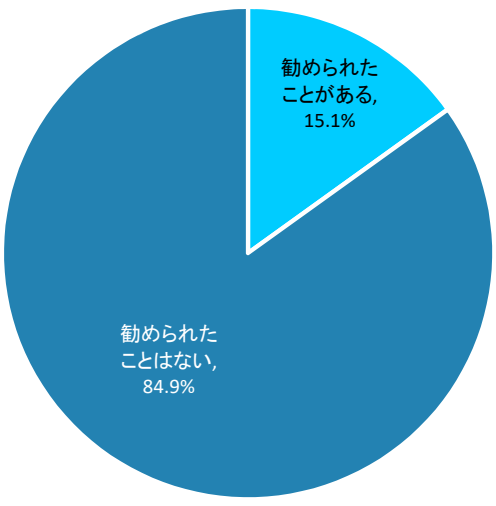

【Q20】直近の妊娠中に、産婦人科以外の診療科にかかったときに、産婦人科にもかかるよう勧められたことがありましたか。(N=736)

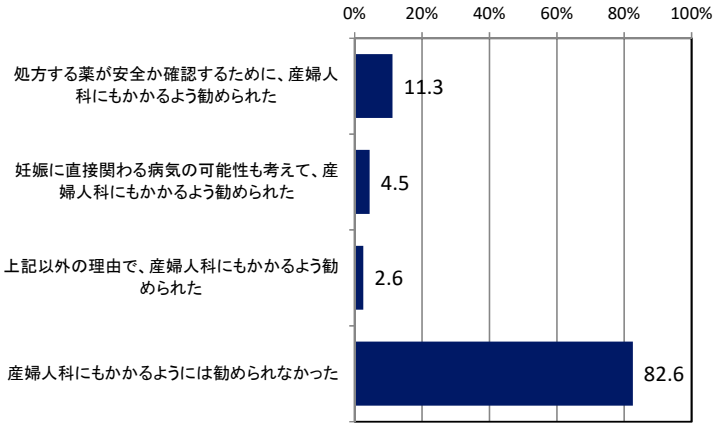

＜その他の理由（自由記載欄より抜粋）＞
・妊婦は診察できないと言われた
・一方的に診察を断られた
・歯科で口腔クリーニングをしても大丈夫かの確認をしてください、と言われた
・歯科検診のため
・インフルエンザで高熱がでたため
・妊娠中の甲状腺機能のフォローのための内分泌科受診

結果の概要⑦

産婦人科以外の診療科を受診した回答者のうち58%は、産婦人科以外の医師から産婦人科の主治医に対する情報提供等はなかったと回答した。

【Q21】直近の妊娠中に、産婦人科以外の診療科の医師から産婦人科の主治医に対して、あなたの受診に関する情報が伝えられましたか。(N=736)

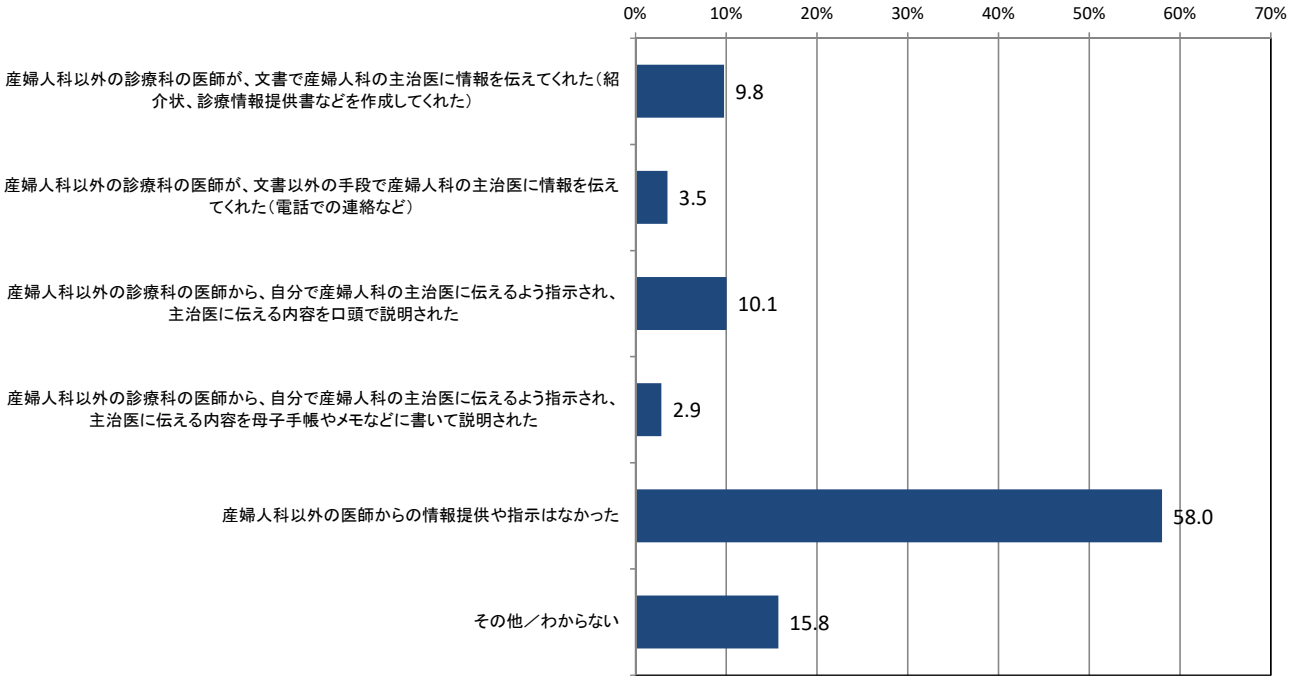

結果の概要⑧

産婦人科以外の診療科を受診した回答者のうち、約88%は、「気配りが不十分と感じた経験はない」と回答した。また、回答者全体のうち約81%が「説明文書を手渡して説明を行うことが大切」と考えている。

【Q22】産婦人科以外の診療科で診察を受けたとき、妊娠中であることを医療機関に伝えたにも関わらず、妊娠への気配りが不十分と感じた経験がありますか。(N=736)

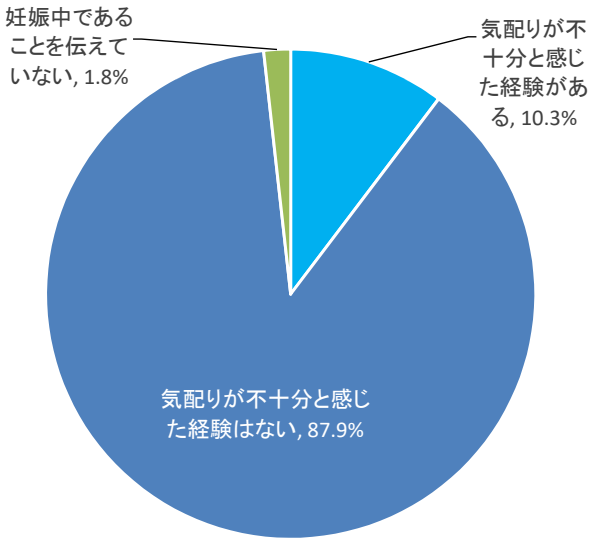

【Q23】妊婦さんが産婦人科以外の診療科で診察を受けるとき、妊娠への気配りで特に大切と考えるものを3つまでお選びください。(N=1916)

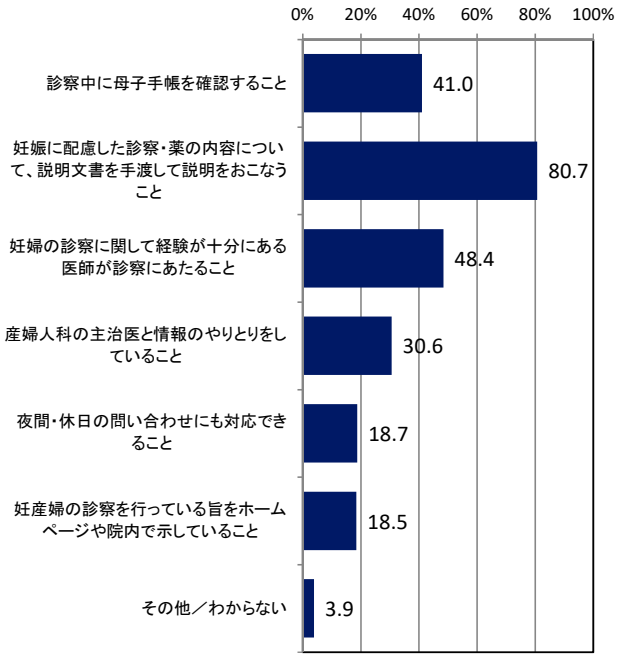

結果の概要⑨

出産後１年以内の産婦人科以外の受診先は、内科、歯科・歯科こうくう外科、耳鼻いんこう科の順に多かった。受診理由としては、感染症状が最も多かった。

【Q24】出産後１年以内に産婦人科以外の診療科にかかりましたか。(N=1060)

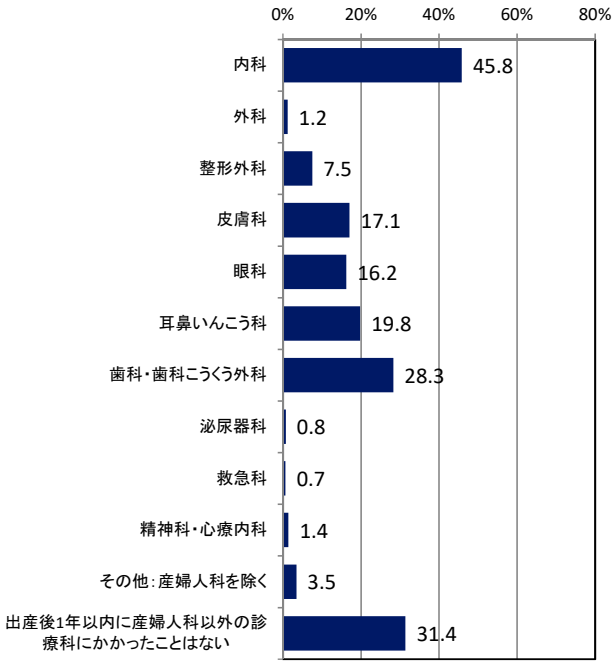

【Q25】出産後１年の間、産婦人科以外の診療科にかかった理由として、あてはまるものを全てお選びください。(N=727)

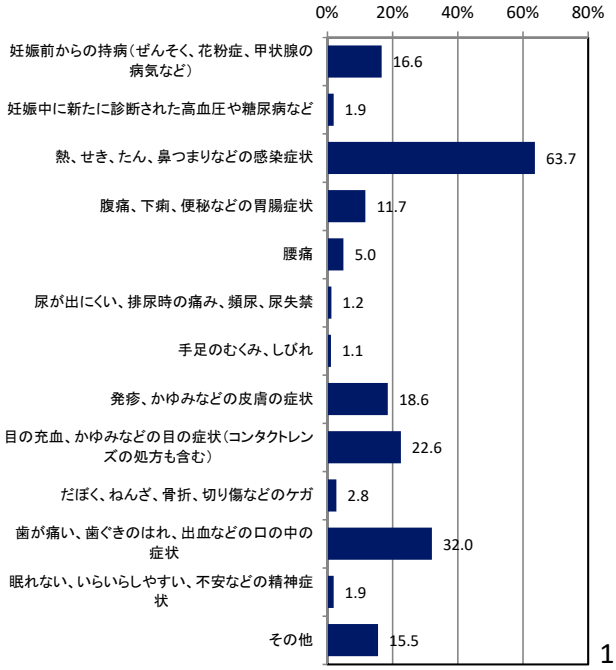

結果の概要⑩

出産後１年以内の産婦人科以外の診療科の受診時に、「気配りが不十分と感じた経験はない」と回答した人は約85%であった。また、回答者全体のうち約79%が「説明文書を手渡して説明を行うこと」が大切と考えている。

【Q27】出産後や授乳中であることを医療機関に伝えたにも関わらず、出産後や授乳中であることへの気配りが不十分と感じた経験がありますか。(N=727)

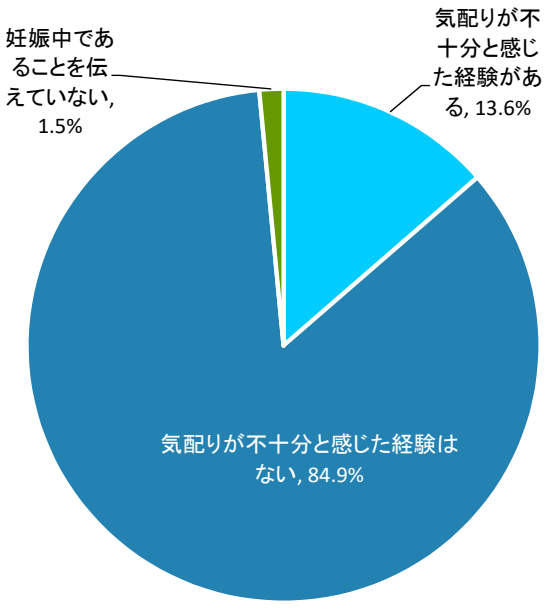

【Q28】出産後1年以内に産婦人科以外の診療科にかかるとき、出産後や授乳中であることへの気配りで特に大切と考えるものを3つまでお選びください。(N=1916)

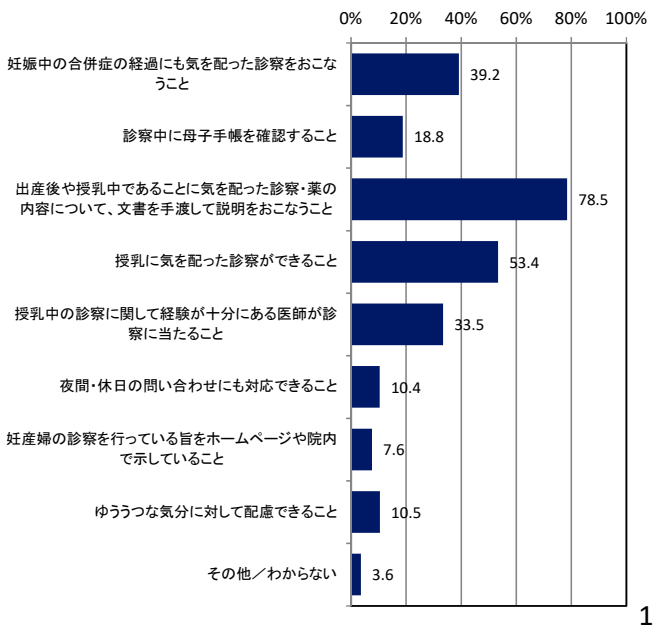

結果の概要⑪

薬局において、「気配りが不十分と感じた経験はない」と答えた回答者は、全体の約70%であった。また、薬局での対応について、「妊娠や授乳に気を配って薬の説明をすることが大切」と考える妊婦は全体の約62%であった。

【Q29】薬局での対応について、妊娠中や出産後であることへの気配りが不十分と感じた経験はありますか。(N=1916)

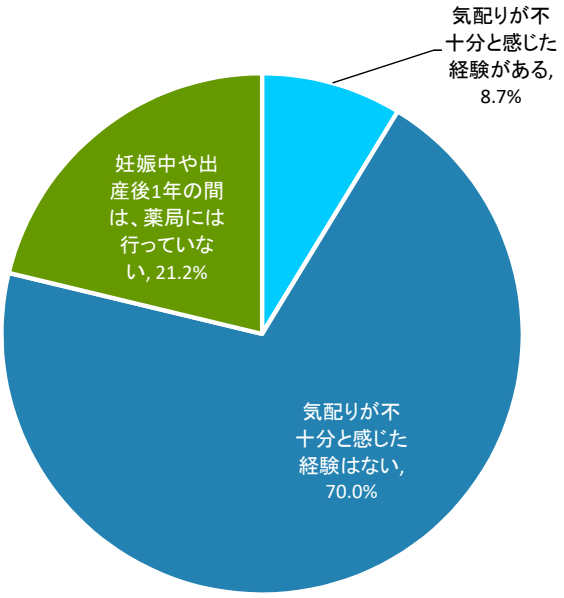

【Q30】あなたが、薬局での対応について、妊娠中や出産後であることへの気配りで特に大切と考えるものを1つお選びください。(N=1916)

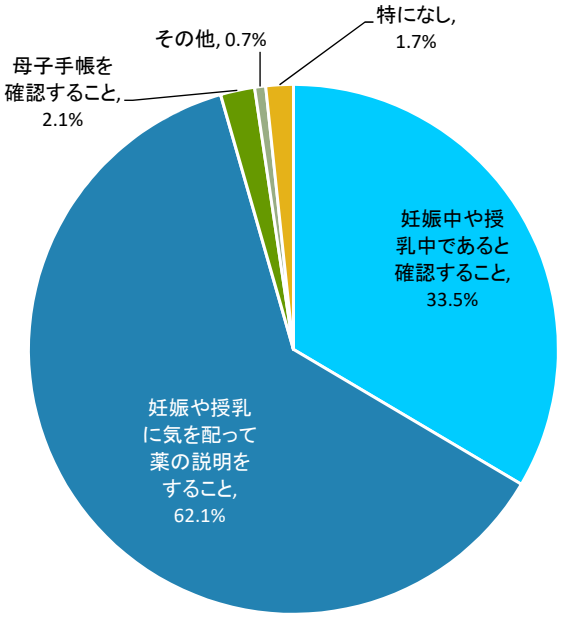

結果の概要⑫

妊娠前の健康管理で気をつけていたこととしては、「葉酸を積極的に摂るようにする」が最多であった。妊娠中の健康管理で困ったこと等としては、「飲んでよい薬かどうか」が最多であった。

【Q31】妊娠前の健康管理で、気を付けていたことをすべてお選びください。(N=1916)

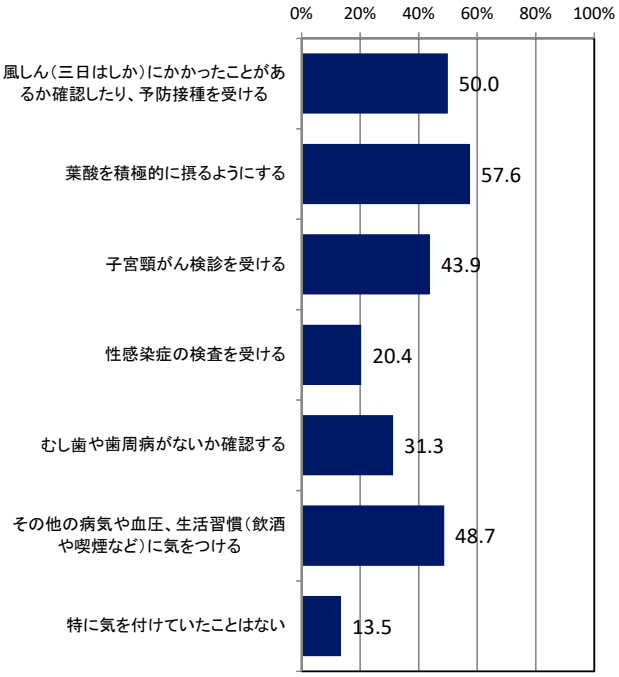

【Q32】妊娠中の健康管理で困ったことや不安に思ったことをすべてお選びください。(N=1916)

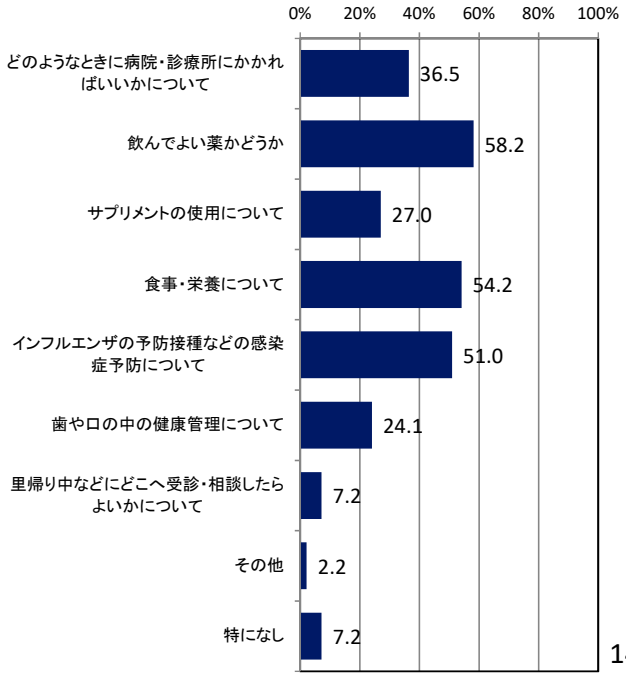

結果の概要⑬

妊娠中の保健指導について、全体として約50%程度の回答者が「指導を受けて満足している」と回答しており、その中で、「出産・産後の準備についての指導」が最も多かった。

【Q34】妊娠中の保健指導について、それぞれの項目であなたにあてはまるものを1つお選びください。

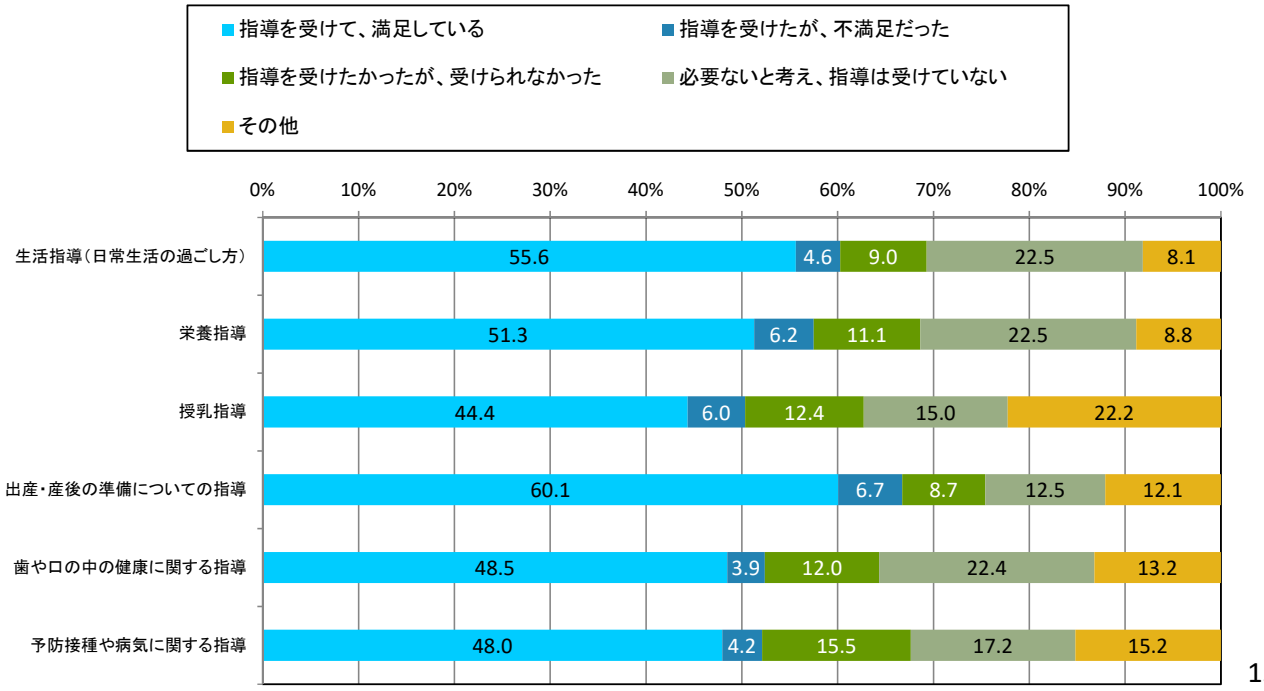

結果の概要⑭

産後健診の平均受診回数は、出産後1～2週の期間で0.8回、3～5週で1.0回、6週以降で0.5回であった。

出産後の健康管理で困ったこと等については、「授乳に関すること」が最も多かった。

Q36 産後健診の受診回数を、受診予定のものも含めて出産後の期間別にお答えください。

	回答人数	1人あたりの平均受診回数	標準偏差	最小値	最大値	中央値
出産後1～2週	1059	0.76	1.049	0	14	1
出産後3～5週（1ヶ月健診は含む）	1039	1.00	0.565	0	10	1
出産後6週以降（1ヶ月健診は含まない）	899	0.46	1.168	0	18	0

【Q37】あなたが、出産後の自分の健康管理で困ったことや不安に思ったこととして、あてはまるものすべてお選びください。(N=1060)

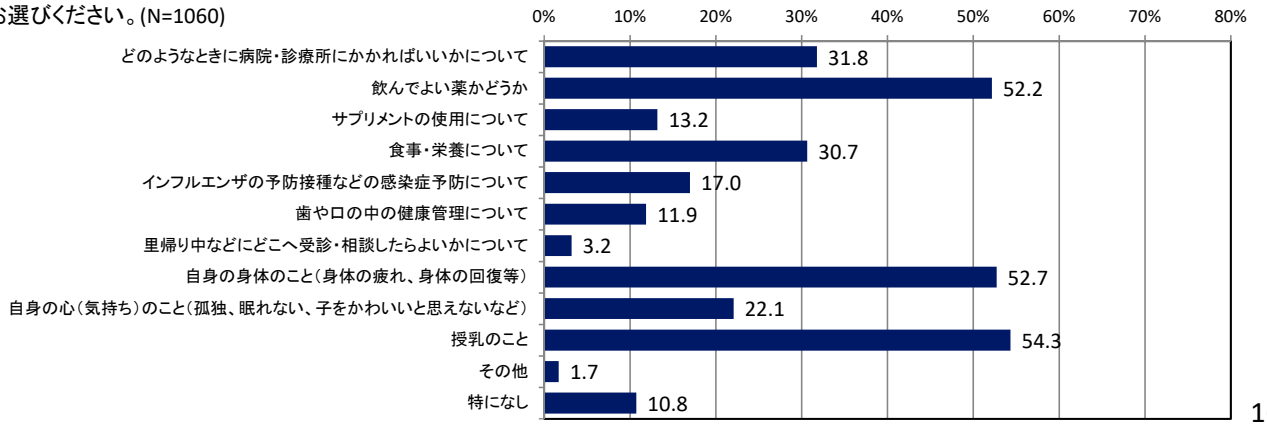

結果の概要⑮

出産後の健康管理に関する支援として、サービスを受けて気に入ったと答えたサービスとしては、「産後健診」、「専門家による産婦訪問・新生児訪問」の順に多かった。

【Q38】出産後のご自身の健康管理に関する支援として、それぞれのサービスについてあなたに当てはまるものを1つお選びください。

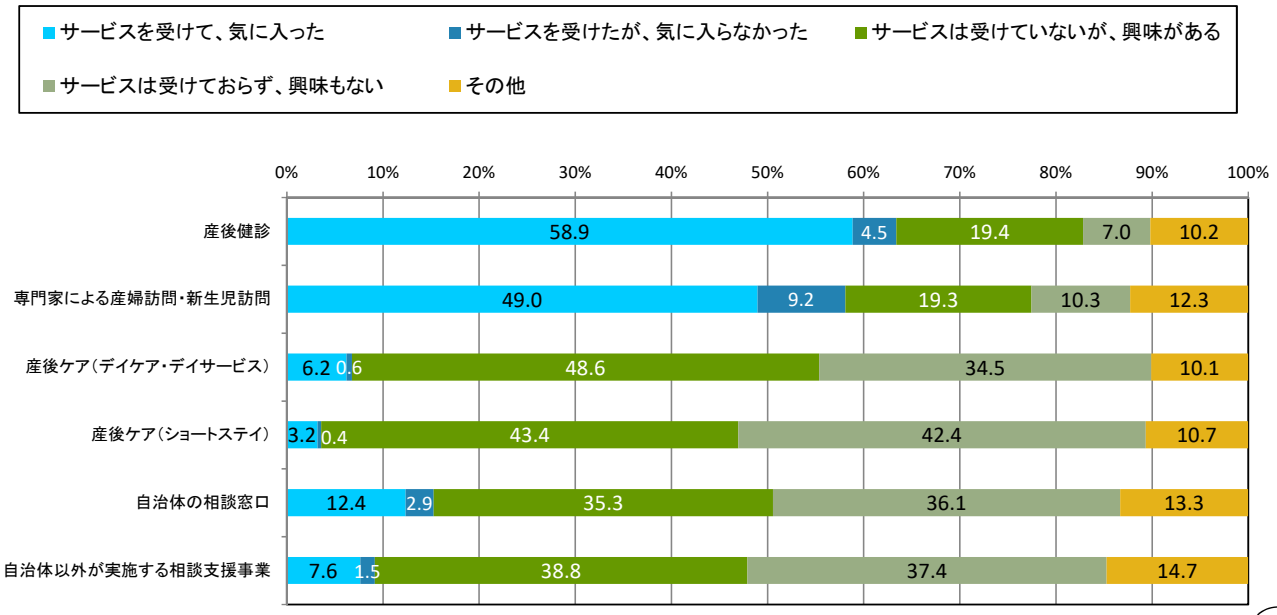

令和元年6月12日	第118回社会保障審議会医療保険部会	資　料　4

第3期全国医療費適正化計画について（報告）

令和元年６月
厚生労働省保険局

医療費適正化計画について

根　拠　法：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
計画期間：第１期／平成20～24年度、第２期／平成25～29年度、第３期／平成30～35年度（2023年度）
実施主体：都道府県
※　国が策定する「医療費適正化基本方針」で示す取組目標・医療費の推計方法に即して、都道府県が「医療費適正化計画」を作成。国は都道府県の計画を積み上げて「全国医療費適正化計画」を作成。
趣　　旨：制度の持続可能な運営を確保するため、都道府県が、計画に定めた目標の達成に向けて、保険者・医療関係者等の協力を得ながら、住民の健康保持や医療の効率的な提供の推進に向けた取組を進めるもの。
※　医療費の増加は、高齢化や技術の高度化、一時的な感染症の蔓延など様々な要素があることから、都道府県の現場で医療費適正化の枠組みを機能させるためには、目標の設定と取組による効果の因果関係について、科学的なエビデンスを含めた合理的な説明が可能なものであって、住民や保険者・医療関係者等の協力を得て、目標の実現に向けた取組の実施と評価が可能なものを位置づける枠組み。

第１期（平成20～24年度）、第２期（平成25～29年度）

・　平成18年の医療保険制度改革で医療費適正化計画の枠組みを創設（平成18年６月 健康保険法等改正法 公布）。

【計画の考え方】
・**入院医療費**：平均在院日数の縮減
・**外来医療費**：特定健診・保健指導の推進

第３期（平成30～35年度（2023年度））～

・　平成26年の医療法改正で将来の医療需要に着目して医療機能の分化・連携を図る「地域医療構想」の枠組みを創設。
・　これを受けて平成27年に高齢者医療確保法を改正。入院医療費について地域医療構想の成果を医療費適正化計画に反映する枠組みへと見直し。

【計画の考え方】
・**入院医療費**：各都道府県の医療計画（地域医療構想）に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映
・**外来医療費**：特定健診・保健指導の推進のほか、糖尿病の重症化予防、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用など

◎高齢者の医療の確保に関する法律　第９条
※平成27年改正後の条文（平成26年の法改正で医療法に地域医療構想が規定されたことを受けた改正。第３期の医療費適正化計画から適用）
２　都道府県医療費適正化計画においては、当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（略）に関する事項を定めるものとする。
３　都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。
一　住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
二　医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
三　前二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項　　（四～六項　略）

第３期全国医療費適正化計画について

・　各都道府県は、国が示した基本方針を踏まえて「第３期医療費適正化計画」（都道府県計画）を策定し、昨年度より計画を開始（計画期間：2018～2023年度）。
・　今般、各都道府県から提出された計画内容を集約・整理し、第３期の全国計画を策定した。

《計画の枠組み》

2016年度末　**厚生労働省：計画の「基本方針」の提示**

↓

2017年度末　**都道府県：「第３期医療費適正化計画」を策定（2018年４月～　計画開始）**

↓

2018年度末　**厚生労働省：全国計画を策定**

《医療費適正化計画の期間》

2008～2012年度	2013～2017年度	2018～2023年度
第１期計画	第２期計画	第３期計画

第３期全国計画の構成

第一　計画の位置付け
　一　計画のねらい、二　計画の期間
第二　医療費を取り巻く現状と課題
　一　医療費の動向、二　生活習慣病の有病者及び予備群の状況
第三　目標と取組
　一　基本理念（１　国民の生活の質の維持及び向上、２　超高齢社会の到来への対応）
　二　医療費適正化に向けた目標（１　国民の健康の保持の推進に関する達成目標、２　医療の効率的な提供の推進に関する達成目標、３　計画期間における医療に要する費用の見込み）

主な目標値
特定健診実施率：70%　特定保健指導実施率：45%　特定保健指導対象者の減少率：25%　後発医薬品使用割合：80%

　三　目標を達成するために国が取り組むべき施策（１　国民の健康の保持の推進に関する施策、２　医療の効率的な提供の推進に関する施策）
第四　都道府県医療費適正化計画における地域の課題を踏まえた医療費適正化に資する特徴的な施策
　一　住民の健康づくり等の推進（１　乳幼児期からの健康づくりの推進、２　健康な食生活の推進、３　がん検診の推進）
　二　高齢者の健康づくり等の推進（１　高齢者の社会活動等の推進、２　歯と口腔の健康づくりの推進、３　骨粗鬆症対策等の推進）
第五　計画の推進
　一　関係者の連携及び協力による計画の推進
　二　計画の達成状況の評価（１　進捗状況公表、２　進捗状況に関する調査及び分析等、３　実績評価）

第３期全国医療費適正化計画における医療費の見込みついて

○　第３期（2018～2023年度）の全国医療費適正化計画では、
- **入院医療費**は、**医療計画（地域医療構想）に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果**を反映させて推計
- **外来医療費**は、**糖尿病の重症化予防、特定健診・保健指導の推進、後発医薬品の使用促進（80%目標）、医薬品の適正使用**による、**医療費適正化の効果**を織り込んで推計。この結果、2023年度に**0.6兆円程度の適正化効果額**が見込まれる。

【第３期全国医療費適正化計画における医療費の見込みのイメージ】

※奈良県は、入院外・歯科医療費の適正化前の額を算出していないため、国が示した算出方法により、国において算出。

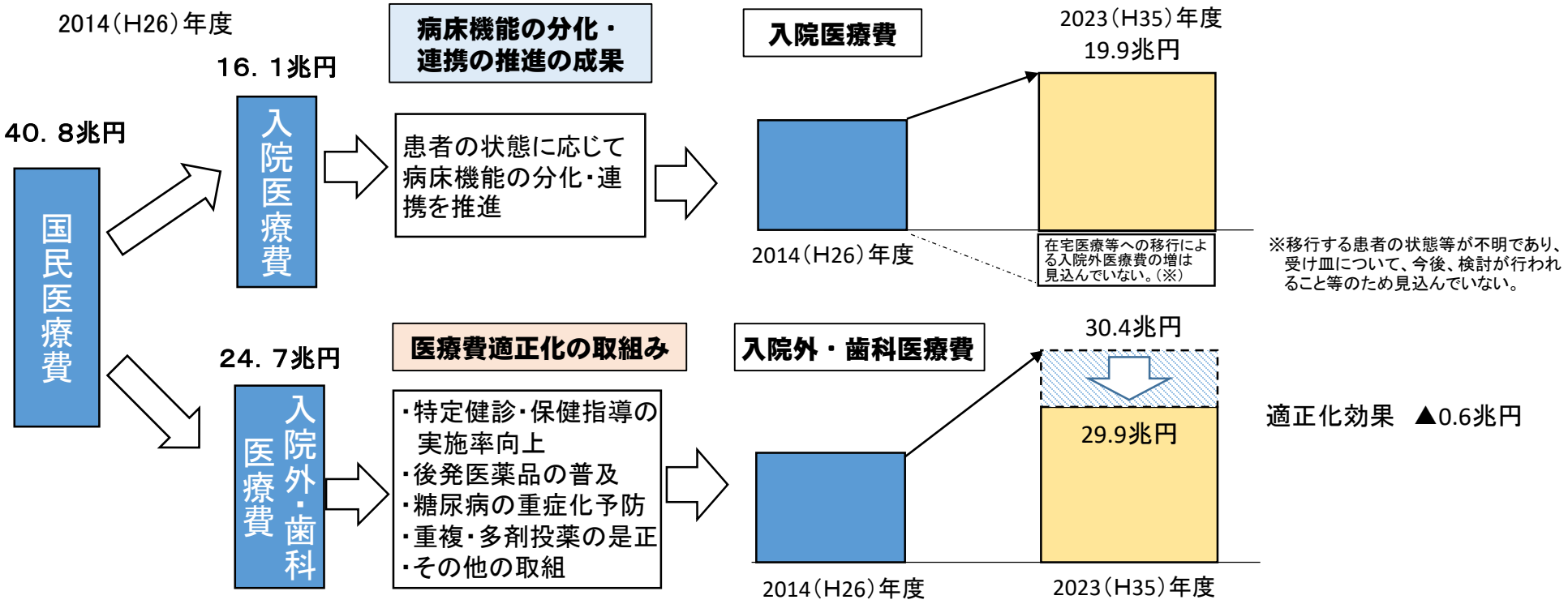

【外来医療費　2023年度時点の適正化効果額（※各都道府県の積み上げ値）】	計　▲約6000億円
①特定健診実施率70%、特定保健指導45%の目標達成	▲　約200億円
②後発医薬品の使用割合の目標達成（70%⇒80%）	▲約4000億円
③糖尿病の重症化予防により　40歳以上の糖尿病の者の１人当たり医療費の平均との差が半分になった場合	▲約1000億円
④重複投薬（３医療機関以上）と多剤投与（65歳以上で15種類以上）の適正化により投与されている者が半分になった場合	▲約600億円

（参考）
第２期医療費適正化計画の実績評価について

第2期全国医療費適正化計画（平成25～29年度）（概要）

目標及び医療費の見通し

〇健康の保持の推進に関する目標

・特定健診実施率　70%
・特定保健指導実施率　45%
・メタボ該当者・予備群減少率　25%減（平成20年度比）
・たばこ対策　喫煙及び受動喫煙による健康被害を回避するため、たばこの健康影響や禁煙についての普及啓発に取り組む

〇医療の効率的な提供の推進に関する目標

・平均在院日数　各都道府県の目標（平成23年の数値からの減少率）を踏まえると、28.6日
・後発医薬品　「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（平成30年３月末目標60%）を踏まえ、保険者等の取組を推進

〇医療に要する費用の見通し

計画期間における医療費の見通しを示している46都道府県の医療費を機械的に足し上げると、平成29年度における医療費の総額は約46.6兆円、特定健診・保健指導の推進や平均在院日数の短縮等がなされた場合の医療費は約45.6兆円となる。

※ 都道府県計画においては、医療費の見通しの記載のみ必須事項であり、目標設定は任意事項となっている。

目標を達成するために国が取り組むべき施策

〇健康の保持の推進に関する施策

第１期計画で規定した取組に加え、「『国民の健康寿命が延伸する社会』に向けた予防・健康管理に係る取組」等を踏まえ、以下の取組等を追加。

・被扶養者の特定健診実施率向上に向けた対策
・特定健診等情報に係る保険者と事業主との連携の推進
・糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組の展開
・特定保健指導の対象にならない者への対応
・特定健診等の効果検証及び医療費適正化効果の検証
・保険者によるレセプト等の利活用の促進
・重複及び頻回受診者に対する保健指導等
・保険者等の連携の推進

〇医療の効率的な提供に関する施策

第１期計画で規定した取組に加え、後発医薬品の使用促進に関する取組を追加。

※このほか、都道府県医療費適正化計画における医療費適正化に資する地域の課題を踏まえた特徴的な施策等を記載している。

第２期医療費適正化計画の実績評価

・　各都道府県は、平成30年12月までに、第２期医療費適正化計画（都道府県計画）の実績評価を行い、国に報告。
・　今般、各都道府県からの報告を踏まえ、第２期医療費適正化計画の実績評価を行った。

実績評価の構成・ポイント

第一　実績に関する評価の位置付け
　一　医療費適正化計画の趣旨、二　実績に関する評価の目的

第二　医療費の動向等
　一　全国の医療費について、二　都道府県別の医療費について、三　生活習慣病の有病者及び予備群の状況

第三　目標・施策の達成状況等
　一　国民の健康の保持の推進に関する目標の達成状況（１　特定健康診査、２　特定保健指導、３　メタボリックシンドローム該当者及び予備群、４　たばこ対策）

目標値（平成29年度時点）　：特定健診実施率：70.0%、特定保健指導実施率：45.0%、メタボ該当者及び予備群の減少率：25.0%
実績値（いずれも平成29年度）：特定健診実施率：53.1%、特定保健指導実施率：19.5%、メタボ該当者及び予備群の減少率：▲0.9%

　二　国民の健康の保持の推進に関する施策の取組状況（１　特定健康診査等の実施率向上等に向けた取組、２　たばこ対策に向けた取組）
　三　医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成状況（１　医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮、２　後発医薬品の使用促進）

目標値（平成29年度時点）　：平均在院日数：28.6日
実績値（いずれも平成29年度）：平均在院日数：27.2日、後発医薬品の使用割合：73.0%

　四　医療の効率的な提供の推進に関する施策の取組状況（１　医療機能の分化・連携等に向けた取組、２　後発医薬品の使用促進に向けた取組）

第四　第２期医療費適正化計画に掲げる施策による効果
　一　平均在院日数の短縮による医療費適正化効果、二　特定保健指導の実施に係る効果

第五　医療費推計と実績の比較・分析
　一　第２期医療費適正化計画における医療費推計と実績の差異について、二　医療費の伸びの要因分解

第六　今後の課題及び展望
　一　国民の健康の保持の推進、二　医療の効率的な提供の推進、三　今後の展望

令和元年6月12日	第118回社会保障審議会医療保険部会	参考資料1

在留外国人の国保適用・給付に関する実態調査等について

厚生労働省保険局

１．在留外国人の国保適用・給付に関する実態調査（P2～P5）

２．各国の公的医療保険（社会保険方式）における被扶養者と居住要件（P6）

1. 国民健康保険における外国人被保険者データ

① 外国人被保険者数の推移

年度	被保険者数（万人）【対前年度比】	外国人被保険者数（万人）【対前年度比】	占める割合（%）
20	3,597	85	2.3
21	3,567【99.2%】	85【101.1%】	2.4
22	3,549【99.5%】	85 【99.5%】	2.4
23	3,520【99.2%】	85 【99.7%】	2.4
24	3,466【98.5%】	86【101.2%】	2.5
25	3,397【98.0%】	88【102.8%】	2.6
26	3,303【97.2%】	91【103.6%】	2.8
27	3,182【96.4%】	95【104.2%】	3.0
28	3,013【94.7%】	99【103.8%】	3.3
29	2,945【97.7%】	99【100.5%】	3.4

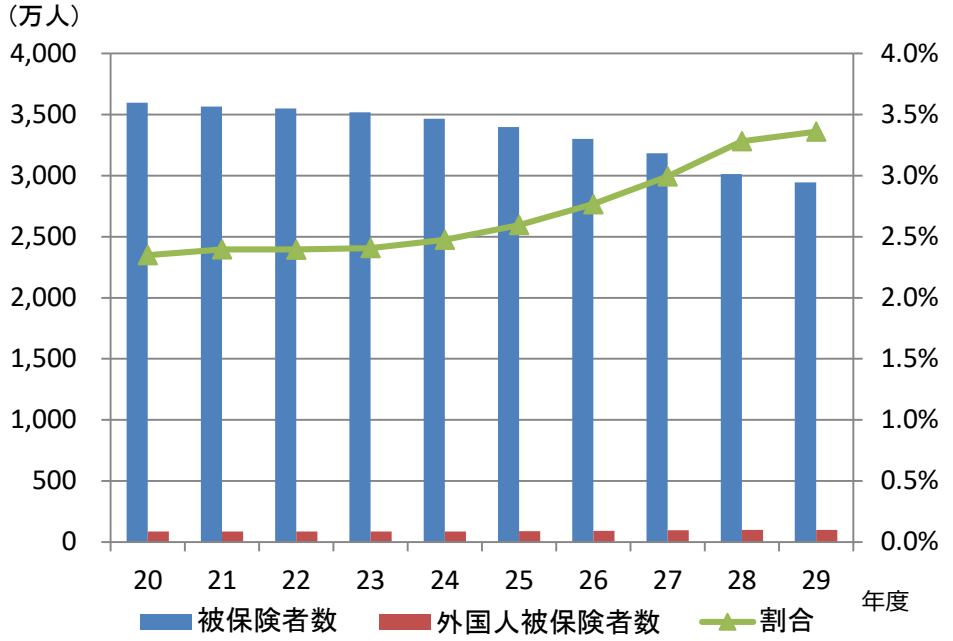

被保険者数（～平成28年度）：国保事業年報より（各年度末現在）
被保険者数（　平成29年度）：国保実態調査より（同年9月末現在）
外国人被保険者数：国保課調べ（各年度末翌日現在）

※外国人被保険者割合は、全国では3.4%、最も高い保険者では27.2%、最も低い保険者では0.0%

② 年齢階層別被保険者数（日本人・外国人）

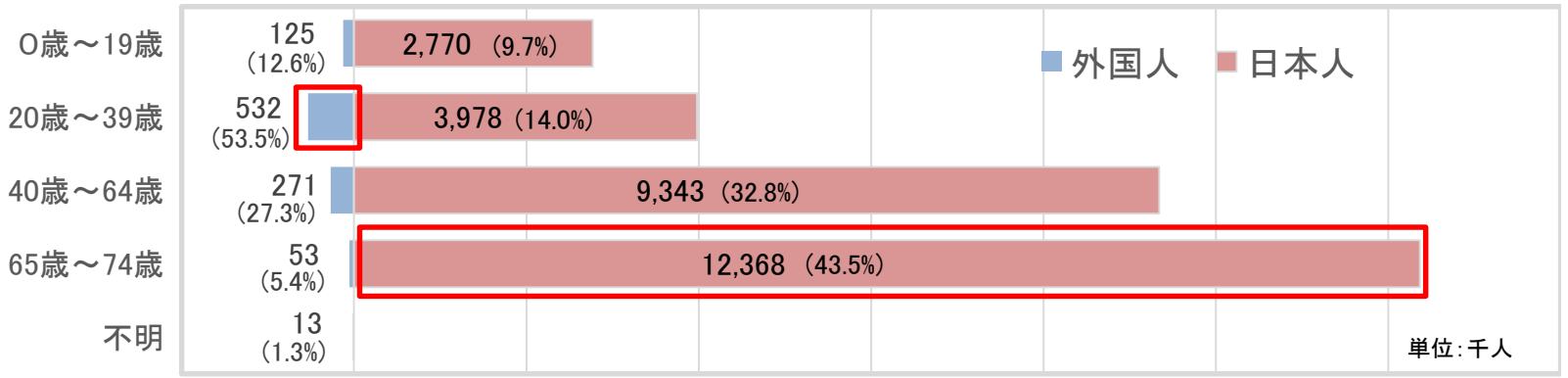

※平成29年度の数値についてはすべて速報値
※①および②の外国人被保険者数について、1,693保険者から回答 （未回答：23保険者）
※保険者とは、市町村および特別区または広域連合

日本人被保険者数：国保実態調査（平成29年9月末現在）をもとに算出した数値
外国人被保険者数：国保課調べ（平成30年4月1日現在）

2. 国民健康保険における国内の診療実績、海外療養費・出産育児一時金の支給状況

① 国内の診療実績

【H29.3～H30.2診療分（全体）】

項目	医科・DPC・調剤レセプトの合計	うち、外国人	
		実績	割合
レセプト件数	418,401,548件	5,389,319件	1.29%
総医療費	96,478億円	961億円	0.99%
高額療養費該当件数	10,130,536件	70,055件	0.69%
高額療養費支給額	9,622億円	79億円	0.82%

【うち、80万円超分】

項目	医科・DPC・調剤レセプトの合計	うち、外国人	
		実績	割合
件数	1,607,507件	14,138件	0.88%
総医療費	21,829億円	197億円	0.92%

⇒ 全国的な傾向としては、外国人被保険者に対する国内の診療実績の数値は、必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して大きいとは言えない。

② 海外療養費の支給状況

療養を受けた者の国籍		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日本国籍	支給件数	14,891 件	12,975 件	12,252 件	10,381 件	9,219 件
	支給額	5.2 億円	4.4 億円	3.6 億円	3.3 億円	3.2 億円
外国籍	支給件数	5,348 件	5,218 件	4,516 件	4,477 件	3,912 件
	支給額	2.2 億円	2.2 億円	2.1 億円	1.9 億円	1.7 億円
合計	支給件数	20,239 件	18,193 件	16,768 件	14,858 件	13,131 件
	支給額	7.4 億円	6.6 億円	5.7 億円	5.2 億円	4.9 億円

⇒ 全国的な傾向としては、外国人被保険者に対する海外療養費の支給件数・支給額は、年々減少傾向にある。

※平成29年度の数値についてはすべて速報値　※①について、1,621保険者から回答（未回答：95保険者）　※②について、全1,716保険者から回答

③ 出産育児一時金の支給状況（平成29年度）

【出産育児一時金（全体）】

	日本国籍	外国籍	合計
支給件数	76,643件 (88.7%)	9,798件 (11.3%)	86,441件 (100%)
支給額	314.6億円	41.0億円	355.6億円

【うち、海外出産】

	日本国籍	外国籍	合計
支給件数	1,277件	1,799件	3,076件
支給額	5.3億円	7.4億円	12.7億円

⇒ 全国的な傾向としては、外国人被保険者に対する出産育児一時金（全体）の支給件数は、年齢構成を考慮すれば、必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して多いとは言えない。

（参考）20歳～39歳の被保険者数　全体451.7万人　うち、外国人53.1万人（11.8%）

※すべて速報値　※③について、全1,716保険者から回答

3. 国民健康保険における海外療養費・出産育児一時金に関する取組状況

① 海外療養費に関する自治体の取組状況

【支給申請時に提出を求める書類】

提出書類	自治体数	割合
パスポート・旅券	1,530	89.2%
海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書	1,305	76.0%
医療機関の診療内容明細書、領収書	1,601	93.3%

その他・・・医療機関・医師の所在確認、二次点検委託等

【不正請求対策のための取組】

提出書類	自治体数	割合
申請者が持参した翻訳以外の翻訳（委託を含む）	1,104	64.3%
現地医療機関等への照会（委託を含む）	1,050	61.2%
居住実態の把握による資格の適正化（住基担当との連携）	1,089	63.5%

その他・・・領収明細書、渡航期間と渡航理由の確認書等

※ 平成25年、28年、29年に、それぞれ①申請時の審査強化（渡航確認書類の提出、現地医療機関等への照会等）、②現地医療機関等への照会に関する同意書の例示、③居住実態の把握による資格の適正化（住基担当との連携）等を内容とする課長通知を自治体あてに発出。

※すべて速報値　※①について、全1,716保険者から回答

② 海外出産に係る出産育児一時金に関する自治体の取組状況

【支給申請時に提出を求める書類】

提出書類	自治体数	割合
パスポート・旅券	1,298	75.6%
海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書	776	45.2%
医療機関による出産証明、領収書	1,528	89.0%
出産に係る公的証明（現地の住民票や戸籍等）	1,037	60.4%

その他・・・母子手帳、子供の戸籍謄本、子供のパスポート等

【不正請求対策のための取組】

提出書類	自治体数	割合
申請者が持参した翻訳以外の翻訳（委託を含む）	871	50.8%
現地医療機関等への照会（委託を含む）	737	42.9%
居住実態の把握による資格の適正化（住基担当との連携）	1,054	61.4%

その他・・・医療機関・医師が実在するかの調査等、海外の公的機関への照会等

※すべて速報値　※②について、全1,716保険者から回答

4. その他

① 地方入国管理局と連携した試行的運用の取組状況

【H30.1～H30.5】

	件数
平成30年5月31日までに市町村が地方入国管理局へ通知した件数	2件
地方入国管理局における在留資格の取消件数	0件

（参考）

○ 厚生労働省と法務省が連携し、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に、地方入国管理局へ通知することのできる体制を構築。（平成30年1月）

○ 通知を受けた地方入国管理局は調査を実施し、偽装滞在であると判断した場合、在留資格の取消しを行う。

各国の公的医療保険（社会保険方式）における被扶養者と居住要件

	日本	ドイツ	フランス	韓国	中国
被扶養者の範囲	配偶者・直系尊属・子・孫・兄弟姉妹・同居する３親等内の親族	配偶者・子	未成年の子（※１）	配偶者・直系尊属卑属・兄弟姉妹・配偶者の直系尊属卑属	※個人単位で加入（被扶養者という制度がない）
国内居住要件の有無	なし	あり（※２）	あり（※２）	あり（※２）	
外国人に対する取扱いの差異	なし	なし	なし	なし	

（備考）上記は各国の職域保険における被扶養者の要件を示したもの。
（※１）2016年制度改正より適用の個人単位化が進められ、被扶養者は未成年（18歳未満）の子に限定されたが、配偶者に関しては2019年12月31日までは被扶養者資格を維持できる。
（※２）国内居住要件に関わらず、被扶養者が留学により海外に居住する場合は引き続き適用対象とする取扱いとなっている。

（参考）その他の国における公的医療保障（※下記の国でも、対象となる者には原則として国内居住要件が課せられている）

イギリス	税方式（全居住者が対象）
スウェーデン	税方式（全居住者が対象）
オーストラリア	税方式（居住者（オーストラリア国民・永住者等）が対象）
アメリカ	メディケア（高齢者・障害者向け）、メディケイド（低所得者向け）

（出所）厚労省調べ（各国大使館を通じた調査）

○厚生労働省告示第七十九号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画（平成二十六年厚生労働省告示第百八号）の全部を次のように改正したので、同条第七項の規定に基づき公表する。

平成三十一年三月二十日

厚生労働大臣　根本　　匠

高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画

目次

第一　計画の位置付け
一　計画のねらい
二　計画の期間
第二　医療費を取り巻く現状と課題
一　医療費の動向
二　生活習慣病の有病者及び予備群の状況
第三　目標と取組
一　基本理念

１　国民の生活の質の維持及び向上
２　超高齢社会の到来への対応
二　医療費適正化に向けた目標
１　国民の健康の保持の推進に関する達成目標
２　医療の効率的な提供の推進に関する達成目標
３　計画期間における医療に要する費用の見込み
三　目標を達成するために国が取り組むべき施策
１　国民の健康の保持の推進に関する施策
２　医療の効率的な提供の推進に関する施策
第四　都道府県医療費適正化計画における地域の課題を踏まえた医療費適正化に資する特徴的な施策
一　住民の健康づくり等の推進
１　乳幼児期からの健康づくりの推進
２　健康な食生活の推進
３　がん検診の推進
二　高齢者の健康づくり等の推進
１　高齢者の社会活動等の推進

２　歯と口腔（くう）の健康づくりの推進
３　骨粗鬆（しょう）症対策等の推進
第五　計画の推進
一　関係者の連携及び協力による計画の推進
二　計画の達成状況の評価
１　進捗状況公表
２　進捗状況に関する調査及び分析等
３　実績評価

第一　計画の位置付け

一　計画のねらい

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しながらも、国民の健康の保持及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定

め、これらの目標の達成を通じて、結果として将来的な医療費の伸びの適正化を図るとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要がある。

このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において、医療費の適正化（以下「医療費適正化」という。）を推進するための計画に関する制度が創設された。

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、国民の健康の保持及び医療の効率的な提供の推進に関し、国が達成すべき目標に関する事項を定めるとともに、これらの目標を達成するために国が取り組むべき施策に関する事項等を定めることにより、医療費適正化が総合的かつ計画的に推進されるようにすることを目的とするものである。

二　計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの６年間とする。

第二　医療費を取り巻く現状と課題

一　医療費の動向

平成28年度の国民医療費は42兆1,381億円となっており、前年度の42兆3,644億円に比べ2,263億円、0.5％の減少となっている。

また、過去10年の推移を振り返ると、国民医療費の伸び率は、平成25年度及び平成28年度を除

き、毎年度国民所得の伸び率を上回っている。特に、患者の負担割合の増加や診療報酬のマイナス改定といった国民医療費の抑制につながる取組がなされていない年度においては、国民医療費は年間約１兆円（年率約２～３％程度）ずつ伸びる傾向にある。

また、後期高齢者の医療費についてみると、平成12年度の介護保険制度の導入に伴い、後期高齢者の医療費の一部が医療保険制度の対象範囲から除外されるようになったこと、平成14年10月から高齢者の医療費の対象年齢が段階的に引き上げられていること等により、平成11年度から平成17年度まではほぼ横ばいとなっているものの、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度以降は伸び続けている。

また、平成28年度の一人当たり国民医療費をみると、75歳以上では年間91.0万円、65歳以上では年間72.7万円であるのに対し、65歳未満では年間18.4万円となっており、約４倍～５倍の開きがある。

今後は、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向け、さらに医療費が増加することになると予想される。

二　生活習慣病の有病者及び予備群の状況

高齢化の急速な進展及び生活習慣の変化に伴い、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん（悪性新生物）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。死因

別死亡割合をみると、生活習慣病が５割以上を占め、国民医療費に占める生活習慣病の割合も約３分の１となっている。

また、生活習慣病の中でも、特に、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、その発症前の段階であるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は、40歳から74歳までの者でみると、男性で約５人に２人、女性で約10人に１人の割合に達している。

こうした状況を踏まえると、医療費適正化に向けた取組においては、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置き、生涯にわたって生活の質の維持・向上を図ることが重要である。

なお、生活習慣病としてがんも大きな比重を占めているが、がん対策については、別途、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第10条第１項の規定に基づき策定された「がん対策推進基本計画」（平成30年３月９日閣議決定）に基づいて対策を進めていくこととしている。

第三　目標と取組

一　基本理念

１　国民の生活の質の維持及び向上

医療費適正化のための具体的な取組は、第一義的には、今後の国民の健康と医療の在り方を

展望し、国民の生活の質を確保・向上する形で良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものでなければならない。

２　超高齢社会の到来への対応

2017年に1,700万人を超える75歳以上の人口は、2040年には2,200万人を超えると推計されており、これに伴い、さらなる医療費の増加が予想される。

これを踏まえ、医療費適正化のための具体的な取組は、結果として後期高齢者の医療費の伸び率が中長期にわたって徐々に低下していくものでなければならない。

二　医療費適正化に向けた目標

国民の受療の実態をみると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣の継続がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症を招き、その結果、通院及び服薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

また、平成28年度における後期高齢者の一人当たり医療費をみると、一番低い新潟県が年間約75万円、一番高い福岡県が年間約117万円と、約1.5倍の差があり、入院医療費がその差の大きな原因となっている。

以上のことから、国民医療費の急増を抑えていくために重要な施策は、一つは、若い時からの生活習慣病の予防対策である。生活習慣病の発症を予防することができれば、通院しなければならない者が減少し、さらには重症化や合併症の発症を抑え、入院が必要となる者も結果として減少することとなる。

また、生活習慣病に罹(り)患した後の対策も重要であり、例えば糖尿病が重症化して人工透析に移行した場合には、個人の生活の質（ＱＯＬ）が著しく低下することに加え、多額の医療費が必要になることから、保険者及び後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）により、生活習慣病の発症予防として、個人の生活習慣の改善を促す取組を進めることに併せ、生活習慣病に罹(り)患した後には、速やかな医療機関の受診勧奨を行っている。一部の保険者等においては、糖尿病の重症化予防の取組として、糖尿病性腎症の患者に対し、医療機関及び薬局と連携して専門的な保健指導を実施するなど、先進的な保健事業を実施している。こうした取組を全国に展開していくため、平成27年７月には、民間主導の活動体である日本健康会議が発足しており、この動きと連動して、都道府県や保険者等の取組を推進することとする。

また、高齢期には生活習慣病の予防に加え、心身機能の低下に起因した疾病の予防も重要であり、保険者等において、こうした高齢期の特性に合わせた栄養指導等の取組を進めている。

次に、第二期医療費適正化計画の計画期間においては、高齢者の入院医療費と平均在院日数と

の高い相関関係を踏まえ、平均在院日数の短縮を目標として、病院・病床機能の分化・強化、在宅医療の推進及び医療と介護の連携の強化を図ること等の取組を推進してきた。

今後、急速な少子高齢化の進展が見込まれる中にあっては、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることが必要であり、医療機関の自主的な取組により、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を有効に活用することが医療費適正化の観点からも重要である。このため、本計画の計画期間においては、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築を推進することとする。

上記に加え、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が平成25年４月に策定されるなど、後発医薬品の使用促進の取組が進められており、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年６月９日閣議決定）において、平成32年９月までに後発医薬品の使用割合を80％以上とすることとされたところである。

こうした現状や考え方に立ち、国が達成すべき目標を、それぞれ次の１及び２のように設定するが、これらの目標については、今後の状況を踏まえ、医療費適正化により資するものとなるようにする観点から検証を加え、必要な見直しを行うこととする。

１　国民の健康の保持の推進に関する達成目標

⑴　特定健康診査の実施率

平成35年度において、40歳から74歳までの対象者の70％以上が特定健康診査（法第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を受診することとする。

⑵　特定保健指導の実施率

平成35年度において、特定保健指導（法第18条第１項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）が必要と判定された対象者の45％以上が特定保健指導を受けることとする。

⑶　メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

平成35年度において、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群（当該年度に特定保健指導が必要と判定された対象者をいう。）が、平成20年度と比べて25％以上減少することとする。

⑷　たばこ対策

がん、循環器疾患等の生活習慣病の発症予防のためには、予防可能な最大の危険因子の一つである喫煙及び受動喫煙による健康被害を回避することが重要である。こうした健康被害を予防するため、たばこの健康影響や禁煙についての普及啓発に取り組むこととする。

⑸　予防接種

疾病予防という公衆衛生の観点及び国民の健康の保持の観点から、予防接種の適正な実施

が重要であることから、予防接種の対象者が適切に接種を受けられるようにするために、関係団体との連携や普及啓発等の取組を行うこととする。

⑹　生活習慣病等の重症化予防の推進

生活習慣病等の症状の進展及び合併症の発症等の重症化予防のために、日本健康会議の動きとも連動して、都道府県や保険者等の取組を推進し、先進的な取組を横展開することとする。

⑺　その他予防・健康づくりの推進

⑴から⑹まで以外の取組についても、健康寿命の延伸の観点から、保険者等に対してインセンティブを付与すること等により、保険者等の予防・健康づくりの取組を推進することとする。

２　医療の効率的な提供の推進に関する達成目標

⑴　後発医薬品の使用促進

「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、平成32年９月までに後発医薬品の使用割合を80％以上とすることとされたことを踏まえ、平成32年９月までに後発医薬品の使用割合を80％以上とすることを前提に、平成35年度には、後発医薬品の使用割合が80％以上に到達していることとする。

⑵　医薬品の適正使用の推進

重複投薬の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることから、医薬品の適正使用に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した訪問指導の取組の横展開等を行うこととする。

また、複数疾患を有する患者は、複数種類の医薬品の投与を受けている可能性が高いが、それが副作用の発生や医薬品の飲み残し等につながっているとの指摘があることから、適切な投薬に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び併用禁忌の防止の取組の実施等、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する取組の横展開等を行うこととする。なお、複数種類の医薬品の投与の適否については、一概に判断できないことに留意する。

3　計画期間における医療に要する費用の見込み

今後、さらなる医療費の増加が見込まれる中にあって、国としては、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）をはじめとする国民の健康の保持の推進に関する施策や、後発医薬品の使用促進をはじめとする医療の効率的な提供の推進に関する施策を進めることにより、医療費適正化を推進していく。

具体的な医療費の見込みについては、計画期間における47都道府県の医療費の見込みを機械

的に足し上げると、入院医療費について、病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた入院医療費は19.9兆円、入院外医療費について、医療費適正化の取組がなされない場合の平成35年度における入院外医療費は約30.4兆円、医療費適正化の取組がなされた場合の平成35年度における入院外医療費は約29.9兆円となっており、医療費適正化の取組がなされた場合の平成35年度における医療費の総額は約49.7兆円となっている。なお、一部の都道府県においては、医療費適正化の取組がなされない場合の平成35年度における医療費を算出していないことから、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成28年厚生労働省告示第128号）を基に、国において算出していることに留意する。また、病床機能の分化及び連携による在宅医療等への移行による入院外医療費への影響については見込んでいないことに留意する。

三　目標を達成するために国が取り組むべき施策

1　国民の健康の保持の推進に関する施策

⑴　保険者による特定健康診査等の推進

国は、保険者による特定健康診査等の取組が効率的かつ効果的に実施されるよう、次のような支援を行う。

①　保健事業の人材養成

保険者による特定健康診査等実施計画（法第19条第１項に規定する特定健康診査等実施

計画をいう。）の策定及び同計画に基づく着実な保健事業の展開を支援するため、各保険者における保健事業の企画立案、実施及び実施後評価を行うことができる人材の養成を支援する。

特に、保健指導の実施者の質及び量的な確保が重要であり、保健指導の実施に携わる医師、保健師及び管理栄養士等に対する実践的な特定保健指導のプログラムの習得のための研修の実施を支援する。

② 特定健康診査等の内容の見直し

平成30年度より、特定保健指導における積極的支援（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第８条第１項に規定する積極的支援をいう。）対象者について、保健指導の実施量による評価に代え、保健指導による腹囲・体重の改善状況による評価を可能とするなど、特定保健指導の運用を柔軟にしており、今後、当該運用の実践例の分析等を行う。

さらに、特定健康診査等に関するデータや現場での優れた実践例の分析等を踏まえ、より効果的かつ効率的な特定健康診査等が実施できるよう、特定健康診査の項目、特定保健指導の基準等を必要に応じて見直す。

③ 集合的な契約の活用の支援

生活習慣病対策の実効性を高めるためには、多くの被保険者及び被扶養者が特定健康診査等を受けられるようにすることが必要である。

そのためには、自宅や職場に近い場所で受診でき、被保険者及び被扶養者の立替払い等の負担を避けられる体制づくりが必要となるが、このような体制を全国の保険者が効率的に実現できるよう、複数の保険者による複数の健診・保健指導機関との集合的な契約の枠組みの活用を支援する。

④　好事例の収集及び公表

日本健康会議の動きとも連動して、保険者又はその委託を受けた健診・保健指導機関における好事例（特定健康診査等の実施率を高めるための受診勧奨や結果通知等の取組例、生活習慣の改善率の高い特定保健指導の提供例等）を収集し、公表する。

また、特に優れた取組を行っている保険者に対しては、表彰等を行う。

⑤　被用者保険の被扶養者の特定健康診査の実施率向上に向けた対策

被用者保険の被扶養者の特定健康診査の実施率向上には、被扶養者が特定健康診査を受診しやすい環境の整備等が必要であり、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施するがん検診と特定健康診査を同時に実施する取組や、市町村への特定健康診査の実施の委託を推進する。また、被扶養者の特定健康診査の受診意欲を高めるための保険者による取組

を推進する。

⑥　特定健康診査等の効果の検証及び医療費適正化効果の検証

診療報酬明細書及び特定健康診査等の実施状況に関する結果（以下「レセプト等」という。）の分析を行い、特定保健指導を実施することによる特定健康診査における検査値の改善効果及び医療費適正化の効果の検証を進める。

⑦　特定健康診査の情報等に係る保険者と関係者の連携の推進

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき事業者が実施する健康診断の結果の保険者への提供の促進を図る等、特定健康診査の情報等について、保険者と関係者の間の連携を推進する。

⑧　国庫補助

保険者に対し、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を助成する。

⑨　保険者に対するインセンティブの付与

保険者の特定健康診査等の実施率等に応じて、インセンティブを付与することにより、保険者による特定健康診査等の取組を推進する。

⑩　保険者別の特定健康診査等の実施率の公表

保険者機能の責任を明確にする観点から、平成29年度実績より、全保険者の特定健康診

査等の実施率を公表する。

⑵　都道府県や市町村の啓発事業の促進及び国による国民運動

保険者による特定健康診査等の取組は、都道府県や市町村を中心とした一般的な住民向けの健康増進対策（ポピュレーションアプローチによる健康増進対策）と相まって、生活習慣病予防の成果を効果的に発揮するものである。

都道府県や市町村によるポピュレーションアプローチの例としては、運動習慣の定着、食生活の改善に向けた適切な量と質を確保した食事の普及啓発、たばこの健康影響についての知識及び禁煙支援プログラムの普及、生活習慣等に関する特徴の分析及び住民への提供並びに生活習慣を改善していくための特定保健指導の対象を含む住民による自主活動やサークル活動の立ち上げの支援等が考えられる。

国は、特定健康診査等をはじめとする健康診査及び保健指導等の実施率向上等のため、国民一人一人の健康への意識付けに向けた広報活動を強化するとともに、都道府県や市町村における取組に対して適宜助言その他の支援を行うほか、先進的な事例等については広く他の地方自治体に横展開する等の取組を行う。

また、国としても、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、運動、食生活、禁煙及び健診・検診の受診をテーマ

にスマート・ライフ・プロジェクトを推進し、地方自治体や企業等と協力・連携しながら国民運動を進める。

⑶　効果的な保健事業の推進

①　保険者等によるレセプト等の利活用の促進

健康・医療情報を活用することにより、ＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を推進するため、データヘルス計画の策定等、保険者がレセプト等に基づき分析を行い、当該結果に基づき実施する保健指導を推進する。

②　糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組の展開

レセプト等により抽出した糖尿病性腎症患者であって、生活習慣を改善することにより重症化を予防することが期待される者に対し、保険者等が医療機関及び薬局や地域の医療関係者と連携して保健指導を実施することを推進する。

③　重複受診者及び頻回受診者等に対する訪問指導等

レセプト等により抽出した重複受診者及び頻回受診者等に対して訪問指導等を実施することにより、適正受診の促進を図る取組を推進する。

④　特定保健指導の対象にならない者への対応

特定健康診査を受診した者のうち、服薬者であるため特定保健指導の対象とならないが

高血圧である者等について、特定健康診査の結果に基づき健康の保持増進のために保健指導が必要と認められる者に対する保健指導を推進する。

⑤　保険者等の連携の促進

各都道府県の保険者協議会（法第157条の２第１項に規定する保険者協議会をいう。以下同じ。）における特定健康診査の実施等に関する保険者と関係者間の連絡調整及び医療に要する費用に関する情報についての調査・分析等に関する業務の実施の徹底を図るとともに、都道府県が医療費適正化計画又は医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の４第１項の規定に基づく医療計画をいう。以下同じ。）を策定する際には保険者協議会の意見を聴くこととされていることも踏まえ、保険者協議会が十分に機能を発揮できるよう取組を行う。

⑷　たばこ対策の推進

禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策及びたばこによる健康への影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

また、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とした健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が成立したことを踏まえ、同法の円滑な施行に向けた取組を行う。

⑸　予防接種の推進

予防接種に関する啓発及び知識の普及、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等の必要な措置、予防接種事業に従事する者に対する研修の実施等必要な措置並びに予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究について着実な実施を図るとともに、副反応報告制度の運用及び健康被害の救済についても円滑な運用を行う。

⑹　生活習慣病等の重症化予防の推進

多くの保険者等で取組が推進されるよう、日本健康会議とも連携しつつ、実施に当たっての民間事業者の育成や普及に加え、効果的な事例の収集、取組を広げるための課題の検証や推進方策の検討を行い、保険者等に提供する等の必要な支援を行う。また、高齢者の特性に応じた保健事業を推進する観点から、効果的な事例の周知を行う。

⑺　その他予防・健康づくりの推進

その他保険者等の予防・健康づくりの取組として、加入者に健康情報を分かりやすく伝える取組や、加入者が自主的に健康づくりに取り組んだ場合等に還元可能なポイントを提供する等の個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する取組が推進されるよう、保険者等に対してインセンティブを付与する等の支援を行う。

2　医療の効率的な提供の推進に関する施策

⑴　病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築

本計画においては、地域医療構想（医療計画に定める地域における将来の医療提供体制に関する構想に関する事項をいう。以下同じ。）における病床機能の分化及び連携の推進の成果を反映し、医療費の見込みを定めることとしていることを踏まえ、都道府県の地域医療構想に基づく取組の進捗状況の把握及び医療介護総合確保基金を通じた都道府県に対する財政支援等に取り組む。

また、病床機能の分化及び連携を推進するためには、まちづくりの視点にも留意しつつ、患者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できる体制整備を進めることが重要であることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など多様な住まいの整備、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とする観点からの医療・介護サービス等の充実など、地域包括ケアシステムの構築に関する施策の支援に取り組む。

⑵　後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進を図るため、後発医薬品と先発医薬品の自己負担の差額を加入者に対し通知する取組及び加入者が医療機関等に対し後発医薬品を希望することを示すカードを配布する取組といった保険者等による後発医薬品の普及及び啓発に係る取組等について、保険者等に対してインセンティブを付与すること等により支援する。また、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、医療関係者に対する啓発資料の送付

や情報提供を進めるとともに、安定供給体制の確保について、医薬品の製造販売業者への指導等を行う。

加えて、後発医薬品の使用促進に向けて、平成30年度実績より、保険者等別の後発医薬品の使用割合を公表する。

⑶　医薬品の適正使用の推進

保険者等において服用薬の一元的かつ継続的な把握ができるよう、保険者協議会を活用した重複投薬の是正に向けた取組や、処方医と連携したかかりつけ薬剤師・薬局による取組を推進する。

このほか、複数種類の医薬品の投与を受けている患者に対して、その服薬状況の分析も踏まえ、保険者協議会を通じた保険者等による医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び併用禁忌の防止の取組を推進する。なお、複数種類の医薬品の投与の適否については、一概に判断できないことに留意する。

これらの取組については、保険者等に対するインセンティブを付与すること等により支援する。

第四　都道府県医療費適正化計画における地域の課題を踏まえた医療費適正化に資する特徴的な施策

医療費適正化を推進していくためには、特定健康診査等の推進や後発医薬品の使用促進のみなら

ず、地域の課題を踏まえ、生涯を通じた予防や健康管理の取組等、総合的な取組の推進が必要である。第三の三に掲げる施策に加え、都道府県医療費適正化計画（法第９条第１項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）においては、地域の課題も踏まえて、以下のような特徴的な取組を推進することとされている。

一　住民の健康づくり等の推進

１　乳幼児期からの健康づくりの推進

乳幼児に対する健康診査や学校教育活動等の機会を活用し、子どもの適正体重の管理及び朝食の摂取等に関する親世代への働きかけの促進を図るとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の確立や子どもの頃からの食育を推進する取組

２　健康な食生活の推進

生活習慣病の予防のため、食塩摂取量の減少、野菜摂取量の増加等、適切な量と質を確保した食事の普及啓発を図るとともに、飲食店や食料品店等と連携して健康な食事を実践しやすい環境を整備する取組

３　がん検診の推進

都道府県医療費適正化計画と連携して、都道府県がん対策推進計画（がん対策基本法第12条第１項に規定する都道府県がん対策推進計画をいう。）に基づき、がん検診の受診率向上に向

けた環境整備やがん予防に係る普及啓発を行う取組

二　高齢者の健康づくり等の推進

1　高齢者の社会活動等の推進

高齢者の就業機会の確保、生涯学習の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進を支援すること等により、高齢者の社会活動等の推進を図る取組

2　歯と口腔の健康づくりの推進

かかりつけ歯科医の普及や8020運動を引き続き推進し、歯と口の機能を維持することで、高齢者の誤嚥性肺炎、低栄養等の予防を図るため、口腔ケアに係る体制整備及び定期的な歯科検診の受診等を促進するとともに、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進する取組

3　骨粗鬆症対策等の推進

⑴　骨粗鬆症の予防及び早期発見のため、骨粗鬆症に関する健康診断及び望ましい食生活を推進するとともに、骨粗鬆症を予防するための適度な運動の必要性について普及啓発を図る取組

⑵　ロコモティブシンドローム（運動器症候群）に関する周知及び予防を推進する取組

4　フレイル対策の推進

フレイル（高齢者の虚弱）に関する周知及び住民の通いの場づくりによる高齢者の健康づくり・介護予防を推進する取組

第五　計画の推進

一　関係者の連携及び協力による計画の推進

本計画は、保険者等や医療機関といった多様な主体が、互いに連携しながら、国民の生活の質の維持・向上、安心・信頼の医療の確保、生活習慣の予防等の推進に向け、それぞれが担当すべき取組を進めていく必要がある。

このため、国は、国民の健康の保持の推進に関しては都道府県や保険者等及び特定健康診査等の実施機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては都道府県や医療機関及び介護サービス事業者等と情報交換を行うとともに、必要な連携及び協力に努めることとする。

また、法第９条第９項及び第10項の規定により、保険者協議会を組織している都道府県は、都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認め、当該保険者協議会を組織する保険者等に対して必要な協力を求める場合は、当該保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待されることから、国は、保険者協議会の体制及び運営について、必要に応じ、助言及び協力に努めることとする。

二　計画の達成状況の評価

国は、毎年、進捗状況の管理を行い、適切な分析及び対応を行ういわゆるＰＤＣＡサイクルに基づく管理を行う。

１　進捗状況公表

国は、計画に掲げた目標の達成に向けた進捗状況を把握するため、法第11条第６項の規定により、年度（計画最終年度及び実績評価を行った年度を除く。）ごとに全国医療費適正化計画の進捗状況を公表する。

２　進捗状況に関する調査及び分析等

国は、第四期医療費適正化計画の作成に資するため、法第11条第７項の規定により、計画期間の最終年度である平成35年度に計画の進捗状況に関する調査及び分析を行い、その結果を公表する。また、計画期間において、国民の健康の保持の推進に関する目標及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を達成できないと認める場合又は国における医療に要する費用が国の医療に要する費用の目標を著しく上回ると認める場合には、法第11条第８項の規定により、その要因を分析するとともに、当該要因の解消に向けて、保険者等、医療機関その他の関係者と協力して必要な対策を講じる。

３　実績評価

本計画の計画期間の終了年度の翌年度（平成36年度）に、第三の二の１及び２の目標の達成状況及び第三の三の施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、本計画の実績に関する評価を行う。

都道府県が行う都道府県医療費適正化計画の実績評価及びこれまでの全国レベルでの評価等を踏まえ、国全体としての評価を行う。

高額医薬品の保険収載等に係る最近の動向

令和元年6月12日
厚生労働省保険局

高額医薬品の保険収載について

1．新規医薬品等の保険収載に関する基本的な考え方について

（現状）

- 我が国では、これまで、国民皆保険の下、「有効性や安全性が確認された医療であって、必要かつ適切なものは保険適用する」ことを基本に対応している。

- 現在、四半期再算定などにより効能追加などの状況変化に迅速に対応するとともに、最適使用推進ガイドラインを踏まえた使用の最適化などに取り組んでおり、また、今後、費用対効果評価の本格実施に向けて、その具体的内容について検討することとしている。

（これまでの医療保険部会での主な意見）

平成29年11月24日	○　高額だけれども非常に有効性の高い薬について、貧富の差によって使える、使えないなどということになったら公的保険の意味がなく、そういうものは保険を適用していくという理念を貫くべき。 ただ、財政がもたなくなるので、その分、症状の軽い方に使う薬等については少し保険適用から外す等厳しくすることでバランスをとっていかないといけないのではないか。
平成30年4月19日	○　費用対効果評価を保険収載の際に勘案するかどうかは、あくまで中医協での議論を尊重すべき。試行の結果検証等を十分に行うことが先行であり、保険収載の可否に用いるかどうかはその後の議論。 ○　有効性、安全性がきちんと確認された医療、医薬品で必要かつ適切なものが保険適用されることは、医療の質向上に結びつくものなので、それを予算の制約や経済財政により保険適用外にするというのはいかがなものか。

現在の薬価制度での高額医薬品への対応

○ 効能・効果の追加等により年間販売額が極めて大きく拡大した医薬品であって、通常の薬価改定における再算定の検討に間に合わなかったケースに対応するため、緊急的に薬価の見直しを行う特例措置を平成28年に実施。あわせて、最適使用推進ガイドラインにより、革新的な新規作用機序を有する医薬品の使用を最適化。

○ その後の薬価制度の抜本改革を経て、現行の薬価制度では、高額医薬品について以下のように一定の対応がとれるようになっている。

■ 国民皆保険の下、「有効性や安全性が確認された医療であって、必要かつ適切なものは保険適用する」ことを基本とし、薬価については以下のように対応。

（１）新規収載する医薬品が既存のものと同等の場合は同等の薬価とする（類似薬効比較方式）。比較する既収載医薬品がない場合は、原価計算方式で薬価を算定。

（２）薬価改定の際、実勢価を踏まえて薬価を引き下げ。

（３）保険収載後の効能追加等による市場規模の拡大に応じて市場拡大再算定等を実施して薬価を改定。

■ 平成30年度の薬価制度の抜本改革で、市場規模の拡大に応じて速やかに薬価を改定できるよう四半期再算定の仕組みを導入。

■ 革新性が高く市場規模が大きい品目については、費用対効果評価を試行的に行い、その結果に基づいて価格調整を実施。

○ また、費用対効果評価については、今後の本格実施に向け、試行的実施において明らかになった技術的課題への対応策を整理した上で、具体的内容等について本年度中に結論を得ることとしている。

CAR-T細胞治療に使用される再生医療等製品について

製品の概要

販売名：　キムリア点滴静注

企　業：　ノバルティスファーマ株式会社

効能等：　①再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病

②再発又は難治性のCD19陽性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫

薬　価：　33,493,407円（1患者当たり、1回のみの投与）

※ 希少疾病用再生医療等製品に指定されており、ピーク時年間投与患者数は約220人（72億円）

※ 米では約4,833万円、独では約4,128万円、英では約4,117万円

備　考：　令和元年5月15日　中医協審議、5月22日　薬価収載

費用対効果評価の対象として指定

キムリア点滴静注を用いた治療の概要

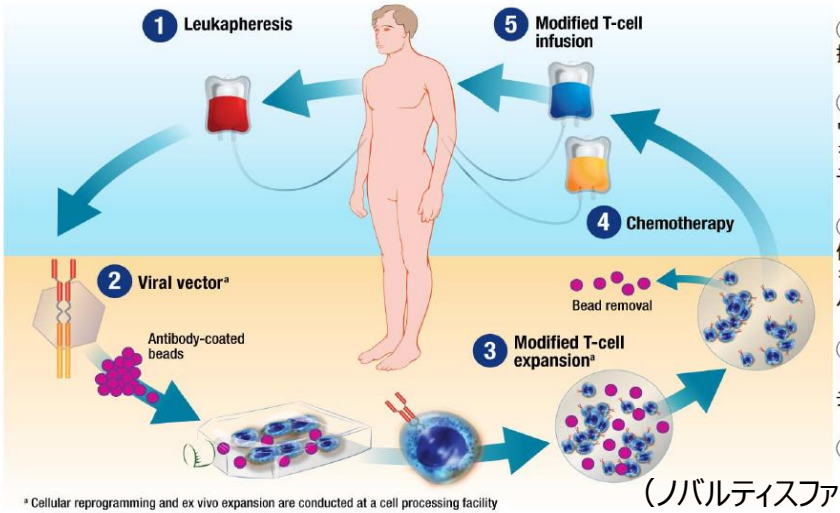

①患者の単核球を採取

②ex vivo でレンチウイルスベクターを用いたCAR遺伝子導入

③抗CD3/CD28抗体結合磁性ビーズを添加・洗浄しハーベスト

④患者は前処置として、リンパ球除去療法を施行

⑤キムリアを輸注

（ノバルティスファーマ株式会社提供資料を一部改変）

費用対効果評価制度について

２．費用対効果評価について

（現状）

- 現在、新医薬品は、承認後、原則として60日以内、遅くとも90日以内に薬価収載する（新医療機器については保険適用希望書提出後５～６ヶ月以内に保険適用区分を決定する）こととしている。

- 平成28年度より費用対効果評価の試行的導入を行っている。費用対効果評価の結果は価格調整に用いることとし、保険償還の可否の判断には用いていない。費用対効果評価の実施には1.5-2年の期間を要している。

- 費用対効果評価の本格実施に向けて、試行的実施の結果も踏まえ、その具体的内容について引き続き検討し、平成30年度中に結論を得ることとしている。

（これまでの医療保険部会での主な意見）

平成30年4月19日	○　費用対効果評価を保険収載の際に勘案するかどうかは、あくまで中医協での議論を尊重すべき。試行の結果検証等を十分に行うことが先行であり、保険収載の可否に用いるかどうかはその後の議論。

費用対効果評価制度について（概要）

○　費用対効果評価制度については、中央社会保険医療協議会での議論を踏まえ、2019年4月から運用を開始。
○　市場規模が大きい、又は著しく単価が高い医薬品・医療機器を評価の対象とする。ただし、治療方法が十分に存在しない稀少疾患（指定難病等）や小児のみに用いられる品目は対象外とする。
○　評価結果は保険償還の可否の判断に用いるのではなく、いったん保険収載したうえで価格調整に用いる。
○　今後、体制の充実を図るとともに事例を集積し、制度のあり方や活用方法について検討する。

【費用対効果評価の手順】

①品目の選定
（市場規模の大きい医薬品等を選定）

②企業による分析（9ヶ月）
分析前協議（分析枠組み等の決定）、企業分析

③公的分析（検証・再分析）（3～6ヶ月）（※1）

（※1）国立保健医療科学院が主体となり実施

④総合的評価

（3ヶ月）

⑤費用対効果の評価結果に
基づく価格調整を実施

（注）カッコ内の期間は、標準的な期間

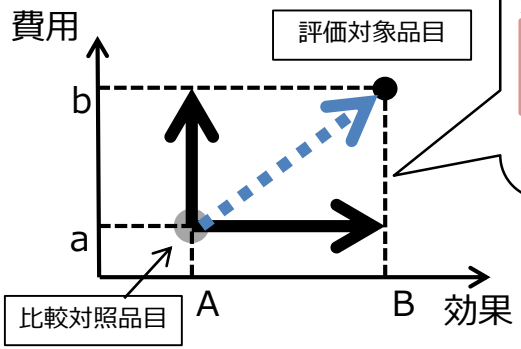

評価対象品目が、既存の比較対照品目と比較して、費用、効果がどれだけ増加するかを分析。

増分費用効果比（ICER）＝ b-a（費用がどのくらい増加するか） / B-A（効果がどのくらい増加するか）

健康な状態での１年間の生存を延長するために必要な費用を算出。

総合的評価にあたっては、希少な疾患や小児、抗がん剤等の、配慮が必要な要素も考慮（※２）

評価結果に応じて対象品目の価格を調整（※３）
・費用対効果の悪い品目は価格を引下げ
・医療費の減少につながる品目等は価格を引上げ

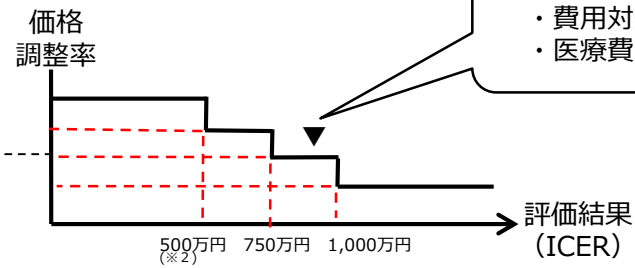

（※２）抗がん剤等については、通常よりも高い基準（750万円/QALY）を用いる。
（※３）価格調整範囲は有用性系加算等

中医協における論点整理及び対応案の検討状況

○　これまでの中医協における検討、試行的導入の経験、有識者の検討結果ならびに関係業界からの意見等を踏まえ、中医協費用対効果評価専門部会及び合同部会において、論点整理及び対応案の検討を行ってきた。

	主な検討内容
2018年 6月13日	価格調整にかかる基準値
8月22日	総合的評価
10月17日	費用対効果評価の活用方法、品目選定、稀少疾患等への対応、価格調整
11月 7日	価格調整
11月21日	品目の選定、分析のプロセス、価格調整
12月 5日	公的分析、費用対効果評価専門組織、分析ガイドライン、価格調整
12月19日	関係業界からのヒアリング
2019年 1月23日	費用対効果評価に関する骨子（案）
2月６日	関係業界からのヒアリング
2月20日	費用対効果評価に関する骨子（とりまとめ）
4月～	制度運用開始（予定）

（※）8月22日は費用対効果評価専門部会。それ以外の日程は、費用対効果評価専門部会、薬価専門部会及び保険医療材料専門部会の合同部会。

（７）費用対効果評価に係る今後の検討について

中医協においては、2012年５月に費用対効果評価部会を設置し、我が国における費用対効果評価の在り方について検討を進めてきた。

今回の骨子のとりまとめに当たっては、これまでの中医協における検討、試行的導入の結果、有識者の検討結果及び関係業界からの意見等を踏まえ、費用対効果評価専門部会及び合同部会において論点整理及び対応案の検討を行った。

本年4月より、本骨子の内容に基づき運用をすすめるとともに、費用対効果評価にかかる事例を集積し、体制の充実を図ることとする。

その上で、適正な価格設定を行うという費用対効果評価の趣旨や、医療保険財政への影響度、価格設定の透明性確保等の観点を踏まえ、より効率的かつ透明性の高い仕組みとするため、諸外国における取組も参考にしながら、選定基準の拡充、分析プロセス、総合的評価、価格調整方法及び保険収載時の活用のあり方等について検討する。

また、総合的評価や価格調整において配慮する要素や品目の範囲、配慮の方法等については、今後企業から提出される分析結果や諸外国における運用等を参考に検討を行うこととする。

がんゲノム医療について

「ゲノム」と「がん」

ヒトのゲノムは約30億個の塩基が対をなして構成している

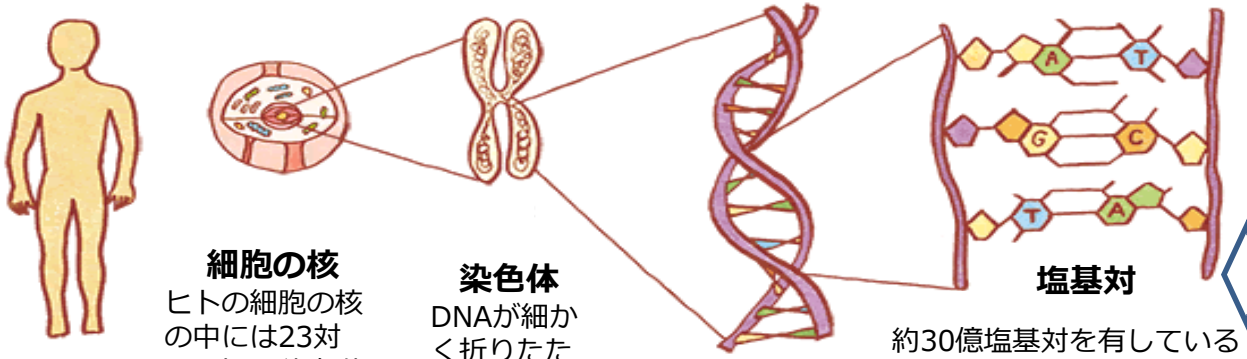

中外製薬HP（よくわかるバイオ・ゲノム）から

30億個の文字を印刷すると・・

18フォントで
A4用紙1枚に
846文字

A4両面印刷

1箱(500枚入り)

3546箱に相当

【ヒトのゲノムの構成】

全ゲノム (30億塩基対)

エキソン ＝タンパク質合成に関連する部分（遺伝子）

全体の1.5%
(4500万塩基対)

遺伝子が何らかの原因で
傷つくことにより「がん」
が発生する

ゲノム（＝遺伝情報）を活用したがん治療

- 同じ「肺がん」であっても、原因となる遺伝子はさまざまであり、対応する薬剤も異なる。
- ゲノム医療では、原因となる遺伝子を特定して、より効果が高い治療薬を選択することが可能となり、患者一人一人にあった「個別化医療」につながる。

第３期がん対策推進基本計画（平成30年３月９日閣議決定）（概要）

第1　全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」
①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実　②患者本位のがん医療の実現　③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2　分野別施策

1．がん予防

（1）がんの1次予防
（2）がんの早期発見、がん検診
　　（2次予防）

2．がん医療の充実

（1）がんゲノム医療
（2）がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
（3）チーム医療
（4）がんのリハビリテーション
（5）支持療法
（6）希少がん、難治性がん
　　（それぞれのがんの特性に応じた対策）
（7）小児がん、AYA（※）世代のがん、高齢者のがん
　　（※）Adolescent and Young Adult：思春期と若年成人
（8）病理診断
（9）がん登録
（10）医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3．がんとの共生

（1）がんと診断された時からの緩和ケア
（2）相談支援、情報提供
（3）社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
（4）がん患者等の就労を含めた社会的な問題
（5）ライフステージに応じたがん対策

4．これらを支える基盤の整備

（1）がん研究
（2）人材育成
（3）がん教育、普及啓発

第3　がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1．関係者等の連携協力の更なる強化
2．都道府県による計画の策定
3．がん患者を含めた国民の努力
4．患者団体等との協力
5．必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6．目標の達成状況の把握
7．基本計画の見直し

第３期がん対策推進基本計画

がんゲノム医療　取り組むべき施策（抜粋・一部改変）

①がんゲノム医療提供体制の整備

- がんゲノム医療中核拠点病院の整備
- がん診療連携病院等を活用したがんゲノム医療提供体制の段階的な構築

②ゲノム情報等を集約・利活用する体制の整備

- がんゲノム情報管理センターの整備

③薬事承認や保険適用の検討

- 遺伝子関連検査（遺伝子パネル検査等）の制度上の位置づけの検討
- 条件付き早期承認による医薬品の適応拡大等を含めた施策の推進

④がんゲノム医療に必要な人材の育成の推進

- 遺伝カウンセリングに関わる人材等の育成・配置

⑤研究の推進

- ゲノム医療や免疫療法について、重点的に研究を推進
- がんゲノム情報管理センターに集積された情報を分析し、戦略的に研究を推進

⑥患者・国民を含めたゲノム医療の関係者が運営に参画する体制の構築

- がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議の設置

第１回がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議
（平成30年8月1日）資料１より抜粋

がんゲノム医療推進コンソーシアムの体制と役割

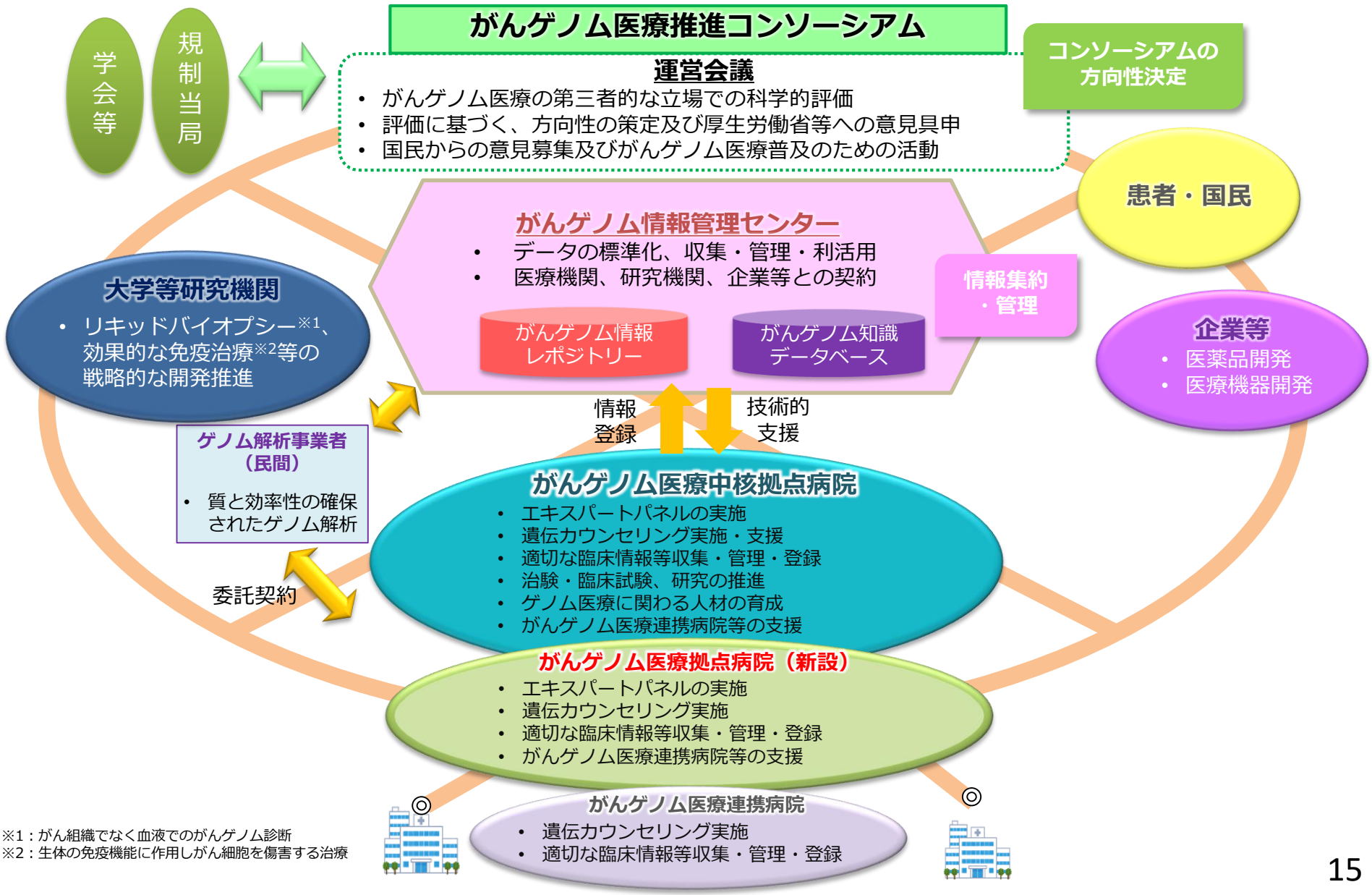

※1：がん組織でなく血液でのがんゲノム診断
※2：生体の免疫機能に作用しがん細胞を傷害する治療

第1回がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議（平成30年8月1日）資料1より抜粋・一部改変

がんゲノム情報管理センター

（国立がん研究センターに設置：Center for Cancer Genomics and Advanced Therapeutics: C-CAT）

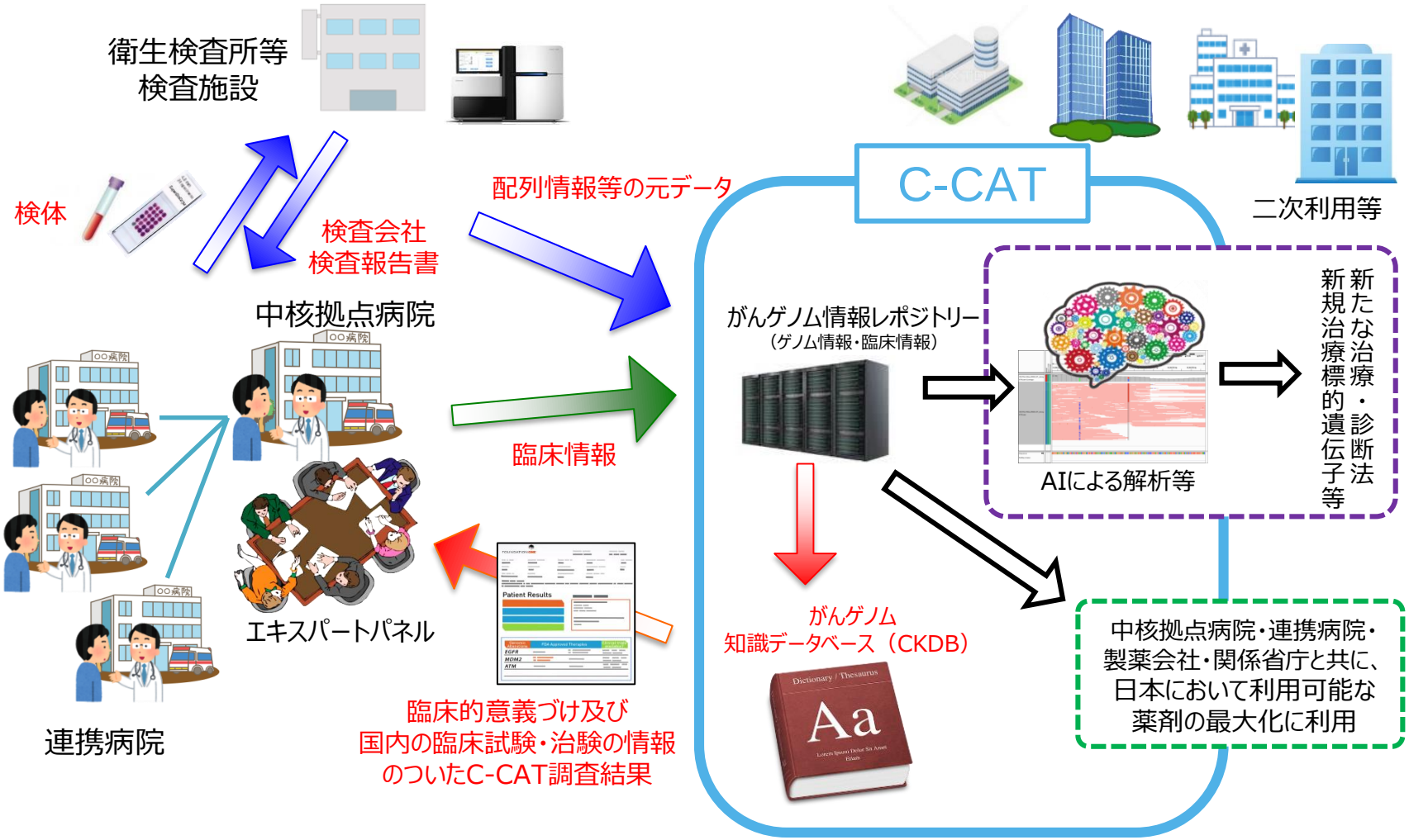

個人情報保護法等関係法令等を遵守する

データセキュリティに関して法令と3省3ガイドラインを遵守

がんゲノム情報管理センターに
ゲノム情報・臨床情報を集約するメリット

国民・患者

○治療機会の増加
日本の治験情報が付与されることで、治療へのアクセスが高まる。

○治療成績の向上
日本人集団のゲノム情報等が集約・管理されることにより、
日本人集団における個人に最適な治療を選択できる。

企業・研究機関

○研究開発の促進
臨床情報と結びついたゲノム情報を利活用することにより、
創薬等を促進する。

国

○All Japan体制の構築
ゲノム情報等を集約・管理・利活用する体制を構築すること
により、日本発の創薬等を促進する。

遺伝子パネル検査の保険適用（イメージ）

対象患者（概要）

以下の①又は②に該当し、本検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した患者が対象
①標準治療のない固形がん患者
②標準治療が終了となった固形がん患者(終了が見込まれる者を含む)

算定のタイミング

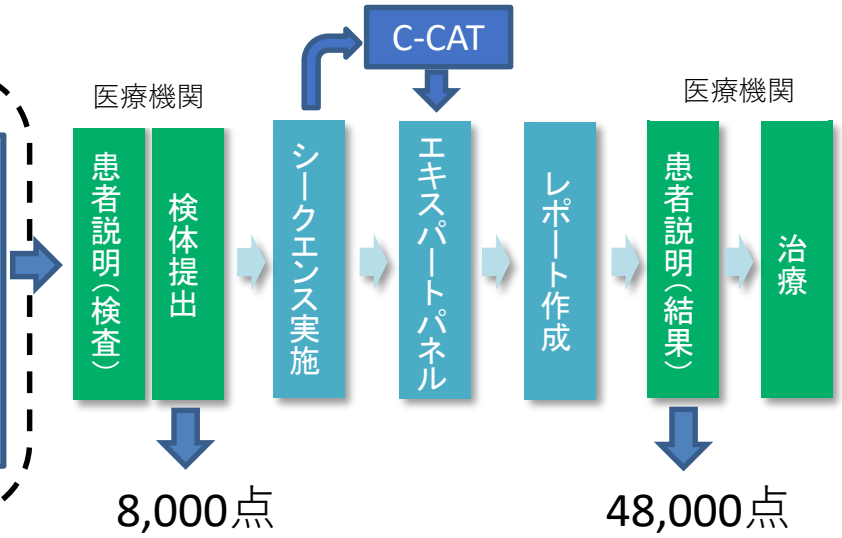

点数及び主な要件

○検体提出時　8,000点
○結果説明時　48,000点
計　56,000点

・がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院で実施
・C-CATへデータ提出
・患者へのデータ返却体制の整備
・管理簿等の作成
・品質・精度管理のための必要な措置　等
・エキスパートパネルの実施（がんゲノム医療中核拠点病院で実施）
・治療方針等について患者に説明　等

承認された遺伝子パネル検査

名称	開発企業	申請企業	承認状況
NCCオンコパネル	シスメックス株式会社	シスメックス株式会社	2019年6月に保険適用
FoundationOne CDx	Foundation Medicine Inc.（米国）	中外製薬	2019年6月に保険適用

ゲノム検査の種類

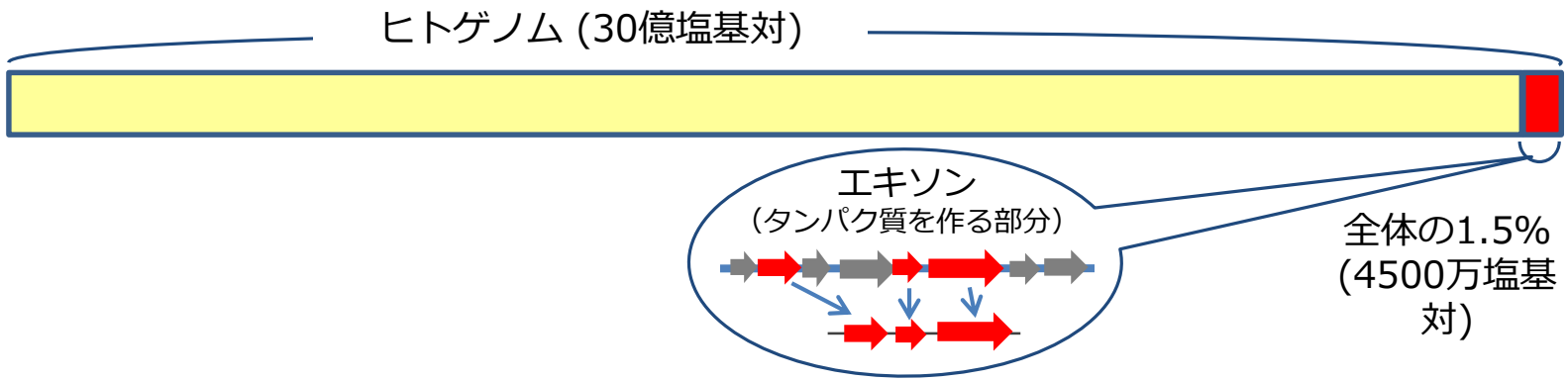

がんゲノム検査の種類	**単一遺伝子検査（コンパニオン診断）**	**遺伝子パネル検査**	**全エキソン検査**	**全ゲノム検査**
対象	• がんに関連する**1つの遺伝子**	• がんに関連する**複数の遺伝子**（100～500箇） • **200万塩基対**	• **全ての遺伝子領域**（約25,000箇） • **4500万塩基対**	• **全てのゲノム領域**（全ての遺伝子（約25,000箇）と全ての遺伝子以外の領域） • **３０億塩基対**
治療との関連	• 対応する**治療薬が確立**している遺伝子	• **対応している薬物療法が確立していない遺伝子も含む**	• **対応している薬物療法が確立していない遺伝子が大半**を占める	• **機能がわかっていない領域が大半**を占める
臨床的有用性	• 確立しており、遺伝子変異に対応する治療薬もある	• 臨床応用できるレベルに到達しており、遺伝子変異に対応する治療薬も一部あり（多くは保険適用外・未承認薬）	• 全エキソン検査で新しい発見は求めにくく、臨床上の有用性はパネル検査とほぼ同じ(既に3万人に及ぶがん患者の全エクソン解析済み)	• 既知の部分（コンパニオン診断やパネル検査）以外は研究中。 • 遺伝子パネル検査や全エクソン解析で判らなかったがんの原因が明らかになると期待される
臨床現場での活用	• 既に一部保険適用	• 「先進医療」で実施中（先進医療の自己負担部分は民間保険の利用が可能） • 今後、保険適用を予定	• 研究進行中	• 研究進行中

平成30年３月８日
先進医療会議資料
より抜粋（一部改変）

がん遺伝子パネル検査の流れ

テンプレートDNA調製

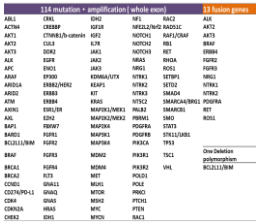

検査対象となる**がん関連遺伝子領域を濃縮**

塩基配列決定

DNAシークエンサーにより**塩基配列を決定**

Raw data

```
AGAAGCACCTGGAGAACTC
ATG.....

TGCACACATTGACTTACCC
ACT.....

AAGCAAAAATCCAGCCCAT
CAC.....

CTTGGAAAAGGACTGCACT
TGG.....

CCTGGTGGTCTGGAAGATC
TTC.....

GCACCAGGAGGGACTTAGT
TTA.....
```

解析

参照・判定

データベース

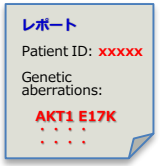

得られた塩基配列を**データベース情報と照合し、**がん関連遺伝子の異常を検出。結果を**レポートとして出力**

がん組織（生体試料）

期待される効果

検査結果を活用し、**個々の患者に対する治療方針決定の補助**

- 治療効果が期待される医薬品の選択
- がん種の診断
- 予後に係る情報の入手　　など

<エキスパートパネル>
専門家によって担当医
返却レポートを作成